

北京遷都の研究——近世中国の首都移転——

新宮学

目次

序章 北京遷都研究序説

はじめに

一 北京遷都研究の現状

1 「靖難の役」研究からのアプローチ

a 北辺防衛を重視する立場 (2) b 永楽帝の心理や性格を重視する立場 (4)

2 初期明朝政権確立過程からのアプローチ

a 政治体制の確立を重視する立場 (9) b 首都の位置選択を重視する立場 (7)

c 専制支配体制の確立を重視する立場 (9)

3 近世社会史や東アジア世界の展開からのアプローチ

a 銀経済の契機として重視する立場 (11) b 元・明の連続性を重視する立場 (12)

c 多民族国家の形成を重視する立場 (13)

二 課題と方法

三 『太宗実録』編纂にみる遷都の影

註

一頁	一頁
二頁	一頁
五頁	一頁
一一頁	一頁
一五頁	一頁
二〇頁	一頁
三〇頁	一頁

第一章	初期明朝政権の建都問題——洪武二十四年皇太子の陝西派遣をめぐる	四九頁
	はじめに	四九頁
一	『明史』朱標伝の問題点	五二頁
二	皇太子派遣の目的	五五頁
1	秦王府問題 (55)	六二頁
2	晋王府問題 (59)	六七頁
三	洪武八年以後の首都南京の建設過程	七一頁
	おわりに	七一頁
	註	
第二章	明初の燕王府をめぐる諸問題	八三頁
	はじめに	八三頁
一	燕王府の所在地について	八六頁
1	『太祖実録』の燕王府記事の再検討 (86)	一〇〇頁
2	高麗使節の燕王府記事 (94)	
二	燕王府設置をめぐる	
1	皇子朱棣の北平配置 (100)	一一〇頁
2	燕王府の建設過程 (103)	一一三頁
	おわりに——靖難の役前夜の燕王府	
	註	

第三章 北京遷都——永樂遷都プロジェクトの諸段階

はじめに

一 前段階——靖難の役後の北平復興策

1 税役免除と賑恤 (141) 2 北平開中 (143) 3 輸米贖罪 (144)

4 移民政策 (145)

一一一頁
一一一頁
一三八頁

二 第一段階 南北両京体制の施行

1 北京の成立 (152) 2 北京行部と留守行後軍都督府の設置 (153)

一五一頁

3 旧燕王府の国社国稷改変問題 (158) 4 世子の南京召致と趙王の北京留守 (160)

三 第二段階 北京營建工事の開始と第一次巡幸

1 北京宮殿建設の提案 (164) 2 大木伐採と資材運搬 (167) 3 工匠の徴発と營繕工事 (174)

一六四頁

4 北京巡幸の決定と徐皇后の死去 (178) 5 巡幸の準備と出発 (185) 6 巡幸中の活動 (187)

7 天寿山の造宮 (190)

四 第三段階 第二次巡幸と西宮建設

1 徐皇后の梓宮発引と第二次巡幸 (193) 2 皇城牆の修築工事 (197) 3 永樂十二年乙未科 (200)

一九三頁

4 西宮の建設 (206)

五 第四段階 紫禁城建設と最後の巡幸

1 諸王問題の後始末 (210) 2 南京での文武重臣会議 (217) 3 第二次の北京巡幸への出発 (220)

二一〇頁

4 奉天殿と乾清宮の建設 (221) 5 南城壁の拡張 (225) 6 北京行部と留守行後軍都督府の廃止 (228)

おわりに——永樂十九年元旦朝賀の儀式

二二二頁

註

二三五頁

第四章 北京巡狩と南京監国

はじめに

三〇五頁

一 巡狩事宜と留守時宜

三〇七頁

二 奏本の南京保管をめぐる

三一―一頁

三 情報の二元化

三一―三頁

おわりに

三一―五頁

註

三一―六頁

第五章 南京還都——永樂十九年四月奉天殿焼失の波紋

はじめに

三二―五頁

一 三殿焼失の波紋——遷都直後の動揺

三二―一頁

1 落雷による三殿火災 (331) 2 奉勅陳言 (333)

3 全国巡行と科道官の交趾左遷 (338) 4 夏原吉と李時勉の投獄 (341)

二 兩京体制の復活——永樂帝の病死

三四―三頁

三 頓挫した南京還都——洪熙帝の急逝

三四―七頁

おわりに

三五―〇頁

註

三五―一頁

第六章 洪熙から宣徳へ——北京定都への道

はじめに

一 南京還都決定の背景

二 還都批判と洪熙帝の急逝

三 還都の放棄

1 献陵建設 (383) 2 漢王高煦の政治批判 (388) 3 南京皇城修理工事の行方 (394)

四 北京定都への道

1 北京行部と行後軍都督府の廃止 (397) 2 营造の再開 (398) 3 宣徳巡辺 (400)

おわりに

註

第七章 北京定都——正統年間の奉天殿再建と首都空間整備

はじめに

一 建築資材の調達と労働力の編成

1 木材調達と運搬の再開 (428) 2 武功三衛の増設——軍匠の編成 (430)

二 宣徳年間における皇城内部と中央官庁の整備

1 皇城東側の拡張と天財甲乙丙丁等庫の新設 (433) 2 行在礼部の建設 (435)

三 京城九門の城壁・門楼と城濠・橋梁・水門等の整備

三六七頁
三六七頁
三七一頁
三七七頁
三八三頁
三九六頁
四〇一頁
四〇四頁
四二七頁
四二七頁
四二七頁
四二八頁
四三三頁
四三三頁
四三九頁

1 宣徳年間 (439)	2 正統初年 (439)	3 正統四年の北京城水害以後 (442)
四 三殿二宮の再建		四四三頁
五 京師北京の成立——定都以後の首都空間整備		四四七頁
おわりに——土木の変直後の北京防衛		四五五頁
註		四五八頁

附篇第一章 明初北京への富民層強制移住について——所謂「富戸」の軌跡を中心に——
はじめに

一 永楽元年の移住規定の検討	四八五頁
二 初代移住者の分析	四八五頁
三 移住者後裔の軌跡	四八六頁
1 富戸の逃亡と国家の対応 (495)	四八九頁
2 科挙による官僚化 (499)	四九五頁
おわりに	五〇四頁
註	五〇五頁

附篇第二章 明末清初期の諸史料にみえる燕王府—西苑所在説の再検討

はじめに

一 燕王府—西苑所在説の系譜	五一九頁
二 永楽帝の西宮と嘉靖年間の西苑再開発	五一九頁
	五二〇頁
	五二五頁

三 嘉靖帝の西苑万寿宮移居

おわりに

註

年表 北京遷都関係年表

結語

あとがき

索引

中文要旨

英文目次

五二九頁

五三一頁

五三三頁

五四六頁

五四九頁

五六七頁

凡例

- 一 引用史料は、主にわが国の常用漢字を用いて表記した。本文中での引用は、原則として書き下し文に改め、註に原文を提示した。
- 二 主に使用した明実録は、台湾の中央研究院歴史語言研究所影印本を用い、巻数もそれに従った。
なお、引用史料中で黄彰健氏による附録の校勘記等を参照して字句を改めたところは、「」内に表示した。
- 三 引用史料中の（ ）や傍点は、引用者が付したものである。

中表紙

北京遷都の研究——近世中国の首都移転——

新
宮
学

序章

北京遷都研究序説

はじめに

五千年という長期にわたる文明の持続と広大な領域とを誇る中国といえども、明朝の北京遷都のように一つの王朝がその首都を緯度にして八度、一〇〇〇キロ以上も南北に離れた土地に移した例はない。おそらく、世界史上においても稀有の事例であろう。中国史上に限っていえば、唯一の例外は、女真族金の侵攻によって南渡を余儀なくされた宋朝の場合である。それでも東京開封から行在杭州までは、緯度にして五度弱、七五〇キロにとどまる。これに対して明朝の場合は、自らの強い意志のもとに長距離にわたる首都の移転を実現したわけで、その持つ意味は全く異なる。明王朝三〇〇年間の最大のプロジェクトといっても過言ではない。

従って、この遷都は、政治はもちろん経済・社会の全般にわたるシステムの変更を引き起こしたことが予想される。とくに、古代中国によくみられた首都の東西移動ではなく、南北移動の場合、生態系や農業生産のあり方も変化し、国家財政や社会生活全般への影響も大きいものがある。にもかかわらず、従来の明代史研究ではこうした点について

十分な検討がなされてきたとは言いがたい。

もちろん北京遷都の背景等の問題については、洪武から永楽期にいたる初期明朝政治史研究の中で、比較的多くの研究者が論及してきた。そこでは、主に皇位継承をめぐる皇室内部の争いとしての「靖難の役」の帰結として論じられた。あるいは、初期明王朝の政権確立過程や元・明交替というような王朝の歴史的な性格と関連して論じられる場合も多かった。

ここでは、一九三〇年代以来現在にいたるまでのこうした諸研究を振り返ることによって、政治社会史としての北京遷都研究の課題を措定する基礎作業としたい。なお、ここに取り挙げた諸論考がそれぞれの時点で抱えていた研究課題は、多様で豊かな内容をもっている。それらの内容全てをここで紹介することを意図しているのではなく、あくまで著者の関心に基づく北京遷都研究史の整理であることをあらかじめお断りしたい。なお、次節では煩雑さを避けるため敬称を略した。

一 北京遷都研究の現状

1 「靖難の役」研究からのアプローチ

a 北辺防衛を重視する立場

明代の北京遷都に関する本格的な研究は、一九三五年に発表された呉晗の研究によって開始された。呉晗は、「明代靖難之役与国都北遷」⁽¹⁾の中で、太祖洪武帝没後の皇位継承問題と建文帝の削藩政策に端を発した「靖難の役」⁽²⁾から北京遷都の問題を論じた。その削藩政策を批判して靖難の役を起こしたはずの永楽帝が、即位後は一転して他の藩王が

自らのやり方を踏襲することを恐れて削藩政策を継承した。建文四年に宣府の谷王を湖広長沙に、永楽元年に大寧の寧王を江西南昌に内徙したのは、諸王の軍事権を回収するためであった。その結果生じた明朝の北辺防衛力の低下を立て直すために、北京遷都の計画が建てられたとした。また北宋の事例を念頭に入れながら、正統十四年（一四四九）の「土木の変」と嘉靖二十九年（一五五〇）の「庚戌の変」を引き合いに出して、対モンゴル防衛という観点から軍事と政治の中心を一致させた北京遷都を肯定的に評価した。⁽³⁾

以上のような呉晗の先駆的研究は、中国はもちろん日本の明代史研究にも大きな影響をあたえた。⁽⁴⁾しかし靖難の研究から出発した呉晗の場合、遷都の実現にいたる歴史的過程の分析が十分になされているとはいえない。これは、当時の研究が『明実録』をほとんど利用できない中で書かれたこともその一因であろう。

また、靖難の役後のモンゴルの軍事的脅威をいさか過大に見積もっているところがある。⁽⁵⁾一般に遷都の理由の第一として挙げられる対モンゴル防衛の問題は、『太宗実録』を繙けば明らかのように、永楽帝の即位当初それほど意識されていたわけではなかった。確かに永楽元年九月に鎮遠侯顧成が上奏したように、当時の明朝にとって西南の少数民族や東南の倭寇に比較すれば、北方のモンゴル残存勢力は最も警戒すべき対象ではあった。しかし、この上奏を承けて永楽帝が近侍の臣に語ったように、皇帝自ら親征すべきほどの脅威とは認識されていなかったのである。⁽⁶⁾むしろ、遷都の実現にいたる過程、及び遷都後に連年繰り返された「モンゴル親征」の中でその脅威は強調され、「土木の変」に至ってこれに対する防衛上の重要性が現実のものとなったと言える。⁽⁷⁾

さらに、呉晗の初期の研究に位置付けられるこの論文では、北辺防衛の問題から対モンゴル防衛上の意義や漢族による国家的統一の維持が一方的に評価された結果、漢族中心主義的色彩を残すものとなった点も否めない。⁽⁸⁾

とはいえ呉晗が、朱元璋の統治政策を、東南の経済地域に国都を置き「東北」の辺境地域に諸王を封建したことか

ら、郡県制と封建制の「折衷策」と捉えた点は、朱元璋政権が確立した南京京師体制のもつ過渡的性格を考えるうえで極めて重要である。因みに、洪武帝が南京に都を定めたのは当時のさまざまな経済的環境の制約によるものであったとして、第一に、南京が東南の経済的重要地域の中心に位置すること、第二に南京には呉王時代からの宮殿が存在したこと、第三には朱元璋集団が「江淮の子弟」と呼ばれるような鳳陽出身の同郷集団からなっており、郷里から遠く離れることを望まなかったことを挙げている。

b 永楽帝の心理や性格を重視する立場

北京遷都を決定するにあたって、北辺防衛の問題とともに永楽帝自身の心理的要因が存在したという指摘は、早くからなされている。たとえば、寺田隆信は概説書の中ではあるが、遷都の理由として、篡奪者たる永楽帝に対する江南の世論は厳しく、南京にそのまま居すわるのは心地よくなかったことや、北平は燕王の創業の地であり、かつ対モンゴル作戦の戦略上の要地であったことを指摘していた。⁽⁹⁾

近年では、台湾の張奕善が「明成祖政治権力中心北移的研究」の中で、とく一節を立てて論じている。これによれば、多方面にわたる遷都の原因の中でも従来から指摘されてきた北辺防衛問題は一つの見解ではあるが、その全貌を明らかにできないと批判したうえで、心理的要因の重要性に言及している。「壬午殉難」と呼ばれる即位当初の南京において建文官僚を惨殺した際に受けたリアクションと、帝位篡奪の汚名をぬぐい去れない永楽帝の心理的要因を詳述し、「南京で帝位に即くのは針のむしろ（針氈）に坐るようなもの」で種々の理由にかこつけて南京を離れようとしたこと、殺害と篡奪に対する良心的呵責こそが、首都の北遷を促した要因の一つと指摘している。⁽¹⁰⁾

同じく台湾の朱鴻は、『明成祖与永楽政治』の中でこうした心理的要因に加えて新たに永楽帝自身の性格に注目している。⁽¹¹⁾靖難の役によって帝位を篡奪した永楽帝にとって、その心理的わだかまり（塊壘）を消し去り篡奪の汚名を濯ぐことが、彼の政治行為の主要な動機となった。これに「癩癩」症状をもつ人格的特質も加わって、その施政はつねに大功を好むものとなった。また永楽帝が遷都を行ったのは、自らを明朝の「百世不遷の主」とし、太祖朱元璋をも超える地位を獲得しようとしたためであった。従って、北京遷都は永楽帝が自らの歴史的地位を肯定し、篡奪によって獲得した政権を合法化しようとする最も重要な工作と結論づけた。

朱鴻の研究で第一に注目されるのは、永楽帝が幼少（洪武二十四、五年）のころから癩癩症状をもち、その後もしばしば発作に悩まされ、晩年（永楽十三、四年以降）に症状が一層激化したことを始めて明らかにした点である。確かに、永楽帝の常軌を逸した行為や気宇壮大な事業の数々を理解するうえで首肯できる点も多い。しかしながら、永楽時代の政治を理解するにあたって、帝個人の心理や性格のみを前面に打ち出しているのは、些か一面的にすぎると言わざるをえない。もちろん、遷都は帝自身のイニシアティブによるものではあるが、さまざまなインフラストラクチャーの整備を含む遷都という巨大プロジェクトが紆余曲折を伴いながらも社会に受け入れられていく過程や明初の時代状況に対する考察も不可欠であろう。

第二に、北京遷都の結果、永楽帝の「安民の理想」が破壊されたとして、多くの論者とは対照的に遷都の意義を否定的に捉えている点も特徴的である。⁽¹²⁾その根底には、きわめてモラリッシュな歴史理解が存在するよう⁽¹³⁾に思われる。

2 初期明朝政権確立過程からのアプローチ

次に、日本の研究者に多くみられる初期明朝政権確立過程からのアプローチを取り上げる。従来の初期明朝政権の研究では、「太祖」と「成祖」⁽¹⁴⁾というどちらにも創業をあらわす廟号をあたえられ、いずれも個人的な洪武帝と永楽帝の治世をどのように理解するかが問われてきた。

まず最初に戦前の研究では、日本の明代史研究の開拓者となった清水泰次の理解をみてみよう。⁽¹⁵⁾ 清水によれば、永楽帝の政治は太祖政治の継承であり、建文帝抹殺という出発点に災いされて「反動復旧の結果、英主であるに拘わらず、期待されたほどの新機軸を出さなかった」が、太祖が完成しえなかった民政その他については、「有終の美」を発揮したのも少なくないとしている。また北京遷都とその後が生じた「漕運問題」についての論及もみられるものの、永楽帝の政治に太祖政治との大きな差異を認めておらず、連続面が強調されていると言えよう。

a 政治体制の確立を重視する立場

永楽期における政治体制の確立を重視する立場として、萩原淳平の「明朝の政治体制」がある。⁽¹⁶⁾ 萩原の研究によれば、①太祖洪武帝は「鳳陽体制」を以て中国全土を統一したが、統一後は内政面で鳳陽体制の限界を知って、「華南体制」に切り変えて飛躍発展した。南京に都を置いた華南体制では、華北の軍事とこれにともなう政治・経済政策に限界があった。また、靖難の役の主な原因は、洪武帝の築いた華南体制にもとづく科挙出身の新官僚群とそのブレインとなった学者との協力による過激な革新政策にあった。②こうした華南体制を打破して、北京遷都を中心とし北方親征を梃子にして全国的な規模の政治体制を樹立したのが永楽帝であった。この意味で、明朝支配体制を真に築いたのは、永楽帝であったとする（永楽期政権確立論）。③遷都の理由についても、燕王時代の根拠地や北辺防衛に適し

ているからではなく、「華南体制から統一体制へ飛躍転換」という重大な政策転換が意図されていたとしている。

萩原は、「鳳陽体制」を鳳陽出身者中心の集団指導体制と捉え、胡惟庸の獄を契機にこれを打破し君主独裁体制を確立する過程で成立したのが「華南体制」であるとしている。ただし、この華南体制と遷都後の統一体制の差異については、主として政権を支えた官僚層の出身の差異を指摘するのみで、その体制自体の質的な差異が十分に説明されているわけではない。

⁽¹⁷⁾ なお、呉晗が遷都の理由として重視した北辺防衛については、萩原は自らの明朝時期のモンゴルの動向に関する研究を踏まえたうえで、対外問題は相対的な関係にあり、永楽年間当時は明初に比して北方民族が弱体であったとしている。またモンゴル親征の主たる目的も、北方民族の制圧ではなく、むしろ「内治」にあり、「永楽帝の統率権の及び難い軍をも直接指揮できるような体制、いわば軍事力の中央集権化を計ったもの」としている点は興味深い。

また最近では、松本隆晴が呉晗の見解とは逆に、永楽年間には「北京京師体制」を強化したため、北辺防衛が犠牲となったことを指摘している。⁽¹⁸⁾ こうした見解も、永楽年間の政治体制の確立を重視したものとと言える。

b 首都の位置選択を重視する立場

首都の位置選択を重視する地政学的研究として、フアーマーの『明初両京制度』がある。⁽¹⁹⁾ これによれば、①首都の位置を選択することは、一種の政治制度を建立することである。首都は、フロンティア・コントロール、軍事統帥権の掌握、財源コントロールという三つの機能をもつほかに、ある種のイデオロギーや文化形態を表現しており、政権の合法性を強め、さらに社会組織に有効に介入しその地位を強化した。②首都の設置に際しては、王朝の地理的形

勢とバランスがとられるべきで、首都とその他の地域との関係は、統治者がいかなる目標を追求したかを示している。明代では外患は北方にあり、その対外関係を考慮して北辺防衛に有利であることが必須であった。③歴代の定都の変遷からみて、唐以前は関中地区の長安を都城とし、或いは洛陽を副都とし、挙国の形勢は東西に移動した。唐末より以後には、権力の中心は関中から東方の大平原地帯に移動し、権力の基軸は南北移動の趨勢を示した。以上のことから、明初に太祖朱元璋が南京に奠都したのは誤りとしたうえで、永楽帝が北京に遷都を行ったことを肯定的に評価した。

ファーマーの研究は、明初の両京制度にみられる首都の位置選択の問題を王朝の政治体制確立の問題と関連づけて理論的に考察した最初の研究であった。これについては、すでに檀上寛⁽²⁰⁾及び朱鴻⁽²¹⁾によって、詳細な紹介と批判的検討が加えられているので参照されたい。

そこでも指摘されているように、ファーマーの研究では首都の位置論として展開されたために、首都北京の成立過程に対する生成論的考察が不十分なままに終わっている。とくに、考察の対象が元末・洪武年間から洪熙年間まで⁽²²⁾（一三五五～一四二五年）に限定されている点は問題で、遷都直後に発生した三殿焼失後の北京の地位の動揺の大きさが十分に認識されているとは言い難い。またこれと関連して宣徳から正統期にかけての第二次北京行在期⁽²³⁾の問題が考慮に入れられていないために、永楽帝による北京遷都以後も両京制度を継続せざるを得なかった理由を明らかにしていないように思われる。⁽²⁴⁾

近年、万明は、以上のようなファーマーの研究を踏まえて新たに宣徳・正統年間までを視野に入れ、洪武開国期から正統初年に至る両京制度の形成と確立過程を創設期、変化期、確立期に分期して考察を加えている。皇帝権力の強

化のために採用された両京制度は、政治・軍事と経済的中心の有機的結合によって全国の実効的統治を可能にしたとされている。

c 専制支配体制の確立を重視する立場

次いで、洪武から永楽年間に至る初期明王朝政権確立過程の中に遷都問題を位置づけたのが、檀上寛「明王朝成立期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」⁽²⁵⁾である。檀上は、洪武朝と永楽朝の間に断絶をみる従来の通説とは異なっており、洪武から永楽への推移を一貫した政権確立過程での動きとして捉えようとした。永楽朝は、即位直後に出された詔勅の字義どおりに「真に洪武朝の方針を継承しようとした」⁽²⁶⁾のであり、むしろ建文朝を「一時的な逆行時代」として位置づけた。こうした檀上の理解に重要な根拠あたえているのが、洪武帝晩年の北方遷都計画の存在である。これをもとに、「遷都は洪武朝以来の方針であり、たまたま永楽帝は具体的な都市として北京を選んだが、……あくまでも太祖朱元璋の遺志を実現したにすぎない」と理解している。

檀上の研究は、洪武から永楽に至る初期明朝政権の軌跡を「江南の地主層の利益代弁機関」としての閉鎖的な「南人政権」から中華帝国Ⅱ統一王朝へと脱皮していく過程として内在的に捉え、かかる政権確立過程の中に紆余曲折をへた洪武期の「京師問題」を見事に位置付け、さらにはその延長上に北京遷都を定位しようとしたものであった。一九七〇年代までの明初研究が朱元璋集団に関する狭義の政治史研究と地主制や里甲制研究に代表される社会経済史的アプローチとに両断されていた中であって、両者を有機的に結合させた新たな政治社会史研究を切り開くものであった。

ここにいう「南人政権からの統一王朝へ」という飛躍というシエーマは、先に紹介した萩原の「華南体制から統一体制への飛躍転換」とほぼ共通している。ただし、萩原の場合、永楽帝によって明朝支配体制が真に確立したとしていたのに対し、檀上⁽²⁷⁾の場合には、むしろ洪武十三年の胡惟庸の獄をへた時点を明朝専制支配の「第一次確立期」として重視しており異なる。

遷都の背景については、呉晗やフアーマーが主として北辺防衛の問題から考察したのに対し、萩原・檀上はともに政権内部の要因を重視しているが、萩原が主として⁽²⁸⁾軍事力の中央集権化の問題からこれを説明したのに対し、檀上の場合には、「輿論」というような江南地主階級の動向に注目している点も大きな違いを見せている。檀上の実証研究では、朱元璋政権の確立過程の検討に主眼が置かれ、この過程で遷都問題が浮上してくる背景を説明づけているものの、永楽帝による北京遷都それ自体の歴史過程が具体的に考察されているわけではない。

さらに言えば、檀上のいう「南人政権」「真の統一王朝確立」「⁽²⁹⁾元的統一支配」という論点は、のちに檀上自身も述べるように漢族社会乃至は、中国本土を念頭に組み立てられていた。しかし、永楽帝の関心がこうした漢族社会内部にとどまらず、モンゴル・元朝時代に拡大した「中華世界」を承けて、農耕社会にとどまらず遊牧社会界にまで及んでいたことについては、あまり注意を払っていなかった。これは、一九七〇年代までの日本の中国史研究が色濃くもっていた一国主義的視点の影響でもあろう。後述する宮崎市定がつとに指摘した「東亜共同体」という視点は、この時点ではまだ十分に受けとめられていなかったと言わざるをえない。⁽³⁰⁾

ほぼ同時期に細野浩二も、洪武年間の「南京京師体制」の歴史的構造を論じる中で、南京京師体制のもとで擬制「元」朝的明朝廷支配の確立を図るべき建文帝に対して、太祖の「一視同仁」的明朝廷支配確立志向から内発した

「諸王要請論理」に存立基盤を置いていた燕王朱棣が靖難の役に勝利し、北京遷都を行って後者の「一視同仁」的明朝廷支配を確立したという見通しを述べている。

3 近世社会史や東アジア世界の展開からのアプローチ

第三に、近年あらためて注目されているのが近世社会史や東アジア世界の展開からのアプローチである。

a 銀経済の契機として重視する立場

これまで紹介した研究の多くは、北京遷都のもつ意義を政治史の文脈の中に位置付けようとするものであった。これに対し、遷都の社会経済史的意義に言及したのが北村敬直の「清代の時代的位置」⁽³¹⁾である。

貨幣経済の発達が一戦一戦近代への第一歩となった点を重視する北村は、明清時代に銀経済が発達した契機として、外国銀の流入とやらんで北京遷都の結果漸く一致しようとしていた政治と経済との重心が再び分離した点に注目している（国内的契機）。北京遷都は、専制国家形態のもたらす当然の結果として、宮廷と官僚と軍隊という大量の消費人口を北京を中心とする中国の北隅に集中することになり、生産地と消費地の分離が生じた。これは、太祖洪武帝が定めた現物経済的国家体制を自らの手で再び掘り崩す役割を果たすこととなり、納税を媒介とする上からの銀経済が全国的に波及していったとしている。

こうした遷都のもつ社会経済史的意義を問う先駆的仮説が戦後の早い時点ですでに示されていたにも関わらず、当時の明清史研究においては十分に検討が加えられたわけではなかった。⁽³²⁾確かに税役銀納化の端緒として、官僚による上からの「熾烈な貨幣獲得欲求」が強調されることはあっても、遷都のともなう財政システムの変化が正面から論じ

られることは少なかった。一条鞭法や地丁銀をはじめとして税糧と徭役銀納化の問題から始まった賦役制度史研究においても、明初洪武年間に施行された里甲制の解体の問題は、主として生産関係・生産力や商品生産の側面から説明され、国家の財政システムを大きく規定したはずの首都の位置の問題はほとんど考慮に入れられなかったからである(33)。近年では大田由紀夫が、元末明初期徽州の土地売契から窺われる貨幣流通の変遷の分析を通して、税糧銀納を促進した要因を、従来言われてきた民間での銀遣いの普及とこれに伴う鈔法の不振⁽³⁴⁾ではなく、遠隔地間の大規模な財物移動を必須とする永楽以降の「行・財政システム」への転換に求めている。明朝の行・財政システムの転換という「上から」の要因を先述した北村の指摘以上に重視している点で注目されるが、このシステムの転換をもたらしたのが北京遷都に他ならない。

b 元・明の連続性を重視する立場

さきに紹介した初期明朝政権確立過程からのアプローチが、主として明代史の枠内で考察されていたの⁽³⁵⁾に対し、元・明革命の連続性という視点から考察したのが、宮崎市定「洪武から永楽へ——初期明朝政権の性格——」である。宮崎によれば、元・明交替は「民族革命」という印象とは異なり、モンゴルが支配した元朝の遺風を踏襲した点が多いとし、具体例として文官より武官を重んじた点や軍務の世襲、諸子を分封した同姓封建制などを挙げている。また太祖朱元璋の政策には、モンゴルが形成した「東亜共同体」の通商ブロックを解体し、中国本土を疆域とした単一民族国家を形成しようとする志向が見られるのに対して、永楽帝政権には、中国を中心とした東亜共同体の形成を意図しており、元朝への回帰性が見られる。永楽帝の場合、その対外姿勢と並んで北京遷都に示されるように太祖の政策

からの転換が見られ、むしろ元の世祖クビライの後継者としての側面がみられることを強調した。

こうした洪武から永楽への変化は、永楽帝の個人的志向に由来するものではなく、東アジア世界全体の動きを背景とするものであった。すなわち、世界の大勢が通商ブロックとしての元帝国の復活の必要を感じていたからであり、結果として明朝は、建国の理想に反し、自ら変質して元帝国の後継者とならねばならなかったとしている。

こうした宮崎の問題提起は、断代史的考察に収まりきれない視点をもっていたためであろうか、発表当時は十分に受けとめられなかった。一九八〇年代に入って檀上がこれを再評価し、江南地主の存在形態を手がかりに元・明交替の連続性と断絶性の問題について考察した。⁽³⁶⁾

近年、モンゴル時代をユーラシア世界史に位置付ける試みを精力的に行っている杉山正明も、明朝が多方面にわたって「大元ウルス」のパターンを引き継いで、中国本土にとどまらない中華統一王朝をはじめ形成した点を強調している（記憶としての「モンゴル・システム」）。また北京遷都に關説して、宮崎と同様に、永楽帝が「後ろ向き」の父の洪武帝とはちがった意味で明帝国の「建設者」でもあり、「大元ウルス」の再現を企図していたことを指摘している。⁽³⁷⁾

さらに、王劍英・王紅「論従元大都到明北京的演變和發展——兼析有關記載的失実——」⁽³⁸⁾は、明の北京城は元の大都に重大な改造を施したというものの、総体的規格の上では元の大都の影響を深く受けていることを述べている。都城プランの上からも元・明の連続性があらためて注目されているといえよう。

c 多民族国家の形成を重視する立場

農耕社会と遊牧社会の境界線上に位置する北京は、元来「境界都市」としての性格を有し、歴史的にみて華・夷両世界の中心として華夷秩序の統合を象徴する場でもあった。⁽⁴⁰⁾ 檀上寛も、近著『永楽帝』⁽⁴¹⁾の中で、北京遷都をあらたに「華夷秩序の統合に向けた最後のステップ」と位置付けている。

これに対して中国では、華夷秩序の問題は歴史的に存在していた理念の問題にとどまらず、現実の世界最大の多民族国家のありようと密接に繋がっている。一九八五年に刊行された『北京史』⁽⁴²⁾の中で、許大齡・張仁忠は、明朝成立後も明朝と元朝残存勢力との対立にもかかわらず、辺境各民族と内地の漢族との「關係」は引き続き強化されており、モンゴルと東北部に近接する北平（のちの北京）が統一した多民族国家の首都として優越した条件を有していたことを強調している。

閻崇年「明永楽帝遷都北京述議」⁽⁴³⁾も、同様に遷都を多民族国家の形成から説明しようとしている。北京に都を定めた諸王朝のうち、前燕・遼・金・元・清が塞外民族であるのに対し明朝のみは例外であって、永楽帝の南京から北京への遷都は中国都城史上の一つの転換点であった。また永楽帝の遷都は、洪武帝の遺志を決して完全に受け継いだわけではなく、地理と歴史、軍事と民族、政治と社会等を考慮に入れた後の重大な政策決定であったとしている。その結果、明朝の北辺支配や多民族国家統一を強化したこと、さらには遷都が今日の都市北京の基本プランを定め、北京は明清両代五百年の建設によって中華文明の象徴となったとしている。

一九九〇年代に入って、北京市社会科学学院・曹子西主編『北京通史』第六卷〈明代史〉を執筆した賀樹徳は、近世以来の漢族と北方民族間の闘争と融合、及びこれに関連する軍事的趨勢から北京遷都を歴史的必然ととらえた。

これとは対照的に、毛佩琦は、永楽帝について論じた中で元朝が建設した「真正の華夷一体・四海混一の国家」を

継承しようとしたが、主にモンゴル政策の失敗のために統一した多民族国家を継承発展できなかった点を重視している。永楽帝個人の権力欲と野心から出発した遷都の試みは、中国の多民族国家統一と発展の趨勢に符合していたものの、彼の後継者たちには継承されず、明朝やその後継者から言えば、決して「高明の挙」ではなかったとしている。

中国における多民族国家形成の問題は、従来日本の研究ではあまり触れられなかったが、中国近世社会の成り立ちを考えるうえでも、この問題は避けて通れない。今後、検討すべき大きな課題である。

(46)

二 課題と方法

これまで北京遷都に関連する諸研究を、大きく三つのアプローチに分けて紹介してきた。第一の「靖難の役」研究からのアプローチは、北京遷都をめぐるさまざまな問題群を燕王ないし永楽帝の時代に閉じこめてしまう傾向を持っていた（狭義の政治史）。

第二の初期明朝政権確立過程からの研究は、軍事や社会経済、地政学的観点などを考慮に入れた広義の政治史として評価することができる。しかし、洪武・建文・永楽と続く初期明王朝の歴史的展開を、断絶か連続かを判断する一指標として遷都問題が取り上げられたにすぎず、北京遷都プロジェクトの全体像に対して十分な検討がなされてきたわけではなかった。

近年になってあらためて注目されている、第三の中国近世社会史や東アジア世界の展開の中に北京遷都を位置づけ

ようとする立場は、従来の断代史的研究や一国史的研究の問題性を見直し、漢族中心主義の陥穽にはまりがちな中国史研究を相対化しようとする志向を持っている。

以上のような研究史の展開を踏まえるならば、北京遷都プロジェクトの全体像を実証的に明らかにすることが、まづもつて重要な課題となる。また冒頭に述べたような、政治はもちろん経済・社会の全般にわたるシステムの変更を引き起こした⁽⁴⁷⁾ことが予想される北京遷都の歴史的意義を、初期明朝政権の確立過程のみならず、元・明の連続性、ひいては近世中国の歴史的展開というような垂直軸と、東アジア世界の展開や諸民族の動向というような水平軸の交差する中に位置付けることが、もう一つの課題となる。言い換えれば、長いあいだ明朝政治史の中の一事件として閉じこめられていた北京遷都の問題群を、近世中国、あるいは東アジア世界の歴史的展開の中に解き放つ試みが求められていると言えよう。

こうした課題に実証的方法により接近すべく、本書の各章は書かれている。史料に基づいた実証作業はあらためて言うまでもなく歴史研究における基本的方法であるが、最初に、本書がとくに意を払った点について予め触れておきたい。

第一に、本書が扱う時期についてである。従来、永楽十九年（一四二一）の北京遷都というように一つの政治史的事件として扱われてきた遷都問題を、洪武・建文期から永楽・洪熙・宣徳・正統年間までを視野に入れた初期明朝政権の確立過程の中に位置付ける。とくに、靖難の役後に成立した永楽政権の下で進められた南京・北京の「両京体制」の創始（一四〇三）から「北京遷都」（一四二一）の実現にいたる過程と、その直後の奉天殿以下三殿の焼失を契機に生じた首都北京の地位の動揺、永楽帝の死後に洪熙帝によって下された「南京遷都」の決定（一四二五）、さ

らには宣徳帝のもとで進められ、英宗即位後の正統六年に確定する「北京定都」（一四四一）という、紆余曲折をへた一連の首都北京の成立過程に着目し、その過程を丹念に跡づけることによって、あらためて北京遷都プロジェクトの全体像を明らかにしたい。

なお、南京と北京の両京問題について、⁽⁴⁹⁾これまでにこうしたパースペクティブで考察した研究としては、華絵氏や盧秀菊氏による研究がすでに存在している。ただし、これらの研究は、南京や北京の設定をそれぞれの皇帝の性格や志向性から説明するにとどまっていた。明朝政権がその基盤を確立していく過程に注目した萩原氏や檀上氏、フアーマー氏の研究は、こうした視点の狭隘さを乗り越えるものであった。とはいえ、檀上氏が永楽十九年の北京遷都をもって初期明朝政権の確立とし、フアーマー氏が洪熙初年（一四二五）までを分析の対象としたように、遷都直後の三殿焼失がもたらした波紋は、かなり低く見積もられていた。本書では、永楽帝の後を継いだ洪熙帝による南京遷都の決定と、宣徳帝と正統帝のもとで進められた北京定都という軌道修正の過程をも含めて考察を加えることにしたい。第二に、考察に用いたそれぞれの史料の性格についてその概略を述べる。

まず根本史料として用いた実録についてである。初期明朝政権成立過程とも重なる洪武から正統年間、永楽帝により革除された建文朝を除き、『太祖実録』、『太宗実録』、『仁宗実録』、『宣宗実録』、『英宗実録』に至るまで歴朝の実録が幸いに残されており、貴重な同時代史料として利用できる。ただし、これらの実録は、一般には「明実録」として一括して扱われることも多いが、これらの実録はそれぞれ編纂時期も異なり、次節で詳述するように、北京への首都移転の実現にいたる紆余曲折をへた政治過程の影響も受けており、利用に当たっては注意が必要である。

次に、正史。これまでも明代史研究において基本史料の一つとして用いられてきた『明史』は、清朝の学者趙翼がつとに指摘するように、歴代の正史の中では比較的高い評価が与えられてきた。⁽⁵⁰⁾確かに、清朝入関直後の順治二年（一六四五）に編纂の詔が出された『明史』は、実際には康熙十八年（一六七九）に編纂事業に着手して以来、乾隆四年（一七三九）七月に最終的に完成し刊行進呈されるまで六〇年という長い年月を費やした。⁽⁵¹⁾これは、明朝成立後の洪武三年十月までに完成し、第一次と第二次を合わせても一年ほどの編集期間で完成した『元史』とは対照的である。⁽⁵²⁾また野史を排して実録を材料とする方針が取られたことも、その特徴として指摘される。しかしながら康熙年間の『明史』⁽⁵³⁾の編纂にあたって明史監修官を命じられていた大学士王熙が二十六年の時点でも、明実録を参照していなかった事実などから判断すれば、台湾の中央研究院歴史語言研究所による影印本出版⁽⁵⁴⁾によって多大の利便を得ている現在の我々に比べて、その利用は制約されていたはずである。

康熙帝は、さきの指示を出した際に、正史としての『明史』完成後も、⁽⁵⁵⁾その編纂に用いた実録の保存を初めて命じた。これは、康熙帝自身の言葉として「後世をして考摭するところ有らしむ」とその目的を述べているように、歴史研究という視点からみてもきわめて合理性に富む判断であった。その結果、「後世」の史家たる我々もその閲覧が可能となった以上、少なくとも残された実録に基づいて『明史』の史料批判という作業が求められるであろう。こうした意味からしても、『明史』の史料的価値は、実録に比すればかなり低く、むしろ十八世紀の時点での歴史的評価として相対化して利用すべきである。⁽⁵⁶⁾

明代後半になると、出版業の盛行に支えられて、筆記や雑記の類が印刷に附されて出版されるようになった。これ

らは、従来個人の備忘録や読書ノートとして書き留められ、日の目を見ることが少なかったものである。これらをまとめた『紀錄彙編』や『国朝典彙』の如き大部な叢書の出版は、明末における掌故の学の盛行を示している。これらの中には、天下のありようを論じる形勢論や京師論もしばしば見られるが、実録などの根本史料に比べると、史実を踏まえた考証というよりは、同時代人の「通念」が述べられている場合が多い。さらには、掌故の類に実録の抄録、或いは邸報などを編纂し独自のコメントを加えた陳建の『皇明資治通紀』や高岱の『鴻猷録』のような史書も、正史の編纂に先立って出版され、多くの読者を獲得した。これらの史書が、読書人の間では明末に勅撰書とほぼ同様に扱われていたことは、焦竑の『国史経籍志』が、経子史集の分類に先立ち、「勅撰」の書に続けて「紀注時政」という項目のもとに、かかる史書類を数多く収めていることから明らかである。ところが、清朝の禁書政策に加えて、乾隆年間にいったん正史としての『明史』が成立すると、これらの史書は一括して「野史」と貶められることになる。しかしながら、これらの「野史」も、清朝によって「勝朝」の歴史が確定される以前の同時代史的評価を語るものとして利用できる余地が残されている。

地方志の類について言えば、出版活動の盛行していた江南に比べて、華北の出版件数は実に寥々たるものではあるが、遷都の問題を地域社会的視點から考察するうえで有益である。ただし地方志の編者は、宮中の実録を閲覧する機会がなかったと考えられることから、その史料価値も制約される。代表的なものでは、万曆『順天府志』六卷があるが、北京城内に関する記述は簡略である。また、順天府附郭の宛平県に関する沈榜『宛署雜記』二〇卷（万曆二十一年刊、一五九三）は、「雜地志」に分類されることが多いが、宛平県知県沈榜が編集した経緯から見ても、地方志と見なすことができ、城内についての豊富な記述を含んでいる。因みに、『宛署雜記』は、わが国の尊経閣文庫に

唯一所蔵が確認される天下の孤本である。⁽⁵⁷⁾ さらに明朝滅亡後には、孫承澤『春明夢餘録』七〇卷（順治年間）や朱彝尊『日下旧聞』（康熙二十七年、一六八八）のような明朝の北京に関する古蹟や沿革をまとめた出版物も刊行された。

最後に、この時期には皇帝に近侍した官僚たちの個人文集がかなり残されていることも、この前後の時代には無い特徴として指摘できる。六部の尚書クラスでは、永楽・洪熙・宣徳とあわせて二〇年以上も戸部尚書に在任した夏原吉や、永楽初年と宣徳前半に工部尚書の地位にあつた黄福の文集⁽⁵⁸⁾と少ないが、逆に翰林院や内閣の官の文集が数多く残されている。当該時期は、いうまでもなく内閣制度の萌芽期にあたっているが、『明史』卷一〇九、宰輔年表一によれば、殿閣大学士に在任した者としては、解縉・黄淮・胡広・楊榮・楊士奇・金幼孜・胡儼・楊溥・権謹・張瑛・陳山・馬愉・曹鼐の十三名を数えることができる。そのうち、在任期間が三年に満たない権謹や陳山を除けば、楊溥・張瑛・曹鼐以外はすべて文集が残されている。⁽⁵⁹⁾ さらに翰林院学士や侍講・侍読までを含めると、王達・曾棨・王直・李時勉・陳循などの文集も残されている。これらの文集は、実録と対照することによって、皇帝の意図や政権中枢の動向を明らかにするうえで貴重な史料となるであろう。

三 『太宗実録』編纂にみる遷都の影

さて、永楽初年から正統年間にいたる首都移転の過程を、政治社会史的視点から辿ろうとする場合、困難な問題が残されている。それは、この過程の中核をなす永楽遷都プロジェクトを明らかにするにあたって根本史料となる『太宗実録』の史料的不備という問題である。⁽⁶⁰⁾

明朝初期の実録のボリュームを中央研究院歴史語言研究所本で比較すれば、次のとおりである。

卷数	皇帝	在位期間	総頁数 ⁽⁶¹⁾	一年あたりの頁数
太祖実録	洪武帝	三一年	三二四四頁	一〇四・六頁
太宗実録	永楽帝	二二年	二二三八頁	一〇八・一頁
仁宗実録	洪熙帝	一年	三一四頁	三一四頁
宣宗実録	宣徳帝	一〇年	二六〇一頁	二六〇・一頁
英宗実録	正統帝	うち一四年間のみ	三五五三頁	二五三・七頁

極めて大ざっぱな比較からみても明らかのように、『太祖実録』と『太宗実録』は、他の実録に比べて一年あたりの記載量の少ない点で際立っている。この点に関しては、清初に明史総裁官として『明史』の編纂に携わった徐乾学も、「修史条議」の中でつとに次のように指摘していた。

明の実録、洪（武）永（樂）兩朝最も率略と爲す。弘治より詳しきは莫く、而して焦芳の筆の褒貶殊に顛倒多し。萬曆より疏^{あら}きは莫く、而して顧秉謙の修纂敘述は一も采るに足る無し。その敘事精明にして詳略適中せるは、嘉靖一朝のみ。仁・宣・英・憲は文皇に勝り、正徳・隆慶は世廟に劣る。これ歴朝實録の大概なり。⁽⁶²⁾

明代の実録の中でも、太祖と太宗の両実録の最も粗略な点と、後代の仁宗、宣宗、英宗、憲宗の実録が『太宗実録』よりも優れているとしている。

そもそも前者の『太祖実録』は、明末の沈徳符が『万曆野獲編』の中で指摘したように、靖難の役による燕王の帝位篡奪を正統化するために二度も編集し直された、いわく付きの実録であった。⁽⁶⁴⁾これ対し後者については、靖難の役

や「壬午殉難」の史実に関する歪曲偽造の問題を中心に、これまで詳細な研究がなされてきた。(65)しかし、北京遷都を始めとする内政面に関する『太宗実録』自体の不備の問題については、これまであまり論じられていない。

前掲の歴朝実録を、試みに永楽元年正月の南京・北京両京体制の創始から十九年の遷都に至るまでの部分と、遷都から正統六年十一月の北京定都に至るまでの部分とに分けてその記載量を比較してみても同様で、遷都以前の分量がかなり少ないことが判る。従来、北京遷都の過程に関する実態が十分に解明されてこなかったのも、こうした『太宗実録』の史料的不備に一因があったと考えられる。(66)このため、簡略にすぎない『太宗実録』の内容は、遷都をめぐるさまざまな不協和音を隠蔽するために、北京營建に関する記事が意図的に制限されたのではないかという疑いさえ生じさせるほどである。しかしここでは、とくにかかる『太宗実録』の史料的不備は、実は遷都という困難なプロジェクト自体にも起因していたという視点から検討をくわえたい。そもそも遷都の困難さは、永楽帝が靖難の役後、両京体制を創始してから遷都の断行に至るまで二〇年近い歳月を要したことにも示されている。この期間は、永楽帝の在位期間の大部分に相当する。この間、帝は三度北京に巡幸し、うちは二度モンゴル親征にも出かけている。皇帝が首都南京に不在の期間中は、皇太子朱高熾が「監国」として帝に代わって政務を代行した。高熾はのちの洪熙帝であり、病弱のため在位は一年たらずに終わった。とはいえその監国の時期を含めて「二十餘年」が「聖徳聖政」と形容されるのは、皇太子監国がまさに帝の職務を代行するものであったからにはほかならない。

永楽帝の治世を後世に伝える『太宗実録』は、帝の死後一〇ヶ月のちの洪熙元年（一四二五）五月に始まり、宣徳五年（一四三〇）正月に一三〇巻が上進された。監修官は英国公張輔・行在吏部尚書蹇義・行在戸部尚書夏原吉であり、総裁官は行在兵部尚書兼華蓋殿大学士楊士奇・行在工部尚書兼謹身殿大学士楊榮・行在礼部尚書兼武英殿大学士

金幼孜・太常寺卿兼行在翰林院学士楊溥と行在戸部尚書陳山・礼部尚書張瑛であった。(68) 当時の北京は、洪熙帝による南京遷都^{かんと}の決定により再び「行在」の名をかぶせられていたが、結局遷都は実現しなかったため、編纂作業は当然のことながら北京で行われた。

ところで明代の実録編纂が北京で行われたのは、これが初めてではない。現存する三修本の『太祖実録』は、巡幸先の北京で帝のもとに進呈されており、何らかの編集作業が北京で行われていたであろう。(70) ただし、これはあくまで監修官の夏原吉、總裁官の楊榮以下の者により最終的な改訂作業が北京で行われたのであって、編集作業の基礎は、南京で出来上がっていたはずである。(71) 建文帝時代に編纂された初修本『太祖実録』は言うまでもなく、永楽初年の解縉らによる再修本の編集作業も、北京遷都以前の南京で行われた。当然、首都南京に保管されていた洪武時代の・案類を利用することが可能であった。

こうして見ると、『太宗実録』の編纂は、遷都後、北京で実録が本格的に編纂された最初のケースであった。しかしそれ故にこの実録の編集作業では、永楽時代の政治を物語る根本史料を十分に利用できなかった可能性が高い。というのは、永楽二十二年間の大半を占める十八年間は、首都がまだ南京に置かれており、この時期の奏本類も多くは南京に保管されていたからである。

こうした事情は、南京で監国として長く政務を代行した洪熙帝の実録『仁宗実録』が、北京で編纂される場合も同様であった。監国時代の事蹟は、南京に多く残されていたであろう。ただ、一年たらずの在位期間の奏本類はすべて北京に保管されていたから好都合であった。とは言え、洪熙元年閏七月にあらためて南京と北京の各官庁に文書を出し、洪熙帝に関する事蹟をさがし求めファイルにして国史館に送らせている。

行在禮部、仁宗昭皇帝實録を纂修するを以て、南北二京各衙門に移文し、及び進士陸徴等をして各布政司暨わよ郡縣に分往し事蹟を採求し、文冊を類編し、悉く史館に送り、以て登載するに備えしむ。⁽⁷²⁾

翌年宣徳元年四月には、奉天門に御した宣徳帝は、実録に記載すべき事柄の報告をまだ届けていない内外の官庁があることを指摘し、行在礼部尚書に対し直々にその督促を命じている。⁽⁷³⁾ ここに見える実録の編纂には、さきの『仁宗実録』にとどまらず、同時に併行して編集作業が進められていた『太宗実録』も含まれると理解してよいであろう。

以上の考察から、北京で行われた『太宗実録』の編纂にあたって、南京六科に收藏されていた遷都以前の奏本類を十分に利用することができなかった可能性が出てきた。

この場合、検討すべき重要な問題が残されている。それは、南京に收藏されていた膨大な数の奏本類を、遷都後北京に移送した事実はなかったかという問題である。例えば、⁽⁷⁴⁾北京に新たに設けられた文淵閣の蔵書の大半は、南京の文淵閣からそれぞれ一部づつを移しかえたものからなっていた。⁽⁷⁵⁾ その凶書の運搬を任されたのは、永樂十三年に北京で初めて実施された科挙の殿試で首席合格者し翰林院修撰を授けられた陳循であった。⁽⁷⁶⁾ 陳循と同郷の王翔の手にかかると『芳洲先生年譜』（永樂）辛丑の条には、さらに詳しくその間の経緯を記している。

是年三月、南京翰林院に敕す。凡そ文淵閣貯えしところの古今一切書籍は、一部有るより百部以上有るに至るまで、各おのの一部を取り、親しく送りて京に至る、餘は悉く封識收貯すること故の如し。公は數の如く取りて共に百櫃を得たり。中貴蕭愚は駕舟を督操し、十艘に分載し、公は編修林誌・李貞・陳景著・庶吉士王翱等三十人とともに護行す。四月六日に京に至り書進す。公らは悉く京師に留まる。會たま三殿災し、百官に詔して直言を求む。公は民力を過用するの數事を言い、災を致すの由ここに在り、と。他の言に比べて皆切實なり。故に獨り患

いに及ばず。(77)

南京の翰林院に対し文淵閣に收藏されている古今の書籍各々一部を移送する命が出されたのは、永樂十九年三月のことであった。⁽⁷⁸⁾陳循が文淵閣から一部ずつ取り出し、合わせて一〇〇個を数えた櫃^{きば}を宦官蕭愚が船一〇艘に積み込み北京までに運んだ。⁽⁷⁹⁾同僚の編修林誌・李貞・陳景著・庶吉士王翱ら三〇人も同行し、北京の宮中に上進したのは四月六日のことであった。

この文淵閣蔵書の運搬作業から知り得ることは、遷都に伴い南京に收藏されていた図書すべてを北京に移したのではなく、最低限の一部ずつに限られていた事実である。この遷都直後に行われた図書の移送は、責任者として永樂十三年に北京で最初に実施された殿試で首席合格した陳循らが起用された点からみても、どちらかという遷都に伴い文化の中心も南京から北京に移すという象徴的な意味が込められていた。しかし、その移送が各おの一部分のみにとどまっていたのは、余りを南京に保存しておくためというよりは、その膨大な輸送コストを節約するためであった。この点は、永樂年間に編纂され南京の内府に收藏されていた『五經大全』や『四書大全』『性理大全』などの図書がすべて北京に送られるのが、遷都の実施から十二年後の宣徳七年十二月を待たねばならなかったことから確認できよう。⁽⁸¹⁾

また地方志を新たに北京に集める作業もなされた。遷都のプログラムが⁽⁸²⁾すでに出来上がっていた時点で行われた第三次巡幸中の永樂十六年六月には、北京での地方志の編纂が命じられている。しかしこの場合は、南京に所蔵していた地方志類を一括して北京に運び込んだのではなく、新たに材料や以前の志書を集めて来て北京で編纂していること

に注意すべきである。

これまで検討してきたものは、抄本であれ刊本であれすべて図書の種類であって、奏本のような・案資料は当然その扱
いが異なっていたであろう。国家の税役徴収に関わる賦役黄冊の場合は、どうであったろうか。幸い『明宣宗実録』
卷一五、宣徳元年三月戊午の条は、この問いに関する明瞭な解答を提示してくれる。

行在戸部奏するに、「永樂二十年に天下進むところの賦役黄冊には官庫無ければ、皆各城樓において收貯す、例
として應に舊冊に比對し異同を磨算すべし。舊冊は皆南京の後湖に在るに縁り、新冊を以て南京に送り、例の如
く查對せんと欲す」と。これに従う。⁽⁸³⁾

これによれば、従来、南京の後湖（玄武湖）に保管されることになっていた賦役黄冊も、遷都後には当然のことなが
ら全国から北京に集める体制が取られた。ただし北京に送られたのは、遷都の翌年永樂二十年に新たに作成された黄
冊のみであり、洪武以来の旧冊は依然として南京の後湖に保管されたままであった。このため、旧冊との異同の点検
作業に不便をきたしていた。結局、新冊をあらためて南京に送ることにしたのは、先帝洪熙帝の南京遷都の決定が宣
徳元年三月の時点ではまだそれなりの拘束力を有していたこと⁽⁸⁴⁾のほかに、北京での収蔵スペースとの関係と、おそら
く南京からの輸送コストの問題が大きかったであろう。以後、明一代、黄冊は南京に保管する体制が取られた。⁽⁸⁵⁾

新しい賦役黄冊のみが北京に送られた事例から推察できるように、洪武以来の膨大な量の黄冊や奏本などの・案類を
すべて新しい首都北京に移すことは膨大なコストを必要とした。官僚や軍隊に対する食糧供給の面で多くの困難を抱
えていた当時の物流をめぐる状況からみても、洪武以来の南京に保存されていた⁽⁸⁶⁾・案をすべて北京に移すことは到底不
可能であったはずである。宣徳六年に兌運法が行なわれ漕運輸送力の面での改善が進むまでは、当面は最低限度の運

搬で間に合わせねばならなかった。前述した南京の内府収蔵の図書移送が遅れて翌年の宣徳七年に開始されたのは、このことを雄弁に物語るであろう。

以上の状況証拠から、宣徳五年に上進された『太宗実録』の編纂にあたって遷都以前の部分については、遷都後もそのまま南京に保管されていた膨大な・案類を十分利用できなかったことを明らかにしえたであろう。永楽年間の大半を占める首都＝南京時代の〈日常〉を知るに足る全国各地からの上奏は、その内容の日常性のゆえに監国の任にあつた皇太子の処理する事項とされて、処理後もそのまま南京に保管されたために、北京での実録編纂時には活用できなかったのである。

遷都後には、当然のことながら、あらゆる上奏をすべて北京に集中させる体制が出来上がった。(87) これ以後、永楽帝の死に至る二十二年までの数年間は、奏本のすべてを北京に集める体制が確立していた以上、この部分の実録は以前に比べて充実したものとなって好いはずであるが、実際には必ずしもそうっていない。逆により簡略になっている部分も多い。これは、遷都後、永楽帝はモンゴル親征に忙殺され、内政を省みることはなかったからであろう。親征は、永楽二十年、二十一年、二十二年とその死に至るまで連年続けられた。(88) 親征の際はその都度、正式に皇太子に対し北京巡幸時と同様に「監国」を命じている。(89) とはいえ、遷都後には、親征の際のみならず平時においても、内政を皇太子に任せることが多かった。また晩年には病も加わって外朝に臨むことも少なく、政治の多くを皇太子に委ねていたことは、帝自身の実録である『太宗実録』巻二七四、永楽二十二年八月壬午の条にも、「晩に疾有り、外朝に御すること鮮^{すくな}し、(90) 政事は悉く皇太子に付してこれを決す。軍國の重務に至り、必ず自ら決す。」と明記されていることから知られる。こうした理由から、遷都後も実録の内容が以前に比べて飛躍的に充実することはなかったのである。

しかも本書第五章で詳述するように永樂末年は、三殿焼失によって北京遷都をめぐる世論の動揺が表面化した時期であり、最終的には永樂帝の死後に新たに即位した洪熙帝により南京遷都が決定した。かかる経緯を詳細に記すことは、永樂時代の大半を占めたプロジェクトそのものの評価にもつながり、編纂にあたった史官がそれを忌避した可能性も大きい。『太宗実録』の巻末には、他の実録と同様に、太宗永樂帝の事績をまとめて記しているが、不思議なことに、そこには北京遷都に関する記述が全く見られない。⁽⁹¹⁾このことは、『太宗実録』が洪熙帝による南京遷都の決定が下された直後に編纂に着手し、その決定の拘束力がまだ残る宣徳五年に完成したという事情と無縁では無い。また三殿が焼失している以上、これらの建設過程の詳細な事実を逐一記録に留める必要も認められなかったであろう。

以上、状況証拠と推論を重ねながら、遷都というプロジェクト自体が王朝の実録編纂事業にも影を落としていたことを明らかにしてきた。⁽⁹²⁾戦後の明清史研究のすそ野の広がり理由は、大部な明実録や清実録の影印本の普及によるところが大きかった。一王朝をほぼカバーする実録が現存しているのは、明・清両朝のみであり、歴史研究上において多くの利便をもたらしている。とりわけ社会経済史の分野では、制度や経済史料としての等質性が注目されてきた。しかし皇帝の死後に個別に編纂された実録は編纂時の制約から免れているわけではなく、それぞれの「個性」をも有している。その個性とは、その時々々の政治状況、延いてはその時代のシステムや物的諸条件に規定された歴史認識に基づくものであるが、個々の実録のもつそれぞれの個性から歴史を丹念に再構成する作業も不可欠であると考える。

最後に、本書各章のもとになった既発表論文名と掲載誌等を掲げれば、以下のとおりである。

序章

はじめに 「北京遷都研究史序説」 『山形大学史学論集』一九号、一九九九年二月

一 同右

二 書き下ろし

三 「北京巡狩と南京監国——『太宗実録』編纂にみる北京遷都の影——」 『東北大学東洋史論集』六輯、一九九五年一月の一部をもとに加筆補訂した。

第一章 「初期明朝政権の建都問題について——洪武二十四年皇太子の陝西派遣をめぐって——」 『東方学』九四輯、一九九七年七月

第二章 「明初の燕王府をめぐる諸問題」 『東洋史研究』六〇巻一号、二〇〇一年六月

第三章

はじめに 「永楽北京遷都プロジェクトの諸段階——南北両京体制の施行——」 『東北大学東洋史論集』九輯、

二〇〇三年 月

一 書き下ろし

二 「永楽北京遷都プロジェクトの諸段階——南北両京体制の施行——」 『東北大学東洋史論集』九輯、二〇〇三年 月

三 書き下ろし

四 3 「永楽十三年乙未科について——行在北京で最初に行われた会試と殿試について——」 『明代史研究会創

立三十五年記念論文集』汲古書院、二〇〇三年 月 他は書き下ろし

五 書き下ろし

第四章 「北京巡狩と南京監国——『太宗実録』編纂にみる北京遷都の影——」『東北大学東洋史論集』六輯、一九九五年一月（なお、その一部は大幅に加筆のうえ、『北京師範大学学報』（社会科学版）一九九五年増刊、一九九六年一月に「北京巡狩与南京監国——永楽遷都的歴史軌跡」として発表した。）

第五章 「南京遷都——永楽十九年四月三殿焼失の波紋——」和田博徳教授古稀記念『明清時代の法と社会』汲古書院、一九九三年三月

第六章 「洪熙から宣徳へ——北京定都への道——」『中国史学』三巻、一九九三年一〇月
第七章 書き下ろし

附篇一 「明初北京への富民層強制移住について——所謂「富戸」の軌跡を中心に——」『東洋学報』六四巻一・二号、一九八三年一月

附篇二 「明末清初期の諸史料にみえる燕王府Ⅱ西苑所在説の再検討——明初の燕王府をめぐる諸問題補論——」
『山形大学歴史・地理・人類学論集』三号、二〇〇二年三月
書き下ろし

結語

註

(1) 呉晗『清華学報』一〇巻四期、一九三五年、のちに『呉晗史学論著選集』第一巻（人民出版社、一九八四年）に

収録。なお、北京遷都研究と限定せず広く北京史研究を取り上げた場合には、内藤湖南（臥遊生）による、簡にして要をえた「北京城の沿革」『太陽』一卷一号、一八九五年に、近代以降の北京史研究の嚆矢としての位置づけを与えることができる。

- (2) 靖難の役に関する研究史の整理として、檀上寛「明初建文朝の歴史的位置」『中国—社会と文化』七号、一九九二年、のちに『明朝専制支配の史的構造』（汲古書院、一九九五年）に収録が有益である。また川越泰博『明代建文朝史の研究』（汲古書院、一九九七年）の緒言には、一九二八年以来の「建文朝史研究文献一覧（稿）」が付されている。

- (3) 吳晗は、この論文から二〇数年後の一九六二年に行われた講義記録である『明史簡述』（中華書局、一九八〇年）の中でも、こうした遷都への高い評価をあらためて表明している（三一〜三八頁）。ただし、北京遷都がモンゴル族の軍事的侵攻を防ぎ、国家的統一を保障した点にとどまらず、北京周辺地域の生産の発展、文化水準の引き上げ、都市的繁栄に有利な条件を生み出したことを新たに付け加えている。またこれらの基礎のうえに、清朝は入関後に継続して北京を都としたこと、さらには中華人民共和国成立後も北京が首都に定められたことにまで説き及んでいる。

附言すれば、現在の中国では「改革・対外開放」政策のもとで積極的な対外政策をとった永楽帝に対する歴史的评价は高まっている。郭厚安「靖難之役」及其对明代専制主義中央集権的影響」『西北師院学報』一九八二年一期や張華「略論明成祖的歴史地位」『南京大学学報（哲学社会科学）』一九八二年三期は、削藩政策と密接に関わっていた北京遷都が国防と皇権の強化に果たした重要性を指摘している。また商傳は『永楽皇帝』（北京出版社、一九八九年）の中で、遷都とともに進められた軍事力の北方移転が明朝の国家的統一に重要な役割を果

たしたとし、張徳信「明成祖遷都述論」『江海学刊（南京）』一九九一年第三期も、遷都が明朝統治の強化のみならず、辺境の安寧や政治的安定によって社会経済や対外交流に積極的役割を果たしたとしている。

- (4) 李光璧『明朝史略』（湖北人民出版社、一九五七年）、呂士朋「明初建都問題」『中央日報』一九五八年四月二十二日付、山根幸夫「明帝国の形成と発展」『世界の歴史』二（ゆらぐ中華帝国）（筑摩書房、一九六一年）所収。近年では、陳梧桐「明成祖為何遷都北京」『文史知識』一九八四年第三期、湯綱・南炳文『明史』（上海人民出版社、一九八五年）、許振興「論明成祖对北边蒙古民族的備禦政策」『西北史地』一九八六年二期、万依「論朱棣營建北京宮殿・遷都的主要動機及後果」故宫博物院編『禁城宮繕紀』（紫禁城出版社、一九九二年）所収が、同様に北辺防衛を遷都の主要な理由としている。

- (5) 吳晗論文にみられる北辺防衛の重視は、一九三一年九月一八日の柳条湖事件以来、中国東北部に侵略し宣統帝溥儀を擁立して「偽滿州国」を建てるに至った本軍の脅威という、執筆当時の状況とも密接に関わっていたと考えられる。当該論文が発表された一九三五年当時の吳晗は、前年八月に清華大学史学系を卒業し同校の助教に採用される傍ら、キリスト教系新聞『益世報』の発行する『史学』専刊の主編を任されていた。蘇双碧・王宏志『吳晗伝』（北京出版社、一九八四年）参照。なお、靖難の役後のモンゴルの軍事的脅威の程度については、萩原淳平「明朝の政治体制」『京都大学文学部紀要』一一号、一九六七年の指摘も参考になる。

- (6) 『明太宗実録』卷二三、永樂元年九月辛卯、卷二四、同年十月戊辰、「上謂侍臣曰、（中略）朕今休息天下、惟望時和歲豐、百姓安寧。至於外夷、但思有以備之、必不肯自我擾之、以罷弊生民。近（顧）成言、今日惟當安養中國、慎固邊防。此言甚合朕意。蓋斯人老成、非喜功好勝之流、以是特加獎之。」

- (7) 吳晗をはじめ多くの論者は、永樂帝が即位後、寧王を江西に移し、大寧衛一帯を靖難の役に従征して功績のあつ

- (8) 吳晗は、一九四四年に出版した『明太祖』（『吳晗史学論著選集』第一卷、人民出版社、一九八八年所収）一四九頁は、洪武帝が北伐を開始するに際して提出した檄文を斬新な「民族自主独立的新政策」として評価していた。これに対し、中華人民共和国成立後の『朱元璋伝』（生活・読書・新知識三聯書店、一九六五年）一三〇頁では、「中国は従来より一つの多民族国家である」という立場から、この檄文を漢族地主階級知識分子の「大漢族主義思想」を表したもので、「落後的」「反動的」と評価を改めている。
- (9) 愛宕松男・寺田隆信『中国の歴史』6（元・明）（講談社、一九七四年）二七二頁、のちに『モンゴルと大明帝国』（講談社学術文庫、一九九八年）として復刊された。
- (10) 張奕善『国立台湾大学歴史系学報』一〇・一一期合刊、一九八四年、のちに『朱明王朝史論文輯——太祖・太宗篇』（国立編訳館、一九九一年）に収録、二九二頁。
- (11) 国立台湾師範大学歴史研究所専刊一七、一九八八年、一〇二・二四八頁。
- (12) 毛佩琦「建文新政和永楽”継続“」『中国史研究』一九八二年二期の中で北京遷都を決して「高明の挙」ではなかったとして否定的見解を述べている。
- (13) これと好対照をなすのが、前掲（3）張華論文で、帝位篡奪に対する儒教的正統思想に基づく非難から離れて、
- た「朶顔三衛」（兀良哈三衛ともいう。朶顔衛Ⅱ古北口から山海関まで、泰寧衛Ⅱ広寧前屯衛の西から広寧鎮白雲山まで、福餘衛Ⅱ白雲山以北から開原までの地域）にあたえたことをもって、北辺が空虚となり遼東・広寧・錦義等城と宣府・壊来との連絡が絶たれたなどとして「失策」としているが、逆にこのことは、永楽帝が当初モンゴル脅威をそれほど意識せず、同盟者としての兀良哈三衛を想定していたことを物語っている。この「失策」という理解は、明末から清初にかけて明の「亡国」の現実が進行する中で定着したものであろう。

- (14) 建文帝ではなく永楽帝こそが洪武帝の「安養生息」政策の真の継承者であったとしている。「成祖」という廟号は嘉靖帝の時にあたえられたもので、当初の廟号は「太宗」であった。
- (15) 『世界歴史大系』7〈東洋中世史(四)、明代史〉(平凡社、一九三五年) 清水泰次担当部分、二七五〜七頁。
- (16) 註(5) 前掲の萩原論文。
- (17) 萩原のモンゴルに関する研究は、のちに『明代蒙古史研究』(同朋舎、一九八〇年)としてまとめられた。
- (18) 松本隆晴「明代前期の北辺防衛と北京遷都」『明代史研究』二六号、一九九八年。のちに『明朝北辺防衛体制の研究』(汲古書院、二〇〇一年)に収録。
- (19) Farmer, Edward L. *Early Ming Government: The Evolution of Dual Capitals*. Harvard University Press: 1976. (范徳著『明初兩京制度』)。ファーマーは自らの研究を、沙学浚 (Sha Hsueh-Chun) の地縁政治理論(『中国歴史地理』台北、一九五七年)に依拠したとしているが、未見。近年のファーマー論文「論明之移都北京」『明史研究』四輯、一九九四年では、明朝の北京遷都は、経済的中心と辺境戦略との結合、及び非漢族国都の漢族政権基地への「化帰(domestication)」という一つの歴史的潮流が融合した結果であるとしている。また、元・明・清三朝において北京が国都として継続した点とともに、その実質的差異を比較することの重要性を指摘している。
- (20) 檀上寛は、ファーマーが兩京制度の運用面での効果を積極的に評価するのに対して、遷都反対勢力の存在に着目して消極的な評価しか与えていない。また遷都問題を考えるにあたって「輿論」の動きや江南の地主階級の立場を強調し、対外的でなく対内的なもの分析が不可欠としている。『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年所載の書評参照。
- (21) 朱鴻は、ファーマーの研究が北京遷都に関する理論的考察という点では最も深められているとしたうえで、その

所論が地理決定論に傾き、永楽帝個人の主観的要因を軽視した点を批判する。『明史研究専刊』第三期、一九八〇年所載の書評参照。

(23)(22)

三殿焼失後の首都北京の地位の動揺については、本書第五章「南京遷都」第二次北京Ⅱ行在期とは、洪熙元年三月から正統六年十月末（一四二五～四一）までを指している。これに対して第一次北京Ⅱ行在期は、永楽七年三月から永楽十八年十二月末までの期間である。ただし、この期間には永楽帝が二度南京に戻った時期が含まれている。第二次北京Ⅱ行在期に、宣德帝のもとで北京定都に向けた軌道修正が進められた過程については、本書第六章で考察を加えた。

(25)(24)

万明「明代兩京制度的形成及其確立」『中国史研究』一九九三年一期。
『東洋史研究』三七卷三号、一九七八年。のちに檀上寛『明朝専制支配の史的構造』（汲古書院、一九九五年）に収録、四一頁。最近の藤高裕久「明初における専制権力の背景について——洪武と永楽——」『史観』第一四五冊、二〇〇一年も、明初の強大な皇帝権力の確立を問題にする点では、檀上の提起する課題を共有するが、永楽政権の特異性を重視する点では異なる。

(27)(26)

いわゆる洪武帝晩年の北方遷都計画についての実証的批判は、本書第一章「初期明朝政権の建都問題」檀上は「元・明交替の理念と現実——義門鄭氏を手掛かりとして——」『史林』第六五卷第二号、一九八二年、のちに註(25)「前掲檀上著書に収録の中で、「北京遷都によって中央官を北京に移した明朝権力は、明初の江南社会の残滓を根絶し、南人政権化へ途を塞ぐことによって、一元的統一支配の確立を見る」という見通しを述べている。しかし近刊の「初期明帝国体制論」『岩波講座世界歴史』二（中央ユーラシアの統合）（岩波書店、一九九七年）所収では、「永楽時代は、朱元璋と同様に中華の論理の中で行動したにすぎず、明代史上極めて異彩を放ちな

がらも、一時のあだ花として終わった」としていることから、檀上が洪武朝の「第一次確立期」をより重視しているのは明らかである。

- (28) 鄭克晟『明代政争探源』（天津古籍出版社、一九八八年）第一編第五章「朱棣与江南地主及遷都」及び同「明初江南地主的衰落与北方地主的興起」『明清史探実』（中国社会科学出版社、二〇〇一年）も、永樂政權と江南地主との対立関係から北京遷都を説明している。

- (29) 檀上の近著『永樂帝—中華「世界システム」への夢』（講談社、一九九七年）では、永樂帝が東アジア世界に広がる華夷一統の「世界システム」を構築しようとしていた点をより強調している。

- (30) 細野浩二「元・明交替の論理構造——南京京師体制の創出とその態様をめぐって——」早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国前近代史研究』（雄山閣出版、一九八〇年）。

- (31) 北村敬直『思想』二九二号、一九四八年。のちに『清代社会経済史研究』（朋友書店・一九七八年）第I章「清初の社会と経済」として収録。

- (32) 籠宮谷英夫「近世中国における賦役改革（一）（二）」『歴史評論』一卷二・三号、一九四六年。田中正俊・佐伯有一「十五世紀における福建農民の反乱」『歴史学研究』一六七号、一九五四年。

- (33) 例えば、七〇年代のまでのスタンダードな概説書の一つと目される西嶋定生編『東洋史入門』（有斐閣、一九六七年）「Ⅱ東アジア世界の形成と展開」では、北京遷都や北辺防衛など政治・軍事的要因についての言及は全くみられなかった。こうした中で、税糧輸送や北辺での軍糧調達の問題に関心を寄せた研究として呉緝華『明代海運及運河的研究』中央研究院歴史語言研究所專刊四三、一九六一年、星斌夫『明代漕運の研究』（日本学術振興会、一九六三年）、寺田隆信『山西商人の研究』（東洋史研究会、一九七二年）などがある。また森正夫は、「十五世紀

前半太湖周辺地帯における国家と農民」『名古屋大学文学部研究論集』三八、一九六五年（のちに『明代江南土地制度の研究』同朋舎、一九八八年に収録）の中で、税糧輸送とも密接に関わる江南デルタの税糧徴収制度の改革を取り上げ、一四三〇年以降の折徴例における国家による小経営農民保護の側面を実証する視点から極めて詳細な分析を加えているが、そもそもこうした施策を不可避のものとした永楽遷都以後の税糧輸送や財政システムの転換をより重視すべきであろう。

(34) 大田由紀夫「元末初期における徽州府下の貨幣動向」『史林』七六卷四号、一九九三年。同「南京回帰——洪武体制の形成——」『名古屋大学東洋史研究報告』二五号、二〇〇一年。

(35) 『東洋史研究』第二七卷第四号、一九六九年、のちに『宮崎市定全集』第一三卷（岩波書店、一九九二年）に収録。

(36) 註(25) 前掲檀上論文「元・明交替の理念と現実——義門鄭氏を手掛かりとして——」一九八二年。毛佩琦も、北边防衛を重視する従来の見解を批判して、北京遷都は大都（北京）に首都を定めた元朝を継承するものであったとしている。「論永楽遷都」『光明日報』一九八七年七月二十二日付。

(37) 杉山正明『クビライの挑戦——モンゴル海上帝国への道』（朝日新聞社、一九九五年）二五一〜三頁。
杉山は、洪武帝政治の「後ろ向き」「内向き」な点を鋭く批判する。中華人民共和国成立後、朱元璋政権に対する評価が高まった中で、その後退性にいち早く注目したのが、愛宕松男「朱呉国と張呉国——初期明王朝の性格に関する一考察——」『文化』一七卷六号、一九五三年、のちに『愛宕松男東洋史学論集』（三一書房、一九八八年）第四巻に収録、であった。愛宕によれば、洪武政治は「統一的である共に封建的」というような二重の性格を有し、「近世を歩みながら中世を志向する形に於て（自己）分裂している」と述べ、近世史の中で朱元璋政権のも

(38)

つ特異性を強調している。また岩井茂樹「中国専制国家と財政」『中世史講座』六、〈中世の政治と戦争〉（学生社、一九九二年）も、財政史の視点から土地税以外の関税・商税を重視しない明朝建国当初の財政政策の特異性を指摘している。小林一美「朱元璋の恐怖政治―中華帝国の政治構成に寄せて―」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』（汲古書院、一九九〇年）は、毛沢東の評価と絡めて、中華帝国の大漢族主義と国際主義との相剋の中に朱元璋政治を読み解こうとしている。

『燕京学報』（燕京研究院）新一期、一九九五年。

本書第五章、「南京還都」。なお、妹尾達彦が「中華の分裂と再生」『岩波講座世界歴史』九卷（岩波書店、一九九九年）一三頁で、長安は北京と同様に内中国と外中国の境界領域に立地して、内中国の統治と外中国の外交機能を合わせ持つことが両都市を中国史上長期にわたって都であり続けさせた根本要因であると指摘している点は重要である。

註（25）前掲著書。

北京大学歴史系〈北京史〉編写組『北京史』（北京出版社、一九八五年、増訂版一九九九年）。「後記」によれば、その初稿は一九六〇年に完成していたという。

『中国古都研究』一輯、一九八五年、のちに閻崇年『燕歩集』（北京燕山出版社、一九八九年）に収録。

『北京通史』（全十卷）中国書店、一九九五年。本書については、『東方』一八六号、一九九六年に簡略な紹介を試みたので参照されたい。晁中辰『明成祖伝』（人民出版社、一九九三年）は、遷都は多方面の要因によって決定されたとし、従来から指摘されている対モンゴル防衛の軍事的需要のほかに、中華民族の長期にわたる融合と発展という政治的需要、さらに優越した自然地理条件や心理的要因を指摘している。

(40)(39)

(42)(41)

(44)(43)

(45)

毛佩琦・李焯然『明成祖史論』（文津出版社、一九九五年）民族篇、五、遷都論。なお、遷都の理由としては、北京が興王の地であることと異民族の控^{コントロール}制に便利であったことを挙げるが、萩原と同様に当初からモンゴル防衛を重視したからではなく、皇位の強化と発展に目的があったとしている。

(46)

近年の石橋崇雄『大清帝国』（講談社、二〇〇〇年）は、多民族国家としての現代中国に直接連なる多民族王朝という視点から、清朝の形成と確立を論じている。

(47)

ここで、本書の副題にも用いた「近世中国」という場合の近世概念について若干触れておきたい。従来、中国史では、近世という概念は何よりも近代国民国家の成立を説明するための概念として用いられた。辛亥革命後の一九一四年、内藤湖南は、『支那論』の中で宋代、すなわち一〇世紀以降をとくに「近世」ととらえた。『支那論』が、現実に進行しつつある中国での共和制の創出を理解すべく書かれたと同様に、そこで自覚的に初めて使われた近世概念も、中国の国民国家形成にいたる歴史を説明するために用意されたもので、西欧近代との類比を強く意識したものであった。

第二次大戦後になって、列強に植民地化されていたアジア地域の民族独立と「社会主義国家」の成立という現実をまえに、「世界史の発展法則」にもとづいた時代区分論争が華々しく展開されるようになった。かつて湖南が近世ととらえた宋代以降の社会は、マルクス主義歴史学の影響を受けて、生産関係としての地主Ⅱ佃戸関係を重視する立場から、「中世封建制（農奴制）」の社会と位置づけられた。これに対し、湖南の学問を継承した宮崎市定氏は、「東洋的近世」（『宮崎市定全集』2巻、岩波書店、一九九二年。初出一九五〇年）の中で、統一、分裂、再統一という段階をたどったヨーロッパとの比較史的視点から、宋王朝の天下統一をもって東洋の近世段階に設定した。「国民主義^{ナショナルリズム}」の勃興をもって近世的統一が達成されたとしていることから明らかのように、東ア

ジア世界の近世を論じるというよりは、あくまで中国一国の発展を跡づけようとするものであった。このように、五〇年代から七〇年代にかけて繰り広げられた時代区分論争において焦点となったのは、中国一国の発展段階をめぐってであった。鋭く対立した両学説ではあったが、双方が追求したのは、国民国家としての中国の成立にいたる段階を測るための「ものさし」であったと言える。

その後、八〇年代に入って、戦後歴史学のパラダイムが転換する中で、発展段階論に立つ歴史把握は大きく後退するとともに、中国社会の固有な構造を重視する立場から、ヨーロッパモデルを非ヨーロッパ社会に適用しようとする古代、中世、近代の三区分法的把握も、その意義を急速に喪失することになった。

そして近年、近世概念は、一国史的拘束から解き放されて、あらためてユーラシア規模での一体化や東アジア世界における時代の共時性を示すものとして用いられるようになった。例えば、杉山正明氏は、「近世」とは明言していないものの、一三・一四世紀に人類史上で最大の版図を実現したモンゴルによる大統合に着目しながら、ユーラシアと北アフリカはモンゴル時代を通して、「中世」の残滓をふりはらい、「ポスト・モンゴル時代」とでもいうべき時期をへたうえで、「近代」へと徐々に移り変わったとした。いわゆる西欧の「大航海時代」も、あくまでモンゴルの時代におけるゆるやかな一体化を前提にしておこったことを強調した（杉山「中央ユーラシアの歴史構図——世界史をつないだもの——」岩波講座『世界歴史』二巻、岩波書店、一九九七年）。一方、岸本美緒氏は、「一種の便宜的な方法にすぎない」と断りながら、一六世紀から一八世紀までの間をさして、東アジアの「近世」ととらえた（岸本『東アジアの「近世」』山川出版社、一九九八年。同「時代区分論」『岩波講座世界歴史』一巻、岩波書店、一九九八年）。これは、日本史の近世やヨーロッパ史でいう近世 (Early Modern) ともほぼ重なるという。それは、アジアの諸地域の国家体制や社会経済のあり方が、ヨーロッパと同じだか

(48)

らではなく、また「世界システム論」のように、異なる体制が一つの分業システムのなかにしっかりと統合されているという認識に基づくものでもなく、「さまざま個性をもつ諸地域が相互に影響を与えあいながら、十六世紀から十八世紀というこの時代の激動のリズムを共有していたという認識にもとづくもの」で、いわば、ゆるやかな共時性とも言うべき考え方である。

ここでは、中国の都の移動、すなわち殷周時代から五代北宋までの東西移動と、それ以後、現在にいたる南北移動への変化に着目し、ややタイム・スパンを長くとって、一三世紀以降から一八世紀までを東アジアの近世ととらえたい。杉山氏がいう「モンゴル時代」と、岸本氏がいう「激動のリズム」を準備した「ポスト・モンゴル時代」におけるそれぞれの地域での独自の歩み、その結果として生じた激動のありようにも注意を向けたいからである。これは、中世から近代への移行期を積極的に位置づけようとする立場に立つもので、近世社会の固有の特徴として、統一化、集権化、商業化、世俗化などを挙げることができる。こうした東アジア世界における共時性の中においてこそ、近世中国における首都北京成立の特質も浮かび上がるものと考ええる。

なお、中国の都の東西移動から南北移動への変化に注目した研究として、閻崇年氏の「中国都城遷移的大十字趨勢」（『燕歩集』北京燕山出版社、一九八九年所収、原載、中国古都学会編『中国古都研究』二輯、浙江人民出版社、一九八六年）があり、妹尾達彦氏による詳しい紹介がある（妹尾「中華の分裂と再生」『岩波講座世界歴史』9巻、岩波書店、一九九九年）。

南京から北京への首都移転を、南京・北京両京体制創始（一四〇三年）↓北京遷都（一四二一年）↓南京還都（一四二五年）↓北京定都（一四四一年）という一連の過程に注目して捉える著者のおおまかな見通しについては、熊本崇編『中国史概説』（白帝社、一九九八年）の拙稿第五章第二節「北京遷都」でも触れたことがある。

- (49) 華絵「明代定都兩京的經過」『禹貢半月刊』二一一一、一九三五年、盧秀菊「明代南北兩京建置之經過」『史
 繹』四、一九六七年。
- (50) 趙翼『二十二史劄記』卷三一、「明史」。内藤湖南『支那史学史』一二、清朝の史学（弘文堂、一九四九年）、
 のちに『内藤湖南全集』第一卷（筑摩書房、一九六九年）に収録。
- (51) 『明史』附、「張廷玉上明史表」。李晋華「明史纂修考」（『燕京學報』專号之三、一九三三年）。
- (52) 『元史』附、「宋濂目錄後記」。
- (53) 『康熙起居注』康熙二十六年四月十二日己未の条、「上曰、爾等衍字。看所修明史曾參看實錄否。王熙奏曰、臣等未
 曾參看。上曰、所修明史文字固好、但此事關係重大、若不參看實錄、虛實何由得知。他或可以文章逞能、修史直書
 實事、豈宜以空言文飾乎。（中略）明史修完之日、應將實錄珍存、今後世有所考據。（下略）」、及び『清聖祖仁
 皇帝實錄』卷一三〇、康熙二十六年四月己未の条。
- (54) 本書では、『明実録』は中央研究院歴史語言研究所校印本を用い、卷数もそれに従った。なお、引用史料中には、
 附録の黄彰健氏による校勘記等を参照して字句を改めたところがあるが、煩を避けて一々明記していないところも
 ある。
- (55) 註(53)前掲史料。
- (56) 大木康「明末江南における出版文化の研究」『広島大学文学部紀要』五〇卷特輯号一、一九九一年。井上進『中
 国出版文化史』名古屋大学出版会、二〇〇二年。
- (57) 『宛署雜記』は、尊経閣文庫所蔵本をもとに排印本が一九六一年に北京出版社より出版されたが、一九八〇年に
 北京古籍出版社より再度出版された。

- (59)(58) 王其桀『明代内閣制度史』（中華書局、一九八九年）第二章。
現在では、『景印四庫全書珍本』（台湾商務院書館、一九七八〜八二年）や『文淵閣四庫全書』の影印本（台湾商務院書館、一九八六年、上海古籍出版社、一九八七年）、これに続いて『統修四庫全書』（同編纂委員会編、上海古籍出版社、一九九五年）、『四庫全書存目叢書』（同編纂委員会編、莊嚴文化事業有限公司、一九九七年）等
が新たに編集出版され、容易に利用することができるようになった。存目叢書の価値については、季羨林・劉俊文
「四庫存目と四庫全書存目叢書」『汲古』二七号、一九九五年参照。
- (60) 顧誠氏は、明朝前期の実録の中で独り『太宗実録』にのみ当該時期の全国耕地数の記載が無い事実を指摘している。
「明前期耕地数新探」『中国社会科学』一九八六年四期。
- (61) 総頁数の項目では、『太祖実録』の明朝成立前の部分二八巻と『太宗実録』に含まれる「奉天靖難事蹟」九巻を除いてある。
- (62) 劉承幹撰『明史例案』巻二、「明之實録、洪・永兩朝最爲率略。莫詳於弘治、而焦芳之筆褒貶殊多顛倒。莫疏於萬曆、而顧秉謙之修纂敘述一無足采。其敘事精明而詳略適中者、嘉靖一朝而已。仁・宣・英・憲勝於文皇、正徳・隆慶劣於世廟。此歷朝實録之大概也。」
- (63) 『万曆野獲編』巻一、「国初実録」、「本朝太祖實録修于建文中。王景等爲總裁。後文皇靖難、再命曹國公李景隆監修、而總裁則解縉、盡焚舊草。其後永樂九年復以爲未善。更命姚廣孝監修、總裁則楊士奇。今所傳本是也。然前兩番所修、則不及見矣。」
- (64) 吳晗「記《明実録》」『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』一八期、一九四八年、のちに『吳晗史学論著選集』第二巻（人民出版社、一九八六年）に収録。黄彰健「読明刊毓慶勲懿集所載明太祖与武定侯郭英勅書」『国立

中央研究院歷史語言研究集刊』三四、一九六三年、のちに『明清史研究叢稿』（台湾商務印書館、一九七七年）収録。間野潜龍『明代文化史研究』（同朋舎、一九七九年、原載一九六三年）第一章、明実録の研究、謝貴安『明実録研究』（文津出版社、一九九五年）。陳学霖「《明実録》与明初史事研究」林徐典編『漢学研究之回顧与前瞻』歴史哲学卷（中華書局、一九九五年）所収、参照。とくに、陳学霖論文は、清末以来の明実録に関する研究、及び『太祖実録』と『太宗実録』に見られる改竄と粉飾の問題に関する研究史を概括しており有益である。なお、明実録の史料価値とこれを基に作成された各種史料集については、近年刊行された李国祥・楊昶等編『明実録類纂』（武漢出版社、一九九〇～五年）に関するブック・レビュー、拙稿「地域別とテーマ別分類からなる明実録の史料集成」『東方』一三八号、一九九二年の中で言及したことがある。

(66)(65)

王崇武『明靖難史事考証稿』国立中央研究院歷史語言研究所專刊二五、一九四八年。

『太宗実録』の不備のほかに、例えば、燕王時代から北平（のちの北京）に王府を与えられていた永楽帝が、遷都にあたって、かつての元の「大都」の首都施設をどの程度までそのまま受け継ぐことができたかという、二つの王朝にまたがる困難な問題も存在する。本章第二章で扱う燕王府の問題は、その一例である。

(68)(67)

『明宣宗実録』卷五、洪熙元年閏七月乙巳の条。

『明仁宗実録』卷一〇、洪熙元年五月癸酉、及び『明宣宗実録』卷六一、宣德五年正月壬戌の条。但し、官職は宣德五年正月当時のものである。

(70)(69)

本書第五章 南京還都。

『明太宗実録』卷二〇〇、永楽十六年五月庚戌朔、「監修實録官行在戸部尚書夏原吉・總裁官行在翰林院學士兼右春坊右庶子楊榮等上表進太祖高皇帝實録。上具皮弁服御奉天殿受之。披閱良久、嘉獎再四曰、庶幾少副朕心。又

顧原吉等曰、此本朝夕以資覽閱。仍別錄一本、藏古今通集庫。」

(71)

『明太宗実録』卷九三、永樂七年六月己酉の条には、「賜書皇太子、令諭右春坊大學士兼翰林院侍讀黃淮・左春坊左諭德兼翰林院侍講楊士奇、以太祖高皇帝御製文集及洪武実録、點檢完備封識、付老成内官一人、同錦衣衛指揮王眞及翰林院官鄒緝・梁潛・李貫・王洪、送赴北京。仍令淮・士奇於朝臣内慎舉謹厚篤實文學可稱者數人偕來。」とあり、「洪武実録」を北京に運ばせた記事が見える。この時、内官らとともに運送にあたった文官に、翰林院鄒緝・梁潛・李貫・王洪らがいた。なお、註(97)前掲の謝貴安著書三九頁で、『太祖実録』の北京への運搬を北京遷都後のこととしているのは誤りである。

(72)

『明宣宗実録』卷五、洪熙元年閏七月壬子、「行在禮部、以纂修仁宗昭皇帝實録、移文南北二京各衙門、及遣進士陸徵等分往各布政司暨郡縣、採求事蹟、類編文冊、悉送史館、以備登載。」

『明宣宗実録』卷一六、宣德元年四月庚辰の条。

(74)(73)

孫承澤『春明夢餘録』卷一二、文淵閣、「永樂辛丑(十九年)、命修撰陳循、將南内文淵閣書各取一部至京、計取書一百櫃、載以十艘。又遣官四出購買。故閣中所積書、計二萬餘部、近百萬卷。刻本十三、抄本十七、蓄積之富、前古所未有也。」

永樂十三年に実施された北京殿試については、本書第三章、「北京遷都」四。

(76)(75)

『国朝献徵録』卷一三、内閣二、「前大學士陳循」、「循、字德遵、江西泰和縣人。永樂乙未廷試第一、授翰林院修撰、賜第萬寶坊。駕幸北京、命循取秘閣書詣行在、遂留侍焉。」

『芳洲先生年譜』(永樂)辛丑、「是年三月、敕南京翰林院。凡文淵閣所貯古今一切書籍、自有一部至有百部以

上、各取一部、親送至京、餘悉封識收貯如故。公如數取共得百櫃。中貴蕭愚督操駕舟、十艘分載、公與編修林誌・

(78) 李貞・陳景著・庶吉士王翱等三十人護行。四月六日至京書進。公等悉留京師。會三殿災、詔百官求直言。公言過用民力數事、致災之由在此。比他言皆切實、故獨不及於患。」
清の朱彝尊撰・朱昆田補遺『日下旧聞』卷六、宮室四、明一の補遺には、「永樂十七年三月、上在北京、遣侍講

陳敬宗至南京起取文淵閣所古今書籍、自一部至百部以上、各取一部北上。皇太子乃遣修撰陳循如數齎送、其餘封貯本閣〔割註、南京詹事府志〕」とある。これに依れば、十七年の段階ですでに準備が始まっていたことになるが、「十九年」の誤りであろう。なお、典拠として明示されている『南京詹事府志』は、明の邵點が纂修したもので全二十卷。北京図書館所蔵の善本は、一卷から三卷までの残欠本であり、これには上記引用部分は載せておらず、逸文である。

(79) それから二日後に起きた三殿火災とその後の首都北京の地位をめぐる動揺については、本書第五章 南京還都参照。陳循もまた勅を奉じて陳言した一人であったが、罹災の理由を北京建設による民力の消耗にあるとした彼の上奏は、的確なる指摘のゆえにひとり処分を免れたという。

(80) 翰林院編修林誌は、永樂十年南京で行われた科挙の榜眼（第二位）でかつ会試の会元（首席）でもあった。李貞は、永樂十三年到北京で新たに行われた科挙の榜眼であり、陳景著は、同じく十三年の探花（第三位）であった。庶吉士王翱も十三年の進士で第二甲九十五名中の筆頭であった。

(81) 『明宣宗実録』卷九七、宣徳七年十二月甲午、「敕南京司禮監、悉送所貯五經四書及性理大全等書、赴北京。」
なお、三大全の編纂が始まったのは永樂十二年十一月のこと、十五年三月に完成した。『明太宗実録』卷一五八、永樂十二年十一月甲寅、及び卷一八六、永樂十五年三月乙未の条。

(82) 『明太宗実録』卷二〇一、永樂十六年六月乙酉、「詔纂修天下郡縣志書。命行在戸部尚書夏原吉・翰林院學士兼

(83) 右春坊右庶子楊榮・翰林院學士兼右春坊右諭德金幼孜總之。仍命禮部遣官遍徧詣郡縣、博采事蹟及舊志書。」

『明宣宗實錄』卷一五、宣德元年三月戊午、「行在戸部奏。永樂二十年天下所進賦役黃冊無官庫、皆於各城樓收貯、例應比對舊冊磨算異同。緣舊冊皆在南京後湖、欲以新冊送南京、如例查對。從之。」

本書第六章 洪熙から宣徳へ。

(85)(84) 韋慶遠『明代黃冊制度』（中華書局、一九六一年）。ただし、永樂二十年の賦役黃冊が一度北京に送られていた事実については触れていない。

星斌夫『明代漕運の研究』（學術振興會、一九六三年）第一章参照。

本書第四章 北京巡狩と南京監國。

和田清「明初の蒙古經營」『東亜史研究（蒙古篇）』（東洋文庫、一九五九年）。

(89)(88)(87)(86) 『明太宗實錄』卷二四七、永樂二十年三月丁丑、「以親征告天地・宗廟・社稷。命皇太子監國。諭之曰（下

略）。」同書卷二六一、永樂二十一年七月辛丑、「告天地・宗廟・社稷、發京師兵。命皇太子監國。」同書卷二七

〇、永樂二十二年四月戊申、「以親征胡寇、命皇太子告天地・宗廟・社稷（中略）、命皇太子監國。」

(90) 『明仁宗實錄』卷二中、永樂二十二年九月乙酉にも、「誅光祿寺丞蕭成、罷光祿寺卿井泉爲民。（中略）。蓋、

上在東宮、永樂十八年、初至自南京。（中略）太宗皇帝時有疾、或竟月不一臨外朝、蓋終未知。」とあり、病氣の

ため月に一度も朝政に臨まないことがあったことに言及している。こうした状況は、系統を異にする『李朝實錄』

世宗卷一二、三年（明、永樂十九年）五月戊子の条にも、「通事林密回自京師言、「以三月二十八日至北京。帝以

風痺不視事已久、太子受朝（云々）」とあり、確かめられる。朝鮮からの朝貢使節への会見も、皇太子が代わって

行なっていた。

(92)(91)

『明太宗実録』卷二七四、永樂二十二年十二月の条。

永樂十六年五月に進呈された『太祖実録』三修本の内容にも、進行中の北京遷都プロジェクトが反映している点については、本書第一章 初期明朝政権の建都問題 の註(10)を参照されたい。

初期明朝政権の建都問題について——洪武二十四年皇太子の陝西派遣をめぐる

はじめに

古代より黄河流域に統一国家を形成してきた中国では、三国・南北朝時代以降、長江流域の河谷平野や江南デルタの開発が進み、その経済的重心が次第に東南に移動し始めた。五代以来北宋にいたる諸王朝の多くが都を開封に定めたのも、こうした経済的重心の変化をふまえたものであった。その後近世社会を迎えると、長城外の北方民族が、その軍事的優位のもとに遼・金・元朝を樹立し、農耕地域と遊牧・狩猟地域との境界線上に近い現在の北京に都を遷した結果、漢族政権は江南に追いやられた。かくして「第二次南北朝」⁽¹⁾とも言うべき南北分裂の政局が、中国本土に再現することになった。唐王朝の滅亡から数えれば三百年以上にわたって続いた分裂の形勢は、元の世祖クビライによって領域的統一が成し遂げられたものの、モンゴル族の征服王朝下の九十餘年間にあっても、分裂時代の社会の実質はなおも温存されていた。

元朝も後半期を迎えた天暦元年（一三二八）、その南北分裂の境界に近い淮水のほとりで生まれた朱元璋は、紅巾

軍の中に身を投じて南下し、洪武元年（一三六八）正月南京において明朝を創設した。さらに大將軍徐達らを北方に派遣して八月大都を攻略し、異民族統治に終止符を打った。かくして南北に引き裂かれた社会の統一の課題は、明朝にあらためて引き継がれることになった。

明は、経済的先進という地位をすでに確固としていた江南の地に都を定めて全国を統一した最初の王朝で、政治的中心と経済的中心を一致させた新しい試みとも評価できるかもしれない。⁽²⁾ しかしながらこの試みは、長くは継続しなかった。太祖洪武帝の死後に引き起こされた靖難の役により帝位を奪った永楽帝は、永楽十九年（一四二一）に北京への遷都を断行したからである。このように洪武帝と永楽帝の政策基調には、明らかな断絶がみられる。こうした点に着目し、元・明革命の連続性という視点から考察を加えたのが、宮崎市定論文「洪武から永楽へ——初期明朝政権の性格——」⁽³⁾であった。宮崎氏は、永楽帝政権が建文帝の文臣政治を打倒して武臣政治を復活しようとした点に太祖政治を継承した側面を認めながらも、モンゴル親征や安南平定など対外積極策に示されるように中国を中心とする「東亜共同体」の通商ブロック形成を意図していたとして、むしろ元朝への回帰性がみられる点に注目した。また永楽帝の政治にみられるクビライの後継者としての側面をも指摘している。

その後、檀上寛氏は洪武帝が晩年に至るまで「北方遷都」を計画していたという興味深い視点から、宮崎氏の見解とは対照的に、洪武から永楽の時代への連続性を重視する見解を提出した。⁽⁴⁾ 檀上氏の研究は、この洪武から永楽年間に至る初期明朝政権の軌跡を、「江南の地主層の利益代弁機関」としての閉鎖的な「南人政権」から脱皮していく過程として内在的にとらえ、かかる政権確立過程の中に紆余曲折をへた洪武期の「京師問題」を位置づけたものであった。従来の明初研究が、朱元璋集団に関する狭義の政治史研究と地主制や里甲制研究に代表される社会経済史的アプローチに両断されていた中であって、両者を有機的に結合させた新たな政治社会史研究を切り開くものであった。

ただし、そこでは永楽帝による北京遷都の断行も洪武帝以来の方針とされ、「たまたま永楽帝は具体的な都市として北京を選んだが、（中略）あくまで太祖朱元璋の遺志を実現したにすぎない」（檀上著書四一頁）というように、洪武と永楽との連続面がより強調された結果、初期明朝史を大きく転回させた靖難の役とそれに続く北京遷都のもつ意義は、歴史の後景に追いやられた感がある。

ところで、洪武帝晩年の北方遷都計画について論及したのは、檀上論文が初めてではない。つとに一九三五年に呉晗氏は、『明史』や鄭曉の『今言』等の史料を提示して、洪武初年から二十四年に至る時期、北辺を制御する必要から洪武帝がしばしば西北への遷都を計画していたことを指摘していた。⁽⁵⁾北辺への軍事的統制の強化を理由にした呉氏と「南人政権」からの脱皮という新しい視点を掲げた檀上氏との間には、大きな差異があるにせよ、洪武帝による晩年の遷都計画自体は、すでに多くの論者に受け入れられていると言えよう。

しかしながら、明代史研究の基本史料である実録には、洪武帝晩年の遷都計画について全く言及がみられない。もつとも、現存する『太祖実録』は、帝位を篡奪した永楽帝の命によって二度も編集し直されたもので、その記述には、永楽帝の意向を反映した「粉飾」や「曲筆」が多いことが指摘されている。⁽⁶⁾ただ檀上氏が指摘するように、永楽帝の北京遷都が洪武帝の北方遷都計画を継承したものとすれば、遷都計画の顛末も実録中に大きく取り上げられてもよいはずであるが、事実はそうになってはいない。このことは、晩年の北方遷都計画と呼ばれるものが、実録編纂当時において永楽帝が行なわんとしていた北京遷都を正当化するものとは考えられていなかったことを示すように思われる。本章では、とくに洪武帝が晩年に至るまで北方遷都を企てていたことを示すと従来理解されてきた洪武二十四年の皇太子陝西派遣問題を再検討し、この派遣が他の目的で行われたものであったこと、少なくとも中都建設を断念した十年代以降は南京を中心とした体制が確立しつつあり、二十四年段階の時点で洪武帝自身が「西安遷都」を計画して

いたという理解は妥当性を欠くことを明らかにし、あらためて永楽帝の断行した北京遷都の歴史的意義を考える基礎的作業としたい。

一 『明史』朱標伝の問題点

前述したように、首都問題を初期明王朝の政権確立過程の中に位置づけた檀上氏の研究は継承すべき分析視角であるが、洪武朝と永楽朝を一貫した連続性の位相から跡づけた点には、検討すべき余地が残されている。もちろん洪武政権と永楽政権との政策基調に差異（とくに対外政策での消極策と積極策）が存在することは、檀上氏も認めている。しかしかかる永楽朝を特徴づける華々しい対外政策も、「中華の皇帝の論理」から発したものであり、南人政権から統一政権への脱却、すなわち永楽帝による明朝の「一元的統一体制」の完成によって可能となったとしている。さらに永楽朝が「基本的には洪武朝の方針を継承発展したもの」(檀上著書四〇頁)と理解する重要な理由として北京遷都を挙げ、「この遷都こそ朱元璋の意志を真に継承したもの」⁽⁷⁾であるとしたのであった。こうした理解の前提にあるのが、洪武年間においてすでに「北方への遷都計画」が存在したという事実認識であった。檀上氏によれば、北方遷都計画とは、洪武二十三年の「李善長の獄」をへて「政治・経済上でより一段と国家の基礎を固めた明朝政権」が、あらたな政策として打ち出したもので、「洪武二十四年八月、洪武帝は皇太子に命じて西安地方を巡察させ、その地に遷都する旨を表明した」(同書六五頁)という。

さて檀上氏がその論拠として注記しているのは、『明史』卷一一五、興宗孝康皇帝(朱標)伝のつぎの史料である。⁽⁸⁾

二十四年八月、敕太子巡撫陝西。先是、帝以應天・開封爲南・北京、臨濠爲中都。御史胡子祺上書曰、「天下形

勢地可都者四。河東地勢高、控制西北。堯嘗都之。然其地苦寒。汧梁襟帶河・淮、宋嘗都之。然其地平曠、無險可憑。洛陽周公卜之、周・漢遷之。然嵩・邛非有殺函・終南之阻。澗・灋・伊・洛非有涇・渭・灊・滻之雄。夫據百二河山之勝、可以聳諸侯之望、舉天下莫關中若也。「帝稱善。至是、諭太子曰、「天下山川惟秦地號爲險固。夫汝往以省觀風俗、慰勞秦父老子弟。」於是擇文武諸臣扈太子行。（中略）比還、獻陝西地圖、遂病。病中上言經略建都事。」〔史料A〕

（洪武二十四年八月、太子に敕して陝西を巡撫せしむ。これより先き、帝 應天・開封を以て南・北京と爲し、臨濠を中都と爲す。御史胡子祺上書して曰く、「天下の形勢の地の都すべきもの四つ。河東は地勢高く、西北を控制す。堯嘗てここに都す。然れどもその地寒きに苦しむ。汧梁は（黄）河・淮（水）を襟帶し、宋嘗てここに都す。然れどもその地平曠にして、險の憑るべき無し。洛陽は周公ここに卜し、周・漢ここに遷る。然れども嵩・邛は殺函・終南の阻有るに非ず。澗・灋・伊・洛は涇・渭・灊・滻の雄有るに非ず。それ百二河山の勝に據り、以て諸侯の望に聳ゆるべきは、天下を舉げて關中に若くは莫きなり。」帝 善しと稱^{たた}える。ここに至り、太子に諭して曰く、「天下山川惟だ秦地のみ號して險固と爲す。汝往きて以て風俗を省觀し、秦の父老子弟を慰勞せよ」と。ここに於いて文武諸臣を擇び太子に扈^{したが}いして行かしむ。（中略）還るの比^{ころ}、陝西の地圖を獻じ、遂に病む。病中に經略建都の事を上言す。）

しかしこの『明史』の朱標伝の記載を子細に検討すると、洪武帝が「その地（西安）に遷都する旨を表明した」とはどこにも明記されていないことがわかる。史料から洪武二十四年八月以降の動向として確実に読み取れるのは、①帝の命により皇太子が陝西地方を巡撫した。②巡撫の目的は、險固で知られる西安の風俗を視察し、その民を慰勞することにあつた。③皇太子朱標は南京に還り陝西の地図を帝に献上した直後に病にかかったが、彼はなおも建都のこと

を提案していた。以上の三点にすぎない。

さて皇太子を陝西に派遣した事実は、『明太祖実録』卷二一一、洪武二十四年八月乙丑（十一日）の条によっても確認できる。

命皇太子巡撫陝西。上諭皇太子曰、「天下山川惟秦中號爲險固。嚮命汝弟分封其地、已十數年。汝可一游以省觀風俗、慰勞秦民」。於是擇文武之臣扈從、皆給道里費。仍命經過府縣以宿頓聞。〔史料B〕

（皇太子に命じて陝西を巡撫せしむ。上 皇太子に諭して曰く、「天下の山川惟だ秦中のみ號して險固と爲す。嚮に汝が弟に命じてその地を分封せしむること、すでに十數年。汝一たび遊び以て風俗を省觀し、秦が民を慰勞すべし」と。ここに於いて文武の臣を擇び扈從せしむ、みな道里の費を給す。仍りて經過の府縣に命じて宿頓を以て聞せしむ。）

ただし実録の記載も、遷都との関連については言及しておらず、派遣の目的を『明史』と同様に陝西の風俗視察や民の慰勞と記すのみである。⁽⁹⁾

それでは、檀上氏は史料Aのどこから皇太子派遣の理由が西安遷都にあると理解したのであろうか。引用された史料に即して判断するかぎりでは、傍線部分からと考えられる。⁽¹⁰⁾「先是……至是」という慣用句は、時間的に遡って背景等を説明する場合に用いられるもので、⁽¹¹⁾確かに洪武帝が皇太子を陝西に派遣した契機となったのが御史胡子祺の西安遷都提案であったように読み取れる。

ところが御史胡子祺の提案が提出された時期を調べると、つぎの『明太祖実録』卷一〇六、洪武九年六月戊子⁽¹²⁾の条から明らかのように、洪武二十四年の陝西派遣の直前のことではなく、これを遙かに遡る洪武三年のことであった。

陞彭州知州胡子祺爲延平府知府。子祺吉安吉水人。洪武三年以儒士舉赴京、試於吏禮二部、中選者十九人。(中略)與選列。適太史奏、文星見。上喜、十九人皆擢監察御史。子祺首上書、請都關中。其略言曰、(中略)上覽奏稱善。尋陞廣西按察司僉事。(中略)至是、陞延平府知府、踰年以疾卒於官。〔史料C〕

(彭州知州胡子祺を陞して延平府知府と爲す。子祺は吉安吉水の人なり。洪武三年儒士を以て擧げられ京に赴き、吏禮二部に試す、選に中たる者十九人。(中略)選列に與かる。適たま太史、「文星見わる」と奏す。上 喜び、十九人みな監察御史に擢す。子祺首めに上書して、關中に都せんことを請う。その略言に曰う、(中略)。上 奏を覽みて善しと稱^たえる。尋いで廣西按察司僉事に陞る。(中略)ここに至たり、延平府知府に陞り、年を踰えて疾を以て官に卒す。)

したがって先の『明史』の記述自体には、重大な問題点が存すると言わねばならない。つまり『明史』の記述〔史料A〕が、史料Bと史料Cとの安易な接合によってできあがったのではないかという疑いである。この点を確認することは容易ではないが、少なくとも御史胡子祺が關中(西安)遷都を提案した洪武三年から皇太子が陝西に派遣された二十四年までの二十年餘りの歳月の空白を埋めないかぎり、『明史』朱標伝の記述から陝西派遣の目的が「西安遷都」にあつたとは決して言うことはできないであろう。

二 皇太子派遣の目的

1 秦王府問題

それでは、皇太子の陝西派遣の目的はどこにあつたのかをあらためて考えてみたい。洪武二十四年八月、帝が皇太

子にあたえた諭旨には、「汝一たび遊び以て風俗を省觀し、秦の民を慰勞すべし」とあり、公表された派遣の目的は、秦王府が置かれていた陝西の風俗視察とその民を慰勞することにあつた。南京を出発してほぼ一か月後の九月九日に、皇太子は西安にたどり着いた。官僚や在地の有力者の出迎えをうけた皇太子は、彼らを慰勞して銀両と交鈔を賜与している。⁽¹³⁾

ところで、地方視察のため皇太子がこの時期に他でもない西安に派遣されたのは、実は別の理由が存在していた。

『明史』卷一一六、諸王列伝一、秦愍王・伝に、

洪武三年に封じ、十一年西安に就藩す。(中略)二十二年太宗正院を改めて宗人府と爲し、⁽¹⁴⁾を以て宗人令と爲す。

二十四年・多く過失するを以て、京師に召還し、皇太子をして關陝を巡視せしむ。太子還り、これが爲に解く。明年命じて歸藩せしむ。

とあるのが重要な手がかりとなる。これによれば、洪武十一年二十三歳のとき西安に就藩し、二十二年には皇族の属籍や玉牒をつかさどった宗人府の長官である宗人令に就任していた洪武帝の第二子秦王が、このところ多くの過失を重ねていたために、南京に召還されるという事件が起きていた。

皇太子が陝西に派遣されたのは、その直後であつて、事件の調査と善後処置をほどこすという目的が存在していたと推察できる。確かに『明太祖実録』卷二一一、洪武二十四年八月己卯(乙卯の誤り)朔(一日)の条には、「秦王⁽¹⁵⁾を召して京師に還さしむ」とみえ、秦王の召還が行われたのは、皇太子に派遣の命が出される十日前のことであつた。⁽¹⁶⁾

秦王の過失の内容に関して、実録には直接の言及はない。ただし談遷『国権』卷九の同日の条には、秦王・は宮瓦碧なるを見、將に耿炳文を殺さんとす。上王を召して還さしむ。これを久しくして、また人を浙江

より市^かう。ここに至たり京師に召還し、十二月遣歸せしむ。(17)

とあり、かつて秦王府左相として王府の設立準備の責任を負っていた耿炳文を殺害しようとしたことに加えて、人身売買を行ったために帝の怒りを買って召還されたとしている。

ただこの記事には、明末清初の談遷が依拠した史料を確定できない点や、西安に帰還を許された時期（後述）に誤りがある点など問題がないわけではない。しかし幸いなことに、『明太祖実録』卷二一〇、洪武二十四年七月壬子の条にのせる秦府致仕長史文原吉への諭旨からも秦王の過失の一端を窺うことができる。

左長史文原吉、昔秦府に在りてその任を終える、而して國は頼りて以て安んじ、民は田里に樂しむ。一旦致政して歸るや、國凶にして民擾^{みだ}る。然る所以のものは、羣小儉邪それを導きて非を爲すに由る。ここに於いて、忠良と姦宄は昭然として見るべし。朕をして卿を念うこと夙夜忘れざらしむ。(19)

これによれば、文原吉が致仕して以後、秦王を輔導する官僚に適格者を欠いたために、秦王府では禍が生じ民衆の生活が擾乱したことを述べる。(20) 禍の内容については明瞭さを欠くものの、文原吉が致仕したのは二十一年九月のことであるから、問題が生じたのもそれ以後ということになる。しかしこれらの事実が明るみ出たのは、帝が特別の使者をたて文原吉に幣物をあたえた二十四年七月をそれほど遡らないであろう。二十三年の九月に、秦王・晋王・燕王の世子にあたえられる黄金約九キログラムの金印の鑄造を礼部に命じたことがあった。(22) その直後に、秦王の世子に対してのみ鑄造が停止されたのは、おそらくこの時期に問題が発覚したことと関わるものに違いない。

いずれにせよ、こうした背景により二十四年八月一日の秦王の南京召還が行われたと考えると誤りない。それから十日あまり後に皇太子は陝西に派遣されており、前掲した洪武帝の諭旨中の「秦民を慰勞す」という文言どおり、混

乱の生じた秦王府が置かれていた西安の民衆を慰勞することが派遣の目的の一つであったと考えられる。⁽²³⁾

召還以後も、秦王は晉・燕・周・楚・齊・湘の六王府とは異なり胡椒の賜与に預かっていないなど、明らかに南京で謹慎処分に近い状況に置かれていたと推察される。その後、謹慎処分を積かれて西安へ還るのは、二十五年七月のことである。⁽²⁴⁾これに先立ち五月には、謹慎期間中の秦王の補導にあたったとみられる紀善王紀ら十三人が羅綺や帛鈔を下賜されている。⁽²⁵⁾その後とはくに問題が生じなかつたらしく、二十六年三月には秦王府護衛の増強（西安中護衛・左護衛・右護衛の三衛設置）が行われている。⁽²⁶⁾

ところで嘉靖三十六年の序をもつ高岱『鴻猷録』巻七、封國燕京には、

（洪武）二十三年庚午、文皇帝既に國に之^ゆく。太祖は諸王をして軍旅の事を知らしめんと欲し、乃ち秦王に敕して晉王・燕王を率いて諸將を督して道を分けて殘虜を北征せしむ。秦王・晉王師久しく出でず。文皇帝は傅友徳等を率いて沙漠に出で、迤都山に至り、虜將乃兒不花を擒えて還る。秦王上言すらく、「文皇帝は節制に遵⁽²⁷⁾わ⁽²⁷⁾ず」と。文皇帝も亦た上書自列す。太祖その情を廉知しこれを奨慰す。仍りて敕諭を降し秦王を戒める。

とある。これによれば、北辺の軍事的指揮権を諸王に委ねようとしていた洪武帝が、二十三年に秦王に命じて晉王と燕王を率いて北征を命じた際、秦王と晉王の軍隊が長い間出陣せず、秦王が訓戒をうける事件があったというのである。これに対し『明太祖実録』巻一九九、洪武二十三年正月丁卯の条では、「晉王・今上（燕王）に詔して、各おの師を率いて往きてこれを征せしむ⁽²⁸⁾」とあり、晉王と燕王に対して北征の詔が出されたとしている。晉王がモンゴル兵を見つけられず帰還したのに対して、燕王は乃兒不花を平定し、このため洪武帝は喜んで群臣に対して「沙漠を清め

てくれるのは、燕王だ。朕も（これで）北顧の憂いが無くなったぞ」と述べたという。⁽²⁹⁾ 現存する『太祖実録』は、前述したように二度も編纂し直され、永楽帝の意向が強く反映されており、この部分もその一つであろう。それはさておき、「嚴毅英武」⁽³⁰⁾とも評される第二子の秦王を差し置いて第三子晋王と第四子燕王にのみ出征を命じたと実録が記しているのは、管轄区域のちがいはあるにせよ些か不自然であり、高岱が述べるように秦王も北征を命じられていた可能性も否定できない。

2 晋王府問題

また皇太子派遣に先立って、太原に就藩していた第三子の晋王櫛が謀反を企てているという告発も行われていた。⁽³¹⁾ 『明史』卷一一六、諸王列伝一、晋恭王櫛伝に、

洪武三年に封じ、十一年太原に就藩す。（中略）或る（者）櫛に異謀有りと告ぐ。帝怒り、これを罪せんと欲す。太子力救し免るるを得たり。二十四年太子は陝西を巡りて歸る、櫛隨いて來朝す。敕して歸藩せしむ。これより節を折り、官屬を待するにみな禮あり、更に恭慎を以て聞こゆ。⁽³²⁾

とあるのがそれである。告発の内容を聞いた帝は激怒し、晋王に対し処罰を加えようとした。しかし皇太子の助命嘆願により晋王は処罰を免れ、皇太子の陝西視察からの帰還に際して一緒に南京に來朝した。姜清『姜氏秘史』卷一は、より詳細にその経緯を述べる。

洪武十五年高皇后崩す。太祖は勤めに倦み、皇太子に命じて庶政を裁決せしめ、惟だ軍國重務のみ以聞せしむ。（中略）。歳餘太祖復た親政す。時に告密するもの者有りて、晋王櫛の逆謀を以て聞す。太祖人を遣わしこれを

察せしむに、兵を五臺山に藏す。反形已に具わり、太祖大いに怒り、兵を發してこれを討たんと欲す。皇太子曰く、「櫛の反期尚お遅し。告密のことは櫛未だ必ずしも知らざらん。今兵を以て往くも、萬一櫛命を拒まば、是れ父子敵と爲るなり。臣をして巡邊せしめ、因りて與に俱に來たらしむるに若く莫し」と。太祖大いに悦ぶ。ここに於いて、皇太子出巡して燕・代及び晉を歴る、居ること浹旬歡甚だし。皇太子行き、晉王送りて河南の界に及ぶ。皇太子曰く、「父皇は汝に見えんと欲す、偕に行くべし」と。晉王倉卒にして命を受け、遂に従いて京に至たる。皇太子叩頭して哀を乞う。乃ち降して庶人と爲し京師に居らしむ。⁽³³⁾

五臺山に武器を隠し謀反を企てていることが明らかとなると、激怒した洪武帝は軍隊を發し討伐しようとしたが、事件の穩便な解決を望んだ皇太子は、自ら北辺を視察して晉王を南京に連れ戻すことを提案した。これが認められ、燕・代・晉の各王府を巡歴したという。

なお『姜氏秘史』によれば、密告が行われた時期は洪武十五年以降であることが判明するのみである。しかし、皇太子が北辺を巡歴するのは二十四年が最初であり、この時のものと限定できる。また燕王府の置かれた北平（のちの北京）や代王府の置かれた大同まで赴いたかどうかについては、実録には全く言及がない。しかし皇太子が西安に到着した九月九日から南京に戻る十一月二十八日（庚戌）までは、優に二ヶ月以上の期間があり、北平まで脚を延ばした可能性も否定できない。⁽³⁴⁾ただ第十三子の代王桂が実際に大同に就藩するのは、二十五年九月以降のことであり、巡邊中に皇太子が代王と会ったわけではない。⁽³⁶⁾いずれにしても皇太子が北辺視察から戻ったその日に、晉王も南京に來朝したことが実録により確認でき、晉王の連れ戻しが成功したことがわかる。

前述したようにこの時期晉王は、燕王とともに功臣に代わって北辺防衛の実質的責任を任かされつつあった。⁽³⁷⁾その

(38) 晋王が陰謀を企てているという告発を受けた事実については、実録のような同時代史料からは残念ながら確認できない。しかし皇太子が陝西出發後の八月二十一日に、洪武帝が皇太子に届けた諭旨の中にその痕跡を窺うことができる。

今爾なんじに命じて陝西に巡行せしむ。方めて渡江の際、天道赫然として變有り、雷は東南より起こる。爾西北を征す、造化を以てこれを言わば、雷は天威なり。爾前に行き、雷後に隨う、威震の兆なり。然して一句の間、久しく陰にして雨ふらず。占法に、陰謀の事を主どる。爾宜しく舉動を慎しみ、飲食を節し宿衛を嚴にし、君子を親しくし小人を遠ざくべし。⁽³⁹⁾務めは存仁養性、施恩布恵し、以て天意を回すに在り。雷の嘉兆、未だ待むべからざるなり。爾それこれを慎しめ。

帝は、皇太子が陝西に赴くため長江を渡った際、一行のあとを追うかのように発生した雷鳴に嘉兆を認めながらも、十日以上も続いた雨が降りそうで降らない陰鬱な天候に陰謀の企ての気配を察知し、皇太子にとくに注意を促したのであった。

二十三年当時、洪武帝は北辺に置かれていた諸王への軍事権の賦与を推し進める一方で、十年前の胡惟庸の獄を蒸し返して李善長以下の功臣たちの肅清を開始しようとしていた。功臣の肅清は、ターゲットとされた功臣たちはもちろんのこと、彼らとの婚姻関係を結んでいた諸王にも少なからぬ動揺をもたらした。第八子で長沙に就藩していた潭正梓が焼身自殺したのは、王妃於氏の父都督顯と兄弟の指揮璫とがこの時胡惟庸の獄に坐して誅殺されたからであった。⁽⁴⁰⁾また就藩からほぼ十年を経過した北方の諸王たちも、洪武帝が期待したとおりの役割を果たしていたわけではなく、諸王封建体制にもさまざまな問題が生じつつあった。二十二年十一月、山東兗州府に就藩していた第十子魯王は金石藥を服して夭折したために、帝は「荒王」という諡を贈っている。⁽⁴¹⁾翌十二月には、第五子で開封に就藩していた

周王・が勝手に封国を離れ鳳陽に移り住んだため雲南に謫遷されるという事件も起きている。(42)

すでに考察を加えた秦王や晋王の事例も、こうした諸王封建体制自体がもつ問題点が顕在化したものと言える。したがって二十四年の皇太子陝西派遣は、西安遷都を目的として行われたのではなく、佐藤文俊氏がすでに指摘した北辺防衛の実情視察に加えて、首都を南京に置くことを前提として北辺を中心に配置された諸王封建体制が抱える諸問題の調整という文脈の中で理解すべきと考える。

三 洪武八年以後の首都南京の建設過程

ここまでの考察により、皇太子の陝西派遣は「西安遷都」のためではなく、秦王や晋王が引き起こした問題の解決や北辺視察にあったということを明らかにした。それでは、この派遣の事実以外に「西安遷都」の動きがこの時期に看取されるかどうかについて、さらに検討を続けたい。

この時期に遷都問題が浮上した背景として、檀上氏は「朱元璋としては最後の弾圧と考えた李善長の獄を経て、一応国内の安定を得た今、江南との腐れ縁も完全に断ち切り、心機一転の政策を押し進めていこうとしたのではないか。言い換えれば、国家統一以来の宿願であった南人政権としての閉鎖的な国家からの脱却が、この遷都に託されていた」と説明している。しかし実際には、二十五年四月皇太子が病で急死し、遷都計画は中止を餘儀なくされたという。その理由として以下の『天下郡國利病書』第八冊、江寧盧安、南京宮殿の記述をもとに、「朱元璋は最愛の皇太子を失ったショックと老齡のため、これ以後新たに土木を興して遷都する気力もなくなっただけ」（著書六五、六頁）

と推定している。

初め大内、燕尾湖を填してこれを爲る。地勢中下がり、南高くして北卑し、高皇帝後にこれを悔やむ。「(洪武)二十五年光祿寺の竈神を祭るの文に曰く、「朕 天下を經營すること數十年、事々古を按じて緒有り。維(43)に宮城の前昂(44)く中窪み、形勢稱わず、本より遷都せんと欲す。今朕年老い、精力すでに倦む。また天下新たに定まり、民を勞するを欲せず。且つ廢興は數有り、只だ天に聽(43)うを得るのみ。惟だ願わくば朕がこの心を鑒みて、その子孫を福(44)せんことを」云云。

この史料は、管見のかぎり『天下郡國利病書』にのみ載せられているもので、しかも祭文の一部しか採録されていないために全体の文意が些か明瞭ではない点がある。

竈神を祭る習慣は、南京では毎歳十二月二十四日の夕刻に行われるもので、この日竈神が天に昇りその家(45)の一年間の過失を万物を主宰する上帝に報告すると考えられていたために、口封じに糖餅の類を供える行事であった。したがって、後半部分の「且つ廢興は數有り、只だ天に聽(45)うを得るのみ。惟だ願わくば朕がこの心を鑒みて、その子孫を福(46)せんことを」という文言は、その年四月に起きた皇太子の急死という不幸を振り返り、朱家の命運を天に託さざる得なくなつた朱元璋の洪武二十五年の時点の心情を率直に吐露したものと考えられる。しかしながら「宮城の前昂く中窪み、形勢稱わず」という風水上の問題から考えられていたという遷都が、呉晗氏や檀上氏の述べるように前年の(46)いわゆる「西安遷都」の動きを指すものと限定できるわけではない。むしろ洪武二年九月に始まり後に中止された中都建設や、前述した洪武三年御史胡子祺の西安遷都提案に対して帝が賛意を示した事実が想起される。

というのは、大内の大半に相当したという燕尾湖(前湖)を埋め立てて新宮殿を建設したのは、呉王時代、至正二

十六年（一三六六）のことであり、風水上の問題は、朱元璋自身が早い段階から認識していたと考えられるからである。その上で、洪武十一年にあらためて南京を京師とする決定がなされたのであった。史料が欠如するため立証する作業は難しいが、私見によれば、洪武帝が洪武二十年代に至ってもなお南京以外の地に都を遷すことを計画していたとは考えられない。以下では、この点を確認するために、この時期着々と進められていた南京の首都建設過程に着目して考察を加えた⁽⁴⁷⁾。

近年の張泉氏の研究によれば、明初の南京城の建設過程は次のような五段階に分けられるとしている。

第一段階 元至正十六〜二十五年（一三五六〜六五） 作戦根拠地とした時期

第二段階 至正二十六〜明洪武二年（一三六六〜六九） 応天府が首都と定められた時期：：：第一次建設ラッシュ期

第三段階 洪武二〜八年（一三六九〜七五） 開封に「北京」を立て、中都（鳳陽）と南京の建設が

並行して進められた時期

第四段階 洪武八〜三十一年（一三七五〜九八） 中都を放棄して「北京」を廃止し、あらためて南京を

京師と定めた時期：：：第二次建設ラッシュ期

第五段階 建文元〜永樂十八年（一三九九〜一四二〇） 北京遷都への準備時期

問題の陝西派遣が行われた洪武二十四年は、第四段階すなわち第二次の建設ラッシュ期にあたっている。この期間は、二年九月に始まる中都建設の完成を目前に控えて八年四月突然中止された時点から始まる。大内宮殿や太廟・社稷壇の改修工事に着手し、その完成を承けて十一年正月に南京は再び「京師」と定められた。その後も、宮殿はもちろん

城垣や街道及び軍民の房屋など建設ラッシュがつづき、首都南京のインフラ整備が進行した。

さて、この第四段階を筆者なりにより詳細に検討すると、さらに以下の三期に分けることができる。

第一期 洪武八く十一年 中都建設中止の詔に続いて、八年九月南京の大内宮殿の改建の詔が出され、いわば南京回帰の現象が進んだ時期。⁽⁴⁸⁾ 太廟・社稷壇や天地を合祀する園丘（大祀殿）の改建など一連の礼制上の整備も進められ、十年十月大内宮殿の完成を待つて明年正月に南京を「京師」と改め、北京（開封）を廃止した。中都城（鳳陽）の西南郊外の皇陵に今も直立する皇陵碑は、この年四月に洪武帝自身の手によって書き換えられたものであるが、その碑文中には「金陵（南京）に倚つて鼎を定めた」ことを明言した上で、皇陵の改葬をも企てたものの、卜者の反対により中止した経緯にも触れている。⁽⁴⁹⁾

第二期 洪武十一く十六年 皇城の東北の方角にある鍾山（紫金山）の南側に山陵の地が選定され、その建設に着手した時期。馬皇后が病に伏しており陵墓建設は焦眉の課題となっていた。十四年十二月鍾山の地が選定され建設が進められる中で、翌年八月死去した。翌月皇后の梓宮を山陵に埋葬し、「孝陵」と命名した。十六年五月には孝陵殿も完成した。これに先立って、皇城の西北の方角にある鷄鳴山地区の整備と山陵建設に伴い移転を余儀なくされた靈谷寺など、東北地区の再開発も行われている。

第三期 洪武十六く三十一年 宮殿や陵墓の建設が一段落し、文武の諸官庁の移転整備や街道・橋梁や城垣・城門、さらには京官の官舎や国子監生の宿舍などの首都全般のインフラ整備と充実が図られた時期。⁽⁵⁰⁾ まず十九年十二月に、通済・聚宝・三山・洪武等門の改修及び後湖城や六部圍牆の新築などが行われた。⁽⁵¹⁾ とくに洪武帝の「終のすみか」となる西宮の建設も二十二年に始まった。⁽⁵²⁾ 翌二十三年には、外城（外郭城）十五門と各千戸所が新たに設置された。こ

れは、鍾山や雨花臺など重要な山々を外郭城の中に包み、防衛を強化すると同時に、かなり変形した南京城の都城プランをより伝統的なプランに整合化するものであった。十月に従来の南北二兵馬指揮司を東西南北中の五城兵馬指揮司に改編した措置は、⁽⁵³⁾この間に拡大整備された首都南京の都市空間をあらためて劃定し直すものであった。その後も、洪武帝の在位期間が終わるまで南京の整備は続けられた。二十五年、宗人府・五府・六部・太常司・欽天監の改建が行われた。⁽⁵⁴⁾刑部・都察院・大理寺など刑法関係の官署は、十七年すでに太平門外に移転されていたが、宗人府と吏戸礼兵工の五部が広敬門（洪武門）の東側に、中左右前後の五軍都督府と太常司・欽天監は西側に移転され、文武の諸官庁が皇城の南側に左右に分かれて並列することになった。さらに大内金水橋や端門・承天門楼や長安東西二門が建設され、皇城としての威厳の一層の充実が図られた。二十七年八月には京都酒樓（五樓）が増築され、十月には翰林院・詹事府・通政使司、錦衣・旗手二衛の改建と続き、三十年には国子監と孔廟も改修されている。

さて、洪武帝が「西安遷都」を表明したという洪武二十四年八月は、この第三期にあたる。この時期は、まさに首都全般のインフラ整備が最終段階に達していた。状況証拠にすぎないとはいえ、かかる時期に新たな遷都が計画されていたとは到底考えにくい。また首都問題を考える上で宮殿と並んで重要なのは、山陵の位置である。南京郊外に孝陵の建設が始まった第二期以降は、南京以外の地への遷都問題が再浮上する可能性は極めて少なかったとみるべきであろう。⁽⁵⁶⁾

さらに皇太子派遣の一月前の七月に行われた南京への富民層の強制移住も注目に値する。

上 工部の臣に諭して曰く、「昔漢高祖は天下の豪富を關中に徙せり。朕初め取らず。今これを思うに、京師は天下の根本、^{しか}廻ち事當然なる有りて爾らざるを得ざるを知る。朕今亦た富民をして入りて京師に居らしめんと欲

す。卿それ有司に令して丁産の殷富なる者を驗べ、それを分遣して來らしめよ。ここに於いて工部天下富民を徙す、至る者凡そ五千三百戸。⁽⁵⁷⁾

洪武帝は、漢の高祖が行った関中徙民の故事を引き合いに出して、西安ではなく首都南京への強制移住を決定したのであった。永楽年間に実施された北京への富民層移住に関する小論の中でもすでに触れたが、担当官庁が工部であったことから明かなように、この富民層強制移住は首都南京の都市建設と密接に関わるものであった。⁽⁵⁸⁾ すなわち当時首都建設の総仕上げが着々と進められていた南京では、なおも多くの労働力と財源を必要としていたのである。⁽⁵⁹⁾ 洪武帝の指示によって決定したこの富民の移住は、帝自身が当時、南京建設に全力を傾けていたことを雄弁に物語っているであろう。

おわりに

最後に、皇太子が陝西派遣から戻り「陝西の地図」を献上した点について考察を加えて本章の結びにかえたい。前掲した『明史』巻一一五、朱標伝にみえる地図献上に関する部分の記事は、隆慶元年の序を有する鄭曉の『吾學編』巻一四、皇明同姓諸王伝、「懿文太子伝」の中に、以下のようなほぼ同文の記事があり、『明史』は、明らかにこれに依ったものであることがわかる。

還るの比、⁽⁶⁰⁾ 陝西圖を獻じ、遂に病む。病中に經略建都の事を上言す。二十五年四月丙子卒す。

この点に関しては、皇太子朱標やその子允炆（のちの建文帝）を貶める永楽帝の立場から編纂し直された現行の『太

祖実録』にはなんら言及がないものの、『明史』と同様『吾學編』でも、西安への建都を執拗に提案しているのは、⁽⁶¹⁾
洪武帝ではなく病床の皇太子であったとしている点は注目してよい。

方孝孺の文集『遜志齋集』巻二四、「懿文皇太子輓詩十章」には次のような律詩が収められており、皇太子が西安の「相宅圖」を献上したことに触れている。

相宅圖方獻 還宮疾遽侵

鼎龜懸寶命 笙鶴動哀音

誰紹三皇治 徒傾四海心

關中諸父老 猶望翠華臨

試みに訳せば、「皇太子は相宅圖を献上して、宮殿に還ると遽かに病魔に侵された。帝位に就くのを目前にして亡くなり、仙鶴が哀しく鳴いた。誰も太古の三皇のような（皇太子の）政治を受け継ぐものはなく、むなしく天下の人々の心を寄せるだけだ。関中盆地の父老たちは、いまも天子の旗竿を添えて来臨するのを望んでいる」となる。あらためて言うまでもなく、方孝孺は建文帝に重用され、靖難の役後も帝位を奪った永楽帝に屈せず虐殺された人物である。永楽年間には、方孝孺の関係者に対する追及の手は厳しく、彼の詩文を所蔵しているだけでも死刑に処せられた⁽⁶³⁾ほどであったというから、建文帝の父の死を悼むこの詩が後世に伝えられたのは幸いとすべきであろう。

さてこの詩が書かれたのは、五、六句から判断して允炆が皇太孫に冊立される以前の⁽⁶⁴⁾ことと考えられ、おそらく方孝孺が漢中府学教授となって陝西に赴いた洪武二十五年ごろのことで、赴任する際に西安に立ち寄ったときの実見聞を踏まえたものであろう。この詩で詠われているのは、来るべき朱標の治世に、古代中世と都が置かれた古都西安へ

の遷都の実現を待ち望んでいた彼の地の父老たちの父老たち⁽⁶⁵⁾の姿である。かかる願望は、三代（とくに周代）の政治を理想視し、「復古主義」の思想を色濃く持つ方孝孺の政治思想とも通底するものであったにちがいない。

従って、洪武二十四年の段階で「西安遷都」を積極的に推進しようとしていたのは、洪武帝ではなく、むしろ皇太子であったことがわかる。南京から北方への遷都を実現しようとした点では、檀上氏も指摘するようにむしろ共通するはずの永楽帝が、かえって皇太子による陝西の地図献上と遷都提案の顛末を『太祖実録』から抹殺したのは、その提案が兄皇太子、かつ建文帝の父でもある朱標によって強く主張されたものであったからではないか。⁽⁶⁶⁾ 少なくとも、未完に終わった洪武朝晩年の北方遷都論議は、永楽年間当時、帝が推進していた北京遷都を正当化するものとは理解されていなかったがゆえに「正史」としての実録には残されなかったであろう。以後、皇太子の陝西の地図献上のエピソードは、太祖朱元璋の恐怖政治からの転換を望む人々や帝位を奪われた建文帝に同情を寄せる人々によって、「野史」の中で語り継がれていくことになる。

永楽帝の北京遷都から三十年近くが経過した正統十四年（一四四九）に起きた土木の変では、北京はオイラートの侵入の危機に曝された。一時は首都の「南遷」も検討されたものの、兵部左侍郎于謙らの反対によって北京の死守が決まった。この危機を乗り越えたこと⁽⁶⁷⁾によって、正統六年十一月に定都の決定がなされていた北京の首都としての地位はさらに盤石のものとなった。これ以後、洪武朝晩年の北方遷都論議は、新たな意味を附与されることになった。それは、洪武朝において洪武帝自身が南京に満足しておらず西安など北方への遷都論議がすでに存在したという事実が、王朝の創始者たる太祖洪武帝の「先見の明」と永楽帝による北京の選択を正当化する論拠となったからである。蘇州の人王錡（一四三三〜九九）は、祝允明の序を有する『寓圃雜記』の中で、五代以来の北方民族の侵入により

「靖康の変」を招いたのは、形勢の地に都を置かなかつたためであり、元を滅ぼした太祖朱元璋は即位当初、北方への遷都を考えていたが、中原の地は異民族の蹂躪で荒廃していたため江南に鼎を定めたこと、北平は元の旧都で北方民族を制御できるがゆえに、朱棣（のちの永楽帝）を燕王に封じたこと、さらに永楽帝が北京巡狩を繰り返したのち遷都を断行したことを述べて、「燕に都するの志、太祖實にこれを啓き、太宗克くこれを成すなり」と締めくくった。⁽⁶⁸⁾しかし、これは王錡のごとき土木の変をへた十五世紀半ば以降まで生を享けた者のみがつけ得た「歴史の後知恵」以外の何物でもないことは明らかであろう。

本章では、洪武二十四年の皇太子陝西派遣の目的が洪武帝の西安遷都計画のためであったという、『明史』巻一一五、朱標伝の記述に基づく誤りを、実録など関連史料によりながら明らかにした。このことは、正史とはいえ十八世紀に成立した『明史』も編纂物にすぎないという、これまでも周知となっている理解に、その例証を新たに一つ付け加えたものにすぎないかもしれない。

しかしながら、ここで明らかにした事実からは、南京を「京師」と定めた洪武十一年以降、洪武帝が南京を首都とした国家体制を確立しようとしていたことがあらためて確認できたであろう。そもそもこの南京⇨京師体制のなかでこそ、北辺に配置された晋王や燕王の軍事的役割が重要となってきたのであった。ここに洪武帝亡き後の燕王による帝位篡奪劇が胚胎する理由もあった。こうした理解に立つとき、靖難の役とその後につづく北京遷都のもつ初期明朝史における歴史的意義、すなわち政治の中心と経済の重心を一致させた南京⇨京師体制から両者を分離させる「北京システム」⁽⁶⁹⁾への改変のもつ重要な意味が明らかとなるであろう。北方民族の台頭により第二次南北分裂の時代を迎えた中国社会は、軍事力にまさる「北」と生産力の「南」というように政治と経済の分離を長期にわたって餘儀なくさ

れた。⁽⁷⁰⁾かかる分裂の領域的統一を元朝は成し遂げたが、「漠地」に税糧・科差の法、江南に両税法という南北で異なった税法を施行したことに端的に示されるように、社会の底辺ではまだ分裂時代の遺制が温存されていた。里甲制の施行とこれを基礎とした夏税・秋糧の徴収は、明朝が元朝より受け継いだ南北一元的支配という課題を解決するため一つの処方箋であった。したがって、かかる南北分裂を最終的に統一した明朝政権が洪武・建文朝の過渡期をへて永楽年間に自ら選択した北京システムは、国家と社会の乖離を特徴とする中国近世社会の枠組みの完成を意味するという見通しが得られるであろう。

註

- (1) 愛宕松男・寺田隆信『中国の歴史』6、元・明（講談社、一九七四年）一二～四頁。植松正『元代江南政治社会史研究』（汲古書院、一九九六年）序章第二節。
- (2) 宋濂『宋学士文集』翰苑統集卷五、「大明日曆序」、「嗚呼、惟天立辟、惟辟奉天。其能混合三光五嶽之氣者、蓋可數也。然挺生於南服、而致一統華夷之盛、自天開地闢以來、惟皇上爲然。其功高萬古、一也。」
- (3) 『東洋史研究』二七卷四号、一九六九年。のちに『宮崎市定全集』第一三卷（岩波書店、一九九二年）に収録。
- (4) 檀上寛「明王朝成立期の軌跡——武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって」『東洋史研究』三七卷三号、一九七八年、のちに『明朝専制支配の史的構造』（汲古書院、一九九五年）に収録。檀上氏の著書全体のもつ意義については、拙評「一九九五年の回顧と展望、東アジア（中国—明・清）」『史学雑誌』一〇五編五号、一九九六年を参照されたい。

- (5) 吳晗「明代靖難之役与国都北遷」『清華學報』一〇卷四期、一九三五年。同『朱元璋伝』（生活・読書・新知三聯書店、一九六五年）一五九頁でも同様の見解を述べている。またE. L. ファーマー氏や張奕善氏も、吳氏の研究に依拠して洪武二十四年十一月の段階で洪武帝が西安遷都を計画していたことに言及している。Farmer, E. L., *Early Ming Government: The Evolution of Dual Capitals*. Harvard University press. 1976. pp. 93~94. 張奕善
- 「明成祖政治権力中心北移的研究」『国立台湾大学歴史系学報』一〇・一一期合刊、一九八四年、のちに『朱明王朝史論文輯——太祖・太宗篇』（国立編訳館、一九九一年）に収録。
- (6) 王崇武「明清難史事考證稿」『中央研究院歷史語言研究所專刊』二五、一九四八年。
- (7) 檀上寛「漢民族国家の復興」『アジアの歴史と文化』4（同朋舎出版、一九九四年）。
- (8) 註（4）前掲檀上著書七九頁の註（78）に引用。
- (9) 佐藤文俊氏は、「明・太祖の諸王封建について」和田博徳教授古稀記念『明清時代の法と社会』（汲古書院、一九九三年）、のちに『明代王府の研究』（研文出版、一九九九年）に収録の中で、この実録の記述をもとに陝西派遣の目的を皇太子に「対故元防衛の実際と地方の実情を見聞させるため」としている。
- (10) ただし明代後期以降に成立した史料では、洪武帝が遷都のために皇太子を派遣したと述べるものも多い。一例を挙げれば、明の正徳六年の進士姜清の『姜氏秘史』巻一には、「洪武二十四年、太祖以江南地薄、頗有遷都之意。八月命皇太子往視關洛、皇太子志欲定都洛陽、歸而獻圖。」とある。しかしこの点に関して、根本史料の『明太祖実録』には全く言及がなく、その史料の根拠が明確ではない。
- (11) なお蛇足ながら、胡子祺の上書に対する洪武帝の「稱善」という対応は、彼の議論に対する軽い賛意を示す表現に過ぎない。

(12)

胡子祺は、『明太祖実録』巻五四、洪武三年七月己亥の条によれば、監察御史から広西按察司僉事に昇任しているから、監察御史在任の下限は、洪武三年七月である。実は、『明史』巻一四七、胡廣伝の附伝でも上書の時期を「洪武三年」としている。また嘉靖二十三年刊の呉樸『龍飛記略』も、洪武三年三月の条で「監察御史胡子祺請遷都關中、不報」としている。これに対し、註(5)前掲の呉晗や張奕善論文の中で、上書の時期を洪武九年としているのは誤りである。胡子祺の子祺は字で名は壽昌であり、その卒年は洪武十年五月のことであった(胡広『胡文穆文集』巻一四、「先考中憲大夫延平府君贈翰林學士奉政大夫墓表」)。なお、実録が胡子祺の附伝を彼の死亡した日ではなく延平府知府に陞官した日に記載しているのは、実録の記述スタイルの通例からみて些か異例である。彼の息子の胡広は、永樂十六年五月に三修された現行の『太祖実録』の総裁官の中心人物であった(『明太宗実録』巻一二〇、永樂九年十月乙巳の条、及び胡儼『頤庵文選』巻上、「文淵閣大學士兼左春坊大學士贈資善大夫礼部尚書諡文穆胡公墓誌銘」)。従って、この記述には総裁官胡広との関わりが推定され、実録の重修作業のなかで胡子祺の墓表の一部(西安遷都の提案を含む)が実録に加筆された可能性が高い。というのは、胡広の手になる墓表には、「嗚呼、先公棄諸孤三十有六年、未克以表于阡、將無昭著先德」とあるように、洪武十年の父の死去から三十年を経過した永樂十一年ごろに書かれたもので、この時点ではすでに北京巡幸も行われ、遷都の動きは現実のものとなっていたからである。洪武初年に南京より北方に建都を主張する胡子祺の提案は、三修本編纂の段階で先見の明を示すものとして顕彰すべく実録の中に入れられたのであろう。

(13)

『明太祖実録』巻二一二、洪武二十四年九月癸巳の条。また『逆臣録』巻一、侯、張翼によれば、藍玉をはじめ北辺防衛の任にあたっていた功臣たちもこのとき西安に参集していた。「一招、洪武二十四年(中略)至九月初九日、各處公侯都到陝西朝東宮殿下、方得與涼國公相見。」

- (14) 『明史』卷一一六、諸王列伝一、秦愍王・伝、「洪武三年封、十一年就藩西安。(中略)二十二年改大宗正院爲宗人府、以・爲宗人令。二十四年以・多過失、召還京師、令皇太子巡視關陝。太子還、爲之解。明年命歸藩。」
- (15) 『国権』卷九は、陝西派遣を八月一日としているが、繫日の誤りと考えられる。
- (16) 『明太宗実録』卷一九、永樂二年四月甲子の条に載せる、永樂帝が楚世子孟・に与えた手勅の中に、「昔秦愍王遣於浙江買人口、祖皇帝聞而怒之。秦府官屬及浙江郡縣承行者被罪。前鑑不遠也。」とあり、関連する記載が見える。
- (17) 談遷『国権』卷九、洪武二十四年八月乙卯朔、「秦王・見宮瓦碧、將殺耿炳文。上召王還。久之、又市人浙江。至是召還京師、十二月遣歸。」
- (18) 耿炳文は、洪武二年に陝西を鎮守し、三年秦王府左相兼陝西行省右丞となり長興侯に封じられている。焦竑『国朝献徵録』卷八、「長興侯耿炳文伝」。
- (19) 『明太祖実録』卷二一〇、洪武二十四年七月壬子、「左長史文原吉、昔在秦府終其任、而國頼以安、民樂田里。一旦致政而歸、國凶而民擾。所以然者、由羣小儉邪導其爲非。於是、忠良姦宄昭然可見。使朕念卿夙夜不忘。」
- (20) 朱国禎『皇明史概』皇明大政記、卷七には、「(太祖)念天下形勢在西北、金陵偏左、宮殿稍窪、欲徙都關中。秦王聞之、有怨言。召入京錮之、命太子巡撫。(中略)計定、赦秦王、將改封。僅五閱月、二十五年四月太子薨。」とあり、「西安遷都」によつて改封(国替え)を餘儀なくされる秦王が恨み言を述べたことが召還された理由としている。乾隆年間に編纂された『明鑑綱目』卷一も同様な記事を載せる。しかしこれは牽強附会にすぎないであろう。秦王が赦されたのは、後述するように皇太子の死後二十五年七月のことであり、秦王改封の動きについても管見のかぎりこれを裏付ける史料はない。

- (21) 『明太祖実録』卷一九三、洪武二十一年九月丙申の条。なお、註(8)前掲佐藤論文の中で、文原吉が洪武二十四年まで左長史の地位にあつたとしているのは誤りであろう。
- 『明太祖実録』卷二〇四、洪武二十三年九月戊午の条。
- 『明太祖実録』卷二一四、洪武二十四年十一月丙午の条。
- 『明太祖実録』卷二一九、洪武二十五年七月庚辰朔の条。
- 『明太祖実録』卷二一七、洪武二十五年五月庚寅の条。
- 『明太祖実録』卷二二六、洪武二十六年三月辛酉・庚午・甲戌の各条。
- 高岱『鴻猷録』卷七、封國燕京、「二十三年庚午、文皇帝既之國。太祖欲諸王知軍旅之事、乃敕秦王率晉王・燕王督諸將分道北征殘虜。秦王・晉王師久不出。文皇帝率傅友德等出沙漠、至迤都山、擒虜將乃兒不花還。秦王上言、文皇帝不遵節制。文皇帝亦上書自列。太祖廉知其情獎勵之。仍降敕諭戒秦王。」
- 『明太祖実録』卷二〇〇、洪武二十三年三月癸巳の条。
- 『明太祖実録』卷二〇一、洪武二十三年閏四月癸亥朔の条。
- 傅維麟『明書』卷八六、皇子諸王宗室記に、「秦王・、(中略)王生而岐嶷、嚴毅英武。上委以關西兵事、得專行賞罰。歲秋巡邊、大將皆聽節制。御軍整肅、所過秋毫無犯、未嘗妄戮一人。」とある。また王世貞『弇山堂別集』卷三二、同姓諸王表の「秦愍王・」伝も秦王の武略について触れている。なお、佐藤氏も註(9)前掲論文の中で、現行の実録では秦王に関する記事が少なく、評価も好くないことをすでに指摘している。
- (31) 朱鴻『明成祖与永樂政治』(国立台湾大学師範大学歴史研究所專刊一七、一九八八年)は、王崇武『奉天靖難記
- (30)(29)(28)
- (27)(26)(25)(24)(23)(22)

注』を引用して、この告発が燕王の陰謀であった可能性を指摘している。

(32) 『明史』卷一一六、諸王列伝一、晉恭王桐伝、「洪武三年封、十一年就藩太原。(中略)或告桐有異謀。帝怒、

欲罪之。太子力救得免。二十四年太子巡陝西歸、桐隨來朝。敕歸藩。自是折節、待官屬皆有禮、更以恭慎聞。」

(33) 姜清『姜氏秘史』卷一、「洪武十五年高皇后崩。太祖倦勤、命皇太子裁決庶政、惟軍國重務以聞。(中略)。歲

餘太祖復親政。時有告密者、以晉王桐逆謀聞。太祖遣人察之、藏兵五臺山。反形已具、太祖大怒、欲發兵討之。皇

太子曰、桐反期尚遲。告密者桐未必知。今以兵往、萬一桐拒命、是父子爲敵也。莫若令臣巡邊、因與俱來。太祖大

悦。於是、皇太子出巡歷燕・代及晉、居浹旬歡甚。皇太子行、晉王送及河南界。皇太子曰、父皇欲見汝、可偕行。

晉王倉卒受命、遂從至京。皇太子叩頭乞哀。乃降爲庶人居京師。」万曆年間刊行の屠叔方『建文朝野彙編』卷一、

遜國編年も同様な記事を載せている。

当時、陸路では北平(北京)から南京までほぼ一ヶ月で達することができた。本書第六章 洪熙から宣徳へ。

(34) 『明太祖実録』卷二二一、洪武二十五年九月癸卯の条。

『明太祖実録』卷二一四、洪武二十四年十一月庚戌の条。

『明太祖実録』卷一九九、洪武二十三年正月丁卯、卷二〇一、同年閏四月乙丑の条。

なお、明抄本『太祖皇帝欽録』(『図書季刊』一卷四期、一九七一年)には、洪武二十四年九月九日に舍人漢玉

が奉天殿で欽奉した「你去對殿下説罪。重的釘將來。罪輕的、就那裏廢了(欽此)」という聖旨を載せている。日

付から判断してこの件に関するものと考えられる。本史料は、佐藤文俊氏のご好意により利用することができたも

のである。

(39) 『明太祖実録』卷二一一、洪武二十四年八月乙亥、「今命爾巡行陝西。方渡江之際、天道赫然有變、雷起東南。

爾征西北、以造化言之、雷天威也。爾前行、雷後隨、威震之兆也。然一旬之間、久陰不雨。占法、主陰謀事。爾宜慎舉動、節飲食嚴宿衛、親君子遠小人。務在存仁養性、施恩布惠、以回天意。雷之嘉兆、未可恃也。爾其慎之。」

(40) 『明太祖實錄』卷二〇一、洪武二十三年四月丙申の条。『国権』卷九、同年同月甲午朔の条。『明史』卷一一六、諸王一、潭王梓伝。

(41) 『明太祖實錄』卷一九八、洪武二十二年十二月庚戌の条。

(42) 『明太祖實錄』卷一九八、洪武二十二年十二月甲辰の条。なお、周王が開封への復国を許されるのは二十四年十二月のことである。同書卷二一四、洪武二十四年十二月庚午の条。

(43) 『天下郡國利病書』第八冊、江寧盧安、南京宮殿、「初大内、填燕尾湖爲之。地勢中下、南高而北卑、高皇帝後悔之。〔二十五年祭光祿寺竈神文曰、朕經營天下數十年、事々按古有緒。維宮城前昂中窪、形勢不稱、本欲遷都。今朕年老、精力已倦。又天下新定、不欲勞民。且廢興有數、只得聽天。惟願鑒朕此心、福其子孫〕云云。」〔内は、檀上氏の引用部分。

(44) 『全明文』卷三三、朱元璋（上海古籍出版社、一九九二年）にも「祭光祿寺竈神文」として収めるが、同じく『天下郡國利病書』からの引用である。なお、朱国禎『湧幢小品』卷四、都城にも、同様な記事が載せられていることにその後気づいたので附記する。

(45) 正徳『江寧縣志』（『南京文獻』五、南京市通志館、一九四七年所収）卷二、風俗。本史料は三木聰氏のご好意により利用することができたものである。

(46) 松本隆晴「明代中都建設始末」『東方学』六七、一九八四年、のちに『明代北辺防衛体制の研究』（汲古書院、

- (48)(47) 二〇〇一年)に収録。王劍英『明中都』中華書局、一九九二年。
張泉「明初南京城的規劃與建設」『中国古都研究』二輯、一九八六年。
近年、大田由紀夫「南京回帰——洪武体制の形成——」『名古屋大学東洋史研究報告』二五号、二〇〇一年も、
洪武政権の洪武八、九年以降の南京回帰の動きを考察し、これ以後、南に基軸を置く「洪武体制」が形成されたとして
している。
- (51)(50)(49) 『明太祖実録』卷一一八、洪武十一年四月。『天潢玉牒』附「御製皇陵碑」。
『明太祖実録』卷一七九、洪武十九年十二月乙酉の条。
『明太祖実録』卷一九七、洪武二十二年十月壬寅の条。なお、洪武帝の西宮での死については、同書卷二五七、
洪武三十一年閏五月乙酉の条にみえる。
- (52) 馴象・安德・鳳臺・雙橋・夾岡・上方・高橋・滄波・麒麟・仙鶴・姚方・觀音・佛寧・上元・金川の十五門であ
る。
- (53) 『明太祖実録』卷二〇五、洪武二十三年十月丙子の条。
(54) 『明太祖実録』卷二二〇、洪武二十五年八月癸酉、卷二二二、同年十月己酉の条。
(55) 『明太祖実録』卷一六〇、洪武十七年三月丙寅の条。
- (56) 『明太祖実録』卷一五三、洪武十六年三月庚戌の条に載せる諫議大夫唐鐸の発言からも、遷都問題がこの時期す
でに決着ずみと意識されていたことが窺える。
- (57) 『明太祖実録』卷二一〇、洪武二十四年七月庚子、「上諭工部臣曰、昔漢高祖徙天下豪富於關中。朕初不取。今

思之、京師天下根本、廼知事有當然不得不爾。朕今亦欲令富民入居京師。卿其令有司驗丁產殷富者、分遣其來。於是工部徙天下富民、至者凡五千三百戶。」

本書附篇第一章 明初北京への富民層強制移住について 参照。

『明太祖実録』卷二〇三、洪武二十三年七月辛亥の条。

(60)(59)(58) 鄭曉『吾學編』卷一四、皇明同姓諸王伝、懿文太子伝、「比還、獻陝西圖、遂病。病中上言經略建都事。二十五年四月丙子卒。」

(62)(61) 『明太祖実録』卷二一四、洪武二十四年十一月庚戌の条、「皇太子還自陝西。」

姜清『姜氏秘史』卷一（註二〇に引用）や徐学聚『国朝典彙』卷八、東宮の洪武二十四年の条では、西安ではなく洛陽の地図を献じたとしているが、誤りであろう。

『明史』卷一四一、方孝孺伝。

(65)(64)(63) 『明太祖実録』卷二二一、洪武二十五年九月庚寅の条。

檀上寛「方孝孺の政治思想——明初の理想的君主観——」『堺女子短期大学紀要』一九、一九八四年。のちに註（4）前掲著書に収録。

(66) 王崇武氏の考察によれば、現行の『明太祖実録』編纂以前に成立し永楽帝の立場から書かれたという『奉天靖難記』にも、洪武二十四年の北方遷都論議に関する記事は欠落している。「奉天靖難記註」『中央研究院歴史語言研究所專刊』二八、一九四八年。

(67) 本書第七章 北京定都。

(68)

『寓圃雜記』卷一、建都。なお王錡は、祝允明と同様に蘇州の市隱であり政權に参画した「南人」とは言い難いが、北京遷都を五代以来の趨勢の中で歴史的必然ととらえていた点は興味深い。嘉靖四十五年の自序を有する鄭曉『今言』卷四も、南京が西北からの軍事的脅威を制御できないことを指摘する点で『寓圃雜記』と軌を一にしている。

(69)

膨大な輸送コストとメンテナンス費用を不可欠のものとして維持された漕運制度は、「北京システム」を支える重要な柱であった。漕運制度については、星斌夫『明代漕運の研究』（学術振興会、一九六三年）があるが、星氏によって精力的に進められた漕運研究をあらためて北京システムの確立過程の中に位置づける必要がある。またこのシステムの成立は、明朝の対外政策とも密接に関わっている。例えば、南京⇨京師体制で始められた鄭和の南海遠征に示される明朝の大規模な水上輸送力とそれを支える財力は、遷都後北京システムの維持のために向けることが必要となり、このシステムが本格的に機能し始める宣徳年間を最後に遠征は中止を餘儀なくされたと考えられる。その意味で、永楽帝のもとで戸部尚書として北京への物流体制の確立に力を注いだ夏原吉が、帝の死を知らされた直後に皇太子（のちの洪熙帝）の国政諮問に対して、南海遠征の中止を進言したのは象徴的である。のちに本書第五章 南京還都。

(70)

なお、「北京システム」については、『第十二回（一九九八）明清夏合宿ニューズレター』所載の報告要旨 拙稿「北京遷都研究序説」参照。この報告の中で仮説として「北京システム」の分析枠組みを提起したのは、従来の明清社会経済史研究の起点に据えられていた太祖朱元璋の洪武体制の持つ過渡的性格を明らかにするためであった。

愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」岩波講座『世界歴史』9（岩波書店、一九七〇年）、のちに『愛宕松男

『東洋史学論集』第四卷（三一書房、一九八八年）収録を参照。

明初の燕王府をめぐる諸問題

はじめに

一介の農民の家から身を起こして皇帝の地位まで登りつめた朱元璋は、洪武元年（一三六八）正月、即位にあたり糟糠の妻馬氏を皇后に、十四歳となった世子標を皇太子に冊立した。翌年四月には、創設したばかりの明王朝の行く末を揺るぎないものとすべく、諸王封建の制の採用を決定し『祖訓録』の編纂に取りかかった。一年後の三年四月、第二子・以下九名と従孫おひまこの守謙を諸王に冊封した⁽¹⁾。

冊封された十名の諸王の王府は、西安・太原・北平など西北地方をはじめとする行省レベルの中心地に置かれた。南京・鳳陽を中核とする直隸地域を包み込むように配置されたこれらの王府には、王朝を守る「藩屏」としての軍事的に重要な役割が付与されていた⁽²⁾。本稿で取り上げる第四子の朱棣はこの時十歳であったが、「燕王」に封じられた。燕王という王爵を与えられたことは、近い将来、古くは周代の燕国薊城が置かれていた北平に王府を与えられることを意味する。この地は、あらためて言うまでもなく、元朝では都の「大都」が置かれていた。明朝成立後の洪武

元年、大將軍徐達らの北伐軍が迫ると、順帝以下の元朝皇室は早々と大都を放棄し北のモンゴリアに逃れたため、八月に北平府と改められた。

諸王冊封から数ヶ月後の三年七月には、王府建設の詔が出された。各王府の宮城建設予定地も決まり、翌年十月から建設が始まった。冊封から十年後の十三年三月、満二十歳を迎えた燕王は、いよいよ北平に建設された燕王府に赴き就藩した。

この燕王の宮殿は、太祖朱元璋がその子孫に残した朱明王朝の「家法」としての『祖訓録』營繕に、「凡そ諸王の宮室は、並びに已定の格式に依りて起蓋し、分を犯すを許さず。燕は元の旧有に因る(3)」と明記されていたように、既定の格式に準拠した他の王府とは異なり、例外的に元朝大都以来の宮室を踏襲するとされていた。しかし、その宮室の所在地をめぐっては、近年中国で論争が続いている。

論争の出発点となったのは、一九七九年の王璞^{はく}子論文「燕王府与紫禁城」(4)、および一九八二年の王劍英論文「燕王府即元故宮旧内考」(5)である。両論文を要約すれば、次の五点にまとめることができる。①『太祖実録』や『皇明祖訓』など王朝側の早期の史料では、燕王府が「元旧内殿」にあったとされていることから、燕王府は太液池西側の隆福宮ではなく、東側の大内宮城に置かれていた。②永楽七年(一四〇九)の北京巡幸に先立ち、この燕王府の宮殿を、南京と同様に奉天・華蓋・謹身の三殿、乾清・坤寧二宮の名称に改め行在所とした。③永楽十四年にはこれを撤去し新たに紫禁城を建設するために、隆福宮址に「西宮」を建て、紫禁城が完成するまでの一時的な「視朝之所」とした。④永楽十五年五月三たび北京に巡幸した永楽帝は、西宮の奉天殿で朝賀をうけると、北京の宮建に正式に着手して十九年正月に至り新たに完成した紫禁城に移った。さらに王劍英氏は、⑤蕭洵『故宮遺録』の序文をもとに、従来言われてきた明初における元の宮殿の破壊は誤りで、元の故宮は、元朝滅亡後も、紫禁城の建設が本格的に始まるまでの五十年間ほど保存

利用されていたとした(6)。

これまで、朱楔氏の研究(7)に代表されるように、燕王府が設けられていたのは太液池の西側、いわゆる「西苑」の地(8)と理解されていた。これに対し、両論文の新説は、逆に東側の大明殿や延春閣が建てられていた元の大内に置かれ、永楽七年の巡幸以後も、ここに行在所が設けられたとするものである。これが事実とすれば、立て替えのために一時的に西宮に滞在した期間を除いて、皇子朱棣は靖難の役を境に燕王から永楽帝へとその地位を大きく変えたとはいえ、一貫して太液池東側に居を構えていたことになる。

その後、果鴻孝氏(9)や姜舜源氏(10)、李燮平氏(11)らの研究が相次いで発表され、先の新説に対して批判が加えられた。これらの主な論点は、禁苑を指す「内殿」の語義から大内と限定することの問題点、礼制の観点から前朝の大内がそのまま王府に改められる可能性の否定、さらには永楽年間の北京巡幸期における行在所の位置から逆に燕王府の位置を推定する試みなど多岐にわたっているが、論争は未だ決着を見ていない。

この間の燕王府の所在地をめぐる論争が筆者の興味を引くのは、単に一王府がどこに置かれていたかというレヴェルの問題にとどまらず、その王府宮城の位置が永楽年間における北京營建過程の進行とも密接な関わりを持つことを明らかにした点である。ただ、従来の研究では、燕王府の宮室が置かれた宮城部分の位置のみが取り上げられて、王府全体の構造はほとんど問題とされてこなかった。従って、本章では、永楽以後の北京營建過程を考察する前提として、これらの論争によって浮かび上がってきた論点を再検討して、燕王府宮城の所在地を確定したうえで、宮城と周垣の二重構造からなる燕王府の構造を明らかにすること、あわせて王府が元の故宮内に設けられた背景を推察し、燕王府の諸王府中に占める地位について考察を加えたい。

一 燕王府宮城の所在地について

1 『太祖実録』の関連記事の再検討

前述したように朱楔に代表される通説が燕王府Ⅱ西苑説の主要な根拠としていたのは、以下に掲げる孫承澤の『春明夢餘録』を始めとする明末清初期に書かれた諸史料であった。

明太宗永樂十四年、車駕 北京に巡幸す、因りて宮城を營建するを議す。初め、燕邸は元の故宮に因る、即今の西苑、朝門を前に開く。元人は佛を重んじ、朝門外に大慈恩寺有り、即今の射所、東は灰廠と爲す、中に夾道あり、故に皇牆西南一角獨り缺く⁽¹²⁾。

孫承澤は明・清兩朝に仕えたが、明代北京の掌故集ともいうべき『春明夢餘録』を清初順治（一六四四—六一）年間に刊行している。その中で、燕王府宮城の所在地を西苑の地に比定しているものの、その根拠までは提示していない。『春明夢餘録』以前にも、明代後半になるとこうした指摘が見られるようになる⁽¹³⁾が、それ以前の諸史料で燕王府宮城の所在について言及したものは、極めて少ない。これに対して、新説の元の大内宮城説は、明初に成立した史料の中で唯一ともいえる『太祖実録』の記事をもとに主張されており、この史料の検討から始めたい。

燕王が実際に北平に就藩したのは、前述したように洪武十三年三月のことであった。『明太祖実録』卷一二七、洪武十二年十一月甲寅の条には、就藩に先立つ数ヶ月前に燕王府が完成し、その完成図が中央に提出されたことを載せている。

燕府の營造、工訖わる、圖に繪き以て進む。その制、社稷・山川の二壇は王城南の右に在り。王城四門、東は體仁と曰い、西は遵義と曰い、南は端禮と曰い、北は廣智と曰う。門樓・廊廡二百七十二間。中は承運殿と曰い、十一間、後は圓

殿と爲し、次は存心殿と曰い、各おの九間。承運殿の兩廡は左右二殿と爲す。存心・承運の周廻兩廡より承運門に至るまで屋を爲ること(一)百三十八間。殿の後は前・中・後の三宮と爲す、各おの九間、宮門兩廡等室九十九間。王城の外、周垣四門、その南は靈星と曰い、餘の三門は王城の門名と同じ。周垣の内、堂庫等室一百三十八間。凡そ宮殿室屋を爲ること八百一十一間⁽¹⁴⁾。

これによれば、燕王府は王城と王城外周垣の二重構造からなっていた。ここにいう王城とはいわゆる宮城のことで、体仁、遵義、端礼、広智の四門と城牆に囲まれた部分である。その中には、承運殿・圓殿・存心殿の三殿と前・中・後の三宮が配され、中心をなす承運殿は一一間を数えた⁽¹⁵⁾。王城外周垣にも四門が配され、南門の靈星門以外の三門は、宮城の門名と同じであった。その南西部分には、社稷壇と山川壇が設けられていた⁽¹⁶⁾。内外合わせて、宮殿室屋八一一間からなっていた。

実録のこの記載は、燕王府の宮城内外の室数まで記載しており、他の諸王に比べて異例に詳細なものである⁽¹⁷⁾が、宮城の所在地については何ら言及するところがない。ただし、同書卷五四、洪武三年七月辛卯の条によれば、諸王府の建設の詔が出された洪武三年七月の時点で、すでに七人の諸王の宮城建設予定地が決定していたことが知られる。

詔して、諸王府を建てしむ。工部尚書張允言えらく、「諸王の宮城は宜しく各おのその國に因りて地を擇ぶべし、秦は陝西の臺治を用い、晋は太原の新城を用い、燕は元の舊内の殿を用い、楚は武昌の靈竹寺基を用い、齊は青州益都の縣治を用い、潭は潭州の玄妙觀基を用い、靖江は獨秀峰の前を用いんことを請う」と。上はその奏を可とし、命ずるに明年より次第にこれを營ましむるを以てす⁽¹⁸⁾。

その建設予定地をみると、洪武帝第二子の秦王は西安の陝西行御史台の治所、第三子晋王は太原の新城、第四子燕王は北平の元の旧内の殿、第六子楚王は武昌の靈竹寺基、第七子齊王は青州益都県の治所、第八子潭王は潭州(のちの

長沙)の玄妙觀基であった。また甥の靖江王の場合は、桂林の独秀峰前に置かれた元の順帝の潜邸万寿殿を用いている⁽¹⁹⁾。

工部によって提案された諸王府の宮城建設予定地が官衙・宮殿・寺院・道觀などさまざまであったのは、王府が置かれることになったそれぞれの城市の諸条件に基づいて適当な敷地が選ばれたからであった⁽²⁰⁾。洪武帝は工部の提案を許可し、翌年以降順次建設を命じている。因みに、山西太原の新城に予定されていた晋王府の宮殿は、洪武四年十月に建設が始まったが、翌年旱害の被害による半年あまりの工事中断をへて、九年二月太原府城の東北隅に完成している⁽²¹⁾。

さて問題の燕王府であるが、実録には「元の旧内の殿」に建てられたとある。これは、冒頭に掲げた『祖訓録』營繕の「燕は元の旧有に因る」とは異なり、その所在地をより限定した表現となっている。ここにいう元朝の旧内とは、大内故宮を意味すると考えられる。『太祖実録』には、ほかにも「旧内」の用例があり、卷二九、洪武元年正月戊寅の条には、「旧内より新宮に遷る」とある。これは、明朝創設後、洪武帝が呉王時代の旧内から新たに建設された宮城に移ったことを述べたものである。呉王時代の旧内は、南京建康城内の元朝以来の南台（江南諸道行御史台）の敷地に置かれていた⁽²²⁾。また同書卷二五、呉元年（一二六七）九月癸卯の条には、「新内」の用例も見える。

新内成る。正殿は奉天殿と曰い、前は奉天門と爲す、殿の後は華蓋殿と曰い、華蓋殿の後は謹身殿と曰い、皆翼^おうに廊廡を以てす。奉天殿の左右に各おの樓を建つ。左は文樓と曰い、右は武樓と曰う。謹身殿の後は宮と爲す。前は乾清宮と曰い、後は坤寧宮と曰う。六宮は以次序列す。周らすに皇城を以てす。城の門、南は午門と曰い、東は東華と曰い、西は西華と曰い、北は玄武と曰う。制皆朴素、彫飾を爲さず⁽²³⁾。

完成した新内には、奉天・華蓋・謹身三殿と乾清・坤寧二宮、および六宮が含まれ、それらの周囲は「皇城」で囲ま

れていた。ただし、ここにいる皇城とは、宮城（紫禁城）を取り囲む、いわゆる皇城ではなく、宮城そのものことである点は注意を要する。このことは、南に午門、東に東華門、西に西華門、北に玄武門が配されていることから明らかである⁽²⁴⁾。なお、南京の宮城と六部衙門等を囲む皇城（周囲十四里、約七・八キロ）は、洪武六年六月に完成したが、当初は「内城」と呼ばれていた⁽²⁵⁾。その後、大内宮殿の改修工事が完了した洪武十年ごろから、皇城という名称で呼ばれるようになったと考えられる⁽²⁶⁾。

大内の宮殿を囲む宮城を、後世とは異なり「皇城」と呼ぶのは明初に限られたものではなく、元代においても同様であった。洪武元年、大將軍徐達は元の大都を接収すると、指揮張煥にその皇城を計測させたことがあった。

大將軍徐達は、指揮張煥を遣わして故元の皇城を計度せしむ、周圍一千二十六丈あり⁽²⁷⁾。

計測の結果、皇城の周囲は一、〇二六丈（約三・二キロメートル）と報告されているから、大明殿や延春閣などを中心とする大内宮城⁽²⁸⁾にほかならない。また『析津志輯佚』風俗には、「皇城東華門外」という表現があり、皇城に東華門が設けられていたことが知られる。さらに『元史』卷九九、兵志二、宿衛・圍宿軍には、皇城とその外側を囲む牆垣（蕭牆）についての記述がある。

成宗元貞二年十月、樞密院の臣言うに、「昔大朝會の時、皇城外にみな牆垣無し。故に軍を用て環繞し、以て圍宿に備う。今牆垣すでに成り、南北西の三畔はみな軍を置くべきも、獨り御酒庫の西、地窄く容るる能わず。

（下略）」と⁽²⁹⁾。

ここにみえる朝会るときにモンゴル軍で取り囲み宿直に備えた皇城とは、いわゆる大内宮城である⁽³⁰⁾。この皇城を囲む蕭牆（紅門闌馬牆ともいう⁽³¹⁾）は、大都建設当初には設置されていなかったが、元貞二年（一二九六）の時点までに完成していた。

以上の考察により、実録にいう燕王府宮城の設けられた元の「旧内」とは、当時「皇城」と呼ばれていた、後世の大内宮城を指すと、ひとまず見なすことができよう。ただし、大都の大内宮殿部分は当初は「皇城」で囲まれていただけであったが、その後、蕭牆がその外側に完成すると、大内の指す範囲にも変化が生じた可能性も考慮に入れる必要がある。

元の大都の宮殿配置については、元末の陶宗儀『南村輟耕録』巻二一、宮闕制度の記述が最も詳細かつ正確な記録とされる⁽³²⁾。

大内の南は麗正門に臨む。正衙は大明殿と曰い、延春閣と曰う。宮城の周回は九里⁽³³⁾三十歩、東西四百八十歩、南北六百十五歩、高三十五尺。輒もて贅す。至元八年八月十七日申の時に土を動かし、明年三月十五日工に即く。

(中略)隆福殿は大内の西、興聖宮の前にあり。(中略)興聖宮は大内の西北、萬壽山の正西にあり、周らずに磚垣を以てす。(中略)萬壽山は大内の西北、太液池の陽にあり、金人瓊花島と名づく。(中略)太液池は大内の西にあり、周廻若干里、芙蓉を植う⁽³⁴⁾。

ここで説明されている宮殿は、周囲六里三十歩(約三・四キロ)の宮城内側の大明宮・延春閣からなる大内「正衙」にとどまらず、「周廻二十里ばかり」(蕭洵『故宮遺録』)とされる蕭牆内の宮殿すべてを含んでいる。蕭牆内の中央部には、広大な水辺の空間を構成する太液池が占め、その東西に宮殿群が配されていた。最初に整備されたのは東側部分のいわゆる大内⁽³⁵⁾で、その後、西側の隆福殿と興聖宮からなる西側の西宮⁽³⁶⁾が整備された。隆福殿は南側にあり、もともと太子府として建設されたが、至大年間(一三〇八―一一)以降太后の居所となった。北側の興聖宮は、妃嬪たちの居所であった⁽³⁷⁾。また元末に刊行された『析津志』には、次のような記述があり、ここでも「大内」は蕭牆内全体を指している。

昇平橋は、厚載門に在り、海子の水を通して大内に入る(38)。

すなわち昇平橋は、蕭牆外の海子(玄武池)の南に架かる橋であるから、この厚載門とは正確には厚載紅門のことである。海子の水が入り込んでいるのは、蕭牆内のおそらく太液池であり、ここでは蕭牆の内側全体が「大内」と呼ばれていたことが判る。さらに『元史』巻四四、順帝本紀七、至正十五年の条の「詔して大内の河道を濬さらわしむ」とある「大内」も、太液池を含む蕭牆の内側全体を指したものであろう。

従って、さきの『太祖実録』にいう元の「旧内」にも、宮城のほかに蕭牆内も含まれていたと考えるべきであり、「旧内」という記述からは、燕王府宮城の所在地を元の大内宮城説と西苑説とのいずれか一方に特定できないことが明らかとなった。

ところが、『明太祖実録』巻四七、洪武二年十二月丁卯の条には、「元の旧皇城基」を王府に改造するという指示を洪武帝自身が出していたという記載を載せている。

湖廣行省參政趙耀を改めて北平行省參政と爲す。耀は初め湖廣を授かる。既に辭して、復たここに留まる。ここに至り、上は耀嘗て徐達に従い元都を取り、その風土民情・邊事緩急を習知せるを以て、改めて北平に授け、且つ王府の宮室を守護せしむ。既にして召し入れ、これに論して曰く、「聞くならく、北口子の人の來りて歸附する者多し、と。汝宜しく速かに往くべし、その驍勇にして用うべき者を選びて兵と爲し、月ごとに米を給しこれに贍あたえ、餘は悉くこれを臨清・東昌の地に處し、それをして失所せしむる毋かれ。「耀は因りて工部尚書張允の取りしところの北平宮室圖を奏進す。上はこれを覽じ、元の舊皇城基に依りて、王府に改造せしむ。耀は命を受けて即日辭して行く」(39)。

これによれば、湖広から北平行省參政に改められて赴任する趙耀が、工部尚書張允によつてすでに取り寄せられてい

た「北平宮室図」を差し出し、その利用方法について洪武帝に直接指示を仰いだところ、元の皇城敷地を王府に改造するよう命じたとある。「皇城」は、先に検討したように元・明初では大内宮城部分を意味していたことから、この史料に依拠すれば、元の大内に王府を置くことが決定し、赴任した北平行省参政趙耀によって燕王府への改造が行われたという結論を導き出すことができるかに見える。

しかしながら、この史料には、前述した洪武三年四月諸王が冊封される以前、しかも同年七月の各王府の宮城建設予定地が決定する以前に、行省参政趙耀に対して元の故宮ではなく「王府の宮室」の看守と保護が命じられ、元の皇城基改造の指示が出ていたとしており、いささか不自然な点を否めない。もちろん、前述したように洪武二年四月に『祖訓録』の編纂に取りかかっていたから、王府建設をめぐる検討がすでに開始されていた可能性も否定できない。

またその三ヶ月前の九月には、洪武帝は郷里の臨濠を中都に定める⁽⁴⁰⁾にあたって、老臣達に建都の候補地を尋ねたことがあった。西安・洛陽・開封・北平などが挙げられたが、洪武帝はいずれも「善し」とした上で、南京に加えて臨濠を選び中都とした。北平（大都）は、その候補地の一つに挙げられており、「完備」していた元の宮室の扱いは懸案となっていたかもしれない。とはいえ、この時点で元の故宮ではなくて、王府の宮室の看守と保護が命じられているのはやはり唐突である。趙耀が北平行省参政に在任していたのは、洪武四年九月までであったと考えられる⁽⁴¹⁾。前にも触れたように諸王府の建設は洪武四年十月に着手されたが、趙耀の在任期間には後述するように燕王府への改造工事が行われた形跡がないことから見て、せいぜい元の故宮の今後の利用について、洪武帝の意向が示されたというのが実態に近いであろう。

かりに王府に改造される元の宮室に関する看守と保護に関する論議がなされたとしても、史料末尾の「」内の部分は、その後に正式決定することになる燕王府建設に対する洪武帝の直々の指示を強調する記述となっており、この

部分が初修本当時から『太祖実録』に載せられていたかどうかについては、大いに疑問が残る⁽⁴²⁾。周知のように、最初建文帝のもとで編纂された『太祖実録』は、その後永楽帝の時代に二度にわたって編纂し直されている⁽⁴³⁾。残念なことに、現在われわれが利用できるのは三修本の『太祖実録』のみで、初修本および再修本のそれは現存が確認されておらず⁽⁴⁴⁾、改竄の跡を明らかにすることはできない。とはいっても、一般的に考えて燕王（のちの永楽帝）についての個別の記事の多くは、初修本当時からすでに記載されていたというよりは、再修本以降に永楽帝の意向を承けて載せられたものである。また再修本は一八三卷、一二〇冊であるが、三修本は二五七卷、二〇五冊と、にわか増加していることから、王府への改造に関するこの部分も、三修本の段階で書き加えられた可能性が高い。

しかも、燕王府の宮殿のありようは、靖難の役当時から一つの争点となっていた。建文元年（一三九九）、南京の朝廷は、八項目からなる燕王の不軌（規律違反）を非難した。その一つは、燕王府の宮殿が分不相応に奢侈であり、他の王府に比べて飛び抜けているというものであった。これらの非難に対し、十一月燕王は朝廷に上書して次のように反論している。

上（燕王）は北平に還り、士馬を休息せしむ。以前^{たてまつ}上るところの書報ぜざるを以て、復た^{ちようてい}朝に上書して曰く、「（中略）竊かに聞くならく、朝廷は臣の不軌の事八つ有ると謂う。これ必ず臣が父子一家を死地に置き宥さざらんと欲するなり。（中略）その七に謂らく、臣の宮室僭侈にして各府に過ぐる、と。これ蓋し皇考の賜うところなり、臣の之國より以來二十餘年、並びに曾て一毫も増益せず。その各王府に同じからざる所以のものは、蓋し祖訓營繕の條に『燕は元の舊有に因る』と明言せり、臣の敢えて僭越するに非ず。これ奸臣の臣を枉げるなり⁽⁴⁵⁾。」

燕王府の宮殿は、太祖洪武帝から賜ったものであり、就藩以来二十年あまり少しも増築は行っていないこと、他の王

府と同じでないのは『皇明祖訓』營繕の条にも明記されていることで、僭越という批判は当たらないと反論している。燕王府の宮室の規模と配置に関して、前掲したように三修本『太祖実録』に、洪武年間に封じられた二十五名の諸王の中でも珍しく詳細な記録が残されているのは、おそらく建文年間に燕王に対して浴びせられたかかる非難をも意識して書かれたものにちがいない。

それゆえ、燕王府宮城の所在地を確定するにあたって、いかに明初の史料とはいえ、永楽帝の意向によって改竄された可能を否定できない『太祖実録』に載せる「元の旧皇城基」の記述を主要な根拠として、これを元の大内宮城部分と断定するのはいささか問題が残ると言わざるを得ない。

2 高麗使節の燕王府記事

ところが高麗末李朝初期の朝鮮史料には、幸いなことに洪武期の燕王府に言及した史料が残されている。権近『陽村先生文集』巻六に収める「奉使録」(46)である。その自序には、「洪武二十二年、歳己巳に在り、秋八月晦」に誌したとある。ただし、割注部分の「自注」には、同年九月の記述なども含まれているものの、「北平」の地名が用いられていることから判断して、靖難の役による燕王の帝位篡奪が行われる以前には成立していたはずである。

洪武二十二年六月、簽諸密直司事権近は、門下評理尹承順らとともに高麗から明朝の都南京に派遣された(47)。使節派遣の目的は、権国事王昌の入朝許可を求めることにあつた(48)。この「奉使録」には、その道中や南京での記録と折に触れて詠った詩歌を収めている。使節は六月に開京を発ち西京平壤をへて鴨緑江を渡り、六月末に遼東の古城駅に着き、都司の指揮僉事張興のもてなしを受けた。遼東からは鎮撫許儒の護送により、鞍山駅、牛莊駅、板橋駅、連山島駅、沙河駅をへて、山海衛遷安駅に至つた。牛莊駅から沙河・高嶺駅の区間は、洪武二十年六月、元の名臣木華黎

の末裔^{ナガチユ}納哈出の帰附により新たに明朝の支配下に入ったばかりで、擔夫^{にんそく}の到着の遅れや蚊に悩まされて難渋した旅程を続けている。山海関から長城内に入ると、永平衛灤河駅をへて、薊州漁陽駅に投宿した。この駅には、一族を挙げ、て燕王府に投降してきた「北胡偽左丞」勝吉が宿泊していた。自注によれば、勝吉は駱駝四頭、馬三十六匹、車五両を引き連れていたという。

その後、北平府の燕台駅に滞在して三たび燕王府内に入り、燕王に進見したあと、通州から水路で南京に向かった。燕台駅は澄清坊大街の東にあり、永樂年間に北京会同館と改められ、外国からの使臣を泊めたところである⁽⁴⁹⁾。以下では、燕王府に関する部分を詩とともに掲げる⁽⁵⁰⁾。

北平城に入る。前元の舊都なり。

翼翼たる都城四方を鎮す 百年財力も亦た雄強たり

楚聲忽ち酣歌の裡に入る 是れ天亡ぼすには非ず自ら速やかに亡ぶ

燕臺驛に到り、燕府に進見す。先ず典儀所の所官に詣る。入りて啓するに、「是の日先^天大后の忌を以て禮を受けず」と。奉嗣葉鴻に命じて伴接して館に到らしむ。七月十五日なり。

聖代宗支盛ん 賢王爵土されて尊し

都城形勝壯ん 市巷物華繁し

白玉宮殿を開き 紅雲陛軒を繞る

齋居して受禮を停め 翼翼たる孝思敦し

まず七月十五日に燕王府の典儀所に至り進見を申し出たところ、その日はちょうど故馬皇后の命日にあたり、面会が許されなかった。

十六日朝す。典儀所引きて端禮門に入る。王は承運門に坐して禮を受く。また奉嗣に命じて食を饋らしむ。奉嗣引きて西園の典膳所に至り食を致す。

端禮門の前曉日明るし 甲光り輝り暎え親兵を擁す

赭袍もて殿に當たり庭に趨り拝す 異味もて厨に來たり坐を賜ること傾ししほ

鹿圍雨晴れて織草茂る 鴈池に風過ぎり細紋生ず

少年奉使し游觀するに足る 老いて兒孫に對し字細しさいに評す（中略）

十七日まさに燕府を辭せんとするに、王は葉奉嗣に命じて食を饋らしむこと前の如く、留りて宴を賜わしむ（中略）。

十八日進みて辭す。時に王は佛寺に詣り焼香す。先太后の明忌なり。兵衛甚だ衆し。既に還り鈔を賜わる。また奉嗣に命じてまた饋るを致さしむ。俄かにまた三王子の騎を連ねて出るあり。亦た佛寺に詣り焼香するなり。

翌十六日に、典儀所の案内で南門の端禮門から燕王府内に入り、承運門で燕王に拜謁した。その後、奉嗣の案内で西園の典膳所に行き食事のもてなしを受けている。さらに、いとまごいを告げるために十七日、十八日と燕王府に参内した。とくに十八日には、燕王の三王子（朱高熾・高煦・高燧）がそろって仏寺へ焼香に行くのに出くわしている。ここにいう仏寺とは、おそらく燕王府の靈星門外にあった慶寿寺のことであろう。慶寿寺は、靖難の役で燕王の参謀の役を果たし論功第一と称された僧道衍（姚廣孝）⁽⁵¹⁾が住持していたことでも知られている。

さて注目されるのは、十六日の条で、典膳所の所在が「西園」と説明されていることである。西園の園は苑に通じ、燕王府Ⅱ西苑説の「西苑」とほぼ同義で用いられる。王府の膳食を掌る王府官の典膳所は、当然のことながら王府内にあつたはずであるから、その典膳所が西園にあつたということは、一見すると燕王府宮城もいわゆる西苑内にあつ

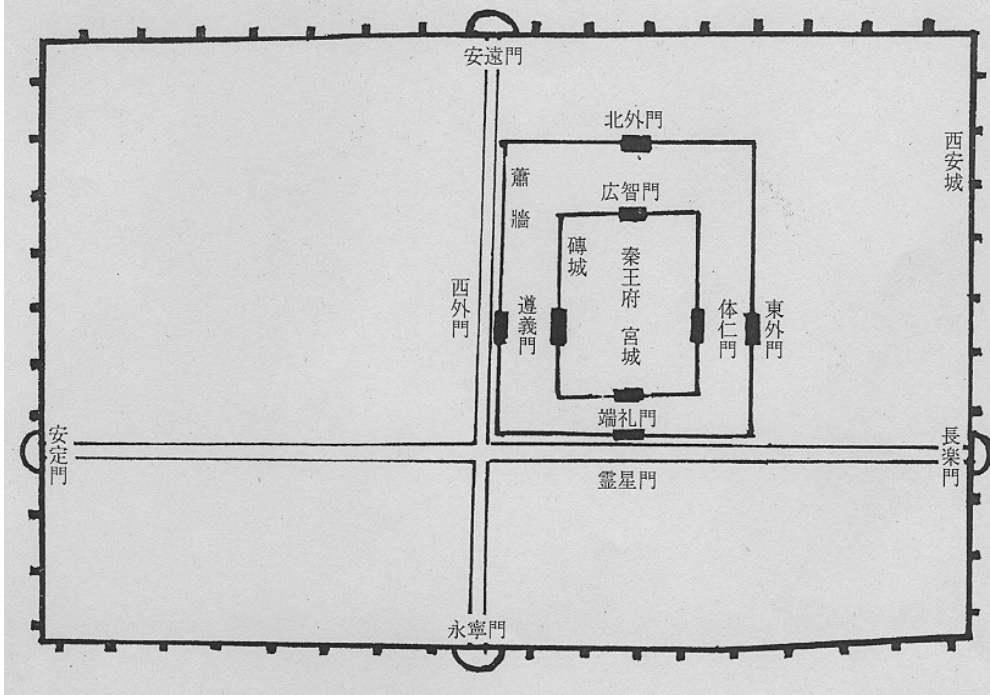
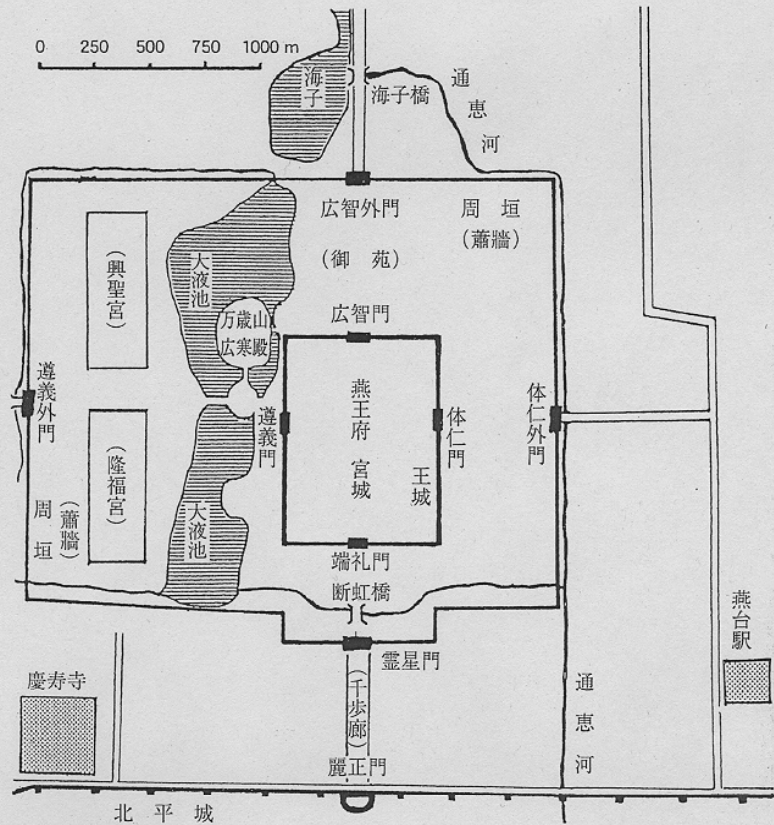
たという重要な根拠となるかに見える。

しかしながらその場合に、「西園」という説明が十五日の条の「燕府」のところではなく、十六日の条の典膳所のところで初めて出てくる点がまず問題となる。しかも十五日に最初に出てくる典膳所のところには付けられず、十六日の条の末尾で初めて「西園」という説明が付け加えられている。このことは、燕王府全体が「西園」に位置したのではなく、王府の「西園」に奉嗣の案内した典膳所があったと解釈できる。また従来の王府研究ではあまり注意が払われていないが、典膳所は、承奉司系統の内官が勤務する典膳所と、長史司系統の管理衙門の典膳所との二つが存在していた⁽⁵²⁾。ここで「西園典膳所」ととくに断っているのは、おそらく宮城内西側にあった承奉司系統の典膳所を指したものと考えられる。

次に、十六日の条の七言律詩の中で触れられている「鹿園」と「鴈池」が、どこを指しているかが問題となる。燕王府Ⅱ西苑所在説を取れば、鹿園や鴈池と表現されるに相応しい場所を容易には見出しがたい。これに対して、燕王府Ⅱ大内宮城所在説を取れば、西園の典膳所から眺められる「鴈池」として、大内西側にある太液池が考えられる。『元宮詞』四〇には、「湖上の駕鵝水明に映え、海青常に是れ内官撃つ。二宮の皇后鑾駕に随い、輦内より簾を開き鷹を放つを看る。」とあり、元宮太液池での駕鵝（鴈）を獲物にした鷹狩りの様子が詠われている。『元宮詞』は、元后の乳母の娘で元の宮中で長く生活していた老婆からの聞き取りをもとに永楽初めに周憲王朱有燾がまとめたものである⁽⁵³⁾。また「鹿園」については、元朝の宮城西華門内に存在していた「鹿苑」が当てはまるであろう⁽⁵⁴⁾。或いは、瓊華島（万寿山）の東側を指したことも考えられる。そこには、元代に「靈圃」があり、珍奇な獣禽が多く飼育された。『元宮詞』は、侯仁之編『北京歴史地図集』⁽⁵⁵⁾所収の「元大都」図をもとに作成した図に、燕王府の周垣（蕭牆）と宮城を書き込んだものである。

されていた(56)。鹿圍や鴈池という表現はともに文学的修辭であるうが、燕王府では、元の大内の名称をそのまま用いることは礼制上許されなかつたはずであるから、こうした名称が実際に用いられていたことも考えられる。

図1 燕王府・秦王府推定図



さらに、そもそも「西苑」とは、永樂以後に完成した紫禁城から見て皇城内の西側部分を指したものであった。それゆえ厳密に言えば、西苑には太液池の東側と西側とを含んでいた⁽⁵⁷⁾。かりに燕王府が太液池の西側にあったとしても、そこが紫禁城が建設される以前の洪武末にも、西苑と呼ばれていた可能性は少ないであろう。というのは、元代の「西内」の呼称が明代にも踏襲される場合には、やはり東側に元の故宮が現存して、何らかのかたちで利用されていることが前提となるからである。

以上に挙げた理由から判断して、この場合の「西園」はいわゆる燕王府＝西苑所在説の「西苑」と同様の使い方ではなく、燕王府の宮城が置かれた元の大内宮城の西側部分が単に西園と呼ばれたものと考えられる。なお、西安に置かれた秦王府の発掘報告⁽⁵⁸⁾によれば、秦王府の典膳所（おそらく承奉司系統）が、三ヶ所の灰坑と「典膳所造」の文字を含む磁器破片の出土した宮城西門の遵義門一帯に置かれていたとされていることも、こうした推定を補強するであろう。

李朝が成立する前年の洪武二十四年六月には、帝の誕生日である万寿聖節を祝賀するために派遣された門下贊成事趙浚⁽⁵⁹⁾も、南京に向かう途次北平の燕王府に立ち寄っている。

辛未六月入りて聖節を賀す。道は北平府を經る。太宗皇帝は燕邸に在りて意を傾けてこれに待す。（趙）浚退いて人に語げて曰く、「王大志有り、其れ殆ど外藩に在らざるか」と⁽⁶⁰⁾。

燕王により格別のもてなしを受けた趙浚は退出してから、燕王には外藩の王にとどまらない大きな野心があることを人に告げたという。これに先立つ前年の三月には、燕王の率いる部隊が故元の太尉乃児不花を平定し、その知らせを聞いた洪武帝は、群臣に向かって「沙漠を清するものは燕王なり。朕は北顧の憂い無からん」と言わしめたほどであった⁽⁶¹⁾。燕王の軍事的な才能が洪武帝に高く評価され北辺の守りを任され始めた時期であったから、燕王も高麗から

の使節に対して誠意を込めて接待していたことは想像に難くない。とはいえ、洪武二十四年六月といえれば洪武帝が後事を託そうとしていた皇太子が病で急死する以前のことである。この時点で高麗使節趙浚がすで見抜いた燕王の外藩の王にとどまらない大きな野心とは、これまで明らかにしてきたように前朝の大内に王府宮城を与えられ、そこで青年時代を過ごすという例外的な環境の中で胚胎したものと見えよう。

なお、李朝が成立してからも明朝への使節が南京に向かう途次燕王府に立ち寄ることは、ほぼ慣例となっていた。洪武二十七年九月、洪武帝の万寿聖節を祝賀するため朝鮮国王李且から派遣された世子ら一行も、燕王府に立ち寄っている。このとき、燕王は衛士もつけずに世子に接見し、親しく言葉を交わしている⁽⁶²⁾。翌二十八年には、朝鮮側が燕王の求めに応じて鞍附きの朝鮮馬を送ったところ、この報告をうけた洪武帝が朝鮮が燕王と私的に交わるものとして、節日使の一行の通事と押馬の二人を雲南金齒衛への流刑に処する事件も起きている⁽⁶³⁾。これまでの考察により、燕王府が元の蕭牆内に置かれ、その宮城は元の大内宮城に置かれていたことを明らかにしてきた。以下では、そのことの持つ意味を、皇子朱棣の北平配置と燕王府建設過程に溯って検討することにした。

二 燕王府設置をめぐって

1 皇子朱棣の北平配置

『明太祖実録』巻七一、洪武五年正月戊寅の条には、王府の護衛設置に関して以下のような記事が載せられている。龍虎衛を改めて燕山護衛と爲す。西安・太原・廣西の三護衛を置く⁽⁶⁴⁾。

洪武三年に分封された十名の諸王の中でも、早期に就藩が予定されていた秦王・晋王・燕王・靖江王の四王に対し、

この時点でそれぞれ護衛が配置された。従孫の守謙は別にして、本来であれば、諸子の年齢の順に、西安・太原・北平に護衛を置くと書かれるべきところ、まず燕王の燕山護衛改編を掲げて、次にほかの三王の護衛設置をまとめて記している。これは、現行の『太祖実録』が燕王、のちの永楽帝を中心に記述されていることを端的に示している。まさしくこの永楽十六年に進呈された三修本『太祖実録』は、燕王への皇位継承の正当性を明らかにすべく改竄されたのであった。とはいえ、われわれは、明初に残された根本史料として、これを利用せざるをえないのもまた事実である。ここでは、こうした現行の『太祖実録』の性格を考慮に入れながら、洪武期における燕王府を復元することにした。その際、すでに指摘されているように、諸王の中で燕王朱棣の地位は固定されたものではなく、不断に変化したという点⁽⁶⁵⁾にも留意したい。

燕王が北平に封じられた理由として、これまで燕王自身のすぐれた資質から説明されることが多かった。なるほど、永楽帝自身も、かつて皇太孫瞻基（のちの宣徳帝）にこう語ったことがあった。

天下既に定まり、高皇帝は前の故都たるを念い、諸子より簡び、以て我にこの一方を奠^{きた}むるを命ぜり。我は惟だ夙夜敬しみ勵み、敢えて怠寧せず、以て仰ぎて高皇帝の付託の重きに副えたり⁽⁶⁶⁾。

永楽帝は、北京が前朝の都であったことから、太祖洪武帝が諸子の中からとくに自分を選んで封じたとしている。引用した部分の前に、「永楽中に朕嘗て皇祖に侍し」たところとあることから判断すると、皇太孫瞻基が北京巡幸中か、あるいは遷都後に、かの西苑にある金朝以来の離宮広寒殿で永楽帝より直々に聞いたものである。巡幸中または遷都後のいずれにせよ、北京はすでに都と定められており、その事実を踏まえたうえで、金朝や元朝の都でもあったこの地にとくに封じられたことが、自分に対する太祖の「付託の重き」を示すものという文脈となっている。同様に

『明太宗実録』卷一も、

洪武三年四月乙丑、太祖 諸子を封建するに、燕は舊京且つ北虜に近きを以て、以て鎮服すべき者を選ぶ。遂に以て上を封ぜり⁽⁶⁷⁾。

とあり、元朝の都であったことに、モンゴル勢力と隣接するという理由も加えて朱棣が選ばれたとしている。

これに対して近年、商傳氏や朱鴻氏の研究では、燕王は当初から諸王の中で特別な地位を与えられていたわけではなく、洪武帝やその当時の人々にとって北平の持つ重要性は十分認識されてなかったと指摘している⁽⁶⁸⁾。さらに佐藤文俊氏は、「特にどの地が重要というより、北辺の守りにおいていずれも重要」であり、「年長順に地理的に南京から遠いそうした地域へ順に就藩させたもの」と推定している⁽⁶⁹⁾。

前述したように、諸王封建についての具体的検討は、『祖訓録』の編纂に着手した洪武二年四月から始まっていた。それゆえ、この問題を考えるには、この時点から十名の王爵が決定し諸王に封じられる三年四月までの北辺の情勢がまず検討されなければならない。

まず行省の設置についてみると、二年三月に北平行省が置かれた。翌四月には陝西行省と山西行省が置かれて、明朝の西北地域の行政支配の体制が、この時期にほぼ固まりつつあった⁽⁷⁰⁾。王府は「藩屏」として軍事的役割を期待されていたが、これと密接に関わる行都督府についてみると、諸王を封建した二ヶ月後の六月に、陝西・北平・山西の各行都督府を設けている。

陝西・北平・山西行都督府を設く⁽⁷¹⁾。

三行都督府の中でも、軍事的最前線の陝西行都督府がまず筆頭に挙げられている。この段階では、遼東方面にいた元將納哈出らの動きはまだ活発化していない。こうした点から明らかなように、この時期の軍事的最前線は陝西や山西にあり、北平よりも西安、太原の方が軍事的に重要と見なされていた。従って、最前線から第二子以下を順（時計回

り)に配置した結果が、第二子は秦王、第三子は晋王、第四子は燕王というものであり、先の永楽帝自身の説明とは異なつて、たまたま燕王が北平に配された可能性が高い。

さらに、同書卷一一、洪武十年正月辛卯の条に載せる就藩直前の三王府護衛の兵士数は、以下のごとくほぼ等しく、この時点では三王府とも同等の扱いがなされ、燕王府に特別な地位を与えていたわけではなかったことを証するであろう⁽⁷²⁾。

秦府西安護衛	旧軍 一、四五一人	羽林衛軍 二、二六四人	計 三、七一五人
晋府太原護衛	旧軍 一、六三〇人	興武等衛軍 二、二五一人	計 三、八八一人
燕府燕山護衛	旧軍 一、三六四人	金吾左等衛軍二、二六三人	計 三、六二七人

もつとも、これ以前の洪武六年五月には、西安・鳳翔・平涼・慶陽・延安・鞏昌・臨洮の諸府の旧軍内から一万九千人を選び秦王府護衛の軍士に充てることを長興侯耿炳文に命じたことがあった(同書卷八二、洪武六年五月丙午)。当初は、親王の中でも最年長の秦王府の護衛を増強し、西安を北辺防衛の拠点にしようとしていたことが窺える。

以上のような燕王配置と護衛編制から判断して、その王府が元の故宮に置かれたのも、燕王に特別な地位を与えようとする洪武帝の意図に発するものではなく、他の要因が存在したと考えられる。次に、この点を燕王府の建設過程を追いながら考察したい。

2 燕王府の建設過程

前にも触れたように諸王の宮殿建設は、洪武四年十月に太原の晋王府などから着手された⁽⁷³⁾。燕王府についても、おそらく五年末には始まったであろう。翰林学士宋訥は、この年の秋に北平の地を訪れて、元の大都故宮の有為転変

のありさまを詠っている(74)。まず『西隱集』卷三「客北平聞行人之語感而成詩四首」の其二には、

行人は千歩廊の前を過り

猶お宮牆を指して大都を説く

とある。元の千歩廊の前に立ち寄った旅人が、眼前の宮牆を指差して在りし日の大都の様子を説明したとあることから、大内宮牆はまだそれほど破壊されずに残っていたことが窺える。また同卷「壬子秋過故宮十九首」の其七には、

九華の宮殿は燕王の府

百辟の門庭は成卒の家

とあり、大都の豪華絢爛たる宮殿がいまや燕王府に改められ、守備兵が駐屯していたことを述べる。さらに其十三には、

虎衛は龍墀に人見えず

成兵は馬に騎り蕭牆を出づ

とあり、かつては近衛兵で警護されていた宮殿の階には人影も見えず、代わりに屯成の兵が馬に跨ったまま元の蕭牆内に入りする様子を詠った。屯成の兵への言及はあるものの、工匠の存在については全く触れていない。燕王府に改められることになったとはいえ、まだ本格的な工事は始まっていなかったと考えられる。

ところが、洪武六年三月には燕相府が王府の建設工事について上奏している。

燕相府言うに、「先ごろ嘗て詔を奉ずるに、土木の工、民を勞し衆を動するを以て、城池を修するを除くの外、その餘の王府の公廨造作は、暫く停罷すべし。いま社稷・山川壇の望殿未だ覆わず、城門未だ甃せざれば、風雨の壞つところと爲るを恐る。乞うらくは、保定等府の宥罪輸作の人を以てこれを完うせん」と。上、社稷・山川

望殿は嚴潔の地たるを以て、工匠を用いてこれを爲らしむ。輸作の人に命じて、但だ城門を甃せしむるのみ(75)。これによれば、燕王府では工事がすでに始まっていたことが知られる。さきの詔では、城池以外の王府衙門の建設工事については、一時、おそらく秋まで停止されることになっていたが、社稷壇・山川壇の望殿と城門については特例として工匠や罪人を用いた工事の継続を許している。

この時期、燕王府の工事を担当していたのは、燕王府左相で兼同知大都督府事・北平行省参知政事の華雲龍であった。

雲龍は北平を鎮し、威名甚だ著わる。王府を建造し、北平城を増築するに、其の力多きと爲す(76)。

雲龍は、朱元璋の郷里に近い定遠の人で、早くから朱元璋の挙兵につき従った。北伐にあたっては大將軍徐達とともに大都を攻略し、開国の功臣として淮安侯に封じられた(77)。しかし、元の丞相脱脱トクトの邸宅に住んだり、元の皇帝や皇后が用いた什器や金玉の宝器を身分をわきまえず使用したこと、さらには元に仕えていた官員すべてを江南に護送するという勅旨を實行しなかったことなどから、南京への召還を命じられて、その途次の七年六月に亡くなっている。このころ洪武帝は、六年十一月北平に元世祖廟の設立を命ずるなど、かつて元朝の都が置かれていた北平が持つ政治的重要性を再認識しつつあった(78)。こうした中で、分をわきまえない雲龍の一件が、洪武帝の叱責の対象とされたのである(79)。ただし、雲龍はその後南京の雞籠山の功臣廟に祀られ、その爵位は子の中が世襲しており、功臣の地位を失ったわけではなかった(80)。

華雲龍の召還後は、曹国公李文忠が燕王府の改造工事に関与していたことが、燕王が表兄にあたる李文忠に与えた書簡によって知られる。因みに、李文忠は当時征虜左副將軍として山西・北平に往き軍馬を調え統率していた(81)。

燕王 いま承奉呉祥を遣わし、手書を齎らし表兄曹國公に致す。營造の事の爲にす。所有宮殿の相度、存すべき

ものは存し、若し無用のものは拆去し、須らく停當なるを要む。その營房は務めて好生に布置し、法の如く起蓋するを要む。開河の事、若し人力有らば、以て工を興こすべし。若し人力敷らざれば且らく歇めよ。いま仲夏に當りて、宜しく善く保つべし、不具。洪武九年四月 日⁽⁸²⁾

北平に就藩する以前で鳳陽に滞在していた燕王⁽⁸³⁾が与えた指示は、元の宮殿で利用できるものは再利用し、無用なものを取り壊すというものであった。こうした指示が出されているのは、この段階で宮城部分の工事が本格的に始まったことを示している。「營房」とは、王府護衛の詰め所であり、「開河」は、城河（護城河ともいう）の開鑿を指している。洪武四年の規定では、王府の城河は濶十五丈、深三丈と定められていた⁽⁸⁴⁾が、結局、燕王府の場合には他の王府とは異なり開鑿していない。おそらく、燕王府の場合は、後述するように元の故宮の蕭牆を利用することができたため、工事費を省き財源を節約したのであろう⁽⁸⁵⁾。

ところで、燕王が王府の营造についてこうした指示を直接出していることから判断すると、当初は諸王にある程度の裁量が与えられていたことが窺える。またその宮殿門廡や城門樓の瓦は、皇太子の宮殿と同様に青色の瑠璃瓦で覆われ⁽⁸⁶⁾、宮殿内の裝飾も東宮に準じていた⁽⁸⁷⁾が、これは燕王のみならず他の諸王も同様であった。

燕王が李文忠にこの書簡を出す数ヶ月前の正月には、燕王の妃として太傅中書右丞魏国公徐達の長女を冊立した⁽⁸⁸⁾。燕王が妃を迎えたのは、皇太子（四年四月、開平忠武王常遇春の長女を冊立）、秦王（四年九月、故元太傅中書右丞相河南王王保保の妹を冊立）、晋王（六年八月、晋王左傅兼太原衛都指揮使謝成の娘を冊立）に続くもので順当なものであった。しかし、北伐の功績が大きく武臣の中では第一の功臣に封じられた徐達の長女を迎えたことは、そのうち燕王が北方での実力を蓄えていく上で大きな意味を持つことになった。

さて、洪武九年閏九月、星變により帝が直言を求めたのに応じて、山西の平遙県訓導葉伯巨（字、居升）が「万言

書」を上奏した。上奏は「分封太侈」「用刑太繁」「求治太速」の三点からなっていたが、葉が「事見ること難くして患い速い」として重視した諸王分封問題については、靖江王・秦王・晋王の就藩と関連させて論じた佐藤文俊氏による専論がある⁽⁸⁹⁾。ここでは、とくに燕王府と関連する問題について触れておきたい。孫旬『皇明疏鈔』卷一、君道一、葉居升「上万言書疏」には、

國家は土を裂き分封し、諸王をして各おの分地有らしめ、以て藩屏を樹て、以て古制を復す。蓋し宋・元の孤立し、宗室競わざるの弊に懲りるなり。然して秦・晋・燕・齊・梁・楚・呉・閩^{ミン}の諸國、各おのその地を盡してこれを封ず。都城宮室の制、廣狹大小は天子の都に亞^アぎ、これに賜うに甲兵衛士の盛を以てす。臣は數世の後、尾大にして掉^{ふる}わらず、然る後その地を削りてこれが權を奪わば、則ちその怨みを起さんことを恐る⁽⁹⁰⁾。

とあり、秦・晋・燕等の王国ではほとんどが王府の領地となり、その王府の宮室は天子の居る都に見紛うものであったという。周知のごとく、明の諸王分封は禄米を与える食封制であり、指摘されているような土地を割いて与えるものではなかった。すでにその年二月には、親王と公主に対する多額の歳支も規定された⁽⁹¹⁾。ただ、葉が上奏した時点では、諸王の就藩はまだ表現しておらず、食封制も実際には施行されていなかった。また王国には、宗廟のみならず社稷壇が設けられたこと⁽⁹²⁾、すでに冊封を受けた公主には田莊を賜与し、その徵稅權が与えられていた⁽⁹³⁾ことなどから、誤って理解されたのであろう。

その都城宮室が天子の都に見紛うと葉が指摘したのは、元の蕭牆内に設けられた燕王府を真つ先に念頭に置いたものにちがいない。このことは、方孝孺の手になる「葉伯巨・鄭士利伝」の中で、以下のように分封地が「千里を踰える」国として燕・秦・楚を挙げ、なかでも燕王を筆頭に置いていることから窺える。

所謂分封^{いっゆる}太だ侈^{おほ}しとは、天子畿内の地千里に止まる、而るに燕・秦・楚の千里を踰るの國、以て年少にして未だ

事に達せざるの王を封ず、事無ければ則ち驕佚し、事有らば則ち僭亂を爲し易し。これ人の未だ知ざるところなるも、而して臣の所謂患いを爲すこと見難きものなり⁽⁹⁴⁾。

もつとも、これは、おそらく建文年間に方孝孺がこの伝を書くにあたって、建文政權に身を置く彼が、諸王の中でも燕王の存在に最も注意を払っていたことによるものかもしれない。ただ、その燕王、のちの永樂帝の下で編纂された三修本『太祖実録』では、この「万言書」について全く触れていないのは、かえって葉伯巨の批判が燕王自身に向けられていたことを示すものではないか。

目前に迫った諸王の就藩に向けて整備を進めていた王府制度を批判された洪武帝は逆上して、「小子は、何ぞ敢えて我が家の骨肉を疎間するや。我これを見て且に心憤れり。況してや吾が児をしてこれを見せしめんや。速く取らえて以て来い。吾がまさに手ずからこれを射ころし、その肉を啖わんとするのみ」と述べたという⁽⁹⁵⁾。葉伯巨は投獄され、獄中で死んだ。じつは、葉の上奏が指摘するような王府制度の問題点は、朝廷内でもある程度認識されていたらしく、これ以降、王府への規制が次第に強化されていった。洪武九年には、王府官の行省兼官が改められ、十一年には親王の行省所属の諸司への関与が禁止された⁽⁹⁶⁾。

また洪武十一年七月には、諸王府の宮城の規模に関する基準が新たに定められた。

工部奏すらく、諸王國の宮城の縱廣未だ定制有らず、請うらくは晉府を以て準と爲さん。周圍は三里三百九歩五寸、東西は一百五十丈二寸五分、南北は一百九十七丈二寸五分なり。制して曰く、可なり、と⁽⁹⁷⁾。

諸王府の宮城を建設するにあたって、晉王府の規模を基準とすることを工部が提案して裁可された。その規模は、周圍三里三〇九歩五寸で約二・二キロあまり、東西は四八〇メートル、南北は六一三メートルであった。これは、先の葉伯巨の批判後に改めて基準が定められものである。燕王府の工事が完了するのは、前述したように洪武十二年十一

月のことで、この基準が出された一年あまり後になる。しかし、これまで見てきたように、この決定が出された時点では燕王の宮城部分はほぼ出来上がっていたから、この基準は適用されなかったにちがいない。その代わりに、これ以後の『祖訓録』の營繕の条には、「凡そ諸王の宮室は、並びに已定の格式に依りて起蓋し、分を犯すを許さず。燕は元の旧有に因る」という燕王府適用除外の注記が新たに附されたのである⁽⁹⁸⁾。

さて、前述したように、『明太祖実録』卷一二七、洪武十二年十一月甲寅の条には、燕王府の營造工事が完了し、完成図が提出されたことを記している。これによれば、東の体仁門、西の遵義門、南の端礼門、北の広智門の四門からなる宮城（王城）とその外側に周垣が設けられる二重構造となっていたことが知られる。しかし宮城外の周垣の四門のうち、別個の名称が与えられたのは、南の靈星門のみであり、東・西・北の三門については、門名は別に与えず、宮城の体仁門、遵義門、広智門の名が兼用された。これは、洪武七年正月の定制では、親王府の宮城はあくまで東の体仁門、西の遵義門、南の端礼門、北の広智門の四門が置かれると規定されているだけであつたからである⁽⁹⁹⁾。こうした点から判断しても、実録にいう周垣は元の蕭牆をそのまま利用したと考えられる⁽¹⁰⁰⁾。

また南門の靈星門は、元の蕭牆南門の靈星門と同一名称が与えられており、これも踏襲した可能性が高い⁽¹⁰¹⁾。近年、姜舜源は現在の故宮の武英殿東にある断虹橋を元大内の崇天門の周橋であると主張し、元の大内の中軸線を現在の故宮の中軸線の西方一五〇メートル前後に位置すると比定している⁽¹⁰²⁾。また本来、三虹からなっていた周橋の両側二虹を截断し一虹に改造した時期を永樂年間の紫禁城建設時期と推定している。これは、姜が燕王府Ⅱ西苑説に立っていることとも関係するが、燕王府の宮城が元の大内に位置していたとすると、周橋の截断は洪武年間の燕王府への改造が行われた際であつたと考えることができる。

周垣内には、宮城端礼門の東に宗廟、西に社稷壇、さらに西側に山川壇や旗纛廟が設けられた⁽¹⁰³⁾。また位置は不明

であるが、護衛指揮使司や儀衛司、王府の禄米を貯蔵する広有倉が置かれていた⁽¹⁰⁴⁾。

かくして燕王府の営造工事が完成し、数ヶ月後の十三年三月に、燕王は北平に就藩した。この時までには、燕山中・左二護衛の侍従する将士は五、七一〇人にまで増加し、さらに九月には北平の大興右衛が燕山右護衛に改められ、ここに燕王府の三護衛が整った⁽¹⁰⁵⁾。

以上、燕王朱棣の北平配置とその王府建設過程をたどることにより、燕王を北平に封じたのは、洪武帝が当初から特別な意図のもとに配置したわけではなかったことを明らかにした。また燕王府に元の故宮が利用されたのは、洪武二年九月の中都の設置をめぐる論議の中で建都の候補地の一つに挙げられながらも結局はずされた北平の宮室⁽¹⁰⁶⁾を利用し、新たな工事を極力抑えようとする財政的判断が優先されたからであったと考える。

おわりに——靖難の役前夜の燕王府

本章では、明初の史料、なかでも『太祖実録』と高麗使節の燕王府関係記事という二つの方向からの検討により、燕王府宮城が太液池東側の元の大内宮城に置かれていたことを確認することができた。また朱棣の北平の配置と王府建設過程についての考察を通じて、三修本『太祖実録』に描かれた燕王朱棣に対する当初からの洪武帝の特別な厚遇は、事実と見なすことはできず、分封から就藩までは秦・晋・燕の三王ともほぼ同等な扱いがなされていたこと、燕王府が元の旧内に置かれたのも、主に財政的理由が優先されたためであり、護城河は設けられず、太液池東側の元の大内を改造した宮城と、元の蕭牆をそのまま利用した周垣との二重構造からなっていたことを明らかにしてきた。

最後に、靖難の役前夜の燕王府について一瞥し、本章を終えたい。『皇明祖訓』兵衛には、

凡そ王府の侍衛は、指揮三員・千戸六員・百戸六員・正旗軍六百七十二名もて、王城四門を守禦す、三日ごとに一次輪直宿衛す。その指揮・千百戸・旗軍は、務めて三護衛より均しく撥するを要む⁽¹⁰⁷⁾。

とあり⁽¹⁰⁸⁾、王府の侍衛は、王城（宮城）の端礼門、広智門、体仁門、遵義門の四門を輪番で守禦すると規定されていた。ところが、靖難の役勃発前夜の燕王府の様子をみると、『明太宗実録』巻一には次のように記されている。

（建文元年）六月、北平都指揮使謝貴らは、在城七衛ならびに屯田の兵士を一斉に城内に配置したため、兵士が街巷に溢れだし、燕王の王城外牆を包囲する形となった。燕王は、王城外牆より甲馬のいなく声を聞いたが、軍事演習する兵士たちが休息しているのであるかと思ひ、はじめは不問に付した。さらに謝貴らは、木柵で端禮門等の四門に通じる路を遮断した。燕王はこのことを聞くと、「病で出かけられないのだから、塞ぐままにしておけ」と言った。謝貴らは馬に乗り傘蓋を張ったまま王門を通ったが、馬から下りようとしなかった。さらに王城を守衛する兵士に斬りかかって挑発したが、燕王はなおも意にかけなかった。今度は、謝貴らは兵士を城壁に登らせ、甲冑を身に着け武器を取って弓矢を王城内に放ち入れると、四方が騒ぎ出し城内外を震動した。燕王はこれを聞くと、左右の者に「これはどうしようというのだ」と尋ねた。指揮張玉や朱能らは「外の形勢はかくのごとく、誠に憂うべき事態です。臣等は坐して魚肉れることでしょう」と涙ながらに答えた⁽¹⁰⁹⁾。

興味深いのは、燕王府の守りが宮城四門ではなく王城（宮城）の外牆にあった点である。この点は、同書卷二の同年七月癸酉の条にみえる燕王側が計略を用いて、北平都指揮使謝貴と北平左布政使張・を王府内に招き入れ捕らえたときの記述からも確認される。

すなわち壯士を端禮門内⁽¹¹⁰⁾に匿し、人を遣して謝貴と張・を召いた。貴と・はすぐには來なかつた。久しくしてから至ったが、衛従のものが甚だ衆かつた。王門に至ると、門者^{もんほん}はその衛従を呵止したので、惟だ貴と・だけが

入ることができた。端禮門に至ると、壯士が出てきて彼らを擒えたが、その従者たちはなお未だ知らなかった⁽¹¹¹⁾。謝貴と張・の従者たちが足止めを喰らった「王門」とは、端禮門ではない。その門から入って端禮門に至っているからである。とすれば、その門とは、前述した『明太祖実録』卷一二七、洪武十二年十一月甲寅の条に載せる、燕王府の完成を報告した記事にみえる端禮門の外に設けられた靈星門にちがいない。従って、少なくとも靖難の役前夜の時点では、燕王府は『皇明祖訓』兵衛の条の規定とは異なっており、端禮門など四門を設けた王城と前述した靈星門を設けた王城外牆により、二重に防衛されていたことになる。こうした燕王府の防衛体制に対して、分をわきまえず朝廷の皇城守禦に準じた体制を取っているという批判が南京の朝廷側から加えられていた。

その六に謂う、臣が府中の守禦の四門、當に皇城守禦の制、更番甚だ嚴にして以て朝廷を關防するを爲すを僭擬すべからず、と⁽¹¹²⁾。

これに対し燕王は、『皇明祖訓』兵衛の条を掲げて、これを遵守していること、建文帝即位後は、兵部により北辺防衛に護衛を調用された⁽¹¹³⁾ため旧額にも及ばないと反論している。しかし、分をわきまえず皇城守禦の体制を取ったという点に関しては、何ら触れるところがない。前述した燕王府の二重構造からなる警護のあり方が、皇城守禦の制に擬した守備体制と捉えられた可能性が高い。

この時期の燕王府の様子を窺える史料はほとんど残されていないが、祝允明『野記』には、洪武二十年代の燕王府内で昼夜をわかつた秘密裏に進められていた兵器製造に関するエピソードを載せている。

姚廣孝は文皇の爲に兵を治めるに、重屋を作り、厚垣を周繚し、甌・瓶缶を以て密にこれを甃き、口は内に向け、その上に鐵を以て鑄し、下に鷺鴨を畜え、日夕鳴噪し、迄に鍛聲を聞かず。懿文嘗て燕邸に至り、地道の下に金鼓の聲あるを聞き、驚怖して疾に至る⁽¹¹⁴⁾。

洪武二十四年、懿文皇太子が陝西に派遣された折り、北平の燕王府まで足を伸ばしたことは、姜清『姜氏秘史』巻一にも見える⁽¹¹⁵⁾。その折り、燕王府内の地下から響いてくる武器鍛造の音に驚愕して皇太子が病となったという話は、真偽のほどを確かめ難いが、『明史』巻一四五、姚廣孝伝も、前段の兵器製造の部分についてはこれを採用している⁽¹¹⁶⁾。こうした秘密裏の兵器製造も、元の蕭牆内全体を王府として用いていたために、奥行きが広がった燕王府にして可能であつたろう。

経略を用い都指揮使謝貴と左布政使張・を捕えて殺害した燕王側は、その夜のうちに北平府城九門を攻撃し、未明までに八門を奪い、さらに最後に残った西直門を攻略し、九門すべてを押さえた。靖難の役の始まりである。これ以後、役の期間中を通じて燕王側の防衛線は、当然のことながら丈の低い周垣の王城外牆ではなく、北平城九門の城壁に置かれた。出陣した燕王の留守を守って、将校や士民の妻たちを率いて北平城防衛の中心にいたのが、燕王の世子高熾、のちの洪熙帝であり、また燕王妃、のちの永楽帝の皇后徐氏であつた⁽¹¹⁷⁾。永楽五年のことであるが、北京遷都の重要なステップとなる永楽帝の北京巡幸が話題にのぼると、徐氏もこれに同行し、北平城防衛で苦勞をともにした妻たちに恩沢を及ぼそうと切望したものの果たせずに死去した。

註

- (1) この時冊封されたのが、第二子・秦王、第三子橒・晋王、第四子棣・燕王、第五子・呉王、第六子楨・楚王、第七子榑・齊王、第八子梓・潭王、第九子杞・趙王、第十子檀・魯王、従孫守謙・靖江王の十王である。

- (2) 王府制度については、布目潮風「明朝諸王政策とその影響」『史学雑誌』五五編三・四・五号、一九四四年、のちに『隋唐史研究』（東洋史研究会、一九六八年）に収録。佐藤文俊「明・太祖の諸王封建について」『明清時代の法と社会』汲古書院、一九九三年、のちに『明代王府の研究』（研文出版、一九九九年）に収録などを参照した。
- (3) 『祖訓録』營繕、「凡諸王宮室、並依已定格式起蓋、不許犯分。燕因元之舊有。」
国立北平図書館藏明抄本、『中国史学叢書』「明朝開国文献（三）」（所収）には、洪武六年五月の太祖朱元璋の序が附されている。しかし黄彰健氏は、「論『祖訓録』頒行年代並論明初封建諸王制度」『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』三二本、のちに『明清史研究叢稿』（台湾商務印書館、一九七七年）に収録の中で、洪武十四年に頒行された更定本であることを明らかにした。なお、本文引用部分は、洪武二十八年に頒行された『皇明祖訓』營繕の記述も、『祖訓録』と同じである。
- (4) 『故宮博物院院刊』一九七九年一期。
- (5) 『北京史論文集』第二集、一九八二年。王劍英・王紅「論從元大都到明北京的演變和發展——兼析有関記載的失實」『燕京學報』（燕京研究院）新一期、一九九五年も、同様に燕王府の所在地について論じている。
- (6) 王璞子氏はこれと異なり、元の故宮は燕王府の建設にあたって取り壊され、洪武以後の南京宮殿の第二次改修や中都皇城の建設に再利用されたとしている。
- (7) 朱傑『元大都宮殿図考』（原刊一九三六年、北京古籍出版社重印、一九九〇年）、同『明清兩代宮苑建置沿革図考』（原刊一九四七年、北京古籍出版社重印、一九九〇年）。また「文化大革命」以前に定稿が出来上がったという中国社会科学院考古研究所編輯『明清北京城図』（地図出版社、一九八六年）の附表二「明北京城復原

(8) 図建置資料表」も、西苑の万寿宮（仁寿宮）を明代洪武年間の燕王府としている。

明清時代の「西苑」は、大内紫禁城から見て西側の禁苑を指し、後述するように太液池西側にとどまらず東側も含むことから、正確には西苑西側（西内）と言うべきである。しかし本書では、これまでの通例に従い西苑西側の西内部分を指して西苑説の語を用いる。

果鴻孝「明初燕王府址考」北京市社会科学歴史研究所編『北京史研究（一）』一九八六年。

姜舜源「元明之際北京宮殿沿革考」『故宮博物院院刊』一九九一年四期。

李燮平「燕王府所在地考析」『故宮博物院院刊』一九九九年一期。

孫承澤『春明夢餘錄』卷六、宮闕、「明太宗永樂十四年、車駕巡幸北京、因議營建宮城。初、燕邸因元故宮、即今之西苑、開朝門於前。元人重佛、朝門外有大慈恩寺、即今之射所、東爲灰廠、中有夾道、故皇牆西南一角獨缺。」

(14)(13) 明末清初期の諸史料にみえる燕王府Ⅱ西苑所在説の系譜については、本書の本章附篇で詳しく論じる。

『明太祖実録』卷一二七、洪武十二年十一月甲寅、「燕府營造訖工、繪圖以進。其制、社稷・山川二壇在王城南之右。王城四門、東曰體仁、西曰遵義、南曰端禮、北曰廣智。門樓・廊廡二百七十二間。中曰承運殿、十一間、後爲圓殿、次日存心殿、各九門。承運殿之兩廡爲左右二殿。自存心・承運周迴兩廡至承運門爲屋百三十八間。殿之後爲前・中・後三宮、各九間、宮門兩廡等室九十九間。王城之外、周垣四門、其南曰靈星、餘三門同王城門名。周垣之内、堂庫等室一百三十八間、凡爲宮殿室屋八百一十一間。」

(15) 註（4）前掲の王璞子論文がすでに指摘しているように、燕王府の承運殿の間数が元の大明殿のそれと同じく一間であったことは注目される。

- (16) ここでは、山川壇と社稷壇の位置が王城内か王城外か明瞭ではないが、『明太祖実録』巻一〇九、洪武九年閏九月甲辰の条には、「詔諸王國山川・社稷壇、俱建於端禮門外之西南。」とあり、王城端礼門外に建てられたことが判る。
- (17) 建文の年号を用い、建文帝に立場に立つとされる談遷『国権』巻六の当該の条には、この記事を載せていない。『国権』の性格については、呉晗「談遷和『国権』」『吳晗史学論著選集』第三卷（人民出版社、一九八八年、原載一九五九年）を参照。
- (18) 『明太祖実録』巻五四、洪武三年七月辛卯、「詔建諸王府。工部尚書張允言、諸王宮城宜各因其國擇地、請秦用陝西臺治、晋用太原新城、燕用元舊内殿、楚用武昌靈竹寺基、齊用青州益都縣治、潭用潭州玄妙觀基、靖江用獨秀峰前。上可其奏。命以明年次第營之。」
- (19) ここで、第五子の呉王（のちの周王）の建設予定地の記載が欠けている理由は不明である。呉王は、当初杭州に就藩することが予定されていた（『明太宗実録』巻八八、洪武七年三月乙未）が、呉王から周王に変更され、周王府が建設されるのは、十二年九月のことである（同書卷一二六、洪武十二年八月丁亥）。周王府への変更決定は、南京金陵とともに洪武初年「北京」とされていた開封が都としての位置づけを完全に失ったことを意味している。靖江王については、『大明一統志』巻八三、広西布政司、桂林府参照。
- (20) 佐藤文俊「洪武九年葉伯巨の獄死」『明代史研究』二〇号、一九九二年、のちに註（2）前掲の佐藤著書収録によれば、「洪武三年、分封した王に居城候補地を提出させ」としている。当時諸王の権限が大きかったとはいえ、前掲した『明太祖実録』巻五四の史料を、このように解釈することは無理がある。
- (21) 『明太祖実録』巻六八、洪武四年十月、同書卷七二、洪武五年二月甲辰、および『永樂大典』巻五二〇〇、太原

- 府二、建置沿革、同書卷五二〇一、太原府三、城池。
- (22) 『明太祖実録』卷二一、丙午八月庚戌の条。
- (23) 『明太祖実録』卷二五、吳元年九月癸卯、「新内成。正殿曰奉天殿、前爲奉天門、殿之後曰華蓋殿、華蓋殿之後曰謹身殿、皆翼以廊廡。奉天殿之左右各建樓、左曰文樓、右曰武樓、謹身殿之後爲宮、前曰乾清宮、後曰坤寧宮。六宮以次序列焉。周以皇城。城之門、南曰午門、東曰東華、西曰西華、北曰玄武、制皆朴素、不爲彫飾。」
- (24) 明万曆年間に刊行された鄧士龍輯『国朝典故』卷二所収の『皇明本紀』には、「至正丁未（一三六七）、上命以是年爲吳元年。春建宮殿及省臺六部、建太廟于宮城之東北」とあり、「宮城」と表現されている。
- (25) 『明太祖実録』卷八三、洪武六年六月辛未朔の条。
- (26) 『明太祖実録』卷一一六、洪武十年十二月戊申の条。
- (27) 『明太祖実録』卷三四、洪武元年八月癸巳、「大將軍徐達遣指揮張煥計度故元皇城、周圍一千二十六丈。」
- (28) 大内宮城は、「内皇城」とも呼ばれた。熊夢祥・北京図書館善本編輯『析津志輯佚』（北京古籍出版社、一九八三年）朝堂公宇、「（至元四年）四月甲子、築内皇城。」
- (29) 『元史』卷九九、兵志二、宿衛・圍宿軍、「成宗元貞二年十月樞密院臣言、昔大朝會時、皇城外皆無牆垣。故用軍環繞、以備圍宿。今牆垣已成、南北西三畔皆可置軍、獨御酒庫西、地窄不能容。（下略）」
- (30) 楊寬『中国古代都城制度研究』（上海古籍出版社、一九九三年）四七三～四七七頁。元の宮城と蕭牆との関係については、主に楊寬氏の研究を参照した。
- (31) 蕭洵『故宮遺録』、「南麗正門内曰千步廊、可七百步、建靈星門。門建蕭牆、周迴可二十里、俗呼紅門闌馬牆。」

『元史』卷七七、祭祀志六、至元七年。

王劍英「蕭洵《故宮遺錄》考辨」『北京史研究（一）』一九八六年。

註（6）前掲の朱傑『元大都宮殿図考』一五頁の考証に従う。なお、蕭洵『故宮遺錄』には、「内城廣可六、七里」とある。

(34) 陶宗儀『南村輟耕錄』卷二一、宮闕制度、「大内南臨麗正門。正衙曰大明殿、曰延春閣、宮城周回九里三十歩、東西四百八十歩、南北六百十五歩、高三十五尺。甃整。至元八年八月十七日申時動土、明年三月十五日即工。

（中略）隆福殿在大内之西、興聖宮之前。（中略）興聖宮在大内西北、萬壽山之正西、周以磚垣。（中略）萬壽山在大内西北、太液池之陽。金人名瓊花島。（中略）太液池在大内西、周迴若干里、植芙蓉。」

(35) 太液池東側のいわゆる大内は、「東内」とも呼ばれた。『元史』卷九九、兵志二、圍宿軍、至治元年八月、および陶宗儀『南村輟耕錄』卷二六、后徳。

(36) 西宮の語は、『元史』卷九〇、百官志六、儀鸞局に「至大四年、仁宗御西宮、又別立儀鸞局、設置亦同。」とある。
(37) 傳熹年「元大都大内宮殿的復原研究」『考古学報』一九九三年一期、および註（30）前掲の楊寛著書四七九頁参照。

(38) 『析津志輯佚』河間橋梁、「昇平橋、在厚載門、通海子水、入大内。」

(39) 『明太祖実録』卷四七、洪武二年十二月丁卯、「改湖廣行省參政趙耀爲北平行省參政。耀初授湖廣、既辭、復留之。至是、上以耀嘗從徐達取元都、習知其風土民情・邊事緩急、改授北平、且俾守護王府宮室。既而召入諭之曰、「聞北口子人多來歸附者、汝宜速往、選其驍勇可用者爲兵、月給米贍之。餘悉處之臨清東昌之地、毋令其失所。〔耀因奏進工部尚書張允所取北平宮室圖。上覽之、令依元舊皇城基、改造王府。耀受命即日辭行。〕」

(40) 『明太祖実録』卷四五、洪武二年九月癸卯。中都については、松本隆晴「明代中都建設始末」『東方学』六七輯、一九八四年、のちに『明代北辺防衛体制の研究』（汲古書院、二〇〇一年）に収録。王劍英『明中都』（中華書局、一九九二年）。

(41) 実録には明確な記事を欠いているが、洪武四年九月に工部尚書安慶が北平行省参政に任命されていることから判断した。『明太祖実録』卷六八、洪武四年九月壬戌の条。

(42) 康熙『趙州志』卷一〇、属邑、人物の趙耀伝は、この実録に基づいたものと思われるが、「元舊皇城基」を「舊元城基」と改めている。また大將軍徐達の下で活躍し、大都督府都事から一度は湖広行省参政に拔擢された趙耀が湖広に赴かなかつた経緯については、『明太祖実録』卷四七、洪武二年十一月丙申の条に見える。

(43) 『万曆野獲編』卷一、国初実録。間野潜龍『明代文化史研究』（同朋舎、一九七九年）第一章、明実録の研究。明末清初の顧炎武は、万曆期の周藩宗正の朱睦㮮がかつて再修本を所蔵していたことを指摘している（『亭林詩文集』文集卷三、「答湯荊峴書」）。なお、一説に『明代遼東・案彙編』（遼瀋書社、一九八五年）所収の『明実録』稿本（洪武二十五年）を初修本実録とする説（劉玉岐・潘国華「『明太祖実録』稿部分抄本初稿」『歴史・案』一九八五三期）があるが、ここでは採らない。またこれを起居注の一部とする川越泰博氏の新説（『明代建文朝史の研究』汲古書院、一九九七年、五三〜五五頁）については、拙評（「書評：川越泰博『明代建文朝史の研究』」『歴史学研究』七二一、一九九三年）の中で疑問を呈した。その後、明初政治史研究をより深めるべく川越氏によって「明太祖の皇太孫冊立をめぐる——新宮学氏の拙著書評に答える——」（中央大学東洋史学研究室編『菊池英夫教授・山崎利男教授古稀記念アジア史論叢』刀水書房、二〇〇〇年）が公表され、この問題について改めて論じておられるのであわせて参照されたい。

(45)

『明太宗実録』卷五、「建文」元年十一月乙亥、「上 還北平、休息士馬。以前所上書不報、復上書於朝曰、(中略)竊聞朝廷謂臣有不軌之事八、是必欲置臣父子一家於死地不宥也。(中略)其七謂臣宮室僭侈、過於各府。此蓋皇考所賜、自臣之國以來二十餘年、并不曾一毫增益。其所以不同各王府者、蓋祖訓營繕條明言燕因元之舊有、非臣敢僭越。此奸臣之枉臣也。」

(46)

本史料については、夫馬進氏よりご教示をうけた。「奉使録」のテキストは、『中韓関係史料輯要』(珪庭出版社、一九七一年)二、朝天録(一)所収本を用いた。「奉使録」や「朝天録」と呼ばれる明朝への出使記録を用いた近年の研究に、夫馬進「万曆二年朝鮮使節の『中華』国批判」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』(汲古書院、一九九〇年)などがある。なお、高麗末期における明朝との外交関係については、末松保和「麗末鮮初における対明関係」『史学論叢』二、一九四一年、のちに『末松保和朝鮮史著作集』第五卷(吉川弘文館、一九九六年)に収録を参照した。

(50)(49)(48)(47)

『高麗史』卷一三七、列伝五〇、辛禡五、辛昌元年六月の条。

『明太祖実録』卷一九七、洪武二十二年八月癸卯の条。

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月辛巳の条。

権近『陽村先生文集』卷六、奉使録、「入北平城。前元舊都也。」

翼翼都城鎮四方 百年財力亦雄強 楚聲忽入酣歌裡 非是天亡自速亡

到燕臺驛、進見燕府。先詣典儀所所官、入啓以是日先太后忌、不受禮。命奉嗣葉鴻伴接到館。七月十五日也。

聖代宗支盛 賢王爵土尊 都城形勝壯 市巷物華繁 白玉開宮殿 紅雲繞陛軒 齊^(齊)居停受禮

翼翼孝思敦

十六日朝。典儀所引入端禮門。王坐承運門受禮。又命奉嗣饋食。奉嗣引至西園典膳所致食。

端禮門前曉日明 甲光輝映擁親兵 赭袍當殿趨庭拜 異味來厨賜坐傾 鹿圍雨晴織草茂 鴈池風

過細紋生 少年奉使游觀足 老對兒孫評字細 (中略)

十七日將辭燕府、王命葉奉嗣饋食如前、留賜宴 (中略)。

十八日進辭。時王詣佛寺燒香。先太后明忌也。兵衛甚衆。既還賜鈔。又命奉嗣致饋。俄又有三王子連騎而出。亦詣佛 寺燒香。

(51) 光緒『畿輔通志』卷一六七、古蹟一四、陵墓三、房山県、明姚廣孝墓に載せる「明世祖御製神道碑」、『明太宗実

録』卷一九八、永樂十六年三月戊寅の条。牧田諦亮「道衍伝小稿——姚広孝の生涯——」『東洋史研究』一八卷二号、一九五九年。

(52) 二つの典膳所については、以下の史料参照。『祖訓録』には、内官と職制の項にそれぞれ典膳所の記載が見える。

同書、内官に、「王府官 (割註) 正官従七品、佐二 (貳) 官正八品」、承奉司 (割註) 掌管王府一應雜事。有事、呈長史司并護衛指揮司撥落、與内官衙門無相統攝。」 (中略) 典膳所、典膳正、典膳副。」とあり、同書、職制に、「凡王府官、長史司 (中略)、典膳所、正八品、典膳正壹員、從八品、典膳副壹員、司吏壹名、典史貳名。」とある。また承奉司下の典膳所については、『明太祖実録』卷五六、洪武三年八月庚子に、「置王府承奉司、設承奉一人、承奉副二人。典寶・典服・典膳三所、所設正一人、副一人、門官設門正一人、副一人。」とある。附言すれば、註 (2) 前掲の佐藤文俊著書第一部第二章の表2「王府機構」では、長史司と承奉司の二典膳所の存在が正しく明記されている。なお、註 (2) 前掲の布目論文で、承奉司以下の内官は『諸司職掌』に見えず、常置の官ではないとしているのは誤りで、『祖訓録』や『皇明祖訓』には、それぞれ内官の項目が立てられており、少な

- くとも洪武年間には常置の官であったと考えられる。
- 傅樂淑『元宮詞百章箋注』（書目文獻社、一九九五年）に収める「後序」参照。
- (54) 『析津志輯佚』城池街市に、「西華門、在延春閣西、蕭牆外即門也。門内有内府諸庫・鹿苑・天閑。（日下舊聞考、卷三十、宮室、引析津志）」とある。
- (55) 北京出版社、一九八八年。ただし、大都の中軸線については、註(二〇)後掲の姜舜源論文に依拠した。
- (56) 陶宗儀『南村輟耕錄』卷二一、宮闕制度、「萬壽山在大内西北太液池之陽、金人名瓊花島。（中略）又東爲靈圃、奇獸珍禽在焉。」
- (57) 楊士奇『東里統集』卷一五、「賜遊西苑詩序」、李賢『古穰集』卷五、「賜遊西苑記」、韓雍『襄毅文集』卷九、「賜遊西苑記」、葉盛『水東日記』卷四〇、「楊鼎自述榮遇數事」は、いずれも明代前期に書かれた西苑遊記であるが、そのコースは太液池の両側を含んでいる。
- (58) 景慧川・盧曉明「明秦王府布局形式及現存遺址考察」『文博』一九九〇年六期。王長啓「明秦王府遺址出土典膳所遺物」『考古与文物』一九八五年四期。
- (59) 『高麗史』卷四六、世家、共讓王二、辛未三年六月丙子の条。
- (60) 『李朝実録』太宗、卷九、五年六月辛卯、「辛未六月入賀聖節。道經北平府。太宗皇帝在燕邸傾意待之。浚退語人曰、王有大志、其殆不在外藩乎。」
- (61) 『明太祖実録』卷二〇一、洪武二十三年閏四月癸亥朔。よく知られたこのエピソードは、後述するように永樂帝の意を承けて改竄された三修本の『太祖実録』に載せられているもので、その真偽を確かめる術のない恨みがある。

る。しかしこれを境に、乃児不花の率いる軍馬やそれ以前明朝に帰附し真州・揚州・淮安などに居住していた韃靼兵士とその家族を北平都指揮司に編入したうえ、これらの多数の韃靼兵士を燕王が調用するのを許すなど、燕王を中心にモンゴル兵士をも動員した北边防衛体制が形成されるのは事実と考えられる。『明太祖実録』卷二一六、洪武二十五年二月乙丑。また北平都指揮司のみならず燕王府の護衛内にも、洪武年間に帰附した正規の韃靼兵士一〇〇余名が含まれていた。『明太宗実録』卷五、(建文)元年十一月乙亥の条。

(63)(62)

『李朝実録』太祖、卷六、三年十一月乙卯の条、および『明太祖実録』卷二三四、洪武二十七年九月乙卯の条。『李朝実録』太祖、卷八、四年十一月丙寅、「節日使金立堅回自京師曰、通事宋希靖・押馬權乙松等被流遐方。初計稟使金乙祥道經燕邸、復于上曰、燕王謂臣曰、爾國王何不送馬於我。上信之、立堅去時、仍附鞍馬以送。燕王受之以聞。帝曰、朝鮮王何得私交。乃流希靖・乙松于金齒衛、再流騰衝府。」なお、この事件については、『明太祖実録』に関連する記事が載せられていない。一方の当事者であった燕王、のちの永楽帝にとって不都合な事件であったから、三修本の実録から抹殺されたのであろう。

『明太祖実録』卷七一、洪武五年正月戊寅、「改龍虎衛爲燕山護衛。置西安・太原・廣西の三護衛。」商傳「(靖難之役) 前的燕王朱棣」『学習与思考』一九八〇年試刊。

『紀錄彙編』卷七、明宣宗撰「御製広寒殿記」、「天下既定、高皇帝念前故都也、簡於諸子、以命我奠茲一方。我惟夙夜敬勵、不敢怠寧、以仰副高皇帝付託之重。」

『明太宗実録』卷一、「洪武三年四月乙丑、太祖封建諸子、以燕舊京且近北虜、擇可以鎮服者。遂以封上。」

註(9) 前掲の商傳論文。朱鴻『明成祖与永楽政治』国立台湾師範大学歴史研究所専刊一七、一九八八年。

註(2) 前掲の佐藤文俊著書一一二頁。

(69)(68)(67)

(66)(65)(64)

- (72)(71)(70) 『明太祖実録』卷四〇、洪武二年三月癸丑、卷四一、同年四月戊辰の条。
『明太祖実録』卷五三、洪武三年六月壬申、「設陝西・北平・山西行都督府。」
就藩時の護衛の実数は、それぞれ秦府三、七四八人、晋府三二八一人であった。『明太祖実録』卷一一七、洪武十一年三月壬午の条。
- (74)(73) 『明太祖実録』卷六八、洪武四年十月、「是月（中略）、作諸王宮殿於太原等府。」
宋訥『西隱集』卷三、客北平聞行人之語感而成詩四首（其二）、「行人千步廊前過 猶指宮牆說大都」、同卷、壬子秋過故宮十九首（其七）、「九華宮殿燕王府 百辟門庭戍卒家」、同（其十三）「虎衛龍墀人不見 戍兵騎馬出蕭牆」。
- (75) 『明太祖実録』卷八〇、洪武六年三月己未、「燕相府言、先嘗奉詔、以土木之工勞民動衆、除修城池外、其餘王府公廨造作、可暫停罷。今社稷山川壇望殿未覆、城門未甃、恐爲風雨所壞。乞以保定等府宥罪輸作之人完之。上、以社稷山川望殿嚴潔之地、用工匠爲之。命輸作之人、但甃城門。」
- (81)(80)(79)(78)(77)(76) 『明太祖実録』卷九〇、洪武七年六月癸亥、「雲龍鎮北平、威名甚著。建造王府、增築北平城、其力爲多。」
宋濂『宋學士文集』翰苑統集、「敕賜開國輔運推誠宣力武臣榮祿大夫柱國淮安侯華君神道碑銘」。
『明太祖実録』卷八六、洪武六年十一月癸丑の条。
劉辰『国初事蹟』（『国朝典故』卷四、所収）。
『明太祖実録』卷九六、洪武八年正月辛未、卷一一〇、九年十一月庚寅の条。
『明太祖実録』卷一〇〇、洪武八年七月壬戌の条。

- (82) 『岐陽世家文物述攷』(中国营造学社、一九三三年)に収める瞿兌之「李文忠集伝」に、「燕王今遣承奉吳祥賚手書、致表兄曹國公。爲營造事。所有宮殿相度、可存者存、若無用者拆去、須要停當。其營房務要好去布置、如法起蓋。開河之事、若有人力、可以興工。若人力不敷且歇。今當仲夏、宜善保、不具。洪武九年四月 日」とある。
- (83) 『明太祖実録』卷一〇四、洪武九年二月庚子の条。
- (84) 朱勤「『王国典礼』卷二、宮室に、「洪武四年定、(中略)城河濶十五丈、深三丈」とある。『明太祖実録』卷六〇、洪武四年正月戊子の条。
- (85) 洪武帝が、王府の緊急ではない工事を極力抑えようとしたことは、本文前掲の『明太祖実録』卷八〇、洪武六年三月己未、および同書卷一一八、洪武十一年五月乙亥の条(秦王への璽書)などにもみえる。
- (86) 『明太祖実録』卷一〇三、洪武九年正月己未の条。
- (87) 『明太祖実録』卷一〇五、洪武九年三月丁巳の条。
- (88) 『明太祖実録』卷一〇三、洪武九年正月壬午の条。
- (89) 註(20)前掲の佐藤論文、のちに註(2)前掲の佐藤著書に収録。
- (90) 孫旬『皇明疏鈔』卷一、君道一、葉居升「上万言書疏」、「國家裂土分封、使諸王各有分地、以樹藩屏、以復古制。蓋懲宋元孤立、宗室不競之弊也。然而秦晉燕齊梁楚吳閩諸國、各盡其地而封之。都城宮室之制、廣狹大小、亞於天子之都、賜之以甲兵衛士之盛。臣恐數世之後、尾大不掉、然後削其地而奪之權、則起其怨。」
- (91) 『明太祖実録』卷一〇四、洪武九年二月丙戌の条。

- (92) 『明太祖実録』卷六〇、洪武四年正月丙申の条。
 (93) 註(2) 前掲の佐藤著書四一頁。
 (94) 方孝孺『遜志齋集』卷二一、「葉伯巨・鄭士利伝」、「所謂分封太侈者、天子畿内地止千里、而燕秦楚踰千里之國、以封年少未達事之王、無事則驕佚、有事則易爲僭亂。此人所未知、而臣所謂爲患難見者也。」
 (95) 『遜志齋集』卷二一、「葉伯巨・鄭士利伝」、「其語皆切直。上大怒曰、小子乃何敢疎間吾家骨肉。我見之且心憤。況使吾兒見之耶。速取以來。吾將手射之、而啖其肉耳。」
 (96) 註(3) 前掲の黄著書四八頁。
 (97) 『明太祖実録』卷一一九、洪武十一年七月乙酉、「工部奏、諸王國宮城縱廣未有定制、請以晉府爲準。周圍三里三百九步五寸、東西一百五十丈二寸五木(分)、南北一百九十七丈二寸五分。制曰、可。」
 (98) 『高猷録』卷七、封國燕京に「十一年十一月、定諸王宮城制式。太祖曰、除燕王宮殿仍元舊、諸王府營造、不得引以爲式。」とある。『明史紀事本末』卷一六、燕王起兵、洪武十一年十二月の条にも、同様な記事を載せているが、『太祖実録』はなく、何に依拠したものかは不明である。
 (99) 『明太祖実録』卷八七、洪武七年正月乙亥、「定親王國中所居、前殿曰承運、中曰圓殿、後曰存心。四城門、南曰端禮、北曰廣智、東曰體仁、西曰遵義。上曰、使諸王能觀名恩義斯、足以藩屏帝室室、永膺多福矣。」 例外的として、秦王府の場合には、周圍五里(約二・八キロ)の宮城(王城、磚城)と周圍九里三分(約五キロ)の蕭牆の二重構造になっており、さらに宮城外に護城河が存在していたことが知られている。嘉靖『陝西通志』卷五、土地三、封建。また註(58) 前掲の景慧川・盧曉明論文によれば、秦王府の王城外にあった十六メートルの寛さの護城河は、現在埋め立てられているものの、かすかにその痕跡をみることができるとしている。

(100)

『明太宗実録』卷四三、永樂三年六月戊辰の条には、「上以書諭楚王楨曰、朕昔守北藩、地連邊塞、與胡虜相接、實爲重鎮。護衛巡視王城及闌馬牆圓牌、皆朝廷所降、初無夜開城門鐵牌。況國家舊制、在外各城門鎖鑰、皆屬都司軍衛。(下略)」とある。ここにいう旧燕王時代の護衛が巡視した闌馬牆とは、註(28)前掲の『故宫遺録』にみえる「紅門闌馬牆」と元朝で俗称された蕭牆のことである。これが、明代では正式には「周垣」と呼ばれたのであろう。

(101)

朱国禎『皇明史概』皇明大政記、卷九には、端礼門の南に新たに門を開いたとあるが、燕王府Ⅱ西苑説に立つので、ここでは採らない。なお、靈星門という名称自体は、特別に命名されたものというよりは南郊壇や孔子廟などの外垣正面の門などにも付けられている。袁枚『随園隨筆』卷下、樞星門之訛。

(102)

姜舜源「故宫断虹橋爲元代周橋考——元大都中軸線新証」『故宫博物院院刊』一九九〇年四期参照。元の周橋の一部が珍しく永樂年間の北京宮建でも取り壊されずに残ったのは、旧燕王府の一部でもあったからと考えられる。

(103)

『祖訓録』礼儀、「凡王國宮城外、左立宗廟、右立社稷。社稷壇之西立風雲雷雨山川神壇。壇西立旗纛廟。」および『明太祖実録』卷一三四、洪武十三年十一月庚子の条。

(105)

『明太祖実録』卷一〇四、洪武九年二月丁酉の条。

『明太祖実録』卷一三〇、洪武十三年三月壬寅、同書卷一三三、洪武十三年九月庚戌の条。川越泰博氏は、諸王府における護衛の軍事的力量の過大評価を再検討する立場から、註(15)前掲の著書第二章第四節、諸王府の軍事的力量(2)——護衛の兵力数をめぐって——の中で、『国権』卷七、洪武十三年三月壬寅の条を引き、燕山中左右三護衛の兵力数を五七七〇人で、一護衛の兵力数を一、九二三人程度に過ぎなかったとした。しかし『明太祖実録』卷一三〇、当該の条では、「燕山中左二衛侍從將士五千七百七十人」とある。同氏が三護衛の兵力数

としたのは、『国権』の不用意な誤りに引きずられたもので、中・左二衛の兵力数とすべきである。
註(本) 前掲の史料。

(107)(106) 『皇明祖訓』兵衛、「凡王府侍衛、指揮三員・千戸六員・百戸六員・正旗軍六百七十二名、守禦王城四門、每三日一次輪直宿衛。其指揮・千百戸・旗軍、務要三護衛均撥。」

(108) 『祖訓録』兵衛の条もほぼ同様である。「凡王府侍衛、每指揮貳員率領將軍・猛士、守禦王宮城正門、參日壹次輪直宿衛。每千戸伍員率領百戸拾員・正軍千名、守禦王宮城肆員^門、壹日壹次輪直宿衛。」

(109) 『明太宗実録』卷一、(建文)元年、「六月、謝貴等在城七衛并屯田軍兵士、布於城内、填溢街巷、逼圍王城外牆。上聞王城外牆甲馬聲、以爲操練者休息、不之問、而謝貴等又以木柵斷端禮門等四門路。上聞之曰、我病不出聽其塞。貴等乘馬張蓋、過王門不下。又殺守王城卒、上猶不在意。謝貴等令軍士登城、擲甲執兵、飛矢入王城、四面鼓譟、震動城内外。上聞之問左右曰、此何爲者。指揮張玉・朱能等泣曰、外勢若此、誠可憂。臣等坐爲魚肉矣。」『奉天靖難記註』卷一、洪武三十二年六月にも同様な記事を載せている。

『奉天靖難記註』卷一、洪武三十二年七月では「端禮門外」に作る。

(111)(110) 『明太宗実録』卷二、(建文)元年七月癸酉、「乃匿壯士端禮門内、遣人召貴。貴・不來。久乃至、衛從甚衆。至王門、門者呵止、其衛從惟貴・得入。至端禮門、壯士出擒之、其從者猶未知。」

(112) 『明太宗実録』卷五、(建文)元年十一月乙亥、「其六謂、臣府中守禦四門、不當僭擬皇城守禦之制、更番甚嚴、以爲關防朝廷。」

(113) 建文政権による燕王府の護衛調用については、註(本) 前掲の川越著書第三章第一節に詳しい。

(114)

祝允明『野記』（『国朝典故』卷三二所収）、「姚廣孝爲文皇治兵、作重屋、周繚厚垣、以瓠・瓶缶密甃之、口向内、其上以鐵鑄、下畜鶩鴨、日夕鳴噪、迄不聞鍛聲。懿文嘗至燕邸、聞地道下有金鼓聲、驚怖至疾。」引用にあたっては、李黙『孤樹哀談』卷三に引用する『野記』により若干の字句を改めた。

(116)(115)

洪武二十四年、皇太子の陝西派遣については、本書第一章 初期明朝政権の建都問題について。燕王府の地下での兵器製造は、黄潤玉『南山黄先生家伝集』（台湾国家図書館所蔵本）卷五〇、「故奉直大夫尚寶司少卿袁公行状」に、「次日奉旨、看道衍、經兵杖局、煅煉之聲四達、兼操軍馬。公啓曰、如此動作、人豈不知、猶掩耳偷鈴、恐速禍爾。以臣計之、莫若深掘地窖、上覆以屋、則聲不遠聞。况天意有在。兵杖非莫憂也。上喜其計。」とあるように、袁忠徹の発案であった。

(117)

『明太宗実録』卷六九、永樂五年七月乙卯の条。北京巡幸については、本書第三章 北京遷都 で後述する。

北京遷都——永樂遷都プロジェクトの諸段階

はじめに

北京遷都は、明朝第三代の永樂帝朱棣の時代に実現した。靖難の役で甥の建文帝より皇位を篡奪した朱棣は、新政権の正統性を主張すべく、太祖洪武政治の継承を前面に掲げた。最初に建文政権のもとで削藩された周王・齊王・代王・岷王の爵位（旧封）を復活させるとともに、改定された制度や官制をすべて旧に戻した⁽¹⁾。その一方で、これまでの首都南京から北京への遷都の準備に着手したのであった。

永樂帝が即位した時点は、太祖洪武帝が金陵（のちの南京）において明朝を創設してから、すでに三十年以上を経過していた。さらに遡って、元末の群雄の一人としてここに根拠地を置いた至正十六年（一三五六）以降をも含めれば、半世紀近い歳月を経たことになる。明朝創設当初の一時期「京師問題」をめぐる論議が存在したとはいえ、洪武十一年（一三七八）に南京を正式に京師と定めて以降、すでに二十年が経過し、南京に京師体制は定着しつつあった⁽²⁾。加えて、洪武十四年ごろから南京の鍾山に建設が始まっていた山陵（陵墓）もほぼ出来上がり、翌年九月には馬

皇后の梓宮^{ひつぎ}が埋葬され、「孝陵」と命名されていた。それゆえ四年前の洪武三十一年閏五月十日に崩御した洪武帝の梓宮も、七日後の十六日にはただちに孝陵に埋葬することができた⁽³⁾。建文帝はその日に即位したのであった。こうした諸事実を踏まえれば、この段階で永楽帝が新たに進めようとした北京遷都プロジェクトは、前述した太祖を継承する諸施策とは異なり、洪武政治の改変を意味することは明らかである。

あらためて言うまでもなく、都城を他の地域に移す遷都は、歴代の中国王朝にあっても困難なプロジェクトであったことに変わりない。そのため、中国の諸王朝の例では、殷のような古代の都市国家や、中華本土への侵入とともに本拠地を南下させた非漢族政権の北魏や金などを別にすれば、王朝創設を契機に都を遷し、これを維持するのが通例であった。これに対し、明の永楽遷都は、一つの王朝の中で都を新たに移動した点で特別である。しかも、前述したような洪武政治の継承を前面に掲げざるを得ない永楽政権が遷都の準備を進めたところに、二重の難しさがあった。

それゆえ、かかる困難さの中にあつて、遷都のプロジェクトは、極めて周到な用意のもとに準備された。後述するように、遷都プロジェクトの決定も、世論の反発や批判を避けるためにはつきりとした宣言を経ることなく巧妙に進められた。また都の南京から遠く離れた北京で進められた宮殿營建の進行状況は、根本史料の『太宗実録』を繙いてもそれほど明瞭ではなく、營建に関わる諸事実の隠蔽さえ行われたのではないかとの疑いを禁じ得ないほどである。

さて、永楽遷都プロジェクトの終着点とも言える遷都の実現は、一般に永楽十九年（一四二一）正月と理解されている。これは、正史である『明史』巻七、成祖本紀の永楽十八年十一月戊辰の条に、「北京に遷都するを以て天下に詔す（以遷都北京詔天下）」と記載されていることに基づいている。しかし、『明史』が依拠したはずの『太宗実録』巻二三一の当該の条には、「上 明年新殿に御し朝を受くるを以て天下に詔す（上以明年御新殿受朝詔天下）」と記し、その後に詔の本文を載せているが、その詔の中には、どこにも「遷都」という直接的表現は見られない。そもそ

も、北京という名称は、すでに永樂元年に成立していたし、帝自身もすでに七年以来、十一年、十五年と三度にわたって北京に巡幸をくり返していた。

このため、同時代の史料を繙くと、遷都の実施された紀年は実にさまざまに記されており、北京周辺で編纂された地方志でさえ一致していない。例えば、隆慶『昌平州志』巻一、地理志・沿革は、「永樂元年北京に遷都し、順天府に隸す」とあり、永樂元年説である。清初の康熙『順天府志』では、巻二、建置・城池の項に「明永樂七年定めて京師と爲し、十九年宮室を營建し、乃ち其の城を拓く」とあって、永樂七年説を採っている(4)。これに対し、正徳『大明会典』では、「永樂初、北平を陞せて北京と爲し、行部を總置す。後に既に遷都するや、また六部を分置して各おの行在某部と稱す。十八年北に定都し、行在の二字を除く(5)」とあり、十八年の「定都」以前、巡幸が行われて行在吏部などが設けられた時点を遷都と捉えている。

明代後半に成立した野史に至っては、これまたさまざまに記述している。陳建『皇明資治通紀』巻八、正統六年十一月の条は、さきの正徳会典の理解をほぼ踏襲している。朱国禎『皇明史概』の場合には、大政記巻九、永樂十八年十一月の条に「(明年元旦の)定都を各王府に諭す」と記する一方、巻一三、正統六年十一月甲午朔の条にも「北京に定都し、行在の字を去る」とあり、永樂十九年と正統六年のいずれにも「定都」という表現を用いている。洪武帝の治績を記した呉樸『龍飛紀略』(嘉靖二十三年刊)第一冊では、「我が国家永樂辛丑(十九年)を以て都を燕京に定むるは、元の旧に仍るなり」と言及している。さらに史書には入らないが、『北京城宮殿之図』(巻首図版「万曆年間北京城内図」東北大学附属図書館・狩野文庫所蔵参照)の題記には、「永樂癸未(元年)北地に遷り、在位二十有三年」と刻されており、永樂元年に北京に遷ったと説明する。

こうしたさまざまな記述から判断すると、おそらく清朝乾隆年間に欽定の『明史』が刊行されるまでは、永樂十九

年説はまだ定説となっていないと言わざるをえない。それが証拠に、『明史』編纂の着手を命じて自らも明朝の史実に造詣を深めていた康熙帝でさえも、「御製過金陵論」の中で、「明は文皇靖難の後より、嘗て燕京を以て行在と爲し、宣徳末年に遂に徙してここに都す」と述べ、宣徳末年説を採っているほどである(6)。従って、永楽十九年に遷都が行われたという認識を確立定着させるうえで、正史としての『明史』が刊行されたことの持つ意味は極めて大きかったのである。

結論を先取りすれば、後述するように筆者も『太宗実録』を検討した結果、通説と同様に永楽十九年正月を以て遷都が実現した年と考える。それは、新たに完成した奉天殿での朝賀の儀式が挙行されたことを重視するからである。一三六八年南京において成立した明王朝が、その後政権確立の過程で北京に都を移したのは周知の事実である。遷都は、『広辞苑』第四版(岩波書店、一九九一年)に「都を他の地にうつすこと。都をかえること。みやこうつり。」と説明されているように、本来同時代の人々に目に見える形で進行する政治上の事件のほずである。一般的に言えば、その時代に生きた人々が都が遷ったと認識した時点が必ず存在しなければならない。ところが、明の永楽遷都の場合、首都移転をめぐる一連の動きを追っていくと明らかのように一気に実現したわけではなく、さまざまなステップをへて、その治世晩年の十九年正月にいたり、新たに完成した奉天殿での朝賀の儀式を迎えてようやく遷都の実現に辿り着いたのであった。ここに遷都の時期をめぐる混乱の一因がある。

ここで、遷都の実現にいたるプロセスについてモデルケースを提示すると、次のような段階が考えられる。

- ① 新都の設定
- ② 宮殿の建設
- ③ 最高権力者の移動

④ 官僚・軍隊の移動と政府の移転

⑤ 情報・物流システムの確立

⑥ 首都空間全体の完成

①は、旧来の京師南京に対して新たに「北京」を設定したことがこれに当たる。②は、奉天殿を始めとする新しい宮殿が北京に完成する。③は、権力を体現する皇帝が新宮殿に移り住み、そこで恒常的に政治を行う。それ以前の移動は「巡狩」に過ぎず、北京は「行在」と呼ばれている。④は、中央官庁が建設整備され、そこで実際に政治が動き始める。すなわち政府の移転である。⑤は、情報や（もの）（かね）が新都に集中し、そこから全国へ伝達、分配されるシステムが確立する。大運河や駅伝の整備などが挙げられる。⑥の首都空間の完成は、遷都の実施よりかなり遅れるのが一般的であろう。このうち、②と⑤はさまざまな事情により時間的には前後する場合もある。『明史』の編者たちが永楽十九年正月の朝賀の儀式が挙行された時点をもって遷都と判断したのは、中国の伝統的思考様式を踏まえて、②と③との結合を重視したからである。とくに、②の天命を承けた皇帝が朝政（政治）をおこなう場である奉天殿の完成が重視されていることに注意を払う必要がある。後述するように、その奉天殿が遷都直後に焼失し、数年後に永楽帝も亡くなると、十五年以上も北京が再び「行在」の地位に逆戻りするのには、この②と密接に関わっていた(7)。つぎに、遷都プロジェクトの開始された起点について考えてみよう。プロジェクトの中核部分を占める紫禁城の建設の開始時期に限っても、一九八〇年代以来、現在にいたるまで中国で論争が続いており、まだ決着がついていない。これは、遷都プロジェクトの決定をめぐる不透明性や『太宗実録』の史料的性格(8)に起因するところが大きいように思われる。

従来、侯仁之氏や単士元氏の研究に代表されるように、永楽四年の詔によって北京の宮殿造営が始まったと理解さ

れてきた(9)。ところが、近年王劍英氏は、「明初營建北京始于永樂十五年六月考——兼論有関營建北京年代的一些問題」(10)を發表し、①永樂四年に北京營建の詔が出されただけで、翌年五月以降工事に着手する計画は実行されなかったこと、②北京營建は、永樂十四年十一月に群臣に詔が出され再度北京の營建が論議されたうえで、永樂十五年六月に開始され、三年半を要して十八年十二月に完成した、と主張した。王劍英氏の研究は、『太宗実録』の永樂十四年十一月壬寅の条を嚴密に解釈しようとした点や、北京營建工事に西宮や長陵の建設を含めない点など、その工事内容を限定しているところに特色がある。

これに対し、王宏凱氏は、「明成祖營建北京始于永樂四年考」(11)の中で、①北京營建は、永樂四年閏七月に正式に詔が下され各種の建設準備工程が開始されたこと、永樂五年五月からは、全国各地から集められた人夫や工匠が北京地区で營建工程に従事したこと、②この工程がほぼ緒に就いた状況のもとで、永樂十四年十一月に詔が出されて第二段階の工程を開始し、十五年六月に主要建築である宮殿や郊廟の建設に着手して十八年十二月に完成したとした。王宏凱氏の研究では、当時の營建工程が建設資材の調達などの準備段階と營建の着工段階からなり、營建開始の起点は前者に求めるべきことを明らかにした。

その後、李燮平氏は、「永樂營建北京宮殿探実」の中で(12)、さらに詳細な考察を加えて、『太宗実録』では北京の營建過程の実際に触れることは少なく、營建の着工についても確実な記載を留めていないとはいえ、永樂帝の「徳績」の記事や宋礼が再度採木を行ったことなどの諸点から考察して、北京宮殿の正式な着工は、詔に定められたとおりの永樂五年五月に開始されたとした。北京の宮殿は、南海子の開鑿や金水橋の完成と同様に順次に完成しており、十四年の文武群臣らの議論は、十五年以後の大規模な工事を導いたが、これは浩瀚な工程の竣工を加速したに過ぎないとした。李燮平の研究では、北京營建にまつわる事実の隠蔽という問題を正面から取り上げたことが注目される。永樂

十五年説を批判する王宏凱氏や李燮平氏の研究が、資料調達の困難性や建築学的視点も考慮に入れたうえで、永楽四年説（ただし正確には、李氏の場合は永楽五年説）を主張しているのは首肯できる点が多い。

以上に紹介した紫禁城の宮殿建過程に焦点を絞った議論とは別に、遷都のプロセスや政治的中心の移動に重点をおいたのが、閻崇年氏や張奕善氏の研究である。閻崇年氏は、「明永楽帝遷都北京述議」⁽¹³⁾の中で、遷都のプロセスを①移民による北京の充実、②治河通漕など物流の基盤整備、③伐木採石など資料調達、④宮殿城闕の造営の四つに分けている。また張奕善氏は、「明成祖政治権力中心北移的研究」⁽¹⁴⁾の中で、開中法を媒介とした北京への軍糧調達や漕運など物流面での基盤整備について詳しく論じている。

永楽北京遷都を、明朝最大のプロジェクトと捉える筆者も、「北京宮建」の範囲を狭義に理解するのではなく、遷都プロジェクトに関わるさまざまな建設工事を総体として捉えて、遷都実現にいたる全過程を再構成したい。従って、プロジェクトの起点に、永楽元年正月北平の北京への昇格による両京体制の創始、さらには、その直前に行われた北平復興政策をも含めることにする。王劍英氏の研究では、西宮（視朝所）の建設を「北京宮建」の中に含めていないが、この西宮が、単なる巡幸中の行在所というよりは、その直後に始まる宮殿建設期間中に用いる臨時の視朝所であったことを見れば、これも当然北京遷都プロジェクトに含めるべきである。また宮殿建設に先立って進められた物流などのインフラストラクチャー⁽¹⁵⁾の整備も、このプロジェクトに不可欠である。

以下では、永楽北京遷都プロジェクトの実現にいたる全過程を、次のような四つの段階に区分し考察していくことにしたい⁽¹⁶⁾。

〈永楽遷都プロジェクトの四段階〉

第一段階 南北両京体制の施行

洪武三十五年七月～永楽四年閏七月

第二段階 北京宮建工事の開始と第一次巡幸 永樂四年閏七月～十年三月

第三段階 第二次巡幸と西宮建設 永樂十年三月～十四年十月

第四段階 第三次巡幸と紫禁城建設 永樂十四年十月～十八年十二月

これに、前段階としての靖難の役終結後の復興策が取られた時期を付け加えることができる。その際、宮殿や皇城の建設過程はもちろん、〈ひと〉と〈もの〉の移動に注目しながら追っていきたい。〈ひと〉の移動では、工事を担当した工匠や人夫が全国から動員されただけではなく、官僚や軍隊、それらの頂点に立つ皇帝自身も、遷都以前から「巡狩」という名目で移動していた。第一次から第三次に及んだ皇帝の巡幸の期間中には、京師の南京ではなく行在所の北京で、それぞれ次の段階につながる重要な決定が行われている。〈もの〉の移動では、大木や磚瓦れんがのような建設資材はもちろん、工匠や軍隊・官僚を養うに足る食糧、さらにはプロジェクトの最中に亡くなった徐皇后の梓宮も含まれる。これらの〈ひと〉と〈もの〉の移動と集中の最終的帰結として、永樂北京遷都は実現したのである。

一 前段階——靖難の役後の北平復興策

靖難の役は、朱家内部の皇位をめぐる権力闘争に端を発していた以上、争いの勝者による権力の交替は避けられなかった⁽¹⁷⁾。建文四年六月十三日に南京城が開城され、建文帝は宮殿に閉じこもり自ら焚死したという知らせ⁽¹⁸⁾が伝わると、早速建文政権を支えた中央官僚の中から多くの投降や帰附者が出たのは、これを察知した動きであった。

しかし、道義的立場から見た場合は、もちろんこれと異なってくる。とくに京師南京を中心とする江南の世論は、当然のことながら帝位を奪った永樂帝に対して批判的であった。「壬午殉難」と呼ばれる中央官僚から処士や庶民に

いたる数多くの殉難の事例がそれを物語っている。中でも、建文政権（とくに後半期）に深く関与していた方孝孺の磔刑殉難⁽¹⁹⁾は、とくに有名である。また後世に伝えられた、建文帝が僧衣に身をやつし生き延びたという「建文遜国説話」も、永楽帝に対するこうした江南社会の批判的意識を背景に成立したものと考えられる。従って、さらに即位当初の永楽政権が順調に滑り出したとは必ずしも言いがたく、その政権の基盤もそれほど強固なものではなかった。このため、即位当初永楽帝は、建文時に左遷や降格された官僚の復職を大々的に行わざるを得なかった⁽²⁰⁾。

燕王軍が長江を渡った直後は、南京の周辺では一時秩序が失われ、鉏犁^{すき}を手にした郷人^{むらびと}による略奪や殺人が横行した。蘇州の呉江県ではとくに甚だしく、混乱に乗じて私怨を晴らそうとする者が続出した⁽²¹⁾。杭州では、燕王軍入京の知らせを受けて死を誓った浙江按察使王良が、燕王の使者を捕らえて見せしめに斬刑に処しようとしたところ、群衆にその使者を奪い取られて果たせなかった⁽²²⁾。また河南では、南陽府舞陽県の王忠らが反乱を起こし、県の役人を殺害した。首謀者の王忠が生捕りにされ、「賊」衆一二〇人あまりが斬殺された後も、良民七〇〇人以上を巻き込んで蓮花池に立て籠もって抵抗した。広西では柳州などの「蛮民」が徒党を組み略奪行為を働いたので、礼部の官を派遣し、その罪を赦し復業させている⁽²³⁾。これらは、南京の正確な情報が伝わらなかったために、混乱が遅くまで残ったものと考えられる。しかし、最後まで燕王軍に抵抗した山東布政使鉄鉉が捕らえられると、各府がことごとく平定された山東の例⁽²⁴⁾のように、大局的にみれば、いったん燕王が六月十七日（己巳）即位すると、秩序は急速に回復して、その後はこれと言った混乱や抵抗もなく新政権への移行が進んだと考えられる。

こうした状況下で、永楽帝が最初に取り組んだのは、洪武政治の継承というスローガンのもとに、建文朝の「改制」を元に復し新政権への支持を集めることであった。即位の翌日には、早くも建文年間に改められた洪武朝の政令・条格をすべて旧制に復し、洪武紀年を用いてその年を「洪武三十五年」と称することを五府・六部に命じている⁽²⁵⁾。そ

れとともに、靖難の役で主な戦場となり荒廢の甚だしかった北平布政司（永樂元年正月北京の成立にともない北京行部の所属となったが、本節では便宜上「北平」で統一し、適宜「北京」を補った）を中心とした北方の復興に意を注いだ。洪武三十五年七月に、旧燕王府に残り北平を居守する長子高熾を十分輔導するように都督陳瑄に指示した勅諭の中でも、「今内難既に平らぐも、天下は兵旅に疲れ、而して北方の凋弊尤も甚だし」と述べていた⁽²⁶⁾。

靖難の役の間に被った北平地域の農業生産面での荒廢の度合いの深刻さは、復興政策が取り組まれた直後に、北平布政司管下の各府で郷里を離れ流民となっていた人戸の復業数が一三万六〇〇戸あまりに上っていることによっても窺われる⁽²⁷⁾。また永樂元年五月の時点の統計では、順天以下八府所属の「見在^{げんざい}」人戸は一八万九三〇〇戸あまり、「未復業」人戸は八万五〇〇〇戸あまり、「已開種」田地は六万三三四三頃、「未開種」田地は一八万一四五四頃と報告されている⁽²⁸⁾。「未開種」、すなわち作付けの済んでいない耕地が、「已開種」、すなわち作付けを終えた面積に比べて三倍近いことが注目される。先の復業数一三万六〇〇戸と対照すれば、靖難の役終結直後に郷村に残っていた戸数は、この時点の「見在」人戸一八万九三〇〇戸から、これを差し引いた五万八七〇〇戸ということになるであろう。さらに同地域が被った社会的混乱は、科挙の中止決定からも知られる。科挙試験は、通例では三年に一度行われることになっていた。永樂帝が即位した年の洪武三十五年は、本来であれば科挙の第一段階の郷試実施の年にあたりたが、靖難の役がようやく終息したばかりで全国的に行われなかった。直隸応天府や浙江布政司などでは一年遅れの永樂元年に実施されることになったが、北平地域のみ府州県の学校が戦乱で荒廢したという理由で一時中止し、永樂三年に再開することを決定している⁽²⁹⁾。

戦後の荒廢は、北平のみならず華北一帯でも同様であった。南北を結ぶ大運河の要衝に位置する東昌府臨清にある会通税課局では、洪武年間の商税（歳辦課鈔）が八七五三貫に上り、春季の統計でも二〇三二貫が徴収されていたが、

現在はたった二九貫五〇〇文を徴収しただけで、五〇分の一にも満たないと戸部が報告している(30)。戦禍による人々の流徙と商品流通の停滞の影響は極めて深刻であった。

1 税役免除と賑恤

戦後復興策として、最初に取られた措置は、流移した民を原籍に還し、税役免除を始めとする各種の賑恤を行うことであった。洪武三十五年七月朔日、即位に際して出された恩赦の規定では、主戦場となった山東・北平・河南地方で戦乱に巻き込まれ作付けができなかった者は、すべて三年間の税役免除とし、戦乱に巻き込まれなかった者も、直隸の鳳陽・淮安・徐州・滁州・揚州地域のその年の夏税・秋糧と同様にすべて免除している。なお、恩典はこれ以外の地域にも及び、夏税・秋糧の半分を免除している(31)。その後、建文政権のもとで重臣の地位にあった前工部尚書嚴震直、戸部尚書王純、応天府府尹薛正言らを召して、山西・山東・河南・陝西などの布政司にそれぞれ派遣し、実態調査に当たらせた(32)。おそらく、これらの調査を踏まえてであろう、北平・山東・河南地域に直隸鳳陽・淮安等処より官牛を支給している(33)。さらに九月には、戸部郎中李昶を派遣して北平布政司管下の府県を安撫させた(34)。李昶は、当地での食糧と耕牛が不足していることを中央に訴えたところ、帝は官に命じて耕牛を購入支給させた(35)。北平・山東・河南や直隸の鳳陽・淮安・徐州・滁州・揚州の戦災地域には、歳辦物料や夏税の農桑絲綿の免除が行われた(36)。また衣食に事欠く北平布政司所属の順徳・保定各府には、戸部に命じて緊急に交鈔三〇万錠を運ばせて各戸に賑恤した。支給額には、口数一口から三口までは五錠、四口から八口までは一〇錠、九口以上は一二錠とランクがつけられた(37)。

翌年永樂元年三月には、北平（北京）のみならず山東・河南や直隸の徐州・鳳陽・淮安地域の飢饉救済のため、近

表一 永楽朝における北京地域の税役等免除記事一覧

年 月	免除対象地域と内容	典拠
建文4年7月 (1402)	北平・山東・河南で戦禍により耕種できなかった者の差税3年免除(戦禍)	太宗実録卷10上、同年同月壬午『皇明詔令』卷4、
建文4年12月	北平・山東・河南・鳳陽等戦乱により民力回復してない地方、歳辦物料の量免	太宗実録卷15 同年同月庚戌
建文4年12月	北平・山西・山東・河南・鳳陽等の戦禍を被った府県の永楽元年の夏税農桑糸綿を免除	太宗実録卷15 同年同月癸丑
永楽元年5月 (1403)	全国の荒蕪田土の佃種者がいないものの田租を免除	太宗実録卷20上 同年同月丁丑
永楽2年4月	北京の順天・永平・保定三府の始終效順民戸の税量免除(19万9700余石)	太宗実録卷30 同年同月乙酉
永楽2年7月	北京の永平等府の州県民の課鈔を2年間免除(飢饉)	太宗実録卷33 同年同月辛巳
永楽2年7月	北京の順天八府の州県の税糧を3年間免除	太宗実録卷33 同年同月癸巳
永楽2年8月	北京の永平等府の州県の民課鈔2000を免除	太宗実録卷32 同年同月辛巳
永楽3年正月	北京の順天・永平・保定三府の田税を2年間免除(戦禍)	太宗実録卷38 同年同月庚申
永楽5年2月	北京の保定・真定二府の税糧3万2315石、芻59万5672束を免除(水害)	太宗実録卷64 同年同月甲寅
永楽6年2月	北京の永楽6年以降3年間の諸色課程・門攤課程免除(水害)	太宗実録卷76 同年同月丁未『皇明詔令』卷5
永楽6年6月	北京所属の府県の不急の役務及び買辦の停止、移住者の賦役三年免除、靖難の役功労者の存恤	太宗実録卷80 同年同月庚辰
永楽7年2月	山東濟寧から北京良郷の間で遞運に効力した戸の税糧を免除	太宗実録卷99 同年同月庚戌
永楽9年正月	北京の保定府・忻州の水災を被った田租の免除(水害)	太宗実録卷112 同年同月己丑
永楽9年12月	北京の順天府・涿州・大興等州県の永楽8年の税糧2万7218石・草181万3000余束を免除	太宗実録卷122 同年同月乙未
永楽10年3月	北京所属の府県の税糧免除(水災)	太宗実録卷126 同年同月甲辰
永楽12年8月	北京所属の府県の糧・芻を2年間免除	太宗実録卷154 同年同月丙午
永楽13年9月	北京所属の府県の戸口食塩免除(水害)	太宗実録卷168 同年同月戊申
永楽13年9月	北京・山東・河南の水災を被った民の徭役免除	太宗実録卷168 同年同月庚申
永楽13年12月	北京の順天府の税糧免除(水害)	太宗実録卷171 同年同月丙戌
永楽17年6月	北京の順天府・霸州等州県の16年税糧10万4275石を免除	太宗実録卷213 同年同月壬午
永楽20年7月	北直隸・南直隸・山東・河南の水害を被った府県の糧23万8340石・馬芻38万1300余束を免除	太宗実録卷250 同年同月癸酉
永楽21年8月	北直隸・南直隸・山東の水旱害を被った府県の糧芻を全て免除	太宗実録卷260 同年同月丁丑

* 逋負の免除事例を除く

くの衛所や州県に貯蔵する粟穀の賑給を命じている。四月には、広平府・順徳府の飢民一万九三五〇戸に、米麦一万九九二〇石あまりを賑給した。各戸を平均すると約一石が支給されたことになる。五月には、北平（北京行部）所屬八府のまだ復業していない民に対して招撫復業の勅が出されている⁽³⁸⁾。三年間の税糧免除期間が経過した永楽三年には、順天・保定・永平三府の税糧をさらに二年間免除している⁽³⁹⁾。

なお、**表―1** 永楽朝における北平（北京）地域の税役等免除記事一覧によれば、永楽五年二月を境に戦禍を理由とした免除から水災などを理由に免除へと移行しており、この時期までに戦後の復興政策がほぼ一段落したことが窺える。

2 北平開中

次に緊急措置として、戦時体制下で肥大化していた軍隊を養う軍餉の不足を補うべく開中法⁽⁴⁰⁾による米穀納入が行われた。

洪武三十五年八月、永楽帝はまず靖難の役を支えてくれた北平各衛の糧食不足を解消するために、全国各地で行われていた開中を停止したうえで、北平各倉に開中を集中させるように命じた。しかも、大小の官員や軍民にもすべて塩の専売に従事するのを許可して、塩引（塩の販売許可証）支給の順番に拘わらず優先的に支給させた。この時、例外として停止されなかったのは、新設された雲南の金齒衛・楚雄府、及び辺境防衛上重要な四川の塩井衛や陝西の甘州衛のみであった。淮浙塩は毎引米三斗、河東塩二斗、四川塩一斗五升と定められた⁽⁴¹⁾。

十一月には、七月以前の建文政権の下で各地の商民が米穀を納入し倉鈔（引換券）を受け取っただけで、まだ塩引を支給されていない者への塩の引き渡しを一時停止したうえで、北平各倉に開中した者に対する塩引支給を最優先さ

せる上奏が北平署布政司事・儀賓李讓から出された。戸部尚書夏原吉は、李讓の上奏の意義を認めたものの、すでに米穀を納めた商民をこれ以上待たせるのは困難とし、「流通文簿」を設けて、北平に新たに開中した者に対し塩運司より順番に拘わらず塩引を支給することを提案し、裁可された⁽⁴²⁾。

しかし、こうした北平地域に対する優遇措置にもかかわらず周辺の河南や山東地域では米価が高騰しているうえ、納入すべき塩糧額が多かったこともあり、予想に反して応募者が少なかった。このため十二月には、河南・山東等処の米価騰貴を理由に、淮浙塩の原定の塩糧額を五升減らして二斗五升に改めている⁽⁴³⁾。北平地域の米穀高騰は、翌年永楽元年に入っても続いたため、四月には江南により近い山東の德州（倉）や濟寧、河南の衛輝にも拡大して塩糧額を減らして納入させるようにした。この時は、資本のない者には官府が交鈔を貸し付けるといふ念の入れようであった⁽⁴⁴⁾。

こうした措置によって、永楽二年には米価騰貴も次第に収まってきたので、北京倉や德州倉ではいずれも塩糧額を一斗ずつ増やすことが可能となり、北京倉は三斗五升、德州倉は四斗五升に改めている⁽⁴⁵⁾。また建文年間に塩の支給の見込みが立たないままに塩引（引目）を交付していたやり方を改め、洪武の旧制に戻した⁽⁴⁶⁾。

附言すれば、洪武年間には公侯伯や四品以上の文武官に対して禁止されていた開中を、緊急措置とはいえ許可したことは、洪武政治の重大な変更であり、のちに官僚や勢要が中塩権を独占する濫觴となった⁽⁴⁷⁾。

3 輸米贖罪

開中法のほかに軍餉不足を補うために取られたのが、罪囚による輸米贖罪である。これは、北辺への穀物輸送の必要性が増大した洪武二十三年以降、一時実施されたことがあった⁽⁴⁸⁾。今回は、北平の穀物需給を調整する方策として

利用された。

洪武三十五年八月八日に出された「罪人輸作之例」では、輕罪の笞罪五等・杖罪五等・徒罪・流罪三等にはそれぞれのランクに応じた服役日数を定め、服役後は釈放し、十悪・人命・強盜を除く雜犯死罪は終身罰役と定められている。しかしその五日後に、永樂帝自身が法司に直接指示してこれを改め、罪囚を獄中から出して米穀運搬によって罪を贖わせた。規定では、死罪は米六〇石、流罪三等はいずれも四〇石、徒罪は徒役期間に応じて二五〜一〇石、杖罪五等は杖数に応じて六〜四石までとした⁽⁴⁹⁾。その後三年七月には、輸米額を二倍近く加増した。雜犯死罪は米一一〇石、流罪三等は八〇石、加役者には九〇石、徒罪三等は六〇〜三〇石、杖罪は二五〜二〇石、笞罪は一〇石とし、(北京の)京倉に納めさせることとした⁽⁵⁰⁾。これらの米穀は、当然のことながら三年間の税糧徴収が免除されていたとはいえ北平(北京)地域では調達できず、戦火が及ばなかった江南の江西・湖広や直隸蘇州府などの地域から輸送されたものと推定される⁽⁵¹⁾。

輸米贖罪の措置は、靖難の役に際して燕王に従うこと潔しとせず職務を放棄した北平所属の州県官朱寧ら二一九人にも適用され、穀物納入により罪を贖ったうえで長城古北口外の興州(哈喇河套)に発遣して屯戍させた⁽⁵²⁾。これにより南方から軍餉を転運する労力を省くことが期待されていた。

4 移民政策

この時期の移民政策として、永樂元年の北京への富民層強制移住がよく知られている。これは、江南を始めとする全国各地から「富戸」三〇〇〇戸を選んで北京の城外に移し、廂長の役に当たらせるなど、在地の有力者育成を図ったものであった⁽⁵³⁾。実は、これ以外にも北平地域周辺では、罪囚者や一般民戸の移住志願者を対象とした大規模な

移民政策が実施されていた。というのは、足かけ四年にわたって戦時体制をとることを余儀なくされたこの地域では、前述したように戦乱を避けて流民となる者が増大し、耕地が極度に荒廃していたからである。なお、永楽年間の移民政策については、近年徐泓氏によって全面的な分析が加えられ、永楽年間を通じて一〇〇万人規模の移住が行われ、そのうち半数に近い四六万人以上が北京地域に移住したと推計している。ここでは、靖難の役後の復興政策に焦点を当てて考察することにした⁽⁵⁴⁾。

① 罪囚者の移民

罪囚の北平種田は、輸作の一種で本来贖法の範疇に属するが、移民政策としても位置づけることができる。洪武三十五年九月に、先に施行した輸米贖罪例は資力のない囚人の救済にならないとして、永楽帝がとくにその実施を命じたものである。人命・十悪や強盗傷人を除く（監候の）死罪および流罪の者に対し、家族を連れて北平に赴き種田耕作させた。種田の期間は、死罪は五年、流罪は三年とし、その期間があけると登録して良民とした。また徒罪以下の罷免された官員を選んで試職^{みならひ}とし、これら囚人の農耕作業の監督に当たらせた。三年間ののちに成績を挙げた者には、その官職を実授した。これらは資力に乏しい囚人を救済するための措置として、未開種田の多く残る北平地域の復興を意図したものであった。同日、軍政系統の武官や兵士の贖罪例も定められた。兵士やその家族の雑犯死罪は、北平の衛所に発遣して屯田耕作に従事させることになった。その十日後には、武康伯徐理が罪囚の移住先の検分に派遣されている⁽⁵⁵⁾。

永楽元年八月には、新たに「罪囚北京為民種田例」として整備された⁽⁵⁶⁾。徒罪や流罪の場合は、樂工や竈戸はそれぞれの職役に従事させ、老幼や残疾の者は収贖するのを除き、そのほかはいずれも杖刑を免除し、里甲を編成して妻

子とともに北京の永平府などの州県で民として種田させる。杖罪の場合、官吏の職務を辞めるべきでない者や、民の単丁で田土を所有し税糧を負担している者を除き、同様に種田させる。北中国の北京行部を除く山東・山西・河南・陝西の四布政司では、現地の布政司でそれぞれ里甲を編成したうえで発遣し、南中国の浙江・江西・広東・福建・湖北・四川の六布政司や直隸府州では、いったん南京の戸部に送って里甲を編成したのち発遣することとした。軽罪の杖罪を犯した者には、各人に耕牛や農具・種子の購入代金として交鈔三〇〇貫を支給し、五年後に民田に準じて税糧を科派した。徒罪や流罪で遷徙した者には、耕牛などの代価を支給せず、三年後に税糧を科派した。最初に、順天府所属の州県内で荒閑の田土五〇畝を支給し、その後順次永平府などに及ぶようにした。軍戸の場合は、軍役を確保する必要から三丁以上がいる場合のみ、種田に従事させた⁽⁵⁷⁾。

罪囚者の現地への発遣には、不正を防ぐために六科給事中や行人司が隊伍を編成したうえで発遣させ姦弊を防ぐように詔が出された⁽⁵⁸⁾。この段階では、直隸地域のみであったようであるが、のちに全国に拡大された。当初は、罪囚を所属の布政司で出身地（籍貫）ごとに里甲に編成して種田も地方ごとに定めようとした。しかしその場合には、里甲編成が難しくなることから、保定・真定・順天府など所属の州県に出身地を問わず順次安置して集落を形成することが決まった⁽⁵⁹⁾。吏員の場合、永樂元年の種田例では適用されなかったが、翌年に免職された吏員四六二人を北京に徙して民とし種田させたこともある⁽⁶⁰⁾。

ただし、北京行部所属の犯罪者の場合には、永樂元年の種田例は適用されず律に依拠して処罰していたが、その後、時期は明らかではないものの、北京所属の吏民の徒罪や流罪を犯した者にも恩典として北京の人口の少ない地域への種田が認められた。二年五月には、巡按北京監察御史周新が、その手続きと文書の往復に数ヶ月を要するとして、死罪と職官の犯罪を除く吏民の徒罪や流罪は、北京行部もしくは監察御史の判断で種田させるように提案し、許可され

た。とくに北京の場合、的決の罪を犯した者にも收贖を許した⁽⁶¹⁾。さらに三年七月には、笞罪を犯した者で資力が無く工役に服する場合でも、北京への種田を志願すればこれを認めている。なお、杖罪八〇以上の場合は即時發遣、七〇以下は郷里に返し資金を調達したうえで屯所を申請させた⁽⁶²⁾。

五年には、従来南北の辺衛に發戍されていた死刑囚に対し、南方は瘴癘の地で不幸にして命を落とす者が多いという理由から、一時的に北京の府州県に種田させる措置も取られた⁽⁶³⁾。六年令では、軍民の子弟や僮奴で許可なく剃髪して僧侶となった者にも、その父兄とともに山西五台山で輪作したのち、北京で耕作したり、盧龍での牧馬作業に従事させた⁽⁶⁴⁾。

これらの罪囚移民が、期待したとおりの成果を挙げたわけではなく、農事に心を留めず、集団で日々城市に集まり、遊蕩に耽ったり商業に従事しているというような風聞が立っていた⁽⁶⁵⁾。とはいえ、九年には種田した民戸や充軍屯種者の徭役免除期間などが問題となっており、彼らがその後も北京地域に定着しつつあったことが判る⁽⁶⁶⁾。この時は、志願者とともに民戸の杖罪を免除された者は徭役五年、徒罪・流罪の場合は三年、充軍屯種する者には屯租二年を免じた。ただし、吏部尚書兼詹事府詹事蹇義の上奏によれば、充軍屯種者の逃亡も問題化していたことも判明する⁽⁶⁷⁾。十年には、北京にはなおも利用されていない田地が多いことから、越訴した者には無実が晴れても律により受ける笞罪を免じて北京の良郷・涿州・昌平・武清に徙し、誣告により徒・流・笞・杖罪を犯した者には、盧龍・山海・永平・小興州に徙してそれぞれ種田させることにした⁽⁶⁸⁾。十二年三月に居庸関外に隆慶州と永寧県を設置し、十三年正月に保安州を設置し、ともに北京行部に所属させた際にも、有罪で遷謫に該当する者を移住させている⁽⁶⁹⁾。

② 一般民戸の移民

一般の民戸を対象とした移住では、洪武三十五年九月山西地方の太原・平陽二府や澤・潞・遼・沁・汾五州内の「丁

多く田が少ない、及び無田の家」の丁口を分割して北平各府の州県に移住させた。その際、耕牛や農具・種子を支給し、五年間の税糧を免除する措置が取られた⁽⁷⁰⁾。永楽二年九月にも、同じく山西の同地域からそれぞれ一万人規模の徙民が行われた⁽⁷¹⁾。

北平地域を始めとする華北への大量徙民は、洪武初年と二〇年代、三〇年代にも実施されていた。前者は、洪武四年に明軍による北伐後に明帝国に帰属した山後の民や沙漠の遺民を北平府管内にあわせて約七万戸を徙した⁽⁷²⁾。後者は、洪武二十一、二十二年と二十七、三十、三十一年に、山西の澤・潞・沁州の無田の民の丁口を分割し北平の真定府・大名府・広平府、山東の東昌府・臨清、河南の彰徳府・歸徳府・衛輝府・開封府太康などに徙した⁽⁷³⁾。これらは、山西の人口過多・耕地不足・辺境政策など、主に移住民を送り出す側の要因によって行われた。

これに対して、永楽初年の徙民政策は、徐泓氏もすでに指摘されているように、靖難の役による戦禍を被った北平地域の復興政策としての意味合いの強いものであった⁽⁷⁴⁾。その後も、移民はしばしば行われ、四年には、湖広・山西・山東の吏李懋ら二一四人が民となって北京に移住することを願い出ている。この場合、戸部が旅費支給を命じられていることから、罪囚の事例ではなからう⁽⁷⁵⁾。

その後、復興政策が一段落してからも、北京地域への移住は続いた。五年には、山西の平陽府・澤州・潞州や山東の登萊府の民五〇〇〇戸を北京に移し、上林苑監に所属させ牧畜と栽種に当たらせた。徙民には、戸ごと路費として交鈔一〇〇錠と口糧六斗がとくに支給された⁽⁷⁶⁾。七年には、山東青州府安丘県などの民八〇〇〇戸あまりを真定府の冀州や棗強県に徙した⁽⁷⁷⁾。十四年に、山東・山西・湖広地方の民二三〇〇戸あまりを居庸関外の保安州に徙した。十五年には、土地が痩せて狭隘な山西地方の平陽府・大同府蔚州・広靈県の民申外山らが朝廷に至り、北京の広平府清河県や真定府冀州・南宮県への移住を願い出て許可された例もある⁽⁷⁸⁾。さらに宣徳年間に入ってからも、隆慶州（のち

の延慶州)や永平府への移民が行われている(79)。

③ 衛所の屯田

明初の移民は、府州県と同様に「地方管轄単位⁽⁸⁰⁾」であった衛所内へも行われた。洪武二十二年、山西の貧民で華北の大名・広平・東昌三府に移住させた者に、戸部など行政系統の官ではなく後軍都督朱榮が田二万六〇七二頃を支給したと報告しているのは、軍事系統の衛所への移住であったからと考えられる⁽⁸¹⁾。

永楽政権成立後に特徴的なのは、衛所自体の北平への移転や新たな設置が行われた点である。洪武三十五年九月に、山西行都司所属の各衛所を北平地域に移してその官軍を動員して屯田耕種(軍屯)に当たさせたのが、その一例である。北平に移されたのは、雲川衛(↓雄県)、玉林衛(↓定州)、高山衛(↓保定府)、東勝左衛(↓永平府)、東勝右衛(↓遵化県)、鎮朔衛(↓薊州)、鎮虜衛(↓涿州)、定辺衛(↓通州)の八衛で、これら以外の天城衛・陽和衛・宣府前衛の三衛のみは、山西行都司管内の原処のままとしたから、所属衛所の大半を移す大規模なものであった⁽⁸²⁾。十一月には、谷王府の長沙内徙に伴い宣府護衛を長沙護衛と改めて移した残りの官軍で宣府左・右衛二衛を設け、それぞれ北平の保定府と定州に移している⁽⁸³⁾。戸部尚書王純を十月に急遽北平に派遣し、新昌伯唐雲とともにこれら屯田耕種の經理に当たらせているのは、行政系統の州県と軍事系統の衛所との調整が必要とされたからであろう⁽⁸⁴⁾。翌永楽元年には、靖安侯王忠を北京に派遣して屯田に従事する軍民を現地に安挿し屯田耕種を整理させている⁽⁸⁵⁾。

屯田に従事した軍士には、田地五〇畝のほかに耕牛や農具を支給した。耕牛は、靖難の役の戦禍を被らなかつた江西地方などから送られた⁽⁸⁶⁾。この時期には屯田政策も整備され、二年には、詳細な屯田賞罰例を定めて、屯田を管理する都指揮から千戸・百戸や軍旗に至るまで毎年の屯田子粒数に基づいて賞罰が行われるようになった⁽⁸⁷⁾。

後世の史料であるが、万暦年間の給事中郝敬の上奏によれば、靖難の役後に精兵四八万人が余分となり、うち一二万人を一二団營に繰り入れたほか、残りの三六万人は屯田や牧地を賜給して順天府所属の各州県内に安挿し七八衛が分置されたとしている⁽⁸⁸⁾。前述の北平に移した山西行都司所属の八衛も、この七八衛の中に含まれていると考えられる。

なお、靖難の役中に肥大化した戦闘要員の帰農政策も行われている。洪武三十五年十二月、これまで北平・保定・永平の三府から^{たしゅう}塚集充軍させられていた民を軍籍に登録したうえで郷里に還して農耕に従事させ、緊急時のみ徴用することにした。また幼少の者は、軍籍から除いて民丁に改める措置が取られた⁽⁸⁹⁾。これは、移民政策とは性格を異にするが、荒廃した農地の耕作者を確保しようとする点では共通している。この措置を採るにあたっては、農業復興を主張する行政系統の掌北平布政司事郭資と防衛を重視する軍政系統との掌北平都司袁容らのあいだで意見の対立が見られたが、帝が前者の意見を重視して決まった。

以上に述べてきた種々の戦後復興策を採用した結果、次第に成果も上がり始めた。永楽二年七月の戸部左侍郎古朴の上奏によれば、この年北京順天府など八府では豊作が見込まれるとし、交鈔三〇〇万貫を発して時価の三割増して黍粟豆麦を糴買し、北京に運び官軍の俸糧に充てるよう提案して裁可されている。こうした大規模な糴買^{てきばい}が実施されていることから、この地域が靖難の役の痛手から徐々に立ち直りつつあったことが知られる⁽⁹⁰⁾。とはいえ、靖難の役であらためて顕在化した華北と江南との経済的格差は容易に埋められたわけではなく、洪武以来の南北一体化の課題は、永楽政権にも引き継がれた。

二 第一段階 南北両京体制の施行

1 北京の成立

年号が改まった永樂元年（一四〇三）の正月十三日、永樂帝は北平を北京に昇格し、南京と北京との両京体制を施行する決定を下した。

天地を南郊に大祀す。上 還りて奉天殿に御するに、文武群臣は慶成の禮を行う（中略）。禮部尚書李至剛等が言うに、「昔より帝王或いは布衣に起こり、天下を平定す、或いは外藩より入りて大統を承く、而して肇跡の地において、皆陞崇する有り。切かひそに見るに、北平布政司は實に皇上の承運興王の地、宜しく太祖高皇帝の中都の制に遵い、立てて京師と爲すべし」と。制して曰く、「可なり」と。其れ北平を以て北京と爲す⁽⁹¹⁾。

この決定がなされた日は、天地を南郊の大祀殿に合祀した日であり、天命の受命儀礼⁽⁹²⁾としての南郊の儀式を終えた後に、おそらく晩朝⁽⁹³⁾の場でこの「制」は出されたと推定される。従って、永樂帝が天命を受けて即位したことを、改めて内外に示した日に合わせて出されたこの決定には、重要な意味が込められていたはずである。

実録の記載によれば、北京と命名する決定が下された経緯は、太祖洪武帝の中都⁽⁹⁴⁾の制に倣って永樂帝自身の承運興王の地⁽⁹⁵⁾北平を京師に格上げするという、礼部尚書李至剛らの臣下からの提案を承けてなされた形を取っている。提案者の筆頭の李至剛は、かつて懿文太子朱標に仕えたこともあったが、建文朝では湖広布政司の参議となり事にして獄に繋がれていたのを、永樂帝の復活人事によって通政司右通政に抜擢された人物であった⁽⁹⁶⁾。その後は、永樂元年に完成する再修本『太祖実録』の編纂に加わり、洪武時代の政治にも詳しくかったことから帝の信任をえて礼部尚書となった。「傳會を善くし、都を北平に建てるの議を首發す」という『明史』卷一五一、李至剛伝の指摘にあるように、この提案は、李独自の発案というより永樂帝の意向を踏まえて最初に提案したものであったろう⁽⁹⁷⁾。

ところで李至剛らの提案では、「京師と爲す」とあるものの、遷都に関しては全く言及していないことや提案者の筆頭が礼部尚書であることから判断して、北京への昇格はあくまで礼制上の措置にとどまると見なすこともできる。そもそも、洪武朝の中都の制では大規模な建設工事は行われたものの、結局中都への遷都は実現せず、洪武八年四月以後は尊崇したに過ぎなかったからである⁽⁹⁸⁾。この点を重視するならば、李らの提案は遷都までを踏み込んだものではなかったということになるであろう。しかしながら、その後の展開からも明らかのように、永楽帝自身は当初から北京遷都の意図を明確に有していたと考えられる。ただ即位直後の帝に対する江南の厳しい輿論のもとで、太祖洪武帝が残した南京Ⅱ京師体制を大きく改変することになる北京遷都まではすぐに表明できなかったというのが実情であろう。まして南郊の日の決定であればなおのこと、洪武政治の継承を人々に印象づけることが必要であったはずである⁽⁹⁹⁾。この点は、両京体制の施行する決定に先立って、建文年間の削藩された周王・齊王榑^ふ・代王桂・岷王梗の旧封復活を、詔を発して国の内外に明らかにしたことにも示されている⁽¹⁰⁰⁾。こうした当時の状況下で、太祖の「中都の制」に倣うことを大義名分にして南京と北京という両京体制の決定が巧妙に選択されたのであった。

2 北京行部と留守行後軍都督府の設置

この北京昇格の決定に続いて翌月の二月三日には、北京に新たに留守行後軍都督府・行部・国子監が設置された⁽¹⁰¹⁾。その官制の詳細は以下のとおりである。括弧内の*印は、その後永楽元年中に補充された官員数を示している。

○北京留守行後軍都督府

左右都督・都督同知・都督僉事（定員なし） 首領官・経歴・都事（各一員）

○北京行部

尚書（二員） 侍郎（四員） 司務（*二員） 吏典（*四員）
 吏曹清吏司 郎中・員外郎・主事（各一員）
 戸曹清吏司 郎中・員外郎（各一員） 主事（*四員）
 礼曹清吏司 郎中・員外郎・主事（各一員）
 兵曹清吏司 郎中・員外郎・主事（各一員）
 工曹清吏司 郎中・員外郎・主事（各一員）
 刑曹清吏司 郎中（一員） 員外郎（二員） 主事（四員）
 照磨所 照磨・檢校（各一員）
 司獄司 司獄（一員）

○北京国子監

祭酒・司業・監丞（各一員） 典簿（一員）
 博士・学正・学録・掌饌（各一員） 助教（二員）

このほか、北平府を改称した順天府、及び北平行太僕寺を改称した北京行太僕寺の場合、官制は従来のものであった。また北平布政司・按察司・都指揮司などの官庁は廃止されて、南京の刑部と戸部に設けられていた北平清吏司は北京清吏司に、都察院に設けられていた北平道は北京道にそれぞれ名を改めた。以上の官制改編は、前月に創始された南京・北京の両京体制が単に礼制上の措置にとどまらず実質的にも動き始めたことを示すものであった。

その後五月には、北京行部の上奏により、南京の六部に倣って司務二員を設け吏典も四名に増員した。また、従来一員であった戸曹清吏司の主事を四員に増やした。さらに礼部に命じて北京行部諸司の印を鑄造している⁽¹⁰²⁾。このほ

か、九年十月には戸曹清吏司郎中一員を増置し屯田業務を管理させた⁽¹⁰³⁾。

さて、留守行後軍都督府と行部の設置に伴って北平布政司・按察司・都指揮司などの官庁が廃止されている⁽¹⁰⁴⁾ことから明らかのように、北京行部は北平布政司・按察司に替わるものであり、留守行後軍都督府は、北平都指揮司に替わる機能を受け継ぐものであった。北京行部の地位と役割については、すでに徐泓氏による詳細な研究がある⁽¹⁰⁵⁾。これによれば、全国の政務を掌った中央の六部には及ばなかったとはいえ、その地位は尚書と侍郎が任命されていることに示されるように一般の布政司より上位に位置づけられていたこと、また靖難の役後の北京地域の復興や宮建工事、モンゴル親征にあたっての物資補給などにも重要な役割を果たしたことを明らかにしている。

中央の六部と同等の尚書のポストを置いたという点は、後述する洪熙帝の南京遷都後、北京と同様に南京にも六部尚書等の官を置いた先例を開いたものと見ることもできようが、行部が在外の布政司や按察司を受け継いだものである以上、むしろ中央（腹裏^{ふくり}）の中書省のほかに外地の地方統治最高機関たる行省にも丞相を置いた元朝の官制⁽¹⁰⁶⁾との類似を想起させ、成立したばかりの永楽政権が洪武・建文政権以上に元朝の影響を色濃く残していたことを窺わせる。いずれにせよ、これは永楽帝が北京に昇格させたこの地域をとりわけ重視していたことを示すもので、巡幸により帝が北京に滞在するようになる以前にあつて、北京行部は遷都プロジェクトを推進する最も重要な役割を果たす官庁となった。

行部設置の翌日二月四日には、戸部尚書掌北平布政司事郭資と刑部尚書掌保定府事雑劄劄が行部尚書に命じられている。また四川安岳県知県康汝楫、按察司僉事馬京、臨江府知府劉冀南、戸部郎中李昶の四名が左・右侍郎に命じられた⁽¹⁰⁷⁾。郭資は、河南彰徳府武安県の出身で洪武十八年の進士であった⁽¹⁰⁸⁾。知県から拔擢された康汝楫は、陝西西安府の乾州武功県の出身で、燕府長史司の録事を務め、燕王時代からの旧臣であった⁽¹⁰⁹⁾。馬京も同じく武功県の出身で、

洪武十八年に進士となり翰林院編修や通政司使・大理寺卿を歴任した⁽¹¹⁰⁾。劉冀南は、一年後に南京の礼部右侍郎に転じた⁽¹¹¹⁾。李昶は、西安府涇陽県の出身で、洪武末年に戸部郎中から拔擢された⁽¹¹²⁾。出身が不明の雒僉を除けば、すべて北方出身者で固めている。なお、以上の尚書二員・侍郎四員、計六名のほかにここに名前が挙げられていないが、他の史料より保定府清苑県出身の北平布政司右参議李友直⁽¹¹³⁾や蘇州府呉県出身の北平按察司副使許思温⁽¹¹⁴⁾も、守城の功により行部左侍郎に陞官したことが知られる。ただし、前掲したように本来侍郎の定員は四名であり、この二名が加えられた経緯はいま一つ明らかではない。

ところで、永楽帝が遷都を構想した時期については、これまで漠然と即位した時点と考えられてきたものの、具体的に検討されて来たわけではなかった。北京行部設置の直後に行部尚書に任命された郭資と雒僉の人事は、この問題の一つの手がかりを与えてくれる。というのは、彼ら人事は、それぞれ戸部尚書や刑部尚書からの横すべりによるもので、前年の十一月と十二月に、靖難の役中の燕王軍の本拠地防衛での功績によりそれぞれ尚書のポストをすでに得ていたからである。しかし、陞官後京師の南京に赴いたわけではなく、引き続き北方にとどまり北平布政使や保定府知府を兼務していた⁽¹¹⁵⁾。そもそも靖難の役の論功行賞とはいえ、一知府（正四品）から京官の尚書（正二品）に拔擢されること自体珍しいが、その官名を保持したまま北方に残り保定知府や北平布政使を兼務していたのも異例である⁽¹¹⁶⁾。しかしこれらの措置により、すでに尚書の官位を得ていた郭資や雒僉が、行部設置後にそのまま同ランクの行部尚書に横すべりし、引き続き北京地域の行政を担当することができた。これは、北京行部設置の構想が少なくとも前年の十一月の時点ですでに出来上がっていたことを示すもので、こうした事実から判断して、永楽帝が即位直後のかなり早い段階で遷都を企図していたことは明らかである。この点からも、前述した永楽元年正月の李至剛らの提案は、かかる永楽帝の意向を承けたものにすぎなかったことが確かめられるであろう。

北京留守行後軍都督府には、燕山左・右・前、大興左、濟州、濟陽、真定、遵化、通州、薊州、密雲中・後、永平、山海、万全左・右、宣府前、懷安、開平・開平中、興州左屯・右屯・中屯・前屯・後屯、隆慶、東勝左・右、鎮朔、涿鹿、定辺、玉林、雲川、高山、義勇左・右・中・前・後、神武左・右・中・前・後、武成左・右・中・前・後、忠義左・右・中・前・後、武功中、盧龍、鎮虜、武清、撫寧、天津右、寧山の六一衛と梁成・興和・常山の三守禦千戸所が隸属した⁽¹¹⁷⁾。

その後五月には、駙馬都尉広平侯袁容が掌北京留守行後軍都督府事に命じられている⁽¹¹⁸⁾。袁容は、洪武年間に燕府儀賓に選ばれて燕王の娘永安郡主に配され、靖難の役では世子高熾に侍して北平城を守るうえで功績があった。役後に永安郡主が公主の地位に進むと、袁も駙馬都尉となったことから、永楽政権成立後も北平に残る功臣の中では筆頭の地位にあった。ほかに、守城の功のあった陳恭・高実・斉孝智・田祥らが掌行後軍都督府事に任命されている⁽¹¹⁹⁾。

行部や行後軍都督府以外にも、北京昇格に伴ってさまざまな措置が取られた。元年二月に旧北平布政司の雑造局と広盈庫を北京行部に所属させた⁽¹²⁰⁾。前述したように、北京には行部の設置とともに国子監も南京と同様に設置されたが、これは従来の北平府学を改めたものであった。この府学の建物は、元朝の国子監であったから、もとに戻ったことになる⁽¹²¹⁾。また附郭の大興と宛平両県の県学を廃止し、教忠坊に置かれていた大興県学⁽¹²²⁾を順天府学に変更した。これに伴い、これまでの府学と両県学の生徒のうち優秀者を選抜して北京国子監生に充て、それ以外を順天府学生に編入させた⁽¹²³⁾。

二年二月には、主に北京城内の警備を担当する北京兵馬指揮司が設置され、指揮一員、副指揮四員、首領官吏一員を置いた⁽¹²⁴⁾。国子監や兵馬司の設置は、いずれも京師南京に準じたものである。三年八月には、順天府税課司の副使二員が増置された⁽¹²⁵⁾。また両京体制の創始に伴い、今後増大が見込まれる官僚や使節の往来に備えて南京と北京と

間に新たに二九駅を増設している(126)。

3 旧燕王府の国社国稷改変問題

燕王が帝位につくと、燕王府も大きく変化した。まず王府所属の三護衛は、即位後直ちに京師南京の親軍指揮使司に編入され、燕山中護衛は羽林前衛に、燕山左護衛は金吾左衛に、燕山右護衛は金吾右衛にそれぞれ名称を改めた(127)。北平に残る燕王府の官僚機構も、さまざまな改変を迫られたはずである。実録からは、北京昇格後の永樂元年六月に内官系統の王府承奉司を北京内官監に改めたことと、燕王府の良医陳克恭・王彬・袁宝を太医院判に昇任したり、典膳正張原や司醞蕭成を北京光祿寺丞に昇格させたことなどが確認できる(128)。

とはいえ、北平に置かれていた燕王府が直ちに不用となったわけでは無かった。従来の研究で触れられることはほとんどないが、前述したとおり北京に内官監を設け、光祿寺の官を置いたことから窺えるように、北京には長男の世子を始め親族がまだ多く残っていたからである。靖難の役のあいだ、北平で留守を守っていた世子高熾に対しては、帝は役後もそのまま残して、北辺防衛の要衝であるこの地を鎮守し、将来に備えて自ら庶務に当たり公文書や上奏文にも自分で目を通すように命じていた(129)。北京昇格が決定したのちも、高熾に書簡を送って、第二子の郡王高煦に協力し軍糧運搬の監督など後方支援にあたるよう諭している。燕王に従って南京に入城した高煦は、役後いったん北平に戻っていたが、永樂元年二月にモンゴルに備えて開平駐守を命じられた(130)。同月、中央官僚のうちから北京行部の官に任命された侍郎李昶、郎中徐岳、主事汪新らが北京に赴任した(131)。

こうして両京体制のもとで設置された北京行部が実際に動き出すと、さまざまな問題が表面化したらしく、四月には、帝が内外の文武群臣に諭した中で、太祖以来の官僚の中にはなお「危疑」を懐き職務に専念しない者がいること

を指摘している⁽¹³²⁾。また北京行部尚書郭資に対して誹謗中傷が集中したため、帝はわざわざ郭資に勅文をとどけて、郭の企画立案は筋道立っておりその財政策も適切であるとし、今後はいっさいの浮言^{デマ}を度外視して朕の眷倚^{きたい}に副えるよう求めている⁽¹³³⁾。

こうした誹謗中傷が飛び交うようになった背景の一つに、燕王府の国社国稷の改変問題があった。北京昇格に伴って、帝自身はその社稷制度についての検討を命じていたからである。社・稷とは、土地と五穀の神であり、明の制度では、上は京師から王府や府州県レヴェルにそれぞれ社稷壇を設けることが規定されていた。

これより先き、上 廷臣に謂いて曰く、「北京は朕の舊封の國、國社國稷有り。今既に北京と爲す、而れども社稷の禮、未だ定制有らず。其れ議して以聞せよ」と。ここに至り、禮部・太常（寺）會議し以爲らく、「朝廷・王國及び府州縣の社稷、俱に定制有り。これを古典に考ふるに、別に兩京並びに太社太稷を立てるの禮無し、今北京舊有の國社國稷、改めて太社太稷と爲し難しと雖も、然どもまた卒^{にむ}かに革去し難し、宜しく官を設け看守すべし。如し皇上巡狩の日に遇わば、内において太社太稷の位を設け以て祭る。仍りて順天府において別に府社府稷を建て、北京行部の官をして時を以て祭祀せしむ」と。上 その議を可^よしとす。乃ち命じて在京山川壇祠祭署の例に仍りて、北京社稷壇祠祭署を設け、奉祀・祀丞各一員を置き、北京行部に隸せしむ⁽¹³⁴⁾。

礼部と太常寺が検討した結果は、古典に依拠すれば、兩京にそれぞれ太社太稷を設けた前例のないこと⁽¹³⁵⁾、従来からある燕王府の国社国稷を太社太稷に改めるのは難しいとはいえ、にわかに取り去るのも難しいとしたうえで、官を設けて看守させること、帝が巡狩した際には、この旧燕王府の社稷壇内に、太社太稷の神位を設けて祭ることや、順天府には別に府社府稷を設け北京行部の官に祭祀を行わせることなどを提案し、裁可された。その結果、南京の山川壇祠祭署の例に準じて北京社稷壇祠祭署の設置が命じられた。

両京体制が取られたとはいえ遷都が実現していない以上、当然のことながら、あくまでも太祖以来の首都南京に中心に国家祭祀を組み立てねばならなかったことが判る。北京の社稷壇祠祭署が、大祀に位置づけられた南京の社稷壇より一ランク下がる中祀の山川壇祠祭署に準じた⁽¹³⁶⁾のも、こうした理由であつたらう。

北京の社稷壇祠祭署は、北京行部に所属した。その尚書郭資のもとで北京に社稷壇祠祭署の設置が進められることは、帝の巡幸が政治日程に上ってきたことを意味する。実録には明言されていないものの、こうした動きに対する人々の疑心暗鬼や不満が、前述したような誹謗中傷となつたのであろう。

なお、この記事は、『太宗実録』の中で「巡狩」すなわち北京巡幸について最初に言及した事例である。ただし、厳密に言えば、巡幸自体は永楽帝が始めたものではなく、太祖が洪武の初めに南京応天府と中都中立府の間で行つた先例が存在する⁽¹³⁷⁾。これは、大都と上都との両都巡幸制を取つていたモンゴル元朝の影響を受けたものであろうが、洪武八年を境に巡幸は行われなくなった。

燕王府の国社国稷の改変が論じられたこの時期は、前述したように世子高熾が北京に残されており、燕王府の建物もそのまま存続していた。にもかかわらず、この改変問題の検討を永楽帝が早々と命じたのは、両京体制創始後の次のステップとなる北京巡幸に対する帝の強い意志がその背景にあつたと考えられる。

4 世子の南京召致と趙王の北京留守

永楽元年に始まつた南京と北京の両京体制においては、前述したように早い段階から「巡狩」のことが言及されており、北京巡幸はすでにそのプログラムに入っていた。にも拘わらず、すぐさまこれを実行に移せなかつたのは、南京に新たに乗り込んで即位した永楽帝にとって、その権力基盤を固めるのに一定の期間を必要としたからにほかな

らない。ただし、軍事的な掌握に限って言えば、それほど困難ではなかったことは、永楽帝の即位からほぼ一年を経た元年八月には、靖難の役に従事した将士で省親きせいを希望する者の北京帰還が一部で始まっていることから知られる。その後も、将士の省親は定期的に許可されていた⁽¹³⁸⁾。

それでは、永楽帝の家族はいつの時点で南京に呼び寄せられたであろうか。まず妃徐氏が、一足先に靖難の役のあいだともに北平城の防衛にあたっていた都督僉事李彬に警護されて南京に着き⁽¹³⁹⁾、洪武三十五年十一月十三日に皇后に冊立された⁽¹⁴⁰⁾。翌年永楽元年十一月には、皇長孫瞻基が南京に呼び寄せられた⁽¹⁴¹⁾。さらに二年正月二十七日には、隆平侯張信と駙馬都尉・永春侯王寧を派遣して、世子高熾と第二子の郡王高煦を呼び寄せた。二人が三月二十四日に南京に到着すると、四月四日に世子高熾を皇太子に、高煦を漢王に、第三子高燧を趙王にそれぞれ冊立している⁽¹⁴²⁾。世子が王妃徐氏とともに南京に呼び寄せられずに一年以上も遅れたのは、北京を鎮守し北方の守りを固める必要とともに、永楽帝自身が皇太子の決定に頭を悩ましていたからであった⁽¹⁴³⁾。

世子高熾を皇太子に立てることを求める請願は、永楽元年正月と三月に文武の群臣から出されていた。帝の弟の周王も四月にこれを求める上表を提出していた⁽¹⁴⁴⁾。本来であれば、年長の世子を皇太子に立てるのが順当であるが、自らに似て軍事的才能のある第二子高煦に期待する気持ちもあった。また靖難の役をともに戦った藩邸の旧臣たちの中にも、丘福を始めとして、帝に扈従して武功のめざましかった高煦を立てるように強く薦める者たちがいた⁽¹⁴⁵⁾。

帝は、かつて燕王の地位にあった自分に将来天子となることを予言した太常寺寺丞袁珙・鴻臚寺序班忠徹父子に、世子高熾とその子瞻基の人相を見せている⁽¹⁴⁶⁾。また翰林院侍讀学士解縉に下問したところ、解は嫡長子の高熾を立てるべきとし、将来が期待される孫の瞻基のことも付け加えた。さらに、北京行部主事尹昌隆を馭伝を用いて召し、彼に試問するように薦めた。尹は、建文年間に「修後宮疏」や「地震疏」を提出して、直言をもって建文帝を諫めた人

物として知られていたからである。尹は、「長嫡承統は万古の常経なり」と発言し、帝もこれに同意したという⁽¹⁴⁷⁾。ほかに翰林院侍讀黄淮も、同じく嫡長子を立てるべきと帝に薦めた⁽¹⁴⁸⁾。藩邸の旧臣の中では、靖難の役のあいだ燕王府長史を務めた兵部侍郎金忠が同様に世子を薦めて銀一〇〇両を賜与された事実がある⁽¹⁴⁹⁾。結局、帝は世子を皇太子に立てることを決めたが、すぐには公表せず、二年三月二十八日にこれを公にしている⁽¹⁵⁰⁾。最終的に世子を立てることを永楽帝が決意したのは、世子以上にその息子の皇長孫瞻基に帝が期待を寄せていたことも一因であった⁽¹⁵¹⁾。

さて、両京体制とは言いながら、世子や皇長孫も南京に呼び寄せられたうえに、帝の巡幸も実現しないままでは、昇格したはずの北京の地位はかえって低下した感を与える。この空白を埋めるために採られたのが、洪武三十五年九月以来南京に來朝していた趙王高燧に、永楽三年二月に改めて北京の「留守」^{りゅうしゅ}を命じた措置である。

趙王高燧に命じて北京に居らしむ、賜賚甚だ厚し。及び其の長史陸具瞻等に鈔を賜うに差あり⁽¹⁵²⁾。

そもそも帝の第三子高燧に与えられた爵位「趙王」という名称からは、春秋戦国期に趙国のあった山西平陽府あたりがその王府の封地として相応しいかもしれない。あるいは、趙王府に設けられた護衛と群牧所が、それぞれ常山中衛・左衛・右衛、常山群牧所と命名されていることから判断すれば、漢代に常山郡が置かれた河北の真定府が想定されていたことも考えられる⁽¹⁵³⁾。いずれにせよ、趙王は、本来の封地に就藩するに先立って北京留守を命じられたわけである。その具体的任務としては、北京兵馬指揮司に置かれた夜巡銅牌の授受を掌握していたことが知られる⁽¹⁵⁴⁾。

この趙王の留守にあたって、その国社国稷の扱いが問題となった。明制では、王府が所在する府州県には、その府州県の社稷は設けられず、「国社国稷」と呼ばれる王府の社稷壇が設けられた⁽¹⁵⁵⁾。就藩の際には、南京の鍾山石で造られた社主を載せて「国に之く」^くことになっていたからである⁽¹⁵⁶⁾。

これより先き、禮部尚書李至剛等が言うに、「趙王之國す、應に山川・社稷等神を祭るべきも、未だ壇所あらざ

れば、順天府の社稷壇を改め社稷を祭らんことを請う。古の制に留守は山川を祭るの文無し、而れども趙地の北嶽・恒山・北鎮・醫巫閭皆當に祭るべし。順天府の山川壇を改めて山川を祭らんことを請う。」と。上曰く、「祭祀は大事、其れ六部大臣及び翰林院の儒臣と再議せよ」と。ここに至り、吏部尚書蹇義・翰林學士解縉言うに、「周禮の地官に、凡そ邦國を建つるに、其の社稷を立つ、と。文獻通考に云う、諸侯は國を有ちて、其の社は侯社と曰う、と。親王留守の祭、固より明文無し。然れども禮は義を以て起こすべきもの有り。今趙王は北京を留守す、當に別に國社國稷・山川等壇を建て祭を致すべきこと、宜しく禮部の議するところの如くすべし」と。これに從う⁽¹⁵⁷⁾。

礼部尚書李至剛は、趙王の北京留守を「しこく之國」（國入り）と捉え、趙王の山川と社稷等の神を祭るべきとして、順天府の社稷壇や山川壇を趙王の社稷壇や山川壇に改めることを提案した⁽¹⁵⁸⁾。再検討の命を受けた吏部尚書蹇義や翰林學士解縉も、親王留守の祭祀については古典に明文がないが、礼制は義を以て始めるべきものもあるとし、礼部の提案に賛意を表した。

ところで、前述したように北京には旧燕王府の國社國稷がまだ残されており、社稷壇祠祭署の官によって看守されていた。これを用いることなく、順天府の府社府稷を改めるにせよ、別に趙王の國社國稷を建てることは、趙王の「之國」が旧燕王府をそのまま継承するものではなかったことを意味するであろう。趙王の「之國」は、あくまで皇帝巡幸が実現しないあいだ一時的に北京の「留守」を担当するものであった。その居住地も、旧燕王府宮城ではなく別の場所に設けられたと推測される。

さきの旧燕王府の國社國稷の扱いをめぐる議論では、来るべき帝の北京巡幸を念頭に処理されていたが、この度の趙王の國社國稷の設置をめぐる議論においても、帝の巡幸を前提に処理されている。ただし、趙王が代わりに北京に

派遣され留守を担当することによって、帝の巡幸の実現はいささか遠のいたものと言えよう。

永楽帝は、永楽三年五月札部に命じて北京内府各門の関防印記（長印）を鑄造させた⁽¹⁵⁹⁾。関防印記が用意されたのは、これ以後、北京の内府を一層厳重に警護するようになったことを意味している。ところで、ここにいう「北京内府」とは、どこを指しているであろうか。一般に、内府は皇城内⁽¹⁶⁰⁾を意味する。ただこの時点では、北京において後述するような皇城内の宮殿等の營建工事にまだ着手していない以上、これは、洪武年間以来の旧燕王府が皇城に格上げされたと考えるのが最も妥当であろう。事実、『太宗実録』卷四七、永楽三年十月庚辰の条には、前燕府紀善胡安を戸科給事中に陞せて、給事中宋亨とともに「北京皇城」の勘合を掌らせた記事を載せている。この場合の皇城も、旧燕王府以来の王城（元大都の蕭しょう牆部分）を指しているに違いない⁽¹⁶¹⁾。また四年正月には、燕王府の広有庫を北京承運庫に改めている⁽¹⁶²⁾が、これがのちの内府十庫の前身となったものと考えられる。

以上の考察から明らかのように、永楽元年の北京への昇格、北京行部・留守行後軍都督府等の官庁設置によって始まった南京と北京の両京体制は、まさに北京遷都の実現に向けたプロジェクトの第一段階であったと位置づけることができる。この両京体制により相応しい内実を与えるべく、皇帝の北京巡幸が次のステップとして浮上していた。しかし、巡幸はすぐさま実行に移せたわけではなく、その実現は六年後の七年三月まで待たねばならなかった。

三 第二段階 北京營建工事の開始と第一次巡幸

1 北京宮殿建設の提案

永楽四年二月、南京では靖難の役で焼失していた皇城正門の承天門が再建された。即位当初から、群臣により再建

の要請が出されていたものの、永楽帝は民力が回復していないことを理由に延期していた⁽¹⁶³⁾。同じ頃、北京では、留守行後軍都督府に所属する燕山左・右・前、濟陽、濟州、大興左、通州の七衛を格上げして親軍指揮使司に改める措置が取られている⁽¹⁶⁴⁾。宿衛を担当して宮城を警護する親軍が北京に置かれることは、巡幸の準備がいよいよ動き出したことを意味する。

その年四月には、北京順天府の老人三〇名あまりが、税糧免除の措置⁽¹⁶⁵⁾に謝意を表すべく南京にはるばる上京したことがあった。帝は、遠来の彼らに対して光祿寺より酒食を与え、さらに旅費を支給した。接見の際に、帝は靖難の役のあいだ北方の人々が軍糧の供給に苦心したことは片時も忘れたことはないと述べた。さらに、近年の作柄はどのようなであるか、民力は回復したかと尋ねている。老人たちは叩頭して、陛下の鴻恩^{おんけい}により休養することができ、漸く旧時に戻りつつありますと答えた。これに対して帝は、久しく住んでいた北京には行きたいと考えておるが、民力がいまだ回復してないことを思うと重ねてこれを困らしめるのを恐れると述べて、老人らが郷里の人々を督励して農業に勤め善行を勧めるように諭した。

老人らが再び叩首拜謝して退いたのち、帝は近侍の臣に向かって「いま北方の民は、人の重病より初めて起きるが如し、善くこれを調理すれば、安んずべきに庶幾^{ちか}し。然らざれば、病まさに愈いよ重からんとす。朕の夙夜^{にちや}拳拳たる所以なり」と語った⁽¹⁶⁶⁾。この時、帝は、老人に対しても、また臣下に対しても、北京巡幸に関して具体的なことは述べていない。しかし、巡幸の実施を躊躇させていた最大の要因の一つであった民力の回復が北京の老人たちから直接に確かめられた以上、巡幸が政治日程にのぼってくるは当然のことであった。

それから数ヶ月後の閏七月五日、帝の巡幸に備えるという名目で文武群臣から北京宮殿の宮建が提案されると、これが裁可され、建築資材の調達と各種の工匠や軍士・民丁の徴発が命じられた。遷都のことはまだ言及されておらず、

あくまで巡幸のためのものであるとはいえ、これによって北京宮建工事が着手されることになった。

文武群臣洪国公丘福等は、北京宮殿を建て以て巡幸に備えんことを請う。遂に工部尚書宋禮を遣わし四川に詣らしめ、吏部右侍郎師達は湖廣に詣らしめ、戸部左侍郎古朴は江西に詣らしめ、右副都御史劉観は浙江に詣らしめ、右僉都御史〔史〕仲成は山西に詣らしめ、軍民を督して採木せしむ。人ごとに月に米五斗・鈔三錠を給す⁽¹⁶⁷⁾。

提案者の筆頭に名を列ねているのは、洪国公丘福である。彼は、鳳陽出身で、兵卒から身を起こして燕山中護衛千戸のポストを得、靖難の役が起こると中軍都督同知まで昇進した。文字どおりのたたき上げで、役後の封爵では功臣第一に挙げられている⁽¹⁶⁸⁾。旧藩邸時代から帝に仕えた功臣のうち、朱能は当時安南遠征のため不在であったから、丘福が提案者の筆頭となるのは、蓋し当然であった。

ただここで注意を喚起しておきたいのは、実録には提案者として「文武群臣」とはあるものの、武臣の丘福以外に文臣の名が挙げられていないことである。これは、帝の進めようとしていた遷都プロジェクトが、この段階ではまだ主に旧藩邸時代の功臣を中心とした支持しか得られていなかったことを示すものではないか。

こうした推測を補強してくれるのが、北京の宮殿建設に着手するこの決定が出される前後に、言論統制の強化を行っている事実である。すなわち、まず直前の七月十八日に、誹謗の禁をかさねて強化している。また九月三十日には、匿名文書を投じる禁令をかさねて厳しくしている⁽¹⁶⁹⁾。実録の記載には、これらが出された背景について何ら記すところがないが、これから始まる北京での大規模な宮殿工事に対する世論の反発や臣下の批判に備えたものであったと考えられる。

また別系統の史料では、永樂四年の秋に帝が群臣に対し「古者の建都は殿を営むを必せり。朕は北京を肇建し、旧觀を恢弘し以て永えに謀を諂えんとす。顧みるに、興作の事重ければ、ただ民を煩わすを恐るのみ、然れども後^{おぐ}

るべからず」(170)と述べ、永楽帝自ら宮殿建設を指示したとある。この史料は、後述するように翰林院官胡広が帝の勅命を承けて撰した「勅建神木山神祠之碑」の一節であり、帝自身も目を通したはずであるから、こちらの方がより真相に近いであろう。

2 大木伐採と資材運搬

① 木材調達

北京の宮殿建設に用いる木材調達のために派遣された地域とその監督官は、以下のとおりであった。

四川 工部尚書宋禮

湖広 吏部右侍郎師遠

江西 戸部左侍郎古朴

浙江 右副都御史劉観

山西 右僉都御史(171)仲成

姜舜源氏の研究によれば、明朝の宮殿にはもっぱら楠材が用いられ、門楼に用いられたのも楠材が主でままた杉材が使用されたこと、ほかに松柏・樟材・鷹架材が基礎建築や補助材として使用されたことを指摘している(172)。四川や湖広は、とくに楠材の産地として知られている。『太宗実録』には、北京宮建に関わる各種の工事内容の中でも採木関係の記事を比較的多く収めており、動員された人々の重い負担についても言及が見られる。ここでは、これらをもとに各地での木材調達の様子を再現してみよう。

〈四川〉

四川に派遣された工部尚書宋礼は、山に道を切り開き険阻な奥地まで分け入って大木を調達し、帝から褒賞を受けた。とくに長江上流にあたる金沙江流域の馬湖府で、切り出した大木が独りでに動いたエピソードは有名である⁽¹⁷³⁾。永樂五年三月、伐採された周囲八尺から一丈もある大木数株が、ある晩に人の力も借りず独りでに動き出した。巨石に行く手を塞がれると、夜間に雷のような大きな音とともに石が裂けて馬湖江（金沙江）の川岸まで達したと、工部尚書宋礼が報告している。廷臣は、帝の聖徳のよるものと称えたが、帝はこれを退けて、山川神の靈力によるものとし、その山に「神木山」と命名し、礼部郎中王羽を派遣し祭祀を行っていた。その場所には、祠と翰林院侍讀胡広の撰文による石碑が建立された⁽¹⁷⁴⁾。当地では、七年五月になると、軍士や民夫をすべて家に帰して、採木を一時中止した⁽¹⁷⁵⁾。宋礼は、その後会通河の修復工事に従事し、十年正月には船団を率いて北京まで運糧に従事した。十二月に再度四川で採木を命じられていた。十七年九月まで四川に入っていた⁽¹⁷⁶⁾が、風疾マラリアにかかって長く患い、それがもとで二〇年に死亡した⁽¹⁷⁷⁾。宋礼の採木活動は、これまで明朝による支配が及んでいなかった西南少数民族烏蒙蛮の居住地にも及んでいた⁽¹⁷⁸⁾。彼は、当地の地方志の「名宦」伝にも立伝され、「凡そ五たび蜀に入り、功德茂著、蜀人これに頼る⁽¹⁷⁹⁾」とある。しかし『太宗実録』卷二五〇、永樂二十年六月乙亥の条では逆に、宋礼は小さな過ちでも刑罰で厳しく取り締まったため、人々は彼の苛酷な処置に苦しんだと、直筆している。四川には、宋礼のほかにも監察御史顧佐も永樂七年ごろに派遣されている⁽¹⁸⁰⁾。

〈湖広〉

湖広に派遣された吏部右侍郎師達は、八年のあいだ一〇万人を動員して深山窮谷に深く分け入って木材を調達した。商販に通じていない当地では、まず道路を切り開き、商賈を招いて往来交易を盛んにすることから始めなければならなかった⁽¹⁸¹⁾。また營建用の木材調達を最優先したため、民間の伐採を禁じた⁽¹⁸²⁾。

ちょうどこの時期、湖広の長沙では、弥勒教徒李法良の反乱が発生していた⁽¹⁸³⁾。李法良は、江西出身で弥勒教を布教していたが、長沙府湘潭県に潜入すると、後述する周幹の指摘にあるように、採木をめぐる民衆の不満を吸収して七年に反乱を起こした⁽¹⁸⁴⁾。皇太子は、急遽豊城侯李彬を派遣して江西・湖広の兵士を動員してその討伐に向かわせた⁽¹⁸⁵⁾。李らの活動は、隣の江西吉安府の安福県にまで及んだが、按察司僉事何穎が民兵を引いてこれを阻止し、茶陵衛指揮同知王貴の追撃を受けて壊滅状態となった。逃れた李は吉水県で捕らえられ、京師に護送され誅殺されている。湖広には、五年当時刑部右侍郎金純も採木のために派遣され、奸吏の収奪を禁じて混乱を引き起こさなかったので帝に厚遇された⁽¹⁸⁶⁾。

〈江西〉

戸部左侍郎古朴は、江西での木材調達の仕事を終えると、「愛民の心」で民衆を優恤したとして、帝から特に褒賞されている⁽¹⁸⁷⁾。

〈浙江〉

都察院左副都御史劉観は、当地の地方官を督励して胥吏や民夫を率いて溪谷や険しい山々をくまなく回り、美材をことごとく伐採して北京に送った⁽¹⁸⁸⁾。彼自身は、五年十月には採木の一時中止の命を伝えるべく山西に派遣されていることから、浙江での伐採は、それほど長期間は行われなかったようである⁽¹⁸⁹⁾。

〈山西〉

右僉都御史史仲成は、山西の軍民を率いて五臺山中に入り、木材の伐採を監督した。史は、中央の指示をよく履行せず、監督にあたっては**箠楚**を加えたため、軍民が苦しんだ。管軍百戸に対してさえも許可なく刑を施したことから、召還されて処罰されることになったが、たまたま中風で急死した⁽¹⁹⁰⁾。五年十月には、前に触れたように副都御史劉観

を山西に急ぎ派遣し、一旦軍士や民夫の伐採作業を中止して帰還させ、明年春に再開することを命じたことがあった。これは、帝が当地の寒さを懸念したからであった⁽¹⁹¹⁾。

〈その他〉

上記の監督官が派遣された地方のほかに、福建でも木材の伐採が行われていた。亡母の服喪のため郷里福建に帰省して戻ったばかりの翰林院侍講楊榮は、帝の下問に答えて、「前數年に木植の採運」に旱災が加わり、民力は艱難を極めたという郷老の言を紹介していることから、当地でも大規模な採木と運搬が行われていたことが判る⁽¹⁹²⁾。これは、採木が行われた江西に隣接する福建の邵武府などにも協力を求められたからであろう。これを統括した福建左参政楊南は、民の人丁や田産を調査し輸送距離を均しくし、交替で運搬させた⁽¹⁹³⁾。同様に直隸徽州府でも、永樂四年に同知劉敏が勅命を奉じて府民数千人を率いて山中に入り木材を採取した事実がある⁽¹⁹⁴⁾。

以上、北京營建に用いた大木は、山西の太行山脈を除けば、そのほとんどが西南の四川や湖広など遠隔地方で伐採された。これは、明代の北京では西部の太行山脈や北部の燕山山脈に森林が決してなかったわけではない⁽¹⁹⁵⁾が、宮殿材に用いるような大木を多く見込めなかったからであろう。

さて、湖広の李法良の反乱が鎮圧されてから数ヶ月後の十二月、左春坊左中允周幹は、当地に派遣された師達に対し、朝廷の愛民の意を体せず収奪に務めたために、民衆は耐えきれず「妖賊」に従って反乱を引き起こすことになったと糾弾している。

左春坊左中允周幹等効啓するに、「吏部右侍郎師達は命を承けて湖廣に往きて採木するに、朝廷愛民の心を體せず、務めて刻薄を行う。向者、上は民の勞を念い採運を罷めんと欲するに、達は、『民趨事に樂しむ、乞うらくは罷めざらんことを』と言う。而して嚴しく程督し、變を激するを致し、良民は李法良に従いて叛を爲す。今年

勅を奉じて採木を停罷し、命ずるに已に採りし木をもつて隨處堆塚し、軍夫を散遣せしむ。逵はまた言うに、『岸高く水急なり、以て停息し難し、宜しく軍夫を留めて流れに順い起運せん』と。命に方さからい民を虐げ、怨を下に斂める。大臣かくの如し、乞うらくはその罪を正さん」と。皇太子曰く、「逵は誠に罪すべし、然れども皇上の派遣するところ、その還る日を須まちて奏請しこれを罪せよ」と(196)。

南京で皇太子に仕えていた周幹は、湖広の長沙府瀏陽県の出身であり、おそらく郷里から得た何らかの情報をもとに、この弾劾を行ったのであろう。これを受けとった皇太子は、師逵の罪を認めながらも、帝が直々に派遣した者である以上、帝が南京に戻るのを待つて改めて奏請するように指示した。実録に載せるこの記事は、採木の使者派遣が永樂帝の強いイニシアティブで行われ、南京監国として朝廷の政務を代行していた皇太子ですら、なんら容喙できなかつたことと示している。師逵は、その後も十一年正月まで、当地での木材調達に従事していた(197)。

採木のための人員には、辺境地帯の民や屯田軍士が駆り出されたようである。規定では、木材調達に従事した者に毎月米五斗、交鈔三錠を支給することが定められていた。四川の馬湖府下の蛮夷長官司と平夷長官司では、採木に従事する軍士や民夫の口糧が不足したために、その年の夏税内から撥運支給することを戸部が提案し、皇太子がとくにこれに許可を与えたとある(198)。このことから判断すると、一般に動員に必要な人件費は地方で独自に賄わざるを得なかつたと考えられる。その代わり、軍民が徴発されたところでは、あらゆる差役や闇辦銀課の徴収をすべて停止する措置が定められていた(199)。伐採作業は冬期間以外も続けられたために、春耕の時期には、とくに戸内の丁男の少ない者や屯田軍士はすべて帰還させるように指示が出されている(200)。ただし、こうした中央の指示は、現地のさまざまに条件に左右されてそのまま実施できたわけではなかつた。例えば、前掲した師逵の上言にあるように、その年に出された採木を停止して軍士や民夫を解散させる命令は、湖広地方の川岸が高く急流で切り出した木材をその場に堆積で

きないという自然条件のために実施されず、搬運作業が続けられていた。

成都府の漢州什邡じゅうほう県では、県下の民が木材伐採に動員されたために特産の茶の採辦が進まず、永樂五年から十年までに官府に上供すべき茶一六万〇五斤を滞納している事実を挙げて、交鈔による折納を申し出ている⁽²⁰¹⁾。このことから、四川では周辺の山岳地域にとどまらず中心の成都府管下でも、木材伐採に動員されていたことが知られる。

次に、木材等の運搬について考察を加える。大木伐採が行われた各地から北京までの運木のルートは、言うまでもなく長江や大運河の水運を利用した。四川や湖広の奥地から切り出された大木は、筏に組み長江を下ったのち、揚州からは大運河を北上して運んだ。途中、南京龍山に設けられた貯木廠に一時蓄えられた場合もあった⁽²⁰²⁾。さらに北運河を遡って通州張家灣まで達する。ここから北京城内にいたる最後の区間は、通惠河は使えず陸上輸送に頼らざるをえなかった⁽²⁰³⁾。

五年末には、河南の衛輝府北関閘、彰徳附湯陰県の塌河、河北の大名府大名県の艾家口、濬県の李家道口、山東の東昌府館陶県の南館陶の五通運所を増設している。これらは、北京宮建の準備が始まり物資輸送に携わる者が増大したことに対応したものであった⁽²⁰⁴⁾。

六年に入ると、各地で伐採された大木の運搬も本格化したらしく、大運河沿いの江北や河南地方では、木材運搬の監督にあたった都督僉事王端、都指揮同知林泉、中都留守司都指揮僉事牛諒、および浙江都指揮同知李晟による収賄や公館の毀損、廩給着服などの事件が次々と発覚している⁽²⁰⁵⁾。また運木に従事する軍民が怨みごとを述べているという告発を通政司が受け取ったこともあったが、調査の結果、帝は罪により北京で種田する民の意図的な告発事件として処理するように命じている⁽²⁰⁶⁾。

同じく六年六月から八月にかけては、戸部尚書夏原吉が木材運搬と後述する磚瓦焼造を巡視するために、南京から北京に至る区間に派遣され、官員の不正やサボタージュを取り締まるために特別に錦衣衛の官校を帯同し、命令に従わない者には「便宜行事」を許されている⁽²⁰⁷⁾。七月には、運木に従事する軍士に、鞋二万一四九四双^{ぞく}を支給した記事が見える⁽²⁰⁸⁾。この支給は、先の夏原吉の巡視活動と関連したものであるろう。この時支給された鞋の数から判断して、当時大運河沿いで動員されていた軍士数が二万人を上回るものであったと推定される。

また十一年正月には、各地の木材運搬を停止し吏部侍郎師遠らを伐採地から召還しているが、徐皇后梓宮の発引と第二次巡幸を前にした一時的な措置であった⁽²⁰⁹⁾。湖広では、十二年以後にも都指揮同知黄榮が宮殿用木材を伐採し北京への搬運を監督した事例が見える⁽²¹⁰⁾。

附言すれば、永楽年間に運ばれた大木の一部は、明末になっても北京の崇文門外にある神木廠に保管されていたという。その樟材^{しょうざい}は、周囲二丈（約六・五メートル）、長さ四丈を上回るものであった⁽²¹¹⁾。

② 磚瓦の焼造

木材と並んで建築資材として重要な磚瓦の焼造は、永楽四年より泰寧侯陳珪と北京行部左侍郎張思恭に命じて開始された。これに従事する軍匠や民匠には、口糧として毎月米五斗が支給された。

泰寧侯陳珪・北京行部侍郎張思恭に命じて軍民匠を督して磚瓦を造らしむ、人ごとに月に米五斗を給す⁽²¹²⁾。

磚瓦焼造のための窯は、北京までの運搬の便を考慮して河南・山東・直隸の大運河沿いに設置された。とくに、山東の臨清州や河南の衛輝府が代表的である⁽²¹³⁾。また北京城外でも、窯が設置され一部で焼造が行われていたが、西北の方角は、風水上から禁じられていたという⁽²¹⁴⁾。

現地での工事監督として泰寧侯陳珪が重要な役割を果たしていたことは、北京の軍民の動員するに際して撫恤を促す勅文を彼にたびたび与えていることにより確認できる⁽²¹⁵⁾。臨清の近くの高唐州武城県に住む郭浩は、磚瓦製造の監督に従事した。多くの丁夫が密集して生活するために伝染病が大流行し、病人が寿司詰め状態となり、命を失う者も続出した。医学訓科のホストにあった彼は、雑木で牀^{ベッド}を造り衛生状態を改善したり粥や薬を与えて病人を快復させたので、他の監督者たちもこれに倣った⁽²¹⁶⁾。福建の泰寧知県を務めていた王頤が選ばれて山東に派遣され「陶役」を統括して二十年近く衛河を往来したというのも、磚瓦焼造のためであったと考えられる⁽²¹⁷⁾。十二年正月、工部に命じて營造磚の運搬を停止し、軍士と民夫の派遣を中止してすべて郷里に還したのは、四年以来の大規模な磚瓦焼造作業が一段落したからであろう⁽²¹⁸⁾。

磚瓦の運搬については、洪武以来各地の客船に船の大小に応じて積載納入すべき官磚の数量を定めていた⁽²¹⁹⁾。永樂十七年には、贖法として雑犯死罪や徒・流・管・杖罪を犯した官吏軍民の有力者による磚瓦運搬が始まり、その後も宣徳年間にいたるまで継続して行われた⁽²²⁰⁾。

木材や磚瓦以外にも、宮殿建設工事に用いる各種の資材調達のために、京官が各地に派遣されていた⁽²²¹⁾。刑部主事嚴本が勅命を奉じて太平府に調達督促に赴いた際、仮寓の仏寺に銀数十両の賄賂を持って訪れた者がいたというエピソードを楊士奇が記している。期限どおり調達が進まない場合には、督促に派遣された官員が罰工を科されることになつており、嚴本は自らの田宅を売り払ってこれに充てる準備をしていたという。

3 工匠の徴発と営建工事

工部に対しては、全国各地から各種工匠を徴集し営建工事に動員するように命じられ、翌年五年五月を期して北京

で工事に従事することになった。

工部に命じて、天下の諸色匠作を徴せしむ。在京諸衛及び河南・山東・陝西・山西都司、中都留守司、直隸各衛は軍士を選び、河南・山東・陝西・山西等布政司、直隸鳳陽・淮安・揚州・廬州・安慶・徐州・和州は民丁を選ぶ。明年五月を期して、俱に北京に赴き聽役し、率ね半年更代し、人ごとに月に米五斗を給せしむ。(222)

具体的には、軍政系統では、在京の諸衛および河南・山東・陝西・山西都司と中都留守司・直隸各衛の軍士が軍匠として選出された。行政系統では、河南・山東・陝西・山西等布政司や直隸鳳陽・淮安・揚州・廬州・安慶・徐州・和州の民丁が選ばれた。民丁では、はるばる湖広辰州府から同知劉叔恚が府民を率いて北京で宮殿工事に従事した例もある(223)。そもそも、全国各地から民丁を營建工事に大量に動員したのは永樂年間の特徴であり、のちの宣徳・正統年間の工事では軍士を中心とした動員に止めている(224)。これらの徴発された工匠の規模については不明であるが、工匠については、宣徳初年の時点で二万六千人を超えていたという史料がある(225)。

工事期間は、半年交替で各人毎月米五斗が支給された(226)。ただし半年というのはあくまでも原則で、六年九月には向寒により一時工事を中止し、明年から二月から十月までを工事期間と定めている(227)。また九年正月には、輪班工匠の工役期間後も一年間継続して従事させていたことが発覚し、錦衣衛に命じて郎中以下を捕らえて尋問したほか、尚書宋礼には戴罪立功（執行猶予）とし工部の職務を執行させている(228)。六年十月には、北京で營造工事に従事する軍民の人夫・工匠に対して胖襖や鞋が支給されている(229)。

工匠の徴発された地域は、さきに見たように全国に及んでいたが、やはり各種の手工業が発達していた南京や浙江などの工匠が多くを占めていたことは、次の史料からも確認できる。

行在工部尚書吳中奏するに、「南京及び浙江等處の工匠の起されて北京に至る、及び隨駕の各監きんむで上工きんむする者、

俱に未だ定籍有らず。請うらくは、大興・宛平二縣に附籍せしむれば稽考有るに庶からん」と。これに従う⁽²³⁰⁾。興味深いのは、さきの四年閏七月の決定より徴発された工匠のほかに、後述する北京巡幸に際しても南京の内府各監局の工匠が、官僚や軍隊と同様に皇帝に扈從して北京に移住させられている点である。半年交替と規定されていた前者はもちろん、後者の各監局の工匠も、名目上は北京への扈從であり、移住を命じられたわけではなかったことは、遷都から十年を経過した宣徳五年の時点でも、北京に附籍させられていなかったことから明らかである。しかし実態としては、強制移住と変わらなかった。

個々の工匠移住者の具体的事例については、墓誌銘などの史料から確認できる。英宗復辟の功により大学士まで上り詰めた徐有貞（初名、瑄）の父震が家族とともに南京から北京に移住したのも、七年の巡幸にあわせて派遣された工匠の例と考えられる⁽²³¹⁾。成化二十年の進士で工部左侍郎となった夏昂の祖先は、蘇州呉県の人であったが、洪武初に南京に移徙し、さらに永楽年間には北京に徙り、宛平県の匠籍に附籍された⁽²³²⁾。成化十四年の進士となった伊乗の一族は、蘇州呉県民籍の著姓であったが、洪武初に南京や鳳陽に移徙、応天府上元県の匠籍に附され、さらにその一部は、帝に扈從し北京に移住した者もいた⁽²³³⁾。成化十七年に工部左侍郎の官位で亡くなった蒯祥は、同じく呉縣の香山出身で木工として工部に所属した。その技芸により正統以来のあらゆる营造工事に関与したとあるが、八四歳という死亡時の年齢から判断すると、移住者の二代目であったと考えられる⁽²³⁴⁾。順天府の郷試に合格した举人となった司訓梁璉は、永楽七年父庭桂に随って江西吉安府廬陵から北京に移り、府学の生員となった⁽²³⁵⁾。江西から移住したことから判断して、各地から徴発されたケースであろう。錢塘知県葉宗行のように、浙江の工匠を率いて北京に赴く途次に不幸にして亡くなった例もある⁽²³⁶⁾。因みに、兩種の北京に移された工匠が正式に大興・宛平二県の戸籍を与えられるのは、前掲史料に見えたように宣徳年間に入ってからのことであった。

のちのことであるが、十一年五月には交趾出身の工匠一三〇人あまりが妻子とともに京に至り、鈔米や居室を支給されている⁽²³⁷⁾。交趾布政司は、五年に明朝が安南を併合した結果設置されたばかりの地域であり、ここからも工匠が加わることは、北京宮建がまさに華夷一統の事業として進められることを象徴していた。十六年七月にも、交趾右布政使と交州府知府が県丞黎猷を派遣し、家丁杜瓢ら五〇〇人を引き連れ北京宮建工事への協力を申し出たこともあった。この時は、宮建工事がすでに「緒に就いた」としてこれを断り、交鈔を賞賜して帰還させている⁽²³⁸⁾。

以上のように、永楽四年閏七月に巡幸のための宮殿建設の決定のもとに、全国各地から各種の工匠・軍士・民丁が翌年五月を期して北京に赴くように命じられた。ところが、この時期の北京での宮造工事の具体的内容はいま一つ明らかではない。このことが、始めに紹介した宮建工事の開始時期をめぐる論争で、永楽四年の決定が実施されなかったというような理解を生む一因ともなっていた⁽²³⁹⁾。しかしながら、六年六月に北京の諸司の文武群臣に出されて詔の中で、「平定より以來、勞悴未だ蘇らざるに、比^{この}ごろ北京を營建するを以てするは、國の大計、已むを得ざる有れば、また重ねて下人を勞す。然して隱かに朕懷において夙夜忘れず、屢しば諸司に敕し、務めて體恤を隆んにせしむ⁽²⁴⁰⁾」と述べているように、北京の宮建工事もすでに始まっていたことが確認できる。また五年に北京の皇城内で工事が始まったことは、各地から集めた民夫や工匠が内府に出入する際に、従来どおり印綬監の牌子をもとに上工^{きんむ}させる令が出されていることなどからも窺える⁽²⁴¹⁾。これらに加えて宮造を名目にした北京への開中も、この年に始まっている⁽²⁴²⁾。

確かに、この時期には狭い意味での宮殿工事に関する記述はあまり残されていないが、大小さまざまな北京のインフラ整備が行われていた事実がある。北京動員の期日となっていた永楽五年五月には、水量が減少し淤塞していた北京の通惠河⁽²⁴³⁾の改修工事が始まった。これは、郊外の西湖景から通流までの七閘の河道を浚渫し、上流の昌平県東南の白浮泉から西湖景東の流水河口までの一二閘を増設するもので、北京行部は当初民丁二〇万の動員を提案した。帝

は、運糧軍士を用いて河道浚渫の工事を行い、閘の設置については改めて審議するよう命じた。九月には西湖景堤三七九丈の改修も行われた⁽²⁴⁴⁾。また北京城南の文明河から通州に至る区間の通惠河の整備を行われ、五閘にはそれぞれ剥船二〇艘を配置した。これらの施設の管理運営は、水運の発達した湖広・江西・河南地方から閘戸一戸と水脚夫四六〇人を移して担当させた⁽²⁴⁵⁾。六年四月には、慶豊・平津・澄清・通流・普濟の六閘が設置され、閘官一員が置かれた⁽²⁴⁶⁾。ほかに、北京にある各種神祇を祀る壇宇や祭器・樂器の修理が行われた⁽²⁴⁷⁾。五年には、宮苑を管理する上林署を上林苑監に格上げし、宦官の兼任とした。その下には、良牧・蕃育以下一四署を山西や山東からの徙民を用いて牧養と栽種に従事させた⁽²⁴⁸⁾。馬政関係では、北京苑馬寺六監二四苑が増設された⁽²⁴⁹⁾。五年五月を期して全国から北京に集められた軍民の工匠や人夫は、都となるに相応しいこうした大小の修築工事に動員されていたと考えられる。

4 北京巡幸の決定と徐皇后の死去

永楽六年八月一日、永楽帝は北京巡幸の時期を明年春と指示し、礼部に対して公侯伯・五軍都督府・六部・都察院・翰林院などの重臣と事前に実施要領（合行事宜）を協議するように命じた。

上、明年春に北京に巡狩するを以て、禮部に命じ公侯伯・五府・六部・都察院・翰林院等衙門の官を會して合行事宜を會議せしむ⁽²⁵⁰⁾。

礼部が主導して要領を協議したのは、巡幸の実施が国家的儀式として位置づけられていたからである。数日後の四日には、早速一五項目からなる実施要領が提出され、裁可された⁽²⁵¹⁾その内容は、①全国の諸官庁や鎮守総兵官への巡幸の通知、②巡幸中の上奏や朝貢使節の取り扱い、③通過する地方官庁と北京の官庁での朝見についての指示、④南京・孝陵・鳳陽等での祭祀、⑤扈從する馬歩軍の陣容と侍從する官員のリスト（表1-2 第一次北京巡幸における文

武扈従官リスト参照)、⑥扈従する文武官への馬・脚力の支給、⑦経路となる各地での糧草の支給、⑧南京の文武群臣に対する賜鈔、⑨北京到着後の賜鈔、⑩皇帝の誕生日の扱い、⑪扈従官の牙牌、⑫北京文武衙門の印信・関防、⑬経路にあたる府県の長官の勤務評定の実施、⑭鳳陽・泗州の陵戸への賜鈔などからなる。

さらに十一日には詔が出され、明年二月に巡幸を実施することが内外に布告された⁽²⁵²⁾。

詔に曰く、成周は洛を營み、二都を肇啓す、有虞は民に勤め、尤も巡省を重んず。朕は天下に君臨し、祇しみて典彝^{せいど}に率^{したが}い、統御の初め、すでに順天府を陞せて北京と爲す。今四海清寧し、萬民業に安んじ、國家無事なれば、省方時を以てせん。將に明年二月を以て北京に巡幸し、皇太子に命じて監國せしめんとす。朕の経過するところの去處、親王は止だ王城を離れること一程のみに迎接せしむ。軍民衙門官吏人等は境内において朝見し、経過する去處に非ざれば、出境するを得る母かれ。道途一切の飲食供給の費は、皆すでに備えありて、民を煩わさず、諸司進獻するところありて科擾し衆を勞すること得る無かれ。中外に布告し、咸な聞知せしむ⁽²⁵³⁾。

詔の後半部分では、留守を預かる皇太子の南京監國が命じられ⁽²⁵⁴⁾、巡幸の経路にあたる地方の親王や官吏・軍民がこれを迎える際の注意も指示された。楊士奇によって起草されたこの詔勅は、文字通り内外に布告されており、例えば、外国では朝鮮李朝の賀正使がこの詔勅の抄録を南京より本国にもたらしたことが記録に残っている⁽²⁵⁵⁾。

前にも指摘したように、永楽四年閏七月に提案された北京宮殿の建設は、太祖以来の南京Ⅱ京師体制を変更することになる遷都のためではなく、あくまで帝の巡幸に備えるという名目のもとに着手されていた。巡幸の命が出されたこの時点は、大木や磚瓦など建設資材の輸送が本格化した⁽²⁵⁶⁾ばかりであり、当然のことながら新しい宮殿が出来上がっていたわけではない。それにもかかわらず、この時期に帝が北京巡幸を決定したのは、どのような経緯があったのであろうか。

欽天監 官 3 員 天文生 15 人
教坊司 奉饗 1 員 韶舞 1 員 司樂 1 員 俳長・色長・樂工 若干

2 扈從馬・歩軍の編成

<p>在京 馬・歩軍 50,000 万人 (馬軍 10,000、歩軍 40,000)</p> <p>駕前軍 (馬軍 5,000、歩軍 5,000)</p> <p>五軍 (馬軍 5,000、歩軍 3,5000)</p> <p>每軍 (馬軍 1,000、歩軍 7,000) 都指揮・指揮・千百戸管領</p> <p>錦衣衛 (将軍 500 人、校尉 2500 人、力士 2000 人)</p>
<p>在外 馬軍 10,000 人</p> <p>山東 1,400 人 兗州府に駐す</p> <p>陝西 2,500 人 宿州に駐す</p> <p>遼東 4,000 人 河間府に駐す</p> <p>湖広 1,100 人 京城に赴く</p> <p>河南 1,000 人 涿州に駐す</p>
<p>在外 歩軍 20,000 人</p> <p>湖広武昌衛・武昌左衛 4,000 人 鳳陽に駐す</p> <p>岳州・沔陽二衛 1,000 人 鳳陽に駐す</p> <p>安陸・襄陽・蘄州・黄州四衛 2,000 人 徐州に駐す</p> <p>河南南陽・陳州・信陽三衛 1,500 人 徳州に駐す</p> <p>汝寧衛 1,000 人 徳州に駐す</p> <p>河南・弘農衛 1,000 人 大名に駐す</p> <p>睢陽・歸徳・寧山三衛 1,500 人 定州に駐す</p> <p>直隸宣武・寧国・安吉三衛 4,000 人 涿州に駐す</p> <p>山西太原左・右・前三衛 2,000 人 涿州に駐す</p> <p>平陽・潞州二衛 2,000 人 涿州に駐す</p>

表一 2 第一次北京巡幸における侍従官リストと扈從軍編成

1 侍従官のリスト (行在官)

五 府	都督 5 員、首領官 1 員、吏 6 人
吏 部	堂上官 1 員、文選等四司官 5 員、辦事官 20 員、歷事監生 40 人、 人材 50 人、吏 10 人
戸 部	堂上官 1 員 北京等 12 司官 13 員、辦事官 10 員 吏 24 人
礼 部	堂上官 2 員 儀制等四司官 7 員、辦事官 10 員 吏 12 人 鑄印局官 1 員 吏 1 人 匠 6 人
兵 部	堂上官 1 員 武選等四司官 7 員、辦事官 5 員 吏 15 人
刑 部	堂上官 1 員 浙江等十二司官 12 員、辦事官 5 員 吏 12 人
工 部	堂上官 2 員 營繕等四司官 10 員、辦事官 20 員 吏 15 人
都察院	堂上官 1 員 浙江等十二道監察御史 24 員、辦事官 5 員 吏 24 人
通政司	堂上官 2 員 首領官 1 員、吏 6 人
大理寺	堂上官 1 員 左右寺官 6 員、吏 10 人
太常寺	堂上官 2 員 首領官 1 員、吏 2 人 贊礼郎 4 員 協律郎 1 員 司樂 1 員 樂舞生 20 人 厨子 50 人
光祿寺	堂上官 3 員 首領官 1 員、署官 17 員 辦事官 6 員 吏 3 人 厨子 1000 人
鴻臚寺	堂上官 4 員 首領官 1 員、司賓署官 1 員 司儀署官 1 員 序班 4 員 鳴贊 4 員 通曉夷語者 若干
翰林院	内閣官 3 員 侍講・修撰・典籍等官 6 員 書制勅秀才 8 人 訳写四夷文字監生 13 人
尚宝司	官 2 員
吏科給事中	3 員 戸科給事中 3 員 礼科給事中 4 員 兵科給事中 3 員 刑科給事中 3 員 工科給事中 3 員
中書舍人	4 員 写誥秀才 5 人
行人司	行人 10 員
太医院	堂上官 2 員 御医 2 員、生薬庫 官 1 員 医士 3 分の 2 を摘撰 吏 3 人

この間の経緯については、幸い翰林院の官であった李時勉の手になる「太僕寺少卿沈公墓誌銘」に貴重な記述が残されている⁽²⁵⁷⁾。

永樂の初め、公は衆を率い巡狩の事を言う。朝會に方^あたり、奏を廷に讀む。百官これを聞き駭然驚異し、以^{おも}爲ら
く、この大事、豈に易^たすくこれを言わんや、と。而れども太宗皇帝獨り喜び、廷臣に命じて即ちに議してこれを
行^おわしむ⁽²⁵⁸⁾。

これによれば、翰林院庶吉士沈升が朝政の場で、北京巡幸についての上奏を読み上げたところ、これを聞いた官僚たちが驚き慌てふためく中で、永樂帝は独り喜んで、廷臣に直ちに審議するよう命じたという。『明太宗実録』卷八〇、永樂六年六月丁亥の条には、その時の上奏の節略が載せられている。五項目からなる上奏のうち第二項目が、巡幸に関するものである。関連する部分を引用すると、

その二に曰く、伏して聞くならく、「皇上には明年を以て北京に巡幸されると。切^{ひそ}かに惟みるに、巡幸とは帝王の大事なり、四方萬國、九夷八蠻の人畢く來りて朝見し、ここにおいて禮を觀るなれば、軍容儀衛は慎まざるべからず。京衛扈駕の官軍を盛んにするの外、更に宜しく各衛所において、預め精壯勇銳なる軍士を選び、扈従の數を増益すれば、以て瞻望を聳^つしみ不虞に備えるに足るに庶^{ちか}からん（中略）」と。上 これを覽じて曰く、其の言は皆是なり、所司をして施行せしむ、と⁽²⁵⁹⁾。

とある。出し抜けに北京巡幸を提案したというよりは、真相は、明年に巡幸を行おうとする帝の意向を聞きつけて、沈升が巡幸の儀衛に関して真つ先に上奏したのであった。上奏では、巡幸の際には、扈従する京衛官軍のほかに各地衛所から精銳の兵士を選んで、扈従する人員の陣容を盛んにするように提案している。

なお、楊士奇も鎮遠侯顧成の神道碑の中で、永樂六年の早い段階から帝が北京巡幸の準備を進めていたことについて

て言及している。

六年車駕まさに北京に巡狩せんとす、豫め公（顧成）を召し儲君の監國に副えしむ、既に至るや、上は慰勞すること再四、且つ公を召す所以の意を諭す。公言うに、「皇太子は仁厚恭勤、明達にして付託を任するに足る。且つ左右文武の臣のその智識深長なれば、皆愚臣の及ぶところ非ず」と⁽²⁶⁰⁾。

永樂元年以来、貴州を鎮守していた顧成をわざわざ南京に召還したのは、帝が巡幸にあたり彼に皇太子の監國を輔佐させるためであったとしている。実録によれば、顧成を南京に呼び戻す勅が出されたのは、永樂六年三月のことであった⁽²⁶¹⁾（申）。顧成は、皇太子が監國の大任を付託するに足ることや輔導する文武官がすでに存在することなどを理由に固辞したので、帝のこの目論見は結局実現しなかった⁽²⁶²⁾。

それでは、帝は何故この時期に巡幸を決定したのであろうか。篡奪即位から六年が経過し、永樂政權も安定期を迎えていた。また永樂初年以來懸案の安南は、永樂五年五月によく「平定」され、交趾布政使司が設けられて明朝同様の府州県制が施行されていた。さらに同年九月には、第一回の南海遠征に派遣されていた鄭和が「海賊」陳祖義を生擒して帰国し、これとともにスマトラやマラッカなど「西洋」諸国使節も朝貢していた⁽²⁶³⁾。確かに、北京巡幸の詔に述べるような「四海清寧」「国家無事」の時代を迎えていたと言えよう。

しかしこの巡幸の正式決定時期との関連で見逃せないのが、七月四日に徐皇后の一周忌を終えると、翌五日、宮城の文楼と武楼の鐘鼓が鳴らされ、帝が久しぶりに吉服に着替えて奉天門で視朝した事実である⁽²⁶⁴⁾。その翌月朔日に、本節冒頭に述べたように、帝が北京巡幸の具体的検討に入るように指示している。

さて、病に伏せていた徐皇后が四六歳で死去したのは、前年の七月四日のことであった。建国の功臣の筆頭にランクされた中山王徐達の長女で、洪武九年正月燕王妃に冊立されて以来、三〇年間あまり帝に連れ添ってきた徐氏の死

は、永楽帝が進めていた遷都プロジェクトの推進にも、大きな影響を与えるものであった⁽²⁶⁵⁾。というのは、将来徐皇后の亡骸とともに帝自身も埋葬されるであろう山陵（陵墓）の建設地の選択を早急に迫られることになったからである。遷都を決意していた帝にとって、その建設地は当然のことながら北京の近郊に求められなければならない。北京巡幸は、そのためにも急がねばならなかった。

しかも、北京巡幸にあたり帝に随行することは、徐皇后自身が強く希望していたことであった。徐皇后は、皇太子への遺言の中で生前にはついに実現することのなかった巡幸について言及したという。

皇太子に遺令して曰く、「（中略）往者、皇上には内難に遭罹し、躬ら將士を率いて外に在り。吾が母子は北京に留まるに、敵兵圍み、將校士民の妻、皆甲冑を擻い、矢石を挟み、城に登り陣を列ね、力を協せ心を一にし、死を以て固守す。内難平ぐるに及び、吾は中宮に正位し、富貴すでに極まるも、而れども將校士民の妻、今に至るも報賚未だ稱わず。近ごろ聞くならく、『皇上まさに北京に巡狩せんとす』と。意として従行するにお願い、まさに恩澤もてこれに及ぼさんことを請う、而れども吾今逮ばざるなり。爾能く吾が心を體せば、九泉^{あのよ}において恨み無からん」と⁽²⁶⁶⁾。

徐皇后にとって、靖難の役の最中、燕王のいない留守を守って北平城死守のために労苦をともした將校や士民の妻たちに、その後恩償が十分には及んでいないのが気がかりであった⁽²⁶⁷⁾。巡幸の実現は、これを果たすよい機会となるはずであった。ただし、「近ごろ聞くならく、皇上まさに北京に巡狩せんとす」という記述から判断すれば、すでに徐皇后の生前から話題に上っていた巡幸の実現が、徐皇后の死によって一周忌を迎えるまでは先延ばしになっていたと考えられる。

附言すれば、北京巡幸を待ち望んでいた徐皇后に代わって帝に随伴したのは、賢妃権氏であった。権氏は、永楽六

年朝鮮李朝から最初に進納された五人の処女のうちの一人で、嘉善大夫工曹典書権執中の娘であった。巡幸に先立つて賢妃に冊立され、北京巡幸のみならずモンゴル親征にも同行しているが、第一次巡幸から南京に戻る途次の真定府臨城県で亡くなり、山東の兗州府嶧^{えき}県に葬られた⁽²⁶⁸⁾。

5 巡幸の準備と出発

永楽六年八月巡幸の実施要領が決まると、大運河の巡視に当たっていた戸部尚書夏原吉が真つ先に南京に呼び寄せられたのは、巡幸の具体的準備を進めるためであったと考えられる⁽²⁶⁹⁾。九月には、山東・陝西・遼東・湖広・河南・山西都司に勅命が発せられ、礼部の提案した員数に基づき精銳の騎士と歩兵を選び、明年正月五日までに所定の地方にいたり扈從に備えるよう指示された⁽²⁷⁰⁾。

次いで、帝に随行する行在官の選出が行われた。これに先立ち六年十二月には、礼部に命じてこれらの官が用いる官印を鑄造している⁽²⁷¹⁾。文武官では、中軍・左軍・右軍・前軍・後軍の五軍都督府、吏部・礼部・戸部・兵部・刑部・工部の六部、都察院、大理寺、錦衣衛の印あわせて一四顆が造られ、これらの印には「行在」の二字を付け加えた。内府官では、尚膳等監、惜薪等司、兵仗等局の印一六顆が造られ、こちらの印には「隨駕」の二字を付け加えた。

行在官の中で筆頭の地位にあったのは夏原吉で、行在戸部尚書のほかに行在礼部・兵部・都察院事も掌どることを命じられた⁽²⁷²⁾。さらに巡幸中にモンゴル親征が始まると、夏原吉は北京に残って皇太孫の輔導を命じられ、行在吏部・戸部・兵三部事をも兼ねたこともある⁽²⁷³⁾。ほかに尚書クラスでは、礼部尚書趙・と工部尚書呉中が扈從を命じられ、趙は行在刑部を兼務した。同じく随従した兵部侍郎方賓は、北京到着後直ちに行在兵部尚書に昇進し、行在吏部を兼務した⁽²⁷⁴⁾。

近侍の官では、学士胡広、侍講楊榮・金幼孜らが扈從を命じられた。楊榮は前年十月亡くなった母の喪に服すために郷里に帰ろうとしていたが、帝よりとくに奪情起復して扈從するよう命じられた⁽²⁷⁵⁾。巡幸で通過した各処では、扈從する官員に対し糧草を支給することも定められた。規定では、官員には日当として行糧二升、馬には料四升・草一束、驢には料一升・草一束の支給とされていた⁽²⁷⁶⁾。巡幸経路にあたる府州県の山川諸神と前代の帝王陵廟には、礼部尚書に命じて廷臣を選んで代祀させた⁽²⁷⁷⁾。

一方、北京では永楽帝を迎える準備が始まっていた。七年正月に、旧燕王府の宮殿や門を皇帝の行在所に相応しい名称に替えた⁽²⁷⁸⁾。巡幸のために建設されるはずの宮殿がまだでき上がっていない以上、行在所は旧燕王府の宮殿で間に合わせるしかなかった⁽²⁷⁹⁾。また朝貢使節の行在所への来朝に備えて、順天府の燕台駅を改めて北京会同館を設置した⁽²⁸⁰⁾。

七年二月八日（辛巳）、永楽帝は天地・宗廟・社稷のそれぞれに北京巡幸を報告したうえで、その翌九日（壬午）に京師南京を出発した。パレードのコースは、滁州（十日癸未）、鳳陽（十五日戊子）、徐州（二十日癸巳）、濟寧州の行殿（二十七日庚子）、東平州（二十九日壬寅）、景州（三月八日辛亥）、河間府（九日壬子）、涿州（十五日戊午）をへて、十九日（壬午）に北京に到着した。四〇日あまりの行程であった。

北京に到着すると、帝はその日のうちに奉天殿の丹陛に祭壇を設け、天地の神に祭告している。ここにいう奉天殿とは、前述したように行在所となった旧燕王府内の宮殿を指している。北京の山川・城隍の諸神には、別に官員を派遣して祭らせた⁽²⁸¹⁾。しかし、本章第二節で前述した巡幸時の社稷壇についての言及はなく、旧燕王府の国社国稷を用いた形跡がない。これは、この時には南京から社稷壇の神位を持ってこなかったからであろう。その後、帝は奉天殿に御して文武群臣の朝賀を受けた。八日後の二十七日には、北京の官僚や耆老を招いて大宴が催された⁽²⁸²⁾。

6 巡幸中の活動

永楽帝は、巡幸に先立ち礼部尚書呂震に対して、「朕今巡狩するは、蓋し古人の省方觀民の意なり」と述べ、巡幸が古代以来の君主の如く四方を巡幸して民情を視察することにあるとしている⁽²⁸³⁾。しかし、永楽帝の場合、秦の始皇帝の例などとは異なり、明帝国の各地を巡ったわけではない。帝は、三度にわたって巡幸をくり返しているが、それはすべて北京に向けて出発したのであって、そのルートもほぼ一定していた。むしろ、元朝時代に行われた大都と上都とのあいだの両都巡幸制との類似を見出すこともできるであろう。とはいえ、永楽帝の場合には、遊牧民の生業形態や心性に由来し、夏期と冬期にくり返された季節的移動とは異なっていた。北京での滞在期間が一年を超える長期間にわたったことも特徴的である。巡幸をともなった両京体制としては、明朝創設間もない洪武元年八月に制定された南京（金陵）と北京（開封）との両京制⁽²⁸⁴⁾に前例が無いわけではない。しかし、当時の開封は、大都や西北地方攻略のためのベースキャンプとしての役割が主であり、都としての役割はほとんど機能しないままに有名無実となった。そのため、第一次巡幸に際して「巡狩頌」を奉った滁州知州陳璉も、その頌の中で、洪武帝は三十年あまりの在位期間に「巡狩の礼」を講じる暇が無かったと述べているほどである。当時の人々の認識に照らしても、巡幸は明朝ではこれまで前例の無いものと考えられていた⁽²⁸⁵⁾。

ここでは、南京から北京に向かう巡幸パレード期間と北京滞在期間とに分けて、帝の活動を整理しておくことにしたい。なお、北京滞在中に行われたモンゴル親征もこれに含めるべきであるが、先行研究⁽²⁸⁶⁾にゆずり、ここでは取り上げない。ただ一つ指摘しておきたいのは、モンゴル親征のために北京巡幸が行われたものではなかったことである。この点は、永楽八年に始まったモンゴル親征が巡幸期間中に北京で計画され、その後南京で監国していた皇太子

に通知されている事実からも明らかである⁽²⁸⁷⁾。

初めに南京から北京に向かうパレードの期間中の活動を見ると、まず地方の民情視察の例として、老人への慰問や地方官の勤務評定がある。前者の例では、給事中や監察御史を派遣して、巡幸の際に通過する地方の高齢者を慰問させた。八十歳以上の者には肉五斤・酒三斗を、九十歳以上にはさらに帛一疋を加えている。また第二次巡幸を終えて南京に戻る際にも、慣例に従い老人への慰問が行われている⁽²⁸⁸⁾。

地方官の勤務評定についてみると、巡幸で通過する府州県には、事前に御史などを分遣して地方官の賢否を調査させ、賞罰を加えている⁽²⁸⁹⁾。山東の汶上知県史誠祖はこれによりを「治行第一」とされ、水陸交通の要衝にあたる済寧州知州に昇任した。一方、易州同知張騰は、「貪暴虐民十数事」が明るみに出て投獄された⁽²⁹⁰⁾。滁州知州陳璉も、「治行最」により揚州知府掌滁州事に特別に昇格し、帝が滁州を通過した際には、前述したように「巡狩頌」を奉っている⁽²⁹¹⁾。

また永楽政権成立以後に「衰老」を理由に致仕させられ、郷里に戻っていた退職官僚を、巡幸期間中のみ一時掌印官として地方の長官に復職させる措置も取られた。府州県ごとに一人と限定され、最初に劉彦才ら九二名がポストに就いている⁽²⁹²⁾。これらの措置は、老成した官員を配置し地方を按撫するという名目が掲げられているものの、この巡幸が永楽帝の聖政を印象づける「装置」としての性格をも有していたことをよく示している。黄淮『介庵集』巻七、「南康県知致仕徐公墓碑銘」には、浙江台州府黄巖県の有力宗族の徐明善が、永楽七年の巡幸にあたって選択されてリストに載り御史に復職したことを記していることから、こうした措置は、地方官のみならず御史など京官にも及んでいたことが知られる。

巡幸の途次では、靖難の役で陣没した将士への慰霊をしばしば行っている。かつて激戦の地となった靈璧・白溝・

東昌・真定・夾河・藁城・壩上等処を通過する際には、これらの地に僧侶を派遣し、三昼夜にわたって法要を営んだうえに、陣没した将士たちに供物を薦めた⁽²⁹³⁾。また途中の鳳陽や泗州では皇陵の陵戸や親戚・老耆の迎見した者に賜鈔したり、濟寧州に出迎えた嗣魯王肇輝に賜与したりしている⁽²⁹⁴⁾。

このほか巡幸パレードには、詔獄に下された獄囚も輿^{かこ}に載せられ付き従った（随駕重囚）。礼部主事尹昌隆は、尚書呂震との対立から錦衣衛の獄に入れられていたが、第二次巡幸でこのパレードに動員された一人であった⁽²⁹⁵⁾。

次に、北京滞在中の活動について見ると、帝は事前に北京の耆老・軍民への勅諭を出し、人々が冤罪について自陳するのを許していた⁽²⁹⁶⁾。北京に到着してからは、靖難の役を戦った将士と終始これに協力した北京の人々に対し、十悪を除きその他の犯罪を赦免するなどの恩赦を実施した⁽²⁹⁷⁾。

第一次巡幸は、永楽帝が即位以来初めて北京への帰還となるもので、靖難の役に協力した北京の官吏や軍民に対する大規模な賜鈔を行った。とくに、かつて北平城の防衛に加わった命婦（官吏の妻）たちや軍民の家の婦女たちに対し、綵幣や綿布を賞賜したのは、前述したように故徐皇后の遺言に従ったものである⁽²⁹⁸⁾。賜鈔は、永楽五年以来の營造に従事する管工官や旗軍・夫匠にも及んだ。北京所属の文武官員による朝見も、重要な活動であるが、混乱をさけるため諸司ごとに掌印官一員という制限が加えられていた⁽²⁹⁹⁾。またその年の七月には、徐皇后の三回忌（再葬）を北京で迎えた永楽帝は、僧侶や道士とともに慶寿寺と白雲觀でそれぞれ十四日間にわたって盛大な法要（齋醮）を営ませた。自らは、三日間の朝政を休み、西角門に出御して政務を執った⁽³⁰⁰⁾。第二次巡幸では、北京近郊の白河のほとりで獵を行っている。十四年には、東は白河、西は西山、南は武清、北は居庸関、さらに西南は渾河に及ぶ一帯の広大な禁獵区が設定された⁽³⁰¹⁾。

あらためて言うまでもなく、行在所となった北京の行政的整備も進められた。まず巡幸に先立って、順天府税課司

が都税司に改められ、麗正門宣課司や文明門分司など商税徴収の官庁が設置された⁽³⁰²⁾。第一次の巡幸期間中には、北京宝鈔提挙司・抄紙印鈔局⁽³⁰³⁾、北京光祿寺の大官・良醞・珍羞・掌醞四署⁽³⁰⁴⁾、北京行用庫・大通関⁽³⁰⁵⁾、皇城四門倉・長安門供用庫・東安門厨房⁽³⁰⁶⁾などが設置された。

また北京周辺の紫荆関・居庸関・古北口・喜峰口・董家口・山海関の六関口に勘合を編置し、公差^{こうむ}で出関する場合の証明書としたり⁽³⁰⁷⁾、周辺の宣化・清平・居庸・榆林・鎮安・懷来・宣城・寧遠・威遠・徳勝駅などを設置した⁽³⁰⁸⁾。これらは、北辺防衛の整備にとどまらず、行在所と北方地域との交通を想定したものと考えられる。

7 天寿山の造営

これまで見てきたような第一次巡幸中の活動に加えて、もう一つの重要な活動は、帝自身の山陵「天寿山」の造営に着手したことであった。前述したように永樂五年七月に徐皇后が死去すると、山陵の地をどこに選定するかが焦眉の課題となった。もちろん、太祖洪武帝がその遺詔の中で南京に設けた孝陵を改変することを禁じていた⁽³⁰⁹⁾以上、孝陵を移すことは到底不可能であった。しかし前述したように、永樂帝自身は早い段階から北京への遷都を構想していたのであるから、自らも葬られることになる山陵は新しい都の周辺に探し求られるべきであった⁽³¹⁰⁾。

永樂六年の時点で、帝はすでに礼部尚書趙・に勅命して北京に至り山陵の候補地を探させている⁽³¹¹⁾。趙・は、江西の地理術人の廖均卿⁽³¹²⁾を伴って昌平県に至り、山々をくまなく調査したところ県の東方黄土山に最吉の地を得た。この報告を受けると、帝自身も現地を視察したうえで、「天寿山」と命名した⁽³¹³⁾。工事の監督には、武義伯王通が命じられた。また山陵の地の選定にあたった廖らは官位と報賞を授かった。徐皇后の三回忌を目前に控えた七年五月八日には、「山陵を昌平県に営む。……是の日、武安侯鄭亨を遣わして興工を祭告せしむ」⁽³¹⁴⁾とあるように、工事の着工

が祭告された。帝が北京に到着したのは、その年の三月十九日（壬戌）のことであるから、到着後五〇日あまりで山陵建設に着手したことになる。こうした点からも、山陵の建設が巡幸当初から予定されていた行動であったことは明らかである。

八年二月には、行在工部尚書吳中が、山陵營建に従事する工匠と民夫は、山東・山西・河南・北京行部、及び浙江等布政司や直隸の府州県から徴用し、軍士については北京近傍の衛所から動員することを提案し、裁可されている⁽³¹⁵⁾。これは、この月にモンゴル親征が始まったため、これまで主に北京に動員されていた軍士とは別に民夫や軍士を徴用したのであろう。

同年九月、帝は第一次巡幸を終え南京に戻るに先立ち、天寿山に行幸して工事の進み具合を視察し、工匠や軍民を撫恤して交鈔を賜与している⁽³¹⁶⁾。こうした帝の行動も、第一次巡幸中の主な活動の一つが天寿山造営の着手にあったことを如実に示している。

十年三月、工事の開始から三年近くたって、天寿山の完成が間近かとなったとして、匠役の家で次丁がない者をすべて原籍に還し、通過する州県には行糧を支給するように、監督にあたる武義伯王通らに勅命を出している⁽³¹⁷⁾。十二月には、天寿山造営に従事する民夫や工匠で交替者が得られた場合には、原籍に還すことを認め、地方官に行糧を支給したり病人に施薬することを命じている⁽³¹⁸⁾。帝は、ことのほか天寿山造営に従事する工匠の撫恤には意を払った。工匠で死亡した者がいると、帝自らは官を遣わして葬祭を賜ったほか、三昼夜の法要を営み、遺骨をその郷里に埋葬させ、その家の徭役二年間免除する措置を取ったこともあった⁽³¹⁹⁾。

十一年正月には、天寿山陵が「長陵」と命名された⁽³²⁰⁾。因みに、その陵号は漢の高祖や北魏の孝文帝と同名である。工事の完成がいよいよ間近となった五月には、工匠や軍士・民夫に交鈔や幣帛の賜与が行われた。督工官王通に対し

「今事すでに就緒し、人力省くべし」として、軍士の場合は二年、民夫は五ヶ月間を超えた者はすべて還し、工匠については工事の緊急具合を酌量して留用するよう指示した⁽³²¹⁾。これ以後も、天寿山では植樹が続けられたが、これには雑犯死罪の罪囚で運糧のための車牛を用意できない者が動員された⁽³²²⁾。

天寿山長陵の造営を担当した人物については、十一年に行われた論功行賞から判明する。督工官の武義伯王通、掌金吾右衛事指揮僉事許亨、營繕所正蔡信以下の者が、陞官と行賞を受けている⁽³²³⁾。同時に、長陵を初めて卜吉した功績も論定され、行賞に預かった者として、昌平知県王侃、給事中馬文素、陰陽訓術會從政、陰陽人劉玉淵、五官靈臺郎吳永らの名が挙げられている。中でも、許亨は前後八年にわたって長陵建設に従事した⁽³²⁴⁾。

附言すれば、十四年三月に長陵の前方に長陵享殿（稜恩殿）が竣工すると、趙王の手によって仁孝徐皇后の神位が奉安され、ここに遷都以前の長陵造営工事は一段落した⁽³²⁵⁾。もちろん長陵の完成は、太宗永樂帝の梓宮が永樂二十二年十二月に埋葬され、宣徳二年三月にその神位が奉安される時点まで待たねばならないの言うまでもない⁽³²⁶⁾。なお、長陵享殿は、永樂年間以来の建物がほぼそのままの形で北京市昌平県の明十三陵内に現存している⁽³²⁷⁾。その中央には、金糸楠木三二本が用いられ、最大のもは、高さ一四・三メートル、直径一・一七メートルに達する。永樂十八年に完成する紫禁城奉天殿の大木も、これとほぼ同じものが用いられたとされている。また明十三陵の大宮門を過ぎた御道の東西に石人石馬などが配されるようになるのは、宣徳十年のことである。この年の十月に、長陵神功聖徳碑が建てられ、長陵は最終的に完成する⁽³²⁸⁾。

第一次巡幸中の帝の活動は、以上に見てきたようなものであった。遷都以前の北京滞在期間に注目すると、第一次（永樂七年三月～八年十月）では天寿山造営、後述する第二次（十一年四月～十四年九月）では西宮建設、第三次（十五年五月～十八年十二月）では紫禁城建設と、北京宮建過程におけるそれぞれ重要な決定が下されていることが判る。

従って、巡幸は、単なるパレードとしての意味にとどまらず、帝自ら北京で営建工事を推進していく、いわば「促進剤」としての役割を果たしたことが浮かび上がる。巡幸期間中は、帝はこれらの重要な決定を、帝の独断もしくはせいぜい扈從した行在官や近侍の官に謀っただけで進めることができた。従って、南京⇨京師体制下にあつて、北京巡幸という「装置」自体は、遷都に向けたプロジェクトのイニシアティブを永樂帝が確保するうえで、極めて重要な役割を果たしたと言えよう。

四 第三段階 第二次巡幸と西宮建設

1 徐皇后の梓宮発引と第二次巡幸

天寿山の完成が間近となった永樂十年三月には、北京順天府の正四品から正三品衙門への昇格が行われた。官制も南京応天府に準じて、知府を府尹に、同知を府丞に、通判を治中に改めた。これに伴い、附郭の大興・宛平両県も正六品衙門に昇格した。

順天府を陞せて正三品と爲す。官制は應天府に視して、知府張貫を陞せて府尹と爲し、同知嚴節を府丞と爲し、通判王勉を治中と爲す。その大興・宛平二縣は俱に正六品に陞す⁽³²⁹⁾。

南京の山陵（孝陵）とは別に北京にも山陵（長陵）が出来上がりつつある以上、北京の地位が南京と肩を並べるのは当然と考えられたのであろう。

さて、長陵の完成を目前にして、いよいよ徐皇后の梓宮^{ひつぎ}を南京から一〇〇〇キロ以上も離れた北京近郊の長陵に葬送する準備が始まった。まず十年十二月には、工部右侍郎藺芳らに、途中の宿泊施設、道路や橋梁、車船の整備を命

じた。また各王府には礼部を通じて葬儀の日取りがすでに通知されたので、諸王からは南京に赴いて供物を具えて見送りたいという申し出があった。しかし帝は、遠路を理由に代理の者の派遣にとどめた⁽³³⁰⁾。

十一年正月十七日の早朝、南京で梓宮の発引の儀式が始まった。三日前から齋戒が始まり、天地・宗廟・社稷に官を遣わして葬儀の日取りが告げられた。宮中に特設された几筵の前で、素服の姿の皇帝が祭礼したあと、皇妃や皇太子以下が順々に祭礼をくり返した。執事の者が梓宮を担いで午門に出た際には、皇太子や親王以下は端門外まで梓宮を見送った。さらに、皇太子や文武百官やその命婦たちは、江東門を出て長江の岸辺まで見送った。皇太子は、なおも長江を渡って向こう岸で梓宮に別れを告げた。徐皇后の梓宮を順天府昌平県まで護送する役目を仰せつかったのは、第二子の漢王高煦であった。梓宮は極めて丁重に扱われ、これを担ぐ者だけでも一〇〇〇名の兵士が動員された。途次では、朝夕に哭奠の儀が繰り返された⁽³³¹⁾。この時、指揮同知張鉛は旗手等衛の官軍を管領して梓宮の護送を担当している⁽³³²⁾。かくして、発引から丁度ひと月後の二月十七日に、仁孝徐皇后の梓宮は出来上がったばかりの長陵に埋葬された⁽³³³⁾。

さて、梓宮発引の儀式から遅れることほぼ一月後の二月十六日、南京では永楽帝が北京に向けて第二次巡幸に出発している。南京から北京に至る沿線で繰り広げられた、皇后の梓宮葬送の後に続く皇帝巡幸のパレードを目睹した当時の人々は、永楽七年に始まった北京巡幸が単なる「巡狩」とどまらないことを、ますます認識し始めていたにちがいない。

この度の巡幸については、すでに前年十一月に経路にあたる山東都司を始め中都留守司・直隸揚州衛などに対して、第一次巡幸と同様に精銳の騎士や歩兵を選抜して、徐州などに駐箭待機させ、そこで順次合流し扈從させるように命じていた⁽³³⁴⁾。翌年正月二日には、第二次北京巡幸の勅が全国の文武の群臣に出され、親王以下の官吏・軍民による朝

見の儀式や沿路での宿泊・供給は、すべて前回の第一次巡幸の例に準じることが指示された⁽³³⁵⁾。

皇帝の車駕には、同様に南京の五軍および錦衣衛等一二衛から精銳の将士を選んで扈從させた。ただ前回の反省を踏まえて、刑部に命じて扈從官軍による民衆への略奪行為を禁じる旨の榜文を前もって沿路に掲示させた。

上、刑部に命じて榜（文）を縁途に掲げ、扈從官軍の民を擾すことを禁約せしむ。これに論して曰く、「帝皇巡狩するは、將に民を安んずるを以てす。聞くならず、前者扈從の軍士往往にして在途に民を擾し、威取勢奪すること、所として至らざる無し、是れ民を厲するなり。今後犯すものあらば、所管の官旗も皆連坐して恕す勿かれ」⁽³³⁶⁾。

第二次巡幸では、第一次の際に鑄造した行在官の一四顆の官印（前述）に加えて、通政使司・光祿寺・太常寺・鴻臚寺・翰林院・太医院・欽天監・尚宝寺・六科・中書舍人・六部清吏司・都察院一三道と各衛首領官の官印を新たに鑄造した⁽³³⁷⁾。軍政系統では、第一次の際は行在錦衣衛のみであったが、今回は、新たに行在旗手等一二衛の親軍指揮使司や経歴司の官印を鑄造した⁽³³⁸⁾。とくに、文書行政の要となる通政使司や六科などにも官印が用意されたことは、行在所となる北京に対し、以前に比べていっそう重要な地位を付与したことを意味している。

一方、皇帝が不在となる南京は、前回同様に皇太子に監国が命じられた⁽³³⁹⁾。そもそも、皇太子が諸司の庶務を処理することは、北京巡幸以前の六年七月ころからすでに始まっていた⁽³⁴⁰⁾。また帝が南京に戻った時期でさえも、皇太子が日常的な政務を執っていたこともあった⁽³⁴¹⁾。しかし、巡幸先の皇帝と京師に残る皇太子とがそれぞれ決裁権を有することは、権力分立の危険を孕んでいた⁽³⁴²⁾。とくに巡幸時の北京の地位が次第に高まり、南京のそれが相対的に低下⁽³⁴³⁾し始めた第二次では、この危険が表面化せざるを得なかった。また第一次巡幸中は、皇太子自身が徐皇后の三年の服喪期間にあたっており、その千秋節^{たんじょうび}でも群臣から賀礼を受けられないなど、監国としての行動は、儀礼上さまざまな制

約を被っていた。しかし喪が明けた第二次巡幸中にも、皇太子がわざわざ千秋節の賀礼を中止するよう指示しているのは、こうした危険を避けようとした配慮が存在していたことを物語るであろう⁽³⁴⁴⁾。

巡幸中の皇帝と監国の皇太子と権力分立の危険がピークに達したのは、永樂十二年閏九月のことであった。南京で皇太子の輔導にあたっていた右春坊大学士兼翰林院侍講黃淮と左春坊左諭德兼翰林院侍講楊士奇らが、巡幸先の北京に召喚される事件が起きている。召喚の理由は、第二次モンゴル親征から戻った車駕を迎える使者が遅延したことや、帝への奏書中に失辞^{ミス}があつたためであつた⁽³⁴⁵⁾。

奏書失辞の具体的内容は不明であるが、楊士奇とともに召喚された司經局正字金問は、魏晋の筆法（楷書）を得意としたとあることから、おそらく彼は遅れた使者がもたらした奏書の書写に直接関わっていたのであろう⁽³⁴⁶⁾。帝に謁見した楊士奇はその場でいったん赦された。しかしその翌日、六部・都察院・大理寺・通政司及び十二道監察御史らの劾奏を受け錦衣衛の獄に入れられることになった⁽³⁴⁷⁾。楊士奇は二十日あまりの後に、ひとり釈放されるが、黃淮や司經局洗馬楊溥らは二十二年に帝が死去するまで、十年間あまり繋獄されることになったのであつた⁽³⁴⁸⁾。その後の第三次巡幸中の十六年にも、皇太子の輔導不行き届きのために右春坊右贊善梁潛と司諫周冕^{べん}が逮捕され、北京で死刑に処せられる事件も起きたが、これについては次章で後述する⁽³⁴⁹⁾。

永樂帝が戸科都給事中胡^{えい}・に密偵として全国を巡遊させ人心の向背を探らせたことは、よく知られている。その後、礼部左侍郎に昇進し、十五年には（南）直隸・浙江・湖広の諸府に再度派遣した。その際に、南京で監国の任にあつた皇太子の行動も密かに調べるように命じている⁽³⁵⁰⁾。胡は、皇太子が誠実かつ勤勉に監国の任務を果たしている様子を七項目にわたって密疏し、帝の疑いを解いたという。こうした事実も、前述した北京巡狩と南京監国の二焦点構造のもとで生じた権力分立という文脈の中で解釈することができる。かかる権力分立の生み出した二焦点構造の解消、

すなわち遷都の実現が次なる課題として浮かび上がってこざるを得なかったのである。

2 皇城牆の修築工事

皇城牆の建設整備の開始については、残念ながら『太宗実録』などには明確な記事が残されていない。王璞子氏や李燮平氏の指摘によれば、まず外圍部分を建築し次に副次的な建物を整備してから、最後に主要な建築工事に着手するのが一般的としている⁽³⁵¹⁾。ここでは、これらの指摘を踏まえて、紫禁城建設の前提となる皇城の建設整備時期について考察を加えておきたい。

『明太宗実録』卷四七、永樂三年十月庚辰の条には、前燕府紀善胡安を戸科給事中に昇任して、給事中宋亨とともに北京皇城の勘合を掌らせたことが見える。これは、『太宗実録』の中で北京の皇城の存在について言及した最も早い時期の記事である⁽³⁵²⁾。また同書卷九八、永樂七年十一月丁亥の条には、「皇城四門倉及び長安門供用庫・東安門厨房を置く」とある。ここでは、北京とは明記されていないものの、巡幸時期と重なることから北京と判断して間違いない⁽³⁵³⁾。これによれば、すでに皇城牆には四つの門が置かれており、この時、各門内に倉、長安門内には供用庫、東安門内には厨房が設けられたことが判る。皇城牆の四門のうち二門は、長安門と東安門であり、他の二門は、南京の皇城の例から判断して、おそらく西安門と北安門と命名されていたはずである。

このように実録に皇城牆の建設整備についての明確な記載がないにもかかわらず、第一次巡幸の時点で皇城牆の存在がすでに確認されるのは、旧燕王府の王城外牆を当初はそのまま利用したからにほかならない。かかる推定に論拠を与えてくれるのが、同書卷八七、永樂七年正月癸丑の条で、巡幸に先立って旧燕王府の宮殿と門名を皇帝の行在所に相応しい名称に変更したを述べている点である。

禮部が言うには、「皇上 將に北京に巡狩せんとす、舊藩府の宮殿及び門、宜しく名號を正すべし」と。これに從う⁽³⁵⁴⁾。

ここでは王府の城牆までは言及していないが、皇城牆とその名を改めたものと推定される。燕王府の王城外牆（周垣）は、すでに考察を加えたように、元以来の大都大内の蕭牆をほぼそのまま利用したものであった⁽³⁵⁵⁾。

その後、南海（太液池の一部）の開鑿に伴って皇城牆を南に拡張した。南海の開鑿の時期について、王璞子氏は、『明太宗実録』卷一五五、永樂十二年九月癸未の条に載せる「北京の下海闡海子を開く（開北京下海闡海子）」という記事を引いて、これを南海の開鑿工事を指すものと判断したうえで、永樂十二年のこととしている⁽³⁵⁶⁾。しかし、実録の当該条の「下海闡海子」という語句は、劉氏嘉業堂所蔵の抱經樓本に依拠したためで、中央研究院歴史語言研究所影印本の如く「下馬闡海子」の誤りと考えられる。従って、この条は北京城南二〇里にある元の下馬飛放泊、すなわち「南海子」の開鑿を述べたものにすぎない⁽³⁵⁷⁾。ほかに、今のところ南海の開鑿を示す史料は見あたらず、皇城牆の南への拡張時期は依然として不明とせざるえない。

とはいえ、皇城牆の修築工事を窺わせる史料もいくつか散見する。第二次巡幸を控えた十年十二月には、江西出身の監生游瑞を戸科給事中に抜擢して、北京皇城四門の勘合を管理させた⁽³⁵⁸⁾。巡幸中の十二年二月には、北京皇城の夜巡銅鈴を増置して南京と同数とした⁽³⁵⁹⁾。これらの措置は、単に警護をより厳重にするというより、第二次巡幸を前にして皇城牆の整備に着手し、十二年初めまでにほぼ終了したと関連があるのではないか。

こうした視点から、史料を再検討すると、十二年正月には工部に营造磚の運搬停止を命じ、軍士と民夫をすべて郷里に還し休息を与えた記事がある⁽³⁶⁰⁾。また二月には、营造に従事する民夫と工匠をすべて郷里に帰し、一年間工事をいったん中止し、明年に再開することになっている⁽³⁶¹⁾。これらの記事は、何らかの大規模な工事が一段落したことを示

している。

さらに三月には、皇城の北に真武廟を北城の日忠坊に建てた⁽³⁶²⁾。真武廟は、北方の神の真武神（玄武）を祀る廟であり、靖難の役に際して燕王はその神佑を得たとされる⁽³⁶³⁾。永楽帝の守護神ともいべきこの廟の建設は、このころまでに皇城牆の北側の空間の整備が終わっていたことを傍証するものと言えよう。その年正月の元宵節に帝が午門に御し、文武群臣や耆老を招いて北京皇城内で初めて挙行された観燈の宴も、かかる皇城牆の整備の進展状況を承けて実施されたものであろう⁽³⁶⁴⁾。

翌十三年の元宵節にも、北京の午門で観燈行事が行われた⁽³⁶⁵⁾。前年の元宵節に続くもので、「万年永楽、昇平を昭らかにする⁽³⁶⁶⁾」行事として営まれるはずであった。ところが、午門外の燈山^{とうざん}から出火し、避難できずに死者まで出す騒ぎとなった。中軍都督同知馬旺も炎に包まれて焼死した一人であった。帝は、六日後に監察御史呉文らを全国に派遣し、吏治の得失と民間の疾苦を調査させた。火災を契機に北京の營建工事に対する不満が噴き出すのを恐れたもので、そこには、本書第五章で詳述する十九年の三殿火災の際に示された行動パターン⁽³⁶⁷⁾の原型が見られる。同時に一一項目からなる寛恤の令を出した。その第四項目には、「一つ、各項の造作は、軍需等項の急用を除くの外、その餘の不急の務めは悉く皆停止す」とある⁽³⁶⁷⁾。ここで停止された不急の造作には、当然のことながら北京營建関連の工事は除かれていた。

以上、この時期に集中して現れる皇城関係の記事を検討することにより、永楽十二年ごろまでに皇城牆の整備がほぼ終了していたことを推定した。但し、このことは、皇城内部の整備も完了したことを意味するわけではない。実際、皇城西北角の内府甲字庫などの設置と整備は、英宗即位後まで待たねばならなかった⁽³⁶⁸⁾。その後、永楽十三年三月には皇城牆の外側に位置する北京城の城壁整備に取りかかり、十七年末にこれが完成したことについては本章第五節で

考察する。

3 永楽十三年乙未科——行在北京で最初に行われた会試と殿試——

第二次巡幸期間中の十三年三月に実施された永楽乙未科は、明朝が北京で挙行した最初の会試と殿試となった⁽³⁶⁹⁾。

永楽帝の長期間にわたる北京巡幸は、王朝の知識人政策の柱ともいべき科挙にも少なからぬ影響を及ぼしていた。明朝では、会試は洪武四年に始まったが、一時中断をへて再開された十八年以降は、辰・未・戌・丑の年、すなわちほぼ三年ごとに挙行されるようになった⁽³⁷⁰⁾。第一次巡幸の年に行われた永楽七年二月の己丑科の会試は、礼部が従来どおり京師の南京で全国から郷試合格者を集めて実施した。しかし、この時永楽帝はすでに巡幸に出かけていたために、会試に合格した中式者の陳璠^すら九五名のリストは、監国の地位にあった皇太子のもとに報告された。巡幸に先立って定められた「留守事宜」には、皇帝が直々に行うべき殿試を皇太子に代行させるといような規定までは含まれていなかった⁽³⁷¹⁾。このため、皇太子はしばらく殿試を延期し、この九五名を国子監に進学させ、帝が巡幸から南京に戻るのを待つて実施するように命じた⁽³⁷²⁾。

結局、殿試はその後二年ものあいだ延期され、九年三月にやっと実現した（辛卯科）⁽³⁷³⁾。その結果、江西吉安府廬陵県の蕭時中を筆頭にして八四名が進士及第および進士出身・同進士出身を賜った⁽³⁷⁴⁾。この時、二年前の会試合格者九五名のうち、八四名は殿試に臨むことができたが、一名はさまざまな理由から受験できなかった。

浙江台州府臨海県の陳璠も、永楽九年に延期された殿試を受けた一人であった。郷試と会試のいずれも首席合格という抜群の成績を挙げていた彼は、この二年遅れの殿試で礼楽と刑政について問われると、大胆にもタブー視されていた靖難の役後の黄子澄や方孝孺らの誅殺について論及したという⁽³⁷⁵⁾。彼がかかる答案を提出したのは、或いは一方

的な殿試延期をもたらした北京巡幸に示されるような永楽帝の独断専行型の政治への不満が背景にあったのかもしれない。

翌十年の壬辰科の殿試は、帝の巡幸期間とは重なっておらず予定どおり行われた⁽³⁷⁶⁾。ただ、この時には、会試中式举人林誌ら一〇〇名のほかに、前述した辛卯科で殿試を何らかの事情で受けることのできなかった林文豊ら六名も殿試に臨んでいる。

さて、十三年三月巡幸先の行在北京で初めて行われた永楽乙未科の会試と殿試は、とりわけ周到な準備のもとに進められたことが、『太宗実録』の記載から窺える。

まず会試の実施に先立つ前年八月、北京行部で行われた郷試の考試官には、翰林院侍講曾^{けい}榮と鄒^{けい}緝が命じられた⁽³⁷⁷⁾。江西吉安府永豊県出身の曾榮は、永楽政権の成立後、最初に挙行された二年甲申科の礼部会試合格者四七〇名のうち第八名となり、これにつづく殿試では永楽帝により首席、すなわち「状元」に抜擢された人物であった⁽³⁷⁸⁾。その後、翰林学士解縉らに命じて進士合格者中の優秀者二八名を選び文淵閣で読書させた際にも、当然のことながら、筆頭に置かれていた⁽³⁷⁹⁾。曾榮が北京行部郷試の主考に選ばれた翌日に、南京では留守を預かる皇太子が司経局洗馬兼翰林院編修楊溥を応天府郷試の主考に、翰林院編修周述を副考に選んだ⁽³⁸⁰⁾。周述も、曾榮と同じ甲申科の進士で曾榮に次ぐ殿試第二名であった。これらのことから判断して、乙未科では、郷試の段階から北京で行われた順天郷試が、南京の応天郷試より重視されていたと考えられる。

十一月には、合格者の進士に賜与する冠服五〇〇セットを造らせている⁽³⁸¹⁾。前々回の辛卯科の殿試合格者は、前述したように八四名にすぎなかった。前回の壬辰科では、帝が礼部尚書に事前に「数科の取士は頗る多し、玉石雑進するを免れず、今取ること百人を過ぐる事無かれ」⁽³⁸²⁾と指示した結果、ちようど一〇〇名であったことを考慮に入れ

れば、今回は当初から合格者の大幅増が計画されていたことは明らかである。明朝が始まって最初に北京で行われることになるこの度の会試と殿試では、かの地が文教の中心としての資格、すなわち文化的威信を十分に有していることを内外に印象づける必要があったからである。

翌年二月六日、行在礼部が会試の実施にあたる考試官の選定を奏請すると、帝は翰林院修撰梁潛を主考に同僚の王洪を副考に任命した⁽³⁸³⁾。九日に第一場の試験が始まり、四書・易経・書経・詩経・春秋・礼記からそれぞれ出題された。三日後の十二日の第二場では、論一道と詔・誥・表のうち一道、及び判語五条が出題された。さらに十五日には、策五道が出題された⁽³⁸⁴⁾。行在礼部は全国から集まった举人数千人に対し会試を実施して、二十四日に洪英ら三四九名を合格者とした⁽³⁸⁵⁾。

翌三月の朔日に、奉天殿で最終段階の殿試が举行された⁽³⁸⁶⁾。殿試に先立ち、採点にあたる読卷官が内閣の官員、六部・都察院・通政司・大理寺の長官、詹事府・翰林院の堂上官から選ばれた。その日の朝は、十日も続いた春雨がすっかり晴れ上がって、絶好の試験日和であったという⁽³⁸⁷⁾。殿試の会場となった奉天殿の丹墀内に、会試合格者が北向して東西両傍に排列し、文武百官が侍立して見守る中、永楽帝が常服で出御すると、まず殿中の策題案の上に策題が置かれた。次いで、この策題案が執事官により殿の左階から御道中に降ろされると、合図のもとに受験生は一斉に五拜三叩頭の礼を行った。拜礼が終わると、帝は駕に乗って退き、文武百官も退場すると、丹墀の東西に試卓が列べられた。礼部官が問題用紙を配ると、受験生は跪拜叩頭してからいよいよ問題に臨んだ⁽³⁸⁸⁾。殿試では、時務策一道（字数一千字以上）が出題された。答案を書き終えた受験生は、それぞれ東角門に至って試卷を提出した。提出された試卷は、しつかり彌封（糊名ともいう）されたうえで東閣に詰めている読卷官のもとに送られ、その日のうちに仮の順位が付けられた。

翌日、読巻官がそろって文華殿に至り、上位者の試巻を読み上げると、帝は第一甲第三名までの順位を定めて御筆で書き入れた。その後、読巻官らは勞いの宴を賜ってから東閣に退くと、まず第二甲・第三甲の試巻の彌封を拆き、内閣に送って試巻の氏名が黄榜（合格者リスト）に記載された。次の日、読巻官がまたそろって文華殿に至ると、内閣の官員がさきに帝が定めた上位の三試巻を拆き、その氏名を黄榜に書き写した⁽³⁸⁹⁾。

三日後の伝臚（合格発表）では、永樂帝が奉天殿に出御し、陳循を筆頭とする三五一名に進士及第（第一甲―三名）及び進士出身（第二甲―九五名）・同進士出身（第三甲―二五三名）の榮譽が与えられた⁽³⁹⁰⁾。殿試で進士となった者が、会試合格者よりも二名多いのは、この中には、それ以前の科で殿試を受験できなかった劉進ら二名が含まれていたからである⁽³⁹¹⁾。ただちに長安左門外に黄榜が張り出された。順天府の官員が、傘蓋と儀従を用意して状元となった陳循を都の宿泊先まで送り届けた。合格発表の日、都城の人々は、「北京の盛美は、以て前代を超越する有るなり」と感嘆したという⁽³⁹²⁾。都城の人々に比べられている「前代」とは、かつて北京が「大都」と呼ばれていた元朝の時代を指している。北京に住む人々にとつて、「大都」はまだ記憶の中にあつた。

翌五日に、進士合格者の宴が北京留守行後軍都督府で行われた。教坊司が接待するこの宴には、採点にあたった読巻官やその他の執事官も参加するのを許された。状元の陳循には冠帯と朝服一襲^{そらい}が賜与され、他の進士には交鈔五錠がそれぞれ賜与された⁽³⁹³⁾。

その翌日、奉天殿に出御した帝に対して、陳循らは諸進士を率いて上表しこれまでの特恩に感謝した⁽³⁹⁴⁾。進士の祝宴は、南京ではこれまで会同館で行われていた⁽³⁹⁵⁾。北京の会同館は、旧燕台駅を改めたもの⁽³⁹⁶⁾で、多くの進士たちを収容するには手狭であつたのであろう、代わりに急遽北京留守行後軍都督府の建物が用いられた。永樂元年に北京に設置された行後軍都督府は、北平都指揮使司を改変したものであり⁽³⁹⁷⁾、洪武年間以来、東城保大坊に置かれた北平都

指揮使司の建物をそのまま襲用していた可能性が高い。とすれば、この建物は、元の枢密院を受け継いだものであったから、かなりの広さがあり⁽³⁹⁸⁾、三五一名の合格者を十分収容できたはずである。ただ遷都後には、北京留守行後軍都督府は文官候補者の会聚する場として適当ではなかったことや、合格者も二〇〇名程度に抑えられたことから、礼部で行われるようになった⁽³⁹⁹⁾。

十三年の乙未科でも、翰林院に命じて、会試に及第できなかった挙人の中から勉学の面で見込みのある者を選んで再度試験を行っている。その結果、朱瑛ら二四名を選び出して特別に冠帯と教諭の俸禄を賜給したうえ、国子監に送って進学させ、次の機会に備えさせた⁽⁴⁰⁰⁾。これは、正合格者を指す「正榜」に対して「副榜」と呼ばれるもので、元末の至正年間よりすでに行われていた⁽⁴⁰¹⁾。明朝では、洪武・建文年間には副榜の者には教官のポストが用意されていたようである⁽⁴⁰²⁾が、永楽帝が即位後の最初に実施した永楽二年甲申科で直々に指示して国子監に進学させ、後の試験に備えさせた⁽⁴⁰³⁾。

さらに十九日には、第一甲進士第一名いわゆる「状元」の陳循を翰林院修撰に、第二名「榜眼」の李貞と第三名「探花」の陳景著を翰林院編修とし、『性理大全』の編纂に加わるように命じた。第二甲王翱・第三甲進士の洪英・林文結以下三〇名に以前から外国語を習っていた王懋・姚昇ら三二名を加えた六二名を翰林院庶吉士に、史常ら五名を行人に選び、残りの進士には諸司でのみならい観政を命じた⁽⁴⁰⁴⁾。進士をさらに勉学させる庶吉士の選抜は、洪武十八年乙丑科以来始まったものである⁽⁴⁰⁵⁾。当初、配属される官庁には翰林院に限らず承勅監などのようなさまざまな近侍衙門があったが、永楽二年以後は翰林院に専ら所属するようになり、文学の研鑽を積ませる方向をより強めた。六二名に達する庶吉士が選ばれたのは、これまでになく、人材を登用して北京の翰林院を充実させようとする永楽帝の強い意志が窺える⁽⁴⁰⁶⁾。

二十二日、帝は「進士題名碑」を北京の国子監に建てるように行在工部に指示した。この科の合格者の氏名を永く後世に伝えるためであった。碑記を撰するよう特に命じられたのは、巡幸先の北京において帝が最も信頼していた近侍官の一人、右春坊右庶子兼翰林院侍講楊榮であった⁽⁴⁰⁷⁾。題名碑が建てられる国子監は、元朝以来の建物をそのまま用いていた⁽⁴⁰⁸⁾。この地に題名録が刻石されるのは、元の仁宗（在位一三一―一三二〇）の時に始まった⁽⁴⁰⁹⁾。省みれば、永楽十三年（一四一五）に国子監に進士合格者を刻んだ題名碑が建てられるのは、元末の至正二十六年（一三六六）⁽⁴¹⁰⁾以来のことで、五〇年ぶりのことであった。これは、まさしく元の大都を継承する北京の地が文教の点でも、再び中心となることを宣言するものであった。

十三年の乙未科の合格者の中に、北方出身者の王翱^{（ごう）}が上位にランクされており、永楽帝が喜んだことはよく知られている⁽⁴¹¹⁾。王の祖先は北直隸の欒州であったが、父の代に元末の戦乱を避けて河間府滄州の塩山県に移り住み農業を営んだ。王翱は、永楽九年の郷試に合格したものの、翌年の壬辰科会試では及第できず、副榜となり北京の国子監で進学した。二度目の受験となる乙未科の際には、会試主考官梁潛のリストでは第五名にランクされていたが、帝はいたく喜んで、殿試では四番目の第二甲第一名に引き上げ、とくに召見して酒飯を賜い、のちに翰林院庶吉士に抜擢した⁽⁴¹²⁾。これまで明らかにしてきたように、北京で最初に行われた乙未科の会試と殿試を永楽帝が特別に重視していたことを踏まえれば、王翱にこうした厚遇を与えたのは、永楽帝が南人に対抗して北人の獲得に意を注いでいたというより、江西人の尹直がすでに指摘しているように、北京で最初に実施することができた会試で、お膝元の旧北平布政司管轄下から経魁（五経の首席合格者）が出たことに喜んだのであろう⁽⁴¹³⁾。来るべき首都北京の文運隆盛を十分に期待させるものであったからである。これに加えて、南京から行在北京に新たに会場を移した会試と殿試が平穩のうちに挙行されたことは、遷都の実現に向けて準備が順調に進んでいるものと感じられたことであろう。

乙未科の進士の中で内閣大学士となった者には、状元の陳循のほか、高穀、張益、許彬がいる。ほかに一品官まで昇官した者に、さきの吏部尚書王翱、刑部尚書俞士悦、二品官では、吏部尚書曹義、南京兵部尚書徐琦、兵部尚書孫原貞、右都御史洪英がいる⁽⁴¹⁴⁾。吏部主事蕭儀も、この乙未科の合格者の一人であった。江西撫州府樂安県出身の彼は、第二甲第六七名であった⁽⁴¹⁵⁾。のちに永樂十九年四月、完成したばかりの北京の奉天殿以下三殿が落雷で焼失すると、勅を奉じて、翰林院侍讀李時勉や侍講鄒緝に続いて北京建設の不便を上奏した⁽⁴¹⁶⁾。その結果、帝の逆鱗に触れて投獄され、獄中で死亡した。蕭儀は、十九年正月元旦の朝賀の儀式にあわせて「皇都大一統頌⁽⁴¹⁷⁾」を上呈していた事実から判断して、北京遷都そのものに反対していたわけではない。むしろ「皇都」北京への期待が大きかっただけに、三殿焼失後は、南京への一時帰還に言及せざるを得なかったであろう。北京で最初に行われた会試と殿試に臨むことができた蕭儀が懐いたであろう北京への特別を思いを窺うことができる⁽⁴¹⁸⁾。

附言すれば、乙未科に続く十六年の戊戌科も、第三次巡幸期間中の北京で行われた。李騏以下二五〇名が進士合格となった。この時も楊栄が「進士題名記」の撰述を命じられている。これによれば、郷試で約一〇倍、会試で二〇倍の倍率というから、その当時進士となるためには二〇〇倍の難関を突破せねばならなかったことになる⁽⁴¹⁹⁾。科挙とも密接に関わる国子監は、元朝の大都以来の建物をそのまま襲用していたが、この戊戌科に先立って大成殿の帷幔^{たれまく}のみ新調した⁽⁴²⁰⁾。

かくして、永樂十九年の北京遷都に先立つ乙未科と戊戌科が新都において平穩のうちに盛大に挙行されたことは、文教政策の面でも、来るべき遷都への準備が着実に進行していることを示していた。

4 西宮の建設

永樂十四年八月二十八日、第二次巡幸で北京に滞在していた永樂帝は、行在工部に命じて西宮の建設に着手した。

西宮を作る。初め、上は北京に至り、仍りて舊宮に御す。ここに及びて將に撤してこれを新たにせんとす。乃ち工部に命じて西宮を作り、視朝の所と爲さしむ⁽⁴²¹⁾。

この西宮は、一時的な視朝所として建設された。というのは、帝はこれまで巡幸中は洪武年間以来の燕王府（旧宮）を改造した行在所に滞在しており、これをいよいよ撤去し新たに宮殿を建設しようとしたからである⁽⁴²²⁾。従って、西宮建設は、その後が続く宮殿（紫禁城）建設の序幕というべきものであって、この工事に着手する十日前には、北京造営に動員された各地の軍民に関わる詔が出されている。

詔して、天下軍民の北京營造に預かる者、分番して工に赴かしむ。所在の有司は、人ごとに鈔五錠を給し道里の費と爲さしむ⁽⁴²³⁾。

これまでも、北京造営に動員された人々に対してはさまざまな賑恤が行われているが、派遣する地方官庁による交通費支給の規定を実録に載せるのはこれが初めてである。

九月二十日、帝は西宮工事が始まったのを見届けると、第二次巡幸を終え南京に帰還した。その間、工事は順調に進み、翌十五年四月二十七日に完成した。

西宮成る。その制、中に奉天殿を爲る、殿の側に左右二殿を爲る。奉天の南に奉天門を爲り、左右に東西角門を爲る。奉天門の南に午門を爲り、午門の南に承天門を爲る。奉天殿の北に後殿・涼殿・暖殿、および仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮有り、凡そ屋を爲ること千六百三十餘楹なり⁽⁴²⁴⁾。

西宮は、奉天殿とその左右二殿を中心に、南側に奉天門と東・西角門のほか、午門と承天門が配され、北側には後殿、涼殿、暖殿のほか、仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春宮などが配されていた。一時的な視朝所とはいえ、房屋は

一六三〇余楹（間）を数えたというから、かなりの規模を有する建物であった。

ところで、この時完成した西宮は、一般には皇城内の「西苑」に位置していたと理解されている⁽⁴²⁵⁾。こうした理解は、以下のようにすでに『欽定日下旧聞考』巻三二に見られる。

「臣等謹ん按ずるに」、明初の燕邸は、西宮の舊に仍る、當に元の隆福・興聖諸宮の遺址に即いて、太液池の西に在るべし。その後、改めて都城を建つれば、則ち燕邸舊宮および太液池東の元舊内、並びに西苑の地と爲り、而して宮城は則ち徙して又東す⁽⁴²⁶⁾。

この部分は、後掲の『春明夢餘録』の記述に按語を付したものである。これによれば、西宮は、太液池西側の隆福宮と興聖宮などの遺址にあり、これに太液池東側の元旧内の一部をあわせて「西苑」が形成されたと説明している。確かに、明代の西苑は大内紫禁城から見て西側の禁苑を指し、太液池の東西両側が含まれている。ただし、『欽定日下旧聞考』は、次に掲げる孫承澤の『春明夢餘録』巻六、宮闕の記述に不用意に依拠した結果、明初の燕邸すなわち燕王府宮城もここにあったとしているが、燕王府は、西宮部分のみならず元の蕭牆（旧内）の全域を占めていたことについては、すでに考察を加えた⁽⁴²⁷⁾。

明の太宗永樂十四年、車駕が北京に巡幸す。因りて宮城を營建するを議す。初め燕邸は元の故宮に因る、即今の西苑、朝門を前に開く。元の人は佛を重んじ、朝門外に大慈恩寺あり、即今の射所。東は灰廠たり、中に夾道あり、故に皇牆西南一角獨り缺く。太宗登極の後、故宮に即いて奉天三殿を建て、以て巡幸受朝に備う。十五年に至り、改めて皇城を東に建つ、舊宮を去ること一里許ばかりなり。悉く金陵の制の如くして弘敞これに過ぐ⁽⁴²⁸⁾。

明清交替期に「老北京人^{ラオベイジンレン}」として生きた孫承澤ではあったが、王劍英氏がすでに明らかにしたように、この記述には多くの誤りが含まれている⁽⁴²⁹⁾。すなわち、永樂帝が即位後に元の故宮の地に奉天三殿を建てたことや、十五年にその

東側一里に皇城を改建という点も問題であるが、一番の問題点は、永樂十四年に巡幸先の北京で宮城建設について議論し翌年に建設に取りかかったとして、西宮建設については全く触れていない点である。

実は、前掲した『太宗実録』の二つの記事を除くと、永樂年間の西宮建設について言及した明代の史料は、ほとんど見あたらない。管見の限りで、唯一の例外が、万暦『大明会典』卷一八一の記事である。

永樂十五年、西宮を北京に作る。中に奉天殿を爲り、殿の側に左右二殿を爲る。奉天殿の南に奉天門を爲り、左右に東西角門を爲る。奉天門の南に午門を爲り、午門の南に承天門を爲る。奉天殿の北に後殿・涼殿・暖殿および仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮あり〔割註〕今西城に在り。各殿門俱に別名に更む⁽⁴³⁰⁾。

とある。「中爲奉天殿」以下、「長春等宮」までの本文は、明らかに前掲した『太宗実録』卷一八七、永樂十五年四月癸未の条を踏襲したものである。ただし、割註を付し、西宮の位置として「今の西城に在り」と説明している点が注目される。明代では単に「西城」という場合、一般には北京城内の軍民の治安維持を担当した五城兵馬司の一つである西城兵馬司の管轄区域を指す場合が多い。しかし、五城の管轄区には皇城部分は直接含まれないことから、ここでは、皇城内の西方を指したものであろう。土木の変で「北狩」から戻った英宗が幽閉された場所である大内東南部分を「南城⁽⁴³¹⁾」というも、これと同様な用法である。

ところで、後述する永樂十五年二月に正式に着手された宮殿工事に先立つこと半年前に、のちに三殿二宮が建設される場所とは別の敷地に奉天殿（西宮）が建設整備されたのは、いかなる理由によるものであろうか。実録にも明記されているように、ここは「視朝之所」すなわち朝政の場として設けられたものであった。この時点でわざわざ別の敷地に朝政の場所を設けたのは、これまでの行在所（旧宮）の敷地に、新たな宮殿を建設することがすでに既定の方針になっていたからにほかならない⁽⁴³²⁾。そして西宮完成後に行われる第三次の皇帝巡幸は、この三殿二宮の建設工事

の陣頭指揮にあたるものとして、これまで以上に重要な意味が込められていたことになる。従って、この西宮建設も一連の北京宮建工事の重要な一部を構成していたのである。

五 第四段階 第三次巡幸と紫禁城建設

1 諸王問題の後始末

① 漢王の動向と楽安州移封

永樂十四年九月、北京巡幸中の永樂帝のもとに、南京に戻った漢王高煦が各衛から精銳の兵士と特殊技能者を選び出し、王の隨侍にかこつけて軍事教練をしたり兵器を製造したりしているという、不穩な動きの知らせが届けられた。漢王の行動に対し疑念を深めた帝は、南京への帰還を決意したという⁽⁴³³⁾。

漢王高煦は帝の第二子ではあったが、靖難の役で示しためざましい活躍から、帝自身すら一時高煦を皇太子に立てようとしたことについては、すでに前述した。また第二次北京巡幸が行われた十一年には、徐皇后の梓宮を長陵に護送するという大役を果たしたこともあった。

その年の冬に、突然漢王が南京への帰還を言い出すと、帝は、いまは寒さで不便であるとし、しばらく暖かくなる春まで待つように言い含めた。年が明けると、漢王は重ねて南京への帰還を願い出た。帝は、「秋には爾なんじを南に還したい」と宥めたが、漢王は少しも応じなかったので、やむなく欽天監に命じて帰還の日取りを決めさせた。帝は、なおも漢王のことを気遣って「汝が必ず行くというなら、世子あしじりを（北京に）留めて朕の側に置いて行け」と命じたが、漢王は、「世子もまた帰って学問に精進させたい」と答えたので、帝も次の言葉が出なかった。十二年正月、漢王が

帰還するにあたり、礼部尚書呂震は諸司の官を遣して同行することを提案したが、帝は何も答えなかった⁽⁴³⁴⁾。漢王が執拗に南京帰還を求めたのは、弟の趙王高燧が北京居守の地位にあるうえ、皇太子の嫡長子瞻基が皇太孫に冊立され帝のそばで寵愛を得ている以上、北京にはもはや自らの場が残されていないことを認識したからであろう⁽⁴³⁵⁾。南京に戻った高煦は、帝の寵愛を恃んでますます不法行為を重ねていた。漢府紀善の周岐鳳⁽⁴³⁶⁾がこれをしばしば諫めると、他事にかこつけて、周を錦衣衛の獄に下す始末であった。監国の地位にあった皇太子は、このことが帝の耳に入るのを恐れて周を釈放し長洲県学の教諭に降した。

十三年五月には、雲南の地は遠すぎると断つていた漢王を、帝は山東青州に改封することを決めた。六月になると、工部に命じて漢王の儀仗を造り、前もって青州に送らせた⁽⁴³⁷⁾。翌年十四年三月には、後述する趙王の彰徳改封を決めるとともに、いつまでも就藩を希望しない漢王に対して青州への就藩を重ねて命じている。それでも漢王は同意しなかったらしく、やむを得ず、「循良」の誉れ高かった漢王の世子瞻壑のための世子府から先に青州に造るよう命じている⁽⁴³⁸⁾。

この間の漢王の行動に対して、これまでも帝は不信の念を抱いてはいたが、南京から伝えられた漢王の不穏な動きを聞いて、ますます疑念を強めたのであろう。帰還するにあたり、漢王府の軍事を担当していた右軍都督僉事歐陽青に対して、護衛の官軍以外に各衛から選り出した者を原衛に還すように命じた。十一月に南京に還った帝は、ただちに漢府三護衛のうち中護衛を青州護衛に改め、さらに左右二護衛を廃止し、その官軍をすべて居庸関の北に移して保安左右二衛を設立した⁽⁴³⁹⁾。その後、兵器の私造、死士の養成、亡命の招納、漆皮製の船による水上戦の訓練などの事実が確かめられると、漢王を召し、その不法の数十事を示して詰問したうえ、衣冠を奪って西華門内に拘禁した。さらに、帝は王爵まで剥奪して庶人身分に下そうとしたが、皇太子の取りなしで処分を免れ、辛うじて王位に留まり

青州府樂安州に就藩した⁽⁴⁴⁰⁾。処分を下すにあたって、帝はそばにいた皇太孫に対して、「漢王を樂安に移封したのは、北京からも近く、一旦変有らば朝に兵を發して夕に擒えることができるようにしたのだ」と語ったという。それから九年後の宣徳元年に、予期したように起きた漢王高煦の乱については、本書第六章で改めて考察する。

十四年十月、帝は南京に帰還すると、早速吏部尚書蹇義に漢王の南京での行動について尋ねたが、蹇は知らないと言った。左春坊左諭徳兼翰林院侍講楊士奇にも尋ねると、楊は「臣わたくしと蹇義とは、皇太子に仕えており、ほかの人は臣らに言う者はありません。ただ漢王は、二度就藩を命じられても、辞退して行きませんでしたし、青州に改封されてもまた行きませんでした。今、都を北京に徙そうとするのを知って、南京を留守したいと欲しているだけです。天下せけんでは皆その心を疑っておりますが、陛下におかれてはこれを善処し、早いうちに落ち着き先を決め、父子の恩を全うすれば、永世の利となりましょう」と答えた。帝は、黙って立ち上がり宮に還った。それから数日にして、漢王の不法の数々がすっかり明るみに出た⁽⁴⁴¹⁾。

楊士奇がこの時点で朝廷が北京に移ると指摘したのは、間もなく開かれるであろう重臣會議（後述）で北京の宮殿建設が正式に決定することを見越してのことであった。そして楊が指摘するように、漢王もまた来るべき北京遷都の実現という事態を見越して、自らのしかるべき地位を模索していたのである。

② 趙王の彰徳改封の決定

遷都プロジェクトの最終段階に差しかかる西宮の建設が始まる半年ほど前の永樂十四年三月に、もう一つ重要な決定が下されていた。それは、永樂三年以来北京居守の任にあった趙王高燧に対する河南彰徳府への改封の命である⁽⁴⁴²⁾。

高燧は永樂帝の第三子で、生母は徐皇后であった。父に似て武人肌の性格であったが、学問を疎かにする欠点があ

った⁽⁴⁴³⁾。永樂二年四月、世子高熾が皇太子に冊立されると同時に趙王に封じられ、三年二月には、前述したように北京居守を命じられた。当初は、北京の重要な政務は趙王にすべて報告して実施するように命じていたから、かなりの権限を有していた。例えば、帝が駙馬都尉袁容の尊大な振る舞いに対する忠告を趙王に宛てて出している事実は、これを裏付けるものである⁽⁴⁴⁴⁾。このため、趙王の周囲には次第に不法をはたらく危険な輩が多く集まり、任用されるようになった。

七年に帝の北京巡幸が実現すると、これまでの趙王の過失が発覚した。帝は激怒し、長史顧晟を誅殺し趙王が勝手に任用していた連中をことごとく捕らえた。さらに趙王の冠帯を奪い入侍を禁じたものの、皇太子の取りなしで冠帯を復された。『太宗実録』には、趙王が冠帯を奪われた事実を載せていないが、趙王は、「年少く、未だ稼穡の難き知らず」として、歳給禄米一万石を三〇〇石・鈔一〇〇〇錠に減らされたのが、おそらくこれに関係するであろう⁽⁴⁴⁵⁾。

八年二月に、帝のモンゴル親征が決まると、趙王には北京の城池と軍馬の管理が命ぜられ、広平侯袁容と泰寧侯陳珪がこれを輔佐した⁽⁴⁴⁶⁾。親征から帝が北京に戻ると、趙王は帝の行在所に内使を遣わし瓜果を進呈したことがあった⁽⁴⁴⁷⁾。趙王が北京居守の期間中、どこに居を構えていたかは不明であるが、この記事から判断するかぎり、行在所（旧燕王府）とは別の場所にいたと考えられる。九月には、北京留守をよく勤めたことが評価されたのであろうか、趙王は禄米五万石⁽⁴⁴⁸⁾・鈔五万錠に増加され、さらに北京城内の税課も支給された⁽⁴⁴⁹⁾。

その後、国子監司業趙季通や董子莊を長史に命じて輔導にあたらせたので一時身を持ち直していた⁽⁴⁵⁰⁾。しかし再び危険な輩を集めたらしく、十一年八月には趙府群牧所が廃止されたり、三護衛所属の額外官や罪囚充軍者を他の衛に移すよう命じられたことが見える⁽⁴⁵¹⁾。

十四年三月になると、趙王に対して彰徳改封の決定が出された。しかし、改封が決定してからも、すぐに就藩を命

じられたわけではなかった。概して、永楽帝は、洪武帝とは異なって息子たちの就藩をそれほど急いではいない。さきに取り上げた漢王の場合も、本人が同意しなかったことから、ずるずると就藩を引き延ばしている。結局、彰徳に趙王府建設の命が出されたのは、永楽帝の死後、洪熙帝の即位直後のことであった⁽⁴⁵²⁾。

それにもかかわらず、永楽十四年の時点で彰徳改封の命が公表されたのは、しかるべき意図が込められていたはずである。遷都プロジェクトがそのまま進展すれば、南京と北京との両京体制のもとで、永楽三年以来北京留守を務める趙王の役割は、早晚不要なものとなることが明らかであった。こうした状況を考慮に入れば、むしろ趙王改封の決定の公表は、当時の人々にとって遷都実現に向けた永楽帝の意思表示と受け止められたのではないだろうか。

附言すれば、趙王の彰徳就藩は、遅れて洪熙元年（一四二五）に実現した⁽⁴⁵³⁾。その間、遷都後の永楽二十一年には、宦官黄儼・江保、常山中護衛指揮孟賢・羽林前衛指揮彭旭らが永楽帝に毒を盛り、皇太子に代わって趙王を擁立するクーデタ計画が発覚したことがあった。帝は一時趙王の関与を疑ったものの、皇太子高熾の取りなしで事なきを得ている⁽⁴⁵⁴⁾。その高熾が、洪熙帝に即位した二十二年十二月には、彰徳で趙王府の建設が始まった⁽⁴⁵⁵⁾。

③ 谷王の王爵剥奪

永楽帝は、第二次巡幸から南京に還った十四年十月二十四日に、自らは太祖の陵墓孝陵を祀り、天地・宗廟・社稷および京師内の諸神には官を遣わして祭告した。孝陵から還ると、奉天殿で文武官の朝賀を受けた。長沙に就藩していた弟の谷王・も、とくに金牌で召されて南京に来ており、その場に参列していた。朝賀の儀式が終わって、帝は、谷王の滞在先に宦官を遣わして、蜀王椿から帝のもとに届けられた奏章を谷王に示した。それには、谷王の謀反の状が事細かに記されていた。一読した谷王は、わなわなと震え出し、一言も弁解することなく、「死罪、死罪。惟だ上

の天地のごとき大恩もて、その生を全うするのみ」と述べたという⁽⁴⁵⁶⁾

谷王は、無頼をかき集め兵法を習わせたり、戦艦や兵器を私造したほか、職人に元夕燈を造らせ献上し、これを内府に設置し宮中の動静を偵察させたり、壮士を選んで音楽を習わせて禁中に入れ、隙を窺ってクーデタを起こすことを計画していた。長史盧庭綱が厳しく諫めたものの聴き入れず、かえって長史を誣告して死罪にあてて殺す始末であった。すでに谷王府に随侍する都督張興は、これらの事実を北京の帝のもとに密奏していたが、初め帝はこれを信じなかった。谷王の同母兄の蜀王椿も、以前からこうした谷王の行動に対し、人を遣わして忠告を与えていた。たまたま蜀王の息子崇寧王悦が父に咎められ、逃れて長沙の谷王のもとに身を寄せると、谷王は人々に偽って「建文君（建文帝）は、実は死んでいない。我のもとに身を寄せ、ともに事を挙げようとしている」と言いふらし始めた。これを耳にした蜀王は、その年の七月に、ついに北京巡幸中の帝のもとに密かに儀賓顧瞻を遣わして、このことを上奏したのであった⁽⁴⁵⁷⁾。

谷王は太祖の第十九子で、洪武二十八年に元代の宣徳府（のちの宣府）に就藩した。靖難の役が起こると、燕王府に近い谷王は、いち早く南京に逃げ帰った。靖難の役の最終局面では、建文帝の命を奉じて南京城の金川門を守っていたが、城門から燕王の所在を示す塵蓋を見つけると、真っ先に城門を開いて燕王を迎えた⁽⁴⁵⁸⁾。このため、永楽帝が即位すると、楽七奏^{セツト}や衛士三〇〇名のほか、金三〇両・銀三千両など多額の賜与に預かっている。ほどなく、谷王は宣府から経済的に豊かな湖広長沙府への改封を希望して、長沙に就藩した⁽⁴⁵⁹⁾。

さて、谷王の陰謀が明るみ出た翌日、成国公朱勇と都察院左都御史劉観は文武の群臣とともに上奏して、天下の公義に照らし「親親の恩」を割いて谷王を法に正すこと求めた。こうした上奏は、前後五、六本にのぼったが、帝は自ら処置するとして、すぐには結論を下さなかった⁽⁴⁶⁰⁾。翌年正月には、楚王らによって谷王の罪を相談した結果が上奏

され、群臣と同様に誅殺を求めていたが、なお処分を下さなかった。翌二月になって谷王の王爵を剥奪し、その護衛と長史司などの衙門を廃止した⁽⁴⁶¹⁾。この決定に先立ち、前年十二月には都督冀中驛を湖広に派遣し、長沙護衛の武装解除を行っている。護衛官軍のうち、三千名は遼東に、二千名は宣府に、二千名は保安諸衛（のちの懷來衛）に調し、残りは山東沿海地方の六衛に調した⁽⁴⁶²⁾。

この事件は、建文帝は宮中に閉じこもり自焚したという公式見解⁽⁴⁶³⁾にもかかわらず、永楽年間の時点で建文帝の生存説を公然と説く者がいたことを示している興味深い⁽⁴⁶⁴⁾。建文帝が僧衣に身をやつし宮中から逃げ延びたという出亡説は、おそらく民間では燕王の即位当初から囁かれていたのであるが、永楽帝の政治が具体的にその姿を現すにつれて、これと対立し否定された建文帝の時代が回顧されて、ますますその出亡説の広まる下地が出来上がったと考えられる。しかも、今回は、金川門の迎駕の功で知られる谷王のもとから出ているだけに、真実味もあり影響が大きかったであろう。

永楽帝にとつても、身内の諸王から出た建文帝出亡説は軽視できないものがあつたはずである。にもかかわらず、谷王に対する処分を帝は急がなかった。ここに見られる慎重な対応は、かえって帝がこの事件を重視したことを示すとともに、今回の南京帰還では、もう一つの重要懸案、北京の宮殿建設に対する文武群臣の正式な同意を取り付けるという最優先課題を控えていたからである。

さらに付け加えれば、永楽帝自身が民間で囁かれる建文君出亡説の否定に躍起になっていたという通説も、にわかには信じがたい。というのは、出亡説自体は燕王の「弑逆」行為を否定するうえで好都合な点もあつたと考えられるからである⁽⁴⁶⁵⁾。帝自らこれを否定も肯定もできなかったところに、明末にいたるまで出亡説が民間で伝えられていた一因があつたのであろう。

2 南京での文武重臣会議

永樂十四年十一月、第二次巡幸から南京に還った帝は、さきの谷王問題を片づけたあと、戸部に命じて漢王と趙王の禄米を一万石に減らした⁽⁴⁶⁶⁾。これは、いよいよ両王の処遇問題に決着をつけようとする帝の意志の表れであった。

次いで十一月十五日に、朝政の場で北京宮建工事について正式に議論され、宮殿の建設が裁可された。重臣会議は、常朝の日ではなく朔・望朝参の日にあたるこの日がとくに選ばれた。

復た群臣に詔して北京を營建するを議せしむ。これより先き、車駕北京に至るに、工部は日を擇びて工を興すを奏請す。上は、營建の事重く民力堪えざるを恐るを以て、乃ち文武群臣に命じて復たこれを議せしむ⁽⁴⁶⁷⁾。

この時点で北京宮建のことがあらためて議論されたのは、さきに北京に巡幸している間に、行在工部が吉日を選んで宮殿工事に着手しよう上奏したことがあったからであった。その時には永樂帝は、宮殿建設は重大事であり、民がその負担に堪えられないのを心配して、南京に還って再度会議を開くように命じていた。二度目の巡幸が実現し北京の地位は次第に高まっていたとはいえ、重要な決定は、京師の南京でなされるべきとまだ考えられていたことが判る。

北京で宮殿建設が提案され時、行在工部の尚書ポストには宋礼と吳中がいた。この時、帝に扈従して北京にいたのは吳中の方であった⁽⁴⁶⁸⁾から、おそらく彼が筆頭となって上奏したのであろう。吳中は、モンゴル親征にも扈従したが、父の喪に遭い一時郷里に帰った。十四年八月には、西宮⁽⁴⁶⁹⁾の營繕工事の統括を命じられたが、喪が明けておらず吉事の宮殿工事は担当すべきではないと辞退したので、刑部尚書に改められている。

会議の場には、公侯伯・五軍都督府および在京の都指揮らの武官と、文官系統の六部・都察院・大理寺・通政司・太常寺等衙門の長官からそれぞれ上奏が出された。前者では、北京は「河山鞏固、水甘土厚、民俗淳樸、物産豊富」

な「天府の国、帝王の都」であるとし、早期に宮殿建設工事に取りかかるよう請願している。後者も、「聖上龍興の地」たる北京の「山川形勝は、四夷を控え、天下を制するに足る」「帝王万世の都」とし、その昔、太祖高皇帝が「陛下を分封したのは、誠に今日を待つあり」と述べ、同じく工事の早期着工を求めた。武官と文官の上奏のいずれも、すでに漕運が整備され、良材大木がすでに北京に集積されていることをもって早期着工を提案する根拠をしているが、裏を返せば、これらが永楽四年以来の北京宮建工事が長期化していた主な理由の一つであった。

さて、こうした南京での動きに対し、一部に反対する意見が出されていたことを窺わせる史料が残されている。以下に掲げる『太宗実録』卷一八五、永楽十五年二月甲戌の条の記載である。

河南布政司左布政使周文褒・右布政司王文振は俱に罪に坐し、湖広均州に謫されて民と爲す⁽⁴⁷⁰⁾。

ここでは、周文褒と王文振が罪に坐した理由に全く触れていないが、王錡『寓圃雜記』卷一、建都には、

上（太宗）登極するに及び、即ちに舊邸を廣げて皇城と爲し、頻年駐す。當時の羣臣は睿意の向かうところを知らず、屢しば南還を請う、因りて令を出して曰く、「敢えて復た請う者有らば、論ずるに妖言を以てせよ」と。

ここにおいて、河南布政使周文褒等みな重罰に遭う。これより基命始めて定まり、遂に萬世の業を成す⁽⁴⁷¹⁾。

とあり、周文褒らが「南還」すなわち北京巡幸を中止を求める請願を禁じたにもかかわらず、これを請願し遷都の動きに反対したためとしている。『寓圃雜記』の著者王錡の生没年は、宣徳八年から弘治十二年（一四三三〜九九）までであり、永楽遷都の時点からそれほど離れていないことから、独自の史料源に基づいて書かれた可能性が高い⁽⁴⁷²⁾。周文褒らのこうした請願も、時すでに遅しの感があり、北京遷都への動きを止めることはできなかった。

北京の宮殿建設が本決まりとなった翌月には、武功中衛の中左・中右・中中・中前・中後の五千戸所を増設し、広西都司の南丹等衛より改調（配置替え）した官軍および新編軍匠を統括させた⁽⁴⁷³⁾。ここにいう新編軍匠とは、宣徳年

間に増設される武功左・右衛と同様に各地の逃亡工匠を充軍編成したもので、この措置は、宮殿建設に備えて五千戸所を増設し、労働力の確保を図ったものと考えられる。また刑部・都察院に命じて、十悪や強盗などを除く雑犯死罪および徒流以下の者をすべて一旦郷里に還し、旅費を調べ北京で輸作して罪を贖わせる措置を取ったのも、同じく労働力の確保策であった⁽⁴⁷⁴⁾

翌年十五年二月十五日には、いよいよ宮殿建設を担当する繕工のポストが設けられ、泰寧侯陳珪が長官の「掌繕工事」に、安遠侯柳升と成山侯王通はその副官に命じられた。礼部に命じて鑄造された印文は、正一品衙門の都督府と同じ形式であり、かなりの重い権限が与えられたことが判る。繕工のもとには、経歴司が設けられ、従五品の経歴一員と正七品の都事四員を配した⁽⁴⁷⁵⁾。その二日後に、陳珪と王通が北京行後軍都督府事の兼掌を命じられていることから判断して、工事は引き続き北京行後軍都督府を中心に進められたと考えられる。

掌繕工事となった陳珪は、揚州府泰州の人で、騎射をよくすることから驍騎右衛の騎兵総旗となり、洪武初年の北伐では徐達の麾下にあった。その後、燕山中護衛百戸となり、燕王に従ってモンゴルとの戦いで前鋒として活躍した。靖難の役でもしばしば軍功を挙げたが、のちに世子の側で北平防衛を担当し、中軍都督僉事に昇任し泰寧侯に封じられた。すでに述べたように、永樂十五年に繕工の印を給されて正式に紫禁城工事の統括を命じられることになるが、実際には永樂初めから北京にあって宮繕工事に携わっていた。彼の計画立案は筋道立っており、帝に褒奨されたという⁽⁴⁷⁶⁾。陳珪は、紫禁城の完成を見ることなく、十七年四月に八五歳で死去した。齡八〇を超えて繕工のポストに就任していることから判断して、おそらく、実務は、陳珪とともに營造総督の任にあった安遠侯柳升や行在都察院左副都御史李慶に委ねられていたのであろう⁽⁴⁷⁷⁾。また個別の工事を監督した者には、成山侯王通、興安伯徐亨、都督薛祿⁽⁴⁷⁸⁾・金玉・章安・譚広⁽⁴⁷⁹⁾などがある。糧賞の支給は、行部尚書郭資⁽⁴⁸⁰⁾や行部侍郎崔衍らが担当した。

3 第三次北京巡幸への出発

十五年三月、光祿寺卿胡榮の娘を皇太孫妃に冊立する儀式を済ませた永樂帝は、二十六日第三次北京巡幸に向けて、南京を出発した⁽⁴⁸¹⁾。前日には、天地壇・太廟・社稷壇に巡幸を告げたくえで太祖の孝陵にも別れを告げているが、この儀式自体はこれまでの巡幸時と変わらなかった。ただし、帝自身もちろん周囲の者には、いよいよ宮殿の建設が始まる以上、おそらくこれが最後の巡幸であり、帝がもはや南京に戻ってくることはあるまいと理解されていたであろう。

三月朔日に礼部に命じて定めた〈東宮留守事宜〉には、従来の留守事宜に比べて大きな変更が加えられていた。それは、次章で詳述するように、事後報告を含めて、情報のすべてを巡幸先の皇帝のもとに集中させる体制の確立を指した点である⁽⁴⁸²⁾。

第三次の巡幸では、もう一つ従来と異なっている点がある。それは、第一次と第二次では出発に際して明記されていた扈從軍編成の記事が実録に記されていないことである。この点をつとに着目した青山治郎氏は、第一次巡幸を終えて帝が南京に滞在した期間は十四年十月二十五日から翌年三月二十六日までのわずか五ヶ月あまりであることから、南京では行軍体制のままに暫く休息がとられたとしている⁽⁴⁸³⁾。おそらく妥当な推定であろう。

さて五月朔日、永樂帝は北京に到着すると、奉天殿の丹陛に祭壇を設け天地に報告し、官員を遣わして北京の山川・城隍の諸神を祭った。さらに奉天殿で朝賀を受けている⁽⁴⁸⁴⁾。ここにいう奉天殿とは、前月の四月二十七日に完成したばかりの西宮内のそれであった。以後、永樂十八年に紫禁城の奉天殿が完成するまで三年あまり、この奉天殿を用いた時期が存在した。なお、官員が派遣された城隍廟は、順承門内の西城金城坊にあった元朝以来の都城隍廟⁽⁴⁸⁵⁾を利用

用したのであろう。山川壇の所在は明らかではないが、あるいは旧燕王府の王城内の西南に置かれていた山川壇が用いられた可能性もある。

4 奉天殿と乾清宮の建設

第三次巡幸で北京に到着した帝は、さきに触れたように早速五月三日に行在都察院左副都御史李慶を泰寧侯陳珪とともに營造総督に命じた。

十五年六月に入ると、いよいよ紫禁城の工事が始まった⁽⁴⁸⁶⁾。ただし実録の同年同六月の条には、その開始について何ら記するところがない。このためであろうか、史学に精通した清朝の趙翼ですら、紫禁城の奉天殿のみは他の宮殿に先んじて永楽八年の時点で完成していたという誤りを犯している⁽⁴⁸⁷⁾。八年七月モンゴル親征から帰った帝が祝賀を受けた奉天殿は、王璞子氏もすでに指摘しているように、旧燕王府の承運殿を改称したものにすぎない⁽⁴⁸⁸⁾。

幸い、永楽十五年十一月十一日に永楽帝が皇太子に宛てた書簡「瑞應諭皇太子書」が『皇明詔令』巻六、成祖文皇帝下に残されており、これによってこの時期に奉天殿と乾清宮の工事を着工していたことが判明する⁽⁴⁸⁹⁾。

皇帝書もて長子皇太子に諭す。この月初二日に奉天殿・乾清宮を起（工）す。初八日辰の時に至り、二處俱に五色の瑞光を現わす、燭曜時を移し、輝騰^音官に接す。群目皆睹て、衆情歡耀す。初九日、金水河の氷凝結し、衆形神巧時に異なる。初十日、奉天殿・乾清宮復た瑞を現わす。此れ金水河の氷復た瑞を凝し、奇巧^{いよ}愈いよ勝る、廷臣稱賀し謂らく、上天の朕が徳を眷顧して致すところなり、と⁽⁴⁹⁰⁾。

十一月二日に奉天殿と乾清宮の工事が始まると、八日の辰の刻（午前八時ごろ）に、奉天殿と乾清宮が建てられる辺りに五色の瑞光が現れ、しばらく照り輝いていた。その輝きは、これから建つであろう宮殿の姿を写し出すかのよう

で、これを目にした多くの者たちは歓喜した。九日になると、金水河の水が氷結し盛り上がった。その重なり合った形は精巧でいつもとは異なっていた。十日には、奉天殿と乾清宮にまた瑞光が現れ、金水河の氷の造形も、ますます精巧となった。廷臣たちは、「上天が帝の徳を眷顧されている証です」と述べたという。

『太宗実録』卷一九四、永樂十五年十一月壬申（二十一日）の条にも、「金水河及び太液池の氷、凝して樓閣・龍鳳・花卉の状を具し、奇巧特に異なる⁽⁴⁹¹⁾」とあり、金水河と太液池の氷の造形が、宮殿の樓閣や龍・鳳の姿を呈していたことを載せているが、奉天殿・乾清宮の起工についてはどこにも触れていない。これは、本書序章ですでに指摘したように、永樂末年の奉天殿や乾清宮の焼失以後に『太宗実録』が編纂されたために、瑞祥と密接に関わると見なされたこれらの建設の開始に意図的に記載しなかったのであろう。

さらに実録では、とくにこれを一緒に観ることを許された群臣たちが、二十一日に礼部尚書呂震を筆頭に上表し祝賀すると、帝は拒んでこれを受けなかったとしているものの、実際には『皇明詔令』に見えるように、瑞応が出現したことをわざわざ南京の皇太子のもとに伝えていた。

張萱撰の万曆重編『内閣藏書目録』卷八、雑部に見える『聖徳瑞應詩』二十冊は、おそらくこの時の群臣の歌頌をまとめたものである。その一部は、中国第一歴史・案館所蔵の「明永樂朝詞臣獻頌⁽⁴⁹²⁾」によって窺うことができる。これに収められた翰林院学士楊榮の「聖徳瑞應頌 有序」にも、以下のように永樂十五年十一月二日に始めて宮殿を建てたと記しており、さきの永樂帝が皇太子に宛てた書簡の記述とも符合する。

維_レ今永樂十五年、車駕ここに駐蹕し、文武小大の臣に詔して、各おの所事に蒞み、以て羣工を率いて十一月二日に始めて奉天殿・乾清宮を建てしむ⁽⁴⁹³⁾。

これ以後、宮殿建設の工事は本格化したはずであるが、『太宗実録』には工事の具体進行状況を示す史料があまり残

されておらず、工事がピークを迎えたと思われる十六、十七年に、营造にあたつた人夫や工匠に対する賑恤の記事が散見されるだけである⁽⁴⁹⁴⁾。ただ、同書卷二一九、永樂十七年十二月己丑の条には、監察御史鄧真が一〇項目からなる上奏を提出した中で、「当今の急務とするところは、北京宮殿に如くは無く、それ諸もろの造作はみな宜しきに隨うべき」にもかかわらず、民力や工事の重要性を判断せずさまざまな物料の買辦が横行している現状を批判した記事を載せている⁽⁴⁹⁵⁾。しかし、この鄧の指摘も、帝が「その奏を可し^よ」としていることから窺えるように、宮殿建設に対する反対意見というよりは、監察御史としての職務上の不正摘発であつた。物料の買辦については、宮殿工事が最終段階に入った十七、八年にかけて宮殿の柱椽の塗装に用いる青緑顔料の買辦がこれを産出しない地方に一〇〇斤単位で科派され、各地で買付けが始まると、大青一斤が鈔一万六〇〇貫に高騰するというような混乱した事態も生じていた⁽⁴⁹⁶⁾。またこの時期には、平江伯陳瑄が統率している漕運軍士を北京宮建に動員することも始まつたことが知られる⁽⁴⁹⁷⁾。

ほかに、実録には宮殿建設が始まると、帝が营造に携わる人夫や工匠の賑恤にとくに意を払つたことが載せられている。監察御史鄭埜は、一万人を超える北京营造に従事する者の視察を命じられ、病人の衛生状態を改善し、薬や食事を与えたことから死者が減少した⁽⁴⁹⁸⁾。また行在工部に命じて、「安樂宮」を設置して病人を収容したのも、その一例である。ここでは、太医院所属の医士三五〇人を率いて施薬治療にあつたというから、かなりの数にのぼる病人を収容していたようである⁽⁴⁹⁹⁾。安樂宮で療養する病人には、特別に白米が支給された。長期間病が治らない者には、行糧を支給して郷里に護送した⁽⁵⁰⁰⁾。また交替の時期が来ても留まつて工作を志願する山西振武衛等処の職人周張保らには、とくにそれぞれ交鈔四〇錠、布四疋、綿花三斤を賞し、さらにこれを統率する千戸や百戸には一〇錠を増した⁽⁵⁰¹⁾。宮殿工事も終わりに近づいた十八年三月に、北京宮建に従事する在外軍民工匠の家に対して雑役免除の詔を出し

たのは、ちょうどこの時期に山東で起こった唐賽兒の乱に示された民衆の不满に対処するものであったと考えられる⁽⁵⁰²⁾。

永樂十八年十二月に至り、十五年六月に始まった宮殿の工事が三年半を経て完成した。

初めて北京を營建す。凡そ廟社郊祀の壇場・宮殿門闕の規制は悉く南京の如くす、而して高敞壯麗これに過ぐ。

復た皇城東南に皇太孫宮を建て、東安門外の東南に十王邸を建て、通く屋を爲ること八千三百五十盈たり。永樂十五年六月に興工し、ここに至りて成る⁽⁵⁰³⁾。

工事完成に対する賞賜の際には、營繕清吏司郎中蔡信を工部右侍郎に昇任した。ほかに營繕所副吳福慶ら七員を所正に、所丞楊青ら六員を所副に、木瓦匠金珩^{こう}ら二三人を所丞に昇任した。工事を監督した文武の官員や軍民の人夫や工匠も、それぞれ交鈔や胡椒・蘇木の賜与に預かっている。

この時北京に建設された宮殿門闕は、すべて洪武以来の南京の旧制に倣った⁽⁵⁰⁴⁾。宮殿の扁額のひとつは、中書舍人朱寅（字、孔暘）の揮毫によるもので、その功勞により、翰林院編修に拔擢した⁽⁵⁰⁵⁾。朱寅は、六書に通じており、その書は晋や唐代の作風があったという。

なお、さきの実録で「營建北京」の内容として挙げられているのは、太廟・社稷壇・天地壇や宮殿・門闕のほか、皇城東南の皇太孫宮⁽⁵⁰⁶⁾と東安門外東南の諸王邸（十王邸⁽⁵⁰⁷⁾）の建設などである。このことは、十八年末の段階でできあがっていたのは、これらの皇帝祭祀や宮殿を中心とした施設であり、南郊の天地壇、皇城内の太廟・社稷壇⁽⁵⁰⁸⁾と皇太孫宮および皇城外の十王邸を除けば、宮城内の建物にとどまっていたと推定される。しかも、皇帝祭祀として最も重要な天地壇は、近年の姜舜源氏の研究によれば、新たに創建したものではなく元の郊天台を改造したに過ぎなかったことが明らかにされている⁽⁵⁰⁹⁾。従って、永樂十九年の遷都の時点をもって、首都北京の諸施設の多くが新たに完成

していたという一般的イメージは修正されなければならないであろう。

5 南城壁の拡張

北京城の城壁は、永楽元年の北京昇格以後も洪武以来の北平府城がそのまま用いられていた。そもそも北平府城は、元以来の大都城を継承したものであった。北城壁部分のみは、洪武元年に大將軍徐達が指揮華雲龍に命じて旧城壁の南五里に新たに城壁（一八九〇丈）を築かせた⁽⁵¹⁰⁾。このため、城壁の周囲は大都城周囲六〇里から四〇里に縮小し、城内の面積も五一・四平方キロメートルから二八・七平方キロメートルに縮小した⁽⁵¹¹⁾。この工事は、大都城を手に入れたばかりの明朝がモンゴルへの軍事的防衛を強化するために行ったもので、これにより北平府城の北側部分は旧城壁（土城）と新城壁とによって二重に守られることになった。北城壁の二門を安定門と徳勝門と命名した⁽⁵¹²⁾のも、こうした防衛強化の意図を示している。またこの時、従来の版築でできていた土城を磚^{れんが}で包む磚城化の工事も始まった⁽⁵¹³⁾。

永楽年間に入ってから、四年八月と五年八月に霖雨^{ながあめ}により損壊した北京城の城壁修築工事が行われたことが実録に見える⁽⁵¹⁴⁾。とくに四年の時は、城壁五三二〇丈（約一六・五キロ）と天棚・門楼・鋪臺一ヶ所が壊れたため、軍民を動員して工事を行った。被害が発生したのは、前月閏七月に巡幸に備えた營建工事の命が下った直後のことであり、実録には明記されていないものの、これ以後、北京に徵発された軍士や民丁を用いて修築工事が行われた可能性がある。というのは、五年の被害の際に、農閑期を待つことなく直ちに軍民を動員して修理工事に取りかかっているからである。

第一次巡幸中の七年には、北側の安定門城濠を修理している⁽⁵¹⁵⁾。第二次巡幸中の十三年には、北京城の城壁修築工

事を行っている⁽⁵¹⁶⁾。その二月には、北京城の麗正門・文明門・順承門・齊化門・平則門・東直門・西直門・安定門・德勝門の九門を管理する城門郎を設置した。城門郎は各門六員が置かれ、官秩は正六品であった⁽⁵¹⁷⁾。城門郎の配置は、南京城とともに実施されたものであるが、北京城の管理体制の整備が一段と進んだことを示している⁽⁵¹⁸⁾。

その後、新たに南城部分の拡張工事に取りかかり、紫禁城部分の奉天殿や乾清宮の工事が最終段階に入っていた十七年十一月までに、その工事を終えたことが実録に見える。

北京の南城を拓く、計るに、二千七百餘丈⁽⁵¹⁹⁾。

拡張された城壁の長さは二七〇〇餘丈（約八・六キロメートル）で、前述したように洪武年間に新築された北城壁の長さは一八九〇丈であったから南城壁の長さもほぼ同様と考えると、残りの東城壁と西城壁を合わせた長さは、八一〇丈あまりとなるから、南へ四〇五丈（約一・三キロメートル）ほど移動したことになる⁽⁵²⁰⁾。

南城部分の拡張工事との関連して触れて置かなければならないのは、北京城（内城部分）の中軸線上にあり、かつて南北城壁のちょうど中間に聳えている万歳山（景山）についてである。万歳山は、元朝の大内の延春閣の旧址に築かれたことから、元を厭勝する京師の「鎮山」として知られている⁽⁵²¹⁾。鄭連章氏は、洪武年間の中都鳳陽皇城の北に位置する万歳山に倣って、永樂年間に護城河を掘った一〇〇万立方メートルの泥土と元朝の宮殿を拆毀した残土を積み上げて、紫禁城宮殿の「山峰屏障」として築かれたとしている⁽⁵²²⁾。その造成時期については、実録等には記録が残されていないものの、南城壁の拡張に工事に先立つことは、内城の対角線の中央に位置する万歳山の位置を基準に南城壁の拡張工事が行われたという前後関係から明らかである。ただ、宣徳年間や天順年間に至ってもなお、太液池東岸にある金朝以来の離宮であった瓊島が「万歳山」の名で呼ばれて遊覧の対象となっていたことから、紫禁城後方の万歳山が整備されたのは明代中期まで降ると考えられる。

さて、南城壁の拡張に伴い、翌年三月には、行在工部に命じて皇城近くに居住する者に対し移転費用を支給して立ち退かせている。

工部に命じて、京師の民居の皇城に近く當に遷すべき者は、量りて費する所を給し、隙地を擇び、これを處せしむ⁽⁵²³⁾。

その際、防火対策として、城壁から二〇丈（約六四メートル）ほどの火除地^{ひよけち}を設けている⁽⁵²⁴⁾。

のちに翰林院侍講鄒緝が「奉天殿災疏」の中で、北京宮建以来、都城空間の大規模な改造によって移転を余儀なくされて混乱した事態を述べているのは、このころの様子を伝えたものである。なお、この「奉天殿災疏」については、本書第五章で詳しく検討する。

營建より以來、用事の人は人民の國を爲めるの本、これを安輯する所以を謀るを思わず。乃ち羣輩工匠小人をして威勢に假托し、驅迫移徙せしむ。號令^{はじ}方めて出するや、即ちに其の行^はうを欲し、力未だ施すに及ばざるに、屋すでに破壊す。或いはその墻壁を摧毁し、或いはその屋瓦を碎き、孤兒寡婦をして坐して驅迫を受け、哭泣號叫し、力の措くところ無からしむ。或いは嚴冬極寒の時に當たり、或いは酷熱霖汗の際に當たり、妻子暴露し、自ら蔽うこと能う莫く、倉遑逼迫し、向うところを知る莫し。徙すところの處、屋室方めて完するや、又た復た驅りて他徙せしむ。三四遷移して定むる能わざる者有るに至る。その既に去るに及びて空けるところの地、月を経て時を逾ゆるも、工猶ほ未だ及ばず⁽⁵²⁵⁾。

とかく工事にあたる者は、國を治める根本の人民を安定させる方法を考えずに安易な計画を立てた。現場を指揮する工匠もまた、権力を笠に着て、「地上げ屋」まがいに移転を強制した。立ち退きの命令が出るや、壁や瓦など片っ端に家屋を破壊し、孤兒や寡婦のような最も弱い者が真っ先に立ち退かされた。移転は、嚴寒や酷暑の時節もかまわず

続けられ、妻子たちは夜露をしのぐ場もなく路頭に迷った。さらにやっと引越しが済んで家屋が出来たかと思うと、また他所に移させられて、結局、三度や四度も遷された者もいた。かと思うと、移転してできた空き地はそれから一月以上も放置され、工事が始まらない場合もあった。

その後、北京城の城壁全体の大規模な改修工事が始まるのは後述するように正統年間に入ってからであり、月城が設置され楼門や鋪臺の装いを一変するのは、この工事が完了する四年のことである⁽⁵²⁶⁾。南城壁の拡張が終わると、続いて皇城南側に中央官庁の建設が始まるはずである。しかし『太宗実録』には、そのことを示す具体的な史料が残されていない。皇城南側に六部の一つ礼部衙門が建設されるのは宣徳五年のことであり、中央諸官庁の建設整備はかなり遅れていた⁽⁵²⁷⁾。

6 北京行部・北京留守行後軍都督府の廃止

北京の宮殿の完成が目前に迫った永楽十八年九月四日、行在欽天監が明年正月元旦の「上吉」の日に、新たに完成する宮殿で朝賀の儀式を挙行することを上奏して裁可された。ただちに、行在戸部尚書夏原吉を南京に派遣して勅もたらし皇太子を北京に呼び寄せる措置をとった。皇太子には、途中ゆるりと移動して十二月末までに北京に到着すればよいと、とくに指示を出していた。

北京宮殿まさに成らんとす。行在欽天監言うに「明年正月初一日上吉、宜しく新殿に御し受朝すべし」と。遂に行在戸部尚書夏原吉を遣わし、勅を齎らして皇太子を召し、道途に令して従容として行かしめ、十二月終を期して北京に至らしむ。原吉陛辭するに、鈔二百錠を賜る⁽⁵²⁸⁾。

派遣された夏原吉は、早くも十三日に南京に到着して皇太子にこの勅をもたらしした⁽⁵²⁹⁾。

月末には、あたかもこうした動きを慶賀するかのようになり、山東の青州府諸城県から体軀に龍文をもつ青毛の「龍馬」が北京の皇帝のもとに献上された⁽⁵³⁰⁾。龍馬は、古の帝堯のごとき仁徳に優れた帝王の世の出現を予兆する神馬として知られている。しかし、折よくこれが山東の諸城県から献上されたのは、それなりの理由があったのかもしれない。というのは、ほぼ半年前の二月から三月にかけて諸城県を含む青州府下では、白蓮教徒の唐賽児が府治の置かれた益都県の卸石柵寨に拠って蜂起したことがあったからである⁽⁵³¹⁾。永樂帝は、安遠侯柳升を総兵官に任命してその討伐に向かわせ鎮圧したものの、首謀者と目された「仏母」の唐賽児は行方を眩ましていた。生け捕られた「賊首」劉俊らはもちろんのこと、山東の布政使儲埏・張海や按察使劉本以下の官、さらには反乱の発生した府県の官吏の多くが適切な処置を怠った責任を厳しく追及されて誅殺された⁽⁵³²⁾。現地では、その汚名を返上する機会が模索されていたことは想像に難くない。

十月朔日、留守を任されていた皇太子にとって最後となった太廟の享祀を終えると、皇太子は十七日に南京を出発した⁽⁵³³⁾。それから十日あまりの二十八日には、孝陵の松柏に太平の世の到来を表す甘露が降りたという孝陵の松柏⁽⁵³⁴⁾。南京の留守を任されていた皇太孫は、これを採って太廟に薦め、北京の永樂帝のもとにも上表してこれを献じた。孝陵の松柏に甘露が降りたのは、この時が初めてではない。近くは、前年の十月十七日から二十日にかけても連日降りたことがあった⁽⁵³⁵⁾。皇太子とともに南京に残っていた楊士奇は、「甘露表」を上表し、周敘は、「瑞應甘露頌」を奉呈した。孝陵に降る甘露は、永樂帝の遷都の意志に対する太祖の同意を象徴するものであった⁽⁵³⁶⁾。十一月には、遷都の実現を目前にして北京行部の廃止と行在衙門の整理と統廃合が行われた。

北京行部並びに所屬の吏・戸・禮・兵・刑・工六曹清吏司・照磨所・司獄司を革す。その屬官は俱に調用す。(中略)北京行部所屬の順天等八府、保安・隆慶二州は並びに京師に直隸す⁽⁵³⁷⁾。

行政系統では、北京行部とその所属の六曹清吏司・照磨所・司獄司を廃止し、これらの属官をすべて他の官庁に調用した。これに伴い、行部に所属していた順天・保定・河間・真定・順徳・広平・大名・永平八府と保安・隆慶二州⁽⁵³⁸⁾をすべて京師北京に直隸させ、ここにいわゆる「北直隸」が成立した⁽⁵³⁹⁾。また行部所属のうち、財政関係の宝鈔提挙司・承運庫・行用庫⁽⁵⁴⁰⁾・広盈庫・張家湾塩倉檢校批驗所は戸部に所属を移し、会同館・大通関は兵部に、工曹清吏司下の織染所・雑造局と盧溝橋・通州・白河三処の抽分竹木局は工部に移した。

北京行部の廃止により、行部尚書郭資は戸部尚書に、行部侍郎李昶は戸部右侍郎に、同じく李友直は工部左侍郎に、崔衍は兵部右侍郎に改められた⁽⁵⁴¹⁾。

また北京の京師化に伴って、行在戸部と刑部、ならびに南京の戸部と刑部の北京清吏司が廃止された。同様に、行在都察院ならびに南京都察院の北京道も廃止された⁽⁵⁴²⁾。刑部には、新たに雲南・交趾・貴州の三清吏司が増設された。これは、洪武の半ば以降一時期、これらの雲南（洪武十五年設置）・交趾（永樂五年設置、宣徳三年廃止）・貴州（永樂十一年設置）の三布政使司が設けられて、「十四布政使司」体制となっていたのを承けたものである。同様に、都察院も雲南・交趾・貴州の三道を増設した。さらに、北京行太僕寺を太僕寺に、北京国子監を国子監に改めた。

都城の警察業務を主に担当した北京五城兵馬指揮司は、東城・西城・南城・北城・中城の五兵馬指揮司に分割され、それぞれの管轄区域の治安維持を受け持った。また北京光祿寺と所属の大官・良醞・掌醞・珍羞の四署は廃止された。そもそも、北京光祿寺は永樂初年に旧燕王府の典膳所を改編したものであり、所属の大官・良醞・掌醞・珍羞の四署も、巡幸の開始にあたって七年に北京に独自に設置されたものであったからである⁽⁵⁴³⁾。

軍政系統でも、北京留守行後軍都督府の廃止に伴うさまざまな措置が定められた⁽⁵⁴⁴⁾。まず第一に北京留守行後軍都督府の帳簿や文書は、後軍都督府の管轄に移され、その官印は、礼部に送って銷燬した。夜巡銅牌⁽⁵⁴⁵⁾と門禁鎖鑰は、

中軍都督府の管轄となった。出関勘合も中軍都督府が編置し、兵部と合同で押印のうえ印綬監に送って保管し、各関にも別に文簿を置き、出関する者は、通政司が上奏し印綬監に赴いて勘合の照という手続きを取らせるようにする。第二に、永楽初年に設けられた金吾左・金吾右・羽林前・燕山左・燕山右・燕山前・大興左・濟陽・濟州・通州の上十衛はすでに親軍指揮使司となっているので、その文書行移と守衛官軍は、南京上十衛の例に依拠する。第三に、各衛官軍で、現在南京と行在衛に分かれている者は、ともに原衛に入れて上直守衛させる。第四に、南京の留守五衛は、衛ごとに官軍の半分を移して、北京にも留守中・左・右・前・後の五衛を開設する。所屬は、従来どおり五軍都督府に属して北京城の城門を分守し、皇城の四門を交替で取り締まらせる。第五に、北京牧馬千戸所は、南京軍を調兵して北京に到達するのを待って牧馬千戸所に統合する⁽⁵⁴⁶⁾。第六に、まだ北京に残っていた趙王の常山三護衛の文書行移は、就藩が実現していない韓王の安東中護衛⁽⁵⁴⁷⁾の例に依拠するなどである。

さらに兵部に命じて、孝陵、濟川、広洋、水軍左・右、龍江左・右、江陰、横海、天策・英武・飛熊、広武、応天などの衛を南京に留めて守備させる一方、神策、鎮南、驥騎、瀋陽、虎賁、豹韜、龍驤、鷹揚、興武、龍虎、武徳、和陽、瀋陽右などの衛を北京を移して守備させた。かくして、いわゆる「南京衛」と「京衛」とが成立した。

皇城の守衛官軍の増強も行われた。従来は金吾・旗手・府軍・虎賁衛が午門・端門・承天・長安左右門を宿衛していたが、他の任務に調遣され数が不足したことから、これに羽林・濟川^州・濟陽・燕山の四衛の軍士を加えて宿直させた⁽⁵⁴⁸⁾。

北直隸の馬政を掌っていた北京苑馬寺と六監二十四苑の牧場は廃止され、太僕寺に統合した。これは、これまで扈從軍士による牧場での飼育から、民間に散給して畜牧する方法（民牧）に変えたことに伴うものであった⁽⁵⁴⁹⁾。これ以後、北直隸を中心とした孳牧体制が確立した⁽⁵⁵⁰⁾。

おわりに——永樂十九年元旦朝賀の儀式

十一月四日に、帝は明年新殿で朝賀を受ける旨の詔を全国に発した。その詔の一節には、宮建工事が「今すでに告成し、選ぶに永樂十九年正月朔旦を以て、奉天殿に御し百官に朝し、誕ニに治理を新たにし、用て雍ちつ熙たいへいのよを致さん⁽⁵⁵¹⁾」⁽⁵⁵¹⁾とある。つまり、来る元旦に挙行される奉天殿朝賀の儀式は、「治理を新たにす」すなわち統治原理の改新をもたらすものと明言されていた。この詔は、国内はもちろん隣国朝鮮の李朝の朝貢使節にも、礼部を通じて詔の写しが与えられた⁽⁵⁵²⁾。その写しは、山東青州府での龍馬出現と南京孝陵に降った甘露の知らせとともに朝鮮本国に伝えられた。

十一日には、帝は官を派遣して皇太孫に対しても皇太子と合流して十二月末を期して北京に至るように命じた⁽⁵⁵³⁾。それから十日あまりのうちに皇太孫は南京を出発して、途中で皇太子に追いついた⁽⁵⁵⁴⁾。十二月二十一日、皇太子招聘の大臣にあたった夏原吉は、一行より一足先に北京入りし、皇太子と皇太孫が間もなく予定どおり到着することを伝えると、帝は諸司に命じて官を派遣して西南の良郷県まで出迎えるように指示した⁽⁵⁵⁵⁾。それから四日後、皇太子と皇太孫が北京に到着した⁽⁵⁵⁶⁾。『太宗実録』には記載がないが、おそらくこの時南京に残っていた宮女たちの多くも北京に移動したと推定される⁽⁵⁵⁷⁾。

明けて十九年正月元旦、計画どおり朝賀の儀式が完成したばかりの奉天殿で盛大に挙行された。早朝、永樂帝は朝賀の儀式に先立ち自ら太廟に至り、徳祖・懿祖・熙祖・仁祖・太祖の五廟の太皇と太后の神主を奉安した。皇太子には、天地壇に昊天上帝と厚土皇地祇の神主を、皇太孫には、社稷壇に太社と太稷の神主をそれぞれ奉安させた。また山川壇には、黔国公沐晟に命じて山川諸神を奉安させた。その後、奉天殿で朝賀を受けると、文武群臣や外国の使節

を宴席でもてなした⁽⁵⁵⁸⁾。外国の使節では、朝鮮国王が元旦を賀するために遣わした恒例の使節が朝貢していたが、この遷都の儀式のために特別に仕立てたわけではなかった⁽⁵⁵⁹⁾。またこの時には、鄭和の第四次南海遠征の帰還に同行した忽魯謨斯・阿丹・祖法兒・刺撒・不刺哇・木骨都束・古里・柯枝・加異勒・錫蘭山・溜山・喃渤利・蘇門答刺・阿魯・滿刺加・甘巴里の一六国の使臣、及び太監張謙に従って来朝しフィリピンの古麻刺朗国王がはるばる北京まで朝貢していたから、この日の朝賀にも参列したことであろう⁽⁵⁶⁰⁾。

魯王府紀善の梁本之は、この日「賀建北京表」を上表した⁽⁵⁶¹⁾。近侍の楊榮や陳敬宗らも、競って「皇都大一統賦」を帝に献呈した⁽⁵⁶²⁾。正六品の吏部主事にすぎない蕭儀でさえも、この日にあわせて「皇都大一統頌⁽⁵⁶³⁾」を上呈していた。蕭はその序の中で、東は「扶桑」の国（日本）から西は「昧谷」の国⁽⁵⁶⁴⁾までが朝貢し、南は南極から北は陰山までを版図に入れる空間の中心に所在するという北京の位置からすれば、日本がこの時期に朝貢していない⁽⁵⁶⁵⁾など前述した朝貢国の数は、永楽帝にとって必ずしも満足のものではなかったかもしれない。

十五日には、大赦の詔が発せられた。大赦の内容は、この日より以前の犯罪のうち、謀反大逆・謀殺・強盗などを除いて、すでに発覚したか結審したかを問わず、また罪の大小なくみな赦免した。ほかに一五項目からなる「寛恤事宜」も附されていた⁽⁵⁶⁶⁾。

三月十五日には、新しい奉天殿で殿試が初めて行われた。四日後の十九日に曾鶴齡以下二〇一名が進士及び進士出身・同進士出身を賜った⁽⁵⁶⁷⁾。この辛丑科の合格者の中には、のちに土木の変直後の北京防衛で活躍することになる兵部尚書于謙が名を連ねていた⁽⁵⁶⁸⁾。黄榜（合格者名簿）が長安門外に張り出されるのを目にした公卿大夫や士庶人は、「都邑肇建し人才彙進すること、かくの如し、夫れ豈に偶然ならんや」と語り合ったという⁽⁵⁶⁹⁾。

永楽十九年正月元旦を期して実現した遷都は、永楽元年以来の両京体制のもとで、いわば二焦点をもつ楕円のごと

く、これまで南京と北京とに分かれていた帝国の中心の一致をさせることであった。その意味で、朝賀の儀式に先立って、南京で監国の任にあたっていた皇太子を永樂二年正月以来初めて北京に呼び戻し、太廟には当然のことながら皇帝自らその神主を奉安したものの、天地壇への神主の奉安を皇太子に分担させた事実は、極めて象徴的意味が込められている。十八年十一月以来にこれらの一連の儀式を目にした都城の多くの人々の中には、南京で留守を守っていた皇太子までもが北京に呼び寄せられて国家祭祀を担当することによって靖難の役終結直後から始まった遷都プロジェクトが完了し、ここに遷都が実現したと実感したことであろう。隣国の朝鮮でも、この奉天殿での朝賀は遷都の実現と受けとめられていた。世宗は、永樂十九年二月に明朝から還った通事全義よりその年の正月奉天殿に御し朝賀を受ける旨の詔の写しを受け取ると、翌日「今、皇帝は北京に定都す。禮として當に進賀すべし」と述べて、献上する馬一〇匹を用意するよう指示した⁽⁵⁷⁰⁾。

しかしながら、この時点では、紫禁城内の宮殿は出来上がったとはいえないものの、前述したように中央の諸官庁が新たに完成していたわけではなかった。まして北京城の首都空間全体の成立もまだ先のことであった。のちに大明門の左右に配される五軍都督府や六部などの官庁街は、まだ新築されていなかった⁽⁵⁷¹⁾。一例を挙げれば、太常寺は元朝以来の万寿宮の承慶堂に間借りしており、祭器などもそこに収蔵していた⁽⁵⁷²⁾。天地壇に向かうルートにあたる正陽門橋梁すらまだ完成していなかった⁽⁵⁷³⁾。こうした点を考慮に入れると、宮城部分の完成を以て遷都の実現を急いだという感じがしないわけではない。確かに、急がされるべき理由があった。というのは、即位からちょうど二十年目を迎え、なおかつ還暦の齡を越えたうえに、持病も悪化⁽⁵⁷⁴⁾していた永樂帝にとつて、もはや残された時間はそう多く無かったからである。

- (1) 壇上寛『明朝専制支配の史的構造』（汲古書院、一九九五年）。阪倉篤秀「建文帝の政策」『人文論究』二七卷三・四号、一九七八年。佐藤文俊『明代王府の研究』（研文出版、一九九九年）。ただし、佐藤著書六四頁では、永楽以降親王の分封地がすべて内地となったことに着目して、永楽帝のもとで太祖の諸王封建戦略が変更されたことを指摘している。
- (2) 本書第一章 初期明朝政権の建都問題。『明史』卷四〇、地理志、南京、「（洪武）十一年正月改南京爲京師。」
- (3) 『明太宗実録』卷一、洪武三十一年閏五月乙酉の条、『国権』卷一一、洪武三十一年閏五月乙酉の条。
- (4) 北京遷都研究に先鞭をつけた呉晗論文「明代靖難之役与国都北遷」『清華学報』一〇卷四期、一九三五年の中では、「南京は、事実上（永楽）七年の北京巡狩以後、すでに政治上の地位を失い、十九年に正式に副都に改められた」（九三七頁——訳は引用者）としており、永楽七年遷都説とみなすことができる。ただし、北京巡狩と南京監国体制のもとで行われた両京の政治的機能分担の実態に対して十分な検討を行ったとは言い難い点がある。
- (5) 正徳『大明会典』卷二、吏部一（吏部）、永楽初、陞北平爲北京、總置行部。後既遷都、又分置六部、各稱行在某部。十八年定都于北、除行在二字。」
- なお、万曆『大明会典』卷二、吏部一（吏部）も、正徳『大明会典』を踏襲しているが、若干表現が異なっている。

- (6) 『清聖祖実録』卷一一七、康熙二十三年十月癸亥、「明自文皇靖難之後、嘗以燕京爲行在。宣德末年、遂徙而都之。」
- (7) 本書第五章 南京還都、および第六章 洪熙から宣徳へ。
- (8) 本書第四章 北京巡狩と南京監国。
- (9) 侯仁之「元大都城与明清北京城」『歴史地理学的理論与实践』（上海人民出版社、一九七九年）、のちに「明清北京城」改題し、『侯仁之文集』（北京大学出版社、一九九八年）に収録。单士元「明代营建北京的四箇時期」『故宫札記』（紫禁城出版社、一九九〇年）。
- (10) 北京史研究会編『北京史論文集』一九八〇年。楊寬『中国古代都城制度史研究』（上海古籍出版社、一九九三年）第六章（十）明代北京城的改建も、永樂五年に開始された北京での宮殿建設工事を旧燕王府の改造（西宮）に限定していることから判断すれば、十五年説に近い。
- (11) 北京市社会科学院歴史所編『北京史研究（一）』一九八六年。
- (12) 『紫禁城建築研究与保護——故宫博物院建院七〇周年回顧』（紫禁城出版社、一九九五年）。
- (13) 北京市社会科学院歴史所編『北京史研究（二）』一九八六年、のちに閻崇年『燕歩集』（北京燕山出版社、一九八九年）に収録。
- (14) 『朱明王朝史論文輯——太祖・太宗篇』（国立編訳館主編、一九九一年）。
- (15) *infrastructure* は、一般には、運河、道路、港湾などの産業基盤となる社会資本を意味するが、ここでは、広く首都空間を構成する住民生活に関わる社会資本をも含めて用いることにしたい。

(16) 因みに、Farmer, Edward L. *Early Ming Government: The Evolution of Dual Capitals*, Harvard University Press, 1976. は、第一

段階（一四〇二～〇九年）、第二段階（一四〇九～一七年）、第三段階（一四一七～二一年）の三段階に区分している（一一五頁）。

(17) 靖難の役の性格については、檀上寛「明初建文朝の歴史的位置」『中国—社会と文化』七号、一九九二年、のちに註（1）前掲の檀上著書収録の研究史整理が参考となる。川越泰博「それぞれの靖難の役——燕王・建文政権

・諸王」『中央大学文学部紀要』史学科四一号、一九九六年は、従来の研究に見られる「洪武朝での中央集権化策と諸王分封制との自己矛盾の破綻」「開明政治を実行する皇帝文人集団と保守的親王軍人集団の間の闘争」と捉える図式的理解に対して、「靖難の役そのものを構成している要素は、“私闘”という用語で括れる」と批判する。ただし、一九九七年にまとめられた川越著書『明代建文朝史の研究』（汲古書院）には、この部分は収めておらず、「私闘」という語も用いられていない。私見では、これまで指摘されてきた様々な性格規定に加えて、燕王側が強く意識したように靖難の役が「南北戦闘」（『明太宗実録』卷六九、永楽五年七月乙卯）として戦われたことの帰結として、顕在化した南北の対立と格差の解消という課題が、永楽政権にあらためて付与された点も重視すべきであると考ええる。

(18) 『明太宗実録』卷九下、（建文）四年六月乙丑、「時諸王及文武群臣父老人等皆來朝。建文君欲出迎、左右悉散、惟内侍數人而已。乃嘆曰、我何面目相見耶。遂闔宮自焚。上望見宮中煙起、急遣中使往救。至已不及、中使出其屍於火中、還白上。」

および『李朝実録』太宗卷四、二年（建文四年）九月戊申、「通事康邦祐來遼東至平壤、西北面都巡問使飛報、邦祐言六月十三日、燕王戰勝、建文皇帝命焚奉天殿、而自縊于殿中、后妃宮女四十人自死。」

『明史紀事本末』卷一八、壬午殉難。

川越泰博「永樂政權の成立と復活人事」『集刊東洋学』七七号、一九九七年。

吳寛『匏翁家藏集』卷七一、「止庵吳府君墓表」。商傳『永樂皇帝』（北京出版社、一九八九年）一三一頁参照。

『国朝献徵録』卷八四、浙江一、「浙江按察使王良伝」（忠節録）。

『明太宗実録』卷一〇下、洪武三十五年七月戊申の条、卷一一、洪武三十五年八月己卯の条。

『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月壬子の条。

『明太宗実録』卷九下、洪武三十五年六月庚午（十八日）、「命五府・六部、一應建文中所改易洪武政令・格條、悉復舊制、遂仍以洪武紀年、今年稱洪武三十五年、復諸殿門舊名。」

これ以後、明末万曆二十三年に至るまで、「建文」の年号は革除されていた。このため、この間に編纂された史書等では、建文元年、二年、三年、四年を洪武三十二年、三十三年、三十四年、三十五年というように洪武紀年が用いられている。後世の著作の中にも、こうした洪武紀年を用いているのがまま見受けられるのは、この時期の史料表記に引きずられたためである。本書では、永樂帝によりこの命が発せられた六月の時点から逾年改元される十二月末までの期間にのみ、洪武三十五年の紀年を用いた。

なお、顧炎武は「革除辨」（『顧亭林詩文集』卷一）を著し、『太宗実録』に載せる七月朔日の詔には、「一、今年仍以洪武三十五年爲紀、其改明年爲永樂元年」とあるのみで「革除」の表現が見られないことや、永樂帝即位の六月己巳以前の建文年間を、単に元年、二年、三年、四年と表記し、洪武紀年を用いていないことを手がかりに、永樂帝自身は本来は、即位後の七月から明年の永樂改元までを洪武三十五年の紀年を用いたものであり、六月以前の建文の年号まですべてを革除したわけではないこと、帝におもねる臣下が奏疏や文移などで建文年間

(32) (31)(30)(29)(28)(27)(26)

すべてに洪武紀年を用いたため、革除が拡大解釈されたと主張している。これに対し、王崇武氏や呉緝華氏は、永楽年間に官修され実録も依拠した『奉天靖難記』では、洪武三十二、三十三、三十四、三十五年と表記されていることなどを根拠に挙げて、永楽年間の史書編纂の時点で建文年号が用いられなかったことから、顧炎武の推察は事実ではないと否定した。王崇武「奉天靖難記注」『国立中央研究院歴史語言研究所專刊二八本、一九四八年二九頁。呉緝華「明代建文帝伝統皇位上の問題」『大陸雜誌』一九卷一期、一九五九年、同「明代紀年問題」『大陸雜誌』特刊二輯、一九六二年、のちに『明代制度史論叢』下冊、台湾学生書局、一九七一年に収録を参照。呉氏が指摘するように、永楽帝の在位中において建文年号をすべて革除する慣行が定着していたことは事実と判断される。蛇足ながら一例証を付け加えれば、燕王を支えた道衍こと姚廣孝の撰にかかり、永楽二十一年三月十八日に立石された「相城妙智庵姚氏祠堂記」（『逃虚子集』補遺所収）でも、「三十二年己卯、上舉兵平内難、賓於幕下。内難平既（既平？）、三十五年壬午登寶位」と記し、洪武紀年を用いている。

『明太宗実録』卷一〇下、洪武三十五年七月丙午の条。

『明太宗実録』卷一六、永楽元年正月庚辰の条。

『明太宗実録』卷二〇下、永楽元年五月癸卯の条。

『明太宗実録』卷一七、永楽元年二月己巳の条。

『明太宗実録』卷二〇下、永楽元年五月甲午の条。

『明太宗実録』卷一〇上、洪武三十五年七月壬午朔、『皇明詔令』卷四、成祖文皇帝上、「即位詔」洪武三十五年

七月初一日。実録と詔令では若干字句が異なっているが、ここでは実録に従った。

『明太宗実録』卷一〇下、洪武三十五年七月甲辰の条。

(45)(44)(43)(42)(41)

『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月甲寅の条。
『明太宗実録』卷一二上、洪武三十五年九月辛巳朔の条。
『明太宗実録』卷一五、洪武三十五年十二月丙寅の条。
『明太宗実録』卷一五、洪武三十五年十二月庚戌朔・癸丑の条。
『明太宗実録』卷一八、永樂元年三月甲午、卷一九、同年四月甲子、卷二〇下、同年五月癸卯の条。
『明太宗実録』卷三八、永樂三年正月庚申の条。
開中法については、藤井宏「明代塩商の一考察」『史学雑誌』五四卷五・六・七号、一九四三年。寺田隆信「開中法の展開」『明代滿蒙史研究』一九六三年、のちに『山西商人の研究―明代における商人および商業資本』（東洋史研究会、一九七二年）に収録などを参照。
『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月丁巳の条。
『明太宗実録』卷一四、洪武三十五年十一月壬午の条。
『明太宗実録』卷一五、洪武三十五年十二月乙丑の条。
『明太宗実録』卷一九、永樂元年四月己酉の条。
『明太宗実録』卷二八、永樂二年二月戊子、「戸部尚書郁新等言、往年爲北京軍儲不足、下令開中鹽糧、淮浙鹽於北京倉納米者、每引二斗五升、於德州倉納米者每引三斗五升。今北京所轄地方米價已賤、若仍准前例、誠爲虧官、宜通一斗。從之。」

(40)(39)(38)(37)(36)(35)(34)(33)

『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月甲寅の条。
『明太宗実録』卷一二上、洪武三十五年九月辛巳朔の条。
『明太宗実録』卷一五、洪武三十五年十二月丙寅の条。
『明太宗実録』卷一五、洪武三十五年十二月庚戌朔・癸丑の条。
『明太宗実録』卷一八、永樂元年三月甲午、卷一九、同年四月甲子、卷二〇下、同年五月癸卯の条。
『明太宗実録』卷三八、永樂三年正月庚申の条。
開中法については、藤井宏「明代塩商の一考察」『史学雑誌』五四卷五・六・七号、一九四三年。寺田隆信「開中法の展開」『明代滿蒙史研究』一九六三年、のちに『山西商人の研究―明代における商人および商業資本』（東洋史研究会、一九七二年）に収録などを参照。
『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月丁巳の条。
『明太宗実録』卷一四、洪武三十五年十一月壬午の条。
『明太宗実録』卷一五、洪武三十五年十二月乙丑の条。
『明太宗実録』卷一九、永樂元年四月己酉の条。
『明太宗実録』卷二八、永樂二年二月戊子、「戸部尚書郁新等言、往年爲北京軍儲不足、下令開中鹽糧、淮浙鹽於北京倉納米者、每引二斗五升、於德州倉納米者每引三斗五升。今北京所轄地方米價已賤、若仍准前例、誠爲虧官、宜通一斗。從之。」

(47)(46)

張奕善「明成祖政治中心北移的研究」『朱明王朝史論文輯―太祖・太宗篇』（国立編訳館、一九九一年）は、つとにこの北平開中の問題について論じている。ただし、永樂二年の時点で弾力的措置として北京と德州両地の塩引の塩糧額をともに一斗に改めたとしているのは誤り（三一―三頁）で、黄彰健『明太宗実録校勘記』の当該の条で、広方言館本や抱経楼本に基づき「宜通〔増〕一斗」と校訂しているのに従うべきである。

『明太宗実録』卷二五、永樂元年十一月戊午の条。

中山八郎「開中法と占窩」『池内博士還暦記念東洋史論叢』一九四〇年。のちに、『中山八郎明清史論集』（汲古書院、一九九五年）に収録。

『明太祖実録』卷二〇六、洪武二十三年十二月癸亥、卷二二七、洪武二十六年四月庚寅の条。

『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月己未・甲子の条。

『明太宗実録』卷四四、永樂三年七月壬寅の条。

(51)(50)(49)(48)

『明太宗実録』卷三三、永樂二年七月癸巳の条。宮澤知之「明代贖法の変遷」梅原郁編『前近代中国の刑罰』

（京都大学人文科学研究所、一九九六年）は、複雑を極める明代贖法の変遷過程を財政史的関心から整理したもので有益である。ただ、ここに紹介した永樂年間の輸米贖罪の施行地域が北平府（のちの順天府）に限定されたものとしている点は、本書と理解を異にする。この時期は、北平以外の地域から米穀を輸送する必要があったことから、旧北平布政司管下はもちろん中国全体に施行されたと考える。のちに宣徳四年にいたると、陸運を中心とする北方への納米額と水運を中心とする南方への納米額がそれぞれ定められた。『明宣宗実録』卷五〇、宣徳四年正月丙子の条。また本来、贖法の一つであるが、本書で移民政策として位置づけた北平種田についてもあまり触れていない。総じて、永樂帝即位後に始まる納米贖罪・北平種田と北京遷都プロジェクトとの関係について

あまり言及されていないのは、永楽期に関するこれまでの政治社会史研究の不足に原因がある。

『明太宗実録』卷一三、洪武三十五年十月丁巳の条。

本書附篇第一章 明初北京への富民層強制移住について。

徐泓「明永楽年間の戸口移徙」『(台湾) 国家科学委員会研究彙刊』人文及社会科学一卷二期、一九九一年。徐論文では、荒田開墾と北京城の填実を主とした第一期(洪武三十五年～永楽七年)、引き続き荒田開墾に加えて辺防強化のために移民が行われた第二期(永楽八年～十五年)、北京遷都に関連して南京の民匠が移住した第二期(永楽十六年～二十二年)に区分している。

『明太宗実録』卷一二下、洪武三十五年九月甲午、及び同年同月乙巳、「命武康伯徐理往北平度地、以處民之罪徙者」。なお、『明史』卷七七、食貨志一、戸口に、「其間有以罪徙者、建文帝命武康伯徐理往北平度地處之。」とし、徐理の派遣を建文帝の命によるものとしているのは、李洵『明史食貨志校注』(中華書局・一九八二年)一二頁です。指摘されているように「永楽帝」の明らかなき誤りである。

ただし、従来からの恩軍に当てる長安左右門での炊飯及び国子監膳夫、遵化炒鉄、擺站運塩も存続していた。

『明太宗実録』卷四九、永楽三年十二月乙酉の条。

『明太宗実録』卷二二、永楽元年八月己巳の条。

『明太宗実録』卷一三、洪武三十五年十月丁丑の条。

『明太宗実録』卷二一、永楽元年六月庚戌の条。

『明太宗実録』卷三三、永楽二年七月己未の条。

(60)(59)(58)(57)

(56)

(55)

(54)(53)(52)

(61) 『明太宗実録』卷三一、永樂二年五月辛丑朔の条、『国朝献徵録』卷八四、浙江一、按察使、黄佐撰「周志新伝」。

『明太宗実録』卷四四、永樂三年七月辛亥の条、『明史』卷一五三、宋礼伝。

『明太宗実録』卷七二、永樂五年十月己丑の条。

『明太宗実録』卷八〇、永樂六年六月辛巳の条、『皇明経世文編』卷一八六、霍韜「裨治疏」。

『明太宗実録』卷二五、永樂元年十一月戊戌の条。

『明太宗実録』卷一二〇、永樂九年十月乙未の条、正徳『大明会典』卷二二、戸部七、戸口三、優免差役。

『明太宗実録』卷一二三、永樂九年閏十二月己未の条。

『明太宗実録』卷一二四、永樂十年正月壬子の条。

『明太宗実録』卷一四九、永樂十二年三月丁丑、卷一六〇、十三年正月壬戌の条。

『明太宗実録』卷一二下、洪武三十五年九月乙未、「命戸部遣官覈實山西太原・平陽二府、澤・潞・遼・沁・汾五州丁多田少及無田之家、分其丁口、以實北平各府州縣、仍戸給鈔、使置牛具子種、五年後徵其税。」

『明太宗実録』卷三四、永樂二年九月丁卯、「徙山西太原・平陽・澤・潞・遼・沁・汾民萬戸、實北京。」同書卷四六、三年九月丁巳、「徙山西太原・平陽・澤・潞・遼・沁・汾民萬戸、實北京。」註(54)前掲の徐泓論文では、後者の史料の文字が(「一」字を除き)前者と全く同じであることに加えて、台湾に現存する明清民国期の河北省地方志には永樂三年の移住に関する記載が残されていないことから、二年の記事が重複して記載されたものと推定している。妥当な史料批判と判断されることからこれに従った。

(73)(72)

『明太祖実録』卷六六、洪武四年六月戊申の条。

『明太祖実録』卷一九三、洪武二十一年八月癸丑、卷一九七、二十二年九月壬申・甲戌、卷一九八、二十二年十一月丙寅。卷二五三、三十年五月丙寅、卷二五七、三十一年五月丙寅。「狭郷」であった山西地域からの移民は、移民の集合地点となった洪洞大槐樹移民として知られている。牧野巽「中国の移住伝説——特にその祖先同郷伝説を中心として——」第二節、第三節『牧野巽著作集』第五卷（御茶の水書房、一九八五年）。黄有泉・高勝恩・楚刃『洪洞大槐樹移民』（山西古籍出版社、一九九三年）。安介生『山西移民史』第七章（山西人民出版社、一九九九年）

(74)

註(54) 徐泓論文二〇一頁。一例を挙げれば、康熙『趙州志』卷九、雜考では、真定府の趙州と寧晋県境内の田地の大半が荒廢していたために、永樂のとき山西潞安府の屯留・長子県の民を徙実開墾させたとして、受け入れ側の要因から説明している。また南炳文（川越泰博訳）「永樂期の移民——広宗県の場合——」『明代史研究』二一号、一九九三年は、河北省広宗県の地名来源調査の「総括報告」をもとに、永樂年間の移民を扱っている。なお、一九九三年の時点ではその「総括報告」の書名は未公開を理由に明らかにされていないが、『広宗県地名志』のことである。南炳文『《広宗県地名志》与広宗県永樂移民』『明清史蠡測』（天津教育出版社、一九九六年）参照

(76)(75)

『明太宗実録』卷五〇、永樂四年正月乙未の条。

『明太宗実録』卷六七、永樂五年五月乙卯、「命戸部徙平陽・澤・潞、山東登萊等府州民五千戸、隸上林苑監牧養栽種。戸給路費鈔一百錠・口糧六斗。」

(77)

『明太宗実録』卷九三、永樂七年六月庚午、「山東安丘縣民邢義等言、本邑人稠地隘、無以自給、願於冀州棗強

(78) 占籍爲民。從之。仍命戸部徙青州諸郡民之無業者居冀州。凡徙八百餘戸。」そのうち二〇〇戸あまりは、二十年近い歳月をへて棗強県に附籍定着したことが知られる。『明宣宗実録』卷四五、宣德三年七月乙亥の条。

『明太宗実録』卷一八八、永樂十五年五月辛丑、「山西平陽・大同・蔚州・廣靈等府州縣民申外山等詣闕上言、本處地磽且窄、歳屢不登、衣食不給、乞分丁於北京廣平・清河・真定・冀州・南宮等縣寬間之處占籍爲民、撥田耕種、依例輸税、庶不失所。從之、仍免田租一年。」

『明宣宗実録』卷五一、宣德四年二月丁酉の条。

(80)(79) 地方管轄単位として衛所を捉える視点については、拙稿「明清社会経済史研究の新しい視点——顧誠教授の衛所研究をめぐって——」『中国——社会と文化』一三二号、一九九八年を参照されたい。

『明太祖実録』卷一九七、洪武二十二年九月壬申の条。

(82)(81) 『明太宗実録』卷一二下、洪武三十五年九月乙巳の条。このうち、雲州衛・玉林衛・高山衛・鎮虜衛は、宣徳初年の時点で山西行都司の旧治に戻している。『明史』卷四一、地理二、山西。明初の北京地域の軍民屯田の設置と村落の形成については、尹鈞科『北京郊区村落發展史』第六章第二節（北京大学出版社、二〇〇一年）が、詳細な考察を加えている。松本隆晴「明代前期の北辺防衛と北京遷都」『明代史研究』二六号、一九九八年、のちに『明代北辺防衛体制の研究』（汲古書院、二〇〇一年）に収録。松本論文は、北辺防衛の弱体化という問題関心から山西行都司の内徙について論じている。

『明太宗実録』卷一四、洪武三十五年十一月乙未の条。

『明太宗実録』卷一三、洪武三十五年十月戊寅の条、『明史』卷一五一、王純伝。

『明太宗実録』卷一四、永樂元年十月壬午の条。

(85)(84)(83)

- (86) 『明太宗実録』卷二九、永樂二年三月丙寅の条。
- (87) 『明太宗実録』卷二七、永樂二年正月丁巳の条。
- (88) 孫承澤『春明夢餘録』卷三六、戸部二、屯田、畿輔屯丁。
- (89) 『明太宗実録』卷一五、洪武三十五年十二月壬申の条。
- (90) 『明太宗実録』卷三三、永樂二年七月癸巳の条。
- (91) 『明太祖実録』卷一六、永樂元年春正月辛卯、「大祀天地于南郊。上還御奉天殿、文武群臣行慶成禮。(中略)。
- 禮部尚書李至剛等言、自昔帝王或起布衣、平定天下、或繇外藩入承大統、而於肇跡之地、皆有陞崇。切見、北平布政司實皇上承運興王之地、宜遵太祖高皇帝中都之制、立爲京師。制曰可。其以北平爲北京。」
- (92) 南郊と受命儀礼の關係については、妹尾達彦「帝国の宇宙論——中華帝国の祭天儀礼——」水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』比較歴史学体系1(弘文堂、一九九八年)所収。
- (93) 永樂初年、いわゆる「早朝」と「晩朝」の二度百官の奏事が行われていたことは、『明太宗実録』卷五〇、永樂四年正月丙辰の条に見える。明初の晩朝については、桜井俊郎「明代題奏本制度の成立と変容」『東洋史研究』五一卷二号、一九九二年参照。
- (94) 明初の中都については、松本隆晴「明代中都建設始末」『東方学』六七輯、一九八四年、のちに『明代北辺防衛体制の研究』(汲古書院、二〇〇一年)に収録。王劍英『明中都』(中華書局、一九九二年)参照。
- 中国を地理的に南北に分かつ境界線上に近い淮水沿いの臨濠(のちの鳳陽)で生まれた朱元璋は、唐朝滅亡以來三百年以上にわたって南北に分裂していた社会の一体化という課題を生まれながらにして背負っていた。このことは、郷里の鳳陽に新たに都城を建設し、「中都」「中立府」と命名したことに端的に示されている。附言すれ

ば、遷都後に出された詔にも、「朕躬膺天命、祇紹鴻圖、爰倣古制、肇建兩京、（爲子孫萬世帝王之基、實所以紹皇考太祖高皇帝之初志、而福天下蒼生於無窮也）。」（『皇明詔令』卷六、成祖文皇帝下、「奉天殿災諭廷臣勅」永樂十九年四月十二日。「」内は、『太祖実録』の該当部分では省略されている）とあり、兩京の創始は、太祖洪武帝の初志を承継ぐものであると明言している。この初志とは、李至剛の提案と対照すると明らかのように、洪武帝の「中都の制」にはかならない。李氏が北平昇格を提案するにあたって、太祖の中都の制に倣うとし、洪武二十四年のいわゆる「西安遷都」論議を引き合いに出さなかった事実からも、永樂年間当時北京の設定が洪武帝晩年の北方遷都計画を継承するものとは考えられていなかったことを確認できる。本書第一章 初期明朝政權の建都問題。

(95)

『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月丙子の条に見えるように、永樂帝自身も即位直後には応天・太平・鎮江・寧国・広徳の五府州を明王朝の興王の地と認識していたが、この時点では新たに北平を永樂帝の興王の地という認識が生まれている。

(97)(96)

『明太宗実録』卷一〇下、洪武三十五年七月丙午、卷一五、同年十二月庚戌朔の条。
楊士奇『東里統集』卷三三、「中順大夫興化府知府李公墓表」。李至剛の名は銅で、至剛は字である。『明史』本の記述は、徐乾学『徐本明史列伝』卷二八、李至剛伝のそれをそのまま踏襲している。李至剛に対するこうした人物評価は、同僚であった解縉による以下のような人物評に淵源しており、永樂帝自身も周知していた。廖道南『殿閣詞林記』卷六、左春坊大学士李至剛伝、「廖道南曰、（中略）及攷（解）縉所評至剛語曰、誕而附勢、雖才不端。太宗後舉以告仁宗曰、至剛朕洞燭之矣。縉語有徵、非狂士也。」なお、鄭克晟「明初江南地主的衰落与北方地主的興起」『明清史探実』（中国社会科学出版社、二〇〇一年）所収の中で、永樂帝が即位の後ただちに李

(106) 前田直典「元朝行省の成立過程」原載一九四五年、のちに『元朝史の研究』（東京大学出版会、一九七三年）に収録。

(107) 『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月辛亥の条。ただし、実録には「劉翼南」とあるが、『国朝列卿紀』卷六八、「北京行部尚書侍郎行実」には「劉冀南」とあり、これに従う。劉冀南の「冀南」が別号とすれば、古の「冀州」、すなわち河北出身の可能性が高い。

楊栄『文敏集』卷一七、「贈湯陰伯諡忠襄郭公神道碑銘」。『明宣宗実録』卷一〇七、宣徳八年十二月甲寅の条。

『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月癸未の条。

『明太宗実録』卷一〇三、永樂八年四月丙辰の条。『明史』卷一五〇、陳寿伝附、馬京伝。

『明太宗実録』卷三〇、永樂二年四月庚寅の条。

楊栄『文敏集』卷二一、「故資善大夫戸部尚書李公墓誌銘」。

(113) 李友直については、『明英宗実録』卷四六、正統三年九月乙酉の条、及び楊士奇『東里統集』卷二七、「工部尚書李公神道碑銘」に見える。

(114) 許思温については、『明太宗実録』卷八〇、永樂六年六月庚子の条や『国朝列卿紀』卷六八、「北京行部尚書侍郎行実」に見える。許は、まもなく元年六月には吏部左侍郎に転じた。『明太宗実録』卷二一、永樂元年六月癸巳の条。

(115) 『明太宗実録』卷一四、洪武三十五年十一月壬寅、「上以北平左布政使郭資有守城功、陞戸部尚書、仍命掌布政司事。賜銀三百兩、文綺二十四匹、有副鈔五百錠。」同書卷一五、十二月庚申、「以守城功、陞北平保定府知府雒僉

爲刑部尚書、仍命掌保定府事。賜銀二百五十兩、文綺十八匹、有副鈔四百四十錠。」なお、異例の拔擢を受けた
 雑僉は、数年後に罪により誅殺された。『明太宗実録』卷三九、永樂三年二月己巳の条。

『明史』卷一一一、七卿年表一によれば、この時点までかかる事例は、建文元年七月刑部尚書暴昭が、燕王府の
 偵察のために「掌平燕布政司事」となった一例が確認される。暴昭については、川越泰博『明代建文朝史の研
 究』（汲古書院、一九九七年）四六二頁に詳しい。

『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月辛亥の条。

『明太宗実録』卷二〇上、永樂元年五月甲申・己丑の条。『明史』卷一一一、公主列伝、永安公主伝。

『明太宗実録』卷二〇下、永樂元年五月庚子・辛丑、卷二四、永樂元年十月己未の条。

『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月丁卯の条。

康熙『順天府志』卷三、建置、学校。

永樂大典本『順天府志』（北京大学出版社、一九八三年）卷一二、大興県、学校。

『明太宗実録』卷二〇下、永樂元年五月甲午の条。

『明太宗実録』卷二八、永樂二年二月壬午、「設北京兵馬指揮司、置指揮一員・副指揮四員・首領官吏目一員。」

『明太宗実録』卷四五、永樂三年八月戊子の条。

『明太宗実録』卷二五、永樂元年十一月丁酉の条。

『明太宗実録』卷九下、洪武三十五年六月辛未の条。

『明太宗実録』卷二一、永樂元年六月乙亥・乙丑、卷二五、同年十一月己酉の条。

- (129) 『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月甲戌、卷二四、永樂元年十月己未の条。なお、註(19)前掲のフアーマー著書、一一七頁で、『明太宗実録』卷一〇下、洪武三十五年七月丙午の条をもとに、帝が即位後四十日で長子(高熾)を北方に派遣したとするのは、この間の経緯を誤解している。
- 『明太宗実録』卷一一、洪武三十五年八月甲戌、卷一七、永樂元年二月甲戌の条。
- 『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月庚申の条。
- (132)(131)(130) 『明太宗実録』卷一九、永樂元年四月戊申、「蒞阼以來、思惟文武群臣、皆皇考舊人、推誠用之、纖悉無間。比聞群臣猶有心懷危疑、不安於職者。此蓋不達天命、不明朕心故也。」
- (133) 『明太宗実録』卷二〇上、永樂元年五月壬午、「勅北京行部尚書郭資曰、行部統六曹、政務甚煩、而卿爲之長、能悉心殫慮、爲國爲民。凡所經畫、具有條理、而於糧儲樽節措置、尤爲得宜。比聞、小人或加怨謗。古云省己無愆、奚恤人言。卿勞心爲國。朕知之有素。自今一切浮言、宜置度外、勿用芥蒂、惟懋忠勤、爲副眷倚。」
- (134) 『明太宗実録』卷二〇上、永樂元年五月壬午、「先是、上謂廷臣曰、北京朕舊封國、有國社國稷。今既爲北京、而社稷之禮、未有定制。其議以聞。至是禮部・太常會議以爲、朝廷・王國及府州縣社稷、俱有定制。考之古典、別無兩京並立太社太稷之禮、今北京舊有國社國稷、雖難改爲太社太稷、然亦卒難革去、宜設官看守。如遇皇上巡狩之日、於內設太社太稷之位以祭。仍於順天府別建府社府稷、令北京行部官、以時祭祀。上可其議。乃命仍在京山川壇祠祭署例、設北京社稷壇祠祭署、置奉祀・祀丞各一員、隸北京行部。」
- (135) 洪武年間に建設された中都には、太社太稷ではなく、「大社壇」が設けられた。『明太祖実録』卷六五、洪武四年五月丙寅の条。
- (136) 大祀・中祀・小祀の別については、『明史』卷四七、礼志一、吉礼一、五礼に見える。これらの区別がある以上、

(139) (138) (137)

註(16)前掲のフアーマー著書一六頁、及び註(17)前掲所収の李燮平論文「永楽宮建北京宮殿探実」三五頁が、南京とまったく同じとしているのは必ずしも正確ではない。

『明太祖実録』卷八六、洪武六年十一月丁卯の条。

『明太宗実録』卷二二、永楽元年八月甲戌、卷四二、三年五月戊申の条。

李賢『古穰集』卷一〇、「李公神道碑銘」に、「癸未命公率兵護中宮至京師」とある。ただし、癸未(永楽元年)としているのは、壬午(洪武三十五年)の誤りであろう。実録によれば、この年の十一月皇后冊立の日に、文武百官やその妻(命婦)たちが中宮に祝賀し、宴を賜っているからである。

『明太宗実録』卷一四、洪武三十五年十一月壬辰の条。

『明太宗実録』卷二五、永楽元年十一月癸亥の条。

『明太宗実録』卷二七、永楽二年正月己巳、卷二九、二年三月乙丑、卷三〇、二年四月甲戌、及び『明仁宗実録』卷一上。

永楽期の立太子問題については、藤高裕久「永楽朝の皇儲問題をめぐる一考察」『史滴』一九、一九九七年が詳しい。永楽帝の三人の息子の世子高熾・第二子高煦・第三子高燧を支援した者として、それぞれ行政官僚・靖難の功臣・宦官の存在を指摘している。ただ、清初に成立した『明史紀事本末』卷二六、太子監国などにより、「儲議」すなわち立太子問題をめぐる「会議」が永楽朝に開かれたという点は、再検討の余地がある。楊士奇『東里文集』卷一七、「前朝列大夫交趾布政司右參議解公墓碣銘」には、「上初與武臣丘福等二三人議建儲。文臣惟金忠預。皆北平時股肱也。武臣咸請立皇第二子高煦、謂其有扈從功、上不聽。福等叩首請不已、終不聽。遂召公預議、事定、然未發。明年冊仁宗皇帝爲皇太子、封高煦爲漢王。」とあり、最初この議に加わっていた文臣は

金忠のみで、藩邸の旧臣による密議に近いものであったと考えられる。また『明太宗実録』卷一一六、永樂九年六月戊午の条には、広西布政司右参議に左遷されていた解縉が、交趾布政司に改められた理由として、「會有言（解）縉嘗洩建儲時密議者」とあるのも、これを裏付ける。

(145) (144)

『明太宗実録』卷一六、永樂元年正月丙戌、卷一八、同年三月戊寅朔、卷一九、同年四月庚戌の条。
『皇明泳化類編』卷三七、功宗、靖難功臣、丘福、「福善高煦、永樂二年上議立皇太子、福謂煦有扈從功、請立之。金忠・解縉輩以爲不可而止。」および『国朝献徵録』卷六、公二、「淇国公丘福」。

(146)

『国朝献徵録』卷七〇、太常寺、寺丞、姚広孝撰「太常寺寺丞贈太常寺少卿柳庄袁珙墓志銘」に、「及議建儲、上意有所屬、遲回累年。使珙相仁宗曰、後代人主。又相宣宗曰、萬年天子。於是國本始定。」とある。ただし、この部分は仁宗や宣宗の廟号を用いていることから明らかなように、永樂十六年に死去した姚広孝の記述ではなく、編者の焦竑が加筆した部分であろう。黄潤玉の手になる袁珙の息子忠徹の行状（『南山黄先生家伝集』卷五〇、「故奉直大夫尚寶司少卿袁公行状」）には、このエピソードに全く触れていない。しかし、永樂帝の即位後、袁珙父子は直ちに南京に呼び寄せられ、珙は太常寺丞の官位を与えられたが、その後「旨に忤さい」永樂二年五月まで錦衣衛の獄に投獄された。元年十二月には、父の看護の名目で、忠徹も入獄した。おそらく、投獄の理由には、世子高熾の皇太子冊立問題が絡んでいると考えられる。

(147)

尹直『審齋瑣綴録』卷四、「及議儲未決、乃召公預議。公言、立嫡以長。繼曰、好聖孫。宸衷頓悟、事遂定。後丘福等泄此語於漢庶人、怨譖不已。乃調外任、竟下獄、尋致以死。」。尹昌隆『尹訥菴先生遺稿』卷一〇、「中允尹公訥菴先生行実、附」。なお『明史』卷一六二の尹昌隆伝には、燕王の兵が南京に迫ると、尹は、燕王の奏章の中で周公が成王を輔けた故事を引いていることを理由に、燕王への攻撃を中止してその入朝を建文帝に勧める

上奏を行ったとある。しかし、万曆二十九年鄒元標の序文を有する『尹訥菴先生遺稿』にはこれに関連する記述はなく、その真偽のほどは明らかではない。燕王が自らを周公に擬していたことについては、ベンジャミン・A・エルマン（伊東貴之訳）「成王は何処に？——明朝初期における儒学と帝政イデオロギー」『中国——社会と文化』七号、一九九二年に詳しい。

(148)

『国朝献徴録』卷一二、内閣一、陳敬宗撰「栄禄大夫少保戸部尚書兼武英殿大学士諡文簡黄公淮墓誌銘」。阪倉篤秀「永楽一二年の解職赴京をめぐる」『関西学院史学』二八号、二〇〇一年では、立太子問題を実質的に解決したのは黄淮と限定し、このことがのちに漢王高煦に恨まれ讒言を受ける理由となったとしている。註(85)前掲の藤高論文所掲の『名山藏』臣林記、「永楽臣解縉伝」や本稿に挙げたいくつかの史料より、立太子問題の解決者を黄一人に限定するのは難しいと考える。

『明太宗実録』卷一六三、永楽十三年四月甲申の条。

『明太宗実録』卷二九、永楽二年三月己巳の条。

皇長孫瞻基が建文元年に燕王府内で生まれ、王妃徐氏（のちの徐皇后）の手で親しく撫養されたことについては、『明宣宗実録』卷一に詳しい。

『明太宗実録』卷三九、永楽三年二月癸未、「命趙王高燧居北京、賜賚甚厚。及賜其長史陸具瞻等鈔有差。」

『明太宗実録』卷三九、永楽三年二月庚午の条。

『明太宗実録』卷五八、永楽四年八月壬辰、「置北京兵馬指揮司夜巡銅牌十面。命趙王掌之關領。夜巡一如京師之例。」

王府が置かれた府州県では、在来の社稷壇を王府の国社国稷に改めることになっていた。『明宣宗実録』卷五四、

(155) (154) (153) (152) (151) (150) (149)

宣徳四年五月己未に、「一、國社國稷・山川等壇、改所在有司壇場爲之。」とある。

『明太祖実録』卷一〇三、洪武九年正月壬午の条。

(157) (156)

『明太宗実録』卷三九、永楽三年二月壬午、「先是、禮部尚書李至剛等言、趙王之國、應祭山川・社稷等神、未有壇所、請改順天府社稷壇祭社稷。古制留守無祭山川之文、而趙地北嶽・恒山・北鎮・醫巫閭皆當祭。請改順天府山川壇祭山川。上曰、祭祀大事、其與六部大臣及翰林院儒臣再議。至是、吏部尚書蹇義・翰林學士解縉言、周禮地官、凡建邦國、立其社稷。文獻通考云、諸侯有國、其社曰侯社、親王留守之祭、固無明文。然禮有可以義起者。今趙王留守北京、當別建國社國稷・山川等壇致祭、宜如禮部所議。從之。」

(158)

趙王が北京で自らの國社國稷や山川諸神を祀っていたことは、『明太宗実録』卷九五、永楽七年八月壬寅の条に見える。また趙王の國社祭祀が遷都の直前の永楽十八年まで行われていたことも、同書卷二二二、永楽十八年二月辛亥の条から確かめられる。

(160) (159)

『明太宗実録』卷四二、永楽三年五月庚辰、「命禮部鑄北京内府各門關防印記。」

ただし、明初南京では、「内府」という場合、通常とは異なり午門・東華門・西華門・玄武門の内、すなわち宮城内を指していたようである。『明太宗実録』卷一三、洪武三十五年十月丁丑、「命禮部鑄内府午門・東華・西華・玄武四門關防條記。」

燕王府の王城については、本書第二章 明初の燕王府をめぐる諸問題 参照。

『明太宗実録』卷五〇、永楽九年正月壬子の条。

『明太宗実録』卷五一、永楽四年二月庚午の条。

(163) (162) (161)

- (165)(164) 『明太宗実録』卷五一、永樂四年二月戊寅の条。
永樂三年に北京の順天・永平・保定三府の税糧を二年間免除したことを指している。『明太宗実録』卷三八、永樂三年正月庚申の条。
- (167)(166) 『明太宗実録』卷五三、永樂四年四月丁卯の条。
『明太宗実録』卷五七、永樂四年閏七月壬戌、「文武群臣淇国公丘福等請建北京宮殿以備巡幸。遂遣工部尚書宋禮詣四川、吏部右侍郎師達詣湖廣、戸部左侍郎古朴詣江西、右副都御史劉觀詣浙江、右僉都御史〔史〕仲成詣山西、督軍民採木。人月給米五斗・鈔三錠。(下略)」
- (169)(168) 『国朝献徵録』卷六、公二、「淇国公丘福」(封爵考)。
『明太宗実録』卷五六、永樂四年七月乙巳、「申嚴誹謗之禁。」卷五九、永樂四年九月丙戌、「申嚴投匿名文書之禁。」
- (170) 胡広『胡文穆公文集』卷九、「勅建神木山神祠之碑」、「乃永樂四年秋、詢謀於群臣、古者建都必營殿。朕肇建北京、恢弘舊觀、以永詒謀。顧興作事重、惟恐煩民、然不可後。群臣僉曰、「陞」下慎卹民力、視之如傷、而民皆樂於趨事。皇帝曰、爾往試哉。乃命入山以伐材焉。」
- (171) 『明太宗実録』の当該の条及び黄彰健の校勘記には、「右僉都御史仲成」とあるが、同書卷一六、永樂元年正月丁亥の条に「陞(中略)廣西桂林府同知史仲成爲右僉都御史。」とある史仲成と同一人物を考えられることから補った。
- (172) 姜舜源「明清朝廷四川採木研究」『故宫博物院院刊』二〇〇一年四期。

(173) 『明史』卷八二、食貨志六、採木之役。胡広『胡文穆公文集』卷九、「勅建神木山神祠之碑」。孫承澤『春明夢餘錄』卷四六、工部一、皇木。

(174) 『明太宗実録』卷六五、永樂五年三月甲子の条。林鴻榮「歴史時期四川森林的変遷（続）」『農業考古』一九八五年二期によれば、「神木山」を沐川長官司（現在の宜賓市屏山県）所屬の南現山に比定している。

『明太宗実録』卷九二、永樂七年五月己丑の条。

(176) 『明太宗実録』卷一二四、永樂十年正月丁未、卷一三五、同年十二月壬子朔、卷二一六、十七年九月辛酉の条。

(177) なお、『明史』卷一一一、七卿年表一、工部尚書の永樂十二年甲午に「宋禮^マ 月回部^マ」とあるのは、永樂二年工部尚書就任以来の「九載考績」のためであった。『皇明世法録』卷八五、元勳「尚書宋公伝」。

(178) 『明太宗実録』卷二五〇、二十年六月乙亥、「工部尚書宋禮卒。禮字大本、河南永寧人。（中略）後陞工部尚書、初營建北京、命取材川蜀、伐山通道、深入險阻。還朝、特被嘉賞、復再入蜀采木、得風疾、久弗治、遂卒。禮有才幹、然馭下嚴刻、小過輒繩以法、在蜀數年、民苦其酷云。」

繆昌期『從野堂存稿』卷五、嚴寺正伝、「辛丑^マ、上命尚書宋公禮采木于蜀、公輔行。烏蒙蠻初見漢官、徒衆舉相驚疑。一夕、披甲負弩至、同事者愕不知所出。公挺身諭以威德。蠻衆懼服叩頭而去。宋公服公膽略應變、自以爲不及也。」

万曆『四川總志』卷四、省志、名宦、宋礼伝。

『明英宗実録』卷一四五、正統十一年九月壬辰の条。『明史』卷一五八、顧佐伝。

『国朝献徵録』卷三一、尚書、黄佐「戸部尚書師公遠伝」。

(182)

『明宣宗実録』卷一一一、宣德九年六月甲戌、「行在工部尚書吳中奏、湖広産木山場、永樂中禁民採伐、比年犯禁者衆、材木殆盡。」

『明太宗実録』卷九六、永樂七年九月辛未の条。

野口鉄郎『明代白蓮教史の研究』（雄山閣出版、一九八六年）第二編第二章第二節「永樂年間の白蓮教結社」では、李法良の乱と採木との関係については触れられていない。

(184) (183)

『国朝献徴録』卷一二、内閣一、陳敬宗撰「故榮祿大夫少保戸部尚書兼武英殿大学士諡文簡黄公淮墓誌銘」。

『明太宗実録』卷七〇、永樂五年八月甲申、『国朝列卿紀』卷六二、工部尚書行実、金純伝。

『明太宗実録』卷九七、永樂七年十月戊午、楊士奇『東里統集』卷二六、「戸部尚書古公神道碑銘」。

『国朝献徴録』卷五四、都察院一、「都御史劉觀伝」。

『明太宗実録』卷七二、永樂五年十月丁未の条。

(190) (189) (188) (187) (186) (185)

『明太宗実録』卷一三九、永樂十一年四月癸亥、「都察院右僉都御史史仲成卒、仲成慶陽府安化人。（永樂）四年命率山西軍民採木於五臺山、仲成不飭履行、不恤人勞、督責篋楚、軍民苦之。時有管軍百戸亦被篋楚。上聞之曰、

舊制軍官有罪、非奏請不得擅問。仲成不知恤此、豈知恤軍民哉。召還將正其罪。比至、中風暴卒。」

『明太宗実録』卷七二、永樂五年十月丁未の条。

『明太宗実録』卷一一六、永樂九年六月壬子の条。

黄淮『介庵集』卷九、「恭政致仕楊公墓誌銘」。「營建北京、國之大事。命下江右採木、俾福建協相其役、監臨者

獨驅閩之邵武等府、下民赴役疲而顛仆、狼藉于道。公聞之若疾疢在躬、合僚衆籌議、而親董其事、覈丁産、均道

(193) (192) (191)

(195) (194)

里、更迭接運、不日告完、而遠鄉不預、歡聲洋溢乎四境。」

『明太宗実録』卷九七、永樂七年十月戊午。嘉靖『徽州府志』卷六、名宦伝、国朝、劉敏伝。

明代北京地区の森林については、杜欣「明代北京地区的森林概況」『首都博物館十五周年論文選』（地質出版社、一九九六年）参照。ただし、朱国禎『湧幢小品』卷四、神木に「昔成祖重修三殿、有巨木出於盧溝」とあるを引いて、「西部の永定河流域の山地の森林」からもこうした大木を調達したとしているのは、嘉靖年間の鳳陽府五河県の守臣の誤解に因るものである。同書の引用部分に続けて、「因以神木名廠、二百年來美談」と述べているが、神木廠の名の由来となった神木は、前述したように四川に派遣された宋礼の報告に基づくものだからである。

(196)

『明太宗実録』卷九九、永樂七年十二月甲寅、「左春坊左中允周幹等劾啓、吏部右侍郎師達承命往湖廣採木、不體朝廷愛民之心、務行刻薄。向者、上念民勞欲罷採運、達言、民樂於趨事、乞不罷、而嚴程督致激變、良民從李法良爲叛。今年奉勅停罷採木、命將已採之木、隨處堆塚、散遣軍夫。達又言、岸高水急、難以停息、宜留軍夫順流起運。方命虐民、斂怨於下。大臣如此、乞正其罪。皇太子曰、達誠可罪、然皇上所派遣、須其還日奏請罪之。」宋啓明『吏部志』卷二七、記苑「採木被劾」にも、同様の記述を載せている。

『明太宗実録』卷一三六、永樂十一年正月己丑の条。

『明太宗実録』卷一五二、永樂十二年六月辛酉の条。

『明太宗実録』卷五七、永樂四年閏七月壬戌の条。

『明太宗実録』卷六三、永樂五年正月壬午の条。

『明太宗実録』卷一四六、永樂十一年十二月庚申の条。

(203)202)

『明太宗実録』卷一〇三、永樂八年四月丙午の条。

朱国禎『湧幢小品』卷四、運木「故事諸省運木、先於張家灣出水拽運、以次入神木廠。既完、始取批廻、動經歲月、間有水溢漂失、坐累死亡者」張家灣から神木廠まで陸運したが、この区間だけでも一年を費やす場合もあった。

『明太宗実録』卷七四、五年十二月丁未の条。

(205)204)

『明太宗実録』卷七六、永樂六年二月乙未、卷八六、同年十二月戊戌の条。牛諒については、黄淮『介菴集』卷一〇、「牛公墓碑銘」に伝がある。

『明太宗実録』卷八六、永樂六年十二月丁亥の条。

(207)206)

『明太宗実録』卷八〇、永樂六年六月丁亥、「命戸部尚書夏原吉、自南京抵北京縁河巡視軍民運木燒磚、務在撫綏得宜、作息以時。凡監工官員作弊害人及怠事者、悉治如律。原吉陛辭。賜鈔二千貫。」同書卷八二、永樂六年八月癸巳、『明宣宗実録』卷六二、宣德五年正月戊辰、「少保兼太子少傅戸部尚書夏原吉卒。(中略)初建北京、採宮殿材於東南、命自南京抵北京、督視運送、給以錦衣衛官校、且命有不率命、便宜行事、原吉於號令中、備矜恤之意、人人效用。」

『明太宗実録』卷八一、永樂六年七月己酉の条。

『明太宗実録』卷一三六、永樂十一年正月己丑の条。

『明宣宗実録』卷一〇四、宣德八年八月甲午の条。

『春明夢餘録』卷四六、工部一、皇木、「京師神木廠所積大木、皆永樂時物。其中最巨者爲樟扁頭、圍二丈、長

臥四丈餘、騎而過其下、高可隱身、風雨震淋、已稍朽矣。」。万曆『大明會典』卷一九〇、工部一〇、物料、木植。神木廠とは別に、朝陽門外には大木廠が設けられていた。

(212) 『明太宗實錄』卷五七、永樂四年閏七月壬戌、「命泰寧侯陳珪・北京行部侍郎張思恭督軍民匠造磚瓦、人月給米五斗。」

(213) 『明宣宗實錄』卷六五、宣德五年四月丁酉、「工部尚書兼詹事府黃福言三事。(中略)三言省役之法、(中略)。姑以今日言之、河南・山東并直隸軍民既緣河置窑燒磚。」同書卷一〇八、宣德九年二月乙卯の条。

(214) 『明英宗實錄』卷二三、正統元年十月戊寅、「御史劾罪之、以爲京城外自永樂來置陶冶、俱有定方。其西北俱堪興家當忌。」

『明太宗實錄』卷五九、永樂四年九月乙酉、卷八〇、永樂六年六月庚辰の条。

張弼『東海文集』卷四、「贈承德郎兵部武庫司主事郭公墓表」。

黃淮『介庵集』卷九、「泰寧知縣王公墓碣銘」。

『明太宗實錄』卷一四七、永樂十二年正月己亥の条。

正德『大明會典』卷一五七、工部一一、窯冶・磚瓦事例。

(220) 『明太宗實錄』卷二二三、永樂十七年六月丁丑、『明宣宗實錄』卷一六、宣德元年四月庚寅、卷五五、宣德四年六月庚午、宣德五年九月乙巳の条。註(51)前掲の宮澤知之論文三六四頁。

楊士奇『東里文集』卷九、「書伊蒿子伝後」、「永樂中、朝廷初建北京作宮殿、百工所用、一賦於民、而分命京官督辦於郡邑。」

(222)

『明太宗実録』卷五七、永樂四年閏七月壬戌、「命工部徵天下諸色匠作。在京諸衛及河南・山東・陝西・山西都司、中都留守司、直隸各衛選軍士。河南・山東・陝西・山西等布政司、直隸鳳陽・淮安・揚州・廬州・安慶・徐州・和州選民丁。期明年五月、俱赴北京聽役、率半年更代、人月給米五斗。」なお『明英宗実録』卷一二二、正統九年十月甲子の条に、譚広が「永樂元年陞大寧都指揮僉事、董工營建北京」というのは、おそらくこの時期に軍士や工匠を監督したのであろう。ただし、『明史』卷一五五の譚広伝は、評点本の校勘がすでに指摘しているように「永樂九年（中略）董建北京」と繫年を誤っている。趙翼『二十二史劄記』卷二七、「明南北營建」は、この『明史』譚広伝の誤りをそのまま踏襲している。

『明太宗実録』卷二三〇、永樂十八年十月乙卯の条。

本書第七章 北京定都。

『明宣宗実録』卷一五、宣德元年三月癸卯の条。『明史』卷一五七、張本伝。

正徳『大明会典』卷一四七、工部一、營造一、内府造作、事例。

『明太宗実録』卷八三、永樂六年九月丁未の条。

『明太宗実録』卷一一二、永樂九年正月己丑の条。

『明太宗実録』卷八四、永樂六年十月辛丑の条。

『明宣宗実録』卷六四、宣徳五年三月戊午、「行在工部尚書吳中奏、南京及浙江等處工匠起至北京、及隨駕各監上工者、俱未有定籍。請令附籍於大興・宛平二縣、庶有稽考。從之。」

坂元晶「明初における京師移徙と帰還——徐氏の事例——」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』一一号、二

(231) (230) (229) (228) (227) (226) (225) (224) (223)

〇〇一年。

(232)

『国朝献徵録』卷五一、工部二、李東陽「通議大夫工部左侍郎夏君昂墓誌銘君」、「君姓夏氏、諱昂、字景德。其先蘇州吳縣人。國朝洪武初、以閩右徙實南京、永樂間再徙京師、占籍順天之宛平。」、『明武宗實録』卷一一七、正德九年十月壬寅の条。

吳寬『匏翁家藏集』卷四二、「伊氏重修族譜序」。

(234)233)

『明憲宗實録』卷二一三、成化十七年三月辛丑、「工部左侍郎蒯祥卒。祥直隸吳縣人。以木工隸工部。精于其藝、自正統以來、凡百營造、祥無不預、積勞累官營繕所丞・太僕寺少卿。」。皇甫錄『皇明紀略』、「京師有蒯侍郎衙衙アハ、爲吳香山人。斲工也。永樂間召建大内、凡殿閣樓榭、以至廻廊曲宇、隨手圖之、無不稱上意者。位至工部侍郎、子孫猶世二業。」

(235)

李時勉『古廉文集』卷一〇、「晚圃処士墓誌銘」、「先大父没之明年（永樂七年）璉父以閩右徙實京師、不肖亦隨徙、補郡學弟子員、忝領鄉薦、得外校官。」

『国朝献徵録』卷八五、浙江二、「知果葉宗行伝」。

『明太宗實録』卷一四〇、永樂十一年五月乙巳の条。

『明太宗實録』卷二〇二、永樂十六年七月辛酉の条。

註(8) 前掲『北京史論文集』所収の王劍英論文。

(240)239)238)237)236)

『明太宗實録』卷八〇、永樂六年六月庚辰（三日）の条に、「諭北京諸司文武群臣曰、北京軍民數年來前、或效力戎行、或供億師旅、備歷艱難。平定以來、勞悴未蘇、比以營建北京、國之大計、有不得已、也重勞下人。然隱

(241)

於朕懷、不忘夙夜。屢敕諸司、務隆體恤。」とある。詔では、靖難の役に加えて北京宮建工事により、北京地域の軍民に重ねて負担をかけていることから、①今後北京地域の各府の不急の用務や各種の買辦の全面停止 ②この地域への移住民の賦役三年間の免除 ③靖難の役で終始報恩尽力した家の撫恤を指示した。なお、『皇明詔令』巻五、成祖文皇帝中、「賜河南等處租糧雜稅詔」永樂六年三月初六日にも、「比者、營建北京宮殿、需材於下、國之大事、誠非得已。軍民趨事赴工、盡力不懈。」とあり、資材調達が実際に始まったことを述べている。

正徳『大明會典』巻一四七、工部一、營造一、内府造作、事例、「凡夫匠出入、永樂五年令、各處上工人匠、俱照舊印綬監起牌上工、不許擅自撥取。」

(243) (242)

『明宣宗實錄』巻五五、宣徳四年六月丁亥の条。

通惠河については、蔡蕃『北京古運河与城市供水研究』（北京出版社、一九八七年）、及び拙稿「通州・北京間の物流と在地社会——嘉靖年間の通惠河改修問題をてがかりに——」（山本英史編『伝統中国の地域像』（慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年））。

『明太宗實錄』巻六七、永樂五年五月丁卯、巻七一、同年九月甲寅の条。

『明太宗實錄』巻六七、永樂五年五月戊寅の条。

『明太宗實錄』巻七八、永樂六年四月乙酉の条。

『明太宗實錄』巻六八、永樂五年六月戊子の条。

『明太宗實錄』巻六五、永樂五年三月辛巳、及び巻六七、永樂五年乙卯の条。なお、上林苑署は、北京宮殿の營建準備が始まった直後の四年十月に上林苑を改めたものである。同書巻六〇、永樂四年十月壬辰の条。そもそも上林苑は、洪武帝が民業を妨げるとして設置を許さなかったから、元の大都留守司下の上林署を継承したものと

考えられる。『元史』卷九〇、百官志、大都留守司、上林署。大都留守司については、渡辺健哉「元朝の大都留守司について」『文化』六六卷一・二号、二〇〇二年が詳しい。

『明太宗実録』卷七二、永樂五年十月戊戌の条。

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月丙子朔上、「以明年春巡狩北京、命禮部會公侯伯・五府・六部都察院翰林院等衙門官會議合行事宜。」

卷八二、永樂六年八月己卯の条。

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月丙戌の条。

『皇明詔令』卷五、成祖文皇帝中、永樂六年八月十一日「巡狩北京詔」、「詔曰、成周營洛、肇啓二都、有虞勤民、尤重巡省。朕君臨天下、祇率典彝、統御之初、已陸順天府爲北京。今四海清寧、萬民安業、國家無事、省方以時。將以明年二月巡幸北京、命皇太子監國。朕所經去處、親王止離王城一程迎接。軍民衙門官吏人等於境內朝見、非經過去處、毋得出境。道途一切飲食供給之費、皆已有備、不煩於民、諸司無得有所進獻科擾勞衆。布告中外、咸使聞知。」この詔は、『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月丙戌の条にも載せるが、数ヶ所に文字の異同がある。

本書第四章 北京巡狩と南京監国。

王直『抑菴文集』卷一一、「少師泰和楊公伝」、「六年冬以巡狩北京詔天下、命公視草、上稱善。」及び『李朝実録』太宗 卷一七、九年三月（永樂七年）己巳の条。隣国の李朝は、永樂七年二月に賀正使とは別に清平君李伯剛らを巡幸慶賀の使節として南京に派遣している。同卷、九年二月辛丑の条。日本は、足利義満の遣使昌宣らが永樂六年十一月に朝貢し、十二月には足利義持が遣使し義満の訃報を伝えているから、この詔勅受け取った可能性がある。『明太宗実録』卷八五、永樂六年十一月丁卯、卷八六、永樂六年十二月戊子の条。

(255)254)

(253)252)251)

(250)249)

- (257)『明太宗実録』卷八〇、永樂六年六月丁亥の条。
ただし、李時勉自身は永樂四年三月から七年春まで母の喪で江西に帰っており、南京には不在であったから、この朝会の場に同席していたわけではなかったらしい。『古廉文集』卷一一、附録、彭琉撰「李時勉行状」。
- (258)『古廉文集』卷一〇、「太僕寺少卿沈公墓誌銘」、「永樂初、公率衆言巡狩事。方朝會、讀奏於廷、百官聞之、駭然驚異、以爲此大事豈易言之。而太宗皇帝獨喜、命廷臣即議行之。」
- (259)『明太宗実録』卷八〇、永樂六年六月丁亥、「其二曰、伏聞 皇上以明年巡幸北京、切惟巡幸者、帝王之大事、四方萬國、九夷八蠻之人畢來朝見、於此觀禮、軍容儀衛、不可不慎。盛京衛扈駕官軍之外、更宜於各衛所、預選精壯勇銳軍士、增益扈從之數、庶足以聳瞻望備不虞。(中略) 上覽之、曰其言皆是、令所司施行。」
- (260)『国朝献徵録』卷七、楊士奇撰「鎮遠侯贈夏国公諡武毅顧成神道碑」、「六年車駕將巡狩北京、豫召公副儲君監國。既至、上慰勞再四、且諭所以召公之意。公言皇太子仁厚恭勤、明達足任付託。且左右文武之臣、其智識深長、皆非愚臣所及。」
- (262)『明太宗実録』卷七七、永樂六年三月己巳、卷七八、同年四月戊の条。
楊士奇の神道碑によれば、「蓋是時、懷奪嫡志者、愉樂公在京師、公獨知故、先幾引去也」とあり、皇太子の廢嫡を企てる者が、顧成が南京で皇太子を輔導するのを喜ばなかったのが貴州に戻ったという。
- (263)山本達郎「鄭和の西征」『東洋学報』三卷三・四号、一九三四年。寺田隆信『鄭和——中国とイスラム世界を結んだ航海者』(清水書院、一九八一年)。
- (264)『明太宗実録』卷八一、永樂六年七月庚戌・辛卯の条。

(265)

註(10) 前掲の王宏凱論文を始めとして、徐皇后の死去によって必要となった長陵建設が北京宮建工事を遅らせた一因とする指摘は多い。しかし、遷都プロジェクトの推進という点から見たとき、新たな山陵建設の決定は遷都の既成事実化に役立った面も大きかったと考えられる。

(266)

『明太宗実録』卷六九、永樂五年七月乙卯、「遺令皇太子曰、(中略) 往者、皇上遭罹内難、躬率將士在外。吾母子留北京、敵兵圍、將校士民之妻、皆擐甲冑、挾矢石、登城列陣、協力一心、以死固守。及内難平、吾正位中宮、富貴已極、而將校士民之妻、至今報賚未稱。近聞皇上將巡狩北京。意願從行、將請恩澤及之、而吾今不逮矣。爾能體吾心、九泉無恨。(下略)」

(267)

ただし、永樂元年に一度北京城と通州城を守禦した婦人の登録と報償が行われている。『明太宗実録』卷一九、永樂元年四月甲戌の条。

(268)

『李朝実録』太宗卷一七、九年(永樂七年) 四月甲申の条。『明史』卷一一三、后妃列伝、恭献賢妃権氏伝。『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月己卯の条。なお、賢妃権氏については、末松保和「麗末鮮初における対明関係」『末松保和著作集』五卷(吉川弘文館、一九九六年) 所収、王崇武「明成祖朝鮮選妃考」『中央研究院歴史語言研究所集刊』一七本、一九四八年参照。

(273)(272)(271)(270)(269)

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月癸巳の条。

『明太宗実録』卷八三、永樂六年九月丁未の条。

『明太宗実録』卷八六、永樂六年十二月甲辰の条。

『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月辛巳の条。

『明太宗実録』卷一〇一、永樂八年二月辛丑の条。

(279)278)277)276)275)274)

『明史』卷一一一、七卿年表一。『明太宗實錄』卷八九、永樂七年三月甲子の条。

『明太宗實錄』卷八七、七年正月辛亥の条。『文敏集』附録「楊公行実」。

『明太宗實錄』卷八二、永樂六年八月己卯の条。

陳璉『琴軒集』（『聚德堂叢書』所収）卷五、「送鄭主事・張協律代祀回北京序」。

『明太宗實錄』卷八七、永樂七年正月癸丑の条。

北京の行在所には、南京の宮城に対応する名称が付けられたと考えられる。奉天殿のほかには、実録には「西角門」（卷九九、永樂七年七月甲戌）、「右順門」（卷九七、永樂七年十月乙卯）などが見える。

『明太宗實錄』卷八二、永樂六年八月辛巳、「設北京會同館、改順天府燕臺驛爲之、置大使・副使各一員。」

『明太宗實錄』卷八九、七年三月壬戌の条。

『明太宗實錄』卷八九、永樂七年三月庚午の条。

『明太宗實錄』卷八七、永樂七年正月甲寅の条。

『皇明詔令』卷一、太祖皇帝上、「初定南北京詔」洪武元年八月初一日、「朕觀中原土壤、四方朝貢、道里適均、父老所言、乃合朕心、可不從乎。然立國之規模固大、而興王之根本匪輕、以其金陵・大梁爲南・北京、朕於春秋往來巡狩駐守、播告爾民、使知朕意。至於立宗廟建宮室定朝市、南京既創置矣。北京令有司次第舉行。」

陳璉『琴軒集』卷一、「巡狩頌」。

和田清「明初の蒙古経略」『東亜史研究（蒙古篇）』（東洋文庫、一九五九年）。

『明太宗實錄』卷九六、永樂七年九月乙亥、及び戊寅、「遣書諭皇太子曰、比遣淇國公丘福等、率兵征勦北虜

(287)286)285)

(284)283)282)281)280)

(291) (290) (289) (288)

(中略)、皆没於虜、軍士皆馳還。(中略)今選將練兵、來春朕決意親征。凡國家之事、爾當慎重不可忽也。」

『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月乙亥、卷一八〇、永樂十四年九月戊申の条。

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月己卯の条。

『明太宗実録』卷九三、永樂七年六月壬寅朔の条。

陳璉『琴軒集』卷一、「行状」、「(永樂)七年二月聖駕巡幸、經滁上巡狩頌。時吏部都察院奉勅差官考察、直禮府州縣官吏。工部郎中王肅・禮部左洋・監察御史方霖到州、考得公廉以律己。公以服人、農桑勸舉、學校修明、民無催科之擾、咸樂其生、吏有準繩之法、皆革其弊、治有異効。因召至京、議欲陞擢(下略)。」

(292)

『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月丙子の条。永樂二年に揚州府江都典史を致仕した羅崇も、湖広の黃州府麻城県事を署理した。楊士奇『東里統集』卷一六、「恭題勅諭致仕官羅崇後」。

『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月丙子・己丑の条。

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月己卯、卷八八、永樂七年二月庚子の条。

史鑑『西村集』卷六、尹昌隆伝、「上乃命逮昌隆下獄。尋遇赦復官。丁父憂歸、後起復至京、往謁(呂)震。震温言接之、入理前奏。詔繫昌隆錦衣衛獄、且籍其家。上方巡狩西京^北、凡下詔獄者、率輿載以從、謂之隨駕重囚。昌隆與焉。」

(298) (297) (296)

『明太宗実録』卷八六、六年十二月庚辰の条。

『明太宗実録』卷八九、永樂七年三月丙寅の条。

『明太宗実録』卷八九、七年三月癸亥の条。

(302) (301) (300) (299)

『皇明詔令』卷五、成祖文皇帝中「諭畿屬朝見勅」永樂七年正月初十日。

『明太宗実録』卷九四、永樂七年七月甲戌の条。

『明太宗実録』卷一六九、永樂十三年十月甲申の条、孫承澤『春明夢餘録』卷六一、上林苑監。

『明太宗実録』卷八四、永樂六年十月癸巳の条。拙稿「明代前期北京の官店塌房と商税」『東洋史研究』四九卷一号、一九九〇年。

『明太宗実録』卷九一、永樂七年閏四月丁卯の条。

『明太宗実録』卷九二、永樂七年五月戊子の条。

『明太宗実録』卷九三、七年六月甲辰の条。

『明太宗実録』卷九八、七年十一月丁亥の条。

『明太宗実録』卷九〇、永樂七年四月丙戌の条。

『明太宗実録』卷九三、七年六月丁未の条。

(310) (309) (308) (307) (306) (305) (304) (303)

『皇明詔令』卷三、太祖高皇下「遺詔」洪武三十一年閏九月初十日、「凡葬祭之儀、一如漢文勿異。布告天下、使知朕意。孝陵山川因其故、無所改。」なお、太祖の孝陵を改変しなかったとは言え、その陵寝から遠く離れた北京に都を遷したのは礼制上正しくない」と当時意識されていたことは、第四章で後述する洪熙帝が皇太子を南京に派遣する際の言葉からも知られる。『明宣宗実録』卷一、「洪熙元年春、南京屢奏地震。(中略)仁宗曰、非皇太子不可。太子仁德威望、足以服人心、人心安、即天意定矣。況太祖皇帝陵寢奉違已久、朕夙夜在念。」劉毅「明代帝王陵墓選址規則研究」『中国社会史評論』三卷(中華書局、二〇〇一年)は、遷都の詔が出される

以前に北京に山陵を選択していることに着目し、永楽帝は一方では帝位篡奪の汚点を抹消し、他方では孝陵の東側にすでに埋葬された懿文太子の下に附葬されることを嫌ったという政治上の原因により、南京の太祖の近くに埋葬されることを願わなかったとしている。遷都の決定はまだ公表されていなかったとは言うものの、これまで述べてきたように巡幸などの遷都プロジェクトが進んでいた以上、南京ではなく来るべき都の北京の周辺に山陵の地を求めるのは、永楽帝からすれば当然のことであったと考える。

(311) 楊榮『文敏集』卷一八、「故資政大夫刑部尚書趙公神道碑」に、「趙公・（中略）戊子（六年）、仁孝皇后崩逝、勅公詣北京ト山陵、告成膺楮幣之賜。」とある。『明英宗実録』卷二〇、正統元年七月戊申の条。

(312) 廖均卿は、金幼孜『金文靖集』卷八、「廉泉書舎記」によれば、江西・州府興国県衣錦郷の人とある。南宋以来、陰陽家の大宗として知られ、その術により「靈臺」すなわち天文博士に任じた。この「廉泉書舎記」を書いた金幼孜も、同じく江西（臨江府新淦県）の出身で、「郷故を以て相往還」していたというから、北京において江西人としてのネットワークを結んでいたことが判る。なお、蔣一葵『長安客話』卷四、郊垌雜記「天寿山」には、山東兗州府寧陽人王賢も、永楽七年有司から推薦されて山陵の選択に加わったとしている。しかし姚夔の手になる「明故正義大夫資治尹順天府尹王公賢墓誌銘」（『姚文敏公遺藁』卷九）には、そのことに全く言及していないことから、ここでは採らない。同じく、清、王弘『山志』二集卷一、「大明世系」も、葉盛の説として高麗人王賢が選定したとする一説を紹介しているが、これも誤りであろう。

孫承澤『天府広記』卷四〇、陵園。

『明太宗実録』卷九二、永楽七年五月己卯の条。

(313) 『明太宗実録』卷一〇一、永楽八年二月己酉、「行在工部尚書吳中言、營建山陵合用工匠・民夫請於山東・山西

・河南・北京及浙江等布政司・直隸府州縣徵用、北京旁近衛所亦宜量撥軍士。從之。仍命有司月給糧賞。」

『明太宗實錄』卷一〇八、永樂八年九月己巳の条。

『明太宗實錄』卷一二六、永樂十年三月戊申の条。

『明太宗實錄』卷一三五、永樂十年十二月戊午の条。

『明太宗實錄』卷一三二、永樂十年九月甲午の条。

『明太宗實錄』卷一三六、永樂十一年正月是月の条。

『明太宗實錄』卷一四〇、永樂十一年五月丙申の条。

『明太宗實錄』卷一四〇、永樂十一年五月庚辰・丁亥の条。

卷一四〇、永樂十一年五月壬寅の条。

楊榮『文敏集』卷一八、「故驃騎將軍左軍都督府都督僉事許公神道碑銘」、「歲庚寅（永樂八年）、受命董治長陵、經畫措置得宜、人樂趨事而忘其勞、上嘉其能、進都指揮同知。是冬調掌金吾右衛事、尋仍董前役、先後凡八年、勞績爲多。丁酉進都指揮使。」

『明太宗實錄』卷一七四、永樂十四年三月癸巳朔の条。

『明仁宗實錄』卷五下、永樂二十二年十二月庚申の条、及び『明宣宗實錄』卷二六、宣德二年三月己丑朔の条。

劉敦楨「明長陵」『中国营造学社彙刊』四卷二期、一九三三年。吉文「明十三陵」『文物』一九七七年三期。胡漢生『明朝帝王陵』（北京燕山出版社、二〇〇二年）。

『明英宗實錄』卷四、宣德十年四月辛酉、卷一〇、宣德十年十月己酉の条。

(328) (327) (326) (325) (324) (323) (322) (321) (320) (319) (318) (317) (316)

『明太宗実録』卷一二六、永樂十年三月甲寅、「陞順天府爲正三品。官制視應天府、陞知府張貫爲府尹、同知嚴節爲府丞、通判王勉爲治中。其大興・宛平二縣俱陞正六品。」

『明太宗実録』卷一三五、永樂十年十二月己巳の条。

『明太宗実録』卷一三六、永樂十一年正月丁酉の条

陳璉『琴軒集』卷九、「署都指揮僉事張君墓誌銘」。

『明太宗実録』卷一三七、永樂十一年二月丙寅の条。

『明太宗実録』卷一三五、永樂十年十二月乙亥の条。

『明太宗実録』卷一三六、永樂十一年正月壬午の条。

『明太宗実録』卷一三七、永樂十一年二月壬戌、「上命刑部揭榜緣途、禁約扈從官軍擾民、諭之曰、帝皇巡狩、將以安民、聞前者扈從軍士往往在途擾民、威取勢奪、無所不至、是厲民也。今後有犯、所管官旗皆連坐勿恕。」

『明太宗実録』卷一三五、永樂十年十二月己卯の条。

『明太宗実録』卷一三七、永樂十一年二月己未の条。

『明太宗実録』卷一三七、永樂十一年二月甲子の条。

『明太宗実録』卷八一、永樂六年七月己巳の条。

『明太宗実録』卷一二八、永樂十年五月甲寅の条。

皇太子の南京監国については、本書第四章「北京巡狩と南京監国」なお、この時期における皇太子の不安定な立場を象徴する東宮官の投獄については、趙中男「朱棣与朱高熾的關係及其社会政治影響」『明史研究』6輯、一

(343) 九九九年、及び岩渕慎「永楽朝と東宮官」『中央大学アジア史研究』二六号、二〇〇二年が詳しい。

両京の地位の逆転は、ポストの重要性にも影響を与えた。武官については、永楽十五年の段階で皇帝自身がすでに南京のポストを閑職と認識していた。『明太宗実録』卷一九一、永楽十五年七月丙寅の条。

『明太宗実録』卷一四一、永楽十一年七月庚子の条。

(345)(344) 『明太宗実録』卷一五六、永楽十二年閏九月甲辰の条。註(148)前掲の阪倉篤秀論文参照。内閣制の成立に関心を寄せる阪倉氏は、この事件を北京と南京とに分かれて「近侍する翰林官の二分化と相互間の確執」によって説明しようとしているが、皇帝巡狩と皇太子監国という権力分立のもとでの情報の二元化にこそ問題の本質がある点については、本書第四章で論じた。

(346) 黄佐『翰林記』卷一七、正官題名、侍読学士、「金問、公素、直隸吳縣人、由楷書永樂中任。終禮部右侍郎。」。

『国朝献徴録』卷三五、礼部三「礼部右侍郎金公問伝」。ただし、『殿閣詞林記』卷六、「太常寺少卿兼侍読学士金問」には、「因進賀表文稽帶、太宗怒」とあり、表文の届くのが遅れたことを理由に挙げている。またほかに王凱（不詳）も獄に下されたことが見える。

(347) 楊士奇『東里統集』卷四八、「北京紀行録」。因みに「北京紀行録」は、永楽十二年八月三十一日の晩に北京召還の命が楊士奇のもとに届いてから四日後に南京を出発し、北京に到って永楽帝に接見して赦され、十二月十一日の早朝に再び南京に戻ってくるまでの道中記である。

『国朝献徴録』卷一二、内閣一、彭韶「楊公溥伝」。

本書第四章 北京巡狩と南京監国。

(350)(349)(348) 葉盛『水東日記』卷五、胡忠安自述三事、「太宗命某使外、濱行、面諭曰、人言東宮所行多失當。至南京、可多

留數日、試觀如何、密奏來。奏所書字須大、晚至我即欲觀也。」李賢『古穰集』卷一二、「礼部尚書致仕贈太保諡忠安胡公神道碑銘」、「永樂改元秋、以奏對稱旨、陞戸科都給事中、丁亥（五年）、上察近侍中、惟公忠實可託、遂命公巡遊天下、以訪異人爲名、實察人心向背。（中略）。先是仁宗皇帝爲太子監國、時有飛語、上聞。文廟屬公往察之。公至、以所見七事皆誠敬孝謹、密疏以聞。上覽之大悅、自是不復疑仁（衍字）。仁宗嗣位、特賜誥命授正議大夫資治尹。已而聞公曾有密疏、疑之、乃轉太子賓客兼國子祭酒之官南京、未幾、閱章奏、見公所上密疏、深嘉其忠、方議重用之、而龍馭上賓矣。」『姚文敏公遺藁』卷九、「故資德大夫正治上卿礼部尚書贈太保諡忠安胡公墓誌銘」。『明英宗實錄』卷三五六、天順七年八月丙辰の条。李東陽『懷麓堂集』卷二六、文稿六、「忠安錄後序」。なお、『明史』卷一六九、胡・伝では、胡の派遣を建文帝の所在を偵察するためとしているが、これは、この『古穰集』の「實察人心向背」という部分を勝手に「實察建文踪跡」と改めた『皇明通紀直解』卷五、五朝名臣の胡・伝を踏襲したにすぎない。

(352)(351)

王璞子「燕王府与紫禁城」『故宮博物院院刊』一九七九年一期、及び註(一〇)前掲の李燮平論文五三頁。
『明太宗實錄』卷四七、永樂三年十月庚辰、「陞前燕府紀善胡安爲戸科給事中、命同給事中宋亨、掌北京皇城勘合。」この五ヶ月前には、皇城ではなく「内府」の用例が見られる。同書卷四二、永樂三年五月庚辰、「命禮部鑄北京内府各門關防印記。」なお、『明太宗實錄』卷一七、永樂元年二月辛未に「修皇城蕭牆及衛士直廬。」とあるのは、南京か北京か限定されていないもの、あるいは北京の皇城の可能性もある。

(353)

『明太宗實錄』卷九〇、永樂七年四月戊子に、「鑄造内府午門・東華門・西華門・玄武門夜巡關防條記。」とある。これも、北京と明記されていないが、南京のものは、洪武三十五年十月にすでに鑄造していることから、北京のものとは判断できる。同書卷一三、洪武三十五年十月丁丑の条。

(355)(354)

『明太宗実録』卷八七、永樂七年正月癸丑、「禮部言、皇上將巡狩北京、舊藩府宮殿及門、宜正名號。從之。」
本書第二章 明初の燕王府をめぐる諸問題。附言すれば、皇城牆は、明中期の天順年間に至っても「蕭牆」と呼ばれることもあった。『明英宗実録』卷三五四、天順七年七月庚子、「修大明門・正陽・長安左右等門道路・蕭牆守衛直房。」

(357)(356)

註 (351) 前掲の王璞子論文七五頁。
天順五年刊『大明一統志』卷一、京師・苑囿には、「南海子、在京城南二十里、舊爲下馬飛放泊、内有按鷹臺、永樂十二年増廣。其地周圍凡一萬八千六百六十丈、乃城養禽獸種植蔬果之所。中有海子大小凡三、其水四時不竭、汪洋若海、以禁城北有海子、故別名曰南海子。」とあり、永樂十二年に拡張されたのは北京城内の海子ではなく郊外の南海子であった。

(358)

『明太宗実録』卷一三五、永樂十年十二月甲寅、「擢監生游禡（瑞）爲戸科給事中、專掌北京皇城四門勘合。」実録原文には「游禡」とあるが、蕭彦『掖垣人鑑』卷三に基づき「游瑞」と訂正した。

『明太宗実録』卷一四八、永樂十二年二月壬子、「増置北京皇城夜巡銅鈴、如南京數。」

『明太宗実録』卷一四七、永樂十二年正月己亥の条。

『明太宗実録』卷一四八、永樂十二年二月癸酉の条。

『明太宗実録』卷一四九、永樂十二年三月己卯の条。

倪岳『青谿漫稿』卷一一、奏議、祀典二、「北極佑聖真君」。永樂帝の真武神信仰については、石田憲司「永樂帝の太和山復興について」『社会文化史学』二二号、一九八五年が詳しい。

(363)(362)(361)(360)(359)

(364)

『明太宗実録』卷一四七、永樂十二年正月庚寅、「元宵節。是夕、上御午門觀燈。賜文武群臣及耆老宴。群臣進詩、命翰林院第詩高下、賜鈔有差、并賜耆老鈔帛。」附言すれば、黄佐『翰林記』卷一六、賜觀燈には、「永樂十八年正月甲寅元宵節、上御午門觀燈、賜百官宴、并示御製詩。學士胡廣・楊榮等奉和以進。上覽而悦之、賜以羊酒・鈔幣。自是車駕駐兩京、皆賜觀燈於午門、以爲例。」としているが、胡廣は永樂十六年に死去していることから判断して、紀年の誤りであろう。

『明太宗実録』卷一六〇、永樂十三年正月壬子の条。

柯暹『東岡集』卷五、七言古詩「庚子年元夕觀燈」。ただし、庚子年は永樂十八年を指している。

『明太宗実録』卷一六〇、永樂十三年正月丁巳の条。

『明英宗実録』卷六、宣德十年六月壬寅、卷四二、正統三年五月癸巳の条。

張弘道・張凝道『皇明三元考』卷二、「永樂十三年乙未科大魁、中式三百五十名、始詔天下舉人、會試北京。」

渡昌弘「明初の科挙復活と監生」『集刊東洋学』四九輯、一九八三年。趙子富『明代学校与科挙制度研究』北京燕山出版社、一九九五年。

『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月丙子の条。

『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月己亥、「是日禮部啓、會試天下舉人得中式者陳璉等九十五人。皇太子命送國子監進学、俟車駕回京廷試、宴考官於禮部。」

明朝において殿試が一年以上も延期されたのは、ほかに天順八年甲申科と正徳十六年辛巳科の二例がある。前者は、試験場となる貢院の火事により、天順七年二月に行うべき会試が半年遅れの八月に延期、殿試も翌年三月

- 朔日に延期と一旦決まったが、英宗の大喪の期間と重なり、さらに三月十五日に延期された（『明憲宗実録』卷三、天順八年三月乙丑の条）。後者は、正徳帝の南巡のために一五年三月の殿試が延期されていた。北京に戻ってから帝の体調不良のために翌年の三月朔日と決まったものの、体調が回復せず十五日と再度延期された。しかし、病状は回復せず、正徳帝のもとでは殿試が実現しなかった。外藩から新たに即位した嘉靖帝のもとで殿試が行われるのは五月十五日のことで、一年二ヶ月あまりの延期となった（『明武宗実録』卷一九七、正徳十六年三月己未、『明世宗実録』卷二、正徳十六年五月丙辰の条）。
- (375)(374) 『明太宗実録』卷一一四、永楽九年三月辛酉朔・甲子の条。胡広『胡文穆公文集』卷九、「賜進士題名記」。
- 『国朝献徴録』卷八六、江西一、僉事、「江西按察司僉事陳先生璠墓表」。万曆『広西通志』卷二五、名宦志、皇明、陳璠伝。ただし、殿試に関しては、国立中央図書館編印『明人伝記資料索引』（文史哲出版社、一九六五年）の「陳璠」の項目（六〇四頁）を参照した。
- (376) 『明太宗実録』卷一二六、永楽十年三月乙酉朔、「上御奉天殿、試禮部選中舉人林誌等百人及前科未廷對舉人林文灃等六人。」
- (377) 『明太宗実録』卷一五四、永楽十二年八月丙午、「北京行部郷試奏請考試官。上命翰林院侍講曾榮・翰林院侍講兼左春坊左中允鄒緝考試、賜宴於本部。」
- (378) 曾榮『刻曾西墅先生集』卷首、楊榮撰「西墅曾公墓誌銘」、「永楽元年中江西郷試、明年禮部會試中選者四百七十人、公在第八、廷試遂中第一、賜進士及第。太宗皇帝奇其才、親批所對策褒美之、賜冠帶・朝服、授翰林修撰・承務郎、未幾詔選進士二十八人、俾進學文淵閣、公之爲首。」
- (379) 永楽帝が文淵閣に進学させた二十八名は、将来、政権を支える文人官僚となることが期待されていた。この中に

(389) (388)(387)(386)(385)(384)(383) (382)(381) (380)

は、翰林院修撰曾榮、周述、周孟簡、庶吉士楊相・王英・王直・陳敬宗・李時勉らがいた。なお、江南の税役改革で活躍したかの周忱は、年少を理由に文淵閣での読書を自ら願ひ出て、永楽帝にとくに許されたから、この時、実際に文淵閣に進学した者は二九名であった。陸容『菽園雜紀』卷六、文淵閣。『明史』卷一五三、周忱伝。

『明太宗実録』卷一五四、永楽十二年八月丁未、「是日、應天府郷試啓請考試官。皇太子命司經局洗馬兼翰林院編修楊溥・翰林院編修周述考試、賜宴於本府。」

『明太宗実録』卷一五八、永楽十二年十一月丙辰、「造進士冠服五百副。」

『明太宗実録』卷一二五、永楽十年二月戊辰、「命禮部尚書呂震諭考官楊士奇・金幼孜曰、數科取士頗多、不免玉石雜進。今取無過百人。其務精擇、收散木累百、不若得良材一株也。」および同書同卷、永楽十年二月辛巳の条。

『明太宗実録』卷一六一、永楽十三年二月甲戌の条。

張朝瑞『皇明貢舉考』卷三、乙未永楽十三年会試。万曆『大明会典』卷七七、礼部三五、貢舉、科挙通例。

『明太宗実録』卷一六一、永楽十三年二月壬辰の条。

『明太宗実録』卷一六二、永楽十三年三月己亥朔の条。

楊榮『文敏集』卷九、「進士題名記」(一)。

万曆『大明会典』卷五一、礼部九、策士・殿試儀。宮崎市定『科挙』秋田屋、一九四六年、のちに『科挙史』と改めて『宮崎市定全集』第一五卷、岩波書店、一九九三年に収録。

万曆『大明会典』卷七七、礼部三五、貢舉、科挙・殿試、「永楽二年定」。ただし、そこに載せる「順天府」の官

員が状元を送り届けるという規定は、この時期殿試はまだ南京で行われていたから、明らかに「応天府」の誤りである。また進士合格者の宴が「礼部」で行われたというのも、後註(395)の史料を掲げるように、「会同館」の誤りである。おそらく、北京で殿試が行われるようになって以後の規定が混入したのであろう。

(390) 『明太宗実録』卷一六二、永樂十三年三月壬寅の条、『明清歴科進士題名碑録』華文書局、一九六九年の「明永樂十三年進士題名碑録」。

(391) 『明太宗実録』卷一六二、永樂十三年三月己亥朔、「上御奉天殿、試禮部選中舉人洪英等三百四十九人、及前科未廷試舉人劉進等二人。」

楊榮『文敏集』卷九、「進士題名記」(一)、「臚傳之日、都城人士抃舞稱歎、以爲北京之盛美有以過越前代也。」

『明太宗実録』卷一六二、永樂十三年三月癸卯、「賜進士陳循冠服銀帶、餘賜鈔各五錠、俱賜宴於北京留守行後軍都督府。」

『明太宗実録』卷一六二、永樂十三年三月甲辰の条。

(395) 『明太宗実録』卷二九、永樂二年三月丙午、「賜進士曾榮冠服・銀帶、餘並賜鈔五錠、是日賜宴於會同館。」、卷五二、永樂四年三月丙午、卷一一四、永樂九年三月乙丑、卷一二六、永樂十年三月己丑の条。

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月辛巳、「設北京會同館、改順天府燕臺驛爲之、置大使・副使各一員。」

『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月庚戌の条。

徐萍芳「元大都枢密院址考」『中国歴史考古学』美術考古叢刊3(允晨文化、一九九五年、原載一九八九年)。徐氏の推定によれば、その広さは南北約三九四メートル、東西三一五メートルであった。なお、論文中で、北平都

指揮使司は洪武十五年以後に北平行都司となり、永樂元年に大寧都指揮使司に改められたとしているのは、『明史』卷七六、職官志五、都指揮使司の誤った記述を踏襲したものである。改めて言うまでなく、北平に設けられた北平都司と大寧に設けられた北平行都司は別個の官庁である。

(399)

『明太宗実録』卷二三五、永樂十九年三月壬午、「賜進士曾鶴齡等宴於禮部。」ただし、宣德二年丁未科と五年庚戌科の際に行在中軍都督府が会場に使用されたのは、行在礼部の新築工事のためであろう。『明宣宗実録』卷二六、宣德二年三月壬辰、卷六四、五年三月戊午の条。

(400)

『明太宗実録』卷一六二、永樂十三年三月癸卯、「上、以禮部會試下第舉人中、或有學問可取者、命翰林院再試之、得朱瑛等二十四人、並賜冠帶、給教諭俸、送國子監進學、以待後科。」

(401)

『元史』卷九二、百官志八、選舉附錄・科目、「(至正八年)、是年四月、中書省奏准、監學生員每歲取及分生員四十人、三年應貢會試者、凡一百二十人。除例取十八人外、今後再取副榜二十人、於内蒙古・色目各四名、前二名充司鑰、下二名充侍儀舍人。漢人取一十二人、前三名充學正・司樂、次四名充學録・典籍管勾、以下五名充舍人。不願者、聽其還齋。」ただし、元朝では、國子生員にのみ副榜が設けられていたようである。

(402)

楊士奇『東里統集』卷三六、「從子之宜墓誌銘」、「之宜名相、余從兄思貽甫冢子也。(中略)、十五(歲)郡太守舉應江西鄉試、中前列。明年會試禮部中副榜、當授教官、思貽奏言、臣之子年與學未可以爲人師、幸俾臣以歸教之、曾益其未至、庶他日不辱陛下任使。太祖皇帝可其奏。既歸益勤於學、後充太學生。太學生常數千人、季試、相屢占第一。永樂二年會試天下貢士、以相爲首。廷對第二甲一名。」

(403)

會試副榜の始まった時期については、『明史』卷六九、選舉志一には、「舉人入監、始於永樂中。會試下第、輒令翰林院録其優者、俾入學以俟後科、給以教諭之俸。是時會試有副榜、大抵署教官、故令入監者、亦食其祿也。」

(405)404)

とあるのみで、その時期を特定していない。商衍濤『清代科挙考試述録』（生活・読書・新知三聯書店、一九五八年）一五頁では、会試副榜は明の永楽四年に始まったとしている。しかしながら、『明太宗実録』卷三二、永楽二年六月甲午の条には、「上命禮部臣曰、會試下第舉人既多、其中必尚有可取者。蓋慮一時匆猝或本有學問、而爲文之際、記憶偶差、遂致謬誤、或本不謬誤、而考閱之官、神情昏倦、失于詳審、以致黜落。此皆可矜。其令翰林院出題更試、擇文詞優者等以聞。遂得貢士張鉉等六十人以奏。上召見、皆賜冠帶、命於國子監進學、以俟後科、且勉之、曰士當立志、志一則工專、工專則業就。爾等於學已有根本、但更百尺竿頭進步。爾後科第一甲人、有不在其爾曹乎。其往勉之。」とあり、永楽帝が即位後最初に行つた会試で始まつたのは明らかである。

『明太宗実録』卷一六二、永楽十三年三月丁巳の条。

『明太祖実録』卷一七二、洪武十八年三月丙子、「其諸進士、上以其未更事、欲優待之、俾之觀政於諸司、給以所出身祿米、俟其諳練政體、然後擢任之。其在翰林院・承勅監等近侍衙門者、采書經庶常吉士之義、俱稱爲庶吉士。其在六部及諸司者、仍稱進士。」

『明史』卷七〇、選舉志二、「庶吉士之選」。

『明太宗実録』卷一六二、永楽十三年三月庚申の条。

『明英宗実録』卷二三、正統元年十月癸亥、「行在吏部主事李賢言、竊惟太學者天下貢士所萃、乃育賢成材之地。

（中略）我國家建都北京以來、有廢弛而不舉者、有創新而不措者。所廢弛者莫甚于太學。所創新者莫多于佛寺。」

趙翼『陔餘叢考』卷二九、「題名録」、「其刻石于國子監、則自元仁宗時始。」

『元史』卷四七、順帝本紀、至正二十六年三月乙未の条。元朝の科挙については、姚大力「元朝科挙制度的行廢

(411) 及其社会背景」南京大学歴史系元史組『元史及北方民族史研究』六号、一九八二年を参照した。
檀上寛「明代科挙改革の政治的背景——南北卷の創設をめぐって——」『東方学報』五八冊、一九八六年。のちに檀上著書『明朝専制支配の史的構造』汲古書院、一九九五年に収録。生駒晶「明初科挙合格者の出身に関する一考察」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院、一九九〇年。なお、檀上論文によれば、永樂朝は洪武

朝の方針を継承し、当初から北人獲得を図っていたとして、『明史』卷一七七、王翱伝に見える以下の記載を挙げている。「王翱字九臯、鹽山人。永樂十三年、初會試貢士於行在。帝時欲定都北京、思得北士用之。翱兩試皆上第、大喜。特召賜食、改庶吉士、授大理寺左寺正。」しかし、『明史』本伝も依拠したであろう『明憲宗実録』卷四八、成化三年十一月戊辰の条には、「致仕太子太保吏部尚書王翱卒。翱字九臯、直隸鹽山縣人。永樂乙未進士、時太宗始試士北京。得翱畿内人、居二甲第一、甚喜。改翰林院庶吉士、授大理寺正。」とあるのみで、「帝時欲定都北京、思得北士用之」という記述はない。この部分は、おそらく明末に編纂された何喬遠『名山藏』臣林記、王翱伝に「先是成祖定都北京、固欲得北士爲重、而北士每後於南人。至是聞翱兩占高第、大喜。」と見える記述などを、清初の徐乾学等撰『明史列伝』や張廷玉等撰『明史』が踏襲したものであろう。

(412) 姚夔『姚文敏公遺藁』卷九、「明故太子太保吏部尚書贈特進光祿大夫太保諡忠肅王公行状」、「(永樂)九年辛卯中鄉試、明年會試乙榜、卒業太學。乙未中陳循榜進士第二甲第一名、改翰林庶吉士。甲辰授大理寺左寺正。」彭時『彭文憲公文集』卷四、「故太子太保吏部尚書贈特進光祿大夫諡忠肅王公神道碑銘」。『明憲宗実録』卷四八、成化三年十一月戊辰の条。

(413) 尹直『審齋瑣綴録』、「永樂乙未科、始開會闈於北京。泊菴先生主考。得一卷、三場俱優、取定爲會元、拆卷、乃陳芳洲循。先生以鄉故爲嫌。欲取林文結、而又以結字難識、進呈不便。因見第五名洪英、曰此洪武間英才也。遂

取爲會元、而循居二。王翱第五。太宗見翱名喜、北京初啓會闈、而經魁得一畿甸士、遂以布衣召見、賜酒飯。後翱至宮保・太宰、壽祿・名位非常可及、遭際有自來矣。」嘉靖年間に重刊された愈憲『皇明進士登科錄考』卷三、永樂十三年乙未三月の条も、同様な記事を載せている。なお、『明清歴科進士題名碑録』の「明永樂十三年進士題名碑録」でも、王翱は第二甲第一名（四番目）にランクされている。

張朝瑞『皇明貢舉考』貢舉紀略・永樂十三年乙未科、張弘道・張凝道『皇明三元考』卷二、永樂乙未科。

蕭儀『襍線集』附、忠諫贈言、陳良撰「墓誌銘」。『明清歴科進士題名碑録』の「明永樂十三年進士題名碑録」。本書第五章 南京還都。

蕭儀『襍線集』卷一、頌、「皇都大一統頌并序」。

蕭儀のほかに、永樂十三年の進士で、勅を奉じて時政を陳言した者に、御史鄭惟桓（第三甲、浙江寧波府慈谿県の人）・高公望（第三甲、江西吉安府永豊県の人）がいる。『明太宗実録』卷二二六、永樂十九年四月甲辰の条。

『明史』卷一六四、鄒緝伝。

楊榮『文敏集』卷九、「進士題名記」（二）。

『明太宗実録』卷一九八、永樂十六年三月丙子の条。

『明太宗実録』卷一七九、永樂十四年八月丁亥、「作西宮。初上至北京、仍御舊宮、及是將撤而新之。乃命工部作西宮爲視朝之所。」

王劍英「燕王府即元故宫旧内考」『北京史論文集』二輯（北京史研究会、一九八二年）。因みに、第一次・第二次巡幸中の帝の滞在場所として、王劍英や註（351）の王璞子論文「燕王府与紫禁城」および姜舜源「元明之際北

(422) (421) (420) (419) (418) (417) (416) (415) (414)

京宮殿沿革考」『故宮博物院院刊』一九九三年四期では、太液池の東側大内説を採るのに対し、李燮平「燕王府所在地考析」『故宮博物院院刊』一九九九年一期は、西側の西苑説を採っている。

(423) 『明太宗実録』卷一七九、永樂十四年八月丁丑、「詔天下軍民預北京營造者、分番赴工。所在有司、人給鈔五錠爲道里費。」

(424) 『明太宗実録』卷一八七、永樂十五年四月癸未、「西宮成。其制中爲奉天殿、殿之側爲左右二殿。奉天門之南爲奉天門、左右爲東西角門。奉天之南爲午門、午門之南爲承天門。奉天殿之北有後殿・涼殿・暖殿、及仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮、凡爲屋千六百三十餘楹。」

(425) 朱楔『明清兩代宮苑建置沿革図考』（上海商務印書館、一九四七年、のちに北京古籍出版社、一九九〇年再版）六三頁。これに対して、北京市社会科学研究所《北京歴史紀年》編写組編『北京歴史紀年』（北京出版社、一九八四年）には、「二四一七年 丁酉 明永樂十五年」の項に、「四月、北京西宮建成。西宮（今故宮地址）入承天門曰午門、又入曰奉天門、内奉天殿（今太和殿）（下略）」とあり、現在の故宮の場所に西宮が建設されたとし、しかもこの時現在の太和殿にあたる奉天殿が完成したと説明しているが、これには従い難い。

(426) 『欽定日下旧聞考』卷三二、宮室・明一、「〔臣等謹按〕、明初燕邸、仍西宮之舊、當即元之隆福・興聖諸宮遺址、在太液池西。其後改建都城、則燕邸舊宮及太液池東之元舊内、並爲西苑地、而宮城則徙而又東。」

(428) 本書第二章 明初の燕王府をめぐる諸問題。
孫承澤『春明夢餘録』卷六、宮闕、「明太宗永樂十四年、車駕巡幸北京。因議營建宮城。初燕邸因元故宮、即今之西苑、開朝門於前。元人重佛、朝門外有大慈恩寺、即今之射所。東爲灰廠、中有夾道、故皇牆西南一角獨缺。太宗登極後、即故宮建奉天三殿、以備巡幸受朝。至十五年改建皇城於東、去舊宮可一里許。悉如金陵之制、而弘

敝過之。」

(429) 註(42) 前掲の王劍英論文参照。なお、孫承澤の記述は、朱国禎『湧幢小品』巻四、都城の記事を踏襲したものと考えられる。

(430) 万曆『大明会典』巻一八一、工部一、營繕司清吏司一、營造一、内府、「永樂十五年、作西宮于北京。中爲奉天殿、殿之側爲左右二殿。奉天殿之南爲奉天門、左右爲東西角門。奉天門之南爲午門、午門之南爲承天門。奉天殿之北有後殿・涼殿・暖殿及仁壽・景福・仁和・萬壽・永壽・長春等宮〔割註〕今在西城。各殿門俱更別名。」朱国禎『湧幢小品』巻四、南内、「南城在大内東南、英皇自虜歸居之。」

註(10) 前掲の王劍英論文参照。

(431) 『明太宗実録』巻一八〇、永樂十四年九月丙申、「上聞、漢王高煦於各衛選精壯軍士及有藝能者、以隨侍爲名、教習武事、造作器械。心益疑之、遂有還京之意。」

『明太宗実録』巻一四七、永樂十二年正月甲午の条。

『明太宗実録』巻一一一、永樂九年十一月丁卯の条。

漢府紀善周鳴(字、岐鳳)については、楊士奇『東里統集』巻三四、「周員外墓誌銘」に関連する記事が見える。『明太宗実録』巻一六四、永樂十三年五月丁巳、巻一六五、同年六月壬午の条。

『明太宗実録』巻一七四、永樂十四年三月甲辰、巻一七八、同年七月辛丑、巻二四〇、永樂十九年八月庚申の条。

『明太宗実録』巻一八二、永樂十四年十一月丁未・戊申の条。

『明太宗実録』巻一八六、永樂十五年三月丙午の条。

(440) (439) (438) (437) (436) (435) (434)

(433) (432) (431)

(430)

(429)

(441)

王直『抑菴文集』卷一一、「少師泰和楊公伝」、「十四年、上在北京聞高煦有異志、還京師、欲發其事、疑未決、獨召公問曰、昨問蹇義漢府事、對曰不知。若朕未有知、爾輩慮有離間、不敢言。今朕既知矣、爾言之何害。公對曰、臣與義事東宮、外人無敢與臣言者。但漢王始封國雲南、不肯行。改青州、又不行。今將知徙都北京、惟欲留守南京。天下皆疑其心。惟陛下善處之、使早有定所、全父子之恩爲永世之利。上默然起還宮。後數日、悉得其反・及所爲戰具。」高岱『鴻猷錄』卷九、征漢庶人。『明史紀事本末』卷二七、「高煦之叛」。

『明太宗實錄』卷一七四、永樂十四年三月甲辰、「改趙王高燧封國於彰德。」

『明宣宗實錄』卷八二、宣德六年八月戊午の条。

『明史』卷一一一、公主列伝 永安公主伝。

『明太宗實錄』卷九〇、永樂七年四月壬辰の条。

『明太宗實錄』卷一〇一、永樂八年二月辛丑の条。

『明太宗實錄』卷一〇六、永樂八年七月己巳の条。

佐藤文俊氏は、註(1)前掲の著書七四頁で理由は明示していないものの、この「数值は間違いと思われる」とコメントを加えている。しかしこの突出した禄米額は、これまで述べたような趙王の北京居守という地位を考慮すると、おそらく誤りではなからう。洪熙元年三月、趙王が彰徳に就藩するにあたって、北京に残していた禄米一二万石を彰徳に運搬することを願ひ出ている事実も、これを裏付けるものである。『明仁宗實錄』卷八下、洪熙元年三月甲午の条。

『明太宗實錄』卷一〇八、永樂八年九月庚寅の条。

(448) (447) (446) (445) (444) (443) (442)

(449)

(456) (455) (454) (453) (452) (451) (450)

『明太宗実録』卷一二四、永樂十年正月丁未の条。

『明太宗実録』卷一四二、永樂十一年八月己巳の条。

『明仁宗実録』卷二上、永樂二十二年九月丙子の条。

『明仁宗実録』卷二上、永樂二十二年九月丙子の条。『明史』卷一一八、諸王列伝三。

『明太宗実録』卷二五九、永樂二十一年五月己丑の条。

『明仁宗実録』卷五下、永樂二十二年十二月甲子の条。

『明太宗実録』卷一八一、永樂十四年十月癸未の条。野沢佳美「洪武南蔵から永樂南蔵へ」『駒沢史学』五二、

一九九八年、のち『明代大蔵経史の研究』（汲古書院、一九九八年）に収録は、この谷王のクーデタ未遂事件に

注目して、南京に帰還した永樂帝が建文帝関連の事跡を再確認する必要に迫られ、洪武南蔵の再編集（永樂南蔵
編纂）の命を下したとしている。

(457)

『明太宗実録』卷一七八、永樂十四年七月辛亥、「蜀王椿密遣儀賓顧瞻奏、谷王・不軌。（中略）會檜（椿？）子
崇寧王悦・獲罪於父、逃避得・所、曰建文君初實不死。今已在此。椿聞之、遂具奏於上。並奏其他事。」同書卷

一八一、永樂十四年十月甲申の条。

鄭曉『吾学編』皇明同姓諸王伝、卷二、谷庶人。『明史』卷一一八、諸王列伝三、谷王。

『明太宗実録』卷一〇上、洪武三十五年七月丁酉、卷一二上、同年九月丁亥、卷一三、同年十月壬申の条。

『明太宗実録』卷一八一、永樂十四年十月甲申の条。

『明太宗実録』卷一八四、永樂十五年正月甲辰、二月癸亥の条。

(461) (460) (459) (458)

(464) (463) (462)

『明太宗実録』卷一八三、永樂十四年十二月壬申の条。
註(18) 前掲の『明太宗実録』卷九下、(建文) 四年六月乙丑の条。

四十年近く経過した正統五年に、雲南から広西思恩府に至った九〇歳あまり僧侶が建文帝であると自称して捕らえられ、錦衣衛の獄で四ヶ月後に死亡したことは、よく知られている。『明英宗実録』卷七三、正統五年十一月丁巳の条。因みに、永樂帝自身がその出亡説にどの程度振り回されていたかは明らかではない。『明史』卷一六九、胡・伝には、永樂五年から十四年までと十七年から二十一年までの二度にわたって戸科都給事中胡・に全国各地を遍く巡らせたのは、密かに建文帝の所在を探るためであったとする記述が見えるが、その記述の問題点については、註(350) ですで指摘した。

段玉裁『明史十二論』「三大案論」。

『明太宗実録』卷一八二、永樂十四年十一月己丑、「詔戸部、歳給漢王・趙王禄米各止(一) 萬石。」

『明太宗実録』卷一八二、永樂十四年十一月壬寅、「復詔群臣議營建北京。先是車駕至北京、工部奏請擇日興工。上以營建事重、恐民力不堪、乃命文武群臣復議之。」

楊士奇『東里統集』卷二六、「故光祿大夫柱国少師工部尚書追封荏平伯諡榮襄吳公神道碑銘」。『明太宗実録』卷一六一、永樂十三年二月乙未の条。

註(468) の「吳公神道碑」では、「宮殿營繕」とあり、「西宮」とは明言していないが、刑部尚書に改められた時期から判断した。『明太宗実録』卷一七九、永樂十四年八月丙寅の条。

『明太宗実録』卷一八五、永樂十五年二月甲戌、「河南布政司左布政使周文褒・右布政司王文振俱坐罪、謫湖廣均州爲民。」

(470) (469) (468) (467) (466) (465)

(471) 王錡『寓圃雜記』卷一、建都、「及上（太宗）登極、即廣舊邸爲皇城、頻年駐。當時羣臣不知睿意所向、屢請南還、因出令曰、敢有復請者、論以妖言。於是、河南布政使周文褒等皆遭重罰。自此基命始定、遂成萬世之業。」

(472) 王錡の生没年については、吳寛『匏翁家藏集』卷七四「王葦菴処士墓表」。なお、『明史』卷一六二、陳祚伝には、王錡と同じ吳県出身の河南参議の陳祚も、周文褒・王文振と「合疏し、都を北京に建てるの便に非ざるを言う」とある。また潘樾章『国史考異』文皇帝下、五も、こうした見方を支持している。周文褒らの遷都反対の動きについては、註(33)前掲の石田論文がつとに論及している。

(473) 『明太宗実録』卷一八三、永楽十四年十二月丁丑、「増設武功中衛中左・中右・中中・中前・中後五千戸所、統南丹等衛改調官軍及新編軍匠。」『明宣宗実録』卷二八、宣徳二年五月甲寅、同書卷四九、宣徳三年十二月乙未の条。

(474) 『明太宗実録』卷一八六、永楽十五年三月丙申、「命刑部・都察院移文諸司、除十惡・強盜監候審決、其雜犯死罪及徒流以下、悉縱還家、營路費赴京、輸役贖罪。」

(475) 『明太宗実録』卷一八五、永楽十五年二月壬申、「命泰寧侯陳珪掌繕工事、安遠侯柳升・成山侯王通副之。仍命禮部鑄印給之、制視都督府文、曰繕工之印。命吏部設經歷司、置經歷一員從五品・都事都事四員。」同書同卷、同年同月甲戌、「命掌繕工事泰寧侯陳珪・成山侯王通兼掌北京行後軍都督府事。」

(476) 『国朝献徵録』卷七、侯一、泰寧侯陳珪、『明太宗実録』卷二一一、永楽十七年四月甲辰の条。

(477) 『明太宗実録』卷一八八、永楽十五年五月戊子、「命行在都察院左副都御史李慶兼督營造。先命成山侯王通・興安伯徐亨・都督薛祿・金玉・章安・譚廣各督一事、而命泰寧侯陳珪・安遠侯柳升總督、行部尚書郭資・侍郎崔衍

(480)479(478)

領糧賞。至是復命慶同珪等總督。」李慶については、『明宣宗実録』卷三一、宣德二年九月乙未に、「慶、順天府順義人。(中略)。(永樂)五年改都察院右副都御史、營建北京、陞工部尚書。」とある。

薛祿については、楊士奇『東里文集』卷二二、「薛公神道碑銘」に、「十五年初建北京宮殿、命公董營繕」とある。譚広については、『明英宗実録』卷一二二、正統九年十月甲子に「董營建北京」と見える。

郭資については、『明宣宗実録』卷一〇七、宣德八年十二月甲寅の条。北京行部では、ほかに左侍郎李友直や右侍郎李昶も宮殿の營繕工事を任されていた。李友直については、『明英宗実録』卷四六、正統三年九月乙酉に、「時初作宮殿、營繕務殷、咸命友直董之。」とある。李昶については、楊榮『文敏集』卷二二、「故資善大夫戸部尚書李公墓誌銘」に、「歳丁酉(永樂十五年)北京營建、材用所需、行部最爲繁劇、公則不遑寧處、協力經畫、事無廢缺。」とある。

『明太宗実録』卷一八六、永樂十五年三月己亥・壬子の条。

本書第四章 北京巡狩と南京監国。

青山治郎「明代における京宮の形成について」『東方学』四二輯、一九七一年、のちに『明代京宮史研究』響文社、一九九六年に収録。

(484)

『明太宗実録』卷一八八、永樂十五年五月丙戌朔の条。曾棨『刻曾西墅先生集』卷四、扈從律詩、「丁酉(永樂十五年)五月朔駕至北京、御西内新殿朝賀。」

李蘭盼等撰・趙万里校輯『元一統志』卷一、大都路・古蹟・都城隍廟。

『明太宗実録』卷二二二、永樂十八年十二月癸亥の条、註(503)後掲。

(486)485)

(487)

『廿二史劄記』卷三二、「明宮殿凡数次被災」、「永樂五年、始建北京宮殿。八年北征還、即受朝於奉天殿、是奉天殿先成。十八年各宮殿皆落成。詔改京師爲南京、北京爲京師。」

王璞子「燕王府与紫禁城」『故宫博物院院刊』一九七九年一期の附表「永樂年間經營北京宮室大事年表」参照。

(489) (488)

『国朝典彙』卷一八七、工部二、都邑城池、「永樂十五年（中略）十一月建北京奉天殿・乾清宮。」ただし、註

(12) 前掲の李燮平論文「永樂宮建北京宮殿探実」は、北京宮建で見積もられる工事量の大きさから、紫禁城建設は永樂十五年以前に始まったはずとしている。しかしながら、少なくとも永樂九年以前には宮殿建設が始まっていなかったことについては、『皇明詔令』卷五、成祖文皇帝中「議班匠勅」永樂九年十二月初八日に「今朝廷未大起宮殿、間有修葺、所用人匠不多。」などから確認できる。

(490)

『皇明詔令』卷六、成祖文皇帝下、永樂十五年十一月十一日、「皇帝書諭長子皇太子。於此月初二日起奉天殿・乾清宮。至初八日辰時、二處俱現五色瑞光。燭曜移時、輝騰接于官^宮、群目皆睹、衆情歡耀。初九日、金水河水凝結、衆形神巧時異。初十日、奉天殿・乾清宮復現瑞、此金水河水復凝瑞、奇巧愈勝、廷臣稱賀謂上天眷顧朕德所致。」同様の記述は、同日に出された『皇明詔令』卷六、「瑞應諭廷臣勅」にも載せられている。また黄瑜『双槐歲鈔』卷三、宮建瑞異には、これらに加えて、十八日（己巳）にも五彩の瑞雲が現れたことを記している。

(491)

『明太宗実録』卷一九四、永樂十五年十一月壬申、「金水河及太液池水、凝具樓閣・龍鳳・花卉之、奇巧特異。上賜群臣觀之。行在禮部尚書呂震以爲禎屢見、率百官上表賀。上拒而不受、賜勅諭曰、（下略）。」

(492)

『中国明朝・案総匯』第一冊（広西師範大学出版社、二〇〇一年）所収。このほか、金幼孜『金文靖集』卷六「聖德瑞應賦、有序」も『聖德瑞應詩』の一部である。これにも、「聖天子在位之十有五年爲永樂丁酉、是年十一月二日、始創北京之奉天殿乾清宮。於時文武小大之臣以洎百工藝能材智之流、莫不駿奔趨事、各竭其力、以報

答聖天子生成之大恩。未幾、殿中俱現五色瑞光。」とある。

(493) 楊榮 「聖德瑞應頌 有序」、「維今永樂十五年、車駕駐蹕于茲、詔文武小大之臣、各蒞所事、以率羣工、於十一月二日始建奉天殿・乾清宮。」

(494) 順に列挙すれば、十六年三月、代わりの者が得らずに交替の時期が過ぎても一月以上工事に従事して工匠には、鈔二錠・米一斗を加賞し、十ヶ月超える場合は、綿布二疋を加えた（卷一九八、永樂十六年三月甲子）。十七年四月には、毎月木梯を支給したり、胡椒や魚鯨（ひもの）を賜与した（卷二一一、永樂十七年四月己卯・庚辰）。五月には、交替の時期が過ぎても留まり服役する者に対し、交鈔五錠、絹布一疋、蘇木・胡椒各一斤を賜与した（卷二一二、永樂十七年五月丁卯）。十月には、冬季に備えて（わたいれ） 袴（ズボン）、鞋（くつ）、胡椒、蘇木を賜与した（卷二一七、永樂十七年十月壬申）。

(495) 『明太宗実録』卷二一九、永樂十七年十二月己丑、「監察御史鄧真言十事、（中略）六曰、工部職掌專造作。當今所急務者、無（如）北京宮殿。其諸造作、皆可隨宜。乃不度民力、不分緩急、差人買辦物料、以一科百、以十科千、動至千萬計。民受其害不可勝言。且如匠人有連年服役不少間者、有經年買閑在外生理（者）、有狡猾託故而逃避者、所司官吏明知其故、皆不舉問、以致役使不均、人心不服。（中略）上可其奏、命諸司改悛、再犯不赦。」

(496) 『皇明經世文編』卷二一、鄒緝「奉天殿災疏」、「且如前兩歲買辦青綠顏料、本非出產之所、而科派動輒千數百斤、民無可得、則相率斂鈔、遍行各處收買、每大青一斤、至萬六千貫。及至進納又多以不中、不肯收受、往復展轉、當須二萬貫鈔、方得進收一斤、而所用不足以供一柱一椽之費。其後既已遣官採辦於出產之處、而府縣買辦猶不爲止。蓋緣工匠計料之時、惟務多派、以爲濫取之利、而不顧民之艱苦難辦、此又其爲害之甚也。」

(498)(497)

『明太宗実録』卷二一四、永樂十七年七月辛亥の条。詳しくは、本書第六章 洪熙から宣徳へ。
王直『抑菴文集』卷七、「兵部尚書贈榮祿大夫少保兼尚書鄺公神道碑」、「丙申、北京營造執役之人、累鉅萬。上念有病者、命醫與善藥、又慮其奉行不謹、命公察視之、公躬履其地、令潔其穢汚而時其藥食、由是病者多不死。」

(499)

『明太宗実録』卷一八八、永樂十五年五月戊子、「命行在工部、造安樂宮、以居營造夫匠之患病者。令太醫院分官率醫士三百五十人給藥療治。仍遣監察御史・錦衣衛官巡視。夫匠亡没者、有司函骨遞歸其鄉葬之。」

(500)

『明太宗実録』卷一九四、永樂十五年十一月癸酉、卷一九二、同年八月辛巳の条。

(501)

『明太宗実録』卷一九一、永樂十五年八月丁亥の条。

(502)

『明太宗実録』卷二二三、永樂十八年三月己巳朔、「詔在外軍民工匠於北京工作者、咸復其家。而敕總兵官安遠侯柳升曰、今命爾領兵捕賊、正欲除害、以安良善。須嚴約束士卒、毋令剪伐桑柘、撒毀廬舍、發掘墳塚、殺害寡弱、剽掠貨畜、以擾吾民。蓋國以民爲本、不能撫循、而暴虐之、是傷其本、宜體朕至意。」この詔と唐賽児の乱の鎮圧にあたる柳升への勅を「而」でつないでいるのは、実録の編者がこの詔を唐賽児の乱と関連させて考えていたことを示している。唐賽児の乱については、山根幸夫「山東唐賽児起義について」『明代史研究』一号、一九七四年参照。

(503)

『明太宗実録』卷二二三二、永樂十八年十二月癸亥、「初營建北京。凡廟社郊祀壇場・宮殿門闕規制悉如南京、而高敞壯麗過之。復於皇城東南建皇太孫宮、東安門外東南建十王邸、通爲屋八千三百五十盈。永樂十五年六月興工、至是成。」

(504)

万曆『大明会典』卷一八一、工部一、營造、（内府）、「（永樂）十八年營建北京宮殿門闕、悉如洪武初舊制」。な

お、この記事は正徳『大明会典』には載せられていない。

(505) 李時勉『古廉文集』卷一〇、「順天府丞朱公墓誌銘」、「公諱寅、字孔暘、別號雪庭。(中略)尤通六書、有晉唐人風。(中略)太宗皇帝巡幸北京、公預侍從、營建宮殿、禁扁皆公所書。永樂辛丑元旦、上御奉天殿朝賀、明日詔吏部陞公翰林編修、賜來優渥。」『明太宗実録』卷二三三、永樂十九年正月乙丑の条。『皇明経世文編』卷一六、楊士奇「恭題朱孔易所勅命後」。

(506) 皇城東南の皇太孫宮とは、東華門外東南の「東苑」のことであろう。永樂十一年五月、第二次巡幸中の帝は、ここに行幸して、皇太孫以下の諸王や重臣たちの擊毬射柳を參觀している。のちに、文武群臣や四夷朝使、北京の耆老も招かれる端午の節句の恒例行事となった(卷一四〇、永樂十一年五月癸未、卷一六四、永樂十三年五月辛丑)また十三年に皇太孫のため幼軍を選んで編成された府軍前衛の衙門も、この附近の中城保大坊に置かれていた。その後、皇太孫が宣徳帝となると重華宮(小南城、南内)と改め、帝の齋宮(致齊之所)とした。楊士奇『東里詩集』卷一、「賜遊東苑詩有序」。黄佐『翰林記』卷一六、賜觀擊毬射柳。

(507) 十王邸の「十王」は、十人の王というような確定した数を意味するものではなく、全数を挙げたもので、諸王の意味である点については、姜緯堂「十王府解」『旧京述聞』山西人民出版社、二〇〇二年)所収に詳しい。

(508) 社稷壇の建設時期について、北平市政府秘書処編『旧都文物略』(一九三五年)四 園囿略(一)中山公園には、永樂八年に建てられたとしているが、依拠した資料は明らかではない。

(509) 姜舜源「北京史地考略」『故宫博物院院刊』二〇〇〇年六期。姜論文は、東安門外の十王邸も、元の哈達王府を改造した可能性があるとしている。なお、元朝における南郊の郊壇が現在の天壇の壇域内に存したことについては、石橋丑雄『天壇』(山本書店、一九五七年)一〇〇頁でもつとに指摘されている。

(510) 『明太祖実録』卷三〇、洪武元年八月丁丑、「大將軍徐達命華雲龍經理故元都、新築城垣北陬、徑直東西長一千八百九十。」

(511) 傅公鉞「明代的北京城垣」『北京文物与考古』一輯、一九八三年。楊寬『中国古代都城制度史研究』五二二〜三頁。

(513) 『明太祖実録』卷三一、洪武元年九月戊戌朔の条。

(514) 『日下旧聞考』卷三八、京城総紀には、現在佚書となっている『洪武北平凶経志書』からの引用として、「舊土城一坐、周圍六十里。克復後、以城圍太廣、乃減其東西迤北之半、創包輒甃、周圍四十里。其東南三面各高三丈有餘、上闊二丈、北面高四丈有奇、闊五丈」とある。

(515) 『明太宗実録』卷五八、永樂四年八月、「是月、霖雨懷北京城五千三百二十丈、天棚・門樓・鋪臺十一所、通州等衛城及白馬等三十三關垣牆七百六十四丈。事聞、命發軍民修築。」同書卷七〇、永樂五年八月甲辰、「北京留守行後軍都督府言、北京并永平・山海・保定城垣及關隘寨口、爲霖雨所壞、京城及臨邊關隘、宜即兼用兵民修理。餘俟農隙。從之。」

(516) 『明太宗実録』卷九三、永樂七年六月戊申、「修北京安定門城池。」

(515) 『明太宗実録』卷一六二、永樂十三年三月丁巳、「修北京城垣。」なお、同書卷一六七、同年八月庚寅の条には、「淫雨壞正陽門臺址、命工部修築。」とある。趙其昌編『明実録北京史料』（北京古籍出版社、一九九五年）三一四頁では、この記事を収録し、北京の正陽門の修築工事と解している。実録の同年六月以降には、確かに北京の「淫雨」や「水災」の記事が瀕見することから、北京の事例の可能性も考えられる。しかしながら、この時点では、北京城南正門はまだ元朝以来の「麗正門」と称していたことから、南京の正陽門の記事と判断される。「行

在工部」ではなく単に「工部」に修築を命じている点も、かかる理解を補強するであろう。

(518)(517)

『明太宗実録』卷一六一、永樂十三年二月癸未の条。

ただし十四年には、南北二京の城門郎を再び廃止した(『明太宗実録』卷一七八、永樂十四年七月己酉)。その後は、北京留守行後軍都督府の管轄となったと考えられる。

(519)

『明太宗実録』卷二一八、永樂十七年十一月甲子、「拓北京南城、計二千七百餘丈」。因みに、『康熙起居注』康熙五十六年八月初四日乙酉の条に、『明史』編纂に多大の関心を寄せていた康熙帝が、「朕遍覽明朝實録、但將科抄寫入、並未録實事。即如成祖修京城之處、尚未記一字。」と指摘しているのは、北京城南城壁の拡張について記している以上、正確ではない。かりに「修」を修築の意味に解しても、前掲のように四年八月と五年八月に記載がある。

(520)

註(511)前掲の傅公鉞論文および楊寛著書参照。ただし、傅論文では、「二里」とするのに対し、楊著書では、里に換算して「一里半左右」としている。

(521)

馬汝驥『西玄詩集』「万歳山」。侯仁之「元大都与明清北京城」『歴史地理学的理論与实践』(上海人民出版社、一九七九年)。

(522)

鄭連章「万歳山的設置与紫禁城位置考」『故宮博物院院刊』一九九〇年第三期、のちに『紫禁城建築研究与保護』(紫禁城出版社、一九九五年)に収録。

(524)(523)

『明太宗実録』卷二二三、永樂十八年三月丙子、「命工部、京師民居近皇城當遷者、量給所費、擇隙地處之。」
『明宣宗実録』卷一一一、宣德九年六月戊申、「行在工部尚書吳中奏、城中軍民房屋有逼近城垣者。昨民家失火延燒文明門樓、請令如永樂中離城二十餘丈、居住逼城者令別遷。(下略)」

(525)

『皇明經世文編』卷二一、鄒緝「奉天殿災疏」、「自營建以來、用事之人不思人民爲國之本、謀所以安輯之。乃使羣輩工匠小人假托威勢、驅迫移徙。號令方出、即欲其行、力未及施、屋已破壞、或摧毀其牆壁、或碎其屋瓦、使孤兒寡婦坐受驅迫、哭泣號叫、力無所措。或當嚴冬極寒之時、或當酷熱霖汗之際、妻子暴露、莫能自蔽、倉邊逼迫、莫知所向。所徙之處、屋室方完、又復驅令他徙。至有三四遷移而不能定者。及其既去而所空之地、經月逾時、工猶未及。」

(528)527(526)

『明英宗實錄』卷二三、正統元年十月辛卯、卷五五、正統四年五月庚戌の条。

『明宣宗實錄』卷六三、宣德五年二月癸未の条。詳しくは、本書第七章 北京定都。

『明太宗實錄』卷二二九、永樂十八年九月己巳、「北京宮殿將成。行在欽天監言、明年正月初一日上吉、宜御新殿受朝。遂遣行在戸部尚書夏原吉齎勅召皇太子、令道途從容而行、期十二月終至北京、原吉陛辭、賜鈔二百錠。」

『明太宗實錄』卷二二九、永樂十八年九月戊寅の条。

『明太宗實錄』卷二二九、永樂十八年九月乙未の条。

註 (502) 前掲の山根論文「山東唐賽兒起義のこころ」。

『明太宗實錄』卷二二三、永樂十八年三月戊子の条。

『明太宗實錄』卷二二〇、永樂十八年十月丙申朔・壬子の条。

『明太宗實錄』卷二二〇、永樂十八年十月癸亥、「甘露降孝陵松柏。皇太孫採薦宗廟、遣人表獻。」

『明太宗實錄』卷二一八、永樂十七年十一月丁巳の条。楊士奇『東里統集』卷四四、「甘露表」。周敘『石溪周先

(535)534(533)532(531)530(529)

生文集』卷四、「瑞應甘露公頌有序」。

(536) とはいえ、孝陵から遠く離れた北京に都を遷すことについては、当時から批判的意見が存在していたことは、洪熙帝が即位後地震が続く南京に皇太子（のちの宣德帝）を派遣し孝陵に拝謁させることを決めた時の発言からも窺われる。『明宣宗実録』卷一、「洪熙元年春、南京屢奏地震（中略）。仁宗曰、非皇太子不可。太子仁德威望、足以服人心。人心安即天意定矣。況太祖皇帝陵寢奉違已久、朕夙夜在念。今皇太子往、庶幾如朕往也。」

(537) 『明太宗実録』卷二三一、永樂十八年十一月壬午、「革北京行部并所屬吏・戸・禮・兵・刑・工六曹清吏司・照磨所・司獄司。其屬官俱調用。（中略）北京行部所屬順天等八府、保安・隆慶二州并直隸京師。」

(538) 二州のうち、保安州が設置され北京行部に所属したのは、永樂十三年正月のことである。『明太宗実録』卷一六〇、永樂十三年正月壬戌の条。隆慶州が設置され所属したのは、永樂十二年三月のことである。『明太宗実録』卷一四九、永樂十二年三月丁丑の条。

(539) 藤井宏「明清時代に於ける直省と独裁君主」『和田博士古稀記念東洋史論叢』（講談社、一九六一年）所収の八〇五頁で、永樂元年二月に北平布政使司が廃止された結果、所属の府州が北京行部に「直隸」として理解しているのは正確ではない。例証を一つだけ挙げれば、『明太宗実録』卷一〇一、永樂八年二月己酉の条では、山陵宮建に工匠・民夫を徵用する地域を「山東・山西・河南・北京及浙江等布政司・直隸府州縣」と記し、（行在）北京を（南）直隸とは別に布政司に区分している。

(540) 旧交鈔の交換業務を行う行用庫と通惠河の終点にあたる大通関は、第一次北京巡幸後に設置されていた。『明太宗実録』卷九三、永樂七年六月甲辰の条。

(541) 『明太宗実録』卷二三二、永樂十八年十二月甲寅の条。

(542)

附言すれば、遷都に伴う行在衙門の整理統廃合で注目されるのは、行在北京時に存在していた北京清吏司や北京道が廃止された代わりに、遷都後に南京清吏司や南京道を設置したことが明記されていない点である。その点では、遷都の当初から、北直隸と南直隸を併存させる構想が存在したかに見える。しかし、行在となる南京官の設置については何ら触れるところがない。『明史』巻七五、職官志四、南京によれば、南京六部に残ったものは、当初礼・刑・工部各一侍郎のみであったという。永樂十九年正月の時点では、南京・北京の両京体制を総決算し、二焦点を一致させて北京を中心とした体制の確立が志向されていたのではないか。のちに閑職化したとはいえ、北京とほぼ同じポストが置かれたいわゆる「南京官」は、本書第五章で後述するような洪熙帝のもとでの南京遷都の決定や北京の行在化などの紆余曲折をへた過程ののちに出来上がったと考えられる。

『明太宗実録』巻二五、永樂元年十一月己酉、巻九二、永樂七年五月戊子の条。

『明太宗実録』巻二三一、永樂十八年十一月丁卯の条。

『明太宗実録』巻二三二、永樂十八年十二月壬戌の条によれば、この時に北京の夜巡銅牌が新たに改鑄された。

『明太宗実録』巻二三二、永樂十八年十二月壬戌の条により、北京牧馬千戸所の牧馬千戸所への統合が実現していることから、この時点までに南京軍の北京への移動が完了していたことが判る。

安東中護衛は、洪武帝の第二十子韓王松の護衛で、開元に王府が置かれる予定であったが、この時点でも就藩は実現しておらず、永樂二十二年に至り平涼に就藩した。『明太祖実録』巻二一七、洪武二十五年五月丁酉の条。

『明太宗実録』巻二三二、永樂十八年十二月癸丑の条。

『明太宗実録』巻二三一、永樂十八年十一月甲戌の条。

谷光隆『明代馬政の研究』（東洋史研究会、一九七二年）第二篇第四章 北直隸の孳牧体制。

(550) (549) (548)

(547)

(546) (545) (544) (543)

(551)

『明太宗実録』卷二三一、永樂十八年十一月戊辰、「爰自營建以來、天下軍民樂於趨事、天人協贊、景貺駢臻。今已告成、選以永樂十九年正月朔旦、御奉天殿朝百官、誕新治理、用致雍熙。」なお、『皇明詔令』卷六、成祖文皇帝下、「北京營建工成朝正朔詔」永樂十八年十一月初四日では、「治理」の二字が「地理」となっている。永樂帝は、あくまで洪武政治の継承を標榜していたことから、ここでは、統治原理の変更を意味する「治理」を新たにするよりは、遷都の意味も含まれる「地理」の方が相応しいと考えられなくもない。しかし黄彰健編の実録校勘記には、この部分の文字の異同についての記載が無いことから、「地理」のままとした。

(552)

『李朝実録』世宗卷一一、三年（永樂十九年）二月癸卯、「通事全義還自京師言、帝以江左太祖皇帝肇起之地、北京地勢雄壯、山川鞏固、并建兩都、置立郊社・宗廟、創建宮室、以永樂十九年正月朔御奉天殿、受群臣朝、詔告天下。禮部録文與之。又山東青州府諸城縣青水潭龍馬出焉。孝陵松柏降甘露。其凝如脂、群臣表賀。」

(557)556)555)554)553)

『明太宗実録』卷二三一、永樂十八年十一月乙亥、「遣官齎勅召皇太孫、期十二月終隨皇太子至北京。」

『明太宗実録』卷二三一、永樂十八年十一月乙酉、「皇太孫發南京。」

『明太宗実録』卷二三二、永樂十八年十二月乙卯の条。

『明太宗実録』卷二三一、永樂十八年十二月己未、「皇太子及皇太孫至北京。」

『李朝実録』世宗卷二六、六年（永樂二十二年）十月戊午、「使臣言、前後選獻韓氏等女、皆殉大行皇帝。（中略）於是、本國諸女皆被誅、獨崔氏曾在南京。帝召宮女之在南京者。崔氏以病未至、及（魚呂之）亂作、殺宮人殆盡、以後至獲免。」

(559)558)

『明太宗実録』卷二三三、永樂十九年正月甲子朔の条。

『明太宗実録』卷二三二、永樂十八年十二月辛酉

(560)

忽魯謨斯以下一六国については、『明太宗実録』卷二三三、永楽十九年正月戊子・癸巳の条。古麻刺朗国王については、卷二三〇、十八年十月乙巳、卷二三三、十九年正月癸未の条。なお、註(263)前掲の山本論文では、この永楽十九年正月の忽魯謨斯以下一六国の来貢と、十七年九月の滿刺加以下一七国の来朝(卷二一六、十七年九月丙午・壬子)を別個の朝貢使節と捉え、前者を鄭和の別動隊帰還に同行したものと解釈している。前者の使節の帰国に関する記事が実録には載せていないことや、滿刺加・阿魯・喃渤利が双方に見えること、および前者の一六国に古麻刺朗国を加えると丁度一七国となることから同一の使節団ではなからうか。これが実録に二度記載されたのは、十七年九月最初に南京に到着し、その後十九年の朝賀の儀式に合わせて北京の永楽帝のもとに朝貢したからであろう。

(563)(562)(561)

梁本之『坦菴先生文集』卷一、表箋、「賀建北京表」。
楊栄『文敏集』卷八、賦、「皇都大一統賦有序」。陳敬宗『澹然居士集』卷一、賦「北京賦有序」。
蕭儀『襪線集』卷一、頌、「皇都大一統頌」。「由是自扶桑以抵昧谷二億三千五百七十里之地、無寸地而不修職貢。自南極以抵陰山二億三千五百七十之地、無寸地而不入版圖。皇上以輿圖日廣、朝貢日衆、度道里之均、遂營北京以爲朝會之所、以建萬萬之鴻業、以開萬萬之太平。(下略)」

(564)

「昧谷」は、西方の日の没する地方の意であるが、永楽十八年十一月にちょうどサマルカンドを都としたチムールの後継者シャー・ルフの遣明使節が来朝していることから、これを念頭に入れたものと考えられる。宮崎市定「帖木児王朝の遣明使節」『学芸』四卷六号、一九四七年、のちに『宮崎市定全集』一九卷(岩波書店、一九九二年)に収録。

(565)

日本の足利幕府からの永楽元年以来の連年にわたる朝貢使節は、応永十五年(永楽六年)の足利義満の死後、義

持のもとで永楽九年以降貢が途絶えていた。佐久間重男「永楽帝の対外政策と日本」『北方文化研究』二号、一九六七年、のちに『日明関係史の研究』（吉川弘文館、一九九二年）に収録。

『明太宗実録』卷二二三、永楽十九年正月戊寅の条。『皇明詔令』卷六、成祖文皇帝下には、「北京營建工成寛恤詔」と題して、その全文を収めている。ただし、その日付に正月十九日とあるのは、誤りであろう。

『明太宗実録』卷二三五、永楽十九年三月丁丑・辛巳の条。

于謙は、辛丑科の賜同進士出身第三甲であった。『明清歴科進士題名碑録』「明永楽十九年進士題名碑録」。

楊榮『文敏集』卷九、「進士題名記」（三）。

『李朝実録』世宗、卷一一、三年二月癸卯・甲辰の条。

『明宣宗実録』卷六三、宣德五年二月癸未の条、本章第七章 北京定都 に後掲。

『明宣宗実録』卷九四、宣德七年八月庚戌の条。本書第七章 北京定都 の註(五) に後掲。

『明宣宗実録』卷六七、宣德五年六月丁亥、「修正陽門橋梁」。

黄潤玉『南山黄先生家伝集』卷五〇、「故奉直大夫尚寶司少卿袁公行状」に、「庚子（永楽十八年）三月朔、上忽癸歳〔疾穢？〕失聲、口流涎痰、左足牽縮、公奏曰、皇上舊風證、兼以熟極虚逆之氣也。聞、近服靈濟宮符術仙藥、皆熱劑致此。朝廷設太医院者、所以保和聖躬之司命、必須察脈進藥。時禦〔御〕医徐叔珙・陳敏在側。上大怒曰、仙藥不喫、喫凡藥耶。公因扣頭慟哭、内侍馬靈從・劉才興亦哭。上震怒、叱出待罪。半年不見。」とあり、永楽帝の持病悪化の時期と症状まで詳しく伝えており貴重である。なお、永楽帝の持病の「風疾」については、つとに王崇武「明成祖与方士——成祖之死者異——」『中国社会経済史集刊』八卷一期、一九四九年が論じている。

「風疾」は、一般に中風と説明される。これに対し、朱鴻『明成祖与永樂政治』（国立台湾大学歴史研究専刊一七、一九八八年）九三頁は、幼少期も含めて検討したうえで、癲癇症（Epilepsy）であると判断している。

北京巡狩と南京監国

はじめに

靖難の役により甥の建文帝から帝位を奪った燕王（のちの永楽帝）は、即位から半年後の永楽元年（一四〇三）正月に北平を「北京」に昇格させた。翌二月には北京留守行後軍都督府と北京行部および北京国子監を置き、北平府を順天府と改めた⁽¹⁾。首都南京応天府に対する北京順天府であり、いわゆる両京体制がここに始まった。その後、北京が南京に代わって首都「京師」となるのは、永楽十九年（一四二一）以降のことである。一般には、この永楽十九年正月をもって北京遷都が実現したと考えられている⁽²⁾。

確かに政治史の上からみれば、北京遷都は永楽十九年をもって断行されたといえる。この時点までに、皇帝の日常の場としての三殿二宮（奉天・華蓋・謹身殿と乾清・坤寧宮）のいわゆる紫禁城が完成して、そこに帝が恒常的に住み、あらゆる政令を北京から全国各地に発する体制が出来上がった。これに先立ち前年九月には、従来北京の官庁にかぶせられていた「行在」という名称に代わって京師に昇格し、逆に南京は京師の名称がはずされることも決定した。

しかし北京の首都空間の形成・成立という社会史の立場からみた時、永楽十九年の遷都は一つの通過点に過ぎなかった。というのは、遷都から数ヶ月後の四月八日、三殿の焼失を契機に首都北京の地位の動揺が表面化したからである。結局、永楽帝のあとを嗣いだ洪熙帝によってその四年後の洪熙元年（一四二五）三月に、北京は再び行在の名称が附され、これが、再度はずされるのは十六年後の正統六年（一四四一）十一月まで待たねばならなかった⁽³⁾。

以上のような北京の名称上の変化を実録に基づいて示せば、次のようになる。

両京体制創始期		永楽 元年	正統 六年十一月
第一次	北京⇨行在期	永楽 七年	正統 六年
第二次	北京⇨京師期	永楽 十九年	正統 六年十月
第三次	北京⇨行在期	洪熙 元年	正統 六年十月
第四次	北京⇨京師期	正統 六年十一月	

前にも触れたが、広大な領域を誇る中国といえども、明朝のように一つの王朝がその首都を緯度にして八度、南北に一〇〇〇キロ以上も離れた土地に移した例はあまりない。おそらく世界史上においても稀有の事例であろう。中国史上に限れば、女真族金の侵攻によって南渡を余儀なくされた宋朝の場合がこれに匹敵する例であるが、それでも東京開封から行在杭州までは緯度にして五度弱、七五〇キロにとどまる。しかも明王朝の場合、自らの選択によって長大な首都の移転を実施したわけで、明朝最大のプロジェクトといっても過言ではない⁽⁴⁾。ある面からみれば、新しい王朝を創設すると同様な規模の（ひと）と（もの）の移動と消費を必要としたはずである。従って、この遷都は、営建工事自体の困難さ⁽⁵⁾に止まらず、政治はもちろん経済・社会の全般にわたるシステムの変更を引き起こしたことが予想されるが、従来の初期明朝史研究では、こうした点についての顧慮が十分ではなかったように思われる。

本章では、第一次北京Ⅱ行在期における永楽帝の三度の北京巡幸と皇太子の南京監国に着目して、北京遷都の実現に至る軌跡を辿り、永楽十九年の時点で断行された遷都の政治的意味を考察したい。

一 巡狩事宜と留守事宜

永楽帝の治世のうち、南京にまだ首都が置かれていた十八年間には、「巡狩」の名目で帝自身が首都に不在であった期間が含まれている。それは、第一次北京巡幸（永楽七年二月から八年十一月まで）、第二次巡幸（十一年二月から十四年十月まで）、第三次巡幸（十五年三月から十八年十二月まで）の三回で、合計すると九年近くに及んだ⁽⁶⁾。しかしこの期間中は、皇太子が帝に代わって「監国」の名目で政務をとっていた⁽⁷⁾から、南京は依然として洪武帝以来の首都機能を維持していた。もちろん巡幸を重ねるごとに、後述するように首都機能は次第に北京に移譲される傾向にあり、とりわけ第三次の巡幸ではそれが顕在化した。

永楽時代における北京巡幸中の皇帝と、南京で監国として留守をまもる皇太子との政治面での権限の分割が具体的にどのような定められており、それが巡幸の回を重ねるごとにどう変化したかについては、これまで十分に解明されていない。幸いに、それぞれの巡幸に際して定められた〈巡狩事宜〉や〈留守事宜〉が実録や会典に残されており、規定上からその内容と変遷を検討することができる。また追加された条項⁽⁸⁾やその運用面での実態についても、実録の断片的な記載から窺うことができる。例えば、正徳『明会典』巻五二、礼部一にみえる「東宮監国」の項では、朝儀・慶賀・祭祀・宴賞・選法・刑名・迎詔・進春の八項目に分けて規定されており、その内容は多方面にわたるが、ここでは奏本類の処理と密接に係わる朝儀（朝政）の点に限って検討したい。

永樂六年八月、礼部は第一次巡幸にあたって公侯伯・五軍都督府・六部・都察院・翰林院などの官と會議⁽⁹⁾のうへへ〈巡狩合行事宜〉を提案した。詔を出して全国各地の官庁と鎮守総兵官に対し巡幸を周知させることを述べた第一項に続いて、第二項には次のように定められていた。

一つ、禮部仍りて各處に行し、凡そ重事並びに四夷の來朝する有らば、俱に行在所に達し、仍りて本を具し啓聞せしむ。その餘の事務の奏・啓は、俱に京師に達して啓聞施行せしむ。事の疑碍有るものは、在京の合該衙門具奏し、取るに上裁よりす。凡そ進拝の表箋表文は行在所に達し、箋文は京師に達せしむ⁽¹⁰⁾。

重要案件や諸外国の朝貢使節は、行在所に直接送り届けられたほかは、各種の事務にかかわる奏本や啓本はともに首都南京に送られ、皇太子に上啓したうえで施行される。問題がある場合は、南京の当該官庁があらためて皇帝に上奏して裁可を仰いでいるものの、各地からのさまざまな情報は当然洪武以来の首都南京に集められるべきという前提にたつて巡幸が行われることになった。

翌七年二月には、礼部が〈皇太子留守事宜〉を上奏して裁可された。その第一項と第二項には、次のようにみえる。一つ、常朝は午門左門において視事す。その左右侍衛及び在京各衙門の官員人等、各おの事務を啓すること常儀の如し。皇太子の文華殿に御するが若きは、官員人等の旨を承けて召し入れる者、方^はめて入るを許す。

一つ、在京文武衙門、凡そ内外軍機及び王府切要の事務有らば、悉く奏請處分す。その各處の聲息を啓報する有らば、即ちに官軍を調遣して勦捕せしめ、仍りて人をして馳せて行在所に奏せしむ。その皇城四門・各城門の守衛圍宿は、常時に比してみな須らく官軍を増撥し、仍りて毎日軍馬を操閱すべし。各衙門の令旨を奉じると稱して官軍を調遣し及び事務を處分するが如きは、所司仍りて須らく覆啓施行すべし⁽¹¹⁾。

第一項では、皇太子による通常の朝政のスタイルが定められている。朝政は午門の左門で行われ、左右侍衛や在京各

衙門の官員は通常の事務に関しては、皇帝の場合と同様に皇太子に対し上啓して処理した。第二項では、巡幸先の帝のもとに直接上奏のうえ処理される重要案件は、内外の軍機や王府に関わる重要案件に限定されていたことがより明確に示されている。各地から報告を受けて急を要する官軍の派遣は、皇太子の裁量に委ねられ、そのうえで行在所にも奏上された。この留守事宜からも「巡狩合行事宜」と同様、重要案件以外の他の通常の案件の多くを皇太子の処理に委ねていたことが判明する。

七年閏四月には、巡幸先の北京から南京に残る吏部尚書兼詹事府詹事蹇義らに勅して、皇太子が庶務を決裁した内容を六科に毎月まとめて報告するよう命じている。

朕は皇太子に命じて監國せしむ。その裁決せるところの庶務は、須らく六科をして逐月類奏せしむ。且たとえば一人を賞すは、何に由りて賞し、一人を罰すは、何に由りて罰す、何の罰にして復た宥すが如き、みな須らく詳録奏來し、隠すところ有る勿かれ⁽¹²⁾。

なお、第一次の北京巡幸中の永樂八年二月から六月までは、第一次モンゴル親征が行われた。この間には「留守北京事宜」が定められ、皇長孫朱瞻基（のちの宣徳帝）が北京の朝政を代行した。ただし軍機や王府の重要案件は、南京の皇太子のもとに上啓して処理され、その後皇帝にも報告されることになっていた。また諸外国の朝貢も、同様に南京の礼部に送られた⁽¹³⁾。

永樂十一年二月の第二次巡幸にあたっては、こうした体制が取られた⁽¹⁴⁾。この巡幸中の十二年三月に行われた第二次モンゴル親征の際の「留守事宜」も、同様に永樂八年の第一次の制に準じるように命じている⁽¹⁵⁾。

永樂十五年三月、第三次の巡幸にあたっては新たに「東宮留守事宜」が定められた。この「巡狩」中の十八年九月に翌年正月を期していわゆる遷都が命じられている⁽¹⁶⁾ことから、今回は永樂帝にとって最後の北京巡幸となった。前

年十一月には北京の宮殿建設もすでに正式に決定しており⁽¹⁷⁾、政府内部においても遷都は既定の路線として認識されていたであろう。従ってこの事宜にも、当然こうした事情が反映していた。その第一項と第二項には、

一つ、常朝は文華殿において視事す。その左右侍衛及び在京各衙門の官員人等啓事するは、皆常儀の如し。その在外の文武衙門奏事すべき奏本は北京に達す。在京衙門の奏事すべきは、具奏し報を待ちて行なう。

一つ、近侍官・内官内使の令旨を傳えて處分せるものは、所司これを行ない、仍りて具實奏聞せしむ（中略）。餘は、悉く永樂七年巡狩定めしところの事宜に従う⁽¹⁸⁾。

とある。従来と大きく変更しているのは、日常の朝政の場が午門左門から奉天殿東側の文華殿に移ったこと。地方の文武各官庁が提出した本来皇帝に達すべき奏本は、すべて北京に送られるように定められ、従来のように南京で皇太子が処理するのを改めた。この十五年の規定では、皇太子の処理した案件の事後報告も含めて、皇帝のいる「行在」北京にすべての情報を集める一方、南京で帝の職務を代行する皇太子の権限をより限定しようとしている⁽¹⁹⁾。朝政の場を午門左門から皇太子の講読の場でもあった文華殿⁽²⁰⁾に移したのは、このことを端的に示している。

とくにこの規定では、奏本は在京や地方を問わず、すべて北京の皇帝のもとに送ることとされていた。皇帝に直接裁可を仰ぐ奏本が増加すれば、当然のことながら、皇太子が処理する案件も、侍衛や在京衙門など南京とその周辺地域のものに限られるようになっていったであろう。しかし、当時の江南の経済的役割や首都南京における国家祭祀をはじめとする象徴的役割を考慮に入れば、まだ皇太子が南京で処理する業務の重要性は無視できないものがあつたはずである。永樂十五年に皇太子の南京監国に自ら翰林院学士として侍従していた楊士奇は、その当時の皇太子の政務の範囲と処理方法を次のように回顧している。

永樂十五年、車駕は北京に巡狩す。仁宗皇帝には春宮に在りて南京を監國す。凡そ南方の庶務、惟だ文武の除拜

・四夷の朝獻・邊警の調發のみ、行在に上請す。祭祀・賞罰一切の務めの若きは、有司成式を具し啓聞施行す。事竟おわれば則ち所司本末を具し奏達するのみ⁽²¹⁾。

永樂十五年の時点でも、北京にいる帝に直接裁可を請う文武官の任免や諸外国の朝貢、辺境防衛のための出兵を除いて、祭祀や恩賞・刑罰に係わる政務は、皇太子に報告決定し、北京の皇帝には事後報告で済ませていた。

以上の考察で明かになったように、等しく「巡狩」とはいえ第一次・第二次巡幸と第三次のそれとでは、皇太子監国の政治的意味合いが変化していた。すなわち、名称上はまだ北京は行在にとどまっていたが、遷都を目前にひかえた十五年の〈留守事宜〉では、事後報告を含めて、情報のすべてを巡幸先の北京の皇帝のもとに集中させる体制の確立を強く企図していた。

二 奏本類の南京保管をめぐる

『太宗実録』や会典に載せる〈留守事宜〉の規定の検討から得られる変化は上述のとおりであるが、『明宣宗実録』卷一六、宣徳元年四月丙寅の条にはこれと異なる記載が見える。

太子太保兼禮部尚書呂震卒す。震、字は克聲、陝西臨潼の人なり。幼きより記識聰敏、日び萬言を誦すれば、里中神童と稱う。(中略)永樂七年、太宗皇帝初めて北京に巡狩し、皇太子南京を監國す。上は禮部に命じて留守事宜を定む。震奏して云うに、「凡そ四方郡邑の常事を奏するは、悉く皇太子の處分に従う。奏本は南京六科において收貯し、回鑾の日を俟ちて、六科通奏す」と。可と制す。十一年・十四年、震再び留守事宜を奏し、命ずるに前制の如し。震悉く中外の百司に行して遵守せしむ。十七年、上が北京にありて、事に因り奏本を索むるに、

扈從せし給事中が言うに、(奏)本は南京に留む、と。上は偶たま震の奏せしところの留守事宜を忘れて曰く、「奏本は曷ぞ行在に詣らず」と。遂に震に問いて曰く、「豈に禮部は別に議擬有るや。」と。震は罪の及ぶを畏れて對えて曰く、「これ無し。奏本は當に行在に詣るべし」と。上が再三問うに、震の對えること前の如し。遂に擅に奏本を留めるを以て、南京刑吏科右給事中李能を殺す。衆は皆能の冤死なるを知るも、然れども震を畏れて、敢えて言う者莫し。その人となり概おぼねこれに類す。久くして朝廷益ます震の爲すところを厭うも、特に建文の時に守城に效勞し艱難を預嘗するを念い、故にこれを棄てざるとか云う⁽²²⁾。

ここに見える礼部尚書呂震の伝の一節は、この時期の文書行政の実態を伝える貴重なものである。永樂七年の第一次巡幸にあたって定められた〈留守事宜〉では、帝の北京巡幸中といえども、全国からの上奏はすべて首都南京に集中されていた。重要案件以外の通常の案件は、監国の皇太子が決裁し、奏本はすべて南京の六科に収蔵する体制が取られていた。こうした方針は、十一年の第二次においても、また北京營建の正式決定後に行われた十五年⁽²³⁾の第三次巡幸にあたっても基本的に変わるところはなかったというのである。

こうした方針に変更が加えられたのは、第三次北京巡幸中の永樂十七年のことであつた⁽²⁴⁾。帝がある件で奏本の提出をもとめたところ、扈從していた給事中が南京で保管している事実に言及したため、この時初めて奏本の南京保管の問題性が表面化した。帝は、礼部尚書呂震が上奏した〈留守事宜〉の規定の内容をたまたま失念しており、また帝から直々に尋ねられた呂震自身も、そのことをあらためて強く主張しなかったために、勝手に奏本を南京に留め置いたかどで南京刑科右給事中李能が死刑に処させられた。ここでは触れられていないが、これが事実とすればおそらくこの事件以後、始めて奏本が北京に集中する体制が確立したことになる。なお、『明史』卷一五一の呂震伝も同様の記事を載せている。

さてこの『宣宗実録』に見える、永樂十五年の第三次巡幸にあつてもすべての奏本を北京に集中することがまだ規定されていなかったという記述は、これまで分析してきた『太宗実録』や会典の記載とは矛盾する。管見のかぎりでは、『宣宗実録』に基づいたと考えられる『明史』呂震伝を除いて、他の史料中にはこうした記述は見えず、些か疑問も残る。とはいえ、〈留守事宜〉を自ら奏上した礼部尚書呂震に関する極めて具体的なエピソードだけに、一概にその信憑性を否定することもできない。

ところで、万曆刊の余懋学撰・盧大中統修の『南垣論世考』卷六、国初刑科、右給事中には、次のような記事がある。

李能、^字□□□、□□□□人なり。先に燕府紀善と爲る。永樂元年、守城の功を以て刑科右給事中に擢せられて陞任す。十七年擅に奏本を留めて刑^{まろ}さる(25)。

これによれば、永樂十七年に、刑科右給事中李能が奏本を勝手に南京に留め置いたかどで処刑された事実が確認できる。従つて、ここでは〈留守事宜〉の規定にもかかわらず第三次巡幸期間中の永樂十七年の段階でも、あらゆる奏本のすべてを北京に集中する体制がまだ確立していなかったということを確認するにとどめたい(26)。

三 情報の二元化

永樂帝の巡幸と皇太子の監国が行われたこの時期は、権力が北京と南京とに分立した結果、両者の意見の食い違いも生じやすく、それがもとで不和や対立を生じることも多かった。『明史』卷二九九、袁珙伝に載せる子の忠徹の相術に関するエピソードは、かかる状況の一端を伝えてくれる。

子、忠徹。(中略)すでに中書舎人に改まり、北巡に扈駕す。駕旋り、仁宗監國し、讒言の中たるところと爲る。帝怒り、午門に榜するに、凡そ東宮の處分せしところの事、悉く行わず、と。太子憂懼して疾を成す。帝は蹇義・金忠に命じて、忠徹と偕これを視せしむ。還りて奏するに、東宮の面色青藍、驚憂の象なり、午門の榜を收めれば愈ゆる可し、と。帝これに従うに、太子の疾果して已む(27)。

北京巡幸から戻った帝が、讒言に惑わされて監國時に皇太子が処分した案件はすべて実行しなくてもよいという榜文を午門に貼り出したというから、ただ事でない。このため、皇太子は憂慮が高じて病いとなり寝込んでしまった。幸い蹇義や金忠とともに見舞いを命じられた忠徹の的確な診断と進言により、午門の榜文がはずされ、皇太子の病いも癒えた。『明史』の列伝では正確な時期を明記していない。しかし、忠徹が中書舎人に在任した期間は永樂二年から十四年までであり、また皇太子の監國を輔佐した兵部尚書金忠は帝が第二次巡幸から戻る以前の十三年四月には亡くなっている(28)ことから、第一次巡幸から帝が南京に戻った直後の永樂八年末から九年初めのことと確定できる(29)。巡幸が始まった当初の段階から、すでに帝と太子の間に不和が生じやすかったことを示している。なお、この時期、広西布政司右参議に左遷されていた解縉が帝の南京不在であった八年に皇太子にのみ拝謁して直ちに帰ったのは、「人臣の礼」を欠くとして漢王高煦から讒言を受けて、投獄されるに至った。おそらくこのことも、皇太子の憂慮の一因であったと考えられる(30)。

また永樂十六年七月には、南京の陳千戸の処罰をめぐる対立が表面化し、永樂帝から厚い信頼を受け皇太子侍従を命じられていた右春坊右贊善梁潛らが投獄された(31)。

會^{たま}たま南京に陳千戸なる者有り、擅に民の財を取る。事覺られ、令旨もて交趾に謫せらる。數日その軍功を念い、これを貸^{ゆる}して召還す。上に言うもの有りて曰く、「上の謫せしところの罪人、皇太子曲げてこれを宥せり」と。

遂に陳千戸を殺す。事は贊善梁潜・司諫周冕に連なる。既に逮えて至る。上親しくこれを問うに、潜ら實を具して對う。上は翰林學士楊榮らを顧みて曰く、「事固より潜に預かる無し」と。他日又た禮部尚書呂震に諭して曰く、「事亦た豈に潜に由るを得んや」と。然ども猶お未だ陳千戸の上の命に出るに非ずしてこれを謫するを悉せざれば、兩人は皆未だ釋されず。冕を毀る者有りて、數しばその佻薄放恣にして用いる可からざるを言う。遂に潜と併せて皆非命に死するは、十六年九月十七日なり⁽³²⁾。

南京に住む陳千戸の不法行為が発覺し、皇太子は交趾への配流を決定した。しかし数日後、彼の軍功を考慮して罪を宥して召還した。この件を「陛下が流罪を命じた罪人を、殿下は法を曲げて宥した」と永樂帝に注進する者がおり、帝はあらためて陳千戸を誅殺を命じた。梁潜と司諫周冕は、皇太子の輔導不行届を理由に逮捕され、北京で帝の尋問を受けている。梁潜は皇太子をかばって自らの責任として譲らなかつたものの、帝は梁潜が関与していないことに気付いていた。とはいえ陳千戸の交趾への謫流はもともと皇太子が決定したもので、自ら下したものでなかつたことまでは知悉していなかつたという。二人は積されることなく投獄された。そのうえ、周冕の不行跡に対する指弾も加わって、結局二人とも獄中で命を落とした。

北京の永樂帝と南京の皇太子とに分かれた権力の分立、その結果として第三者につけ入れられフレームアップされる不和や対立は、呂震の事例が示すように、全国各地からの奏本が首都南京に留め置かれ、北京巡幸中の帝のもとに逐一齎らされていまいというような情報の二元化に起因していた⁽³³⁾。十五年の〈留守事宜〉で、事後報告を含めて情報すべてを巡幸先の帝のもとに集中させる体制の確立を企図した理由も、ここにあつた。

おわりに

最後に、永楽帝の北京巡幸と南京皇太子の監国のもつ意味についてあらためて論及し、本章を締めくくりたい。

永楽帝の在位期間の半分近く占めた北京巡幸と皇太子の南京監国は、何ゆえ必要だったのであろうか。それは、建国以来三十年以上を経過した南京⇨京師体制を改め、同一王朝において首都を南から北へ一〇〇〇キロ以上も移動するという巨大かつ困難なプロジェクトを実現するために必要不可欠な過渡的措置であった。しかし、そのために生じたリスクも大きかった。ここで明らかにした皇帝と皇太子の間の権力分立の結果生じた不和や対立はその一例である。それも遷都プロジェクトの遂行のためには、ある面ではやむを得ない面もあったが、第一次から第三次に至る（監国事宜）の規定内容の変化などから知られるように、巡幸も回を重ねるごとに、北京に巡幸している帝のもとに情報を集中させ、あらゆる権限を一元化していった。

かかる意味において、永楽十九年元旦、完成した奉天殿での朝賀の儀式を挙行するに先立って、前年十二月末までに皇太子と皇太孫を南京から北京に呼び寄せた措置⁽³⁴⁾は、七年以来の北京巡幸と南京監国体制を最終的に清算するものであり、楯円の二焦点の如く、北京と南京とに分立していた権力を新たに北京において統合することを象徴的に示す出来事だったのである。

註

- (1) 『明太宗実録』卷一六、永楽元年正月辛卯、及び同書卷一七、同年二月庚戌の条。
- (2) 『明史』卷六、成祖本紀二、「（永楽十八年）九月（中略）丁亥、詔自明年改京師爲南京、北京爲京師。（中

- 略)十一月戊辰、以遷都北京詔天下。(中略)十九年春正月甲子朔、奉安五廟神主於太廟。御奉天殿受朝賀、大宴。」
- (3) 遷都直後に生じた首都北京の地位の動揺と、これが収束に向かう過程については、本書第五章、および本書第六章で詳述する。
- (4) Frederick W. Mote and Denis Twitchett eds., *The Cambridge History of China vol.7: The Ming Dynasty, 1368-1644 part 1*. Cambridge University Press 1988 pp.238.
- (5) 王劍英「明初宮建北京始于永樂十五年六月考——兼論有關宮建北京年代的一些問題——」北京史研究会編『北京史論文集』一九八〇年、及び王宏凱「明成祖宮建北京始于永樂四年考」『北京史研究(一)』一九八六年。前者は、北京宮建工事が永樂十五年六月以降に開始されたとするのに対し、後者は、明代の宮建の慣例に照らして永樂四年閏四月の詔によって「籌建工程」が始まったことを重視する。永樂四年の詔から十五年の本格的工事の着手に至るまで、十年以上の歳月を要したことの中に、宮建工事の困難さがよく示されている。
- (6) 第一次巡幸については、『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月壬午、卷一一〇、永樂八年十一月甲戌の条。第二次については、同書卷一三七、永樂十一年二月乙丑、卷一八一、永樂十四年十月癸未の条。第三次については、同書卷一八六、永樂十五年三月壬子の条。
- (7) 第一次巡幸に際しての皇太子監国については、『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月甲戌朔の条に、「敕皇太子曰、朕今巡狩北京、命爾監國。天下之務所係甚重、爰簡文武才德之臣、爲爾輔贊。(云々)」とある。なお、皇太子による諸司庶務の決裁はそれ以前にも一部始まっていたらしい。『明太宗実録』卷八一、永樂六年七月庚午、「命禮部、自今諸司庶務啓東宮處分者、則書皇太子令旨。其承受於親王者、書某王令旨、著爲定制。」

- (8) 例えば、永樂七年四月には、巡幸先の北京から功臣の犯罪の処分及び王府官の任命や将士の調発は、帝の専權事項であることをあらためて指示している。『明太宗実録』卷九〇、永樂七年四月己、「賜書諭皇太子曰、凡功臣有罪、須詳具所犯奏來、朕自處分。其餘授王府官及調發將士、亦必得朕命乃行。」
- (9) 『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月丙子朔、「上以明年春巡狩北京、命禮部會公侯伯・五軍都督府・六部・都察院・翰林院等衙門官會議合行事宜。」
- (10) 『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月己卯、「一、禮部仍行各處、凡有重事、并四夷來朝、俱達行在所、仍具本啓聞。其餘事務奏・啓、俱達京師啓聞施行。事有疑礙者、在京合該衙門具奏、取自上裁。凡進拜表箋表文達行在所、箋文達京師。」
- (11) 『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月丙子、「一、常朝於午門左門視事。其左右侍衛及在京各衙門官員人等、各啓事務如常儀。若皇太子御文華殿、官員人等承旨召入者、方許入。一、在京文武衙門、凡有内外軍機及王府切要事務、悉奏請處分。其有各處啓報聲息、即調遣官軍勦捕、仍遣人馳奏行在所。其皇城四門各城門守衛圍宿、比常時皆須增撥官軍、仍每日操閱軍馬。如各衙門稱奉令旨、調遣官軍及處分事務、所司仍須覆啓施行。」
- (12) 『明太宗実録』卷九一、永樂七年閏四月戊申、「勅吏部尚書兼詹事府詹事義・兵部尚書兼詹事府詹事金忠・右春坊大學士兼翰林院侍讀黃淮・左春坊左諭德兼翰林院侍講楊士奇曰、朕命皇太子監國。其所裁決庶務、須令六科逐月類奏。且如賞一人、由何而賞、罰一人、由何而罰、何罰而復宥、皆須詳錄奏來、勿有所隱。」この敕で命じられた内容は、その後の巡幸で制度化されている。正徳『明会典』卷五二、礼部一一《東宮監國》、「十二奏定（中略）。其東宮發落事件、六科按月差人類進北京、敢有於題本上增減、改寫旨意者、凌遲處死、全家籍沒。」ただし、これを十二年ではなく十五年の規定とみなす理由については、後註(一三)を参照されたい。ここでは、六科が月ご

とにまとめて北京に送ったその報告書が「題本」と呼ばれていたようである。

(13) 『明太宗実録』卷一〇一、永樂八年二月戊戌朔、「命皇長孫瞻基留守北京。命戸部尚書夏原吉等議留守北京事宜。」および同卷、同年同月庚子、「一、毎日皇長孫於奉天門左視事。侍衛如常儀。諸司有事具啓施行。若軍機及王府要務、一啓皇太子處分、一奏行在所（中略）。四夷朝貢俱送南京禮部、啓皇太子施行。」また正徳『明会典』

卷五二、礼部一一（皇太孫監國）にも、永樂八年に定められた事宜を収めている。

(14) 『明太宗実録』卷一三七、永樂十一年二月甲子、「以狩巡北京、告天地・宗廟・社稷、辭孝陵。命皇太子監國。其留守事、悉準永樂七年之制。」

(15) 『明太宗実録』卷一四九、永樂十二年三月丙戌、「命皇太子、以出師告天地・宗廟・社稷。命皇太子監國。留守事宜、一循永樂八年之制。」

第二次親征では、皇太孫（のちの宣徳帝）も永樂帝と行動をともししており、皇太孫の北京留守は行われていない（同書同卷、同年同月庚寅）。ところで正徳『明会典』卷五二、礼部一一には「永樂七年定」の八項目からなる『東宮監國』のうちの朝儀・祭祀・刑名の三項目には、「十二年奏定」が附載されている。そのうち朝儀の項目の記載は、以下のような内容である。なお万暦『明会典』卷五四、礼部一二『東宮監國』にも「十二年奏定」としてほぼ同一の三項目が掲げられている。「十二年奏定。凡常朝、於文華殿視事。其在京文武衙門、凡有應合奏・啓事件、奏本俱達北京。敢有隱匿者、治以重罪。其在京衙門合具啓事務、仍依常例。若係應奏、隨即具奏待報。其東宮發落事件、六科按月差人類進北京、敢有於題本上増減、改寫旨意者、凌遲處死、全家籍沒。其各衙門差人出外幹辦公事、仍將所辦事務、開具奏報。」

この「十二年奏定」は、以下のような理由でその繫年に疑問がある。①「十二年奏定」は、本文で後述する十

五年三月に定められた〈東宮留守事宜〉とほぼ同じ内容であること。②この奏定の内容は、永樂八年の〈留守北京事宜〉と大きく異なっており、本註の冒頭に掲げた実録の永樂十二年三月丙戌の条の記載と齟齬をきたすこと。もちろんこの奏定が永樂十二年三月丙戌の条とは全く関係なく別個に定められた可能性もなくはないが、実録の十二年の部分にはこれに対応する記事はみえない。③仮にこの奏定が、永樂十二年三月丙戌の条に対応するものと限定できた場合は、この項目は第二次親征に際して定められた内容ということになる。しかしその場合、帝は北京に不在であり、「奏本は俱に北京に達せしむ」という規定内容が理解できなくなる。④本文で後述する礼部尚書呂震の事例では、永樂十二年はおろか永樂十七年の段階でも奏本をすべて北京に集める体制が確立していなかったことが知られる。以上のような理由から、会典が「十二年奏定」とするのは繋年の誤りであると考える。その内容はおそらく十五年三月第三次北京巡幸に際して定められた〈東宮留守事宜〉で、「十五年奏定」と改めるべきであろう。

(18)(17)(16)

『明太宗実録』卷二二九、永樂十八年九月己巳・丁亥の条。

『明太宗実録』卷一八二、永樂十四年十一月壬寅の条。

『明太宗実録』卷一八六、永樂十五年三月丁亥朔、「一、常朝于文華殿視事。其左右侍衛及在京各衙門官員人等啓事、皆如常儀。其在外文武衙門合奏事奏本達北京。在京衙門合奏事、具奏待報而行。一、近侍官・内官内使傳令旨處分衍字事者、所司行之、仍具實奏聞（中略）。餘悉從永樂七年巡狩所定事宜。」

(19)

万曆『明会典』卷五四、礼部一二には「十二年奏定」に続けて「十三年奏定」の二項目を載せているが、兵士への冬衣の支給と進春の慶賀に関するもので、朝政に関する記述はない。正徳『明会典』卷五二、礼部二、《東宮監國》も同様である。

(21) 孫承澤『春明夢餘錄』卷一〇、文華傍室。

(20) 楊士奇『東里文集』卷一七、「梁用之墓碣銘」、「永樂十五年車駕巡狩北京。仁宗皇帝在春宮、監國南京。凡南方庶務、惟文武除拜・四夷朝獻・邊警調發、上請行在。若祭祀・賞罰一切之務、有司具成式啓聞施行。事竟則所司具本末奏達而已。」

(22) 『明宣宗實錄』卷一六、宣德元年四月丙寅、「太子太保兼禮部尚書呂震卒。震、字克聲、陝西臨潼人。自幼記識聰敏、日誦萬言、里中稱神童。(中略)永樂七年、太宗皇帝初巡狩北京、皇太子監國南京。上命禮部定留守事宜。震奏云、「凡四方郡邑奏常事者、悉從皇太子處分。奏本于南京六科收貯、俟回鑾日、六科通奏。」制可。十一年十四年、震再奏留守事宜、命如前制。震悉行中外百司遵守。十七年、上在北京、因事索奏本、扈從給事中言、本留南京。上偶忘震所奏留守事宜曰、「奏本曷不詣行在。」遂問震曰、「豈禮部別有議擬耶。」震畏罪及對曰、「無之。奏本當詣行在。」上再三問、震對如前。遂以擅留奏本、殺南京吏科右給事中李能。衆皆知能冤死、然畏震、莫敢言者。其爲人概類此。久而朝廷益厭震所爲、特念建文時效勞守城、預嘗艱難、故不之棄云。」

(23) 引用史料には「十四年」とあるが、第二次巡幸にあたり礼部が〈東宮留守事宜〉を上奏したのは、永樂十五年三月のことであるから、「十五年」の誤りであろう。『明太宗實錄』卷一八六、永樂十五年三月丁亥朔の条参照。

『明太宗實錄』に永樂十七年の部分には、これに該当する記事は見あたらない。

(24) 『南垣論世考』(北京図書館古籍珍本叢所収)卷六、国初刑科、右給事中、「李能、□□□、□□□□□人。先爲燕府紀善。永樂元年、以守城功擢刑科右給事中陞任。十七年擅留奏本被刑。」なお、同じく給事中のリストである万曆刊の蕭彦『掖垣人鑑』には、李能の名がみえない。

(26) 呂震の人物評価のために用意されたこのエピソードは、永樂帝自身が奏本の保管方法に関する規定の存在を忘れ

ていることから、北京巡幸中にすでに日常の政務からやや遠ざかっていたことをも示すであろう。

- (27) 『明史』卷二九九、袁珙伝、「子、忠徹。(中略)已改中書舍人、扈駕北巡。駕旋、仁宗監國、爲讒言所中。帝怒、榜午門、凡東宮所處分事、悉不行。太子憂懼成疾。帝命蹇義・金忠、偕忠徹視之。還奏、東宮面色青藍、驚憂象也、收午門榜可愈。帝從之、太子疾果已。」

- (28) 忠徹の官歴については、『国朝献徵録』卷七七、尚寶司、李賢「尚寶司少卿袁公忠徹墓表」を、また金忠については、『明史』卷一一一、七卿年表一を参照した。

- (29) 『明史』が依拠したと考えられる黄潤玉撰の「袁公行状」(『南山黄先生家伝集』卷五〇所収)は、『東北大学東洋史論集』に論文を掲載した段階では未見であったが、その後利用し得た台湾国立中央図書館所蔵本には、

「(庚寅―永樂八年)十二月(中略)既辭、往辭東宮見、驚漏面。退謂田嘉禾・李謙曰、殿下驚氣怕人。父子天性、切須調護^護。二人以聞。上坐右順門裏御街、宣公問、東宮氣色既不好、同蹇義・金忠再去。回奏曰、面似青籃、驚憂之氣也。願皇上寬恕、收了午門外榜、庶幾可解。加賜鈔六十錠。有旨收榜、監國發落的事准一遭。東宮召金忠等諭曰、今日聖意虧袁忠徹言也。辛卯(九年)三月(下略)。」とあり、永樂八年末から九年初めという時期の比定が誤りなかったことが確かめられた。

- (30) 楊士奇『東里文集』卷一七、「前朝列大夫交趾布政司右参議解公墓碣銘」、「(永樂)八年入奏事。時車駕已出征北邊。至京師、見仁宗而歸。車駕還、高煦言、解瞰上遠出、覲儲君徑歸、無人臣禮。遂徵下獄。後三年以病死獄中。」

- (31) 『明太宗実録』卷二〇二、永樂十六年七月甲戌、「翰林院侍讀兼右春坊右贊善梁潛以輔導有闕、逮下獄。潛初以文學簡侍皇太子、監國南京。有陳千戸者、害民取財。皇太子謫交趾立功、後念其舊軍功、宥之。或言陳千戸不當宥。」

潜及司諫周冕預聞之、而不諫止、遂逮下獄。後冕在獄不謹、遂併潜皆死。」梁潜は、第三次巡幸の際に南京で監国の任にあつた皇太子のもとで、吏部尚書兼詹事蹇義や翰林学士兼諭德楊士奇とともに「密務」に預かつて一人であつた。楊士奇『東里文集』卷九、恭題仁廟御製詩後」。

(32)

『東里文集』卷一七、「梁用之墓碣銘」、「會南京有陳千戸者、擅取民財。事覺、令旨謫交趾。數日念其軍功、貸之召還。有言於上曰、上所謫罪人、皇太子曲宥之矣。遂殺陳千戸。事連贊善梁潜・司諫周冕。既逮至。上親問之。潜等具實對。上顧翰林學士楊榮等曰、事固無預潜。他日又諭禮部尚書呂震曰、事亦豈得由潜。然猶未悉陳千戸非出上命謫之也、兩人者皆未釋。有毀冕者、數言其佻薄放恣不可用。遂併潜皆死非命、十六年九月十七日也。」

(33)

皇太子も北京に移つた永樂二十一年に、帝の側に仕える宦官黄儼らが皇太子のことをしばしば讒言したことがあつた。しかし、帝は聞き入れず大きな問題とならなかつたことは、こうした見方を補強するであろう。『明太祖実録』卷二六五、永樂二十一年十一月丁亥、「皇太子聞内侍黄儼・江保數造危語譖之於上、皆不聽。皇太子召左春坊大學士楊士奇至文華殿語之。故因嘆曰、天可欺乎。非頼至尊聖明、尚得在此哉。士奇對曰、殿下益宜自處盡道。皇太子曰、盡心子職而已。他有何道。」沈德符『万曆野獲編』卷四、宗藩、「趙王監国」。

(34)

『明太宗実録』卷二二九、永樂十八年九月己巳、及び卷二三一、同年十一月乙亥の条。

南京還都——永樂十九年四月北京三殿焼失の波紋——

はじめに

永樂十九年（一四二一）正月元旦、完成したばかりの真新しい奉天殿で朝賀の儀式が挙行され、十五日には宮殿完成に伴う大赦も行われた⁽¹⁾。

これに先立ち前年九月に、永樂帝は翌年の元旦を期して巡幸中の帝の所在を意味する「行在」北京を「京師」とし、太祖洪武帝以来の首都南京から「京師」の名称を取り除くことを命じていた⁽²⁾。それに伴い、北京に置かれていた中央各官庁の持つ「行在」の附せられていた官印は、すべて印綬監に送り返され、代わりに南京から取り寄せた中央諸官庁の印が頒給されることになった。また十一月には、翌年元旦に奉天殿で百官の朝賀を受けることも全国に公表された⁽³⁾。

靖難の役に勝利し帝位を篡奪した直後に始まった永樂元年正月の両京体制⁽⁴⁾からここに遷都が実現するまで、実に二十年近い歳月を費やしている。もっとも永樂帝自身は、七年以降「巡狩」の名目で次のように三度にわたって北京

に滞在している。

第一次巡幸 永樂七年三月～八年十一月

第二次巡幸 永樂十一年四月～十四年十月

第三次巡幸 永樂十五年五月～(十八年十二月)

最後の巡幸のために十五年三月北京に向けて旅立って以後は、二度と南京に戻ることはなかった。北京巡幸は、順調にはかどらない北京遷都を断行するためのまさに促進剤であった。

「天の子」たる皇帝の所在するところは、世界の中心であらねばならない。当然ながら、〈ひと〉も、〈もの〉も、ここに集中する。情報としての〈もの〉をすべて皇帝の所在するところに集中する体制を作るのは、中国の長期にわたる官僚制の伝統からすれば、比較的容易なことであつたろう。巡幸中は、首都南京に皇太子を「監国」の名目で残してはいたものの、あらゆる情報を皇帝の所在する「行在」にすべて集中する体制がとられた。内外の軍事機密や王府の重要案件は、いちいち行在に上奏のうえ処理されたし、各地で急を要する軍隊を派遣した場合も、事後ただちに行在に報告された。皇太子が処理した案件は、六科が毎月そのファイルをまとめて北京に送り届けることを義務づけた。また首都南京にはるばるやって来た外国の朝貢使節は、慣例どおりそこで宴会がもたれたが、旅費を支給されあらためて行在の北京まで赴かねばならなかった(5)。

官僚や軍隊としての〈ひと〉の主要な部分も、行在官や扈從官として永樂帝につき従った。結果として、南京に残された官僚たちは名目上は上位にあるとはいふものの、その立場の不安定性は否めない。ために南京監国の皇太子に侍従する官僚らに対して永樂帝は、唐の太宗が監国の輔弼を選ぶにあたり必ず房玄齡に附託した故事を例に、あらためてその持つ重要さを言い含めなければならなかった(6)。また永樂十三年、北京で初めて実施された科挙試験の会試

と殿試が平穩のうちに滞りなく執り行われたことは、官僚予備軍としての（ひと）の北京集中もまた容易であること
を示すものであった(7)。軍隊もまた南京留守五衛の約半数が皇帝に従って北京に調兵されていた(8)。

問題は、軍隊や官僚を養うに足る食糧としての（もの）を如何に江南デルタから北京に集中させるかであった。あらためて言うまでもなく、経済的重心の江南から北方への物資輸送は多大の困難を伴ったからである。前述した北京巡幸は、帝の自らが北京に乗り込むことにより世界の中心を移動させ、新たにすべてがそこに集中する体制を築き上げるにあつたと言えよう。永樂九年会通河の開削等による大運河の整備は、北方への恒常的な物資輸送の太いパイプラインとなった。その結果、これ以後營造工事も次第に軌道に乗りはじめた。十一年五月に山陵が完成、十五年四月には西宮（仮の視朝所）を設けた。同年十一月には三殿の建設が始まり、以後南京の壮麗さを上回る規模の太廟・社稷壇・天地壇が次々と新築された。また皇太孫宮や十王邸など帝室関連の諸施設の建設もすすめられた(9)うえで、前述したように十九年正月に遷都が断行されたのであった。

しかしながら、南京を都と定め明朝を建国した洪武帝以来の祖法を改めることは容易ではなかった。もちろんすでに呉晗氏や檀上寛氏らの研究によって明らかにされているように、洪武帝による南京の選択も様々な制約の所産であり、帝自身も再三北方への遷都を企図していた(10)。洪武二十四年には、陝西派遣から戻った皇太子が陝西の地図を献上し西安を遷都の候補地として提案したこともあった。とはいえ、かの洪武帝でさえもが遷都を実現できずに世を去り、すでに建国後三十年あまりを経過した時点では、南京に京師体制こそが動かし難い祖法と化していたのである。このため永樂帝の巡幸中には、皇太子、のちの洪熙帝を南京に残さざるをえなかった。これは単なるシンボルとして意味にとどまらず、「監国」の名のもとに皇太子が帝に代わって政務を担当した(11)。とりわけ永樂八年と十二年のモンゴル親征の際には、南京にいる皇太子のカバーする政務は著しく増大した。このように中央政府の機能の多くは、

なおも南京に残されていたから、物資として（もの）はもちろん、皇帝権力の維持に不可欠な（情報）さえも、まだ一度は南京に集められ、あらためて北京に転送する体制がとられていたのである。

宮殿の完成を目前にした十八年九月、行在欽天監より翌年正月元旦に奉天殿で朝賀の儀式を挙行することが提案され、これが決定すると⁽¹²⁾、最初に行在戸部尚書の夏原吉を遣わし皇太子を南京から北京に呼び寄せる措置がとられた。いわば二焦点をもつ楕円のごとく、これまで北京と南京との二つに分かれていた帝国の中心の一致が、まず（ひと）の一方の頂点として南京に残っていた皇太子から始められたわけである。その後、皇太孫も一緒に十二月末までに北京に呼び寄せることになった⁽¹³⁾。

このように永楽十九年正月を期しての北京遷都は、中央政府の機能はもちろん、あらゆるものをここに集中させ、華・夷両世界を支配する明帝国の名実ともに首都としての地位を北京に約束するはずであった⁽¹⁴⁾。しかし事態は、永楽帝の期待したとおりに進まなかった。帝の死後、遷都から数えて四年後に新たに即位した洪熙帝は南京遷都を決定し、北京の官庁には再び「行在」の名称が附されることになったからである。その後、「行在」の名称がはずされ再び北京が名実ともに首都としての不動の地位を獲得するのは、十六年後、永楽帝から数えて三代のちの英宗正統六年十一月まで待たねばならなかった⁽¹⁵⁾。

以上の北京の名称上の改変を、官撰史料である『明実録』に依拠して図示すると、以下のようになる。

両京体制創始期	永楽元年正月～永楽七年三月	(一四〇三～〇九)
第一次 北京Ⅱ行在期	永楽七年三月～永楽十八年十二月末	(一四〇九～二一)
第一次 北京Ⅱ京師期	永楽十九年正月～洪熙元年三月	(一四二一～二五)

第二次 北京⇨行在期 洪熙元年三月〜正統六年十月末 (一四二五〜四一)

第二次 北京⇨京師期 正統六年十一月〜 (一四四一〜)

ただし厳密に言えば、さきに触れたように第一次行在期は三度の巡幸からなり、連続してはいない。正史編纂の基礎史料として準備された根本史料たる実録によるかぎり、こうした事実経過は誤りないと考えられる。

しかし同時代人の記述は、これと必ずしも一致していない。例えば、陸容の『菽園雜記』卷三には、

永樂十七年（元年の誤り）北平を改めて北京と爲す。十九年宮殿を營建し、尋いでその故城の規制を拓く、周迴四十里、凡そ九門（中略）。然れどもその時、なお行在と稱す。正統七年諸司の題署、始めて行在の字を去る。

舊都諸司の印文はみな南京の字を増す。而して兩京の制、ここに於いて定まれり⁽¹⁶⁾。

とある。陸容は、正統元年（一四三六）年蘇州太倉州の生まれ、成化二年の進士で南京主事、兵部職方郎中、浙江右参政などの官歴を有する。『四庫全書總目提要』卷二七において、「明代朝野の故實において叙述頗る詳し、多く史と相考證すべし」と高い評価をうけている陸容の認識は、この部分に関するかぎり、永樂十九年から洪熙元年までの第一次の北京⇨京師期に触れていない点で正確ではない。

しかし、こうした認識はひとり陸容のみにとどまらない。浙江海鹽県に生まれ嘉靖二年（一五二三）の進士である刑部尚書鄭曉もまた同様である。

北狩は永樂七年己丑なり。六曹は行部と稱す。十五年丁酉改めて行在某部と云う。北京の京師と爲り、復た行在と稱せざるは、蓋し正統辛酉（六年）より始まるなり⁽¹⁷⁾。

共通しているのは、さきの第一次の北京⇨京師期が抜け落ちており、正統年間に至って始めて北京が首都となったと認識していることである。二つの記述に共通するのは、嘉靖十三年（一五三四）の歷朝実録の重録以降、実録抄本が

民間に私蔵されるようになる⁽¹⁸⁾以前の筆記であること、しかも両者はともに進士となつてゐるが、閣臣や史官の官歴を有しておらず宮廷内で実録を閲覧できる立場になつたことや江南の出身である点も共通する⁽¹⁹⁾。

永樂十九年に始まるこの第一次北京⇨京師期は、後世の我々が北京遷都の起点として一般に認識しているものである。その後存在する洪熙元年から正統六年までの十六年間の第二次北京⇨行在期間は、実質を重視する立場から從來あまり考慮に入れられることはなかつた。その結果として、正統六年の北京の京師の地位獲得の意味もあまり検討されることはなかつたのである。確かに、寧王宸濠の乱平定に名を借りた正徳帝の南巡を除けば永樂十九年以後、明朝歴代の皇帝は南京に戻ることはなかつたし、七年の巡幸以来首都機能の多くはすでに帝とともに北京に移つていたという立場からすれば、これらの迂余曲折もすべて単なる名称上の問題に過ぎないといえるかもしれない。しかし二つの筆記の著者はともに、まさに一国の首都の名称が改められる問題としてこれを取り上げ、実録とは異なつた認識を示しているのである。

実録を基本とし、諸家の雑著を参照するという『明史』纂修以来の立場からすれば、両者の記述の齟齬は一般には筆記の誤りと処理することができる。しかしこれを単なる誤りとみるのではなく、筆記の著者の認識が「正史」たる実録の認識が定着する以前の、何らかの歴史的状況を反映しているとも可能であろう。それでは、当時の首都をめぐる如何なる歴史的状況がここに反映しているであろうか。言い換えれば、「正史」としての実録と「野史」たる筆記との間にみられるかかる記述の差異は、当時の首都北京の地位をめぐる動揺の実態を考へるうえで一つの手がかりを与えてくれるであろう。

以上に述べた遷都後の第二次北京⇨行在期に示される首都北京の地位をめぐる動揺は、直接には永樂帝のあとを継いだ洪熙帝による南京還都の決定に由来している。この南京還都の議論の自体は、この時初めて登場したわけではな

く、実は永樂十九年四月の三殿焼失直後に始まっていた。北京遷都実施からわずかその三ヶ月あまり、その首都としての地位は重大な岐路に立たされていたのである。本章では、主に政治過程を追いながら首都北京の地位をめぐる動揺の軌跡を明らかにしたい。

一 三殿焼失の波紋——遷都直後の動揺

1 落雷による三殿焼失

永樂帝が新宮殿で朝賀を受けてから三ヶ月あまりの四月八日、不慮の火災によって奉天・華蓋・謹身三殿が焼失した。『明太宗実録』卷二二六、永樂十九年四月庚子の条には、

奉天・華蓋・謹身三殿災す。

と極めて簡略に記されているが、実施されたばかりの北京遷都の行方に暗い影を落とすものであった。これを契機に、朝廷では京官の間からフォーマルな場で遷都反対の声が公然と上がったからである。

実はそれ以前にも、遷都反対の意見が表明されたことがなかったわけではない。永樂十五年に河南按察司参議陳祚が布政使周文褒・王文振と共同して建都反対の上奏を提出している。

陳祚、字は永錫、呉の人なり。永樂中の進士、河南参議に擢んでらる。十五年布政使周文褒・王文振と合疏して都を北京に建てるの便に非ざるを言う。並びに均州太和山佃戸に謫せらる⁽²⁰⁾。

これは、前年の十四年十一月に永樂帝が巡幸先の北京から一時的に南京に戻り、朝廷内で遷都に向けた北京宮建の着手を正式決定したことを契機としたものである⁽²¹⁾。実録には、この上奏の記事を載せておらずその詳細は不明で、

わずかに『明史』の本伝などによってその事実を知りうるのみである⁽²²⁾。しかしそれから三年あまり、新たに完成したばかりの三殿を始めとする諸宮殿の、南京を凌駕する豪華絢爛たる美しさは、そうした反対の声を消し去るに足るものがあつた。

また太祖以来の南方系の功臣たちも、しばしば遷都に対しインフォーマルな形で不快感を示していた。その最も顕著な例は、開国の元勳徐達の嫡孫魏国公の徐欽にみられる。永楽十九年正月、徐欽が南京から落成したばかりの北京の皇城に來朝したものの、にわかには帰還を請うた。ために機嫌を損ねた永楽帝の震怒を買うところとなり、爵位を奪われている。因みにその爵位が復活するのは、洪熙帝即位後のことである⁽²³⁾。

さて、火災発生の原因について実録をはじめ中国側の編年史料には明確な記述を欠く。これに対し朝鮮側の史料『李朝実録』世宗卷一二、三年（永楽十九年）五月戊子の条には、

通事林密が京師より回りに言う。三月二十八日を以て北京に至る。帝は風痺^{ちゅうふうび}を以て視事せざることすでに久し、太子朝を受ける。四月初八日夜、大雨震電し、翌日の曉に至り奉天殿・華蓋・謹身等殿災す。須臾にして盡きる⁽²⁴⁾。

とあり、時刻は実際には翌日九日明け方らしく、出火原因は落雷によるものであつたことを記している。この時、朝鮮国王李禔は、帝の誕生日たる万寿聖節を祝うために陪臣尹子當らを北京に遣わしていた。その使節の一員であつた通事李密は、前月の三月二十八日以来北京に滞在し、四月八日の三殿炎上の場に遭遇することとなつた⁽²⁵⁾。従つてこの報告は、かなりの信憑性があると言わねばならない。

皇城の中心に位置する奉天殿は、北京の都市空間全体の中でもひととき高層な建物であつたから⁽²⁶⁾、完成から一年も経過せずに落雷を受けるのは、おそらく避雷設備の不備など設計上のミスに起因するものにちがいない。しかし、

当時にあつては、それほど単純には受けとめられなかった。いうまでもなく奉天殿は、皇帝の「正朝の殿」であり、群臣に向かつて政令を発するところ、まさに政治の中心であった。この場が最初に落雷の被ったのは「天譴」以外にありえない、まさに非常事態であつた(27)。しばらく『太宗実録』によりながら経過を追つてみよう。

2 奉勅陳言

三殿火災から一日をおいて十日に、あわてふためいた永樂帝は文武の群臣に命じて天意を回すべく、被災の原因となつた自らの政治の至らぬ点を逐一条陳するよう勅諭を出した。勅を奉じて真先に文淵閣大学士兼翰林学士楊榮が「利国便民十余事」上陳して嘉納された(28)。その後、文官から出された上奏の多くは、公然と北京遷都の不都合に言及するものであつた。「奉勅陳言」というフォーマルな機会を与えられて、遷都への批判が殺到したのである。

こうした批判は、ある程度予想された事態ではあつたかもしれない。勅諭の冒頭部分で、

朕、躬ら天命を膺け、鴻圖を祗紹し、爰に古制に倣い、兩京を肇建す。乃るに永樂十九年四月初八日、奉天等三殿災す。朕が心惶懼し、意を措く所を知る莫し(29)。

と述べざるを得なかつたように、帝自身も当初から今回の火災を北京遷都の実施と結び付けて考えていたからである。実録によれば、勅諭から二日後の十二日、翰林院侍讀李時勉と同僚の侍講鄒緝らの上奏が提出され、帝はこれに従つたとある。同時に、給事中柯暹、監察御史何忠・徐瑑・鄭惟桓・羅通、刑部主事高公望、翰林院庶吉士楊復らも時の政治について上言したところ、帝はみな嘉納したとある(30)。これらの多くの奉勅陳言のうち、実録には李時勉の上奏の概略を載せるのみである。しかし李時勉と鄒緝の上奏は、それぞれ「便民事疏」、「奉天殿災疏」として『皇明經世文編』巻二一などに採録されており、その内容を検討することができる。なお、李時勉は安福の人、鄒緝は吉水

の人、ともに江西吉安府出身であった。

さて李時勉の上奏は、本来一五項目の提案からなっていた⁽³¹⁾が、実録や『皇明経世文編』でその内容が知られるのは、①官吏の考覈、②朝貢の制限、③北京の民運、④營建軍の優恤、⑤軍備の強化の五項目のみである。ここでは、北京遷都に直接関連する部分の③④のみを掲げよう。

③ 江西・湖廣・浙江・並びに直隸應天等府州縣の秋糧、毎歳北京に運赴す。道路險遠、困敝に堪えず。宜しく淮安・徐州・濟寧の濱河に倉廩を置立し、地の遠近を量り、分撥運納すべし。別に法を設けて運びて北京に至らば、少さか民力を紓^ゆべん⁽³²⁾。

④ 近年、北京を營建するの官軍は力を悉^{つく}して工に赴く。役は餘丁にも及び、生理^{せいり}するを得ず、衣食給^たらず、矜憫^{けい}すべきあり。宜しく軍官に敕し、加意撫恤し、月糧を増給し、餘の丁差徭^{せう}役を寛^{ゆる}め、その家を給らわさ使むるべし⁽³³⁾。

北京建設は、正規軍たる官軍を主体に進められたが、軍戸内の余丁までも動員され、生活の糧^{かて}も補給できないほどであった。またすでに星斌夫氏の研究によって明らかにされているように、運軍をも營建に動員したため北京までの漕運は再び一般の民戸に委ねられることになり、江西・湖広・浙江や直隸応天府などの地域の疲弊は甚だしかった⁽³⁴⁾。北京建設に伴って生じた軍戸、民戸双方への過重な負担の構造の問題点を的確に指摘しているが、改善提案にとどまっている点で、これは比較的穏やかな内容のものと言えるかもしれない。

これに対し実録に採録されなかった鄒緝の「奉天殿災疏」は、より直截的な表現で北京建設の問題点を摘出していった。その冒頭部分は、以下のように二十年に及ぶ北京建設の膨大な支出のために増大した民衆の負担の指摘から始まっている。

皇上、太祖高皇帝の統緒を紹嗣し兩京を建立するは、子孫帝王萬世の丕基、天下萬民尊仰の根本たる所以なり。爰に北京を肇建してより以來、聖慮を焦勞すること二十年に幾し。工力浩大、費用貲られず。調度既に廣く、科派も亦た繁し。群臣深く聖心を體する能わず、措置をして宜しきを失わしむるを致し、需むるところ藝無く、培剋する者多し(35)。

ついで、①建設工事の停止、②南海遠征や西北での買馬の中止、③モンゴル人の来朝帰附した者の返還、④冗官の削減、⑤宮觀祈祷の中止などを提案し、最後に遷都したばかりの北京から一時南京への帰還を求めて締めくくっている。今天意此くの如し、災變すでに極まれり。宜しく復た造作する所ありて、以て重ねてその民を勞するべからず。當に南京に還り(36)陵廟に奉謁し、告ぐるに災變の故を以てし、聖躬を保養し、無爲に休息すべし。數年の後、天意すでに回らば、始めてこれを爲すべし(37)。

しかし実録には全く触れていないものの、何喬新の「題故太師戸部尚書夏忠靖公遺事後」を始めとする別系統の史料群(38)によれば、吏部主事蕭儀の上奏が北京建都の不便を指摘するのに最も過激であつたという。蕭儀は『明史』にも立伝されていないものの、幸い皇太子、のちの洪熙帝が南京監国時代に左春坊大学士兼翰林院侍讀であつた黄淮の手になる墓表が残されている(39)。実は、黄淮も東宮の輔導不行届きのために投獄されており(40)、蕭儀が投獄された永樂十九年の夏以來、二十一年七月十九日獄死するに至るまでの三年近くの間、ともに獄中であつたのである。その黄淮が書き残した墓表でさえ、次のように上奏の過誤による左遷から一年あまりののち、再び譴責されて獄中で死亡したと述べるのみである。

吏部文選主事に擢任せらる。才否を甄別するに一に至公に出ず。奏牘偶たま檢詳するを失し、差訛あるを致す。交趾に左遷されて行きて太平に次どるに、宥免を蒙り召還せらる。職に居ること、歳餘また譴せられて獄に卒す。

この墓表は、黄淮が赦され復職して丁未の会試を主考し、そののち長い獄中生活のために、結核を患い病を郷里に戻っていた時期(41)、宣徳二年(一四二七)八月以降に書かれたものであるが、この時点でも真相を直筆できなかつた事情を窺わせる。

このため、すでに明末においても蕭儀の上奏内容は明らかではなかつたらしく、隆慶五年の進士郭子章は、『青螺公遺書合編』卷二の「都論」の中で次のように述べている。

主事蕭儀のこれを言うこと、尤も峻なり。豈に燕(北京)は金・元の故都爲りて中原の都に非らざるを以てせざるか。豈に金の祚さいわいは董わすかに百年のみ、元の祚は百年に盈みたず、宜しく都すべきには非ざるを以てせざるか。蓋し、未だ上意の屬しよくするところを識らざるなり(42)。

すなわち蕭儀の上奏は、金・元以来、非漢族によって首都が置かれた北京を漢族の立場から否定するものであったと推測している。もしこれが事実とすれば、燕王から皇帝に即位し、北京を興王の地とする永楽帝の逆鱗に触れるのも当然であつたらう。

ところが、幸いなことに、江西省図書館には、蕭儀の文集『襍線集』(43)が收藏されており、彼の上奏内容を知ることが出来る。

臣ひそか切おもに以うに、北京營建の十四、五年之間、天下役を供すれば則ち民力凋弊せざる能わざるもの有り。天これが災いを降すは、蓋し以て陛下を警しむ、而して陛下當に善くこれを圖る所以を思ふべきなり。(中略)尚おもんみお惟るに、陛下祗つしみて天意に順い、或いは秋涼を待ち、且く南京に回り、陵寢に謁奠し、天下とともに休息し、民力稍や舒ぶるを候ち以て再擧を圖るは、此れ計を爲すの上なるものなり(44)。

さきの鄒緝の上奏と同じく、帝の南京への帰還を求めるものであったが、郭子章が推測したような漢族的立場からの

発言は見られない。或いは、三殿焼失の被災を営建工事による民力の凋弊に対する天の警告とストレートに言及したところが、永楽帝の逆鱗に触れたのかもしれない。

いずれにせよ、永楽帝は激怒し、極刑を加えようとした。この時、蕭儀のみならず六科給事中や十三道監察御史の科道官の多くも同様に、軽々しく南京から北京に遷都すべきではなかったと主張していた。これらに対し、帝が遷都の決定に際しては重臣らと十分に論議すること数ヶ月のちに実行したではないかとあらためて指摘すると、今度は相談に預かった重臣を弾劾する始末であった。結局、帝は重臣と科道官とに対し、午門の前に跪いて論争するようを命じた。

論争は、正午近くまで続いても決着しなかった。午門楼に出向いた帝が宦官を密かに遣わしその様子を見に行かせると、騒然として多くの者が科道官の妄言を罵っている中で、戸部尚書夏原吉がひとり従容として次のように答えていた。「御史の職務は言路、給事中は朝廷の耳目の官であります。まして詔に応じて陳言したわけですから、発言するのは当然の行為。重臣に名を連ねておりながら、大議に協賛できなかつたのは、臣等わわれにこそ罪があります(45)」。この様子が伝えられ、あらためて夏原吉を召してを問いたしたところ、同様に答えたので帝は大いに悦び、各自役所にもどり執務するよう命じたという。結局、その場では誰一人として処罰されなかった。

この時の尚書夏原吉の発言は、永楽十四十一年に北京営建をめぐって南京で行われた中央政府内の決定をくつがえすものであった(46)。のちに彼は、当時の議論とは異なり自らの非を認め、逆に科道官を弁護した点を指摘されると、詔に応じて上奏した言官(科道官)が処罰されるという最悪の事態を避けるためであったと弁解している(47)。

しかし後述するようなその後の夏原吉の行動からみて、彼自身も科道官らが展開した批判の正しさを十分に熟知していたのではないか。なぜなら、彼は永楽帝即位の当初から戸部尚書に任じ、一貫して国家財政全般を掌握する地位

にあったからである。しかも永樂六年六月北京建設準備のための木材と磚レンガの運搬を監視すべく、南京から北京にいたる沿河の巡視を命じられ、七年の第一次北京巡幸中は、行在戸・礼二部・都察院事を兼務し、八年のモンゴル親征の際には、皇太孫とともに北京に残り行在六部・都察院・大理寺を兼務、さらに十一年の第二次、十五年の第三次巡幸にも扈従し北京に滞在するなど、北京建設の実状をつぶさに知りうる立場にあった⁽⁴⁸⁾。

翌十三日、帝は、天意に依えて二〇項目からなる民の不便や不急の負担を停止する詔を出した。内容を検討すると、その中には李時勉や鄒緝らの提案の多くが取り入れられている。しかし午門での大論争の翌日、また上奏を求め勅諭が出された日から数えてもまだ三日あまり、忽卒に出された感のあるこの詔は、遷都をめぐる論議がこれ以上蒸し返されるのを避け、早々と幕引きを図ろうとするものであった。

3 全国巡行と科道官の交趾左遷

事態はこれで決着したわけではなかった。永樂帝がなおも三殿の火災のショックから立ち直っていなかったことは、十七日の万寿聖節（皇帝の誕生日）に予定されていた祝典を中止したことからも窺うことができる⁽⁴⁹⁾。また二十四日には、朝廷に対する誹謗中傷を禁ずる旨の勅が出された。これは明らかに科道官の批判の集中に懲りた帝が、言論を封殺しようとしたものであった⁽⁵⁰⁾。

またこれに先立ち二十一日には、吏部尚書蹇義ら二十六名を全国に派遣し軍民を安撫させている⁽⁵¹⁾。派遣された地域と派遣された「巡行」使は、次のとおりである。

直隸応天等府州

吏部尚書蹇義

給事中馬俊

四川

礼部尚書金純

給事中葛紹祖

河南	都御史王彰	給事中王勵
陝西	都御史劉觀	給事中李瑒
浙江	副都御史虞謙	給事中許能
江西	侍郎郭進	給事中章雲
福建	侍郎楊勉	給事中徐初
順天等府州	侍郎郭敦	給事中陶衍
山東	侍郎李昶	給事中劉渙
湖広	太常事少卿周訥	給事中劉蓋
広東	大理寺丞郭瑄	給事中艾廣
山西	大理寺丞孫時	給事中蕭奇
広西	通政司参議朱侃	給事中楊泰

一般にこの巡行使の全国派遣は、のちに常駐の地方長官となる明清時代の「巡撫」派遣の起源の一つとされているもので⁽⁵²⁾、その意義は小さくはない。しかし一見して明らかのように、重臣たる堂上官に給事中とを添えて各地に派遣しているのは、先に午門の前での論争の際に堂上官と科道官との間に生じた対立の溝の修復を謀ったかに見える⁽⁵³⁾。全国各地に派遣された中でも、リストの筆頭に挙げられ尚書クラスが指名されている（南）直隸と四川は最も重視されていた。南直隸は、北京遷都が実施されたとはいえ、いうまでもなく国家の経済的基盤となる地域であり、北京への漕運の多くはこの地域から輸送されていた。また四川は、時の工部尚書宋禮が長期にわたって現地に赴き陣頭指揮にあたったことに示されるように、北京建設で使われた木材の主要な供給地であった⁽⁵⁴⁾。この巡行使は、ほぼ一年ほ

どで中央に戻っている。彼らの報告をもとに税糧免除や飢饉賑恤、地方官の処罰等が行われたことが実録などの史料に散見する⁽⁵⁵⁾。

しかし朝廷ではまだ奉勅陳言の波紋が続いていた。翌月五月四日には、勅を奉じて時政を直諫した給事中柯暹や監察御史何忠・鄭惟桓・羅通らが、永樂五年に設置され戦塵まださめやらぬ交趾布政使司の知州に左遷されたからである。この時左遷された者は、次のとおりである⁽⁵⁶⁾。

給事中柯暹	交趾	驩州知州
監察御史何忠	交趾	政平州知州
監察御史鄭惟桓	交趾	南靖州知州
監察御史羅通	交趾	清化州知州
監察御史黎恬	交趾	南靈州知州

ところが『明太宗実録』卷二三七、永樂十九年五月乙丑の条には「給事中柯暹・監察御史何忠・鄭惟桓・羅通等を陞せて俱に知州と爲す」とあり、左遷の事実を隠蔽している。確かに従七品官の給事中や正七品官の監察御史から従五品の知州となっているのであるから昇任ではある。しかしながら実態は、『国朝献徴録』卷五四に収める『羅氏家乗』の「都御史羅公通傳」の筆者が認識するごとく、僻遠の地への左遷でしかなかった。

永樂十九年詔して直言を求む。(羅)通、詔に応じて言うに、「上、巡遊度亡^なし。龍は淵を離れるべからず、虎は穴を離れるべからずの喩あり」と。上、怒りて通を詰問す。通は易の文に「雲龍風虎」と言うを引いて対う。上の意釋く。六科官と並びに邊州に謫せらる。通は出て交趾清化州を知す⁽⁵⁷⁾。

また実録では、外任に昇せた理由として、柯暹らの上奏中には工部尚書李慶⁽⁵⁸⁾らへの批判が含まれていたために、穩

やかではない李慶らはしばしばこれらの科道官を処罰するよう求めており、そのため帝は、李慶らが危害を加えることを恐れて彼らを外任官に陞らせたと説明している。とは言え、帝自身に直言を呈した科道官らに対し左遷の意図がなかったかどうかは明らかではない。

なおこの時点までは、ともに奉勅陳言した翰林院の侍讀李時勉・侍講鄒緝・庶吉士楊復らに対しては処分が下された形跡はなく、李時勉が投獄されるのは、後のことである⁽⁵⁹⁾。

4 夏原吉と李時勉の投獄

その後六月に入ると、永楽帝はモンゴル親征を積極的に進めようとしている。二十六日、タタール部の阿魯台^{アロクタイ}侵犯の知らせが辺将から伝えられると、居庸関などの警備を嚴重にするよう命じ、翌日には開平備禦の成安侯郭亮らに対し、親征にあたり軍馬を整える旨の勅が出された⁽⁶⁰⁾。ただちに遼東・山東・河南・山西の諸都司から徴兵し八月一日を期して北京に結集するよう命じたものの、阿魯台遁走のしらせで一旦は中止された。しかし八月には、再度明年二月を期して北京に各地から官軍を結集するように命じている⁽⁶¹⁾。以後、永楽二十年、二十一年、二十二年と、死に至るまで連年モンゴル親征を繰り返している⁽⁶²⁾。

かかる親征の執拗な継続は、つとに宮崎市定氏が指摘されたように、自らを元の世祖クビライ汗の再来をもって任じ、中国を中心とした「東亜共同体」の形成をめざした永楽帝の理想から発したものであった。同時に国内的には、檀上寛氏が明らかにされたように「南人政権」から統一政権への脱皮を図り中華世界の皇帝としての使命を遂行しようとする行動でもあった⁽⁶³⁾。それに加えて、この時期、三殿焼失によって表面化した遷都をめぐる国内的世論の動揺を念頭に入れると、執拗なまでに繰り返された外征の意味が一層明らかになるであろう。すなわちモンゴル親征の成

功は、揺るぎはじめた華夷両世界の中心としての北京の地位に対して、あらためて確固とした正当性を附与するものとのと考えられていたのである。

三殿焼失から半年あまりの十一月二十二日、先の李時勉が投獄された。当該の『明太宗実録』卷二四三、永楽十九年十一月辛巳の条には、「翰林院侍讀李時勉坐累して獄に下さる」と極めて簡略な記載を残しているに過ぎない。他方、李時勉『古廉文集』卷一二、附録に収める門生前翰林院編脩彭琉の手になる李時勉の行状には、この間の経緯を次のように述べる。

未だ幾ばくもなく、飛言デマの中たるところと爲り、獄に下さる。二十一年七月邊人内侵するや、太宗皇帝は前に言うところの韃官モンゴルを散處するの諸事の慮患深遠なるを念い、特に宥して舊職よに仍らしめ、北征に扈從せしむ。先生は關を出て馬より墜ちて、左股を折る。昇して京に歸り、療すること凡そ三月餘り、跛して良はなだ行かず(64)。

「飛言」が如何なるものであったかは明らかではない。しかし投獄されたのは、さきに「便民事疏」を提出した半年前の一件が尾を引いていること言うまでもない。問題はなぜこの時期にかかる決定が下されたかである。

実はこの五日前の十七日に、戸部尚書夏原吉・刑部尚書吳中の投獄と兵部尚書方賓の自殺という中央政府を揺るがす大事件が発生していた(65)。これに先立ち永楽帝は、六部の尚書夏原吉・方賓・呂震・吳中らにモンゴル親征について諮問していた。夏原吉らは兵民の休養を第一として親征に反対し、辺將による防備を固めるにとどめることを事前に示し合わせていた。正式な返答がなされる前に、帝がたまたま兵部尚書方賓を召して尋ねたところ、方賓は軍事費がすでに底をついている事実を指摘した。そこであらためて戸部尚書夏原吉に辺儲の数を尋ねたが、大軍を遠征させるには足りないと答えたため、ただちに開平（元の上都）の辺儲調査を命じられている。さらに刑部尚書吳中にも尋ねたところ、返事は方賓と同様であった。軍事費の蓄えの不足を悦ばない帝は、財政責任者の夏原吉を手かせ足かせ

を施さない頌繫ようけいにして投獄、そのうえ以前に戸部を署理した大理寺丞鄒師顔をも獄に繋いだ。そこで方賓は、自らにも罪が及ぶことを畏れて自縊を選んだのであった。この時刑部尚書吳中も投獄された。数日後、怒りの収まらない帝は、方賓を誅殺する機会を失したとあらためてその屍の戮辱を命じた。

夏原吉は、前述したように奉勅陳言に端を発した午門の前での重臣と科道官との論争の際、科道官に対する処罰を押しとどめるうえで重要な役割を果たしていた。その夏原吉が投獄されることによって、以前より執拗に処罰を求めていた工部尚書李慶らの主張がとおり、李時勉の処分が決定したとしてもあながちありえないことではなからう⁽⁶⁶⁾。なお李時勉は、永楽二十一年の親征に先立って七月に釈放され、翰林院侍讀に再任して親征への侍従を命じられているが、これは大学士楊榮の口添えによるものであった⁽⁶⁷⁾。

二 両京体制の復活——永楽帝の病死

当時にあつては天譴と意識された三殿の落雷による火災。これを契機に一気に吹きだした感のある北京遷都反対の声は、実録等を見る限り、午門の前での論争をへて永楽十九年四月十三日に出された詔や全国への巡行使派遣以後には上がっていない。もちろんこれらの措置によって遷都に伴う様々な問題が解消されたわけではなく、永楽帝の在位中は、帝の強権の下で押さえつけられ、深く潜行していたと言ふべきであろう。モンゴル親征についても、夏原吉らが投獄された永楽二十年の役以後は、高官の誰一人として反対するものはいなかった⁽⁶⁸⁾。

『明史』巻一一一、〈七卿年表〉からも明らかのように、永楽十九年十一月戸部尚書夏原吉・刑部尚書吳中の投獄と兵部尚書方賓の自殺以後、翌年七月に工部尚書宋禮が病没し、九月には吏部尚書蹇義・礼部尚書呂震も投獄された。

これ以後、蹇義が釈放再任される永楽二十一年二月までの半年近くの間、新たに補充も行われなかったことから、六部尚書のうち在任しているのは戸部尚書郭資と礼部尚書兼署刑部金純、兵部尚書趙・工部尚書李慶のみ。しかも郭資は、もともと遷都以前の南京の六部尚書や行在六部尚書ではなく、遷都に伴って北京行部尚書から横滑りした官という異常ぶりであった(69)。

言論の封殺の後遺症は、容易には消し去ることはできない。のちの話であるが、永楽帝の死後、即位したばかり洪熙帝が諸政の刷新をはかり、内外に直言を求める詔を発したものの、一月あまりをへても陳言する者が幾ばくもないと嘆かざるをえなかったほどであった(70)。

はかばかしい戦果を挙げることなく終わった二十二年のモンゴル親征の帰途、七月十八日榆木川で永楽帝が死去し、代わって洪熙帝が即位すると、事態は急展開を見せた。新しい皇帝の下で、すぐさま政治の刷新が図られ、南京遷都が計画されたからである。

この路線変更にあたって、永楽十九年末以来に投獄されていた夏原吉が重要な役割を果たすことになる。永楽帝死去の知らせが宮中に届いた三日後、内官監の繫所で皇太子から直接その死を知らされた夏原吉は国事を諮問され、新帝の即位に先立ちいち早く帝に南京巡幸を勧めている。これに対し洪熙帝もすぐさま賛意を表した(71)。

公即ちに上言するに、「用は不急に費され、禄は官冗に耗り、情は言塞に壅がれ、政は少康に急なるを以て、積弊今に逮びては未だ遽かに革むる能わず。任ずるにその人に當たり、而してこれを圖るに漸を以てするに在り」と。又曰く、「今民力は東南に竭き、戎伍は漕運に疲れる。宜しく南京に幸さば、少さか内外の困しみを蘇らすに庶幾からん」と。上曰く、「朕が意もまた然り」と。

夏原吉の提案が、一時的な南京巡幸にとどまらず、後述するような遷都以前の両京体制への復帰を提案したものであ

ったかどうかは明らかではない。しかし即位を前にした洪熙帝に大きな影響を与えたのは間違いない。このことは、即位の詔を發布するにあたって、夏原吉が提案した「西洋」下りの宝船や雲南・交趾での金宝・香料の採辦、各地開辦金銀課程の廃止などの件がすべて採用されていることから明らかであろう⁽⁷²⁾。永楽年間長年にわたり戸部尚書として財政運営にあたっていた彼は、北京宮建、モンゴル遠征、西洋宝船、交趾経営による江南を中心とした全国の疲弊を最も熟知していた。また洪熙帝自身も永楽二年以来、遷都が実施されるまで十七年近く南京に居り、七年以降は「監国」とはいえ皇帝同様の政務を取っていたから、江南を中心とする世論の動向をある程度は窺い知っていたであろう⁽⁷³⁾。こうした理由から双方の見解が一致したのであった。

また即位後も戸部尚書に復任したばかりの夏原吉は、永楽二十二年十一月吏部尚書蹇義とともに、同僚の戸部尚書郭資を「偏執妨事」の理由で排斥し致仕せしめている。郭資は、靖難の役以来の旧臣であり、帝が燕王の世子として北平（北京）を居守するにあたり軍需や糧餉の調達を一手に引き受け、その功績大なるものがあつた。しかし結局、両者の強固な主張に従わざるを得なかつたことにも夏原吉の影響力の大きさが示されている⁽⁷⁴⁾。

即位後始めて新年を迎えた洪熙元年（一四二五）二月十八日以降、南京では地震が群発し、その知らせが北京の宮廷にも逐一報告されていた。南京の地震は、実録に記録されている限りでも、この日から五月までの間に実に二十八回あまりに及んだ⁽⁷⁵⁾。これを天の戒めとして畏れた洪熙帝は、一刻も早く南京への遷都を実行したかつたはずである。とはいえ父永楽帝を山陵に埋葬したばかりで、にわかには父の遺志に背くのも忍びがたいものがあつた。群臣の一人は、とりあえず帝に代わって親王や重臣を南京に派遣し鎮守させることを提案している。洪熙帝からすれば、動揺した人心を鎮めることができる適任者は、人徳も威望も兼ね備えた皇太子以外に考えられなかつた。同時に、先年永楽帝のモンゴル親征にあたり、当時の皇太子であつた自分が南京の留守監国を命じられた先例を思い起こしていたからでも

あつた(76)。

この時期の『仁宗実録』には、南京還都を求める上奏がいくつも収められており、永楽帝の死後、北京還都をめぐる論議が公的にも容認されようになったことを物語っている。まず永楽二十二年九月には、蘇州出身の監察御史金庠が、とりあえず皇子の中の賢者に命じて重兵を率いて南京を鎮守し、後日の回鑾に備えることを奏請し、嘉納された(77)。また十月には礼部左侍郎胡・もまた「斬衰三年」すなわち二十七ヶ月間の喪礼を終えた後に南京に還都することを上奏し、嘉納された(78)。さらに十二月には、江西安福出身の監察御史胡啓先も皇太子に南京を留守させること提案している(79)。

ここでは、洪熙帝とも関係の深かった礼部左侍郎胡・の上奏によって南京還都を主張する論理を一瞥しよう。

八に曰く、成憲を守ること。(中略)苟くも民に宜しきと爲さば、當に守りて失うこと勿かるべし。且たとえば南京の如きは、龍蟠虎踞し、氣旺地靈、水陸交ごも通じ、四方輻輳の地なり。我が太祖高皇帝鼎をここに定むるは、良ゆえだ以あるなり。伏して願わくば、終喪ののち、上は天心に順い、下は人望を慰め、南方轉輸の勞を蘇よみがえらし、北地供給の費を省かんことを。仍りて北京に留守を置き、以て時巡に備えれば、則ち祖宗帝業永えに全く、而して南北の人心皆悦ばん。

とあり、南京還都を求める最大の理由は、経済的に豊かな南方からの物資輸送と北辺の軍事費供給の負担軽減をはかることであつた。しかも胡・にとって、この選択は太祖洪武帝以来の祖法を守ることと意識されていた。北京に留守を置く措置から明らかのように、これは、遷都以前の永楽初年の体制に戻すことであつた。これらの上奏を承けて帝が皇太子の派遣を決意したというよりは、むしろ即位当初からの洪熙帝の意向に添って上奏が準備されたというのが実情に近いかもしれない。

こうして皇太子のちの宣徳帝が宮中に召され、父洪熙帝から直々に南京往きを命じられた。鳳陽にある皇陵と南京の孝陵の「謁祭」がその名目であった⁽⁸⁰⁾。永楽十八年末に南京から父洪熙帝ともに北京に呼び戻されて数年あまり、皇太子にとつても帝の膝下を遠く離れることはもとより願うところではなかった。そのうえ、幼き頃より祖父永楽帝とともに北京で暮らすことの長かった皇太子にとって北京を離れることは、いっそう耐え難いものであったろう。しかし国家の大計とあれば致し方なく、派遣が決定した。四月十三日皇太子は北京を発ち南京に到着すると、すぐさま太祖洪武帝の陵墓孝陵に拝謁している⁽⁸¹⁾。

以上のようにして半年前、洪熙帝即位に先立ち夏原吉が提案したごとく南京巡幸にむけて事態は動きだした。省みれば、これは永楽十九年四月三殿の火災直後に侍講鄒緝によって提案された南京還都が実現されることでもあった。

三 頓挫した南京還都——洪熙帝の急逝

洪熙元年三月二十八日に、帝は南京還都を正式に決定した。

命じて、諸司の北京に在る者は、悉く「行在」の二字を加え、北京行部及び行後軍都督府を復建せしむ。上は時に南京に復都せんと決意すとか云う⁽⁸²⁾。

北京の中央官庁には再び「行在」の二字が加えられ、北京行部と行後軍都督府も復活した。北京行部には、南京兵部尚書張本と工部尚書李友直が任命され、行後軍都督府は定国公徐景昌に掌らせた。翌四月には行在都察院に加えて、北京行都察院が設置された⁽⁸³⁾。その下には、経歴司・照磨所・司務（庁）・司獄司と、盧龍・恒南・冀北・広平四道が所属しており、還都を見越して北京留守体制を整備したものと考えられる。皇帝が行在の北京に、皇太子が南京に

いる体制は、まさに北京遷都以前の北京巡幸時の兩京体制に戻ることであった。

遷都の正式決定にあたっては、様々な具体的準備がなされている。永楽帝の陵墓長陵工事の早期完成もその一つである。洪熙元年正月には繕工官が設置され、工部左侍郎李友直を工部尚書に昇任し工事に専念させている⁽⁸⁴⁾。その結果、長陵建設も順調に進み、三月には繕工官を廃止し工部に併合した⁽⁸⁵⁾。この日は、まさに南京遷都が決定された日でもあり、先帝の陵墓の完成を待つて遷都計画が始めて公表されたことを示している。この時期、長陵建設に動員されていた「西洋」下りの軍隊をかゝる太監鄭和が率いて新たに南京守備を命じられたのも、実は遷都後を見越した措置であったろう⁽⁸⁶⁾。

第二に、洪熙元年正月に行われた北京留守衛の創設も重要である。北京の正陽・順承二門を守る留守左衛、平則・西直二門を守る留守右衛、東直門を守る留守中衛、文明門を守る留守前衛、徳勝・安定二門を守る留守後衛がそれぞれ設けられた。実は、永楽年間から南京留守五衛の官軍のうち半数が北京に派遣され各城門を分守していたが、これはあくまで巡幸に伴う臨時の体制であり、北京にこれらの衛所は設けられていなかったのである⁽⁸⁷⁾。ここに至って始めて北京留守衛が設置されたのは、遷都の後の北京留守体制を確立するためであった。

こうしていよいよ四月四日には、洪熙帝は北京遷都以来荒廢の目立ち始めていた南京皇城の修理を命じた⁽⁸⁸⁾。その翌日に南京太監王景弘に対し明年春と南京帰還の具体的時期が示された。同時に必要最低限の皇城修理にとどめる旨の指示も出している。

南京太監王景弘に敕して曰く、「朕、來春を以て京に還らんとす。今官匠人等を遣わし前來せしむ。爾即ちに提督し九五殿各宮院、凡そ滲漏の處は宜しきに随つて修葺せよ。但だ居する可ければ足れり。必ずしも過だ整齊を爲し以て重ねて人力を勞せざれ」と⁽⁸⁹⁾。

十三日には前述したように皇太子が南京に派遣され、北京を出発した。侍従の者は、成国公朱勇・豊城侯李賢・太子少保兼兵部尚書李慶・工部尚書兼詹事府詹事黄福らであった(90)。

このころ少師兼吏部尚書蹇義と少傅兵部尚書兼華蓋殿大学士楊士奇は、帝より「蹇忠貞」、「楊貞一」の印をそれぞれ賜わっている(91)。いま南京に旅立った皇太子を見送りながら、洪熙帝はそこに北京遷都が断行される以前の両京体制時代、南京にあつて監国を務めた自らの姿を重ね合わせ、さらに当時皇太子廃立の不安に駆られながらこの二人の東宮官とともに辛酸を嘗めた日々のことを思い起こしていたにちがいない(92)。

国事を理由に、父永楽帝の梓宮が山陵に赴くのを親しく送らなかつた洪熙帝は、四月十九日始めてその長陵の謁祭を済ませた(93)。翌月五月四日に着手された『太宗実録』の纂修は、まさに永楽時代に対する葬送行進曲であり、いよいよこれから洪熙帝の新しい時代が始まるはずであった(94)。しかしそれから数日の十一日、帝の容体が急変して吏部尚書蹇義、大学士楊士奇・黄淮・楊榮らが思善門に召された。帝の病状は篤く、楊士奇が皇太子をすぐさま南京から呼び寄せる勅を書くことになった。翌十二日、帝は急逝した(95)。享年四十八、在位十ヶ月。その死は、南京遷都の公式決定からわずか四十日あまりであった(96)。遺詔の中にも南京遷都のことが明言されている。

嗚呼、南北供億の勞、軍民ともに困しむ。四方嚮仰し、威な南京を屬む。斯れ亦た吾が素心、君國子民宜しく衆志に従うべし(97)。

遺詔も、皇太子を呼び寄せる勅書と同様に大学士楊士奇らによって書かれたはずである。しかし洪熙帝の南京遷都への堅い遺志は、結局実現されることはなかつた。皇太子派遣に引き続き帝自らが帰還することによって、楳円の二焦点を南京において再び合一する計画は実現されることなく終わった。

おわりに

六月十二日、勅書により南京から召還された皇太子が新たに帝位に即いた⁽⁹⁸⁾。明朝第五代目の宣宗宣德帝である。その後、宣德三年八月には北京行部と行後軍都督府を廃止している⁽⁹⁹⁾。父、先帝の服喪期間の二十七月はとうに過ぎた時点で出されたこの決定は、南京遷都の計画の中止を内外に公表するものとなった。ここに至るまで首都をめぐる議論が、どのようにして方向転換を成し遂げたのであろうか。

もちろん、これを独裁君主たる皇帝自身の性格や志向性の問題に帰することもできる。あとを継いだ宣德帝の叔父漢王高煦に対する親征や巡辺にみられるような祖父永楽帝に似た武人肌の性格や北京志向に求める見解も、すでに提出されている⁽¹⁰⁰⁾。

また洪武から永楽時代への推移を「南人政権」から「統一政権」へというシエーマ⁽¹⁰¹⁾で把える視角からすれば、かかる南京遷都の動きは南人勢力の巻き返しであり、遷都の頓挫はその巻き返しの失敗と見なすこともできる。確かに、北京遷都の不都合を指摘した官僚のほとんどは、いわゆる「南人」であった。しかしこれは、数世紀にわたる南北分裂の時代をへてはじめて漢人による統一を実現した初期明朝が、当初「南人」による政権として出発せざるをえなかったことからする当然の帰結であつたろう。むしろ、かかる南人政権から如何にして統一国家的視点が提起され北京遷都が志向されていくのかという問題設定の方が、より重要に思われる。

とりあえず問題をより限定して、お膝元の北京や江南の世論の動向、その背後にある物資の消費地と供給先をつなぐ物流を中心とした経済的基盤の問題に着目したい。永楽十九年の三殿焼失の時点では、まだ解決されていなかった遷都に伴う様々な困難な課題が、北京定都に向けてどのような形で解決をみていくのであろうか。また第二次北京行

在期の北京建設の進展に伴って形成される首都空間の成立と、それによって獲得される首都としての象徴性の問題や、統一国家形成に果たす物流の役割など検討すべきことは多い。三殿焼失によって露呈された首都北京の地位をめぐる動揺の社会経済的背景、並びにその後の北京定都に収束するに至る経緯については、次章で改めて考察を加えることにしたい。

註

- (1) 『明太宗実録』卷二二三、永樂十九年正月甲子朔・戊寅の条。
- (2) 『明太宗実録』卷二二九、永樂十八年九月丁亥の条。
- (3) 『明太宗実録』卷二三一、永樂十八年十一月戊辰の条。
- (4) 『明太宗実録』卷一六、永樂元年正月辛卯の条。
- (5) 正徳『明会典』卷五二、礼部、東宮監国。詳しくは、本書第四章 北京巡狩と南京監国。
- (6) 陳敬宗『澹然居士集』卷七に載せる黄淮の墓誌銘に、「戊子（永樂）上巡狩、命公及尚書兼詹事蹇義・金忠・諭徳楊士奇留守。諭之曰、朕留汝四人居守、猶唐太宗簡輔弼監国、必付房玄齡。卿等其識朕意。」とある。『明史紀事本末』卷二六、太子監国は、同様の記事を永樂七年正月の条に掲げている。
- (7) 『明太宗実録』卷一六二、永樂十三年三月己亥朔の条。楊榮『楊文敏集』卷九に収める永樂十三年の「進士題名記」。詳しくは本書第三章第四節参照。
- (8) 『明仁宗実録』卷六下、洪熙元年正月丁酉の条。

『明太宗実録』卷二二二、永樂十八年十二月癸亥の条。

- (10) (9) 吳晗「明代靖難之變与国都北遷」『清華學報』一〇卷四号、一九三五年。檀上寛「明王朝成初期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」『東洋史研究』三七卷三号、一九七八年、のちに『明朝専制支配の史的構造』汲古書院、一九九五年に収録。細野浩二「元・明交替の論理構造——南京京師体制の創出とその態様をめぐって——」『中国前近代史研究』一九八〇年所収など。ただし、洪武二十四年の皇太子陝西派遣が洪武帝の北方遷都計画によるものであるという従来通説的理解の誤りに対しては、本書第一章「初期明朝政權の建都問題で詳述した。

- (11) 『明太宗実録』卷八八、永樂七年二月甲戌朔の条。正徳『明会典』卷五二、礼部、太子監国・皇太孫監国。楊士奇『東里文集』卷一九に収める蹇義の墓誌銘には、「（永樂）七年車駕巡守北京。命皇太子監国、中外庶務、惟諸王及遠夷有奏請詣行在、餘悉啓聞處分。」とある。また『明史紀事本末』卷二六、「太子監国」の編者谷応泰も指摘するように皇太子、のちの洪熙帝は名称は監国とはいうものの、実際には永樂帝に代わって南京で全国の政務を担当していたのである。

- (12) 『明太宗実録』卷二三一、永樂十八年十一月戊辰の条。国外にも事前に詔の写しが与えられた。一例を挙げれば、朝鮮では『李朝実録』世宗卷一一、三年（永樂十九年）二月癸卯の条に、「通事全義還自京師言、帝以江左太祖皇帝肇起之地、北京地勢雄壯、山川鞏固、并建兩都、置立郊社宗廟、創建宮室。以永樂十九年正月朔、御奉天殿、受群臣朝、詔告天下。禮部録文與之。」とある。また同月甲辰の条に、「上王命兵曹曰、今皇帝定都北京、禮當進賀。」と見えるように、この奉天殿での朝賀の儀式により北京定都が実現するものと理解されていた。

- (13) 『明太宗実録』卷二二九、永樂十八年九月己巳、卷二三一、同年十一月乙亥の条。

- (14) 明帝国の皇帝が華夷両世界の君主であるという認識は、永楽帝の積極的な対外政策からも知られるが、永楽十八年十一月の翌年元旦北京の新殿での朝賀を布告した詔に、より明確に示されている。『明太宗実録』卷二三一、同年同月戊辰の条。
- (15) 檀上寛氏は、Farmer, E. L., *Early Ming Government: The Evolution of Dual Capitals*. Harvard University press, 1976. の書評（東洋史研究三七卷一号、一九七八年）の中で、永楽帝死後の北京⇨行在化の動きについて言及し、「江南の地主階級」からなる遷都反対勢力の存在を指摘されている。
- (16) 陸容『菽園雜記』卷三、「永楽十七年改北平爲北京。十九年營建宮殿、尋拓其故城規制、周迴四十里、凡九門（中略）。然其時、尚稱行在。正統七年諸司題署、始去行在字。舊都諸司印文皆增南京字。而兩京之制、於是定矣。」
- (17) 『今言』卷三、「北狩永楽七年己丑也。六曹稱行部。十五年丁酉改云行在某部。北京之爲京師、不復稱行在也、蓋正統辛酉始也。」なお、広州香山の生まれで景泰七年（一四五六）に挙人となり、北京で八年間在職した黄瑜の『双槐歳鈔』卷三、營建祥異にも、「（永楽）十九年正月郊社・宗廟・宮殿告成、乃置曹司、一依金陵舊制、仍稱行在。」とあり、陸容や鄭曉と同様な認識を書き残している。
- (18) 間野潜龍『明代文化史研究』第一章、明実録の研究、同朋舎、一九七九年。ただし、間野氏は、黄彰健氏が旧北平図書館蔵実録の中の『宣宗実録』には「浙西鄭曉圖書」の印があるのを指摘していることを紹介し、嘉靖頃鄭曉が実録抄本の一部を私蔵していたと推定されている。
- (19) もちろん同じく筆記とはいえ、正確な記述もある。万曆二十六年（一五九八）の進士で、首都の座を北京に明け渡した南京に在住し、南京の史実にも詳しい顧起元の『客座贅語』卷二、両都には、「考永楽十九年始稱南京。洪

熙元年去之。正統六年復稱南京、一時印信皆新鑄。」とある。

(20) 『明史』卷一六二、陳祚伝、「陳祚、字永錫、吳人。永樂中進士、擢河南參議。十五年與布政使周文褒・王文振合疏言、建都北京非便。並謫均州太和山佃戸。」

『明太宗實錄』卷一八二、同年十一月壬寅の条。

(22)(21) 『南畿志』卷一四、蘇州府・人物には「陳祚（中略）、歷河南布政司右參政時、朝廷方營建武當山、祚言事件旨、黜謫。」と、北京ではなく武當山建設に反対したとしているが、陳祚が太和山佃戸に謫されたことに引きずられた

誤りであろう。周文褒については、王錡『寓圃雜記』卷一、建都にも見える、「及上登極、即廣藩邸爲皇城、頻年駐蹕。當時群臣不知睿意所向、屢請南還、因出令曰、敢有復請者、論以妖言。於是、河南布政使周文褒等皆遭重罰、

自此基命始定、遂成萬世之業。」なお、北京建設が永樂十五年六月以降本格的に開始されたことについては、王劍英「明初營建北京始于永樂十五年六月考——兼論有闕營建北京年代的一些問題——」北京史研究会編『北京史論文集』一九八〇年所収、侯・「問題解答——明成祖永樂時期改修北京的史實如何？」『歷史教學』一九五六年四期参照。

(23) 『明太宗實錄』卷二二三、永樂十九年正月壬辰、「魏國公徐欽自南京來朝、遽辭歸。上謂吏部臣曰、中山王功在社稷、爲國元勳。欽嗣爵位、宜篤前烈。往者不知奉法、孤朕委任、故令讀書、以廣聞見。今復不俟命。汲汲圖歸、此豈有立志。可罷爲民、俾歸鳳陽守先塋、用頓挫之、庶幾將來不墜其家。」、および『明仁宗實錄』卷三上、永樂二十二年十月乙巳、卷四、永樂二十二年十一月庚子の条。

(24) 『李朝實錄』世宗卷一二、三年（永樂十九年）五月戊子、「通事林密回自京師言、以三月二十八日至北京。帝以風痺不視事已久、太子受朝。四月初八日夜、大雨震電、至翌日曉、奉天殿・華蓋・謹身等殿災。須臾而盡。」

- (25) 『明太宗実録』卷二三六、永樂十九年四月丙午の条。なお、朝鮮の使節が本国に帰還するのは、四月十八日のことである。同書同卷、同年同月庚戌の条。チムールの後継者シャー・ルフの遣明使節も、この三殿火災に遭遇している。宮崎市定「帖木児王朝の遣明使節」原載一九四七年、のちに『宮崎市定全集』一九卷（岩波書店、一九九二）に収録。
- (26) 奉天殿にあたる清代の太和殿は高さ十一丈（約三十五メートル）で、景山の高さ十一丈六尺にほぼ匹敵する。加えて明代の景山山頂には、後世のような亭館などの人工的建造物はなかったらしい。朱楔『北京宮闕図説』（初版一九三八年、北京古籍出版社、一九九〇年）参照。
- (27) 『皇明経世文編』卷二一、鄒緝「奉天殿災疏」。
- (28) 『明英宗実録』卷六九、正統五年七月壬寅の条。楊榮『文敏集』附録、「少師工部尚書兼謹身殿大学士贈特進光祿大夫左柱国太師諡文敏楊公行実」。
- (29) 『明太宗実録』卷二三六、永樂十九年四月壬寅、「朕、躬膺天命、祇紹鴻圖、爰倣古制、肇建兩京。乃永樂十九年四月初八日、奉天等三殿災。朕心惶懼、莫知所措意識。」
- (30) 『明太宗実録』卷二三六、永樂十九年四月甲辰、「時給事中柯暹、監察御史何忠・徐瑤・鄭惟桓・羅通、刑部主事高公望、翰林院庶吉士楊復等並言時政、上披覽、皆嘉納之。」
- (31) 李時勉『古廉文集』卷一二、附録には、翰林院編脩となり門生の関係にあつた彭琉の手になる李時勉の行状が収められている。これによれば、十五項目の内容は、①停止工作、②罷四夷朝貢、③沙汰冗官、④賑恤饑荒、⑤慎選舉、⑥嚴考覈、⑦清理獄囚、⑧罪黜臧官、⑨散処韃官、⑩罷遣僧道、⑪買辦作弊、⑫「三字欠」軍夫、⑬矜免侍親充軍生〔員〕、⑭「四字欠」、⑮優恤軍士であつた。また同書同卷の門人国子監祭酒呉節による墓碑銘では、上

奏した十五事のうち十三事が裁可されたという。

(32) 『皇明経世文編』卷二一、李時勉「便民事疏」、「江西・湖廣・浙江并直隸應天等府州縣秋糧、每歲運赴北京。

道路險遠、困敝不堪。宜於淮安・徐州・濟寧濱河置立倉廩、量地遠近、分撥運納。別設法運至北京、少紓民力。」

(33) 『皇明経世文編』卷二一、李時勉「便民事疏」、「近年、營建北京官軍悉力赴工。役及餘丁、不得生理、衣食不

給、有可矜憫。宜敕軍官、加意撫恤、增給月糧、寬餘丁差徭役、使給其家。」

星斌夫『明代漕運の研究』（學術振興會、一九六三年）第一章 明代における漕運法の發展 参照。

(35)(34) 『皇明経世文編』卷二一、鄒緝「奉天殿災疏」、「皇上紹嗣太祖高皇帝之統緒、建立兩京、所以子孫帝王萬世之

丕基、天下萬民尊仰之根本。爰自肇建北京以來、焦勞聖慮、幾二十年。工力浩大、費用不貲。調度既廣、科派亦繁。

群臣不能深體聖心、致使措置失宜、所需無藝、培剋者多。」

(36) 『明史』卷一六四、鄒緝伝にもこの上奏を載せているが、『明史』では、「當還都南京」と「都」一字を挿入し

ている。あるいは、この表現の方が鄒緝の真意を明瞭に伝えているかもしれない。ただし嘉靖三十一年の序を有し、

明末の早い段階で編纂された経世文類の一つである張瀚撰『皇明疏議輯略』卷六をはじめ、いずれも「都」の字が

なく、『明史』が何に基づいたのかを明らかにできなかった。

(37) 『皇明経世文編』卷二一、鄒緝「奉天殿災疏」、「今天意如此、災變已極。不宜復有所造作、以重勞其民。當還

南京、奉謁陵廟、告以災變之故、保養聖躬、休息於無爲。數年之後、天意既回、始可爲之。」

夏原吉『忠靖集』附録遺事、何喬新「題故太師戸部尚書夏忠靖公遺事後」、「喬新生也晚、不及拜公之舄履。而

嘗聞先公言、公爲尚書時、先公爲御史。永樂二十二年雷震奉天殿。下詔求言。言者多云、建都北京非便。而主事蕭

儀言之尤峻。太宗震怒、加以極刑。時十三道上言者多云、朝廷不當輕去金陵、建都於燕、故有此變。上曰、方遷都

時、朕與大臣密議數月而後行、非輕舉也。言者因劾大臣。上命言者與大臣俱跪在午門前對辯。時都御史陳英等迎合上意、且謂昔日不諫有罪、抗言御史給事中白面書生、不知大計、宜加重罪。日將午。上命侍臣出至午門問大臣與言官對如何。衆皆譁然、啐罵言官妄言。公獨從容奏曰、御史職當言路、給事中朝廷耳目之官。況應詔陳言、所言皆當。臣等備員大臣、不能協贊大議。臣等合當有罪。侍臣入復命。上仍命出再問、公對如初。天顏悅懌、遂傳旨令各回衙門辦事、而言官無一人得罪者。衆謂非公之言則又將有蕭儀之誅矣。」なお、ここでは都御史陳英が科道官の議論を大計を知らない書生論に過ぎないと批判したとあるが、『明史』卷三〇六、奸臣伝に見える陳瑛とは在任期間が異なる。すでに、鄭曉が『今言』卷二で指摘しているように、何らかの誤りであろう。また「永樂二十二年雷震」とあるが、十九年の誤りであろう。何喬新の手にかかるこの識語は、弘治庚申（十三）年六月に書かれている。何喬新はその当時湖広道監察御史であった父何文淵から聞いた話として史料ソースを明らかにしている。何文淵については、『国朝献朝録』卷二四、章綸「吏部尚書何公文淵行状」参照。王鏊『震澤集』卷二四、「夏忠靖公伝」、徐学聚『国朝典彙』卷一一四、礼部一二、災異附、殿災や『明史』卷一四九、夏原吉伝なども午門前での論争について述べているが、すべてこれから派生したものであろう。

(39)

黄淮『介庵集』（敬郷楼叢書本）卷七、「前戸部主事蕭德容墓表」、「擢任吏部文選主事。甄別才否、一出至公。奏牘偶失檢詳、致有差訛。左遷交趾、行次太平、蒙有免召還。居職歲餘復被譴、卒於獄。」なお、後述する『襍線集』附、忠諫贈言には、同僚の吏部文選清吏司主事陳良による蕭儀の墓誌銘が収められている。「辛丑（永樂十九年）夏有災事、詔求直言。德容言、防邊患、息營造、節用愛民。刺激權臣大甚、予嘗止之。德容曰、父母生我、君食我用我也。縱畏懼保身、忠果何如哉。余愧之。既而議者以其言訐、衆搆陷之、遂幽而卒。」

(40)

『明太宗実録』卷一五六、永樂十二年閏九月甲辰の条。

- (41) 『明史』卷一〇九、宰輔年表一、尹直『蹇齋瑣綴錄』卷三。
- (42) 郭子章『青螺公遺書合編』卷二、「都論」、「主事蕭儀言之尤峻。豈不以燕爲金元故都、非中原之都乎。豈不以金祚董百年、元祚不盈百年、非宜都乎。蓋未識上意所屬也。」
- (43) 『四庫存目叢書』所収。乾隆重刻本『襪線集』には、「大明永樂辛丑歲（十九年）孟月下澣日」の期日を付した。「同年」の翰林官陳循による序が収められている。陳順は、蕭儀を評して「徳容（儀の字）は命を知る者なり、其れ窮達を以て自ら累するを肯んぜんや」と述べている。
- (44) 蕭儀『襪線集』卷一、「応求直言詔疏」補遺、「臣切以北京營建四十五（十四五の誤りか）年之間、天下供役則民力有不能不凋斃者。天降之災、蓋以警陛下、而陛下當思所以善圖之也。（中略）尚惟、陛下祇順天意、或待秋涼、且回南京、謁奠陵寢、與天下休息、候民力稍舒以圖再舉、此爲計之上者。」
- (45) 註(38)前掲の何喬新「題故太師戸部尚書夏忠靖公遺事後」。
- (46) 『明太宗実録』卷一八二、永樂十四年十一月壬寅、「復詔群臣議營建北京。先是車駕至北京、工部奏請擇日興工。上以營建事重、恐民力不堪、乃命文武群臣復議之。（下略）。」下略の部分には、「公・侯・伯・五軍都督及び在京（南京）都指揮等官」と「六部・都察院・大理寺・通政司・太常寺等衙門尚書・都御史等官」とのそれぞれ早期に營建工事の着手を求める奏疏が載せられ、永樂帝の裁可を受けたことが述べられている。北京營建の決定が、南京の中央政府の文官・武官両系統の支持のもとになされたことを強調する記述となっている。
- (47) 夏原吉『忠靖集』附録遺事、「夏忠靖公遺事」、「或尤公（夏原吉）背初議。公曰不然。天威嚴重、吾輩歷事久、言雖失、幸上憐之。若言官得罪、所損不小。衆始嘆伏。」
- (48) 夏原吉の官歴については、註(38)前掲の「夏忠靖公遺事」が最も詳しい。

- (50)(49) 『明太宗実録』卷二二六、永樂十九年四月己酉の条。
嘉靖刊本『皇明詔令』卷六、成祖文皇帝「禁謗訕敕」永樂十九年四月二十四日。なお『明太宗実録』の当該の条には、この勅が出されたことを全く記してしない。
- (51) 『明太宗実録』卷二二六、同年四月癸丑の条。
- (52) 皇甫録『皇明紀略』、および『明史』卷七三、職官志二、都察院。
- (53) 楊士奇『東里文集』卷八、「送劉給事中巡撫山東序」には、四月二十一日の巡行使派遣にあたっての永樂帝の言を載せているが、「天譴」に示された天下の人々が生業に安んじていない責任が地方官に転嫁されている。
- (54) 『明太宗実録』卷二一六、永樂十七年九月辛酉の条。
- (55) 『明太宗実録』卷二三八、永樂十九年六月甲辰には、巡行使が、蘇州府呉県、浙江西安県、江西瑞昌県の飢民に倉糧を支給し賑恤したことを載せている。ほかに、『明史』卷一四九、蹇義伝や『国朝列卿紀』卷六二、工部尚書行実、金純伝。
- (56) 柯暹については、『掖垣人鑑』卷五。何忠については、『国朝献徵録』卷九七、「政平州知州何忠伝」。鄭惟桓については、嘉靖『寧波府志』卷二七、列伝。羅通については、『国朝献徵録』卷五四、「都御史羅公通伝」。黎恬については、実録には見えないが、『水東日記』卷一七、「御史遷謫」、「国朝献徵録』卷一九、楊士奇「奉直大夫右春坊右諭德熙齋黎公恬墓碑」により補う。なお『明史』卷一六四、鄒緝伝には、徐瑒も鄭惟桓らと交趾に左遷されたとしているが、嘉靖『南畿志』卷二六、鎮江・人物には獄死したとある。
- (57) 焦竑『国朝献徵録』卷五四、都察院一、「都御史羅公通傳」、「永樂十九年詔求直言」。(羅)通應詔言、上巡遊無亡度。有龍不可離淵、虎不可離穴之喻、上怒詰問通。通引易文、言雲龍風虎以對。上意釋、與六科官並謫邊州。

通出知交趾清化州。」

(58) 北京建設が本格化した永樂十五年以来、當時行在都察院左副都御史であった李慶は、泰寧侯陳珪・安遠侯柳升とともに、營造の総督の地位にあつた。『明太宗実録』卷一八八、永樂十五年五月戊子の条。

(59) 『明史』卷一六四、鄒緝伝には、奉勅陳言した者への対応について科道官以外は、李時勉・羅汝敬二下獄、鄒緝・楊復・高公望二無罪とまとめて記しているが、時間的経過や事実誤認が見られる。特に侍講羅汝敬が李時勉とともに錦衣衛に投獄されるのは、この時ではなく洪熙帝の治世のことである。李時勉『古廉文集』卷一二、附録、翰林院編脩彭琉撰の李時勉の行状参照。概してこの時点では、近臣の翰林官と科道官とは、帝の対応に違いがあつたように思われる。

(60) 『明太宗実録』卷二三八、永樂十九年六月丁巳・戊午の条。

(61) 『明太宗実録』卷二三九、永樂十九年七月戊子、卷二四〇、同年八月癸巳・甲寅・丙辰・丁巳の条。

(62) 和田清「明初の蒙古経営」原載一九三二年、のちに『東亜史研究（蒙古篇）』（東洋文庫、一九五九年）に収録。

(63) 宮崎市定「洪武から永楽へ——初期明朝政権の性格——」原載一九六九年、のちに『宮崎市定全集』一三卷（岩波書店、一九九二年）に収録。註（一〇）前掲の檀上論文「明王朝成立期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」、および同「明代科挙改革の政治的背景——南北卷の創設をめぐって——」『東方学報』五八冊、一九八六年、のちに註（一〇）前掲の檀上著書に収録。

(64) 『古廉文集』卷一二、附録、「李時勉行状」、「未幾、爲飛言所中、下獄。二十一年七月邊人内侵。太宗皇帝念前所言散處韃官諸事、慮患深遠、特有之、仍舊職、扈從北征。先生出關、墜馬折左股。昇歸京、療凡三月餘、跛不良行。」

(65) 『明太宗実録』卷二四三、永樂十九年十一月丙子の条。夏原吉『忠靖集』附録「夏忠靖公遺事」。寺田隆信『永

樂帝』（人物往来社、一九六六年）第六章。

(66) 同時に上奏した翰林院侍講鄒緝は、この時投獄されていない。商傳『永樂皇帝』（北京出版社、一九八九年）は、鄒緝が処罰されなかった理由を、表現上の激烈さにも関わらず上奏内容が永樂帝の意図した範囲を逸脱していなかったからとしている。しかしながら前述したように鄒緝は、永樂帝の意図とは逆に南京帰還を主張していた。侍講鄒緝は、李時勉の投獄に先立ち永樂十九年十月に左春坊左庶子兼侍講に陞進しているが（『明太宗実録』卷二四二、同年同月庚戌）、その後一年もたたない二十年九月には背に悪性の疽てきものを患い死去した（同書卷二五一、同年同月庚申）。あるいはこの病気が関係しているかも知れない。

(67) 『明太宗実録』卷二六一、永樂二十一年七月庚子の条。焦竑『玉堂叢語』卷四、侃直。

(68) 『明太宗実録』卷二六七、永樂二十二年正月甲申、「至是、邊報至。召公侯大臣計之、且告以忠勇王（金忠）之意。群臣奏曰、忠言不可拒、逆賊不可縱、邊患不可坐視。用兵之名、不得避也。惟上決之。上可其奏。即日勅緣邊諸將整兵以俟。」

(69) 『明太宗実録』卷二三二、永樂十八年十二月甲寅の条。なお、北京の行在六部と行部とを同一視する見方も一部にあるが、ここでは取らない。北京行部の設置とその意味については、徐泓「明北京行部考」『漢学研究』二卷二期、一九八四年が詳細に論じている。

(70) 『明仁宗実録』卷四上、永樂二十二年十一月甲戌の条。

(71) 夏原吉『忠靖集』附録「夏忠靖公遺事」、「公即上言、以用費於不急、祿耗於官冗、情壅于言塞、政急于少康、積弊逮今未能遽革。在任當其人而圖之以漸。又曰、今民力竭于東南、戎伍疲于漕運。宜幸南京、庶幾少蘇内外之困。

上曰、朕意亦然。」王鏊『震澤集』卷二四、「夏忠靖公伝」。『明仁宗実録』卷一下、永樂二十二年八月戊午の条。拘留中の夏原吉が真つ先に釈放され、洪熙帝の即位十日前に召されて吏部尚書蹇義・大学士楊榮・楊士奇らとともに、「合行事宜」や喪礼の議に参画したことは、同書卷一上、永樂二十二年八月丁未の条に見える。

(72) 『明仁宗実録』卷一上、永樂二十二年八月丁巳の条。なお、この「即位詔」は、大学士楊士奇により起草されたらしく、『東里別集』卷一、「代言録」にも収めてある。実録と草案を比べると「合行事宜」の条文に順序の異同がある。

(73) 『明太宗実録』卷二九、永樂二年三月乙丑、同書卷八八、永樂七年二月甲戌朔の条。谷應泰『明史紀事本末』卷二六、「太子監国」、「谷應泰曰、(中略)又考成祖巡幸順天、親征漠北、駕凡五出、年垂二紀。中間大官大邑、雖復啓聞、而庶政庶獄、咸就諮決。名爲儲位、實則長君。名爲監國、實則御宇。故人以仁宗之歷祚短、而予以仁宗之沛澤長也。」

(74) 『明仁宗実録』卷四下、永樂二十二年十一月丙戌の条。および楊士奇『東里別集』卷二、聖諭録、「上御思善門、選用東宮官、命戸部尚書郭資爲太子太師、仍兼尚書。蹇義・夏原吉力言資偏執妨事、且多病、請令致事。上意未可。召臣士奇語以二人之意、且曰先帝初舉義、一切軍需糧餉皆出資調度。吾時居守、竭誠佐輔、甚得資力。今出危履安、吾嗣大位。乃遂棄之、吾誠不忍。(中略)乃不從二人言。無幾蹇・夏又數數言資偏執妨事、不去資、仁政必爲所格。上強從之。命資以太子太師戸部尚書致事、璽書褒諭、賜銀鈔綵幣甚厚。」

(75) 『明仁宗実録』卷七下く一〇、『明宣宗実録』卷二、洪熙元年六月丙辰の条、国家地震局地球物理研究所・上海復旦大学歴史地理研究所編輯『中国歴史地震図集(明時期)』(地図出版社、一九八六年)にも、この二月十八日の地震が「南京六安州地震」として掲載されている。これによれば、震源は安徽省六安市、震度七、マグニチュー

ド五・七五と推定されている。なお、『明太宗実録』卷二五、永樂元年一月辛未の条によれば、当時地震の発生は戦争や土木工事に対する天戒と考えられていた。

(76)

『明宣宗実録』卷一、「洪熙元年春、南京屢奏地震。仁宗皇帝諭廷臣曰、南京國家根本之地、災異如此。天戒可畏、朕當亟往。但皇考新覆山陵、何忍遽違。群臣或請命親王及重臣往守者。仁宗曰、非皇太子不可。太子仁德威望、足以服人心。人心安、即天意定矣。況太祖皇帝陵寢奉違已久、朕夙夜在念。今皇太子往、庶幾如朕往也。又曰、往年皇攷北巡、無内顧之憂者、蓋以朕守南京、今豈可他命。遂召上計之。」

(77)

『明仁宗実録』卷二下、永樂二十二年九月庚子、「監察御史金庠上言四事、(中略)二曰固本。蓋京師者四方之本、世云鍾山龍蟠、石城虎踞、眞帝王所都。我太祖高皇帝定鼎於此三十餘年、宗社奠安、生民無事。且皇祖陵寢所在、宜命皇子之賢者、率重兵以鎮之、外以杜覬覦之心、内以壯兩京之勢。他日回鑾、亦可以省東南轉輸勞費。此古人居重馭輕之策、不可以不加意。(中略)上嘉納之。」

(78)

『明仁宗実録』卷三下、永樂二十二年十月壬戌、「禮部左侍郎胡・言十事。(中略)八曰、守成憲。(中略)苟爲宜民、當守而勿失。且如南京龍蟠虎踞、氣旺地靈、水陸交通、四方輻輳之地。我太祖高皇帝定鼎于此、良有以也。伏願、終喪之後、上順天心、下慰人望、蘇南方轉輸之勞、省北地供給之費。仍置留守于北京、以備時巡、則祖宗帝業永全、而南北之人心皆悅矣。(中略)上嘉納之。」なお、『明史』卷一六九、胡・伝が、「仁宗即位、召爲行在禮部侍郎。陳十事、力言建都北京非便。請還南都、省南北轉運供億之煩。帝皆嘉納。即聞其嘗有密疏、疑之不果召。轉太子賓客、兼南京國子祭酒。」とし、十事を陳奏した時点の官名を行在礼部侍郎としているのは、誤りである(『明仁宗実録』卷一下、永樂二十二年八月庚申の条)。北京の官序に「行在」が加えられるのは、洪熙元年三月のことである(同書卷八下、洪熙元年三月戊戌の条)。また、彼を太子賓客、兼南京国子祭酒に転じたのは、密疏

のことを疑って北京に「召すを果さず」となったのではなく、北京の行在化に先立って決まっていた皇太子の南京留守を輔導するためと考えられる。

(79) 『明仁宗実録』卷五上、永樂二十二年十二月丁未、「監察御史胡啓先言、南京龍蟠虎踞之勢、長江天塹之險、國家根本所在。若使臣下鎮之、是授以控御之柄。伏乞命皇太子留守、以繫人心、以固邦本。」胡啓先は江西吉安府安福の出身で、勅を奉じて北京建設の問題点を指摘した李時勉とは同郷である。当然ながら何らかの係わりが想定できよう。

(80) 『明仁宗実録』卷八上、洪熙元年三月辛未朔、「命皇太子往祭皇陵・孝陵、就留守南京、令欽天監澤日啓行。」

(81) 『明仁宗実録』卷九下、洪熙元年四月壬子、「明宣宗実録』卷一。

(82) 『明仁宗実録』卷八下、洪熙元年三月戊戌、「命諸司在北京者、悉加行在二字、復建北京行部及行後軍都督府。上時決意復都南京云。」

(83) 『明仁宗実録』卷九上、洪熙元年四月壬寅、「設北京行都察院并所屬經歷司・照磨所・司務・司獄司・盧龍・恒南・冀北・廣平四道。置右副都御史一員、階正三品、左僉都御史一員正四品、首領官經歷一員正六品、照磨一員正八品、司務・司獄各一員、俱從九品、各道監察御史各三員、俱正七品。」

(84) 『明仁宗実録』卷六下、洪熙元年正月癸巳、「設繕工官。陞工部左侍郎李友直爲本部尚書、專理繕工事、而以工部右侍郎蔡信副之、并置繕工經歷。」

(85) 『明仁宗実録』卷八下、洪熙元年三月戊戌、「革繕工官、其事悉歸工部。」

(86) 『明仁宗実録』卷七上、洪熙元年二月戊申、「命太監鄭和領下番官軍守南京、於内則與内官王景弘・朱卜花・唐觀保協同管事。遇外有事同襄城伯李隆・駙馬都尉沐昕商議的當、然後施行。」

(87)

『明仁宗実録』卷六下、洪熙元年正月丁酉、「分南京留守左衛所轄聚寶・通濟・正陽・朝陽・太平五門五千戸所官軍、設留守左衛左右中前後五千戸所、守北京正陽・順承二門。南京留守右衛所轄三山・石城・清涼・定淮四門四千戸所官軍、設留守右衛左右前後四千戸所、守北京平則・西直二門。南京留守中衛所轄金川・神策・鍾阜・儀鳳四門四千戸所官軍、設留守中衛左右前後四千戸所、守北京東直門。南京留守前衛所轄江東・馴象・安德・鳳臺・雙橋・夾江・上方・高橋八門四千戸所官軍、設留守前衛前後中左中右四千戸所、守北京文明門。南京留守後衛所轄滄波・麒麟・仙鶴・姚坊・觀音・佛寧・上元・金川八門四千戸所官軍、設留守後衛右前後中左四千戸所、守北京德勝・安定二門。蓋南京留守五衛官軍皆先調其半於北京、分守城門。至是始改設衛所云。」

(89)(88)

『明仁宗実録』卷九上、洪熙元年四月癸卯、「修南京皇城。」
『明仁宗実録』卷九上、洪熙元年四月甲辰、「敕南京太監王景弘曰、朕以來春還京。今遣官匠人等前來。爾即提督、將九五殿各宮院、凡有滲漏之處、隨宜修葺。但可居足矣。不必過爲整齊、以重勞人力。」

清、沈宗畸輯『晨風閣叢書』に収める明鈔本『仁廟聖政記』は、ほとんど『明仁宗実録』からの抜粋であるが、儉約を旨とした洪熙帝の聖政を顕彰すべきこの記事を採録していない。おそらく明末の人と推測されるこの編者が、永樂遷都後の首都北京を既定の路線としたうえで、南京還都を聖政にふさわしくない帝の決定と判断したからであろう。これにより、南京還都の計画の事実さえもが葬り去られていく傾向の一端を垣間みることができる。

(92)(91)(90)

『明仁宗実録』卷九下、洪熙元年四月辛亥の条。
『明仁宗実録』卷九下、洪熙元年四月甲寅の条。
陳建『皇明資治通紀』卷六、成祖文皇帝紀に詳しい。「(永樂十六年五月)時太子監國、上不時有疾。兩京距隔數千里、小人陰附漢府者、讒搆百端。侍從監國之臣、朝夕惴惴。人不自保。會有陳千戸者、擅取民財、事覺。(下

略)」。但し、『明太宗実録』では、「陳千戸」以下の記事を永樂十六年七月甲戌の条に載せている。

『明仁宗実録』卷五下、永樂二十二年十二月壬戌、卷九下、洪熙元年四月戊午の条。

『明仁宗実録』卷一〇、洪熙元年五月癸酉の条。

『明仁宗実録』卷一〇、洪熙元年五月庚辰・辛巳の条。

(96)(95)(94)(93) 洪熙帝の急逝に関しては、当時から不明な点が多かったようである。『李朝実録』世宗卷二九、七年(洪熙元年)閏七月癸卯の条、「聖節使通事趙忠佐等賚禮部咨一道、及詔書抄白二道、回還復命。(中略)忠佐啓曰、節日使未及到北京、聞大行皇帝崩逝、(中略)。問崩逝之故於華人。或云天震之。或云病而崩。諱之也。其遺詔、皇后所爲也。」

(97) 『明仁宗実録』卷一〇、洪熙元年五月庚辰、「嗚呼、南北供億之勞、軍民俱困。四方嚮仰、咸屬南京。斯亦吾之素心、君國子民、宜從衆志。」

『明宣宗実録』卷一、洪熙元年六月庚戌の条。

『明宣宗実録』卷四六、宣德三年八月辛卯の条。

華繪「明代定都南北兩京的經過」『禹貢半月刊』二卷一一期、一九三五年。盧秀菊「明代南北兩京建置之經過」

『史繹』四卷、一九六七年。

註(63) 前掲の檀上両論文。

(101) (100)(99)(98) (97) (96)(95)(94)(93)

洪熙から宣徳へ——北京定都への道——

はじめに

「仁宣の治」と称される仁宗洪熙帝と宣宗宣徳帝の両時代（一四二五～一四三五）は、一般に連続する時代としてとらえられ、明王朝が創業から守成へと移行した時代と理解されてきた。中国の孟森氏はつとに一九三〇年代に、両皇帝の在位期間を一括して一つの時代とみなすことが可能な理由として、第一に、仁宗の在位が一年にも満たないこと、第二に、その即位が太宗永楽帝の寵愛を受けていた長子（のちの宣宗）の存在によって可能であったことや、仁宗の善政を宣宗がよく継承したことを挙げている⁽¹⁾。

こうした理解は、政治史のみならず社会経済史の分野でも共有されている。国家財政の上では「仁宣の治」の時代は、まさに明朝国家がその基盤としてきた江南における「納糧戸支配」の動揺を自覚し、一連の改革を開始した時期であった。この点を実証的に解明した森正夫氏の研究⁽²⁾においても、洪熙元年に始まるかかる動揺の実情把握と宣徳年間の弾圧政策は、在地の社会関係の調整をはかる点で継続する改革として把握されている。

確かに、洪武から永楽までを一括して新興の息吹あふれ多少の混乱も厭わぬ創業の時代ととらえれば、洪熙帝や宣徳帝の安定を志向する政治は、守成の時代の幕開けと見なしうる。しかしながらこの守成の時代の起点に位置する二人の皇帝の資質は明らかに異なり、好対照をなすのもまた事実であった。

まだ都が南京に置かれていた頃のこと、永楽帝が皇太子高熾（のちの洪熙帝）と漢王高煦・趙王高燧の三兄弟、および皇太孫瞻基（のちの宣徳帝）に対して南京の太祖朱元璋の陵墓孝陵の謁祭を命じたことがあった(3)。皇太子はもともと体が肥満のうえに足の病も加わり、雨の降りしきる中、両側から宦官に支えられて歩いていたが、絶えず足を取られがちであった。無様な皇太子の後ろ姿を見ながら後に続く弟の高煦は、「前を行く兄貴が躓けば、後から行く俺は用心できるよ」と揶揄した。すると皇太孫がすかさず後方から「後ろの私はもつと用心できます」と聲を掛けたので、高煦は振り返って顔色を変えたという。温厚な皇太子、父に似て武人肌の弟の漢王、そして叔父漢王を上回るほど鋭敏な性格の皇太孫。兄に代わって皇位の継承権を得ようと虎視眈眈としていた漢王をめぐるこのエピソードは、同時に父子とはいえ、洪熙帝と宣徳帝との個人的資質の違いをも端的に表している。

さらに子細に検討すると、資質の差異のみならず、二人が行った政治・経済の施策においても、その違いが際立つ点が多い。たとえば政治面では、洪熙帝の設けた弘文閣を宣徳帝が廃止したことが挙げられる(4)。弘文閣は、太祖洪武帝が設けた弘文館を継承したものである(5)。洪熙帝は思善門外左（東側）に新たに弘文閣を建て学問に秀でた文人官僚を選んで当直させ、ブレンとした。選ばれた人物は、侍講王進・学録楊敬や蘇州の儒士陳継・訓導何澄ら。この閣務を掌ったのは、のちの「三楊」の一人で、皇太子時代の洗馬（教育係）を勤めた翰林院学士楊溥であった。彼は閣印を授けられるにあたり、帝から「朕が、卿等を左右に用いるのは、学問に裨益させるのみにとどまらない。広く民事を知り、理道の助けとしたいからである。卿等もし建白するところがあれば、この印で封識して進呈せよ」と

命じられている。単なる学問の顧問のみならず儒者を政治的ブレーンとして重用しようとしたものであった。一方、宣徳帝は、即位早々楊溥から出された閣印返納の申し出をそのまま認めて弘文閣を廃止し、彼を内閣に入れ楊士奇とともに機務にあたらせ、王進ら四人は本来のポストである翰林院に所属させた。洪熙帝の文官を優遇する政治姿勢を内外に明らかにするものであった弘文閣は、わずか半年あまりで閉鎖されたわけで、この点からみても二人の政治的手法は明らかに異なっていた。

本章で取り上げようとする首都をめぐる選択もその一つである。前章(6)において、いわゆる北京遷都直後の永楽十九年四月三殿焼失以来、洪熙帝の時代にいたる政治過程(一四二一―二五)は、遷都断行に対する反動から南京還都にむけて収斂する一連の動きとしてとらえられることを明らかにした。またこの時期の首都北京の地位の動揺という政治的文脈の中で初めて、その後永楽末年にいたるまで執拗に繰り返されるモンゴル親征や、帝の死後洪熙帝によって行われた北京行在化の意味も読み解くことができることを指摘した。

しかしこうした洪熙帝の在位期間において特に明瞭に看取できた還都の動きは、その後宣徳帝の時代を迎えると頓挫し、北京をめぐる動揺すら雲散霧消したかのような印象を与える。父洪熙帝の突然の死去によりその跡を嗣いだ宣徳帝は、北京に居座り続け、なんら正式の表明もなままに先帝の還都の決定を反故にする一方で、北京の整備を進めた。その工事も次の正統帝の時代にほぼ完了し、正統六年(一四四一)十一月をもって北京「定都」(7)が実現し、結局、首都の地位は再び南京に戻ることはなかったからである。このため、首都北京をめぐるかかる動揺の中で下された洪熙帝の還都決定は、これまであまり注目されることはなく、無視される場合すらあったのである(8)。

確かに、われわれが太宗・仁宗・宣宗(一四〇三―三五)と続く三代の根本史料たる実録を紐解くと、永楽末期以来洪熙元年まで続いた北京の地位の動揺と還都の動きを示す記事が、宣徳帝の治世に入ると突如として姿を消してし

まうことに気付くであろう。この点が、わずか一〇ヶ月たらずという洪熙帝の在位期間の短さとともに、従来かかる動揺のもつ意味を過小に評価することにつながった一因と考えられる。しかし洪熙帝が下した還都決定のもつ意味の大きさの一端は、その一六年後の正統六年十一月にいたるまで、北京の各官庁が「行在」という名称をはずせなかったことから窺えるであろう。

それでは、何故に宣徳の時代を迎えると、その当初から首都北京の地位の動揺は雲散霧消したかのような印象を与えるのだろうか。おそらく、このことはそれぞれの実録の編纂の時期と密接に関わっていると考えられる。『太宗実録』は永楽帝の死後一〇ヶ月のちの洪熙元年（一四二五）五月に編纂に着手、『仁宗実録』は洪熙帝の死後三か月のちの洪熙元年閏七月と、編纂の開始時期は些か異なっているものの、両者はそれぞれ英国公張輔・吏部尚書蹇義・戸部尚書夏原吉らの監修のもとに併行して編纂された。宣徳五年（一四三〇）正月に、『太宗実録』一三〇巻と『仁宗実録』一〇巻の合わせて一五四冊が同時に上進された⁽⁹⁾。従って両実録は、同じ政治情勢を反映しており、一連の編年史料として利用できる。他方、明代の実録纂修のスタイルが完成したとされる『宣宗実録』⁽¹⁰⁾は、宣徳十年七月に編纂が始められ正統三年（一四三八）四月に上呈された⁽¹¹⁾。この間の八年の歳月の隔たりの持つ意味は重要である。前者の時期は、北京の地位の動揺からさほど経過していない時点で、遷都後の永楽晩年と洪熙年間が一連のものとして編纂された。これに対し後者が編纂された時代においては、首都北京の地位は既定ものとなり、定都に向けて焼失した三殿の再建工事が着々と進められていた時期にあたっている。従ってこの時期に完成した『宣宗実録』では、動揺の事実が意図的に、あるいは無意識のうちに切り捨てられたことが十分に考えられるからである。

近代以前の歴史研究においては、編纂史料を用いざるをえない。いうまでもなく、その主体が誰であれ、歴史を編纂するという行為自体が何らかの評価や立場に基づいている。史料の中に書き残された「事実」以上に、こうした編

纂作業の中で切り捨てられた事実こそ、むしろ重要である。本章では、こうした切り捨てられた事実を掘り起こしながら、最初に、首都北京の地位の動揺によって引き起こされた南京還都の決定の背景を明らかにしたい。次いで、宣徳帝のもとで北京定都に向けて軌道修正されていく過程を追っていく。そのうえで、永楽帝によって着手された国都を南京から北京に移すという明代最大のプロジェクト⁽¹²⁾が、明王朝のみならず中国社会全般に及ぼした影響の一端を解明する基礎作業としたい。

一 南京還都決定の背景

はじめに、洪熙帝のもとで南京還都が決定する社会的背景について検討を加えよう。すでに前章で明らかにしたように、還都は永楽十九年四月三殿焼失の直後に顕在化した首都北京の地位の動揺に端を発していた。

還都の理由については、洪熙元年三月二十八日の還都決定からわずか四〇日あまりで亡くなった洪熙帝の遺詔の中にも「嗚呼、南北供億の勞、軍民俱に困しむ。四方嚮仰し、咸な南京を属^たむ⁽¹³⁾」と明記せざるをえなかったように、物流をめぐる問題が根底にあった。すなわち東南の経済的中心から遠く離れた北方の新しい都北京に「もの」を集中することの困難性であった。かかる物流上の問題は、前に紹介したように永楽・洪熙・宣徳と二〇年以上にわたって戸部を統括した夏原吉も、皇位の継承を前にした洪熙帝に対して、「今民力は東南に竭き、戎伍は漕運に疲れる」⁽¹⁴⁾と直々に進言していた。江南の民は、恒常的経費のほか首都建設や外征など、度重なる経済的負担に苦しみ、軍隊はそれらの大量な物資の北方輸送のために疲弊していたのである。

江南からの物流、とりわけ漕運による米穀輸送量の確保の困難さは、江南の民に疲弊もたらしたばかりではない。

首都北京に勤務する文武官や軍人たちの生活にも、様々な制約を課していた。

靖難の変以後、政府の倉に納められる税糧を節約するために全国の官員の俸給は米・鈔兼支が実施されるなど、実質的切り下げの趨勢にあった⁽¹⁵⁾。かかる趨勢の中にあつて北平から格上げられた北京の官軍は例外で、永樂四年九月武官は月米一石、家族持ちの旗軍は五斗、単身の旗軍は四斗に増額されるなど優遇を受けていた。また永樂帝は、第一次の北京巡幸の際、扈從する文武官や旗軍および各地から派遣される官軍に対しても、俸給は全額米で支給するという優遇措置を取ることを命じている⁽¹⁶⁾。

しかし山陵・宮殿の营造や外征による膨大な財政支出を余儀なくされていた当時にあつて、北京の穀物供給の体制は十分なものではなかった。そのため、こうした優遇措置が実際には施行されなかったらしく、現物で支給された月米は、当初から米五斗のみであつた⁽¹⁷⁾。当初、扈從した者の多くは単身者であつたから、それでもあるいは賄えたかも知れない。北京滞在も長期化するに伴い、本人のみならず家族も養うようになる、この額では到底賄えなくなつていった。

永樂二十二年十月に洪熙帝は、北京の兵士の不満の原因が給与問題にあるとし、洪武年間の如く一石とするように兵部尚書李慶に対し指示を与えている。李慶は、増額すれば必要な米穀を漕運する負担に堪えないであろうと懸念を表明している。これに対し帝は、民の負担を増やすことになつても兵士の給与を改善するよう指示したが、李慶は返答を保留した。結局、永樂初年の北京行部設置以來行部尚書として長期間在任し、遷都後には戸部尚書に改まり数年来京倉を管理していた郭資を召喚し、糧米の在庫について詰問したうえで、いささか強引に増額を命じている。この時、在京の文武官、錦衣衛の將軍・総小旗は各おの米五斗、雜職・吏員並びに各衛の総小旗・軍・力士・校尉の家族持ちは四斗、家族のいない者は一斗五升が増額されている。

確かに、現物による月糧支給額の些少に起因する兵士たちの怨嗟の声は、「回鑾」すなわち南京還都かんとの希望的観測を生じさせるほどであった。永樂帝が死去し新帝が即位したばかりの北京の巷では、還都の噂が流れ始めていた。永樂二十二年九月、平江伯陳瑄は還都の詔も出されないうちから、軍人も民も欣然としてこれを歓迎する風潮が広がるのを見て、兵備の弛緩を懸念する次のような上奏を提出している。

平江伯陳瑄が七事を上言す、「一に曰く、國本を重んじること。南北二京は、實に乃ち國家の根本、深遠鞏固の謀を爲さざるべからず。今明詔頒たざるに、軍民忻忻として鼓舞し、みな回鑾の望みを起こす、乞くは聖意に留め、將を任じ兵を益し、以て守備を嚴にし、國家萬年の計を爲さんことを。(下略)」と。上は奏を覽じ以て翰林の臣に付して曰く、「瑄の言みな當れり、所司をして速かに行わしむ」と。又曰く、「大臣能く用心することかくの如きは、亦た難し」と。遂に敕を降しこれを奨諭せしむ⁽¹⁸⁾。

興味深いのは、当初の海運から転じて永樂十四年以後、連年大運河による困難な北京漕運を監督していた陳瑄が、南京還都が正式に決定する半年も前の時点で、南京還都の動きを阻止する立場からこの上奏を出していることである⁽¹⁹⁾。その理由については慎重な分析を要するが、少なくとも漕糧輸送の現場にいた彼だからこそ、漕運に駆り出された軍民の間に広がる南京還都への期待をひしひしと感じとって報告したと判断して誤りなからう。

ところで、南京還都の期待感の広がり懸念したこの上奏は、前稿で紹介した監察御史金庠・禮部左侍郎胡・監察御史胡啓先らの反対に還都を求める一連の上奏に先立って提出されたものであった。洪熙帝は、陳瑄の七項目からなる上奏的を射ているとし、関係官庁に速やかな実施を指示して、さらに勅を降して奨諭している。しかし戸部尚書夏原吉をはじめとして朝廷内において南京還都の路線が敷かれつつある中で⁽²⁰⁾、陳瑄の提案はむしろ孤立していたと考えられる。先の引用に続く実録の以下の記載は、そのことを窺わせる。

敕下る。左右或いは言うに、「瑄また常談、寵褒を煩わすに足る無きものなり」と。上曰く、「武臣能くこれに言及するは、得難し。且つ今みな言出て罪を得る懼る。當に奨掖し以てこれを導くべきところなり。古人尚お死馬の骨を買う、吾のこの擧、豈に遠くこれに過ぎざらんや」と。

この「左右」の侍臣が如何なる人物を指すかは不明であるが、帝の周囲には陳瑄の上奏を常識的な内容とし、わざわざ奨諭を煩わすまでもないと進言する者がいたのである。これに対して洪熙帝は、文官ではなく武官の陳瑄がかかる内容の上奏した点が貴重であることと、この奨諭には永樂末年以来の言事による処罰を恐れる官界の風潮を改めるねらいがあることを挙げて反論したという。すなわち実録では、陳瑄の上奏をめぐる評価の対立の存在はさほど重視されず、臣下の言論を奨励する帝を称揚するエピソードに仕立て上げられている⁽²¹⁾。しかしその後の展開を考慮に入れるならば、侍臣の意見には、陳瑄の還都阻止の提案内容に対する批判も含まれていたと見るべきであろう。

その後、陳瑄の懸念は現実のものとなり、折からの南京の群発地震も加わって還都への動きが加速されていった経緯については、すでに前章で考察を加えた。

次に、江南からの物流の問題についてより立ち入った分析を加えたい。洪熙帝即位の当初、戸部当局は北京で毎年必要な糧米を五〇〇万石と見込んでいた。おそらくこの数字は、永樂年間に顕著な北京宮殿・山陵の建設工事費やモンゴル遠征による軍事費を含まない経常的財政支出であろう。しかし江南から運ばれるのは毎年平均わずか三〇〇万石、到底賄えるものではなかった⁽²²⁾。

実録の年末の条には、その年の全国の戸口税糧等の統計が記載されているが、永樂七年の第一次北京巡幸以後には、北京への漕運糧額が別記されるようになる。永樂・洪熙・宣徳年間の北京漕運額を整理したのが、次の**表13** 北京漕運額の推移である⁽²³⁾。永樂七年から二十二年までは、海陸兼運から會通河等の開浚による大運河中心の時代へと漕

表－3 北京漕運額の推移（永樂7～宣徳10年）

年次	北京漕運額	備考
永樂7年	1,836,852石	第1次北京巡幸 3月～8年11月 第1次モンゴル親征 2月～6月
8年	2,015,165石	
9年	2,255,543石	第2次北京巡幸 4月～14年10月 第2次モンゴル親征 3月～8月
10年	2,487,188石	
11年	2,421,907石	
12年	2,428,535石	
13年	6,462,990石	第3次北京巡幸 5月～（18年12月）
14年	2,813,463石	
15年	5,088,544石	正月 北京、京師となる
16年	4,646,530石	
17年	2,079,700石	第3次モンゴル親征 3月～9月
18年	607,328石	
19年	3,543,194石	第4次モンゴル親征 7月～11月
20年	3,251,723石	
21年	2,573,583石	第5次モンゴル親征 4月～7月
22年	2,573,583石	
洪熙元年	2,309,150石	3月 北京、行在の地位にもどる
宣徳元年	2,398,997石	8月 北京行部等の廢止
2年	3,683,436石	
3年	5,488,800石	
4年	3,858,824石	
5年	5,453,710石	
6年	5,488,800石	
7年	6,742,854石	
8年	5,530,181石	
9年	5,213,330石	
10年	4,500,000石	

注記 永樂7～22年までの16年間の平均 約2,942,000石

洪熙元～宣徳10年までの11年間の平均 約4,835,000石

資料： 『明太宗實録』『明仁宗實録』『明宣宗實録』

運方法が変遷していることもあり、年次によってかなりの変動がある。北京への漕運がまだ確立していなかったことを物語っている。この十六年間の平均は、二九四万石あまりである。この額は、先の戸部当局の報告にあつた実績三〇〇万石とほぼ一致している⁽²⁴⁾。

さて、この表から引き出される最大の問題は、永樂十七、十八年の北京漕運額の急激な落ち込みである。十七年は前年の半額二〇〇万石あまり、十八年はその三割のわずか六〇万石台まで減少した。十五年五月には三度目の北京巡幸が行われ、北京營建工事も遷都に向けて本格化しており⁽²⁵⁾、泰寧侯陳珪・安遠侯柳升・成山侯王通らの統率のもと、工事には北京留守行後軍都督府の軍士が充てられた⁽²⁶⁾。実際には、それでも十分ではなく漕運軍も營建に動員されていた。

十七年七月、「有司」すなわち北京行部⁽²⁷⁾が平江伯陳瑄が統率する運糧軍士を北京營造に動員し、歳用の糧儲を各地の糧長・里長に北京まで自辦で民運させる提案をしている⁽²⁸⁾。農事を妨げることを懸念した永樂帝は、行在戸部に検討させたところ、浙江・江西・湖広および在京（南京）水軍等衛の軍士を従来どおり漕運を担当させ、そのほかの衛所の軍士を營造工事に動員すること、それでも輸送能力が足りない場合は、浙江・江西・湖広および直隸応天・安慶・池州・太平・寧國・和州の六府州の民を徵發し、淮安・臨清から北京まで口糧を支給して転運することを提案し、裁可された。

漕運軍を北京營造に動員した穴埋めを民運で補うこうした措置は、実はこの時に始まったのではなく、すでに前年の十六年には行われていたらしい。正徳『明會典』卷二五、戸部〈會計三・漕運〉にみえる永樂十六年令がそのことを示している⁽²⁹⁾。

（永樂）十六年令す。浙江・湖廣・江西布政司並びに直隸蘇（州）・松（江）・常（州）・鎮（江）等府所屬の

税糧は、存留及び南京に起運するを除くの外、餘糧二百五十萬石を坐撥し、糧（長）・里（長）人戸をして船隻を自備し、運びて北京・通州・河西務等處に赴き上倉せしむ⁽³⁰⁾。

漕運軍の營造工事への動員のしわ寄せによって、長江以南の糧長・里長ら民戸は自ら船隻を用意し、はるばる北京や通州等の倉まで税糧を運搬する労役負担を転嫁されていた。まさに軍・民ともに永樂帝の大事業たる遷都の負担に苦しむという状況にあったのである。慣れない民運の導入は、漕運額の激減をもたらしたと考えられる。統計に表れたこの数字は、そのことを明瞭に物語るであろう。前章で検討した三殿焼失後、翰林院侍読李時勉が詔に応じて上奏した中で指摘した民運の問題点は、まさにこのことを指摘していたのである⁽³¹⁾。北京遷都に伴って生じた物流面の改善が、遷都断行後も抜き差しならない課題として残されていたのである。

二 遷都批判と洪熙帝の急逝

洪熙帝が遷都の決意を公表したのは、洪熙元年三月二十八日のことであった。

諸司に命じて北京に在るものは、悉く行在の二字を加え、復た北京行部及び行後軍都督府を建てしむ。上、時に南京に復都するを決意するとか云う⁽³²⁾。

実録には、この時期南京遷都を求める声を数多く載せている。いうまでもなくそれらの上奏は、遷都に向けて營造工事と外征に明け暮れた永樂帝晩年の政治の調整を求めるものであった。洪熙帝の決定もこうした流れに沿うものであった。

とはいえ、先に紹介した陳瑄の上奏に示されるように、北京を重視し遷都の動きを阻止しようとする立場もないわ

けではなかった。実際、還都は永楽帝がその治世の大半を費やして北京に移しつつあった首都機能を再び南京に戻すことであり、かえって新たな出費を強いる面もあった。また還都反対の動きは、こののち宣徳時代に還都の決定が棚上げにされた歴史的事実からみても十分予想できる。しかしながら『仁宗実録』によるかぎり、還都決定への反対の声は全く見あたらない。むしろ皇太子の南京謁陵や南京皇城の修理の指示など南京還都に向けた準備が着々と進む中で、五月十二日洪熙帝は急逝したかのような印象を受ける。だが他の史料と突き合わせながら丹念に経過を辿っていくと、還都に対する批判が提出されなかったのではなく、帝の急逝によってまさに始まるうとしていた批判が自粛され、新帝のもとで還都が放棄されると、批判自体も意味を失ったともいうべき事態が浮かび上がってくる。その意味では、批判が展開される前に洪熙帝が死去し、後述するように還都の放棄が既定の事実となった時点で、彼の治世を記念する実録が完成したのは、亡くなった洪熙帝にとって幸いであつたかもしれない。

一般に、洪熙帝は永楽帝とは異なり臣下の諫言を奨励したと言われることが多い。ただ、例外として大理寺少卿弋謙のたび重なる矯激な発言は、帝の機嫌を損ねるものであつたことがよく知られている⁽³³⁾。この時は、帝に迎合する廷臣の礼部尚書呂震・吏部尚書蹇義・大理寺卿虞謙らが弋謙の以前の過失を暴いたり、都御史劉観も御史をつかつて弾劾させたために一時彼は朝参を免じられるなど、その地位は危いものとなつた。しかし、閣臣楊士奇の助言により処罰を免れている。その後、災異の頻発にもかかわらず臣下の上奏する者が少ないことを気にした帝は、敕諭を出して臣下の発言を求め一方、弋謙を副都御史に抜擢し四川地方を巡按させた⁽³⁴⁾。

しかしながら、行在翰林院侍読李時勉と侍講羅汝敬の二人の場合は、弋謙とは異なり上奏した内容が理由で左遷されている。

行在翰林院侍読李時勉・侍講羅汝敬は、俱に言事を以て都察院掌道監察御史に改めらる⁽³⁵⁾。

帝の忌諱に触れる事件であったためであろうか、実録が残しているのは極めて簡略な記述にすぎない。しかし、李時勉の文集『古廉文集』巻一二に附録として収める同郷の門人彭琉の手にかかる彼の〈行状〉によれば、事実は以下のようであった。

仁宗皇帝は言うところ峻直なるを見、怒ること甚だし。中官従りてこれを擠おとしれる。次の早あさ、臨朝して震怒し、將軍に命ずるに執るところの金瓜を以てこれを撲つ。瓜の體に及ぶこと十に七八、脇肋すでにその二つを斷つ。其れ必ず死ころさんことを意う。命じて曳き出ださしむ。これを視るに及び、神色動ゆるがず、猶お能く言う。時に侍講羅汝敬も亦た嘗て言事す。上は朝を罷め、吏部に諭して曰く、「李時勉・羅汝敬は俱に才幹有るも、翰林院に在りてブラブラ間せり、其れ改めて監察御史と爲し、李時勉は交趾道に、羅汝敬は雲南道に、俱に掌道せしめ、日ごとに問囚すること一起、一章を言事せしむ」と。凡そ三日、先生三たび上章言事す。遂に錦衣衛の獄に下し、施すに嚴刑を以てす(36)。

翌日朝政の場で金瓜（儀仗の一つ、臥瓜・立瓜の類）による廷杖をうけ瀕死の重傷を負った事実が示すように、五月四日に李時勉が上奏した内容は、まさに帝の逆鱗に触れるものであった。十日、彼は交趾道監察御史に、同じく羅汝敬も雲南道監察御史に左遷された(37)。この左遷の決定も、実は晩朝の場で帝の怒りを宥めた夏原吉らの取りなしによつてやつと実現したものであった(38)。

洪熙帝が急逝するのは、この二日後のことである。このため、当時の人々には、李時勉の上奏が帝の病を高じさせ、その死期を早めたと受けとめられていたようである。死去から数日後、李時勉は取り巻きの宦官によつて錦衣衛の獄に下された(39)。先帝の死に目に間に合わなかつた宣徳帝は、後日、錦衣衛の獄から召し出した李時勉に対し「おまえは何故に先帝を惱殺し崩御せしめたのか」という言葉を浴びせつけている(40)。

さて問題は、実録が触れていない李時勉の上奏の内容である。先の行状に、

洪熙元年三月、仁宗皇帝は誥命を頒賜し、父を封贈すること先生の官の如く、妣はは及び妻劉氏も皆安人と爲す。先生既に勅を受け感激し、報稱を圖るを思う。因りて時政を觀るに、日び漸く節に違い、賞罰の予奪、恩讎太だ過ぎ、中外の望に愜かなうこと鮮し。仍りて備さにその事若干條を陳べ、析して二本と爲す。その一つは、朝政の得失利害を歷言す。その一つは、責難陳善を専らにす。具さに言うに、此の本は乞らくは留中し、外に知らしむること勿かれ、前本は宜しく所司に付し、衆議してこれを行うべし、と。二本既に進み、即ちにその稿を焚く。

とあるように、二本の上奏からなり、一本は朝政への批判であり、もう一本は皇帝個人への密奏であった。しかし二本とも上呈後、その草稿は焼却して残っていないとある。確かに、彼の文集『古廉文集』巻八にも、景泰元年に進呈した「封事」のあとに「又永樂九（おそらく十九の誤り）年夏四月本一封、言事十五件缺。又洪熙元年建言本二缺」とあり、手元には残されていなかったようである。

ところが意外なことに、彼の出身地の地方志である万曆『吉安府志』卷三二、附録一、奏疏上には、これが「洪熙元年疏」として収められている⁽⁴¹⁾。おそらく、二本の上奏うちの後者がこれにあたるであろう。その内容は、〈民力を節す〉〈嗜慾を謹しむ〉〈政事に勤む〉〈正学に務む〉の四項目からなる。その内容は政治の全般にわたるものであるが、ここでは筆頭に掲げられ行論とも直接関係する〈民力を節す〉のみを検討しよう。

李時勉は、即位後まもなく始まった宮殿工事ための労力の節約を主張している。この時期の主な宮殿工事は、後述するように北京ではなく南京の宮殿修理であった。しかもここでは、土木工事に伴う民の負担の増大への批判もさることながら、太祖の創建にかかり永樂帝以後もこれを継承した南京の宮殿を、先帝の喪が明けないうちに早々と改変しようとしていることの方をより問題にしている。さらにいえば、南京の宮殿修理工事の着手にとどまらず、それを

もたらした洪熙帝の南京還都の決定に対する批判が意図されていたのではないか。王錡の『寓圃雜記』卷二「李祭酒忠諫」にみえる次のエピソードもまた、こうした推定を裏付けるものである。

翰林院侍讀李時勉が進諫するに、仁宗大いに怒る、（中略）。宣宗登極し、時勉を召し入れる。遙かに見るに、即ちに手を以て臂を捥りて怒りて曰く、「汝何ぞ激しく先帝を悩まして、崩ずるを致さしむるか」と。時勉曰く、「臣は、制中に宜しく屢しば嬪妃を進むべからず、太子は膝下より遠く離すべからず、並びに諸大事云云を言う」と。上の怒り少しく解ける。久しからずして、その獄を釋す。仁宗の上賓するに方り、宣宗は南京に在りて報を得、甚だ危急なり、今その言を聞き、亦た感ずること有るなり(42)。

これによれば、宣徳帝から先帝を激怒せしめた上奏の内容を問われて、李時勉は最初に永楽帝の服喪期間に嬪妃を興入れすることと、皇太子を帝のもとから遠ざけることの非を進言したと答えたという。注目すべきは、洪熙帝の直接の怒りを買ったと推測される「荒淫(43)」批判と同時に、後者の皇太子に関する部分である。これは、当時先帝の還都の意向により行われていた皇太子の南京留守を指していた。その批判が当を得たものであったことは、先帝の死後、皇太子不在の北京で皇位継承をめぐって生じた政治的緊張によって試され済みであった(44)。以上の考察から明らかのように、李時勉は南京の宮殿修理と皇太子の南京留守に反対することによって、洪熙帝の還都の決定自体を批判したのであった。

李時勉と同時に左遷された羅汝敬についても、断片的な史料しか残されておらず、不明な点が多い。上奏したのは「時政十五事」であったが、その詳細は不明である(45)。幸い、『明史』卷一三七、羅復仁伝に附された孫の汝敬伝(46)には、彼が大学士楊士奇に宛てた書簡を載せており、この書簡からその内容をある程度まで窺うことができる。

宣宗の初め、大學士楊士奇に上書して曰く、「太祖高皇帝は奄ち四海を有し、太宗文皇帝は寰區を再造するも、

然れども猶お翼翼兢兢として、敢えて豫怠なまけること無し。先皇帝には統を嗣ぐこと未だ期月いちねんに及ばざるに、奄ち群臣を棄つる。厥の由るところを揆るに、皆儉けん小夫の金石の方を獻じて、以て疾を致すなり。去冬、簡（汝敬）愚・を以て應詔上書するに、言は不敬に涉り、罪は萬死に當たる。先皇帝にはその孤直なるを憐れみ、雷霆げきりんの誅を寛ゆるされ、言路に居らしむ。撫躬循省するに、稱塞すべき無し」と(47)。

この書簡が書かれたのは、下略した部分に宣徳帝の天寿山謁陵についての言及があることから、宣徳元年（一四二六）のことと推定できる。羅汝敬が洪熙帝に上奏を提出したのは、「去冬」という時期が誤りないとすれば、洪熙元年（一四二五）の冬には帝は死去しているので、永楽二十二年（一四二四）の十月から十二月にかけてということになり、李時勉の上奏に先立つものであったことになる。

それはさておき、書簡の中で、即位後一年も経ないで亡くなったのは、帝に取り入ろうとする連中が不老長生薬を勧めた

ため病気となったと指摘していることから判断して、不敬に涉ったという応詔陳言の内容も、帝の日常生活を率直に批判するものであったと考えられる。荒淫を批判したさきの李時勉の上奏と共通点が見られる。二人はいわゆる「同年」の進士で、ともに翰林院に入り天子の講読官を勤めており(48)、相談のうえで行動していた可能性も高い。また李時勉は、同じく江西吉安出身の内閣大学士楊士奇とも関係が深く、あるいはこれらの批判の背後には楊士奇の存在を想定できるかもしれない(49)。

ところで、李時勉は、前章で述べたように永楽十九年四月の三殿焼失後に出された帝の詔に応じて北京遷都の不便を指摘した一人でもあった(50)。彼の場合、同時に上奏を提出した侍講鄒緝が南京遷都を求めていたのとは異なり、その内容は、北京建設に伴って生じた軍民双方の過重な負担の改善を提案したものであった。とはいえ、その同一人物

が、今度は洪熙帝の南京還都を批判しているのである。彼の見解の変化は何を意味するであろうか。

洪熙帝は、营造と外征に明け暮れた永樂晩年の政治の混乱を調整すべく、即位の詔で、「西洋」下りの宝船や、雲南・交趾での金宝や香料の採辦、各地の開辦課程の廃止を打ち出した⁽⁵¹⁾。前述の在京文武官や兵士の俸給等の改善も調整策の一環であり、ある程度、功を奏していた。これが後世「仁宣の治」と称される所以でもあった。しかし皮肉なことに、洪熙帝が意図していた還都にとつては、調整策はマイナスに作用した。というのは、帝のもとで進められたこれらの経済調整策は、還都を期待する人々の不満を一定程度吸収し、還都を求める輿論の物的基礎を足元から切り崩し始めたからである。

時代は、確かに永樂帝の時代に北に振りすぎた振り子を戻すことを求めている。洪熙帝の還都の選択はその調整を意図したものであったが、反動の勢いのあまり南に振れすぎる懸念も生じつつあった。加えて調整策の効果も次第にあまり、帝の意図と輿論との間にはズレが生じ始めていた。一見すると、百八十度変化したかにみえる李時勉の見解も、実はこうした状況の変化を見据えたうえでなされたものであった。

三 還都の放棄

1 献陵建設

洪熙帝の死に際し、南京留守のため不在であった皇太子が急遽北京にもどり、その死を公けにしたのは、二十日あまりたった六月三日のことである⁽⁵²⁾。すでに皇后張氏の了承をへて作成された洪熙帝の遺詔⁽⁵³⁾も、この日に公表された。遺詔は三つの部分からなる。

詔に曰く、（中略）①惟うに宗社生民、必ず君主有り。長子の皇太子は、天稟仁厚、孝友英明、先帝夙にその大器を期し、臣民咸その令望を欽しむ。宜しく皇帝の位に即き、以て神靈の統を奉じ、億兆の衆を撫すべし。（中略）②山陵の制度は、務めて儉約に従え。喪制は日を用て月に易え、中外皆二十七日を以て釋服し、嫁聚の音楽を禁ずること無かれ。（中略）③嗚呼、南北供億の勞、軍民俱に困しむ。四方嚮仰し、咸南京を屬たのむ。斯れ亦た吾の素心、君國子民宜しく衆志に従うべし⁽⁵⁴⁾。

確かに宣徳帝の即位当初の政治は、皇太后の後見のもと先帝の遺詔遵守が前面に打ち出されていた。①に示された自らへの皇位継承⁽⁵⁵⁾はもちろん、②の山陵建設の儉約と喪制の簡素化は、ほぼ実行されたと言えよう。これに対して、③の南京還都は結局実現をみていない。すでに三月二十八日還都を決意していた洪熙帝の遺志は、遺詔のなかでも更めて触れられていたのであるが、南京還都に関しては早い段階から軌道修正が図られていく。

さて、当該時期の実録を繙くかぎり、先帝の遺詔である南京還都決定の取扱いをめぐって朝廷で正面から論議がなされた形跡はない⁽⁵⁶⁾。だが、この時期はちょうど洪熙帝の陵墓「猷陵」の造営工事が進行した時期でもあった。北京西北の地での猷陵建設は、還都棚上げのための第一段階となった。まず七月十一日、官員を派遣して永樂帝の陵墓「長陵」の西側に陵寢を造営することを天寿山と厚土の神に祭告した⁽⁵⁷⁾。八月八日には、陵寢殿五間、左右廡各五間、門樓三間、神厨五間、ならびに祭器の建造が行工部に命じられ、二十日には陵號「猷陵」が薦められた⁽⁵⁸⁾。九月朔日、梓宮がいよいよ襄王瞻墻の警護のもと発引されて、五日に猷陵に葬られた。

猷陵は天寿山に建造されたが、実録としては珍しくこの地が選択された理由と建設の経緯について、次のような記述を残している。

猷陵に葬る。これより先き仁宗皇帝賓天す、上は有司に命じて葬地を擇ばしめ、吉兆を天壽山の陽に得たり。尚

書蹇義・夏原吉らを召してこれに諭して曰く、「(中略)然して古の聖帝明王は皆儉制に従う。(中略)況んや皇帝の遺詔にて、務めて儉約に従わしむるは、天下共に知るところなり。今山陵を建つるに、予以爲らく宜しく先志に遵うべし。卿等の意は如何」と。義ら對えて曰く、「聖見高遠、孝誠より發するは、萬世の利なり」と。ここに於いて成山侯王通・工部尚書黄福はその事を總べしむ。その制度皆上の規畫するところなり。三月告成し、ここに至りて葬る⁽⁵⁹⁾。

ここでは、天寿山の南斜面に吉兆を得たことや、儉約を命じた遺詔に従って建設が行われたことが述べられているが、遺詔のなかのもう一つの重要な部分、南京還都については全く触れるところがない。しかしながら、これまで述べてきた還都という洪熙帝の遺志の存在を前提とすると、先帝の陵寢を南京にある太祖の陵墓「孝陵」の附近に設けるという選択もありえたはずである。すなわち後世の我々は、「明十三陵」の完成されたイメージから陵墓の地が、当然十三陵のある天寿山内で選ばれたと考えやすい。しかし南京に太祖の孝陵があり、北京にまだ長陵しか存在していない当時の状況にあつて、かりに南京還都を決定していた先帝の遺志を尊重すれば、別の選択もありえたからである。とはいえ、宣徳帝が祖父永楽帝をことのほか思慕していたという事実からすれば、こうした選択はありえなかつたであろう。即位後の宣徳元年二月、初めての清明節を迎え長陵と献陵の謁祭するにあたり、帝は近侍の臣下に「朕は幼少のころから皇祖永楽帝に鍾愛され、未だかつて一日として左右に侍らないことはなく、その遠大な策略からいちいち教えられた」⁽⁶⁰⁾と述懐していることにも示されている。また陵地の選択にあたって視察に派遣された責任者は、永楽帝からその治世の晩年厚い信任を受けていた大学士楊榮であり、この点からみても長陵の側近くが選ばれて当然であつた⁽⁶¹⁾。

献陵の建設の地の決定から数日後の七月十三日に、宣徳帝即位に伴う諸王への賜与がなされた⁽⁶²⁾。引き続き翌日

には、北京の官吏や軍民への賜与も行われた。功臣の公には百両、侯・伯には八〇両、文武官は一・二品の六〇両から八・九品や雑職の五両まで、將軍・旗軍・校尉は各二両、聴選辦事の文武官・監生・生員・人材・吏典・僧道・陰陽・耆民・醫士・工匠・厨役・樂人は各一両、優給の幼官・試職の千戸・百戸・鎮撫、老疾の幼軍はその半額であった。また北京に滞在している外国の朝貢使節にも賜与の範圍は及んでおり、職事を有する者は京官と同額、職事を有していない者は、正使一〇両、副使や冠帶を有する頭目・把事・通事・舍人・打刺罕・回回は各五両、冠帶のない頭目・把事・通事・舍人・回回は各二両、従人は一両であった。さらに二十日以前に營造のため各地から北京に到着した管工官の都司・布政司・按察司の官や知府・指揮には各一〇両、千戸・百戸・州県等官は各五両、旗軍・工匠・吏典は各一両が与えられた。これにより賜与に預かった者は併せて三二万九五〇人、総額は銀九六万三八二九両に及んだ⁽⁶³⁾。

即位に伴う賜与自体は慣例に基づくもので珍しいものではない。しかし、この時は紙幣ではなく、特に銀が賜与されていることが注目される⁽⁶⁴⁾。すでに述べたように、北京の西北長陵の西隣への陵墓建設という選択は、ある意味では洪熙帝時代に決定していた南京還都の放棄を表明するものであった。その直後に行われた一時滞在者をも含む、北京在住者の各階層への広範圍にわたる賜与は、新しい皇帝の下で北京が再び首都としての地位を獲得することを人々に強く印象づけたにちがいない。その点からすれば、在位一年にも満たない洪熙帝の突然の死去によって長子宣徳帝に受け継がれた皇位継承劇は、首都問題に限定すれば、静かな政変ともいえるべき意義を有していたのである。

こうした当時の状況を裏付けるかのような記事が、実録には二つ載せられている。一つは、閏七月の華容県の儒士尹崧による帝の南京回鑾を求める上奏である。

その一、洪基を正す。昔太祖高皇帝は淮右に龍飛し、基を江左に肇め、建極すること三十餘年なり。四方を寵綏

し、萬民を和輯す。制度文爲は上古に比隆す。繼ぐに太宗・仁宗を以て、大統を嗣承し、悉く舊章に遵い、兩京を建立し、用て周制に倣い、威は胡虜を震わす、華夷清寧し、長策遠慮、固よりまさに世守すべし。然れども南京は則ち江山雄固、水陸兼通す。國用の需むるところ、民力辦じ易し。供輸漕運は、かの四方朝貢とともに、道里適均、天下咸以て便と爲す。乞くは勲舊・將臣に命じて、北京に於いて精銳を訓練し、城池を繕修し、堅利用兵、廣く屯田を開き、糧儲を聚積し、以て邊防に備え、皇上には南京に回鑾せば、則ち深く軍民の望みを慰めん⁽⁶⁵⁾。

太祖が政權を樹立した地で、かつ水陸交通が利用でき、物流の中心に位置する南京への遷都を求めるこの提案は、冗官の削減と俸給の改善提案と同時に上奏されている。帝は行在禮部に審議を命じているが、その結果は定かではない。華容県は湖広岳州府にある県で、彼がそこに在住していたとすれば、北京とは遠く離れている。あるいはいま北京で進行している状況は十分には伝わっていない可能性もある。しかし更めて彼がこうした提案を行っているのは、何らかの情報により新帝のもとで、先帝の遺詔通りに事態が進んでいないことを知りえたからではないか。また宣徳帝が遺詔の実現を意図していれば、それと合致するこの提案に對しては褒獎する旨の聖諭を下すなど積極的な行動が見られたかもしれない。しかし実際には、ほとんど無視されたのであった。これ以後、洪熙帝の在位期間以来続いていた臣民からの南京遷都提案は、実録から姿を消してしまう。

もう一つは、翌八月に北京の行在欽天監に勤務する天文生李宗善という男が、南京に一人残してきた老母を呼び寄せ扶養するために迎えに行くことを願っている⁽⁶⁶⁾。おそらく、北京遷都に伴い南京から北京に勤務地の変更を余儀なくされた者であったろう。宣徳帝は母子の厚情に鑑み、特例として休暇を許した。觀象台で天文觀測など昼夜を分かたない勤務が課せられていた天文生は、慣例では、高官ではないにもかかわらず自由に休暇をとることは許されて

いなかった。両親の死没の際といえども直ちに駆けつけ喪に服することはできず、予め休暇願いを出し許可をえることになっていたからである。この時点で、この天文生が老母を北京に呼び寄せようと決意したのは、朝廷での還都放棄の動きをいち早く察知していたからであろう。

2 漢王高煦の政治批判

宣徳帝のもとで進められていた先帝の南京還都の決定を反故にし、首都北京の地位を再度確立しようとする動きを注視していた人物がもう一人いた。山東の樂安州に封じられていた漢王高煦である。宣徳元年八月の漢王の乱は、甥の皇帝と叔父の諸王という対立の構図が一致するために「第二の靖難の変」とも云われるが、靖難の役とは逆に皇帝側の一方的勝利に終わった。とはいえ、これ以後、護衛の廃止や入朝の禁令が設定されるなど、事件は諸王政策史上の重要な転換点に位置づけられている⁽⁶⁷⁾。

確かに、漢王の乱は謀叛の事実そのものに対する疑問も提出されているほどで、中央の諸王政策一環として仕組まれた側面を否定できない⁽⁶⁸⁾。このことは、乱後の漢王と共謀の事実があったとされる弟趙王高燧の対照的な処遇にも示されている。すなわち漢王が討伐され庶人に下されたのに対し、趙王については引き続き討伐も検討されたものの、政治的な判断によってその地位を保全されたからである⁽⁶⁹⁾。

その一方で、「反乱」を引き起こした側の漢王が提出した政治批判については、これまで十分な検討がなされなかったきらいがある。ここでは、漢王がスローガンとして掲げた批判の内容を考察し、洪熙から宣徳にいたる政局展開のなかで漢王の乱のもつ意味をあらためて考えてみたい。

宣徳元年八月六日、皇帝のもとに漢王の上奏が配下の百戸陳剛によってもたらされた。その中には、洪熙帝によつ

て推進された文官優遇策と宣徳帝の南巡跸殿の修理に対する批判が記されていた。また帝を輔弼する少保・行在戸部尚書夏原吉が奸臣の筆頭に挙げられていた。

この月丁卯、高煦は百戸陳剛を遣わし奏を齎らして言うに、「仁宗皇帝は不當に洪武・永樂の舊制に違い文臣に誥敕を與え封贈す」と。謂うに、「上は當に南巡跸殿等事を修理し、朝廷の過を爲すべからず」と。遂に二三大臣を斥して奸臣と爲す、而して夏原吉を指して首と爲す。並びにこれを誅せんことを索む。末に危語を爲し、以て朝廷を撼かす(70)。

以前より漢王の不軌の行いは知れわたっており、北京や山東の官吏や軍民、護衛など五〇〇名にのぼる人々が、その不法な振る舞いを告発していた。はじめは信用しなかつた帝も、最終的に先帝を誹謗しさらに自らをも非難するこの上奏によって漢王謀反と断じたという(71)。従つて、これらの批判は、いわゆる漢王高煦の乱の大義名分ともいうべきものであつた。これを受け取つた帝は、晩朝の場に重臣を召して対応策を練つた。奸臣の筆頭に挙げられていた夏原吉は、真つ先に冠を脱ぎ去り頓首し自らの非才を釈明したが、帝は漢王が拳兵の口実にしたに過ぎないと宥めたという。左右を退けて重臣との密議が続けられ、楊榮の提案を受け入れ親征を決定した(72)。周知の如く、漢王は永樂帝による護衛の削除や山東の地方都市樂安州への移封以来、不満を募らせていた。これが反乱の底流をなしていたのは間違いない(73)。しかし即位当初は、宣徳帝との関係は良好であつた。漢王は洪熙元年七月に「国利安民」に関する四項目の上奏を提出しているが、好意的な内容の提案を見た帝は喜び、その実現を所轄の官庁に命じたほどである(74)。それから一年あまり、永樂帝の「大祥」を迎え神主の太廟への祔祭を濟ませた直後に批判を開始したのであつた(75)。

さて、スローガンの内容を検討しよう。前者の洪熙帝の文官優遇についてはすでに言及した弘文閣設置の事例にも示されているので、ここではあらためて触れない(76)。後者の南巡跸殿とは、「行殿」とも記され、巡幸のために北京

・南京間に設けられた臨時の行在所である。北は良郷、南は江浦と陸路に沿って設けられていた(77)。この修理をめぐっては、一月前の七月に宣徳帝と廷臣の間で次のようなやりとりがなされていた。

右都御史王彰が言うに、「南京より北京に至るまでの行殿を修理するに、有司の發するところの民丁の役に赴く者、十に僅かに一二、又逃ぐる者多し。乞らくはその官吏を併せて逮問せよ」と。上曰く、「秋に方あたり、民正に收穫せんとす、その時を奪うこと無かれ。行殿は農隙を候ち、略ぼ修葺を加えよ。官吏も亦た必ずしも(罪を)問わず」と(78)。

巡幸路にあたり蓆殿が置かれていた附近の州県では、人民が調発され修理が行われていたため、逃亡する者が続出していた。修理工事は、この上奏がなされた七月より以前に始まっており、おそらく洪熙帝の南京還都決定を承けて着手されたはずである。

さらに、八月四日(乙丑)には、帝は工部尚書吳中に次のような指示を与えている。

上は朝を罷め、退きて左順門に御し、工部尚書吳中に謂いて曰く、「良郷より江浦に至るまで、凡そ行殿有るの處、多く軍民を役して看守せしむは、人力を徒勞す。即ちに錦衣衛をして官を遣わし馳驛往諭せしむるに、處ごとはなに止だ數人を留め、その餘は皆著役を遣はなして寧家せしむ」と(79)。

この蓆殿は、巡幸などで使われない場合にも常時軍人や民間人が看守にあてられ、その維持コストは莫大なものがあった。このため、必要最低限の人員を残し、他はすべて看守の役から放免する内容の諭旨を至急伝達させている。

興味深いのは、この指示がなされた日付が、前述した漢王の上奏が帝のもとに届いたとされる八月六日の二日前となつている点である。両者の日付は同じく実録に基づくものである。あるいは、どちらかの日付に作為が加えられた可能性もある。いずれにせよ、こうした措置を朝廷が取ったことは、漢王の南巡蓆殿の修理に対する批判がある程度

妥当性を持っていたことを物語るであろう。

そもそもこの蕭殿の修理は、洪熙帝が洪熙元年三月北京を再び「行在」とし、翌春の南京帰還を決定したこと⁽⁸⁰⁾によって必要となったものであった。この施設自体は、永楽七年三月以降、帝は「巡狩」の名目で三度南京から北京へと巡幸しているが、おそらくこのために設置されたものであろう。永楽十九年の遷都を断行するにあたり、その当時南京「監国」の地位にあった皇太子（のちの洪熙帝）が皇太孫とともに北京に呼び寄せられたが、この時も途次この蕭殿が使われたであろう。本来、遷都によってすべてが北京に集中する体制が出来上がれば、用済みになるはずのものであった。

しかし洪熙帝のもとで「回鑾」すなわち南京遷都が決定すると、この蕭殿は行在北京から京師南京への南巡のため施設として新たな使命を与えられるようになった。帝に先立って皇太子（のちの宣徳帝）を「孝陵謁祭」の名目で南京に派遣し留守させた時も、この施設が利用されたであろう。こうした点からすれば、この南巡蕭殿は、洪熙帝の南京遷都を象徴する施設に生まれ変わったのである。従って漢王がこの修理工事を批判したのは、工事そのものへの批判ではなく、むしろ洪熙帝の遷都の決定に対する批判が意図されていたと見なければならぬ。

こうした推定の妥当性は、漢王が奸臣の筆頭として夏原吉を挙げていることによっても裏付けられる。すでに前章で明らかにしたように、永楽帝の死後、皇位を継承した洪熙帝に真先に遷都を勧めたのは他ならぬ、永楽帝の死後獄中から出されたばかりの夏原吉であったからである⁽⁸¹⁾。もちろんそれ以外にも、宣徳帝と夏原吉との関わりは深いものがあった。たとえば、永楽八年モンゴル親征の期間、北京を守る皇長孫（のちの宣徳帝）をよく輔導して、永楽帝から古の「周公」もこれに及ばないと賞賛されていたほどであった⁽⁸²⁾。しかし、これらの事実のみからは直ちに奸臣の筆頭という結論は引き出せない。父の永楽帝の亡き後、兄洪熙帝のもとですすめられた政治に対する漢王の非難、

なかでも南京還都の決定に対する批判を前提にしてはじめて、それを真先に洪熙帝に勧めた夏原吉イコール奸臣の筆頭という図式が論理的にも成立すると考える。

さて、帝の親征のもと八月二十一日に楽安城内で高煦は生け捕りにされ、「反乱」は終息した。死後二十七月に行なう太宗永楽帝の禫（除服の祭）が長陵で行われ、やつと喪があけたのは、ほぼ一ヶ月後の九月十七日のことであった。数日後、帝は『御製東征記』を臣下に示している⁽⁸³⁾。これには、高煦の罪状と朝廷がやむを得ず討伐軍を差し向けねばならなかった理由が詳しく記載されていたとあるが、残念なことにその現存は確認されていない⁽⁸⁴⁾。

北京に近い楽安州に移された漢王は、以前から朝廷の情報収集に注意を払っており、そのスローガンも巧妙に選ばれたはずである⁽⁸⁵⁾。ただ前節で明らかにしたように、従来からの首都北京の地位をめぐる動搖がすでに収束に向っていたこの時期、漢王がいまは亡き洪熙帝の政治批判を開始したのは、些か遅きに失した感がある。あるいは、大祥など亡父永楽帝の死去に伴うセレモニーの終わるのを見計らっていたのかも知れない。しかしながら、漢王が薜殿修理に反対し南京還都批判をそのスローガンの一つに掲げることができたのも、この段階で朝廷が先帝の南京還都の決定を変更することを正式に公表していなかったからであった。一般にも、還都が断念されたとはまだ十分に認識されていなかった可能性も高い。

同時に、首都問題の解決は、朝廷の諸王政策とも密接な関連を有していることを漢王自身よく認識していたからでもあった⁽⁸⁶⁾。元来、永楽帝の二人の息子漢王と趙王が軍事権を附与されたのは、首都問題からであった。靖難の変によって皇位を篡奪した永楽帝が、北平から南京に乗り込んで即位した。その結果として生じた北辺の軍事的空白を埋めるために、洪武年間自らが担っていた北辺防衛を両王に任せることになる。漢王には開平に駐在して軍備にあたらせ、趙王には北平から格上げされた北京の留守を担当させている⁽⁸⁷⁾。二つの城市は、前王朝元の都上都と大都が置か

れていた地でもあり、この時点では永楽帝が両王の役割を極めて重要視していたことを示している。

永楽十四年三月には、北京を留守していた趙王が河南省彰徳府に封じられた。同時に以前雲南に封じられたものの「くにいり之国」を拒んで南京に居座り続けていた漢王も、あらためて山東青州府に王府を開くよう命じられた⁽⁸⁸⁾。このことは、北京遷都がいよいよ本決まりとなり皇帝自らが北辺の近くに常駐する体制が出来上がることによって、両王の軍事的役割が次第に失われたことを示している。もちろんこうした傾向は、永楽七年の「巡狩」の名目による北京滞在の時点から始まっていた。

時期を同じくして永楽十年代から、すでに永楽帝と漢王・趙王との不和も顕在化している。靖難の役に際しては扈従の功績大で、一時はそのころまだ燕王に過ぎなかった永楽帝から後事を託されたこともあり⁽⁸⁹⁾、漢人とモンゴル軍の混成部隊を率いて開平の守りにあたった経験をもつ漢王にとって、兄洪熙帝が進めた南京遷都は父永楽帝の大事業を水の泡にするもので許し難いものがあった⁽⁹⁰⁾。むしろ甥の宣徳帝のもとで進められていた北京定都への動きの方が、より共感を抱かせるものであったろう。しかしその一方で、北辺防衛の拠点として北京に首都が置かれ、ここに皇帝が常駐する体制が動かないものとなることは、かつては開平で北辺防衛体制の重要な一翼を担っていた自らの存在理由を失うことを意味し、逆にますます焦燥に駆り立てるものがあった。このデイレンマの行き着く先が、洪熙帝にとどまらず宣徳帝をも含む政治批判の上奏となったと考える。

反対に宣徳帝の側からすれば、漢王から洪熙帝の政治に対する批判の洗礼を受けることにより、自らもまた先帝の遷都の決定を反故にすることを明確にせざるを得ない。その結果、父洪熙帝よりもむしろ一層祖父永楽帝の継承者としての側面を強めていく。

その意味で、漢王平定のための東征から戻って一ヶ月あまりの十月十八日、さきに洪熙帝の政治を批判する上奏を

出し、その死期を早めさせたという理由で錦衣衛の獄に下されていた李時勉が釈放され、かつてのポスト行在翰林院侍読にそのまま復職するのは象徴的である⁽⁹¹⁾。翌日には、行在工部尚書吳中が、北京宮殿の修造工事のため来春全国から一万人を動員することを提案している⁽⁹²⁾。帝は、慎重にもしばらく延期するよう命じ、その提案を許可しなかった。しかしこれらの事実から、先帝の還都決定に訣別し北京定都へ再び動き出そうとする朝廷内の風向きの変化の一端を看取することができる。

3 南京皇城修理工事の行方

還都の決定の結末をたどるために、ここでは洪熙帝のもとで着手された南京皇城修理工事の行方を見ておきたい。洪熙元年四月四日に開始が決定した工事は、いうまでもなく南京還都を予定したものであった⁽⁹³⁾。このことは、翌日洪熙帝が南京守備太監王景弘⁽⁹⁴⁾に対し、明年春自らも南京に帰還することを指示したうえで、北京から南京に工匠を派遣していることよって知られる。

南京太監王景弘に敕して曰く、「朕、來春を以て（南）京に還らん。今官匠人等を遣わして前來せよ。爾即ちに提督し、九五殿各宮院の凡そ滲漏有るの處を將て、宜しきに随い修葺せよ、但だ居すべくんば足れり。必ずしも整齊を爲すに過ぎて、以て重ねて人力を勞せざれ」と⁽⁹⁵⁾。

必要最低限の修理を指示されたこの工事は、洪熙帝の死後も中断することなく続けられた。七月行在工部尚書吳中は、南京応天府下の民夫五五〇〇人に加えて更に一万人を徵発することを提案した。しかし宣徳帝は、農民の収穫時期にあたっていることを理由に五〇〇〇人に減らした⁽⁹⁶⁾。すでに六月の即位の大赦によって在京の工匠の一部は、役務を放免され休息が与えられることになっていた⁽⁹⁷⁾。とはいえ、南京宮殿の工事がまだ完了しておらず工匠の不足を懸

念した行在工部は、八月詔書により放免されるべき者に月糧と賞賜を支給して工事に従事させ、工事終了を待つて放免することを提案した。この時も、大赦の詔書の重視する立場から、帝はその提案を退けた⁽⁹⁸⁾。こうした事例は、先帝が決めた修理工事に対する宣徳帝の熱意のトーンダウンとも受け取れるが、むしろ即位の大赦を尊重する姿勢から出たものである。というのは、工事はその後も継続しており、修理にあたる軍夫や工匠への毎月米五斗・鈔四錠の支給も決定しているからである⁽⁹⁹⁾。

十一月には、浙江や直隸の蘇州府や松江府から春期に当班する五墨粧鑿諸匠（塗装職人）五〇〇人に加えて、二〇〇〇人を動員することを決定している⁽¹⁰⁰⁾。また永樂年間に南海遠征に従事し、洪熙帝の即位直後は長陵建設に動員されたこともある、いわゆる「西洋官軍」一万人あまりを工事に協力させた⁽¹⁰¹⁾。それというのも南京遷都決定後、彼らはかつての総指令官鄭和とともに南京守備を命じられた以外は、特別な任務をあたえられずにいたからである。さらに翌年宣徳元年二月には、応天府下の民丁二万人を三ヶ月交代で動員した⁽¹⁰²⁾。こうして、十一月には修理工事の完成もいよいよ目前に迫り、民丁の放還、官軍の留京操備や平江伯陳瑄配下の漕運軍七〇〇〇人を本来の漕運業務に戻す処置を行っている⁽¹⁰³⁾。

併行して宣徳元年二月には、南京守備太監鄭和の上奏により、皇城のほかに天地壇大祀殿・山川壇の修理も追加された⁽¹⁰⁴⁾。また五月には南京諸衛の倉廩、二年六月には清涼門の城垣、八月には戸部の建物の修理も行われている⁽¹⁰⁵⁾。これらに用いる香楠などの大木は現在南京に貯えられているものに加えて、遠く四川や湖広で新たに伐採して調達した。湖広都司と湖広布政司では、軍民二〇〇〇人がそれぞれ木材調達に動員された⁽¹⁰⁶⁾。まさに当時の南京は、修理工事がほとんどはいえ、建設ラッシュの状況を呈していた。かかる状況は、漢王の乱後もしばらくは続いていた。このため、平江伯陳瑄の率いる漕運軍が、工部関係の物資を南京に輸送する業務に動員されたりする事態も生じていた

(107) また南京工部の事務が繁雑を極めたにもかかわらず堂上官が缺けていることを理由に、「親の喪」で家居していた工部尚書甄庸を奪情起復させることを行在吏部尚書蹇義が提案し、許可されるほどであった。

工部尚書甄庸を起復す。時に庸は親喪を以て家居す、行在吏部尚書蹇義らが言うに、「南京工部事繁なるに、而して堂上官を缺く」と、故にこの命有り⁽¹⁰⁸⁾。

この記事は、上述した南京の工事が当然のことながら北京の宣徳帝や中央政府の了解のもとに行われていたことを示している⁽¹⁰⁹⁾。

こうした状況に転機が訪れるのは、宣徳三年に入ってからである。

南京諸司の修造夫匠を罷む。これより先き襄城伯李隆言うに、「内府庫及び光祿寺常に人夫を起して修理するに、近ごろまた工匠數千人を増す。俱に是れ江寧・上元二縣坊廂の錢を用て雇募するは、艱難を免れず」と。上曰く、「南京何の興造有りて、民を勞することかくの如し」と。監察御史陳搏を遣わし往きてこれを察せしむ。ここに至たり、搏はその弊を奏し、遂に悉くこれを罷む⁽¹¹⁰⁾。

南京の内府庫や光祿寺が恒常的に動員する修理工事のほかに、新たに數千人規模の工匠を増員する計画に対して、帝は明確に拒否し中止を求めた。もちろん、南京の工事がこれ以後一切行われなかったわけではない。閏四月には聚宝門の城垣、十二月には各衛倉の修理も行われているが⁽¹¹¹⁾、これらは通常の補修の類であり、もはや還都準備のための工事とは見なすことはできない。

四 北京定都への道

1 北京行部・行後軍都督府の廃止

南京皇城の修理工事中止から数ヶ月後に決定された宣徳三年（一四二八）八月の北京行部と行後軍都督府の廃止は、遷都の中止を内外に公にするものであった。『明宣宗実録』巻四六、同年同月辛卯の条には、次のような記載が見える。

北京行後軍都督府及び行部を革す。永樂の初め北京を建て、行後軍都督府・行部を置く。北京に遷都するに及び、五府・六部を置くこと、皆南京の如くするも、行都督府・行部猶お存す。凡そ五府・六部の文移の北京直隸衛所・府縣に行すべきもの、及び直隸衛所・府縣の五府・六部に申達するものは、必ず行都督府・行部を経る、文移重復、事或いは稽誤す。上 公侯伯・尚書・都御史・學士に命じて議せしむ。ここに於いて英國公張輔・吏部尚書蹇義等言うに、「北京既に五府・六部の大小衙門有り、その行府・行部は宜しく革すべし」と。上はこれに從⁽¹¹²⁾う。

永樂元年の兩京体制の創始に伴い設置された北京の行後軍都督府・行部が遷都後も存続していたが、文書行政の重複による不便を解消するために、これらの官庁が廃止されたというのである。

北京行部については、徐泓氏がすでに詳細な検討を行っている⁽¹¹³⁾。これによれば、北京行部が設置されていたのは、永樂元年から十八年までと、洪熙元年から宣徳三年までである。前者の期間の行部は、実質的には省クラスの行政単位ではあったが、六部と同様にその長官には尚書や侍郎が置かれ、永樂帝の最も信任していた高官があてられた。その職掌は、布政使司に相当する部分のほかに、靖難の役後の北方の再建や北京の營造、モンゴル親征のための軍需餽運などの重要な職務も多く、その地位は、一般の布政使司を上まわっていた。その後、本書第三章ですでに述べたように北京遷都が決定した永樂十八年末に廃止された。後者の期間は、洪熙帝の南京遷都計画により北京の六部が再び

「行在」の名称を附されことに伴い再建されたものであったが、宣徳年間になるとその重要性が失われ、三年に廃止されたことはさきの引用史料に見えたとおりである。

ところで、その引用史料では重大な事実が欠落している。それは、北京行部や行後軍都督府が永樂初年以来、引き続き宣徳三年まで存続していたのではなく、北京遷都の時点で一旦廃止され、洪熙元年の南京還都の決定により復活してその当時（宣徳三年）に至っていた事実である。つまり、『仁宗実録』では明記されていた洪熙帝の南京還都の決定という事実が、正統年間に編纂された『宣宗実録』では隠蔽されているのである。ここからも、本章の冒頭で述べたような『仁宗実録』と『宣徳実録』との編纂の立場の微妙な違いが見えてくる。それはさておき、当時すでにその重要性が失われていた官庁の廃止を、宣徳帝が公侯伯以下、六部・都御史のいわゆる七卿、および翰林院学士の重臣を一堂に集めたうえで決定しているのは、実はこれらの官庁の廃止には南京還都に言及した先帝の遺詔の取扱いと、いう重大な問題が絡んでいたからにちがいない。

この北京行部の廃止により、行部尚書李友直は行在工部尚書に、侍郎李昶は行在戸部侍郎に、侍郎李嘉は行在礼部に改められ、首領官や所属の官吏も他のポストに配置替えとなった。

2 营造の再開

重臣を集めた会議の結果、北京行部と行後軍都督府の廃止が決定し、朝廷は先帝が残した南京還都の呪縛から初めて解放された。この決定に先立ち、宣徳三年に入って遷都直後に焼失していた三殿再建のための木材調達動きが表面化している。もちろん、それ以前にも内府甲字庫などの房屋修理が行われているが、小規模なものに過ぎなかった⁽¹¹⁴⁾。

三年閏四月、各地の抽分場での木材などの物料に関する「抽分則例」をあらためて掲示のうえ周知させたのも、これと係わっている⁽¹¹⁵⁾。五月には、行在工部尚書李友直・刑部左侍郎樊敬・都察院左副都御史胡*が四川に、吏部右侍郎黄宗載・刑部右侍郎吳廷用が湖広に、木材調達のため派遣された⁽¹¹⁶⁾。筆頭に挙げられている李友直は、永樂年間には北京行部侍郎として遷都に向けた北京建設で活躍したヴェテランであった⁽¹¹⁷⁾。この年の後半には、早くも大木の筏を北京に運ぶ風景が大運河のあちこちで見られるようになり、淮安に駐在する平江伯陳瑄からは搬運した木材の数量についての最初の報告が届いている⁽¹¹⁸⁾。搬運作業が本格化するのは、四年末以降のことらしく、淮安から濟寧間の大運河には、民夫一万八〇〇〇人が動員されている⁽¹¹⁹⁾。このころ、北京の木廠を管理する宦官の官木盗売事件が発覚し、各廠庫局所に貯蔵されていた木石や甎瓦などの物料の収支報告を求める内容の諭旨も出されるなど、建設資材全般にわたって管理が強化されている⁽¹²⁰⁾。

しかし、再建工事にすぐに着手したわけではなかった。華北では折からの長雨のために倒壊した城壁や建物の修理等に忙殺され、大工事は差し控えられたからであろう⁽¹²¹⁾。実録で確認されるのは、宣徳四年七月の天地壇齋宮の後廬舎の増築修理が最初である⁽¹²²⁾。これに続き五年二月、五府と六部の官庁の中では、真っ先に行在礼部の建設が始められた⁽¹²³⁾。これ以後、主に礼制に係わる官庁や施設の工事が進められていく。こうしていよいよ焼失していた三殿二宮の建設を始め北京再改造が着手されるのは、次の英宗の正統年間のことである。最終的に、洪熙年間北京の官庁に附された「行在」の名称がはずされ、北京定都が決定するのは、さらに遅れて正統六年（一四四一）十一月を待たねばならない⁽¹²⁴⁾。

ところで、永樂年間まで北京の營造工事は主に北京行部が担当していたのとは異なっており、この時期以降の工事はすべて行在工部があたっている。従って、营造再開と時を同じくして、北京行部と行後軍都督府を廃止するにあたって

は、単なる文書行政の問題にとどまらず、工事をめぐる業務の北京行部から行在工部への移管という問題も残されていたはずである。先の李友直の人事面での異動は、こうした推測を裏付けるものである。すなわち、洪熙帝が南京還都を決定し北京行部を復活した洪熙元年には、李友直は工部左侍郎から北京行部尚書となって長陵を始めとする北京建設を担当していたが、その後宣徳三年に行部が廃止されると行在工部尚書に改められ、正統三年の死去に至るまで、前述したように四川に木材調達に派遣されるなど引き続き北京宮建工事のほとんどを任されているからである⁽¹²⁵⁾。

3 宣徳巡辺

始まったばかり「守成」の政治は、宣徳帝にあつては永楽帝の継承として意識されていた。北京行部・行後軍都督府の廃止を決定した重臣会議から二日後の八月十四日、洪熙帝は奉天門に出御し公侯伯・五軍都督府に対して、

「田獵^{かり}」の際にモンゴルの侵攻に備えて東北辺境の諸関を自ら視察することを諭した⁽¹²⁶⁾。実録によれば、かなり早い段階から帝がこの計画を抱いていたことが知られる⁽¹²⁷⁾。

少師吏部尚蹇義、少保兼太子少傅戸部尚書夏原吉、少傅兵部尚書華蓋殿大学士楊士奇、太子少傅工部尚書謹身殿大学士楊榮、行在礼部尚書胡・ら、朝廷の主だった文官をも引き連れ、帝は八月二十七日北京を出発した。扈従の文武官や將軍にはすべて、永楽年間の事例にならつて人夫や馬や驢馬が支給された⁽¹²⁸⁾。翌九月薊州に入り、二日石門駅に至ったところで喜峯口の守將から、ウリヤンハ（兀良哈）が辺境を侵犯しすでに大寧に侵入し、會州を経て寛河まで達していると報が伝えられた。帝は、精銳の騎士三千名を率いて親征することを決意した⁽¹²⁹⁾。扈従の文臣たちは、ほとんど遵化県の行營に残った中で、文臣では楊榮のみが帝に従うことを命じられた⁽¹³⁰⁾。喜峯口から長城外に出て寛河附近に達したところで戦鬪を交えた。明軍は初戦から大勝をおさめ、帝自らが敵の前峰の三人を射当てたという武勇伝

まで残されている。早速、勝利の報を伝える使者が、北京の皇太后・諸王・文武群臣のもとに立てられた⁽¹³¹⁾。

十五日班師の詔を出して再び長城内に戻ると、三河県で在京の諸王や文武衙門から「平胡」の表文を受け取った。喜峯関から北京に至る沿道には、この凱旋パレードを迎える人々が群がり、捕獲した虜口・駝馬牛羊・戦車は延々と数十里にわたって続いたという⁽¹³²⁾。いささか大がかりな舞台装置を必要としたこの親征は、いうまでもなく祖父永楽帝の親征を模したものであった。まさに永楽帝の継承者として自己の存在を内外に宣言することであり、このキャンペーンも、北京定都の選択と密接不可分な関係にあったのである。その後も、宣徳帝はしばしば郊外での閱武を繰り返している。また宣徳五年、一度で終わったとはいえ、永楽二十年以来久しぶりに再開された鄭和の南海諸国への派遣も、その路線の延長上にあった⁽¹³³⁾。

洪熙の短い治世が永楽晩年に吹きだした諸矛盾の調整を図ることから、さらに南京還都という重大な路線の変更に足を踏み出そうとしていたのに対し、再び北京に首都を定位する歩みを始めた宣徳時代は、永楽時代の延長上にあった。物流面での漕運制度や京営が確立し首都北京の実績が定着しつつあったのも、まさにこの時代であった⁽¹³⁴⁾。西内皇城の拡張、九門城楼の修建や三殿二宮の再建によって北京の首都空間が形成されるのも、この宣徳から正統年間にかけてであり、これらの形成過程の検討が次章の課題となる。

おわりに

本章を締めくくるにあたり、永楽遷都直後に表面化した北京の地位の動揺が持つ意味についてあらためて考察を加えたい。

洪熙元年閏七月十七日、即位したばかりの宣徳帝は、直弟の鄭王瞻垓を南京に派遣し孝陵を謁祭させることを決定した⁽¹³⁵⁾。行在礼部が上進した「鄭王詣南京謁陵合行事宜」には、元旦・冬至・万寿聖節（皇帝の誕生日、二月九日）・皇太后聖節（四月七日）・中宮千秋節（四月十日）の際には「本府」において表箋を上進することを定めていた⁽¹³⁶⁾。同時に、南京各衙門の官は、毎月の一日と十五日にのみ鄭王に拝謁するという制限も附されていた。ほぼ一年にわたる節日を想定している点からみて、即位に伴う帝の名代としての謁祭にとどまらず、当初は恒常的な南京滞在を予定するものであつたはずである。その意味では、これは半年前の三月の父洪熙帝が南京還都を求める臣下の提案を受けて、まず最初に当時皇太子の地位にあつた宣徳帝を南京留守に派遣して孝陵を謁祭させたことを踏襲したものであつた⁽¹³⁷⁾。この時点では、先帝の南京還都の決定はまだ十分に拘束力を有していたのである。

今回、鄭王随従の官員として選ばれた豊城侯李賢と行在兵部尚書李慶は、その時も同様に皇太子であつた宣徳帝に随従していた。皇太子と親王という大きな違いはあれ、そもそも長男もまだ生まれておらず皇太子が冊立されていまいこの時点⁽¹³⁸⁾では、直弟の鄭王が選ばれたのは妥当な選択であつたらう。

しかし、南京に向けて八月二十一日に出発した鄭王は、その後わずか四五日たらずの十月四日には北京召還の命を受けている⁽¹³⁹⁾。随従した官員のひとり行在兵部尚書李慶を南京に残して兵部を管轄させた。この決定は、鄭王の南京長期滞在を想定していた「合行事宜」からみていささか唐突な印象をあたえる。実録の当該の条には、その理由には全く触れず、李慶にあたえた勅を載せるのみである。洪熙帝の還都を促した理由の一つでもあつた南京での地震の多発は、断続的ではあるがまだ続いていた⁽¹⁴⁰⁾。にもかかわらず、この時点で行われた鄭王の召還は、おそらく前述した南京還都棚上げの第一段となつた猷陵建設の進行と関連するであろう。

さて、その勅諭では李慶を南京にとどめる理由として、「南京は国家の根本、関係するところ甚だ重大である。朕

は夙夜、必ず心腹の大臣をここに居守させようと念じていた。卿は、かしこに留まって兵部の事を専理すべし」と述べている。ここから、南京の地位が皇族の留守すべき都から「大臣」の居守する都へと、その位置づけを低下させたことを看取できる⁽¹⁴¹⁾。

朱元璋が金陵（南京）に政権を樹立し、歴代の王朝では初めて国都を置いて全国を統治して以来、靖難の役をへて永楽帝の北京遷都、洪熙帝の南京遷都決定と、草創期の明王朝は振り子のごとく南北に揺り返しを続けた。そもそも、かかる動揺は、「第二次南北朝」⁽¹⁴²⁾ともいわれる、十世紀以来の塞外の諸民族の抬頭と支配によりもたらされた南北分裂の時代の遺制でもあった。愛宕松男氏が明らかにした如く、かかる南北分裂の形勢を、唐王朝の滅亡から数えれば三世紀半ぶりに統一した征服王朝たる元朝支配九〇年間にあっても、南北朝の延長ともいふべき分裂の実質が温存されていたからである。南京に首都を置いた朱元璋政権が、北方を中心にして軍事権を賦与された諸王を配置し、かつ洪武の初めに開封を「北京」に設定し、濠州（のちの鳳陽）に「中都」を建設しようとした⁽¹⁴³⁾のも、そのためであった。

⁽¹⁴⁴⁾ これに対し、永楽帝による北京遷都の断行は、漢族の立場からあらためて南北統一を実現しようとするものでありなかつたのである。分裂以前より更に北に移動する永楽帝の選択は、直接的にはモンゴル皇帝クビライによって打ち立てられた元朝の大都を継承したものであった⁽¹⁴⁵⁾。漢族の立場から見ても、拡大した中華世界が農耕社会にとどまらず遊牧社会をも包接する以上、両社会の境界上の接点に位置する北京が選ばれたのは当然の帰結であった。しかし、こうした試みに対する反発も大きく定着するに至るまでには、永楽元年の両京体制の創始から正統六年十一月の定都に至るまでの、永楽十九年の遷都断行をほぼ中間点として、四〇年近い歳月を必要としたのである。北京の地位の動

揺がまだ続く中で、鄭王を北京に召還し皇族の南京留守を廃止した措置は、永樂初年以來の両京体制、とりわけ皇帝の北京巡幸と皇太子の南京監国に示されるような南北分裂の遺制に終止符を打つことを予告するものであった。すなわち、政治の権力やシンボルを二つに分割して出来上がっていた、いわば南北二焦点構造の楯円において二つの焦点を最終的一致させることであった。ここに至って明王朝は、靖難の役を含む長い草創期から守成の時代への歩みを始めたといえよう。

前章および本章で明らかにしたように、三殿焼失という重大な事態を承けて臣下から出された遷都をめぐる批判や、洪熙帝即位後の遷都を求める上奏の中では、意外なことに、明末の知識人郭子章が獄死した蕭義の上奏として推測したような、遼・金・元以来異民族王朝の都が置かれていた北京を漢族の立場から拒絶する意見は少なかった。多くは、経済と政治の分離に伴って生じる漕運による転運、すなわち物流をめぐる問題を焦眉の困難な課題として取り上げていた⁽¹⁴⁶⁾。極言すれば、この困難さをどの程度に見積もるかによって、南京遷都を求める意見と北京定都を求める意見との分岐が生まれたとも言えよう。ともあれ、こうした論議と動揺をへて、政治の中心と経済の重心との相補的分離⁽¹⁴⁷⁾、言い換えれば、国家と社会との乖離を特徴とする中国近世社会の枠組みもここに完成する。

註

- (1) 孟森『明清史講義』上（中華書局、一九八一年）第二編第二章第六節 仁宣兩朝大事略述。商鴻達氏の〈前言〉によれば、この書は一九三〇年代に行われた北京大学歴史系での講義ノートをもとにしている。これとほぼ同じ時期に清水泰次氏によって書かれた『世界歴史大系第七卷東洋中世史（四）』（平凡社、一九三五年）の明代史第一

- 編第二章三「仁・宣の小康」も同様な理解に立っている。明代史に関する近年の代表的な概説である、Frederic k W. Mote and Denis Twitchett eds., *The Cambridge History of China vol. 7: The Ming Dynasty part 1*. Cambridge University Press 1988 中の Hok Lan Chan (陳学霖) の執筆部分や、湯綱・南炳文『明史』(上海人民出版社、一九八五年) 第三章「從永樂到宣德治國政策的演變」においても、こうした理解はほぼ継承されている。
- (2) 森正夫『明代江南土地制度の研究』(同朋舎、一九八八年) 第三章 十五世紀前半における江南官田の再編成 原載一九六五年。
- (3) 高岱『鴻猷録』卷九、「征漢庶人」に、「上(成祖)嘗命東宮及高煦・趙王・皇太孫同謁孝陵。東宮體肥重、且足疾、雨、中使掖之行、恒失足。高煦從後言曰、「前人失跌、後人知警。」皇太孫應聲曰、「更有後人知警也。」高煦回顧、色變。太孫即宣宗也。東宮性仁厚、高煦英武頗類上。」とある。なお、葉盛『水東日記』卷七、「後人把滑」は、これを北京の天寿山での謁祭の時のエピソードとしている。しかしこれが誤りであることは、黄雲眉氏が『明史考証』四(中華書局、一九八四年)の中ですでに指摘している。
- (4) 『明仁宗実録』卷六上、洪熙元年正月己卯の条、『明宣宗実録』卷六、洪熙元年閏七月乙丑の条、および『明史』卷一四八、楊溥伝。
- (5) 弘文閣については、呉緝華「明代之弘文館及弘文閣」『明代制度史論叢』下冊(台湾学生書局、一九七一年)所収を参照。黄佐『翰林記』卷二、「弘文館閣」に、「仁宗在東宮、潛心問學。及即位、建弘文閣於思善門外、蓋法聖祖遺意。」とある。洪熙帝が弘文閣の設置のみならず祖父の太祖洪武帝の政治を継承し、自らを「守成」の君に擬えていたことは、『明仁宗実録』卷四上、永樂二十二年十一月庚辰の条の「祖訓」の刊行を命じた際の臣下との対話からも窺うことができる。

(6) 本書第五章 南京還都。

(7) ここにいう「定都」とは、還都に示されるような北京の地位の動揺が最終的に解消し、遷都直後に焼失した奉天等三殿の再建も実現して名実ともに北京が首都となる正統六年十一月を指している。本章の中で考察するように、実質的には宣徳三年八月の北京行部等の廃止により地位の動揺は収束に向かったと考えるが、まだ物流面の整備などの課題が残されており、三殿の再建も正統年間まで待たねばならなかった。いわゆる永楽十九年の遷都は、北平を北京に昇格して両京体制を開始してより定都にいたるこの四〇年近い歳月のほぼ中間点に位置している。

(8) 例えば、近年刊行が始まったばかりの江蘇省地方志編纂委員会編『江蘇省通志稿』第一冊、大事記（江蘇古籍出版社、一九九一年）では、南京還都が決定した洪熙年間の記事を全く採録していない。

『明宣宗実録』卷六一、宣徳五年五月壬戌の条、楊士奇『東里統集』卷一七、「両朝実録纂修始末」。

(9) 間野潜龍『明代文化史研究』（同朋舎、一九七九年）第一章「明実録の研究」、原載一九六三年。明実録は明代史の基本史料であることは言をまたないが、社会経済史の分析から始まった戦後日本の研究においては、従来、実録の制度や経済史料としての等質性が特に着目されてきた。同時に、歴代の皇帝の死後に作られる個々の実録は当然のことながら編纂時の制約から免れているわけではない。筆者も含めて、従来この点への配慮が必ずしも十分であったとはいえないように思われる。間野氏もすでに指摘しているように、実録を利用する際には、かかる編纂時の制約に對する配慮は不可欠である。本書でそれぞれの実録に廟号を付して引用しているのは、そのためである。

『明英宗実録』卷四一、正統三年四月乙丑の条。

註（1）前掲、*The Cambridge History of China vol. 7; The Ming Dynasty part 1. pp238.*

(11)(12)(13) 『明仁宗実録』卷一〇、洪熙元年五月庚辰の条。

夏原吉『忠靖集』附録、「夏忠靖公遺事」。

(14)(15)(16) 『明太宗実録』卷一二下、洪武三十五年九月戊子の条。

『明太宗実録』卷八二、永樂六年八月辛丑、「命戸部、凡扈從文武官員・將軍・力士・校尉・軍旗、及各處調至官軍、自明年正月爲始、俸糧俱支全米。」

(17) 『明仁宗実録』卷三下、永樂二十二年十月庚申、「先是、上諭兵部尚書李慶曰、「(中略)而月糧止得五斗、不

足自贍。此豈能無嗟怨。宜如洪武中例、月給一石。」慶曰、「如此、恐百姓餽運、不勝其勞。(下略)」遂召戸部尚書郭資諭曰、「往年百官・軍士初扈從來、月給米五斗可贍。今都于此、此曹多有家屬矣。五斗不足以贍。江南運輸固艱難、然京師百官・軍士艱難又甚。往往守義者困于饑寒。玩法者恣無忌憚。卿國之大臣、獨不爲遠慮哉。朕于文武官及軍士月米、悉欲加給五斗。數年京倉儲積、皆卿所掌、不乏力否。」資對曰、「不乏。」遂命增給。」

(18) 『明仁宗実録』卷二下、永樂二十二年九月壬辰、「平江伯陳瑄上言七事、一曰重國本、南北二京、實乃國家根本、

不可不爲深遠鞏固之謀。今明詔不頒、軍民忻忻鼓舞、咸起回鑾之望、乞留聖意、任將益兵、以嚴守備、爲國家萬年之計(下略)。上覽奏以付翰林臣曰、瑄言皆當、令所司速行。又曰、大臣能用心如此、亦難。遂降敕獎諭之。敕曰、(中略)。敕下。左右或言、瑄亦常談、無足煩寵褒者。上曰、武臣能言及此、難得。且今皆懼言出得罪。所當獎掖以導之。古人尚買死馬骨、吾此舉、豈不遠過之哉。」

(19) 陳瑄が漕運を監督したことについては『明太宗実録』の以下の条に見える。卷一七二、永樂十四年正月戊午。卷

一八四、十五年正月壬子。卷一九五、十二月丁酉。卷二〇八、十七年正月乙亥。卷二二〇、十八年正月乙丑。卷二二三、十九年正月己卯。卷二四六、二十年二月乙未。卷二五五、二十一年正月丁未。卷二六七、二十二年正月壬辰の条。また陳瑄が南京還都反対の立場に立っていたことは、七項目からなるこの上奏の第三項目「蘇民力」と第七

項目「專漕運」に述べる漕運改善策が、首都北京を前提に立案されていることによっても確認できる。なお、『明史稿』卷一四二や『明史』卷一五三の陳瑄伝では、彼が提出した上奏の第一項目を「一曰南京國家根本、乞以嚴兵備」と大幅に節略し、かつ、実録の「南北二京」を「南京」と改めている。これでは、陳瑄が北京ではなく南京をより重視し還都を求めていたかのような誤解を招きやすい。そもそも楊士奇『東里文集』卷一三に収める〈陳公神道碑銘〉も、同様に「南京國之根本、宜爲久遠鞏固之計、選將益兵、以嚴守備」としている。こうした不用意な記述は、清初の明史編纂者たちもこの時期の首都をめぐる動揺の事実を十分認識していなかったことを示すものであろう。但し、洪熙元年から正統六年まで「行在」の二字が北京衙門に冠せられていたことについては、徐健菴が「修史条議」の中で注意を喚起している。『明史例案』卷二。

本書第五章 南京還都。

(21)(20)

註(3)前掲の黄雲眉『明史考証』四では、卷一五三の陳瑄伝にも引かれているこの段のエピソードに関して、永樂帝の諫言拒否が激烈であった証左であり、また左右の侍臣が洪熙帝をも諫言拒否に導こうとするものという説明を加えている。しかし、註(16)に指摘したような陳瑄の提案に関する実録と『明史』本伝との記述の重要な差異については何も言及していない。

(22)

『明仁宗実録』卷三下、永樂二十二年十月丁巳、「戸部奏、京師歳用糧五百萬石、今江南歳運裁三百餘萬石、不足以供。請自來歳于淮安等府增運、以備此數。從之。」

(23)

星斌夫『明代漕運の研究』(學術振興会、一九六三年)第一章 明代における漕運法の發展。吳緝華『明代海運及運河的研究』中央研究院歷史語言研究所專刊四三、一九六一年、および張奕善「明成祖政治權力中心北移的研究」『朱明王朝史論文輯——太祖・太宗篇』(国立編訳館、一九九一年)もすでに同様な表を作成している。

(24)

これに對し洪熙元年から宣徳十年までの一一年間の平均は、四八三万石あまりと大幅に増加している。とりわけ、宣徳五年以降は、五〇〇万石の安定供給時代を迎える。かかる漕運體制の整備が、北京定都への物的基礎を付与したことについては、別にあらためて考察を加えたい。

本書第三章 北京遷都。

(27)(26)(25)

『明太宗實録』卷一八五、永樂十五年二月壬申・甲戌の条。

北京行部が省レヴェルの民政のみならず、北京の營建をも担当していたことについては、徐泓「明北京行部考」

『漢学研究』二一二、一九八四年を参照。徐論文は、明代の史料においてすらすでに始まっていた北京行部の機構と職掌に関する誤解を詳細に明らかにしている。

(28)

『明太宗實録』卷二一四、永樂十七年七月辛亥、「有司請以平江伯陳瑄所統運糧軍士、明年俱赴北京營造、歲用糧儲、宜令各處糧戸自輸北京、上曰、國以農爲本、人之勞莫如農、(中略)幸足供租稅、而官吏需索百出、終歲不免飢寒、又可令輸數千里之外乎。且令秋收後運來、則北方河已凍、候春暖凍開、又妨農作。如其所言、公私俱不便。其令戸部議兩便者。於是、行在戸部議、宜浙江・江西・湖廣及在京水軍等衛軍士、仍留轉運。其餘衛所軍士令營造如運輸不敷、則于浙江・江西・湖廣及直隸應天・安慶・池州・太平・寧國・和州、量調民於淮安・臨清諸路給糧轉運。其餘各處歲徵、原在淮安等處輸納者如故、庶官民兩便。從之。」

(29)

『明太宗實録』卷二〇六、永樂十六年十一月辛未の「免浙江・江西・湖廣・蘇松民營造、令餽運北京。」といふ些か不明瞭な記載も、おそらく会典の(永樂十六年令)と関連している。森氏は前掲著書二七六〜七頁で、永樂十九年のモンゴル族アロタイとの戦争に従う軍人の動員によって運糧軍を徵發した時点から、江南デルタの官田地帯の農民ははるばる北京とその附近の倉庫まで税糧輸送労働を担うことになったとしているが、遷都以前の永樂十六

年よりすでに始まっていたと考えられる。また星氏も前掲著書三八頁で会典の（永樂十六年令）を紹介した上で、永樂十六年に民運が行われていた原因をモンゴル親征による軍士の徴集に求めている。しかし、本文に引用した実録の永樂十七年七月辛亥の条にも明記されているように、この時期本格化していた北京營造への漕運軍の動員が主因であった。

(30) 正徳『明會典』卷二五、戸部（會計三・漕運）、「（永樂）十六年令。浙江・湖廣・江西布政司并直隸蘇・松

・常・鎮等府所屬稅糧、除存留及起運南京外、餘糧坐撥二百五十萬石、令糧・里人戸、自備船隻、運赴北京・通州・河西務等處上倉。」

本書第五章 南京還都。

(31)(32) 『明仁宗實録』卷八下、洪熙元年三月戊戌、「命諸司在北京者、悉加行在二字、復建北京行部及行後軍都督府。

上、時決意復都南京云。」

註（1）前掲の湯綱・南炳文『明史』一四九頁。

(34) 楊士奇『東里別集』卷二、聖諭録、中。『明仁宗實録』卷七下、洪熙元年二月庚申、卷八上、同年三月丁丑、卷九上、同年四月壬寅の条。なお、『明宣宗實録』卷三一、宣徳二年九月乙未の条にみえる李慶の伝によれば、このとき多くが弋謙を批判する中で、重臣では兵部尚書李慶と戸部尚書夏原吉のみが沈黙を守っていたという。

(35) 『明仁宗實録』卷一〇、洪熙元年五月己卯、「行在翰林院侍讀李時勉・侍講羅汝敬俱以言事、改都察院掌道監察御史。」

(36) 李時勉『古廉文集』卷一二、附録、「行狀」、洪熙元年三月仁宗皇帝頒賜誥命、封贈父如先生官、妣及妻劉氏皆爲安人。先生既受敕感激、思圖報稱。因覩時政、日漸違節、賞罰予奪、恩讎太過、鮮愜中外之望。仍備陳其事若

干條、析爲二本。其一歷言朝政得失利害。其一專於責難陳善。具言、此本乞留中、勿使外知、前本宜付所司、衆議行之。二本既進、即焚其稿。仁宗皇帝見所言峻直怒甚。中官從而擠之。次早臨朝震怒、命將軍以所執金瓜撲之。瓜及體者十七八、脇肋已斷其二。意其必死矣。命曳出。及視之、神色不動、猶能言。時侍講羅汝敬亦嘗言事。上罷朝、諭吏部曰、李時勉・羅汝敬俱有才幹、在翰林院間了、其改爲監察御史。李時勉交趾道、羅汝敬雲南道、俱令掌道、每日問囚一起、言事一章。凡三日、先生三上章言事。遂下錦衣衛獄、施以嚴刑。」

(37) 上奏の日付は、夏燮『明通鑑』卷一八、仁宗洪熙元年五月癸酉の条による。ただし実録や『国権』にはなく、何に依拠したかは不明。処分が下された日付は、『明仁宗実録』卷一〇、洪熙元年五月己卯の条による。

(38) 夏原吉『忠靖集』附録、「夏忠靖公遺事」、「五月李時勉廷諍過激、上怒欲刑之。晚諭公等曰、李時勉當朝辱朕。諭已、天顔大變。公進曰、時勉小臣之言、豈能傷損聖德。願陛下少霽天威、下法司議定罪之、未晚也。從之。」なお、明代前期に晩朝が行われていたことについては、桜井俊郎「明代題奏本制度の成立とその変容」『東洋史研究』五一卷二号、一九九二年が詳しい。

(39) 『明宣宗実録』卷二二、宣徳元年十月戊寅の条。ただし『古廉文集』卷一二、附録所収の尹恕や呉節が書いた墓誌等では、左遷された翌日洪熙帝の命により獄に繋がれたとしている。

(40)(41) 王錡『寓圃雜記』卷二、「李祭酒忠諫」。当該史料は本章本文中に後掲する。
万曆『吉安府志』卷三二、附録一、奏疏上、「夫何即位未幾、土木遽興、雖茅茨土階非今日之所宜、而峻宇雕墻、亦前聖之所戒。昔文帝嘗欲作露臺、召匠計之、值百金。帝曰、「中人十家之産也、何以臺爲。」以文帝之富、貫朽粟陳、於百金之費、猶且惜之。陛下何不惜千金之費、而欲轍〔撤〕成功而更新乎。唐太宗嘗有氣疾。百官以大内卑隘、請營一閣以居、帝憚勞民、竟不許。以太宗之治、斗米三四錢、於一閣之費、尚慮擾民。陛下何不惜民力、而取

材於遠方乎。矧宮殿創乎太祖高皇帝、同堯階禹宮之儉約、傳之萬世、可也。太宗文皇帝、既任其勞於先。陛下當守其成於後、雖當改者、猶且不忍於三年、未可改者、不宜速更於三月。矧天下之民、仰望太平、如渴者之欲飲、饑者之待哺、正宜與之休息、可也。今又重勞民力、疲罷何堪。邇聞內官催木、疾如風火、郡縣被其折辱、小民被其捶楚、公私繁擾、所至騷然。(中略)。臣之所願節民力者、此也。」

(42) なお、『明代經世文分類目錄』(東洋文庫、一九八六年)は、明代に編纂された十一種の經世文類や奏疏集を採録して分類した有益な工具書であるが、これによればこの李時勉の奏疏はいずれにも収められていない。かえって、清代の乾隆四十六年敕輯『御選明臣奏議』卷二には、「上仁宗奏疏」として載せているので、注意を要する。王錡『寓圃雜記』卷二、「李祭酒忠諫」、「翰林院侍講〔讀〕李時勉進諫、仁宗大怒、(中略)。宣宗登極、召

時勉入。遙見、即以手捋臂而怒曰、「汝何激惱先帝、而致崩邪。」時勉曰、「臣言、制中不宜屢進嬪妃、太子不可遠離膝下、并諸大事云云」。上怒少解。不久、釋其獄。方仁宗上賓、宣宗在南京得報、甚危急、今聞其言、亦有感也。」

(43) 洪熙帝の荒淫と雜戲の愛好癖は、隣国朝鮮にも知れわたっていた。『李朝実録』世宗卷四一、十年(宣徳三年)九月丁巳、「上謂代言等曰、「尹鳳率爾告予曰、『洪熙皇帝及今皇帝皆好戲事。洪熙嘗聞安南叛、終夜不寐、甚無膽氣之主也。』」知申事鄭欽之對曰、「尹鳳謂予曰、『洪熙沈於酒食、聽政無時、百官莫知早暮。今皇帝燕于宮中、長作雜戲。永樂皇帝雖有失節之事、然勤於聽政、有威可畏、鳳常慕太宗皇帝意、以今皇帝爲不足矣。』」上曰、「人主興居無節、豈美事乎。」

洪熙帝以外の宣徳帝や永樂帝に対しても率直な人物評価が示されており興味深い。洪熙帝が荒淫と丹藥の服用により死期を早めたことについては、呉晗「明成祖仁宗景帝之死及其他」『吳晗史学論著選集』第二卷(人民出版

社、一九八六年)、原載一九四二年、および楊啓樵「明代諸帝之崇尚方術及其影響」『明清史抉奥』(広角鏡出版社、一九八四年)所収を参照。

この時期の漢王高煦の動向については、後述する。

『国朝献徵録』巻五一、王英「通議大夫工部右侍郎寅菴羅公簡墓碑」。

(46)(45)(44) 評点本『明史』(中華書局、一九七四年)巻一三七、羅復仁伝に附された孫の汝敬伝では、「孫」の部分の姓と見なし「孫汝敬」すべてに傍線を附しているのは誤りである。この結果、同じく中華書局の『二十四史紀伝人名索引』(一九八〇年)や『明史人名索引』上冊(一九八五年)も、「孫汝敬」をそのまま人名とする誤りを犯している。

(47) 『明史』巻一三七、羅復仁伝、「宣宗初、上書大學士楊士奇曰、太祖高皇帝奄有四海、太宗文皇帝再造寰區、然猶翼翼兢兢、無敢豫怠。先皇帝嗣統未及期月、奄棄群臣。揆厥所由、皆儉壬小夫、獻金石之方、以致疾也。去冬、簡以愚・應詔上書。言涉不敬、罪當萬死。先皇帝憐其孤直、寬雷霆之誅、俾居言路。撫躬循省、無可稱塞。」

(49)(48) 李時勉『古廉文集』巻九、哀挽「羅侍郎哀挽詩序」。

李時勉は、獄中から自らの釈放に力添えを求めた書簡を楊士奇に宛てて出している。李時勉『古廉文集』巻八、書簡「与楊少師書、二」。初期明王朝の中央政府における江西出身者の動向については、生駒晶「明初科挙合格者の出身に關する一考察」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻(汲古書院、一九九〇年)所収を参照。

(51)(50) 本書第五章 南京還都。

本書第五章 南京還都。

(52)

岸本美緒「崇禎一七年の江南社会と北京情報」『明清時代の法と社会』（汲古書院、一九九三年）所収、のちに『明清交替と江南社会』（東京大学出版会、一九九九年）収録によれば、明末の平時においては邸報などによる北京の情報は約一ヶ月で江南に届いたという。洪熙帝の容体が悪化し、皇太子を呼び戻すために宦官海寿が遣わされたのは五月十一日で、翌月三日にはすでに皇太子が北京に到着している。その間北京・南京間の往復に要した日数は二一日。単純に計算して片道一〇日あまりである。この場合、発信者と受信者が明確である点など情報の性格違いはあるが、註(95)に触れるような皇位の継承承をめぐる不穏な事態を考慮に入れば、この日数は情報伝達の最短の事例であろう。また永樂帝の場合は、永樂十四年九月巡幸先の北京から南京まで陸路で三五日をかけて帰還している。『明太宗実録』巻一八〇、一八一、同年九く十月。舟行では、二〇日ほどで南京から北京に到達することができた。劉崧『槎翁文集』巻七、「按察司官朝会題名記」。なお、前述の岸本論文は情報伝達期間の長短にとどまらず、情報が社会秩序の変容にもたらした役割に着目したもので、従来の研究が看過していた興味深い問題を明らかにしている。

(53)

遺詔が皇后張氏の了解のもとに作成されたことについては、本書第五章 南京還都の註(96)に引用した『李朝実録』世宗卷二九、七年（洪熙元年）閏七月癸卯の条に見える。また皇太子（のちの宣徳帝）が北京にいない中で、先帝からの皇位継承が皇后の指揮のもと進められたことについては、夏原吉『忠靖集』附録「夏忠靖公遺事」に、「仁宗賓天、公（夏原吉）受顧命。時宣宗爲皇太子監國南京、中外洶洶、有漢庶人之憂。太后以公東宮舊輔、凡軍國事悉命公裁處。公密謀急迎駕還京。駕將至、群臣出迎、太后密命公留佐襄王監國。」とある。新帝即位後も軍事や国政の重要事項は、内外の政治を周知していた張皇后に決裁を仰ぐことが多かったことは、『明史』巻一一三、后妃列伝、仁宗誠孝皇后張氏伝にみえる。その死は正統七年十月のことで、十五年

以上も皇太后、あるいは太皇太后として政治に影響力を有していた。これも、閣臣のいわゆる「三楊」の存在や尚書の長期在任と並んで、この時期の政治的安定をもたらした要因の一つであった。

(54)

『明仁宗実録』卷一〇、洪熙元年五月庚辰、「詔曰、(中略)①惟宗社生民、必有君主。長子皇太子、天稟仁厚、孝友英明、先帝夙期其大器、臣民咸欽其令望。宜即皇帝位、以奉神靈之統、撫億兆之衆。(中略)②山陵制度、務從儉約。喪制用日易月、中外皆以二十七日釋服、無禁嫁聚音樂(中略)。③嗚呼、南北供億之勞、軍民俱困。四方嚮仰、咸屬南京。斯亦吾之素心、君國子民宜從衆志。」

(55)

この皇位継承は、いささか緊張をはらむものであった。皇太子が孝陵謁祭(南京留守)のため不在であった北京では、戒嚴体制が布かれ叔父漢王高煦の動静が心配されていた。『明宣宗実録』卷一、洪熙元年六月壬寅朔の条、および前掲注(38)の「夏忠靖公遺事」参照。一方、南京ではすでに皇帝死去の報も漏れ伝わっていたという。北京への召還を命じた璽書を受け取った皇太子の周辺では、軍隊を整えて後に出発すべきことや、正規の驛伝ルートではなく間道から北京に向かうよう勧める者もいた。『明宣宗実録』卷一、参照。

(56)

ただし、洪熙元年十二月、北京とともに南京の天地壇と社稷壇の配位や玉璧・玉琮が造られたのは、先帝の南京還都の決定を踏まえた措置であろう。『明宣宗実録』卷一二、洪熙元年十二月壬午の条。

(57)

『明宣宗実録』卷三、洪熙元年七月戊寅の条。

(58)

『明宣宗実録』卷七、洪熙元年八月乙亥、卷八、同年同月丁亥の条。

(59)

『明宣宗実録』卷九、洪熙元年九月壬寅、「葬獻陵。先是仁宗皇帝賓天、上命有司擇葬地、得吉兆於天壽山之陽。召尚書蹇義・夏原吉等諭之曰、「(中略)然古之聖帝明王皆從儉制。(中略)況皇帝遺詔、務從儉約、天下所共知。今建山陵、予以爲宜遵先志。卿等之意如何。」義等對曰、「聖見高遠、發於孝誠、萬世之利。」於是成山侯王通・

工部尚書黃福總其事。其制度皆上所規畫。三月告成、至是葬。」

『明宣宗實錄』卷一四、宣德元年二月乙酉の条。

(61)(60) 楊榮『文敏集』附録、楊士奇撰「楊公墓誌銘」、
「仁廟上賓、時皇太子監國南京、遺詔嗣位、公往迎於德州。既還、命公同有司相陵地。」

『明宣宗實錄』卷三、洪熙元年七月庚辰の条。

(64)(63)(62) 『明宣宗實錄』卷三、洪熙元年七月辛巳の条。

南京で行われた永樂帝の場合は、紙幣と絹織物（『明太宗實錄』卷一二下、洪武三十五〔建文四〕年九月辛卯）、同じ北京で行った洪熙帝の場合も、紙幣・絹織物・胡椒・蘇木などで（『明仁宗實錄』卷二下、永樂二十二年九月庚子）、銀は含まれていない。銀が盛んに賜与に用いられたのは、むしろ元代のことである。愛宕松男「元朝の対漢人政策」原載一九四三年、のちに『愛宕松男東洋史学論集』第四卷（三一書房、一九八八年）に収録。小林新三「元朝における銀の賜与について」『元史刑法志の研究訳註』（教育書籍、一九六二年）所収を参照。

(65) 『明宣宗實錄』卷六、洪熙元年閏七月癸亥、「其一、正洪基。昔太祖高皇帝龍飛淮右、肇基江左、建極三十餘年。寵綏四方、和輯萬民。制度文爲、比隆上古。繼以太宗・仁宗、嗣承大統、悉遵舊章、建立兩京、用倣周制、威震胡虜、華夷清寧、長策遠慮、固當世守。然南京則江山雄固、水陸兼通。國用所需、民力易辦。供輸漕運、與夫四方朝貢、道里適均、天下咸以爲便。乞命勲舊將臣、於北京訓練精銳、繕修城池、堅利用兵、廣開屯田、聚積糧儲、以備邊防、皇上回鑾南京、則深慰軍民之望。」

(66) 『明宣宗實錄』卷八、洪熙元年八月癸未、「行在欽天監天文生李宗善言、有母居南京、年老無丁男侍奉、乞躬往迎養。上諭行在禮部臣曰、母子至情、不可拘以常例、其即遣行。蓋常例天文生、不予私告、雖父母没不得丁憂、止

豫告奔喪耳。」

(67)

布目潮颯「明朝の諸王政策とその影響」『隋唐史研究』（同朋舎、一九六八年）所収、原載一九四四年参照。なお、王崇武「明靖難史事考証稿」『国立中央研究院歴史語言研究所專刊』二五、一九四五年は、靖難の役と漢王の乱の共通点に着目し、後者に関する史料から失われた建文期の史書の推察を試みている。

暴鴻昌「高煦叛辭」『歴史研究』一九八八年二期。

その経緯については、楊士奇『東里別集』卷二、聖諭録下、宣徳元年の条に詳しい。

(70)(69)(68)

『明宣宗實録』卷二〇、宣徳元年八月壬戌朔、「是月丁卯、高煦遣百戸陳剛齋奏言、仁宗皇帝不當違洪武・永樂舊制與文臣誥敕封贈。謂上不當修理南巡席殿等事、爲朝廷過。遂斥二三大臣爲奸臣、而指夏原吉爲首。並索誅之。末爲危語、以撼朝廷。」

(71)

『明宣宗實録』卷二〇、宣徳元年八月辛巳、「昧爽、至樂安駐蹕城北、（中略）。乃遣敕諭高煦云、今山東都司・布政司・按察司及衛所府州縣官鄧真等、并爾護衛軍校餘丁枚青等、民人王埒*等五百餘人奏、爾反逆。朕皆未信。及覽陳剛等齋至本、上誣先帝、遂及朕躬、爾罪著矣。」

(72)

夏原吉『忠靖集』、附録「夏忠靖公遺事」、「八月漢庶人謀反、移檄誣輔臣、奸邪亂政、以公爲首。蓋公等得君贊治不利于己也。上夜召公等入議。公免冠頓首曰、「臣不才、致變親藩。罪當死。」上曰、「卿何爲是言。彼蓋假卿以興兵耳。休戚與卿同之。」命分坐密議、屏左右語。楊文敏公、首勸上親征。上難之、顧公。公曰、「往事可鑒、不可失也。」

(73)

本書第三章 北京遷都 五。『明宣宗實録』卷二〇、宣徳元年八月辛未、「中官侯泰自樂安州還（中略）。高煦曰、「爾舊人宜知我舉兵之故。」（侯）泰曰「不知也。」高煦曰、「太宗皇帝聽信讒間、削我護衛、徙置樂安州。」

仁宗皇帝不復我護衛、不與大城池、徒以金帛餌我。今上舉口譚祖宗舊制、吾豈能鬱鬱久居此乎。」

『明宣宗實錄』卷三、洪熙元年七月庚辰の条。

『明宣宗實錄』卷一九、宣德元年七月戊申の条。

鄭克晟『明代政争探源』（天津古籍出版社、一九八八年）八二〜八三頁。

(77)(76)(75)(74) 蓆殿（行殿）は、永楽帝の巡幸コースから判断して、滁州・鳳陽・徐州・濟寧州・東平州・景州・河間府・涿州などの地点を結ぶルート上に設置されていたと推測される。『明太宗實錄』卷八九・八九、永楽七年二〜三月。また濟寧州に設けられた行殿については、同書卷八八、永楽七年二月庚子の条にみえる。北直隸の広平府永年県では、附近に設けられた行殿で執役する校尉を負担していた。『明英宗實錄』卷六、宣德十年六月甲辰の条。

(78) 『明宣宗實錄』卷一九、宣德元年七月癸巳、「右都御史王彰言、修理南京至北京行殿、有司所發民丁赴役者、十僅一二、又多逃者。乞併其官吏逮問。上曰、方秋民正收穫、無奪其時。行殿候農隙、略加修葺。官吏亦不必問。」

なお、この王彰の上言は、「今言うところは率ね常事にして、軍民の利病に切ならず」と帝が直々の叱責する勅文を承けてなされたものであった。『明宣宗實錄』卷一八、宣德元年六月庚寅の条。

(79) 『明宣宗實錄』卷二〇、宣德元年八月乙丑、「上罷朝、退御左順門、謂工部尚書吳中曰、自良郷至江浦、凡有行殿之處、多役軍民看守、徒勞人力。即令錦衣衛遣官馳驛往諭、每處止留數人、其餘皆遣著役寧家。」

本書第五章 南京還都。

本書第五章 南京還都。

(82)(81)(80) 皇長孫の輔導については、『明太宗實錄』卷一〇一、永楽八年二月辛丑の条や註(38)前掲の「夏忠靖公遺事」

にみえる。

『明宣宗実録』卷二一、宣德元年九月丁未・壬子の条。

(84)(83) 李晋華編『明代敕撰書攷附引得』（哈佛燕京学社、一九六六年）の「宣德朝敕撰書」には、『御製東征記』についての記載がない。

(85) 『明宣宗実録』卷二〇、宣德元年八月壬戌朔、「太宗北征晏駕、高煦之子瞻圻、時在北京。凡朝廷所説施、皆潜遣人馳報高煦、一晝夜六七行。高煦亦數十遣人潜伏京師伺察。」

なお、高煦が多くの史書で酷評されているような「日事游嬉、荒怠不學之流」ではなく、学問もあり書法家としても優れた才能を有していたことについては、趙令揚「朱高熾・高煦兄弟争位浅議」『明清史集刊』一、一九八五年参照。

(86) 洪武期の国都問題と諸王政策については、呉晗「明代靖難之役與国都北遷」『清華学報』一〇卷四期、一九三五年。檀上寛「明王朝成立期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」『東洋史研究』三七卷三号、一九七八年、のちに『明朝専制支配の史的構造』（汲古書院、一九九五年）に収録。佐藤文俊「明・太祖の諸王封建について」『明清時代の法と社会』（汲古書院、一九九三年）所収、のちに『明代王府の研究』（研文出版、一九九九年）に収録等参照。

『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月甲戌、卷三九、三年二月壬午の条。

『明太宗実録』卷一七四、永樂十四年三月甲辰の条。

高岱『鴻猷録』卷九、「征漢庶人」、「漢庶人高煦、成祖第二子也。多智譎、頗材武自負。靖難師起、常從征有功。成祖戰白溝時、爲南師所扼、戰苦久、所佩矢三服射皆盡、劍鋒折不可用。高煦適轉鬪至、上撫之曰、「吾疲甚、

汝往督戰。世子久疾、事成、當以汝爲東宮。吾兒勉之。」高煦力戰破南師。暨上登極、仁宗正位儲宮、高煦封漢王、不能無望。」

(90)

かつて漢王が雲南や山東青州に「之国」を命じられたが敢えて南京を離れようとしなかったことから、近従の者の中には樂安での拳兵ののち南京に向かうと予測する者がいたが、宣徳帝は漢王の集めた土民や護衛軍の家族の多くは樂安に居ることから、この見方を退けている。確かに、漢王の陣営内でも後軍を領していた知州朱恒は、南京を手に入れば大事が成ると勧めていた。『明宣宗実録』卷二〇、宣徳元年八月癸酉・戊寅の条。しかし、これは応天府出身の朱恒の個人的意見にすぎず、結局衆人の贊同を得られなかったことからみても、漢王が洪熙帝と同様に南京を志向していたことを示すものではない。王直『抑菴文集』卷一一、「少師泰和楊公伝」の中で、北京遷都にあたり漢王は南京留守を望んでいたと楊士奇が述べているのは、あくまで永楽帝存命中のことである。

『明宣宗実録』卷二二、宣徳元年十月戊寅の条。

(92)(91)

『明宣宗実録』卷二二、宣徳元年十月己卯、「行在工部尚書吳中奏擬、來年修造殿宇、各色工匠、先已放回。請遣官預往各布政司并直隸府州、選匠三萬人、每三丁朋合一丁、期正月皆至。上命姑止。」

これは、北京と明記されておらず南京宮殿の修理を指すとも考えられなくもない。しかし同卷の翌十一月壬寅の条には、南京宮殿修理の完成間近いことや、これまで工事に動員されていた民夫の放遣や官軍の運糧業務への復帰が述べられていることから判断して、南京の宮殿に関するものではありえない。

『明仁宗実録』卷九上、同年四月癸卯の条。

(94)(93)

還都決定後は、南京では襄城伯李隆および太監王景弘・鄭和が協議のうえ守備にあたる体制が取られていた。この体制は宣徳帝のもとでも継続した。『明宣宗実録』卷二、洪熙元年六月辛亥の条。

(95)

『明仁宗實錄』卷九上、洪熙元年四月甲辰、「敕南京太監王景弘曰、朕、以來春還京。今遣官匠人等前來。爾即提督、將九五殿各宮院、凡有滲漏之處、隨宜修葺、但可居足矣。不必過爲整齊、以重勞人力。」

『明宣宗實錄』卷三、洪熙元年七月甲戌の条。

『明宣宗實錄』卷一、洪熙元年六月庚戌の条。

『明宣宗實錄』卷七、洪熙元年八月乙亥の条。

『明宣宗實錄』卷七、洪熙元年八月戊子の条。

『明宣宗實錄』卷一一、洪熙元年十一月辛丑の条。

『明宣宗實錄』卷一一、洪熙元年十一月癸卯、「行在工部尚書吳中奏、南京修理殿宇未完、請於鎮江等衛撥軍士

二萬人助役。上曰、南京間曠軍士亦多、不須別取。其再計議。於是中與尚書張本等議、原下西洋官軍一萬餘人久間、可令協助。從之。」

『明宣宗實錄』卷一四、宣德元年二月丙寅の条。

『明宣宗實錄』卷二二、宣德元年十一月壬辰の条。

『明宣宗實錄』卷一四、宣德元年二月壬辰の条。

『明宣宗實錄』卷一七、宣德元年五月癸卯、卷二八、二年六月癸酉、卷三〇、二年八月癸酉の条。

『明宣宗實錄』卷二五、宣德二年二月戊子の条。

『明宣宗實錄』卷二五、宣德二年二月丙戌の条。

『明宣宗實錄』卷三〇、宣德二年八月癸未、「起復工部尚書甄庸。時庸以親喪家居、行在吏部尚書蹇義等言、南

(108)(107)(106)(105)(104)(103)(102)

(101)(100)(99)(98)(97)(96)

京工部事繁、而堂上缺官、故有是命。」

(109) 因みに甄庸が南京工部尚書を致仕するのは、宣徳七年六月のことである。『明宣宗実録』卷九一、宣徳七年六月辛卯の条。

(110) 『明宣宗実録』卷四一、宣徳三年四月甲寅、「罷南京諸司修造夫匠。先是襄城伯李隆言、内府庫及光祿寺常起人夫修理、近又增工匠數千人。俱是江寧・上元二縣坊廂用錢雇募、不免艱難。上曰、南京有何興造而勞民如此。遣監察御史陳搏往察之。至是搏奏其弊、遂悉罷之。」

(112) 『明宣宗実録』卷四二、宣徳三年閏四月癸卯、卷四九、宣徳三年十二月丙申の条。

(111) 『明宣宗実録』卷四六、宣徳三年八月辛卯、「革北京行後軍都督府及行部。永樂初建北京、置行後軍都督府・行部。及遷都北京、置五府・六部、皆如南京、行都督府・行部猶存。凡五府・六部文移合行北京直隸衛所・府縣者、及直隸衛所・府縣申達五府・六部者、必經行都督府・行部、文移重複、事或稽誤。上命公侯伯・尚書・都御史・學士議。於是英國公張輔・吏部尚書蹇義等言、北京既有五府・六部大小衙門、其行府・行部宜革。上從之。」

註 (27) 前掲の徐泓論文。

(113) 『明宣宗実録』卷二五、宣徳二年二月丙戌、卷二八、同年六月辛巳の条。

(116) 『明宣宗実録』卷四二、宣徳三年閏四月丙申の条。

(115) 『明宣宗実録』卷四三、宣徳三年五月丙寅の条。

(117) 『明英宗実録』卷四六、正統三年九月乙酉、「行在行部尚書李友直卒、(中略)既建北京、改布政司爲行部、陞左侍郎。時初作宮殿、營繕務殷、咸命友直董之、遂改爲行在工部左侍郎。仁宗皇帝臨御、陞北京行部尚書。宣宗皇

(1250124012301220121012001190118)

帝嗣位、改行在工部尚書。凡朝廷有大興作、悉以委之。」

『明宣宗實錄』卷四八、宣德三年十一月己巳の条。

『明宣宗實錄』卷六三、宣德五年二月乙酉の条。

『明宣宗實錄』卷四四、宣德三年六月丁酉・己亥の条。

『明宣宗實錄』卷四五、宣德三年七月丙辰・辛酉の条。

『明宣宗實錄』卷五六、宣德四年七月丙午の条。

『明宣宗實錄』卷六三、宣德五年二月癸未の条。

『明英宗實錄』卷八五、同年十一月甲午朔の条。

楊士奇『東里統集』卷二七、「工部尚書李公神道碑銘」、
「宣宗皇帝嗣位、改行在工部尚書。嘗奉命董採殿材於蜀、設施有方、綏撫有誠、勞者不怨。自是朝廷凡有興作重役、悉以委之。其臨事有條理、而體卹下情、所行悉公、是以人從事集、訕誹不興、而屢承勞錫焉。」

および『明英宗實錄』卷四六、正統三年九月乙酉の条。

『明宣宗實錄』卷四六、宣德三年八月癸巳の条。

『明宣宗實錄』卷三二、宣德二年十月壬申、卷四五、三年七月甲子の条。

『明宣宗實錄』卷四六、宣德三年八月壬寅の条。

『明宣宗實錄』卷四七、宣德三年九月辛亥の条。

『明宣宗實錄』卷四七、宣德三年九月癸丑の条。

(1300129012801270126)

『明宣宗実録』卷四七、宣德三年九月乙卯・壬戌の条。

『明宣宗実録』卷四七、宣德三年九月甲子・庚午・壬午の条。

もちろん、すべてが永楽政治の継承であったわけではない。宣德二年十一月の安南の独立承認などは、国内政治にも波及効果が大きい選択であった。しかし華夷一統の世界認識を朝貢体制として位置づけたという点では、鄭和の再派遣と同様な路線にあると考えられる。『明宣宗実録』卷三三、宣德二年十一月乙酉朔の条。

註(23) 前掲の星著書第一章 明代における漕運法の発展、および呉著書九五頁。京営形成過程については、青

山治郎「明代における京営の形成について」『東方学』四二輯、一九七一年、のちに『明代京営史研究』（響文社、一九九六年）に収録を参照。これによれば、京営は永楽七年の北京巡幸とそれに続くモンゴル親征に起源を發し、次第に組織された行軍体制の三大営が平時の体制に変わるの遷都後の永楽二十年ころであり、宣德二年の班軍の定制度化をもって制度的に完成したという。

『明宣宗実録』卷六、洪熙元年閏七月甲寅、「上將遣鄭王瞻垓詣南京謁孝陵、命行在戸部・兵部、預遣官於水陸路道、備芻糧舟車。」

『明宣宗実録』卷七、洪熙元年八月甲戌、「行在禮部進鄭王詣南京謁陵合行事宜、（中略）凡遇正旦・冬至・萬壽聖節・皇太后聖節・中宮千秋節、王於本府拜進表箋、由西安門出入、南京各が門官、止於朔望日見王。王府遇有合行事務、俱照常例發落。」

なお、「本府」は王の官府の意味と考えられるが、具体的にどこを指すかは不明。因みに洪熙帝が皇太子時代に南京で監国した際には、奉天殿の東側の文華殿で行っていた。

本書第五章 南京還都。

(133)(132)(131)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138) 宣徳帝の皇長子（のちの正統帝）が生まれるのは、宣徳二年十一月のことである。『明宣宗実録』卷三三、同年同月乙未の条。

(139) 『明宣宗実録』卷八、洪熙元年八月甲申、「遣鄭王瞻垞還南京謁孝陵。」

同書卷一〇、元年十月己巳、「召鄭王瞻垞還。勅行在兵部尚書李慶治南京兵部。勅曰、南京國家之本、所係甚重。朕夙夜在念。必有心腹大臣居之。卿下留彼專理兵部之事。卿國之輔臣、勉盡乃心、以副朕意。欽哉。慶先隨侍鄭

王赴南京。至是、召王還、故特留慶云。」

(140) 本書第五章 南京還都。実録による限りでも、この北京召還の命が出てからこの年十二月末まで八回、翌宣徳元年には一〇回、二年には十一回、四年には七回、五年には三回、地震が記録されている。ただし、この概算では、一日に二度以上発生している場合も一回として処理している。

(141) 洪熙帝の南京留守に対する認識については、『明宣宗実録』卷一に収める皇太子派遣のエピソードから知ることができる。「洪熙元年春、南京屢奏地震。仁宗皇帝諭廷臣曰、「南京國家根本之地、災異如此、天戒可畏。朕當亟往、但皇考新覆山陵、何忍遽違。」群臣或請、命親王及重臣往守者。仁宗曰「非皇太子不可。太子仁德威望、足以服人心。人心安、即天意定矣。況太祖皇帝陵寢、奉違已久、朕夙夜在念。今皇太子往、庶幾如朕往矣。」又曰「往年皇攷北巡、無内顧之憂者、蓋以朕守南京、今豈可他命。」遂召上計之。」

なお、宣徳四年には南京の「旧内」に故郢靖王の妻子とその一族を住まわせる決定がなされたことがある。『明宣宗実録』卷五一、宣徳四年二月乙未、「命内官楊禮移郢靖王宮眷、居南京舊内。敕太監王景弘等、凡歲時朝暮衣服飲食百需、皆内府依期給之。仍時遣人省視、不許怠慢。先是、上謂侍臣曰、「郢靖王無嗣、其宮眷尚留安陸、國中無主。朕欲移眞南京舊内、庶供給皆便。於義何如。」侍臣對曰、此陛下親親之仁、處置當矣。遂有是命。」

永楽六年湖広安陸に就藩太祖の二四番目の皇子郢王棟は、すでに永楽十二年に没していたが、後継がなく王府は取り潰された。あとに残された親族はその後も安陸の旧邸に留まっていたものの、仁宗の第九子で宣徳帝の弟梁王瞻・が新たに就藩したのに伴い、臨時の措置として彼らを南京に住まわせることにした。これは、あくまで一時的措置に過ぎず、かえって南京の地位の低下を示すものである。『明太宗実録』巻一五八、永楽十二年十一月庚子朔、および『明史』巻一一八、諸王列伝・郢王棟。

- (142) 愛宕松男『世界の歴史Ⅱ、アジアの征服王朝』（河出書房新社、一九六九年）「国際関係の変化と第二次南北朝の展開」、および愛宕松男・寺田隆信『中国の歴史6、元・明』（講談社、一九七四年）「一、元朝前史」参照。
(143) 開封「北京」の設定については、『明太祖実録』巻三四、洪武元年八月己巳朔の条。中都については、松本隆晴「明代中都建設始末」『東方学』六七、一九八四年、のちに『明代北辺防衛体制の研究』（汲古書院、二〇〇一年）に収録、王剣英『明中都』中華書局、一九九二年を参照。

- (144) 檀上寛「明王朝成立期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」『東洋史研究』三七巻三号、一九七八年。

- (145) 宮崎市定「洪武から永楽へ——初期明朝政権の性格——」原載一九六九年。のちに『宮崎市定全集』一三巻（岩波書店、一九九二年）収録。田村實造「歴史上からみた北京の国都性」原載一九四三年。のちに『中国征服王朝の研究』中（同朋舎、一九七一年）に収録。杉山正明「クビライと大都」梅原郁編『中国近世の都市と文化』（京都大学人文科学研究所、一九八四年）所収、のちに『世界を変貌させたモンゴル』（角川書店、二〇〇〇年）収録を参照。

- (146) 閻崇年「明永楽帝遷都北京述議」『中国古都研究』一輯（浙江人民出版社、一九八五年）も、遷都を批判する意

(147)

見は、正統以前は漕糧の転輸が重視され、正統以後、すなわち土木の変後は北京城の防衛が問題とされたことを指摘している。

斯波義信「文化の生態環境」『民族の世界史5、漢民族と中国社会』（山川出版社、一九八三年）所収は、宋以後、とりわけ北京遷都後に示されるように、漢・唐まではあまりめだたなかった政治基本地域と経済基本地域が、むしろ乖離しはじめたことを指摘している。

北京定都——正統年間における奉天殿再建と首都空間整備——

はじめに

永楽朝に北京遷都が実現したという周知の事実から、明朝における北京の首都空間の成立も永楽帝の時代に結びつけて語られることが多い⁽¹⁾。しかし、本書第三章で詳しく述べたように、永楽帝の在位二十二年間の終わりに近い十九年（一四二一）正月の時点では、いわゆる紫禁城内の三殿二宮や太廟・天地壇などの国家祭祀施設がやっと完成しただけであった⁽²⁾。その三殿も三ヶ月後の四月には落雷を受けて焼失し、さらに翌年閏十二月には乾清宮も火災を被ったために北京の地位が動揺し、洪熙帝によって南京遷都の決定が下されるに至る経緯については、第五章で詳しく説明した。またこれに続く第六章では、在位一年に満たない洪熙帝の後を嗣いだ、永楽帝の孫にあたる宣徳帝のもとで、再度北京定都へと軌道修正されていく背景を考察した。本章では、引き続き宣徳から正統年間に至る三殿二宮の再建と、首都空間整備の過程を辿り、正統年間に実現した「北京定都」の意義を明らかにしたい。

一 建設資材の調達と労働力の編成

1 木材調達と運搬の再開

前章でも触れたように、宣徳三年（一四二八）八月に文武の重臣を集めた会議の結果、北京行部と北京行後軍都督府の廃止を正式に決定する直前から、焼失した三殿再建のための木材調達の動きが表面化していた。宮殿材の採木のために、三年五月に行在工部尚書李友直以下、五名の官僚を四川や湖広に派遣したのがそれである(3)。しかしその後五年二月に、農事の開始を前にして、宣徳帝は四川に派遣された李友直らに勅書を与えて木材調達の中止を指示した。伐採した木材を一旦随所で堆積することと、軍士と民夫をすべて帰農させる措置が取られた(4)。翌年六年正月には、湖広での採木の役も中止された。湖広地方には、工部侍郎の黄宗載と呉廷用が派遣され、採木作業を監督していた。また以前に伐採した木材を民夫を用いて南京の龍山廠まで運搬する作業も行われていたが、旱害を理由に中止された(5)。また江西袁州府や直隸徽州府などでも、木材調達が行われていたことが知られる(6)。

宣徳年間の木材調達で、永楽年間のそれと異なるのは、山西など北京の周辺地域での採木が多く見られることである。例えば、三年二月には内府房屋や庫廠・橋梁の修理に用いる木材を山西で採木することを行在工部尚書呉中が提案したが、農作業の開始を理由に一時中止された例がある(7)。九年には、紫荆関などで木材を運搬する軍士や民夫二〇〇〇人に口糧を支給したことが見える(8)。翌年五月には、昌平州密雲県の霧靈山で採木に従事する軍士・民夫や工匠が数多く、毎月支給する口糧を現地まで転運するのが困難であるとして、商人を利用した開中法による納糧を行在戸部が提案し裁可されている(9)。また正統四年に正陽門城楼の修築に用いた木材は、蔚州・保安州などの山場で伐採し、筏に編成して渾河を下り小屯廠まで運び込んだものであった(10)。

この時期、山西地域でも木材調達が行われるようになったのは、湖広地方などでは永楽年間の伐採のために大木が不足がちとなっていたからであった。九年六月に提出された行在工部尚書吳中の上奏は、その間の事情を伝えてくれる⁽¹¹⁾。すなわち、湖広の木材を産する山場では永楽年間には民間の伐採を禁じていた。近年はその禁を犯す者が多く、大木がほとんどなくなり、宮建に用いる木材は險阻な山奥まで分け入らなければならぬとして、従来どおり伐採を禁止することを提案している。さらに、山西大同蔚州の美峪・九龍口・五福山等処の木材産地にも禁令を出すことを提案したが、宣徳帝は「山林川沢の利は古者より民とこれ共にする」という立場から許さなかつた。

木材伐採の再開とともに、その運搬も始まった。大運河の区間では、漕運軍を動員していたので、運軍を統括する平江伯陳瑄が搬運した木材数を報告している。運河が凍結する冬期間は、輸送が一時中止された⁽¹²⁾。木材運搬作業が本格化した宣徳五年には、永康侯徐安や行在工部侍郎羅汝敬に命じて、直沽（天津）から通州張家湾に至る沿河での木材運搬を監督させ、軍民や商人の船隻の通行を妨げないよう措置を取らせている⁽¹³⁾。八年四月には、南北直隸や河南で発生した旱害のために、各地で伐採した木材を現地の山場に堆積苦蓋^{とまがけ}し、輸送中のものは北京に搬運する詔が出されているが、翌年六月になると、木材運搬を再開した⁽¹⁴⁾。

しかし十年正月元に旦、帝の「不豫^{ふよ}」を理由に年賀の礼が中止されると、翌日には、行在工部および南京守備襄城伯李隆・太監王景弘等や南京工部に対して勅令を出し、各地での採辦や買辦、とくに营造物料や西洋下り船隻を艤装する木材の調達をすべて停止した。またこれに従事する軍士・民夫や工匠の帰郷と派遣した内外官員の回京、沿河一帯で運搬中の木材を随所に堆積苦蓋することなども指示された⁽¹⁵⁾。採木を総督していた都督任礼と侍郎魏源や各地の都司・布政司・按察司と巡按監察御史にも、同様の勅が出されている。翌三日に、宣徳帝が死去した。在位十一年、享年三十八歳であった。父洪熙帝による南京還都の決定を軌道修正する北京定都の実現は、次の世代に持ち越された。

宣徳から正統初年にかけて北京に搬運された木材の数量については、『明英宗実録』卷三三、正統二年八月乙亥の条に見える「齊化門外に楠杉木等木三十八萬、而して四方より運ぶ者日び至る」という記載から、その膨大な数量の一端を窺うことができる。北京城の東側の齊化門（のちの朝陽門）外には、大木廠が設けられており⁽¹⁶⁾、永楽年間以來、余った木材は工部が旗校・軍夫四〇〇〇人を動員して苦蓋し看守していた⁽¹⁷⁾。しかし管理が悪く腐朽したり火事による被害などが絶えず、宣徳年間には、帝が各木廠で貯蔵する大木管理を徹底するよう直々に指示したほどであった⁽¹⁸⁾。

採木のほかに、引き続き甗瓦焼造や石材運搬も行われていたことは、宣徳五年に播種期を迎えて運河沿いの地方での焼甗や運石の停止を帝が指示していることなどから窺うことができる⁽¹⁹⁾。

2 武功三衛の増設——軍匠の編成

宣徳年間において注目されるのは、北京の营造工事の主要な労働力となる武功三衛が増設整備されたことである。营造工事を再開するにあたって、軍匠の編成方法がまず問題となった。工匠の役を負擔する匠戸は、行政系統の州県と軍事系統の衛所にそれぞれ所属していたが、両者を区別して前者は民匠、後者は軍匠とも呼ばれた。また労役負擔の形態から、各地から上京し三ヶ月間輪番で上班する輪班匠と在京居住の住坐匠とに分かれる。ただし、この区分は、洪武年間から存在していたのではない。洪武十九年（一三八六）までに制度的に確立した輪班匠に対して、住坐匠は、永楽遷都以後に北京においてその制度が整備された⁽²⁰⁾。

宣徳元年に行在工部侍郎蔡信は、浙江等都司はもろろ北辺の大同・寧夏・宣府諸衛の軍匠も含めて、北京で執役する工匠（輪班匠）の家族をもすべて北京に遷して錦衣衛に所属させ、恒常的に労働力を確保することを提案した。

これに対して、行在兵部尚書張本は、全国二四五衛所の軍匠の総数は二万六〇〇〇人で、現在は正丁一人のみを供役させているが、軍匠の家族をも移すとすれば、かりに家庭内の丁数を三、四丁としても、一〇万人に近い移動となり、北辺の兵力不足や世情不安を招くとして反対した。宣徳帝もこれに同意し、中止された⁽²¹⁾。帝自身も指摘しているように、提案した蔡信は永楽年間に長陵建設の功績によって營繕所所正より工部營繕清吏司郎中に抜擢された技術者出身であった⁽²²⁾ことから、營造工事の人員確保を最優先した提案であったと考えられる。

さて、武功中衛の五千戸所が永楽十四年末に新たに設置されたことについては、すでに言及した⁽²³⁾。武功中衛は、南丹衛などから改編した官軍と新編の軍匠を統括していた。これらの官軍と軍匠は、北京營建にあたり工匠として宮殿工事に従事していたことから、行在工部尚書吳中が提案して工部の所属とした⁽²⁴⁾。さらに漢王府護衛を改めた楽安守禦千戸所や趙王の常山中護衛⁽²⁵⁾の軍匠などもこれに隷属させたので、中衛所属の軍匠はすでに一万名を超えていた。

二年五月には、「庶人」身分に下された晋王の太原三護衛⁽²⁶⁾や振武衛などから移した軍匠をもとに武功左衛が新たに設置され、左・右・中・前・後の五千戸所を配置した。左衛を管轄する衛所官には、兵部に命じて羽林前衛などから調遣した指揮・千百戸李整ら七四名をもって充てた。このように、宣徳初年に増員された武功中衛や武功左衛の軍匠は、漢王高煦の乱後に進められた護衛削減⁽²⁷⁾の動きの結果、余分となった軍士からなっていた。

翌三年十二月には、武功左衛にさらに中左・中右・中中・中前・中後の五千戸所を増設した。これは、逃亡した工匠が捕らえられ軍役に充てられた者が一万五〇〇名を超えていたからで、武功中衛の例にならって五千戸所を増設した⁽²⁸⁾。これらの衛所官には、羽林衛などから官員を選んで授けた。宣徳年間に入ると、在京の工匠五〇〇〇名あまりが逃亡している事実が表面化していることから、実はこの時期に軍匠が急増したのは、逃亡した工匠狩りが盛んに行

わかれて家族とともに軍匠に編成された者が多かったことも、その一因であった⁽²⁹⁾。

さらに六年四月には、神武前・右等衛の軍匠や各地で逃亡した工匠を徴発して軍役に充てられた者を編成して武功右衛一〇千戸所を増置した。その衛所官には、万全右等衛で余分となっている指揮・千戸馮原ら四三人を調用した⁽³⁰⁾。

これに対し、北京に居住する住坐匠は、もともと永樂初年に南京および浙江等処の工匠を強制移住した者と、永樂帝の北京巡幸に扈従し各監局で上工した者からなっていた。『宣宗実録』卷五二、宣德四年三月乙丑の条には、永樂年間に南京から移住し内府の天財庫で執役する紙匠の例が見える⁽³¹⁾が、前者の例であろう。これらの工匠は、宣德五年三月に至って初めて北京の大興・宛平県に附籍させる措置が取られた⁽³²⁾。北京の營造工事が一段落する正統七年以降には、住坐匠に支給された田土の減税や軍匠の子弟や家人の附籍など、北京への定着が図られている⁽³³⁾。

宣德年間の營造工事では、以上の軍匠や民匠のほかに、外衛の官軍も動員された。宣德十年二月に行在五軍都督府及び行在兵部に出された勅には、營造に動員され官軍が軍事訓練に専念できないとして、營造の役を中止したことが述べられている⁽³⁴⁾。

その後の輪班匠編成方法の変遷を一瞥すると、英宗即位後に出された宣德十年二月の詔では、逃亡した民匠で従来武功三衛に編成し軍匠に充当された者を、宣德帝の陵墓の造営が終了するのを待って、民匠に戻し北京に居住させる措置を取るとしている⁽³⁵⁾。その年の七月には、さきの詔に基づき逃亡の理由で充軍させられた者を民匠に戻し、武功三衛の増設した一〇千戸所を五千戸所に削減した⁽³⁶⁾。また景泰年間になると、輪班匠の班次軽減がしばしば提案されていたが、五年（一四五四）四月に、洪武二十六年⁽³⁷⁾に定めて以来の班次が改定された。従来は、二年一班や三年一班など一定していなかったが、すべて四年一次の規定となった。工匠の原額二八万九〇〇〇余名のうち、「事故」を除き、北京の工匠は一八万二〇〇〇名で、南京は五万八〇〇〇名。北京の場合で言えば、毎年四万五〇〇〇名、季節

ごとに一万一〇〇〇名が輪班する計算であった(38)。

二 宣徳年間における皇城内部と中央官庁の整備

1 皇城東側の拡張と天財甲乙丙丁等庫の新設

宣徳年間に入って、洪熙帝の南京還都の決定が放棄され北京の营造が再開されたとはいえ、焼失した三殿二宮の再建へと一気に進んだわけではなかった。前述したように木材調達が再開される一方で、营造工事は、皇城内の整備と拡張、および国家祭祀に関係する諸施設の整備と一部の中央官庁の建設に止まっていた。

皇城内では、まず宣徳元年に天地・山川壇や皇城四門および登聞鼓の修理が行われた(39)。三年以降には、皇城内の海子周辺の整備が進められた。その年の八月には、太液池に架かる海子橋(玉河橋)の修理が行われた。翌年三月には、成国公朱勇に命じて軍士五〇〇〇人を動員して、海子牆垣を修理させた(40)。この時期には、瓊華島の山頂にある広寒殿や清暑殿の修葺も行われている(41)。

七年六月になると、皇城を玉河の東岸まで拡張する工事が行われた。

上は、東安門外縁河の居人の黄牆に逼近し喧囂けんこうの聲の大内に徹とどくを以て、行在工部に命じて、黄牆を河の東に改築せしむ。皇城の西に隙地あきち有りて甚だ廣し、豫め縁河の人を徙しここに居せしむ。錦衣衛指揮・監察御史・給事中各一員に命じて、その舊居の地の廣狹を度り、舊の如く地を與えて居を作らしむ。官吏・軍民工匠には、俱に假か二〇日を給し、居を治せしむ(42)。

拡張工事が行われたのは、皇城東側の東安門外を南に流れる玉河の両側にはすでに官吏や軍民の工匠の家々が数多く建ち並び、庶民の生活にいそむ物音が内まで届いて不都合と考えられたからである。このため、これらの家屋をまだ空き地の残る皇城西側に移す計画が立てられた。移転に際しては、錦衣衛指揮や監察御史・給事中各一員に宅地面積を測らせ、これに基づき代替地を支給することを命じた。また移転を余儀なくされた人々には、家屋の新築のため二〇日間の休暇を与えることも決まった。

行在工部の見積りによれば、新たに玉河の東岸に黄牆を築く工事は六万五〇〇〇人の動員が見込まれた。民夫の徴発だけでは足りず、成国公朱勇の率いる兵士三万五〇〇〇人を投入することを提案した。帝は、炎暑の季節を理由に工事開始を秋まで延期するよう指示した⁽⁴³⁾。とはいえ、工事の方は秋以降に民夫に官軍を加えて実施され、翌年八月には工事が完了し、東安門を玉河（元の通惠河）に架かる橋の東側に移した⁽⁴⁴⁾。皇城内に取り込まれた河道（元代の通惠河の一部）が、玉河と名付けられるのも、おそらくこの時のことであろう。なお、この拡張により運河の一部が皇城内に取り込まれ、通惠河との連繋が断たれたために、従来これを溯って皇城の北に位置する積水潭まで出入りしていた剥船の停泊が全く不可能となった。その結果、元朝以来の積水潭の経済的機能の喪失、北京城内における商業的中心の皇城北側から南側への移動の趨勢が決定的なものとなった⁽⁴⁵⁾。

英宗即位後には、皇城南側部分の整備が始まった。まず宣徳十年四月に、皇城の南門にあたる大明門の周辺の江米巷（のちの東交民巷）に石橋（玉河橋）が造られた⁽⁴⁶⁾。ついで正統元年（一四三六）六月に、瓦や敷瓦の損壊が甚だしい（午門）左右闕門および承天門外の長安左・右門が修理され⁽⁴⁷⁾、さらに長安左・右門外の南に東・西公生門を設けた⁽⁴⁸⁾。八月には、午門文・武樓の朝鐘を新たに鑄造した⁽⁴⁹⁾。これに先立って、宣徳十年に六科の文書を保管するスペースを承天門外に設置している⁽⁵⁰⁾。正統三年九月には西中門の修理が行われた⁽⁵¹⁾。翌四年九月には、金水河岸の修

理が行われた(52)。

またこの時期には、皇城内西北隅にある内府各庫の整備も行われた。従来、甲・乙・丙・丁等庫は、皇城外に置かれており出納に不便であった。英宗の即位当初に皇城内への移転が計画されたものの、その経費が膨大なために実現しなかった(53)が、三年五月に至ってようやく移転工事が実施された。

甲・乙・丙・丁等庫を内府に遷す。初め、上は各庫に外に在りて出納に便ならざるを以て、久しく遷移せんと欲するも果せず。ここに至たり、始めてこれを遷す(54)。

甲・乙・丙・丁等庫の移転により、旧庫に収蔵されていた物品の点検と移動が行われた。その業務の処理には、魏国公徐顕宗と行在戸部右侍郎呉璽が任されている(55)。

2 行在礼部の建設

中央官庁では、六部のうち行在礼部が最初に大明門の東側に建設された(56)。

行在禮部を北京大明門の東に建てる。時に五府・六部皆未だ建てず、禮部の典つかさどるところのものは天地・宗廟・社稷の重き、及び四方萬國の朝覲會同する者皆ここに有事するを以て、故に首はじめにこれを建てる。その地位・規制は、みな南京の如くして弘壯をこれに加う(57)。

最初に行在礼部が建設されたのは、礼部が担当する国家祭祀の重要性や内外の朝覲に関係する者がみなここに出仕するためであった(58)。工事は六年五月に完成し、六月には落成を祝う宴が催され、公侯伯や駙馬都尉、五軍都督府の都督や六部の尚書・侍郎、都御史、翰林院学士、国子監祭酒、及び通政司・大理寺・太常寺・光祿寺・鴻臚寺の掌印官、それに礼部の属官が列席した(59)。翌月には、属官がそこで執務するように命じられ、「礼部公用」と刻した什器類一

六二点が支給された。すでに南京から移していた礼部の蔵書一二〇部、総計二八〇〇冊もここに配架された(60)。

行在礼部の公署が最優先された経緯については、楊士奇の手になる「勅建礼部之碑」にさらに詳しく見える。

宣徳六年十月、北京に新たに禮部を作りて成る。(中略)時に北京は創建未だ久しからずして、百司官府みな未だ作らず。その公署及び文書を治するの舎は、率ね簡便に就く。蓋し未だ及ぶに暇あらざるなり。一日(胡)が殿中に奏事するに、上曰く、「國家大典禮は悉く禮部に隸す、以て簡なわさりにすべきに非ず。その官府は宜しく先に備うべし」と。工部に勅してこれを作らしむ。地を大明門の東に度り、西向、中に正堂を爲る。然して臣伏して覲るに、未だ禮部を作らざるの先、有司は上の居する所の宮殿庫隘なるを以て、地を拓きて改作せんことを請う。上曰く、「朕方に倦倦として息民を心と爲す、居室は豈に今急ぐところならんや。其の奏を却しりぞく。(中略)盛んなるかな、是の役や。禮を重じるを先務と爲して再び有司の請を却く、聖徳の大なるものなり。臣は忝く史氏を職とせば、謹んで備さにこれを書さん(61)。

これによれば、宮殿よりも礼部の建設が最優先されたのは、当然のことながら宣徳帝のイニシアティヴが大きかったとしている。さらに、ここに名前が出ている行在礼部尚書胡・の役割も大きかったであろう。胡・は、宣徳帝が即位すると、礼部左侍郎兼南京国子祭酒から北京に呼び戻され、宣徳元年四月に行在礼部尚書に昇任した。以来、天順元年(一四五七)正月まで三〇年以上にわたって尚書の地位にあった(62)。宣徳五年に行在戸部尚書夏原吉が死去(63)すると、胡はそのポストも一時兼ねるなど、内閣大学士の三楊を除けば、永樂以来の重臣ではほとんど唯一の存在と云ってよかった。

行在礼部のほかに、これと関わりの深い諸施設の修理がこの時期に集中して行われた。外国の朝貢使節の宿泊所となる会同館の庁堂や房舎四三〇餘間の修理工事が宣徳六年八月に決まった(64)。七年六月には南京の制に倣って朝天

宮を西直門内に建設した。朝天宮は上帝を奉じる宮観あるが、広い敷地を有するこの宮では、正旦・冬至や聖節に先立ち、百官による宮中の儀式のリハーサルが行われた。工事は八年閏八月に完成するが、朝天宮が建設される以前には慶寿寺や靈濟宮がリハーサルの場として利用されていた⁽⁶⁵⁾。また北京の国子監の齋舎や大成殿前両廡の修理、房舎の建設も行われた⁽⁶⁶⁾。やや遅れるが、九年五月には東安門内の（行在）光祿寺の解宇・倉庫の修理が行われた⁽⁶⁷⁾。また十年八月には行在太常寺が後軍都督府の南側に建てられた⁽⁶⁸⁾。行在太常寺は、永樂年間以来、元の万寿宮の承慶堂に間借りしていた状態を解消した。

国家祭祀の関係では、まず宣徳元年五月に、天地壇と山川壇の修理が行われた⁽⁶⁹⁾。四年七月には、天地壇の齋宮と後廡舎の増築が行われた⁽⁷⁰⁾。また天地壇や鐘鼓司・教坊司などの楽器や衣服を新調した。北京ではこれらの製作にあたる工匠が足りなかったため、浙江布政司などや南直隸の蘇州や松江府などから特別に選り出し従事させた⁽⁷¹⁾。八年六月には太廟や社稷壇の宰牲房などの修理が⁽⁷²⁾、九年六月には天地壇内の大祀殿西門の修理が命じられた⁽⁷³⁾。

英宗即位後も、同様に天地壇の殿廡や牆垣、山川壇の具服殿の修理が続けられている。正統二年六月には太廟・社稷壇の祭器の修理が、四年九月には天地壇の齋宮や殿宇の修理が行われている⁽⁷⁴⁾。こうした北京の国家祭祀施設の整備を重視する姿勢は、同時期の南京では天地・山川壇などの祭器や祭服の修補について急を要するものに止めている措置と比べても際だっており、南京の地位の低落傾向は明らかであった⁽⁷⁵⁾。

国家祭祀以外では、北京城隍廟や順天府厲壇も修理された⁽⁷⁶⁾。元の大都で獄死した南宋の忠臣文天祥を祀る文丞相祠は、明初洪武年間に教忠坊に建てられていたが、宣徳四年に順天府尹李庸が勅旨を奉じて重修した⁽⁷⁷⁾。

道教関係では、宣徳五年に皇城西側にある大徳観が改築された。大徳観は、崇恩真君（北宋四川の人薩守堅）と隆恩真君（王元帥）の二真君を祀り、このころ北京で最も崇拜されていた道観の一つであったらしい。この道観が北京

の人々の信仰を集めたのは、杭州出身の道士周思得が王元帥の法を行って知られ、永楽帝の親征にも従いしばしば靈異を顕したからであった。英宗即位直後の宣徳十年十二月にも改修が行われている(78)。大徳観の東側には、正統初年に北極星を祀る紫微殿が建てられ、紫微大帝の像が安置された。紫微大帝は、道教の最高神とされるが、これが皇城近くに祀られたのは、一般に皇帝に住まう皇城が天上の紫微垣を地上に投影したものと考えられていたからである(79)。同年七月には、皇城西側の小時雍坊にある靈濟宮(80)が改築された。靈濟宮は、永楽十五年三月に永楽帝が建てたもので福建の靈濟二真君を祀っていた。

軍政系統では、宣徳三年に行在後軍都督府の府治が、翌年には行在中軍都督府の府治の修理が行われている(81)が、これが大明門の西側に新築されるのは、正統年間のことである。五年二月には、府軍前衛の幼軍營を西南隅に建設した(82)。

この時期には、高級官僚による住宅の取得も進んだ。官僚が邸宅を取得した例では、大学士楊榮(東楊)が宣徳二年に長安門の南に中古の官房三間を手に入れて改修している(83)。住居というよりは、退朝後の休憩のために作られ、翰林院の官たちが集うサロンとして利用されていた。楊士奇(西楊)の場合には、軍民が雑居する東華門の外環に賜第された(84)。五年には衍聖公孔彦縉に北京城内の居第が賜与された。これまで毎年来朝の際には民家に間借りしており、洪熙帝の時にも一度賜与の命が出されたことがあったが実現していなかったのである(85)。七年には、吏部尚書蹇儀が居第を文明門内の長安門東側に賜った。宦官の提出した設計図が気に入らず帝が直々にこれを画いたという(86)。行在礼部尚書胡・の場合は、長安右門に近い大時雍坊の麻繩衛衛に邸第を与えられた(87)。またすでに数千を数える国子監生のために、本監東側の金吾衛などの草場二所に房舎を建設した(88)。

こうした住宅建設の動きは、内官や内使にまで波及し、宮中外に居室を建てる動きが指摘されている(89)。とくに宦

官の場合、宣徳三年六月に太監楊慶が広大な私第を建てた際に官有の木材や磚瓦を不正に融通したことが発覚し、行在工部尚書吳中が投獄された事件が最も早期の事例である⁽⁹⁰⁾。また司礼監太監王振が皇城の東側に大邸宅を建て、その東側に智化寺を建立したこともよく知られている⁽⁹¹⁾。

正統二年には、東安門外に官房が増設された。これは宣徳年間に諸王邸の南に建設された順徳長公主府を改造したものであった⁽⁹²⁾。五年には、行在都察院右僉都御史王翱が少卿劉禎の遺した官房の賜与を願い出て許されている⁽⁹³⁾。

三 京城九門の城壁・門楼と城濠・橋梁・水門等の整備

1 宣徳年間

永楽年間に拡張された北京城の南城壁は、宣徳年間に入って三年七月に文明門などの周辺が修理された⁽⁹⁴⁾。これは、五月から六月にかけて華北一帯を襲った長雨によつて被害を受けたからであった⁽⁹⁵⁾。またこの時期には、各城門外に設けられた橋梁の修築工事もしばしば行われている。『宣宗実録』に基づき順に列記する⁽⁹⁶⁾と、元年九月に文明門外橋梁、三年七月に文明・順承二門外橋梁、五年六月に麗正門⁽⁹⁷⁾橋梁、同年八月に徳勝門外橋梁、七年十月に文明門と徳勝門外橋、八年五月に北京城南門外橋などの工事を挙げる事ができる。これらの修理が行われた時期が秋霖の時期に集中していることから、これらも雨期をへた後の通常の補修工事と判断される。後述するように、この時期まで北京城の各城門橋には元の大都城と同様に木橋が用いられていた。

2 正統初年

正統年間になると、北京城城壁の大規模な整備が始まった⁽⁹⁸⁾。その契機の一つとなったのは、宣徳九年二月、北京城東南に位置する文明門樓の火災であった⁽⁹⁹⁾。火災の原因は、城壁に隣接した城内の民家から失火して、門樓にまで延焼したためであった。行在工部尚書呉中の提案で、永楽年間の先例にならって城壁から二〇丈（約六五メートル）あまりの空き地を設け、城壁に隣接して居住する貧家には、別の場所を与えて立ち退かせることが決まった⁽¹⁰⁰⁾。翌七月、都督僉事王彥に命じて、五軍神機營の官軍および民夫を用いて城壁の修理を行わせた⁽¹⁰¹⁾。ただし、監督にあたる王彥は、翌十年九月には鎮守薊州等処總兵官として北辺の城堡修築に従事している⁽¹⁰²⁾ことが知られるから、部分的な改修工事にとどまったと考えられる。引き続き十月には、延焼した文明門外橋や南門外減水河閘の修理も行われた⁽¹⁰³⁾。

その後、正統元年十月に至り、太監阮安・都督同知沈清・行在工部尚書呉中に対して軍士と民夫数万人を動員して北京城九門の城樓建設が命じられた。

太監阮安・都督同知沈清・少保工部尚書呉中に命じて、軍夫数万人を率いて、京師九門の城樓を修建せしむ。初め京城は元の舊に因る、永楽中に略ぼ加葺すると雖も、然ども月城・樓鋪の制、多く未だ備わらず。ここに至たり、始めて命じてこれを修めしむ⁽¹⁰⁴⁾。

北京城の城壁は、元の大都城のそれをほぼ踏襲していた。本書第三章でも触れたように、洪武初年の北城壁の縮小工事や、遷都プロジェクトが大規模に進められた永楽年間には南城壁の拡張改修が行われたものの、月城（甕城）や城樓・鋪舎房などの施設はまだ整備されていなかったもので、これらの整備に着手した。城樓の改修に伴って、元朝以来の大都城の名称が用いられていた南城壁の麗正門・文明門・順承門は、正陽門・崇文門・宣武門にそれぞれ改められ、東城壁の齊化門は朝陽門に、西城壁の平則門は阜城門に改められた⁽¹⁰⁵⁾。これらの門名に、洪武初年に新たに設けられ

た北城壁の徳勝門と安定門、および永楽年間すでに東城壁の崇仁門を改めた東直門と西城壁の和義門を改めた西直門を加えれば、明朝に入って北京城九門の門名はすべて一新されたことになる。

工事の命が下った当初、匠作技術に精通し永楽年間の北京宮建工事でも活躍した工部侍郎蔡信⁽¹⁰⁶⁾は、規模の大きさから見て一八万人の動員とそれに見合う建築資材を調達する必要があると揚言していた。しかし阮安の活躍により、実際には官軍一万あまりの操練を停止して工事に従事させただけで大規模な動員は行わず、材木などの諸経費も官府で調達済みのものを用いたという⁽¹⁰⁷⁾。

工事は、最初に北京城の西城壁、次に北城壁、東城壁、最後に南城壁という順序で進められた。正統二年正月に、まず西城牆の平則門・西直等門の門楼や城濠の修築工事が始まった⁽¹⁰⁸⁾。十月には、各門の門楼と角楼や橋梁の工事が完了した⁽¹⁰⁹⁾。

北城壁の徳勝・安定二門の城楼の改修工事は、二年四月に始まった⁽¹¹⁰⁾。これらの城楼の改修は、かつて宣徳十年八月にも行在工部が提案したことがあったが、京倉や通倉の建設、山陵の殿宇や靈濟宮の造営工事を理由に延期されていた。実際、宣徳帝の陵墓である景陵の建設には、軍匠一〇万人が動員されていた⁽¹¹¹⁾。北城壁の工事に先立ち、徳勝門内の海子（積水潭）の湖岸も修築されている⁽¹¹²⁾。

東城壁の朝陽門と東直門の城楼については、三年正月に行在工部尚書吳中と侍郎李庸を派遣し朝陽門と東直門の神を祭り、五軍・神機等營の官軍一万四〇〇〇人を動員する工事計画が立てられた⁽¹¹³⁾。三月にこれら二門の城楼建設のために、尚書吳中と侍郎邵旻を派遣して司工の神を祭った⁽¹¹⁴⁾。五月に東城壁外の大通橋閘も完成した⁽¹¹⁵⁾。八月には、各門の門楼・城河の橋梁の修築工事が一応終了したとして、同じく吳中と侍郎李庸・邵旻を派遣し各門の司工神を祭り、さらに順天府府尹姜濤には北京の城隍神を祭らせている⁽¹¹⁶⁾。その後四年春に、南城壁の正陽門城楼の修築工事が

始まった⁽¹¹⁷⁾。また崇文門外の三里河橋の修理も行われた⁽¹¹⁸⁾。

四年四月に至り、京城九門の門楼・城濠・橋梁・水閘・街道・坊牌工事がほぼ完成した。正陽門には、正楼が一座、その月城には、中・左・右楼が各一座が設けられた。それ以外の崇文門・宣武門・朝陽門・阜成門・東直門・西直門・安定門・徳勝門の八門には、それぞれ正楼一座と月城の箭楼一座が設けられた。また各門外には牌楼が立てられ、城壁の四隅にはそれぞれ角楼が立てられた。京城を取り囲む城濠（護城河）は深く掘り下げられ、両岸にはすべて磚石が敷かれた。九門には、従来木橋の城門橋が架けられていたが、これをすべて石橋に架け替えた。橋と橋の間には、水位を調節する水閘（水門）も設けられた。濠水は、京城の西北隅から注ぎ込んで東流し、九橋と九閘をめぐって東南隅から流れ出し、大通橋を経て通惠河に注ぎ込むように設計された⁽¹¹⁹⁾。

この時期には、各城門楼や角楼のほかに城壁頂上の外側部分に雉堞（ちよ姫垣）の整備なども行われて、北京城の城壁と城濠は一新された⁽¹²⁰⁾。城濠の汚染や毀損を禁止する榜文が掲示されるなど、その取り締まりも強化されている⁽¹²¹⁾。

3 正統四年の北京城水害以後

翌五月三日には、これらの一連の工事が完了したので行在工部尚書吳中を派遣して司工神を祭っている⁽¹²²⁾。完成の慶びもつかの間それから二〇日あまりで、京城内は、浸水倒壊した官舎や民居などの家屋三、三九〇区、溺死した男女二人人という大水害に襲われた⁽¹²³⁾。富裕な者はよそに間借りし、貧者は長安街に野宿する人たちで溢れた。これ以前に、北京は二ヶ月以上も雨が降らない状態が続いていた。前夜からにわか降り出した大雨は、一晚中降り続いたので、城内の水路を浚う間もなかった。城外の濠は新たに磚石を整いたため、その幅は従来に比べて半減していた。加えて新たに設置した石橋と水閘が水流を壅遏したので、水の逃げ場が無くなって鉄砲水となり、被害を大きくした。

明らかに工事の設計ミスがもたらした人災であった。とくに、大明門以西の辺りは地勢が低く、雨潦が集中して、住民の多くは居を移さねばならなかった。

水害の直後には、京城内外の高爽の土地や官有の廠房を選んで家屋を失った官吏や軍民への住まいを提供する一方で、被災した家々には米一石を、溺死者には鈔五〇〇貫を支給した⁽¹²⁴⁾。翌六月には、行在工部が正陽等の門外に減水河を設置するとともに、城中の溝渠を浚渫するように提案して裁可された⁽¹²⁵⁾。しかし、その工事も十分なものではなかったらしく、翌五年六月にも大明門以西、宣武街以东の地区が再び浸水した。一帯の住民が避難し、残った者はほとんどなく、盗賊も発生するあり様となった。決壊した河岸を塞ぎ、宣武橋西に減水河を開く一方、住民が避難してできた空き地に官軍・民匠を募って移り住まわせることが提案された⁽¹²⁶⁾。実録には、京城西南の河川を浚ったことが見える⁽¹²⁷⁾。

四年六月、雨水で壊れた徳勝門内外の土城や甃城の修復工事が行われた⁽¹²⁸⁾。翌年には、正陽・崇文二門の城壁が修築された⁽¹²⁹⁾。ただし、この時点では城壁の内側はまだ土築であり、これが磚石で固められるのは、正統十年以後のことである⁽¹³⁰⁾。東城壁の改修工事は、十一年七月に完了し、北城壁の改修工事は、十二年閏四月に完了している⁽¹³¹⁾。

四 三殿二宮の再建

宣徳十年（一四三五）二月十三日、即位から一月あまり経過した時点で、英宗正統帝は、住居を大内に移そうとして行在工部に乾清宮と東華門内の各殿宇の修葺を命じた。

上は將に居を大内に移さんとし、工（部）に命じて乾清宮並びに東華門内の各殿宇を修葺せしむ⁽¹³²⁾。

永樂十八年末（一四二〇）に完成した乾清宮は、二年後の二十年閏十二月に火災⁽¹³³⁾を被った。前年四月の奉天・華蓋・謹身三殿の焼失に続く大内の火災であった。その後、宣徳初年に火災を受けた宮殿の修築工事が一度計画されたことがあった。行在工部尚書呉中は、各布政司や直隸府州から工匠三万人を選び、三丁毎に一丁を動員するプランを立案したものの、帝は暫く中止することを命じたので、工事は延期された⁽¹³⁴⁾。永樂から宣徳年間に至るまでの実録には、ほかに乾清宮などの宮殿を修復したという記載はなく、この間歴代の皇帝が宮城内のどこに起居していたかは明らかではない。或いは、永樂帝が北京巡幸にあたって十四年に臨時の「視朝之所」として建設した西宮⁽¹³⁵⁾に起居していた可能性が考えられるであろう。

さて、正統帝の命を承けて修葺工事が実際に始まったことは、工事にあたった工匠や人夫に藁魚二斤・鈔一〇錠・草鞋一双^{ぞう}が賜与されていることから確認できる⁽¹³⁶⁾。しかし、この時はおそらく東華門内の殿宇の工事に限定したものであったろう。乾清宮の修葺工事の方はすぐには実現せず、後述するように正統四年に始まったからである。

その後、正統元年末から二年春にかけて、三殿二宮や京城九門の城楼および中央諸官庁の建設プランが作成されたことは、李時勉の「宮建紀成記」に見える。その中心的役割を果たしたのは、安南出身の太監阮安であった。

正統丁巳（二年）春、皇上^{おも}以えらく、三殿は朝會燕享の所、而して九門と百官庶府とは皆まさに營建すべきところのものなり。乃ち内官太監と工部の臣とに命じて、計議以聞せしむ。議既に定まる。上は内官阮某に命じて曰く、經營圖爲は悉く以て汝に付す。汝出でてこれを總べよ。其れ往きて欽めよ⁽¹³⁷⁾。

この時期には、設計を任された阮安のほかにも安南出身の宦官梁端や陳謹が活躍していた⁽¹³⁸⁾。

四年十二月朔日になって司工の神を祭り、いよいよ乾清宮の修復工事に着手した⁽¹³⁹⁾。乾清宮の修復工事に続き五年三月六日には、奉天・華蓋・謹身三殿と坤寧宮の再建工事も始まった。この日、駙馬都尉西寧侯宋瑛らが天地壇・太

廟・社稷壇や司工神に派遣されて、工事の開始を祭告している⁽¹⁴⁰⁾。これに先立ち二月十八日には左都督沈清⁽¹⁴¹⁾と尚書吳中に官軍と工匠の提督を命じた。兩名に与えられた諭旨では、工事に従事する軍民を十分に撫恤し、把総や管工官および工匠の作頭が不正を行わないよう取り締まることを指示していた⁽¹⁴²⁾。

これらの工事は、永樂十九年四月の三殿焼失以来、長い間奉天門を朝政の場として使用せざるを得なかった異常な状態を解消するためのものであった。

初め、太宗皇帝 宮闕を營建するも、尚お多く未だ備わらず。三殿成りて而復た災す。奉天門を以て正朝と爲す。ここに至り、これを修造す。見役の工匠・操練官軍七萬人を發して工を興こす。その材木諸料は俱に舊の採辦儲積するところのもの、故に事集りて民擾れず⁽¹⁴³⁾。

正統年間の宮殿工事の動員数については、永樂年間とは異なつて明確な数字が残されており、現在役に充てられている工匠に操練のため動員された官軍を加えて七万人に上つた。そのうち、各監局工匠と各地からの輪班匠が三万余人で、操練の官軍は三万六〇〇〇人であった⁽¹⁴⁴⁾。正統年間の場合、主力に工匠と官軍を用い、一般の民丁を動員していない点の特徴であった⁽¹⁴⁵⁾。また実録には、木材等の調達についても、これに以前の永樂・宣徳年間にすでに調達準備されたものを用いたので、民衆を擾乱させなかったとある。これは裏を返せば、正確な動員数の記録が残されていない永樂年間の遷都プロジェクトが、いかに困難な事業であったかが浮かび上がるであろう。

五年十一月には、奉天殿の棟^{むなぎ}と梁^{はり}が大内に運び込まれた。成国公朱勇・礼部尚書胡・工部尚書吳中を派遣して、司工・正陽・午門の神を祭つた⁽¹⁴⁶⁾。この月、宮殿建設のために南京から特殊な技能を有する軍民工匠二〇〇人あまりを新たに徴用している⁽¹⁴⁷⁾。六年正月には、三殿の立木式（柱立）が行われた⁽¹⁴⁸⁾。

その年三月十七日、いよいよ再建される三殿の上梁式を迎えた。この日、礼部尚書胡を派遣して司工の神を祭つ

たうえで、巳の刻（午前十時ごろ）に上梁（棟上げ）が行われた⁽¹⁴⁹⁾。宮殿工事が終わりに近づいた五月、さきに南京から動員していた工匠らに交鈔五錠を賞賜し、一足先に便船を仕立てて南京に帰した。八月には在京の工匠らにも一月間の休暇が与えられた⁽¹⁵⁰⁾。

九月朔日に、官を遣わして天地・太廟・社稷・山川の諸神に三殿二宮の完成が報告された⁽¹⁵¹⁾。翌十月には、大内宮殿の門廡が一新したのを承けて、内官・内使に対し、職務のため大内に入出する際には礼法を遵守してすり減らしたり汚したりすることがないようにとの宣旨が出された⁽¹⁵²⁾。付言すれば、この年の六月に宮城内の文淵閣の排架書目である『文淵閣書目』が楊士奇らの手によって完成したのは、これらの工事の進捗状況と密接に関係している。永樂十一年に南京の文淵閣から移送した書籍は、左順門内北廊に収貯されたままであったが、この時初めて文淵閣の東閣に移され、逐一点検のうえ、排架されたからである⁽¹⁵³⁾。

三殿の禁扁は、永樂の時と同様に松江府華亭出身の行在通政司右参議朱孔暘が揮毫している⁽¹⁵⁴⁾。朱は、その功勞により順天府府丞に昇進し、従来どおり内府書辦を兼ねた。宮殿の新築にあわせて、南京の工部と景德鎮のある江西饒州府に命じて製造させていた九龍九鳳膳卓等器は、納品が間に合わず、督促が命じられた⁽¹⁵⁵⁾。

ついで宮殿完成による賞賜が実施された。太監阮安と僧保には、各おの金五〇両、銀一〇〇両、紵糸五表裏、鈔一万貫。都督同知沈清⁽¹⁵⁶⁾は修武伯に昇進させ、代々食禄一千石の世襲とし、行在工部尚書吳中には少師に昇進させ、各人に紵糸五表裏、鈔五千貫を賜与した。太僕寺少卿馮春と楊青は、ともに工部左侍郎に昇任して各おの紵糸二表裏、鈔二千貫を与えたほか、所正や工匠らにもそれぞれ絹や鈔が賞賜された⁽¹⁵⁷⁾。なかでも、この間の三殿・二宮の再建工事の準備を進めるうえで重要な役割を果たしたのは、行在工部尚書吳中であった。吳中は、永樂十五年以來尚書として北京宮殿の工事に携わっていた。前述したように十九年十一月に夏原吉とともに投獄されるも、洪熙帝の即位によ

り釈放されて工部尚書に再任され、以後、長陵・献陵・景陵三陵の建設工事を取り仕切った。正統年間の営建工事では中央財政主導で工事を進め、地方官府や一般民衆への負担を極力抑えたという⁽¹⁵⁸⁾。

十一月三日には、宮殿完成を祝う宴が催された。国初以来の故事では、宦官は外朝の宴には加わることはできなかった。このため、正統帝に寵信されてその当時日の出の勢いの司礼監太監王振といえども、陪席は許されなかった。祝宴の最中、帝が様子を見に行かせると、王振は「成王を輔佐する周公のごとき自分がどうして同席できないのか」と怒りを露わにしていた。帝も愉しまず、東華門の中門を開くように命じてその出入りを許した。王振が門外まで至ると、百官がみな噂を聞いて拝礼したので、王振は機嫌を直したという⁽¹⁵⁹⁾。北京で三殿をはじめとして北京城内で建設ラッシュが続いていたこの時期は、内閣大学士楊榮らに代わって司礼監太監王振が若い正統帝の政治を左右しようとした時期でもあった⁽¹⁶⁰⁾。

五 京師北京の成立——定都以後の首都空間整備

これまでに明らかにした正統帝の即位後における三殿二宮の再建や中央官庁の建設、京城九門城壁の整備によって、「行在」の地位に逆戻りしていた北京を再び「京師」に定位する動きが出てくるのは当然の帰結であった。永樂十九年の北京遷都以後、あらゆる情報が北京に集中する体制が確立し、かつて洪熙帝が南京遷都の決定を下した当時の北京地位の動揺の記憶も次第に薄れていく中で、南京に再び冠せられていた「京師」という名称が虚名となるのは、もはや避けられなかったからである。

事実、正統帝の即位直後に南京の歳費と主事などのポストを削減する動きが始まった⁽¹⁶¹⁾。元年九月に応天府に社稷

壇を新たに設置するように帝が命じたのも、こうした南京の地位低下を追認したものであった⁽¹⁶²⁾。というのは、明初の京師南京には皇城内の午門の西側に社稷壇が存在していたので、応天府自身の社稷壇を設置していなかった。しかし遷都によって太社・太稷を北京に移し⁽¹⁶³⁾、その祭礼も北京で行われ、南京の社稷壇が利用されない状況が長く続いている以上、あらためて応天府の社稷壇を設置する必要が出てきたのである。

五年三月には、巡按直隸監察御史丘俊が南京御史は員数が多い割には事務が簡略であるとして、あらかじめ北京に赴かせて行在北京の御史と一緒に差遣すること提案した。この時は、行在都都察院右都御史陳智がこれに反対し、許可されなかった。監察業務の一元化という点から言えば、丘俊の提案はより合理的にみえるが、北京がまだ「行在」という名称を冠せられている以上、それは許し難いことであった⁽¹⁶⁴⁾。

六年八月になると、浙江の寧波府知府鄭恪^{かく}が行在北京を「京師」に改めることを提案する上奏を行った。

浙江寧波府知府鄭恪が言うに、「國家の兩京を肇建するは、古制に合う。太宗皇帝の鼎を北京に定めしより以來、四聖相承けて南面を正して萬方に朝すること、ここに四十年なり。而して諸司の文移印章乃るになお行在の稱に仍るは、名實未だ當らず。請うらくは名を京師と正し、その南京諸司宜しく改めて南京某府部と曰うは、理において得たると爲す」と。禮部尚書胡・が言うに、「行在は太宗皇帝の定めしところ、^{かた}輒に変更有る可からず」と。事遂に寢む⁽¹⁶⁵⁾。

鄭恪によるこの提案は、永樂十九年の遷都以後、皇帝が北京で政務を執り全国を統治する体制が、太宗・仁宗・宣宗・今上皇帝と四代を数えて四〇年をすでに経過しているという実態を踏まえたものであった。一地方官の目から視れば、文書行政レヴェルでしか用いられなくなりつつある行在の名称を実態に即して改めようとするもので、これは当然の提案であった。しかし、行在礼部尚書胡・は、北京が行在の地位にあるのは太宗皇帝が定めたもので、ただちに

変更すべきではないと反対して、そのままとなった。

永楽帝以来の旧臣でこの間の経緯にも詳しい胡⁽¹⁶⁶⁾が、太宗皇帝の名を持ち出して反対したのは、厳密に言えば、事実即していない。というのは、本書第五章で明らかにしたように、その時点で北京に「行在」の名称を冠し南京が「京師」とされていたのは、永楽七年に始まる永楽帝の三次に及んだ北京巡幸に淵源するものではなく、洪熙帝による南京遷都の決定の結果であったからである。ただ、洪熙帝の決定も、永楽遷都直後の奉天殿焼失を契機とした北京の地位の動揺に端を発していたという点を重視すれば、三殿の再建工事がほぼ完成したとはいえ、まだ奉天門での朝政が続いている現時点でただちに変更するのは時期尚早であると、胡⁽¹⁶⁷⁾は考えたのかもしれない。

実は、洪熙朝において南京遷都を主張したこともある胡⁽¹⁶⁷⁾自身も、北京から「行在」の名称が外される日がそれほど遠くないことを或いは認識していたかもしれない。正統元年九月のこと、胡は不注意にも行在礼部の官印を紛失したことがあった⁽¹⁶⁸⁾。胡は自らの不謹慎を自己批判したが、帝はこれを不問にし、改めて官印を造り与えた。しかしよく見ると新たに給された官印には、「行在礼部」ではなく「行礼部」と改められていた。「在」の一字が取られたのは、字数を揃えるためであろうが、「京師」ではないという点において、かつては重要な意味を与えられていた「行在」の二字がすでに実態にそぐわず意味を失いつつあったからでもあるだろう。

六年十月末日、正統帝は居を完成したばかりの大内の乾清宮に移した。明日、奉天殿で視朝することが天地・宗廟・社稷・山川の諸神に祭告された⁽¹⁶⁹⁾。皇帝が乾清宮に戻ったのは、永楽二十年閏十二月の火災以来のことであるから、実に二〇年ぶりのことであった。

翌十一月朔日、帝は再建された奉天殿に御し初めて群臣の朝賀に臨んだ。この日、あわせて四一項目の赦令からなる大赦の詔を全国に発した⁽¹⁷⁰⁾。奉天殿で朝政が行われるのも、永楽十九年四月の三殿火災以後、「正朝」の場を焼け

残った奉天門に移していたから、同様に二一年ぶりのことであつた⁽¹⁷¹⁾。この日、北京と南京の文武衙門の官印が新たに発給された。

改めて兩京文武衙門の印を給す。これより先き北京諸衙門は、皆冠するに行在の字を以てす、ここに至り宮殿成るを以て、始めてこれを去る。而して南京諸衙門において南京の二字を増し、遂に悉く其の印を改む⁽¹⁷²⁾。

洪熙年間以来、「行在」の二字を冠していた北京の諸官庁からこの二字が取り除かれ、南京諸衙門には、改めて「南京」の二字を付け加えた。実録には、宮殿の完成により官印を新たに発給する事務手続きが取られたことを記すだけである。しかし、十一月二十六日に、兩京の新印を発給した事実を以下のような勅文で内外にあらためて通知したことから明らかのように、この事務手続きには特別な意図が込められていた。

今南北二京の文武大小衙門の印章は、悉くすでに新製し、即ちに頒給行用せしむ。舊印は俱に内府に送りて収貯し、仍りて中外に行して通知せしむ。故に諭す⁽¹⁷³⁾。

寧波知府鄭恪がすでに指摘したように、確かに北京は京師としての実質をすでに有しており、「行在」北京の名称も文書行政レヴェルの問題に過ぎないように見える。しかし、そもそもこの行在化の措置が、洪熙帝による南京遷都の決定、さらに溯れば、永樂遷都直後の奉天殿焼失を契機とした北京の地位の動揺に端を発していた以上、奉天殿の再建によって終止符が打たれるべきであつた。十一月朔日の再建された奉天殿での朝賀の儀式と兩京の新印発給は、永樂十九年四月の三殿焼失以来、北京の地位をめぐる動揺を最終的に清算することであつた。これ以後、北京の諸官庁はもちろん個々人の官名からも「行在」の名称が取り除かれ⁽¹⁷⁴⁾、北京は名実ともに京師となつた。

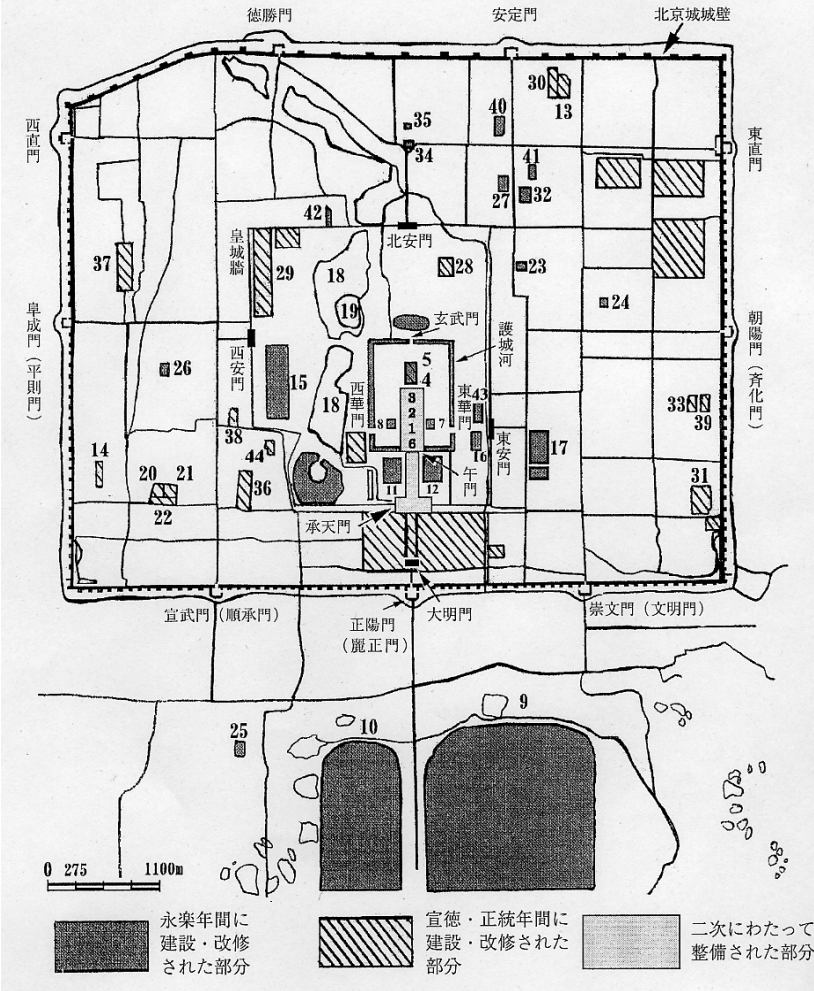
八年二月には、南京官の大規模な削減が実施された⁽¹⁷⁵⁾。六部の吏部では員外郎四員・司務一員、戸部では主事九員・司務一員、礼部では員外郎四員・司務一員、兵部では主事四員・司務一員、刑部では主事一員・司務一員・司獄二

員、工部では司務一員、都察院では司務一員・司獄三員、大理寺では左右寺副各一員・左評事二員・右評事五員・司務一員、太常寺では博士一員・典簿一員、光祿寺では典簿一員・録事一員・署丞一二員・監事一二員、鴻臚寺では鳴讚二員・序班三二員で、合計一〇五員にのぼる大量の定員削減であった。南京官は、北京京師化の正式決定以前から、すでに事務量に比してポストの過剰が目立ち始めていた。南京戸部主事蘇洪の削減提案が吏部に下され、議論の結果これが決定した。

さて、三殿二宮が再建され「行在」が取り除かれた正統六年十一月以後には、北京では中央官庁の建設ラッシュが続いた。これまで中央官庁は、前述したように行在礼部を除いて、永楽年間の北京巡幸時以来の旧官房を利用していた。これらの建物の多くは、元の大都以來の建物を利用しており、諸官庁は城内に無秩序に散在していた。これを大明門の左右に集中させ、しかも文武の二大系統に振り分けて配置したので都城の象徴性がより高まった。これらの建設工事を中心となって推進したのは、正統七年四月に工部尚書を致仕した吳中に替わって七月に任用された王きん・であった⁽¹⁷⁶⁾。

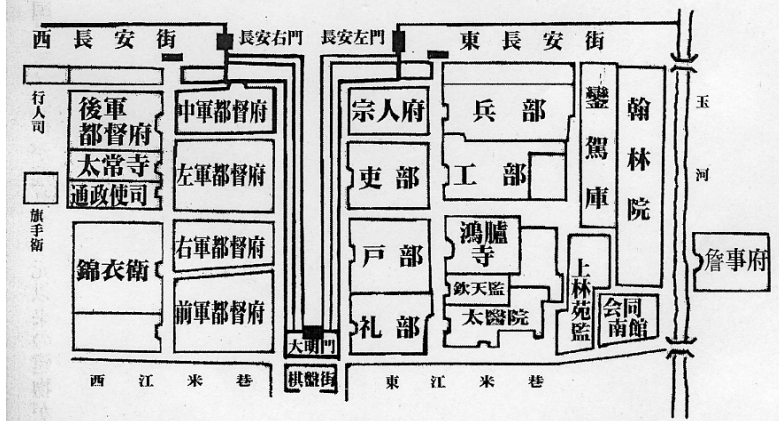
まず七年四月までに、宗人府・吏部・戸部・兵部・工部・鴻臚寺・欽天監・太醫院が大明門の東側に、翰林院が長安左門外の東側、玉河西岸に建設された⁽¹⁷⁷⁾。北京に翰林院の公署が建てられたのはこの時が初めてであった。八月には、中・左・右・前・後の五軍都督府・太常寺・通政司・錦衣衛各衙門を大明門の西側に、行人司を長安右門外の西に建設した⁽¹⁷⁸⁾。九月には、宣徳年間に一足先に建られていた礼部公署の修築が行われた⁽¹⁷⁹⁾。太僕寺は、正統年間に入ってから一度修理したことがあったが、官署のスペースが狭かったため、皇城西の万宝坊にある旧兵部の建物を改造した⁽¹⁸⁰⁾。七年十一月には、三法司の刑部・都察院・大理寺を宣武門街西の貫城坊に、詹事府を玉河東岸に建設する工事に取りかかり、翌年五月までに工事が終わった⁽¹⁸¹⁾。なお、文徳坊の玉河橋の西に置かれた上林苑監は、一足さきに

図2 明北京城図(1421-1449年)



- 1 奉天殿
- 2 華蓋殿
- 3 謹身殿
- 4 乾清宮
- 5 坤寧宮
- 6 奉天門
- 7 文華殿
- 8 武英殿
- 9 天地壇
- 10 山川壇
- 11 社稷壇
- 12 太廟
- 13 孔子廟
- 14 都城隍廟
- 15 西宮
- 16 皇太孫宮
- 17 十王府
- 18 太液池
- 19 万歳山
- 20 刑部
- 21 都察院
- 22 大理寺
- 23 中城兵馬司
- 24 東城兵馬司
- 25 南城兵馬司
- 26 西城兵馬司
- 27 北城兵馬司
- 28 司礼監
- 29 甲・乙・丙・丁・戊字、承運・広盈・広恵・広積
- 30 国子監
- 31 貢院
- 32 順天府学
- 33 京衛武学
- 34 鼓楼
- 35 鐘楼
- 36 慶寿寺
- 37 朝天宮
- 38 靈濟宮
- 39 智化寺
- 40 順天府署
- 41 大興県署
- 42 宛平県署
- 43 光禄寺
- 44 太僕寺
- 45 会同北館

図3 大明門左右拡大図



侯仁之『北京歴史地図集』(北京出版社、1998年)の「明北京城(万曆一崇禎年間)」、および中国社会科学院考古研究所編『明清北京城図』(地図出版社、1986年)の「明北京城復原図」を参照して作成した。製版にあたっては、阿子島功氏の手を煩わした。

六年八月に修理されている⁽¹⁸²⁾。

国家の文教政策の中心となる国子監と孔子廟は、八年八月に工事が始まり、安定門内にある元朝以来の建物を撤去して十二月に完成した。工事の期間は、一時旧都察院を師生の講習の場とした⁽¹⁸³⁾。永楽の初め大興県学を改めた順天府学とその孔子廟は宣徳年間に一度修理されたことがあったが、国子監の改修は遅れて、元以来の建物がそのまま使われていた。正統年間に入って、行在吏部主事李賢がその改修を提案し、英宗もこれを嘉納したとあるが、実際に修理が行われたのは四年八月のことである⁽¹⁸⁴⁾。当時、北京の国子監には、肄業生^{ざいごうせい}のほか諸司^{しよし}で歴事^{れきじ}をしている監生まで加えると、二五〇〇人を上回っていた。このため、六年十二月に刑科給事中劉孚が、南京のような堂舎を新築することを提案した。しかしこの時には、宮殿が完成して一息ついたばかりであることを理由に延期された⁽¹⁸⁵⁾。また工事が始まる一ヶ月前の七月にも、国子監助教李継が上奏して、宮殿や中央官庁が次々と新築される一方で、国子監のみ元代の建物のままで手狭であるとして別の場所への改築を願い出たことがあった。帝は、国子監のことは朝廷が処置するとして、李の上奏に些か不快感を示したものの、この時はすでに改築をめぐる検討が始まっていた⁽¹⁸⁶⁾。なお、科挙の試験場である貢院が一足先に三年九月に増築修理が始まったのは、前月の試験期間中の失火によって発生した火事のせいである⁽¹⁸⁷⁾。

ほかに軍政系統では、八年正月には、旗手衛を通政司の後方に改建した⁽¹⁸⁸⁾。旗手衛は、もともと大明門の西側、通政司や錦衣衛の隣にあったが、五軍都督府が建てられたため一時東南城壁の近くに移された。事務処理に不便なことから再度通政司の後方に移した。三年二月には、安定門外に軍士を訓練する教場を設置した⁽¹⁸⁹⁾。これに伴い民田地五四頃八〇畝、面積にして三六〇ヘクタールあまりに課されていた税糧を免除した。六年三月には、都督以下の子弟を学ばせる京衛武学が行在前軍都督府の両側の空き地に設けられたが、手狭なために土木の変後官に没収された、後述

する王振の宅地を改めて皇城の東に新築した⁽¹⁹⁰⁾。

これらの文武衙門の設置と並んで忘れてならないのは、八年二月の皇城北安門内に司礼監が設けられたことである⁽¹⁹¹⁾。周知のように、正統年間の政治を左右した王振は、その長官（太監）であった。周辺諸民族の朝貢使節を收容する北京会同館は、六年九月に玉河西岸に房屋一五〇間を新設し、翌年二月に完成した。主に迤北方面から来た使臣たちがここに收容された⁽¹⁹²⁾。会同館は、宣徳年間にも行在工部がその増築を提案したことがあったが、許可されずにいたのがやっと実現したものである。従来からある会同館（北館）は、四年に修理が行われている⁽¹⁹³⁾。

北京での天文観測の体制もこの時期に整備された。七年三月に、北京城東南隅に観星台（のちの観象台）が完成した⁽¹⁹⁴⁾。元の司天台（太史院）は、東城牆下（現在の貢院西街）に設けられていたものの、明朝になると廃棄された。

一方、南京の観象台には、明初に元の大都から運んだ渾天儀や簡儀・圭表が設置されていたが、北京にはこれらの天文観測機器がなく、齊化門の城壁上で簡単な観測が行われていたに過ぎなかった。行在欽天監皇甫仲和の提案により、南京に欽天監の官を派遣し木型を取って、四年十月に北京で渾天儀渾天儀と璇璣玉衡簡儀が鑄造された⁽¹⁹⁵⁾。これが元

の大都城の東南角楼の土台を利用して建てられた観星台（高さ一五メートル）の上に設置され、北京でも正確な観測が可能となった。十二年には、北京の北極（星）の出地度数と太陽の出時刻は南京のそれらと異なっていることから、これまで禁中や官府で用いられていた南京の旧式の漏箭を新たに作り替えた⁽¹⁹⁶⁾。測日定時の業務は、これまで順

天府の陰陽学が担当していたが、欽天官の管轄に改められた⁽¹⁹⁷⁾。さらに十四年には、崇文・宣武・朝陽・東直・徳勝・安定六門の更鼓が造られ、皇城のみならず北京城の首都空間全体に正確な「時」が報せられるようになった⁽¹⁹⁸⁾。

最後に国家祭祀に関わる宗教施設の整備について見ると、六年六月に社稷壇の殿宇や厨庫が修築され、八年七月には天地壇の大祀等門・具服殿・天庫・神庫・宰牲亭・鐘樓・鸞駕庫などが整備された。十一年正月には、太廟が修築

され、各種の祭祀施設や楽器が一新された。(199) この間には、東嶽廟や南嶽廟など京師の諸廟も改修された(200)。泰山の神を祭る東嶽廟は、朝陽門外にあり元朝以来の旧廟であった。また金朝以来の名刹で、燕王(のちの永楽帝)とも関わりの深い慶寿寺が軍民一人を動員して大改修された。太監王振の提案によるものであった。十三年十月に改修工事が完了し、大興隆寺と改称され「第一叢林」と号した(201)。以上に述べてきたような建設ラッシュが続いていた時期に、欽天監春官正王巽が、北京の盜賊取り締まりを強化するため南京のように外城を築くことを提案したことがあった。工部の検討の結果、過大な工事費用を理由に中止された(202)。

十二年九月に至って、都城隍廟の改修工事が終わった。改修された都城隍廟に建てられた御製碑文には、「邇(つ)ごろ、京都の城垣猶お未だ盡くは治せざるものあり、乃ち命じてその故を撤してこれを新たし、整するに堅壁を以てす、ここに於いて四周表裏確然として完固、天造地設の成すところに庶幾(ち)し」と、城壁が一新された経緯を述べたうえで、「夫れこれを成すは、人に由ると雖も、而してこれを主(し)るは、必ず神に資(た)る、神これを主るを以てその職と爲さば、人必ずこれに因りてその號を崇(た)ぶ、故にその神を城隍と曰うは、蓋し古今の同じくするところなり」とあり、城隍神を尊崇する根拠を説明している。首都空間の守護神たる都城隍廟が改修されるのは、まさに北京の首都空間の整備が完成に近づいたことを示すものであった(203)。

おわりに——土木の変直後の北京防衛

宣徳から正統年間にかけて、三殿二宮の再建と併行して進められた北京城の首都空間整備によって、北京城の原型となった元の大都の都城プランは、装いを大きく変えようとしていた(204)。このことは、とりもなおさず、モンゴルの

遺風からの脱却、伝統的漢族王朝への純化を意味するであろう。都城という容器いれものの変化は、そこで営まれる社会生活全般の変容をもたらさずにはいられないからである。この時期、山東の地方官左参政沈固の提案に端を發したとはいえ、モンゴルの習俗や衣服・言語の使用を禁ずる通達がかさねて出されているのは、当時のこうした雰圍氣をよく伝えている⁽²⁰⁵⁾。とりわけ、その沈固がモンゴル習俗の禁止を求めうえで、鮮卑族の北魏でさえ洛陽遷都後に胡俗の禁令を出した故事を引き合いに出しているのは、北京の諸官庁から「行在」の名称が取り外され、北京が正式に京師となつた直後のことだけに興味深い。かつて宮崎市定氏が提起した元・明の連続と断絶という問題⁽²⁰⁶⁾は、正統年間の北京の整備という点に注目したとき、元・明の連続から断絶へというシエーマで説明できるであろう。

北京城の中央に位置する紫禁城の完成は、政治のあり方にも影響を与えずにはいられない。たとえば、「正朝」の舞台としての奉天殿が再建され朝政の場が完備されることによつて、皇帝政治はより儀礼化、視覚化されることになつた。すなわち、これまでの主だつた重臣との面議を中心とした時代から、多数の官僚を集めた「会議」への移行である。内閣大学士に、いわゆる「九卿」、すなわち六部・都察院・通政司・大理寺の堂上官に、さらに六科の掌印官を加えた多数の官僚の参加する「会議」が正統十年以降に始まつたといわれるのも、そのためである⁽²⁰⁷⁾。太祖洪武帝から数えて第六代となる正統帝の英宗の時代に、明朝は中期史という新たな時代に入ろうとしていた。

最後に、正統十四年の土木の変の際に唱えられたいわゆる「南遷の議」について論及して、本章を結びたい。太監王振の勧めでモンゴル親征に出陣した英宗正統帝が北京から西北約八〇キロメートル離れた土木堡でオイラト部のエセン（也先）軍の捕虜となつたという知らせが、八月十六日夜半に宮中に伝えられた⁽²⁰⁸⁾。翌朝に宮城に集まつてきた官員たちにもこの敗報が少しづつ広まると、驚きと愁聲が囁かれた。その後、満身創痍の兵士たちが這這の体で逃げ帰ってきたが、皇帝の消息はなおも不明で、京師北京は大混乱に陥つた。軍隊の大半は皇帝とともに親征に出陣し

ており、戒嚴体制を敷こうにも、北京には残された兵馬の数はわずか一〇万にも満たなかったからである。首都防衛をめぐる十八日の朝議では、翰林院侍講徐理（のちに有貞と改名）のように南遷⁽²⁰⁹⁾を提案する者も現れた。礼部尚書胡・は、太宗永樂帝以下三代の陵寢の存在を挙げて首都防衛を主張した。兵部左侍郎于謙は、今後南遷を口にする者は斬りすてる、いまは速やかに全国から勤王の兵を集めて北京を死守することが重要だと発言した。翰林院学士陳循を始め多くの者もこれに賛同し、北京の死守が決まった⁽²¹⁰⁾。孫皇太后の周辺では、それでも動揺は収まらなかったらしい。太監李永昌は、この北京には陵墓・太廟や宮殿に加えて政府の太倉や財庫が備わっており、一旦南遷すれば、宋の靖康の難の二の舞になると、皇太后を説得したという⁽²¹¹⁾。

人心が動揺する中であって、南遷の議が大勢とならなかった背景には、本章で明らかにした宣徳・正統年間に進められた宮殿や城濠を始めとする首都空間の整備のもつ意味が大きかったと考えられる。元来、臆病と目される宦官たちが、太監金英に代表されるように、徐理の南遷の議に対し不快感を示したのも⁽²¹²⁾、そのためであったろう。さらには、宣徳七年の兌運法の確立に象徴される漕運制度における改善が、この時期の首都空間整備の物的基盤をなしていたと考えられる⁽²¹³⁾。洪熙帝による南京還都の決定という紆余曲折はあったにせよ、永樂十九年の遷都以来すでに三十年近い歳月が経過し、北京は首都としての実質を十分に備えつつあり、明朝は北京を軸に回転し始めていた。

また本章で明らかにしたように宮殿や城壁の建設工事に多くの軍隊を動員する体制ができ上がったのも、宣徳・正統年間のことであった。この過程で宦官勢力が軍事系統との結びつきを強めていき、彼らの抬頭をもたらした。明朝の宦官で最初に政治の実権を握るに至った王振を生み出す社会構造や、北京定都によって確立する北京システムの全容説明は、もはや明朝中期史の課題である。

註

- (1) 陳正祥「北京的都市發展」『香港中文大學中國文化研究所學報』七卷一期、一九七四年。船越昭生「中國の歴史的都市（3）北京」『講座考古地理学』第三卷「歴史的都市」（学生社、一九八五年）所収。
- (2) 近年、王劍英・王紅も、「論從元大都到明北京的演變和發展——兼析有關記載的失實」『燕京學報』新一期、一九九五年の中で、この点を重視し、明朝の北京定都の過程における正統年間の營建工事が持った決定的作用を指摘している。
- (3) 『明宣宗實錄』卷四三、宣德三年五月丙寅、「命行在工部尚書李友直・刑部左侍郎樊敬・都察院右副都御史胡・
*往四川、吏部右侍郎黃宗載・刑部右侍郎吳廷用、往湖廣採宮殿材。」
- (4) 『明宣宗實錄』卷六三、宣德五年二月壬辰、「罷採木之役。上諭侍臣曰、爲國之道、農事最急、今國家無大營繕、當東作之時、而工部採運木植未已、豈不妨廢農業。遂命書勅諭尚書李友直等、凡已採之木隨處堆積、軍夫悉罷遣歸農。」
- (5) 『明宣宗實錄』卷七五、宣德六年正月丁卯、「罷湖廣採木之役。初工部奏遣侍郎黃宗載・吳廷用往湖廣督採材木、并發民運舊所採木赴南京。至是、上聞湖廣旱災民困、遂罷其役。」
- (6) 『明宣宗實錄』卷六八、宣德五年七月壬子、卷八一、宣德六年七月己巳の条。
- (7) 『明宣宗實錄』卷三七、宣德三年二月癸酉の条。
- (8) 『明宣宗實錄』卷一〇、宣德九年四月庚戌の条。
- (9) 『明宣宗實錄』卷一一〇、宣德九年五月壬午の条。

(10)

『明英宗実録』卷四三、正統三年六月壬戌、「行在工部言、近者修德勝等門城樓、將在京各廠局物料支給殆盡。明春當修正陽門城樓、乞發後軍都督府軍千名、給與口糧、令於蔚州・保安等處山場、採木編筏、自渾河運至、貯小屯廠以備支用。從之。」

(11)

『明宣宗実録』卷一一、宣德九年六月甲戌、「行在工部尚書吳中奏、湖廣產木山場、永樂中禁民採伐。比年犯禁者衆、材木殆盡。及朝廷需材、乃深入險阻、疲勞人力、乞敕湖廣三司、仍加禁止。又蔚州美峪・九龍口・五福山等處俱產材木、宜長養以資國用。今軍民擅自採伐、亦乞禁止。上曰、卿爲國計意甚厚、但山林川澤之利、古者與民共之。今不必屑屑、姑已之。」

(12)(13)

『明宣宗実録』卷四八、宣德三年十一月庚申の条。

『明宣宗実録』卷六六、宣德五年五月丁卯、「命永康侯徐安・行在工部侍郎羅汝敬、自張家灣抵直沽緣河提督運木。勅令設法俾軍民商賈舟楫通行、不相妨碍。如河岸衝決、就督軍夫修築。」

(14)(15)

『明宣宗実録』卷一〇一、八年四月戊戌、卷一一一、宣德九年六月癸亥の条。

『国朝詔勅』一五冊、宣德十年正月初三日、「敕襄城伯李隆及工部、凡買辦・採辦、及打造下西洋船木植一應物料等件、并營造物料、悉皆停罷。軍夫・匠役人等當放者、即放回。其差去内外官員人等、即便回京、不許托故稽遲。其沿河一帶運來木植、悉於所至去處堆積苫蓋。畢日軍夫放遣寧家、官員回京。違者重罪不恕。」

および『明宣宗実録』卷一一五、宣德十年正月甲戌の条。ただし、後者は、勅が出された日を、正月二日（甲戌）の条に掲げている。

(16)(17)

『明英宗実録』卷一一四、正統九年三月戊寅の条。

『明英宗実録』卷六〇、正統四年十一月戊午、卷六三、正統五年正月壬子の条。

(21)(20)(19)(18)

『明宣宗実録』卷七九、宣德六年五月庚辰、卷一〇三、宣德八年六月癸卯の条。

『明宣宗実録』卷六五、宣德五年四月壬申・丁酉の条。

陳詩啓『明代官手工業的研究』（湖北人民出版社、一九五八年）七七頁。

『明宣宗実録』卷一五、宣德元年三月癸卯、「先是、行在工部侍郎蔡信言、浙江等都司及大同・寧夏・宣府諸衛軍匠在京執役者、乞皆取家至京、隸錦衣衛。上不允、以問工部尚書吳中。中對、軍伍當與兵部議。至是兵部尚書張本等言、信奏取軍匠家室、計其數、凡二萬六千人、總二百四十五衛所、而大同・寧夏諸衛、皆臨邊境爲匠者、暫役其一丁、今若盡取、如一匠止三丁四丁、已近十萬〔人〕之數、〔而〕士伍既缺、〔必然〕人情驚駭、其言不可行。上曰、朕固知其不可、彼以匠藝得官、豈諳道理。但知所管屬多、則於己有利、豈知兵備乃國家重事、不可減徹。況比來營建已皆停止、何用勞擾如是。（下略）」。

および『明史』卷一五七、張本伝。

(22)

『明太宗実録』卷一四〇、永樂十一年五月壬寅、および『明英宗実録』卷四六、正統三年九月庚寅、「工部右侍郎蔡信卒、遣官祭之。其辭曰、爾以精通工技、久效勞勤。茲特遣祭命官治葬、爾其承之。」

なお、『明宣宗実録』卷六五、宣德五年四月己丑の条によれば、この時、蔡信は工部右侍郎中として九年の任満に当たっていたが、宣德帝は蔡を昇官せず原官に留めるよう指示している。

(24)(23)

本書第三章 北京遷都 第五節。

『明宣宗実録』卷二八、宣德二年五月甲寅、「設武功左衛、置左・右・中・前・後五所。先是、武功中衛所管軍士皆工匠、從尚書吳中奏屬工部、并以調到樂安守禦千戸所、及彰德等護衛軍匠隸之。至是、中又奏、中衛已有軍匠萬餘、而續調太原三護衛及振武等衛軍匠至者、宜別設衛處之。上從之。遂建左衛五所、命兵部除官。兵部奏調

- (25) 羽林前等衛指揮・千百戸李整等七十四人管屬。」
樂安守禦千戸所の軍士は、漢王高煦の乱平定後に甘肅の備禦を命じられていた。『明宣宗実録』卷二一、宣德元年九月己酉の条。彰徳の常山中護衛の官軍は、趙王の申し出により、宣徳二年二月に返納され、永平・山海・盧龍・撫寧四衛に移されていた。同書卷二五、宣徳二年二月庚申の条。
- (26) 『明宣宗実録』卷二七、宣徳二年四月甲子の条。
- (27) 漢王高煦の乱については、本書第六章 洪熙から宣徳へ。乱後の護衛削減については、佐藤文俊『明代王府の研究』（研文出版、一九九九）第一部第二章参照。
- (28) 『明宣宗実録』卷四九、宣徳三年十二月乙未、「増設武功左衛中左・中右・中中・中前・中後五千戸所。時武功左衛言、續收逃匠編軍一萬五百餘名、軍多事劇、請如武功中衛例増設五所。命行在禮部給印、兵部除官。兵部奏於羽林等衛選官改授。從之。」
- (29) 『明宣宗実録』卷一三、宣徳元年正月庚申、卷五二、宣徳四年三月壬戌、卷八一、宣徳六年七月己卯の条。
- (30) 『明宣宗実録』卷七八、宣徳六年四月乙卯、「増置武功右衛、如武功左衛之例、以續收神武前右等衛軍匠隸焉。」
卷七九、六年五月戊辰、「行在兵部尚書許廓言、新設武功右衛、凡十千戸所、管領軍匠、今選萬全右等衛多餘指揮千戸馮原等四十三人、請旨調用。從之。」
- (31) 『明宣宗実録』卷五二、宣徳四年三月乙丑、「有紙匠訴于行在通政司云、永樂中自南京取至、執役天財庫、去家遠、日給爲難。通政司以聞。上諭尚書廓敦曰、官府但知役之、而不知養之。豈政理哉。凡工匠役内府者、悉月給食米三斗。」
- (32) 『明宣宗実録』卷六四、宣徳五年三月戊午、「行在工部尚書吳中奏、南京及浙江等處工匠起至北京、及於隨駕各

- (33) 監上工者、俱未有定籍、請令附籍於大興・宛平二縣、庶有稽考。從之。」
- (34) 『明英宗實錄』卷九三、正統七年六月癸卯の条。
- (35) 『明英宗實錄』卷二、宣德十年二月癸卯、「勅行在五軍都督府及兵部、比因營造差調、官軍不暇操練、今已停役。爾等其整飭兵旅、以時訓練、務在行伍整肅、戎器鋒利、毋事因循、庶副委任之重。」
- (36) 『明英宗實錄』卷二、宣德十年二月辛亥、「以上太皇太后・皇太后尊號、及封宗室禮成、詔示天下。詔曰、(中略)一、民匠比先因爲在逃編發武功三衛、充當軍匠者、待營造山陵畢日、仍充民匠、就于在京居住、依例輪班。」
- (37) 『明英宗實錄』卷七 宣德十年七月甲申、「發民匠在外充軍者、仍爲民匠。減武功三衛增設原管軍匠十千戶所、復爲五千戶所。時敕諭諸司、休息軍民、凡事從簡故也。」
- (38) 『明太祖實錄』卷二三〇、洪武二十六年十月己亥の条。陳詩啓『明代官手工業的研究』(湖北人民出版社、一九五八年)七二頁。
- (39) 『明英宗實錄』卷一五三、正統十二年閏四月丙戌、卷二三九、景泰五年三月乙丑、卷二四〇、景泰五年四月乙巳の条。
- (40) 『明宣宗實錄』卷一七、宣德元年五月壬子、「行在工部尚書吳中等奏、天地・山川等壇・皇城四門及登聞鼓、俱損蔽。應修理。從之。」
- 『明宣宗實錄』卷四六、宣德三年八月癸卯、「修內府海子橋。」
- 同書卷五二、宣德四年三月壬申、「命成國公朱勇以軍士五千人修海子牆垣。」

- (42)(41) 『明宣宗実録』卷一〇一、宣德八年四月丁亥の条。
- 『明宣宗実録』卷九一、宣德七年六月甲辰、「上以東安門外緣河居人、逼近黃牆、喧囂之聲、徹于大内。命行在工部、改築黃牆于河東、皇城之西有隙地甚廣、豫徙緣河之人居之。命錦衣衛指揮・監察御史・給事中各一員、度其舊居地廣狹、如舊與地作居。官吏軍民工匠、俱給假二十日、使治居。」
- (43) 『明宣宗実録』卷九一、宣德七年六月乙巳、「行在工部言、築東安門外黃牆、計用六萬五千人、民夫不足。請以成國公朱勇所部士卒三萬五千人助役。上曰、炎暑如此、豈宜興役。待秋涼爲之。」
- (44) 『明宣宗実録』卷九四 宣德七年八月己亥、「移東安門于橋之東。」
- 楊寬『中国古代都城制度史研究』（上海古籍出版社、一九九三年）五三一頁。なお、楊著が「東華門」を河東に移したというのは東安門の誤りで、『涌幢小品』の誤りを踏襲したものである。
- (45) 蔡蕃『北京古運河与城市供水研究』（北京出版社、一九八七年）一一一頁。明代の通惠河については、拙稿「通州・北京間の物流と在地社会——嘉靖年間の通惠河改修問題をてがかりに」山本英史編『伝統中国の地域像』（慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年）所収を、北京城内の商業的中心地については、同じく拙稿「明代前期北京の官店場房と商税」『東洋史研究』四九卷一号、一九九〇年を参照されたい。
- 『明英宗実録』卷四、宣德十年四月辛酉、「造江米巷石橋。」
- 『明英宗実録』卷一八、正統元年六月丁酉、「修左右闕門及左右長安門、以年深頽・損壞故也。」
- 『明英宗実録』卷一八、正統元年六月乙巳、「作公生門於長安左右門外之南。」
- (49)(48)(47)(46) 『明英宗実録』卷二一、正統元年八月壬午、「遣行在禮部尚書胡・祭司鐘之神、以新鑄朝鐘也。」

- (50) 『明英宗実録』卷九、宣德十年九月癸酉、「置六科皮閣文書之所於承天門外。」
- (51) 『明英宗実録』卷四六、正統三年九月癸卯、および丁未、「修西中門工畢、遣少保兼工部尚書吳中祭司工之神。」
- (52) 『明英宗実録』卷五九、正統四年九月癸酉の条。
- (53) 『明英宗実録』卷六、宣德十年六月壬寅、「行在工部奏、(中略)今又移置甲字等庫、修葺内府、費用浩大、請徹河間・順德・大名・廣平四府三千人夫赴工採辦。上以民方蘇息、不從。」
- (54) なお、一年後の正統元年八月に、甲字等庫及び東西広備庫の修葺が命じられているのは、旧庫の修理であろう。『明英宗実録』卷二一、正統元年八月乙亥、「命修葺甲字等庫、及東西廣備庫。」
- (55) 『明英宗実録』卷四二、正統三年五月癸巳、「遷甲乙丙丁等庫於内府。初、上以各庫在外出納不便、久欲遷移不果。至是、始遷之。」
- (56) 『明英宗実録』卷五八、正統四年八月丙申、「以新造天財甲乙丙丁等庫成、欲盤移庫藏、命魏國公徐顯宗・行在戸部右侍郎吳璽、總理其事。」
- (57) 新築される以前の行在礼部の所在地については、朱国禎『涌幢小品』卷七、試院に「京師試院、改舊禮部爲之、乃正統年間事。」とあり、のちに貢院が置かれる内城東南隅に位置していたと推定される。
- (58) 『明宣宗実録』卷六三、宣德五年二月癸未、「建行在禮部於北京大明門之東。時五府六部皆未建、以禮部所典者、天地・宗廟・社稷之重、及四方萬國朝覲會同者、皆有事於此、故首建之。其地位規制、皆如南京加弘壯焉。」ただし、宣德年間に建てられた建物では、正確に言えば午門の東側の鴻臚寺が最も早かったようである。『明宣宗実録』卷一六、宣德元年四月癸未、「建鴻臚寺公宇。」

(61)(60)(59)

『明宣宗實錄』卷八〇、宣德六年六月戊申の条。
劉球『兩谿文集』卷五、「礼部藏器及書記」。

楊士奇『東里統集』卷四四、「勅建礼部之碑」、「宣德六年十月、北京新作禮部成。(中略)時北京創建未久、百司官府皆未作。其公署及治文書之舍、率就簡便。蓋未暇及也。一日、奏事殿中、上曰、國家大典禮悉隸禮部、非可以簡。其官府宜先備。勅工部作之。度地於大明門之東、西向、中爲正堂。(中略)然伏觀未作禮部之先、有司以上所居宮殿庫隘、請拓地改作。上曰、朕方憊憊息民爲心、居室豈今所急。却其奏(中略)。盛哉、是役也、重禮爲先務、而再却有司之請、聖德之大者。臣忝職史氏、謹備書之。」

『明史』卷一一一、七卿年表一。

『明宣宗實錄』卷六二、宣德五年正月戊辰の条。

『明宣宗實錄』卷八二、宣德六年八月癸卯、「行在兵部奏、会同館廳堂房舍四百三十餘間、歲久損壞、宜如修葺。上謂工部尚書吳中曰、四方朝使所集之處、不可不治、俟秋收畢、即爲之。」

『明宣宗實錄』卷九一 宣德七年六月丙午、「命行在工部、度地建朝天宮於西直門内。」

沈榜『宛署雜記』卷一八、恩澤「御製朝天宮新建碑」。『帝京景物略』卷四、勒碑記。

『明宣宗實錄』卷四〇、宣德三年三月戊申、卷五七 四年八月辛巳、卷八九、宣德七年四月己酉の条。

『明宣宗實錄』卷一一〇、宣德九年五月丁丑、「修光祿寺、以解宇倉庫年深朽敝故也。」

『明英宗實錄』卷八、宣德十年八月戊辰、「改造行在太常寺。」

『明宣宗實錄』卷九四、宣德七年八月庚戌、「行在太常寺奏、永樂中本寺寄處故元萬壽宮承慶堂。祭器・神帛品

物、皆貯于内、請別建置。上諭工部尚書吳中曰、太常寺專奉神明、亟尋潔淨之居徙之。」

および『大明一統志』卷一、京師、文職公署、太常寺。

『明宣宗實錄』卷一七、宣德元年五月壬子の条。

『明宣宗實錄』卷五六、宣德四年七月丙午、「命行在工部增修天地壇齋宮・後廬舍。」

『明宣宗實錄』卷六七、宣德五年六月乙酉、卷七七 六年三月戊辰、「行在工部奏、今造北京天地等壇及鐘鼓司教坊司樂器衣服、工力不足、欲于浙江等布政司及直隸蘇松等府匠丁多者、量選赴京供役。人月給糧四斗。事畢、遣歸如舊更番。從之。」

『明宣宗實錄』卷一〇三、宣德八年六月庚午、「命行在工部、修太廟・社稷宰牲等房。」

『明英宗實錄』卷一一一、宣德九年六月乙丑、「命行在工部修治大祀壇殿西門。」

『明英宗實錄』卷一〇、宣德十年十月庚申、「行在工部奏請修天地壇殿廡・牆垣。上以山川壇具服殿、俱不可緩。」同書卷三一、正統二年六月庚午、卷五九、正統四年九月癸酉の条。

『明英宗實錄』卷二三、正統元年十月戊子の条。

『明宣宗實錄』卷六七、宣德五年六月戊子、卷六八、宣德五年七月丁巳の条。

楊士奇『東里文集』卷二、「文丞相重修記」。

沈榜『宛署雜記』卷一八、恩沢、「御製大德觀碑」宣德五年五月十五日。『明英宗實錄』卷一二、宣德十年十二月戊午、「造大德觀。」

倪岳『青谿漫稿』卷一一、奏議、「祀典二」。なお、紫微殿は弘治年間に廃止された。北極星の信仰については、

(79) (78)(77)(76)(75) (74)(73)(72) (71)(70)(69)

妹尾達彦『長安の都市計画』（講談社、二〇〇一年）参照。

(80)

『明英宗実録』卷七、宣德十年七月戊子、「作靈濟宮。」

及び同書卷一三、正統元年正月辛巳の条。沈榜『宛署雜記』卷一八、恩沢、「御製洪恩靈濟宮碑」正統元年正月十五日。『明太宗実録』卷一八六、永樂十五年三月辛丑の条。

(81)

『明宣宗実録』卷四三、宣德三年五月乙亥、及び卷五四、四年五月壬戌の条。

(82)

『明宣宗実録』卷六三、宣德五年二月癸未の条。

(83)

楊士奇『東里統集』卷二、「聚奎堂記」。

(84)

楊士奇『東里統集』卷五、「思親堂記」。

(85)

『明仁宗実録』卷三上、永樂二十二年十月甲辰、『明宣宗実録』卷六三、宣德五年二月戊寅の条。

(86)

『明宣宗実録』卷九一、宣德七年六月戊申の条。楊士奇『東里統集』卷二、「承恩堂記」。焦竑『玉堂叢語』卷三、「召對」。

(87)

蔣一葵『長安客話』卷一、皇都雜記、「賜第」

(88)

『明宣宗実録』卷八九、宣德七年四月己酉、「北京國子監言、今監生不啻數千、多有挈家來者、僦屋以居。監之東金吾等三衛草場二所、乞賜諸生建房舍。其閒地給本監種蔬菜、以供會饌。悉從之。命行在工部爲構房舍、給師生會饌什器。復命戶部給監生有家室者月糧、皆如南京例。」

(89)

『明宣宗実録』卷一〇六、宣德八年十月戊午、「諭行在都察院錦衣衛五城兵馬司曰、今內官內使往往在外私作居室、宜皆究實具名以聞。其應給者給之。不應給者悉入官。」

- (90) 『明宣宗実録』卷四四、宣德三年六月甲午、「少保兼行在工部尚書吳中下獄。先是、中私以官木磚瓦遺太監楊慶作私第、甚弘壯。上登皇城樓、遙望見之、問左右得其實、遂下中獄。」
 黃瑜『双槐歲鈔』卷六、旌忠祠。
- (91) 『明英宗実録』卷三四、正統二年九月丁酉、『明宣宗実録』卷四一、宣德三年四月甲寅の条。
- (92) 『明英宗実録』卷六七、正統五年五月壬寅の条。
- (93) 『明宣宗実録』卷四五、宣德三年七月辛酉の条。
- (94) 『明宣宗実録』卷四四、宣德三年六月甲辰、卷四五、三年七月丙辰の条。
- (95) 『明宣宗実録』卷二一、宣德元年九月壬子、卷四五、三年七月乙卯、卷六七、五年六月丁亥、卷六九、五年八月丁丑、卷九六、七年十月癸巳、卷一〇二、八年五月癸酉の条。
- (96) 『明宣宗実録』卷六七、宣德五年六月丁亥の条には、「修正陽門橋梁」とある。しかしこの時期、北京城の正南門にはまだ「麗正門」の名が用いられていたはずで、おそらく『宣宗実録』が正統三年四月に上呈された時点で正陽門と改称されていたために、誤って新しい名称で書かれたのであろう。
- (97) 明清の北京城の城壁については、Osvald Siren: *The Wall and Gates of Peking*, 1924 (奥ス伍爾徳・喜仁龍、許永全訳『北京的城牆和城門』(一九八五年、北京燕山出版社)、傅公鉞「明代的北京城垣」『北京文物与考古』一輯、一九八三年などがある。とくに、後述する城壁に設けられた諸施設とその構造については、後者を参考にした。
- (98) 『明宣宗実録』卷一〇八、宣德九年二月戊辰の条。
- (100) 『明宣宗実録』卷一一一、宣德九年六月戊辰、「行在工部尚書吳中奏、城中軍民房屋有逼近城垣者、昨民家失火

延燒文明門樓、請令如永樂中離城二十餘丈居住逼城者、令別遷。上諭中曰、方今苦雨、而令徙居貧家良難。宜先與善地、令從容營構、俟秋雨止而遷。」

〔明宣宗實錄〕卷一一一、宣德九年七月乙未の条。

〔明英宗實錄〕卷九、宣德十年九月甲午の条。

〔明宣宗實錄〕卷一一三、宣德九年十月乙丑の条。

(104) (103) (102) (101)

〔明英宗實錄〕卷二三、正統元年十月辛卯、「命太監阮安・都督同知沈清・少保工部尚書吳中率軍夫數萬人、修建京師九門城樓。初京城因元舊、永樂中雖略加葺、然月城・樓鋪之制多未備。至是始命修之。」

(105)

〔明英宗實錄〕卷三五、正統二年十月丁卯、「行在戶部奏、麗正等門已改作正陽等門、其各門宣課司等衙門仍冒舊名、宜改從今名、仍移行在禮部、更鑄印信、行在吏部改書官制。從之。」

註(22) 前掲の史料。

(107) (106)

楊士奇『東里統集』卷二三、「都城覽勝詩後」、「正統四年、重作北京城之九門成。崇臺傑宇、巋巍弘壯、環城之池、既浚既築、隄堅水深、澄潔如鏡、煥然一新。耆耄聚觀、忻悅嗟嘆、以爲前所未有。蓋京都之偉觀萬年之盛致也。(中略)太宗皇帝肇建北京、既作郊廟・宮殿、將及城池、會有事未暇及也。已而國家屢有事久未暇及。皇上嗣大位之五年、仁恩覃濡、海宇乂寧、始及於斯。而不日成之、豈非得其時者乎。夫得其時而不得其人、猶未也。蓋嘗聞之。命之初下、工部侍郎蔡信颺言於衆曰、役大非徵十八萬民不可。材木諸費稱是。上遂命太監阮安董其役、取京師聚操之卒萬餘、停操而用之。厚其既廩、均其勞逸。材木諸費一出公府之所有、有司不預百姓不知、而歲中告成。蓋一出(阮)安之忠於奉公、勤於恤下、且善爲畫也、謂事之成非由於人乎。」

(108)

〔明英宗實錄〕卷二六 正統二年正月丙午、「遣少保兼工部尚書吳中・右侍郎邵旻祭告平則・西直等門及城濠之

神。以城樓城濠圯壞、欲改作修治也」

(109) 『明英宗實錄』卷三五、正統二年十月甲子、「以修京城門樓・角樓并各門橋畢工。遣官告謝司工之神及都城隍之神。」

(110) 『明英宗實錄』卷二九、正統二年四月丁卯、「命少保兼工部尚書吳中・右侍郎邵旻祭德勝・安定二門之神、以修城樓也。」

『明英宗實錄』卷八、宣德十年八月丁卯、卷一、宣德十年正月癸未の条。

『明英宗實錄』卷二七、正統二年二月己卯、「修德勝門内海子岸。」

(113)(112)(111) 『明英宗實錄』卷三八、正統三年正月丙午、「遣少保工部尚書吳中祭朝陽門之神、侍郎李庸祭東直門之神、以將營建城樓故也。」

同書同卷、同年同月辛亥、「撥五軍神機等營官軍一萬四千、修葺京師朝陽等門城樓。」

(114) 『明英宗實錄』卷四〇、正統三年三月癸巳、「建朝陽・東直二門城樓、建少保兼工部尚書吳中・侍郎邵旻祭司工之神。」

『明英宗實錄』卷四二、正統三年五月壬寅の条。

(116)(115) 『明英宗實錄』卷四五、正統三年八月戊午、「修理京城門樓・河橋工畢、遣少保兼工部尚書吳中・工部侍郎李庸・邵旻分詣各門祭司工之神、順天府府尹姜濤祭北京城隍之神。」

註(10) 前掲史料。

(118)(117) 『明英宗實錄』卷四七、正統三年十月戊午の条。

(119)

『明英宗実録』卷五四、正統四年四月丙午、「修造京師門樓・城濠・橋閘完。正陽門正樓一、月城中・左・右樓各一。崇文・宣武・朝陽・阜城・東直・西直・安定・德勝八門、各正樓一。月城樓一、各門外立牌樓、城四隅立角樓。又深其濠、兩涯悉甃以磚石。九門舊有木橋、今悉撤之、易以石。兩橋之間各有水閘。濠水自城西北隅、環城而東、歷九橋九閘從城東南隅流出大通橋而去。自正統二年正月興工、至是始畢。煥然金湯今日鞏固、足以聳萬國之瞻矣。」

楊榮『文敏集』卷一一、序、「登正陽門樓倡和詩序」。

(120)

『明英宗実録』卷三四、正統二年九月癸卯、「遣少保工部尚書吳中祭司工之神、以營建京城樓堞也。」
同書卷三五、正統二年十月甲子、「以修京城門樓角樓并各門橋畢工、遣官告謝司工之神及都城隍之神。」

ただし、城壁頂上の内側部分に転落防止のために設けられる女牆が整備されるのは、後述する城壁内側が磚石で固められるようになる正統十年以後のことであろう。

(121)

『明英宗実録』卷二七 正統二年二月丙戌、「都督沈清修理京城濠塹既完、請榜揭示、以禁居人汚毀。從之。」

『明英宗実録』卷五五、正統四年五月庚戌、「遣行在工部尚書吳中祭司工之神、以修造京師門樓城濠橋閘街道坊牌工畢也」。

(123)

『明英宗実録』卷五五 正統四年五月壬申、「大雨。京師水溢、壞官舍・居民三千三百九十區、溺男婦二十有一人。富者僦屋以居。貧者露宿長安街皆滿。先是京師久旱、至是大雨驟降、自昏達旦、城中溝渠未及疏濬。城外隍池、新甃狹窄、視舊減半、又作新橋閘、次第壅遏。水無所泄、故有是患。」および同書卷五六、正統四年六月戊戌の条。

(124)

『明英宗実録』卷五六、正統四年六月乙未の条。

- (125) 『明英宗実録』卷五六、正統四年六月甲申、「行在工部請於正陽等門外設減水河、并疏城中溝渠、以利水道。從之。」
- (126) 『明英宗実録』卷六八、正統五年六月丙申の条。劉球『兩谿文集』卷二、「提備京師水患奏」
- (127) 『明英宗実録』卷七六、正統六年二月丁丑、「浚京城西南河。」
- (128) 『明英宗実録』卷五六、正統四年六月辛丑、「修德勝門内外土城及甌城爲雨所壞者。」
- (129) 『明英宗実録』卷七一、正統五年九月甲辰、「修正陽・崇文二門城垣。」
- (130) 『明英宗実録』卷一三〇、正統十年六月戊辰、「京師城垣。其外舊固以磚石、内惟土築、遇雨輒頽毀。至是、命太監阮安・成國公朱勇・修武伯沈榮・尚書王彞・侍郎王佑督工修甃之。」十一年四月までに完成した。同書卷一三九、正統十一年三月辛亥、卷一四〇、同年四月丙午の条。
- (131) 『明英宗実録』卷一四三、正統十一年七月己卯、卷一四二、正統十一年六月辛亥、卷一五三、十二年閏四月甲子の条。
- (132) 『明英宗実録』卷二、宣德十年二月乙卯、「上將移居大内、命工修葺乾清宮并東華門内各殿宇。」
- (133) 『明太宗実録』卷二五四、永樂二十年閏十二月戊寅、「夜、乾清宮災。」
- (134) 『明英宗実録』卷二二、宣德元年十月己卯、「行在工部尚書吳中奏擬、來年修造殿宇、各色工匠先已放回、請官預往各布政司并直隸府州選匠三萬人、每三丁朋合一丁、期正月皆至。上命姑止。」
- (135) 本書第四章 北京遷都。なお、西宮の変遷については、本書附篇第二章 明末清初期の諸史料にみえる燕王府Ⅱ西苑所在説の再検討 の中で論及した。

- (136) 『明英宗実録』卷三、宣德十年三月癸酉朔、「上以造山陵及修殿宇匠夫勤勞、人賜藁魚二斤・鈔十錠・笠鞋一雙。」
- (137) 『古廉文集』卷二、「營建紀成記」、「正統丁巳（二年）春、皇上以三殿朝會燕享之所、而九門與百官庶府、皆所當營建者。乃命內官太監與工部臣、計議以聞。議既定。上命內官阮某曰、經營圖爲、悉以付汝。汝出總之。其往欽哉。」葉盛『水東日記』卷一一、「阮太監修營勞績」、「太監阮安、一名阿留、交趾人。爲人清苦介潔、善謀畫。尤長於工作之事。其修營北京城池・九門・兩宮・三殿・五府・六部諸司公宇、及治塞楊村驛諸河、皆大著勞績、工曹諸屬一受成說而已。」
- (138) 王春瑜「明朝宦官与故宮」故宮博物院編『禁城營繕記』（紫禁城出版社、一九九二年）、のち『明清史散論』（東方出版中心、一九九六年）に収録。
- (139) 『明英宗実録』卷六〇、正統四年十二月乙亥朔、「修建乾清宮、以是日經始、遣少保兼工部尚書吳中、祭司工之神。」
- (140) 『明英宗実録』卷六五、正統五年三月戊申、「建奉天・華蓋・謹身三殿・乾清・坤寧二宮。是日興工。遣駙馬都尉西寧侯宋瑛等告天地・太廟・社稷及司工等神。初、太宗皇帝營建宮闕、尚多未備。三殿成而復災。以奉天門爲正朝。至是修造之。發見役工匠・操練官軍七萬人興工。其材木諸料俱舊所採辦儲積者、故事集而民不擾。」
- (141) 沈清は南直隸滁州ちよの人で、燕山前衛百戸を振り出しに奉天殿や華蓋殿などの宮殿工事の監督の功績によって修武伯まで昇進した。彼は、永樂年間には内府營造、宣德年間には雲州等の六城、正統年間には北京城の城楼・濠橋工事を監督するなど一貫して土木工事畑を歩いた。『明英宗実録』卷一〇三、正統八年四月戊戌の条に載せる略伝の末尾には、「清阿附中官王振、未有軍功以營造累陞官爵、素行貪淫不足取云。」とあり、内官王振との迎合結

託が指摘されている。

(142) 『明英宗実録』卷六四、正統五年二月辛卯、「命左都督沈清・少保兼工部尚書吳中提督官軍匠作人等營建宮殿、諭之曰、爾等宜體朕愛養軍民之心、必加意撫卹、均其勞逸。毋凌辱、毋急迫、毋科擾。使樂於趨事、則人不怨、而事宜集、庶副委任之重。又戒把總・管工官及工匠作頭人等、毋掊克糧賞、毋假公營私、毋受財故縱、及生事害人。違者許諸人陳愬。必罪不宥。」

註 (140) 前掲の史料。

(145) 『明英宗実録』卷六四、正統五年二月庚辰、「以營建宮殿、發監局及輪班匠三萬餘人・操軍三萬六千人供役。」

(144) 翰林院侍講劉球は、正統八年に以下のような上奏を提出し、官軍を主体とする營建工事を中止するように提案したことがあった。『皇明経世文編』卷一〇五、「修省十事疏」、「七、罷營作以蘇人勞。(中略)、今京師營作之興、已五六年。雖不煩民而皆役軍、然軍亦國家赤子、須之禦暴而赴闕。豈可獨役而不加卹。況今各衙門皆已更新、宜罷其工、庶人力得蘇。」

(146) 劉球は、この上奏がもとで錦衣衛の獄に下され、獄死した。『明英宗実録』卷一〇五、正統八年六月丁亥の条。

(147) 『明英宗実録』卷七三、正統五年十一月丙辰、「以運奉天殿棟梁至。遣成國公朱勇・禮部尚書胡・工部尚書吳中祭司工并正陽・午門之神。」

(148) 『明英宗実録』卷七三、正統五年十一月庚申、「以營建宮殿、勅守備南京襄城伯李隆徵軍民工匠二百餘人、赴役北京。」

(149) 『明英宗実録』卷七五、正統六年正月丙午、「以三殿立木、遣官司工之神。」

(150) 『明英宗実録』卷七七、正統六年三月甲寅、「新建三殿。以是日巳時上梁、遣禮部尚書胡・祭告司工之神。」

(150) 『明英宗実録』卷七九、正統六年五月乙卯、「初以營建宮殿、取南京工匠、至是畢工、遣回。詔每人賞鈔五錠、給以便船。」

同書卷八二、正統六年八月丁丑、「命休息在京工匠一月。」

(151) 『明英宗実録』卷八三、正統六年九月甲午朔、「奉天・華蓋・謹身三殿、乾清・坤寧宮成、遣官告天地・太廟・社稷并嶽鎮海瀆諸神。」

(152) 『明英宗実録』卷八四、正統六年十月乙酉、「宣諭內官內使曰、今大內宮殿門廡一切新成。爾等凡供事出入、務要遵守禮法、謹慎愛護、不許磨擦點澆。敢有違者、許該管之人指實陳奏、治罪不宥。既而宣諭、六尚女官官人亦如之。」

(153) 楊士奇『文淵閣書目』卷首、「文淵閣書目題本」。沈德符『萬曆野獲編』卷一、列朝、「訪求遺書」。なお、永樂十年の南京からの移送については、本書序章第三節でも論及した。

李時勉『古廉文集』卷一〇、「順天府丞朱公墓誌銘」。『明英宗実録』卷八四、正統六年十月壬辰の条。

『明英宗実録』卷八四、正統六年十月丙戌の条。

(156) 『明英宗実録』卷一〇三、正統八年四月戊戌、「修武伯沈清卒。清直隸滁州人。由燕山前衛百戸、累功陞指揮同知。永樂間督工內府營造。(中略)正統四年以修蓋京都城樓濠橋、陞右都督。五年督修奉天殿・華蓋諸宮殿。工畢、封奉天翊衛宣力武臣、特進榮祿大夫柱國修武伯。(中略)清阿附中官王振、未有軍功、營造累陞官爵、素行貪淫、不足取云。」

『明英宗実録』卷八四、正統六年十月己丑の条。

(157) 楊士奇『東里統集』卷二六、「故光祿大夫柱國少師工部尚書吳公神道碑銘」、「重建奉天・華蓋・謹身三殿、乾清

・坤寧二宮、命公董之。蚤莫勞動致疾、(中略)。自正統以來京師多大營建、悉出公家、有司不知百姓不聞、此本皇 upper 上之仁、亦公贊畫焉。」

(159)

『明史紀事本末』卷二九、王振用事、「(正統六年)十月、三殿工成、宴百官。故事、宦者雖寵、不得預王庭宴。是日使人視王先生何爲。振方大怒曰、周公輔成王、我獨不可一坐乎。使以聞。上爲蹙然。乃命東華開中門、聽振出入。振至問故曰、詔令也。至門外、百官皆望風拜、振悅。」

ただし『明史紀事本末』では、これを十月に掲げているが、英国公張輔を筆頭とする文武百官が宮殿完成の上表祝賀したのは十一月三日のことであるから、祝宴もこの日に行われたと考えられる。『明英宗実録』卷八五、正統六年十一月丙申の条。

(160)

翰林院侍講学士馬愉と侍講曹鼐が内閣辦事を命じられ、楊榮が内閣を去るのは、正統五年二月のことである。『明英宗実録』卷六四、正統五年二月乙亥・丙戌の条。祝允明『野記』二、「正統末、王振謂三楊、朝廷事虧三位老先生、然三先生亦高齡倦瘁矣。其後當何如。文貞曰、老臣當盡瘁報國、死而後已。文敏曰、不然。楊先生休如此說。吾輩衰殘、無以効力、當薦幾箇後生、報聖恩耳。振喜、令具名來。翼日、即同薦陳循・高穀・苗衷等。振欣然用之。(下略)」。

王世貞は『弇山堂別集』卷二三、「史乘考誤四」の中で、この史料を引用し、「按ずるに此のごときは是れ後人の美を文敏(楊榮)に歸する語のみ。殆ど實録に非ず」と述べ、このエピソードを否定しているが、その根拠として挙げる四年後に楊士奇が曹鼐を推薦して侍講で入閣させたというのは誤りで、前述のように正統五年二月に入閣しており、時期的も符合するからである。『明史』卷一〇九、宰輔年表一、同年の条。

(161)

『明英宗実録』卷五、宣德十年五月丙子、及び卷一八、正統元年六月己未の条。

(162) 『明英宗実録』卷二二、正統元年九月乙巳、「命應天建社稷壇、春秋祈報、令守臣行事。初應天府京郡不置壇。至是、上以太社太稷祭於北京、故有是命。」

本書第三章 北京遷都。

(164) 『明英宗実録』卷六五、正統五年三月壬子、「巡按直隸監察御史丘俊言二事、(中略)一、南京御史員多事簡、似

爲・設、乞令預赴行在一體點差。其南京差使亦照行在關領印信。如此、則御史不爲・設。事下、行在都察院右都御史陳智言、俊言不許。(中略)其言南京御史與行在一體差遣、及南京差遣給與印信、所言難准。從之。」

(165) 『明英宗実録』卷八二 正統六年八月丁丑、「浙江寧波府知府鄭恪言、國家肇建兩京、合於古制。自太宗皇帝鼎定北京以來、四聖相承、正南面而朝萬方、四十年于茲矣。而諸司文移印章、乃尚仍行在之稱、名實未當。請正名京師、其南京諸司宜改曰南京某府部、於理爲得。禮部尚書胡・言、行在太宗皇帝所定、不可輒有變更。事遂寢。」

(166) 『明英宗実録』卷三五六、天順七年八月丙辰、「・爲人節儉寬和、喜怒不形于色。待人温恭有體、時以德量稱。然性突梯多知、每朝廷建置大議、皆豫定于中、而承迎于外、卒能因時以成其功名。故歷事累朝幾六十年、榮遇不衰、位兼孤卿、富壽罕儷。」

本書第五章 南京遷都 第二節。

(168) 『明英宗実録』卷二二、正統元年九月甲辰、「造行禮部印。時尚書胡・自劾不謹、失行在禮部之印。上不問、爲更造之、改其文曰行禮部印。」

同書卷四四、正統三年七月庚子の条によれば、胡・は二度の官印紛失の罪をされ、捕盜の官校が賞されているから盗難事件であつたらしい。

- (169) 『明英宗実録』卷八四、正統六年十月壬辰、「上將以明日御奉天殿視朝、遂居于乾清・坤寧宮。遣官祭告天地・宗廟・社稷・山川諸神。」
- (170) 『明英宗実録』卷八五、正統六年十一月甲午朔の条、『皇明詔令』卷一一、英宗睿皇帝下、「初建三殿兩宮成詔」正統六年十一月初一日。
- (172)(171) 『明英宗実録』卷六五、正統五年三月戊申の条。
- (173) 『明英宗実録』卷八五、正統六年十一月甲午朔、「改給兩京文武衙門印。先是北京諸衙門皆冠以行在字、至是以宮殿成、始去之。而於南京諸衙門增南京二字、遂悉改其印。」
- (174) 『皇明詔令』卷一一、英宗睿皇帝下、「頒行兩京新印勅」正統六年十一月二十六日、「今南北二京文武大小衙門印章、悉已新製、即頒給行用。舊印俱送內府收貯、仍行中外通知。故諭。」
- (176)(175) 『英宗実録』には、本文に引用した卷二三、正統元年十月辛卯の条に見える「少保工部尚書吳中」の例のように、正統六年以前の「行在」の官名がはずされている事例が頻出する。これは、成化三年（一四六七）に完成した『英宗実録』が北京の諸官庁から「行在」が取り除かれて以後の官名と混同したためで、正確な記述とは言えない。
- (177) 『明英宗実録』卷一〇一、正統八年二月己丑の条。
- (177) 『明英宗実録』卷三五四、天順七年七月庚子、「致仕工部尚書王・卒。・陝西郿縣人。自太學生授蘇州府同知。（中略）正統中陞行在工部左侍郎、尋進尚書。居工部八年、營建宮殿百工政令、・贊畫之功居多。正統末請老致仕、歸家十五年、以疾卒。」
- (177) 『明英宗実録』卷九一、正統七年四月癸卯、「建宗人府・吏部・戸部・兵部・工部・鴻臚寺・欽天監・太醫院於

大明門之東、翰林院於長安左門之東。初各衙門自永樂間、皆因舊官舍、爲之散處無序。至是、上以宮殿成、命即其餘工以序、營建悉如南京之制。其地有民居妨礙者悉徙之。」

ただし、宗人府は、孫承澤『天府広記』卷一一、宗人府に収める孫清「宗人府題名記」によれば、正統三年に始めて官署を吏部の北に建てたとある。孫清の題名記は、嘉靖十四年に建てられたものである。『欽定日下旧聞考』卷六二、官署、宗人府。翰林院（外署）は、永樂年間以来の鴻臚寺の旧址に建てられた。尹直『謇齋瑣綴録』卷一に、「今翰林院外署、本鴻臚寺舊址、建於正統七年而印則造於六年也。」北京に翰林院の公署が設けられたのは、廖道南『殿閣詞林記』に、「永樂中、行在本院官仍在禁内供奉、不別立公署。正統七年八月詔建於長安門外玉河西岸、而東岸則爲詹事府焉。」と述べるように、この時が初めてであった。

(178)

『明英宗実録』卷九五、正統七年八月癸巳、「建中左右前後五軍都督府・太常寺・通政司・錦衣衛各衙門於大明門之西、行人司於長安右門之西。以是日興工、遣工部尚書王喬祭司工之神。」

(180) (179)

『明英宗実録』卷九六、正統七年九月己未、「修禮部公署。」

『明英宗実録』卷六〇、正統四年十二月乙亥朔の条、同書卷九〇、正統七年三月乙酉、「太僕寺奏、寺署卑隘不稱、請俟建六部完、以舊兵部爲寺。許之。」

および『大明一統志』卷一、京師、文職公署。

(181)

『明英宗実録』卷九八、正統七年壬戌、「建刑部・都察院・大理寺於宣武門街西、詹事府於玉河東隄。」

同書卷一〇四、正統八年五月壬午の条。

(183) (182)

『明英宗実録』卷八二、正統六年八月辛卯の条。『大明一統志』卷一、京師、文職公署、上林苑監。

『明英宗実録』卷一〇七、正統八年八月乙酉、卷一一一、同年十二月丁酉の条。卷一〇六、正統八年七月壬午の

条卷一一四、正統九年三月癸丑、「御製重建太學碑曰、（中略）乃正統八年秋命有司撤而新之。」

楊士奇『東里別集』卷三、「論國子監碑書題事」、「欽蒙皇上聖恩大德崇儒重道、新建孔子廟及太學、制度弘壯、高出前古。」

(184)

『明宣宗實錄』卷六九 五年八月丁亥、『明英宗實錄』卷二三、正統元年十月癸亥、「行在吏部主事李賢言、（中略）永樂初年駕臨北京、太學之設、因元之舊、凡百規制未暇增新。洪熙・宣德以來因仍未舉。」同書卷五八、正統四年八月丁丑の条。

(185)

『明英宗實錄』卷五七、正統四年七月乙亥、卷五八、正統四年八月丁丑、卷五九、正統四年九月戊午。卷八七、正統六年十二月辛丑の条。

(188)

『明英宗實錄』卷一〇六、正統八年七月癸亥、卷一一四、正統九年三月癸丑の条。

(187)

『明英宗實錄』卷四六、正統三年九月壬寅、卷四五、正統三年八月辛酉の条。

『明英宗實錄』卷一〇〇、正統八年正月丙子、「旗手衛言、衛署與通政司・錦衣衛相隣、比今工部以其地建五府、遷衛於東南城下、署事不便。通政司後有閒曠地、請以爲衛署。上諭工部、以地與之、令自建造。」

(189)

『明英宗實錄』卷三九、正統三年二月丁巳、卷四一、正統三年四月丁卯の条。

『明英宗實錄』卷九三、正統七年六月丁未の条。『皇明經世文編』卷三五、朱鑑「請開設京衛武学疏」。黄瑜『双

槐歲鈔』卷六、旌忠祠。吳寬『匏翁家藏集』卷三四、「武学設廟像記」。

(191)

『明英宗實錄』卷一〇一、正統八年二月己亥、「作司禮監。」同書卷一〇三、正統八年四月丁酉、「建司禮監衙門畢、遣工部尚書王喬告謝司工之神。」

ただし、同書卷七四、正統五年十二月乙亥の条によれば、「司礼監之新房」が別に存在していたらしい。

- (192) 『明英宗実録』卷八三、正統六年九月丙辰、「命於玉河西隄、建房一百五十間、以館迤北使臣。」
同書卷八九、正統七年二月壬子の条。
- (193) 『明宣宗実録』卷五九、宣德四年十月癸未、『明英宗実録』卷五七、正統四年七月癸酉の条。
- (194) 『明英宗実録』卷八九、正統七年二月壬子、および同書卷九〇、正統七年三月戊子、「以造觀星臺成、遣工部右侍郎張琦祭司工之神。」
- (195) 『明英宗実録』卷二七、正統二年二月乙亥、同書卷六〇、正統四年十月丁亥。潘鼐「南京的兩台古代測天儀器——明制渾儀和簡儀」『文物』一九七五年七期。蔣忠義「北京觀象台的考察」『考古』一九八三年六期。
- (196) 『明英宗実録』卷一六〇、正統十二年十一月甲寅の条。
- (197) 『明英宗実録』卷八七、正統六年十二月甲午の条。
- (198) 『明英宗実録』卷一七四、正統十四年正月辛亥、「造京城崇文・宣武・朝陽・東直・德勝・安定六門更鼓。」
- (199) 『明英宗実録』卷八〇、正統六年六月己巳、卷九五、正統七年八月乙卯、卷一〇六、正統八年七月丙子、卷一三七、正統十一年正月甲午の条。
- (200) 『明史』卷五〇、礼志、京師九廟。東嶽廟については、『明英宗実録』卷一五三、正統十二年閏四月丁亥、卷一五四、正統十二年五月戊申、卷一五七、正統十二年八月甲申の条。南嶽廟については、卷八五、正統六年十一月戊申の条。
- (201) 『明英宗実録』卷一六三、正統十三年二月己未、卷一七一、同年十月丁巳の条。慶壽寺と燕王との関係については、本書第二章 明初燕王府をめぐる諸問題 参照。

- (202) 『明英宗実録』卷一〇三、正統八年四月戊子、「欽天監春官正王巽言、京師多盜、宜如南京築外城、置官軍守門。事下工部、請嚴禁盜之令、不必築城、恐過勞費。上是其言。」
- (203) 『明英宗実録』卷一五八、正統十二年九月乙卯、卷一六〇、正統十二年十一月壬辰の条。ただし宣德五年六月にも一度修理が行われている。
- (205)(204) 註(107)前掲の「都城覽勝詩後」。
- (206) 『明英宗実録』卷九九、正統七年十二月己丑、「禮部尚書胡・等奏、向者、山東左參政沈固言、中外官舍軍民戴帽穿衣、習尚胡制、語言跪拜、習學胡俗、垂纓插翎、尖頂禿袖。以中國之人、效犬戎之俗。忘貴從賤、良爲可恥。昔北魏本胡人也、遷洛之後、尚禁胡俗、況聖化度越前古、豈可效尤。今山東右參政劉璉亦以是爲言。請令都察院出榜、俾巡按監察御史嚴禁。從之。」
- (207) 同書卷一二〇、正統九年八月戊申、「申明習尚胡虜衣服語言之禁、從監察御史苑恪言也。」
- (208) 宮崎市定「洪武から永楽へ」『東洋史研究』二七卷四号、一九六九年、のちに『宮崎市定全集』第一三卷(岩波書店、一九九二年)
- 黄佐『翰林記』卷二、會議、「宣德以前、每有政事、與群臣面議。正統十年、始命內閣官與六部・都察院・通政司・大理寺堂上官、六科掌印官會議。」
- なお廷議については、張治安『明代政治制度研究』(聯経出版事業公司、一九九二年)一〇頁、曹永祿(渡昌弘訳)『明代政治史研究——科道官の言官的機能——』(汲古書院、二〇〇三年)五〇頁参照。
- 劉定之『否泰録』正統十四年八月十六日、十七日の条。

(209)

土木の変直後の南遷の議については、荷見守義「景泰政權と孫皇太后」『東洋学報』八二卷一号、二〇〇〇年が詳しい。ただし、荷見論文では、徐理の南遷の議は、正統十四年八月十六日（十七日の可能性をも指摘）の朝議で出されただけでなく、オイラート軍が英宗を擁して北京に迫った十月にも、再度に蒸し返されたとしている。

これに対し、川越泰博『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、二〇〇一年）の後編「政治と軍事——英宗回鑾を中心として——」では、十月六日に朝議で徐理が南遷論を提議したとして、違いを見せている。そもそも、両者が十月にも南遷の議が行われた論拠として掲げる『国権』卷二八、正統十四年十月癸丑（六日）の条の記事は、『明英宗実録』卷一八四の同日の条と対照すると明らかのように、『国権』の「時虜聲言還蹕、朝議如沸、多主款。兵部尚書于謙獨抗言曰、社稷爲重、君爲輕、戒邊將毋中計。翰林院侍講徐理好言天象、入對言、紫微中宮皆有變、宜反南都。太監金瑛叱之。」という部分は実録にはなく、十月のこととは断定できない。八月十八日に郕王が皇太后の命により午門において南面し、于謙のもとで首都防衛体制が整っていく十月初までの動きから判断すると、オイラート軍が紫荆関より入関した時点で、朝廷内が動揺し講和を主張する議論が出てきたのは事実であろうが、実録にはない『国権』の徐理の記事は、信憑性に欠け、彼の南遷の議は八月に一度出されただけと判断される。また朝廷内が南遷の議をめぐって揺れ動いたというのも、必ずしも正確ではない。確かに、当時北京防衛をめぐって人心が動揺したのは事実であるが、徐理以外に廷議その他で南遷論を主張した官僚の存在は確認できないからである。土木の変直後の八月十八日の朝儀については、頼家度・李光璧『于謙和北京』（北京出版社、一九六三年）、呉智和『土木の変』後明朝与瓦剌之交涉——英宗回鑾前之秘辛——、『明史研究專刊』三期、一九八〇年、呉文涛『土木之變与北京保衛戰』（北京出版社、二〇〇〇年）を参照した。

『明英宗実録』卷一八一、正統十四年八月癸亥、「時京師戒嚴、羸馬疲卒不滿十萬、人心恟恟、羣臣聚哭。于朝

議戰守、有欲南遷者。尚書胡・曰、文皇帝陵寢于此、示子孫以不拔之計。侍郎于謙曰、欲遷者可斬。爲今之計、速召天下勤王兵、以死守之。學士陳循曰、于侍郎言是。衆皆曰是。而禁中尚疑懼。皇太后以問太監李永昌、對曰、陵廟宮闕在茲。倉廩府庫百官萬姓在茲。一或播遷、大事去矣。獨不監南宋乎。因指陳靖康事。辭甚切、太后悟。由是中外始有固志。天下臣民聞車駕之北、莫不痛恨號泣不已云。」

(211)

ただし、『英宗実録』が載せる、李永昌が皇太后を説得したというこのエピソードについて、王世貞は、野史の類に全く見えず、実録が編纂された成化初めに李は司礼監太監の地位にあり、嗣子泰も翰林院学士として史館にいたことを挙げて、信ずるに足らないとしている。王世貞『弇山堂別集』卷二四、史乘考誤五。

(212)

葉盛『水東日記』卷一、「徐元玉・王通進策」、「己巳之變、徐元玉最有時名、亦銳意功業。太監金英趣問計、以南遷對。英佛然不悅。」

(213)

星斌夫『明代漕運制度の研究』（日本學術振興會、一九六三年）第一章。

明初北京への富民層強制移住について——所謂「富戸」の軌跡を中心に——

はじめに

洪武元年（一三六八）正月朱元璋は、応天府（現在の南京）において皇位即位の儀式を挙行し、ここに明朝国家が成立した⁽¹⁾。その後半世紀以上も経た正統六年（一四四二）十一月に、火災のため焼失していた北京の三殿二宮の再建により北京各官庁から「行在」の名称が除去され、北京が首都として名実ともに不動の地位を獲得するに至った⁽²⁾。この間に様々な形で展開した遷都論議が、幾多の紆余曲折を経ながらも北京（首都）・南京（副都）体制へと収斂されていく過程は、同時に明朝国家の中央集権的体制確立への長い道程でもあった⁽³⁾。これ以後明末に至るまで、首都および副都としての地位を付与される北京と南京では、その時期は異にするもののそれぞれ国家権力により、主に江南の各地から富民層強制移住が実施されている（洪武年間↓南京へ・永楽年間↓北京へ）。

この富民層強制移住は、初期明朝の対富民政策という興味深い問題を投げかけるにもかかわらず、史料制的制約もありその実態は未だ十分には解明されていない。従来の研究としては、傅衣凌氏・藤井宏氏・倉持徳一郎氏・夫馬進氏

らの研究があり(4)、とりわけ倉持論文「明初における富民の京師移住」は、この問題に関する唯一の専論である。氏の研究は、主に強制移住者に関してまとまった記載を残す万曆『明会典』卷一九、戸部・戸口、「富戸」の項に依拠し、国家権力の側から制度史的分析を試みたものである。そのため個々の移住者の実態にまで考察が加えられておらず、その後の移住者の後裔たちが辿った軌跡が国家権力の収奪による没落と、些か一面的に把握されている。

本章では、特に北京の場合を対象とし(5)、進士題名碑録や進士登科録および墓誌銘等の伝記史料により、従来明らかにされていない個々の移住者について分析し、強制移住の具体像に迫りたい。さらに移住者の後裔たちが辿ったその後の「両極分解」とも言うべき軌跡を解明し、北京への富民層移住の意義について改めて考察を加えることにしたい。

一 永樂元年の移住規定の検討

強制移住の概略をつかむために、主として正徳『明会典』卷二二、戸部六・戸口二、「富戸」の項によりながら若干の検討を加える。同項には、

永樂元年令、浙江・江西・湖広・福建・四川・廣東・廣西・陝西・河南および直隸蘇・松・常・鎮・揚州・淮安・廬州・太平・寧國・安慶・徽州等府の田糧無き、並びに田糧有るも五石に及ばざるの殷実大戸を選び、北京の富戸に充て、順天府の籍に附し、差役を優免すること五年(6)。

と見え、これは永樂元年に出された事例であり、「富戸移住規定」とも言うべき性格を有している。

最初に、強制移住の実施時期について検討すると、『太宗実録』にも載せるように、永樂元年(一四〇三)八月に

実施された(7)。靖難の役により帝位を篡奪した永楽帝は、即位後、半年をも経ない同年正月に元朝の大都が置かれていた北平を北京と改称し、南京と北京との両京体制を開始した(8)。言うまでもなくこの措置は、燕王時代の創業の地であるがゆえの形式的措置に止まるものではなく、永楽十九年(一四二二)の北京遷都(9)を射程に入れたものであった。両京体制開始以後、同年二月には、留守行後都督府や行部および国子監などの重要官庁が北京に設置された(10)。遷都に向けての準備が進行し始めたかかる時期に、富民層の強制移住は実施されたのである。また、これらと平行して農業開発を主眼とした罪囚や山西の一般民戸の北京移住も実施されている(11)。

次に、富民の選出された地域は九布政使司十一府からなっており、山西・山東・北平(のちの北直隸)・雲南を除いたほぼ中国全域に及んでいる(12)。しかし江南の経済的優位性から見て、各地域から均等な数の富民が選出されたとは到底考えられない。各地域からの移住者数については、史料が残されてはならず詳細は明らかではないが、後述の富戸銀(富戸の役が銀納化したもの)の各地域の額数(表・5)からみても、その移住者の大半は、南直隸・浙江・江西の地域から選出されたと思われる。

第三に、全移住者数については、『明史』卷七七、食貨志一・戸口に、

成祖の時、復た応天・浙江の富民三千戸を選び、北京宛(平)・大(興)二縣の廂長に充て、京師に附籍せしむ。仍りて本籍の徭役に應ぜしむ(13)。

とあって、「三千戸」という数字が挙げられているものの些か問題がないわけではない。というのは、『明太宗実録』など明朝初期の史料には全移住者の記述が見えず、移住後約一五〇年を経過した『明世宗実録』卷三五八、嘉靖二十九年三月丙辰の条に、はじめてその記述があらわれ、『明史』のこの記載も同書に基づいたものと推定されるからである(14)。多少の問題を残すとは言え、ここでは『明世宗実録』に従い一応三〇〇〇戸と推定しておきたい。

第四に、富民選出の基準について見ると、漠然と財力のある者が対象とされたのではなく、最初に提示した会典によれば、「田糧無きの、並びに田糧有るも五石⁽¹⁵⁾に及ばざるの殷実大戸」が条件として挙げられている。この基準から判断すれば、農業経営にほとんど頼らない移住可能な富裕戸——具体的にはおそらく商業活動を営む者を指す——を指すことをねらいとしていたかの如くである。しかし実際には、農業経営に従事する大土地所有者が多かったことについては、のちに個々の移住者を検討する際に改めて考察を加える。

第五に、強制移住の目的であるが、まず強制移住それ自体による抑圧よりは、むしろ移住後の物的収奪を含めて北京に長期にわたり定住させることに国家の主眼があつたことが確認できる。というのはさきの会典によれば、移住者は「北京富戸に充て順天府に附され」たとあるように、実際に移住後は順天府附郭の宛平・大興両県の「富戸籍」に付され定住化がはかられているからである。しかもこの富戸籍は、他の民籍・匠籍・軍籍・竈籍などの戸籍と⁽¹⁶⁾同様に代々世襲を義務づけられ、勝手な変更は許されなかった。このことは、移住後百年以上も経過した隆慶五年（一五七一）の科挙試験において「同進士出身第三甲」合格者となつた費標が、その年の進士題名碑によれば「大興県富戸籍」と明記されている⁽¹⁷⁾ことから明らかである。

ところで元来明朝では、民籍・匠籍・軍籍・竈籍など戸籍の別によりその負担すべき徭役が異なつていた。従つて富戸籍に付された移住者も彼ら固有の徭役負担を課されたと推されるものの、その内容についてさきの会典では具体的に述べられていない。『明世宗実録』卷三五八、嘉靖二十九年三月辛未の条には、「宛（平）大（興）二県の廂長に充つ⁽¹⁸⁾」とあり、富民層移住者が廂長の役に充てられたことを記している。このことからただちに、富戸の役が廂長の役と同一であるとは言えないにせよ、富戸に課された徭役の主なものゝ廂長の役であつたと言ふことができる。廂長とは、里甲制において「城中は坊」と曰い、近城は廂」と曰い、近都は里」と曰う⁽¹⁹⁾」場合の都城周辺の市街地の長で

あり、郷村の里長に相当する。周知の如く里長の職責は、税糧徴収・治安維持・黄冊攢造など里内の行政管理の徭役と上供物料・地方公費などの官庁に対する直接的な物的負担からなっている⁽²⁰⁾。北京に移された富民層も、廂長としてかかる職責を果したと思われるが、この点については次節で改めて確認することにした。

以上の諸点にわたる考察により、廂長の役の負担可能な富民層を、江南の経済的先進地帯より草創期の北京に人為的に集めて長期にわたり定住化をはかるために実施されたのが、この強制移住であったとひとまず言うことができよう。

二 初代移住者の分析

前述したように従来の富民層強制移住に関する研究では、個々の移住者の実例が明らかにされず、移住の実態については推定の域を出ていなかった⁽²¹⁾。明代後半期の史料の豊富さに比較した場合、明代前半期の史料の乏しさは否定し得ない事実であるが、とは言うものの個々の移住者の事跡が全く忘れ去られてしまったわけではない。国家権力の露骨な政策にさらされた体験は、個々の移住者たちの脳裏に深く刻み込まれ、末代に至るまで代々語り継がれていたことが予想される。そのうえ、国家が移住者を富戸籍という特殊な戸籍に付し、その世襲を強制したことは、移住者たちの追跡をより可能にした。

科擧のたびに国子監の前に立てられた進士題名碑には、進士合格者全員の姓名・本籍・戸籍が刻まれたが、これらを集めた『明清歴科進士題名碑録』⁽²²⁾には、富戸籍の進士合格者を見い出すことができる。これらの富戸籍合格者の一覧を作成したのが表・4である。

表4 富戸籍進士合格者名簿

〈北京〉

No.	氏名	合格年次	原籍	移住先	官職	主な史料
1	劉清	1403(宣徳5)年		宛平	刑部右侍郎	掖垣人鑑卷8
2	宋雍	1433(宣徳8)年	福建	宛平	給事中	陔餘叢考卷29 光緒順天府志卷115
3	劉懷	1442(正統7)年		大興		
4	彭広	1448(正統13)年	江西吉安府安福県	宛平	刑部員外郎	乾隆吉安府志卷42
5	王讓	1448(正統13)年	南直隸常州府武進県	宛平	湖広左参政	襄毅文集卷13
6	周駢	1448(正統13)年	南直隸松江府華亭県	大興	光祿寺少卿	光緒順天府志卷115
7	黄重	1451(景泰2)年	江西吉安府吉水県	宛平	工部郎中	乾隆吉安府志卷25
8	鄭瑞	1454(景泰5)年	浙江衢州府西安県	大興	工科給事中	掖垣人鑑卷9
9	陳儼	1454(景泰5)年	江西吉安府廬陵県	宛平	南京刑部右侍郎	乾隆吉安府志卷40
10	左賢	1457(天順元)年	江西建昌府南城県	宛平	河南右参議	襄毅文集卷14
11	章鎰	1466(成化2)年	浙江寧波府鄞県	大興	兵科都給事中	
12	陳以忠	1472(成化8)年	南直隸常州府無錫県	宛平	光州知州	顧端文公集卷17
13	朱仲炘	1472(成化8)年	浙江處州府遂昌県	大興	太僕寺丞	雍正處州府志卷11
14	鄭仁憲	1478(成化14)年	浙江紹興府会稽県	大興		
15	鄭惟恒	1478(成化14)年	浙江衢州府常山県	大興		
16	王定安	1481(成化17)年	福建福州府懷安県	大興	戸部郎中	
17	費鎧	1484(成化20)年	浙江寧波府慈谿県	大興	寺丞	天啓慈谿県志卷6
18	何俊	1496(弘治9)年	浙江金華府蘭谿県	大興	山西参議	康熙金華府志卷18
19	王禾	1496(弘治9)年	南直隸常州府武進県	宛平		
20	朱良	1499(弘治12)年	江西臨江府新淦県	宛平		
21	費淵	1529(嘉靖8)年	浙江寧波府慈谿県	大興	太僕寺少卿	光緒順天府志卷115
22	徐九臯	1529(嘉靖8)年	浙江紹興府餘姚県	大興		
23	費標	1571(隆慶5)年	浙江寧波府慈谿県	大興	同知	光緒順天府志卷115

〈南京〉

1	宋拯	1415(永楽13)年		江寧		
2	羅淮	1454(景泰5)年	江西吉安府吉水県	江寧		
3	金逵	1495(弘治9)年	浙江寧波府鄞県	江寧	広東僉事	国朝献徴録卷99

以下では、富戸籍合格者の中でも、初代移住者に関して具体的記述を残す例について分析を加える。その際、移住前と移住後の生計・生活状況等に特に注目したい。

A 王肅 [Nos 王讓の父] の場合 (生没年一三八三〜一四六〇) (23)

字は肅斌。原籍南直隸常州府武進県より北京宛平県の城北に移住。曾祖・祖(茂林)・父(志中)と三代前から官途についておらず、特に父の代には施しを行い「郷に長者と称さ」れた。移住後郷里に残した土地(恒産)を自ら経営することができないために、猶子(謙)にそっくり与えたというエピソードから推察して、移住前は農業を営んでいたこと、および移住に際し一族の中で郷里に残った者の存在も窺われる。二十歳のとき移住し、北京で新たに土地を購入し、再び農業経営により蓄財を行なった。死後は都城の西の香山(24)に埋葬されたとあり、北京に定住した。

B 左徳順 [No10 左賢の父] の場合 (生年不詳、正統年間) (25)

字は世瑤。原籍江西建昌府南城県より宛平県徳勝門付近(26)に移住。祖父(彬卿)は元に仕えて学正となったが、父(謙)と徳順とはともに官途についていない。移住前後の生計は不明。移住にあたっては、長男ではなかった徳順の名が官序の作成した移住者リストに載ったことに対し、親類縁者でその選考を訝る者があった。これに対し妻の曾氏が、「庶民がお上から役を仰せつかったら往くのは当然のこと、まして稼業を嗣ぐのは長男の務めですから、(長男ではないあなたが)往くのは好都合です」と徳順に諭して、夫婦共々北京に移住したというエピソードを残す。ここで注目しなければならぬのは、長男ではない徳順が選ばれていることと、その選考を親類縁者が訝っている事実である。従ってこのことから、一般には長男が選ばれる場合が多かったことが知られる。それに加えて国家は一族を挙げての移住を強制していないこと(27)、それどころか郷里での一族の生活や家系の存続を保障するような形で移住者が選出されていたことが推察できよう。徳順は、死後郷里の建昌に埋葬されており、このことも、郷里での左氏一族の

家系が途絶えなかったことを示すであろう。

以上の二例は、初代富戸籍移住者であることが、戸籍により確定できる例である。管見の限りでは、他にも墓誌銘等の伝記史料により初代移住者と推定できる例が幾つか存在する。

C 韓貴〔韓雍の父〕の場合（一三八五～一四六三）⁽²⁸⁾

字は公顕。原籍南直隸蘇州府長洲県より宛平県徳勝門周辺へ移住。曾祖父・祖父（彦傑）・父（挙一）と三代にわたって農業を営み、「徳、郷に重んぜられ」という。移住後の生計については、上谷（居庸関外）の商人との交易の記載等から推測して商人相手の問屋業などの商業活動に従事したようであるが、人に欺かれること多く家業は衰える一方であつたらしい。息子（雍）が正統七年に進士となつて就官後の景泰二年（一四五二）には、郷里の蘇州に戻つた。因みに息子の韓雍は右都御史にまでのぼり、正徳年間に襄毅と追諡を受けている⁽²⁹⁾。

D 黄潤玉の場合（一三八九～一四七七）⁽³⁰⁾

字は孟清、原籍浙江寧波府鄞県から北京に移住。曾祖父（長卿）は元に仕えて巡検となつた。祖父（啓翁）は塾の教師、父（良）も官途についていない。移住にあたっては、当初、父が官庁から指名されたのであるが、当時わずか一三歳あまりの彼が代りに往くことを申し出て許可されている。移住後は北城外一〇里の辺鄙な所（安定関⁽³¹⁾）に宅地を支給され、同役の仲間たちと室を築いた。蔬菜など近郊農業を営むかたわら勉学につとめ、後に順天府学に入學、永樂十八年に順天郷試に合格し官途についた。致仕後は郷里の寧波に戻つた。潤玉は『明儒学案』巻四五にも立伝されており、儒者としての業績も多い。

E 陳継宗（陳翊の祖父）の場合（生没年不詳）⁽³²⁾

原籍南直隸太倉州から宛平県に移住。祖父（正）・父（求益）ともに官途にはついていない。生業は不明であるが、

継宗が家督を継いだ時点での暮し向きはかなり裕かであった。移住に際しては妻子は郷里に残り、継宗が単身で移住した。

F、鄭景範〔鄭佑の伯父〕の場合（生没年不詳）⁽³³⁾

原籍浙江衢州府常山県より大興県に移住。鄭氏は宋元以来の「義門」といわれる。曾祖父（朝宗）・祖父（辰表）はともに官途についていない。父（徳博）は一時戸部の官となったが、まもなく病により退職した。永楽の初め受難の時期があつたようであるが、詳しくは不明、富戸の役に充てられたこともその一因であろう。後に景範の弟の沂（字は景元）は、郷里で糧長の役をつとめており、一族同居の数は二〇〇〇人にも上つたという。景範の死後、北京に残された彼の家族に苦勞をかけさせないために、沂は我が子の佑を北京に行かせて富戸の役を代らせた。

以上、初代移住前後の生計・生活状況について分析を加えたが、これらの数少ない例からでも次の諸点が確認できよう⁽³⁴⁾。

(1) 富戸に選出された戸は、永楽初年の時点ではそのほとんどが明朝に仕えておらず、官僚身分乃至は官籍を保持していないこと⁽³⁵⁾。

(2) 前述の会典の記載には、富戸選出の基準として「田糧無きの、田糧有るも五石に及ばざるの殷実大戸」とあり、農業経営にほとんど頼らない富裕戸（おそらく商業活動を営む者）を対象していたにもかかわらず、実際に選ばれた者は、農業経営を行なう大土地所有者と考えられること⁽³⁶⁾。

(3) 奴僕等が随伴したことは十分に考えられるものの、そのほとんどが単婚家族または単身で移住しており、国家からも一族を挙げての移住を強制されていないこと⁽³⁷⁾。

(4) 北京移住後は、農業経営や商業活動を行なっていること。

(5)、移住地は、北京城の北部（特に徳勝門や安定門(38)周辺）の地域が多く、特定の地域への移住が指定されていたこと。

などである。

かくして北京に移住させられた富戸は、前述したように廂長の役を課されていたのであるが、それでは彼らは実際に廂長としてどのような役割を果たしたのであろうか。この点に関しては、残念ながららさきの初代移住者に関する資料は多くを語ってはくれない。例えば、B 左徳順の場合には「公家おかみの務め助けてこれに応じ、勞せずして以って濟えり(39)」とあり、C、韓貴の場合には、「時に京民の徭役繁重なれば、先考（貴）極力支持し、備つぎまに艱苦を嘗めたり(40)」とある。またD、黄潤玉の場合には「先生（潤玉）同役と室を城北に築き、間ま貲を傾けて徭賦に給せり（中略）人その劬瘁くろに堪えざるも先生これに安んぜり(41)」とある。これらの断片的記載には廂長への充当が明確に記されていないものの、移住者が首都北京の官庁のかなり過重な差役や物的負担を課せられていたことが窺える。特に建設期の北京にあつて初代移住者たちは、廂長の役の中でも上供物料や地方公費の部分に相当する、より直接的な物的負担を主として課されたであろう。

しかし、廂長への充当が国家権力の移住者に対する一方的な収奪のみに止まらなかったことも注意せねばならない。というのは、廂長の役に含まれるもう一つの役割である廂内の行政管理的徭役の担当それ自体が、移住者を廂長として行政機構の最末端に位置づけることになったからである(42)。そしてその結果として、移住者の地域における統括者としての役割をも生ぜしめたことが推定される。一例を挙げれば、初代移住者A 王肅の場合、彼の「行状」には、公の賦性剛直、言論英發、郷黨の敬重するところと爲る。郷黨の間、事平かならざる有らば、必ず平を公に請う、公の一言を得て、是非曲直帖帖として信服し、復た敢えて争論せず。人或いは庸儒にして、公に詣る能わざるも、

公も亦た必ず爲に維持解紛し、豪猾強梗俛して化に従う。京兆尹・縣令より以下、公の賢なるを知り、時に或いは礼致し、事多く咨詢す⁽⁴³⁾。

とあり、王肅は民間の裁判調停を行なうと同時に、府尹や知県から礼遇され民政についての諮問を受けている。行状の文脈から言えばこうしたことが可能であったのは、専ら王肅のパーソナリティに由るかのである。しかし、江南から華北へという全く異なる環境下で移住後間もない彼が、地域の統括者としての役割を現実に果しえたことは、彼が廂長の役に充当し、行政機構の末端に位置していたことと全く無関係ではありえない。従って、国家もまた移住者を廂長の役に充てることによって、地域の統括者としての役割の遂行を期待していたと言える。

以上、初代移住者における個々の移住の実態を具体的に分析し、彼らは北京への移住後廂長の役の充当により官庁の過重な差役や物品負担を課されたが、そのみに止まらず廂内の行政管理的徭役の担当により行政機構の末端に位置づけられるという面をも有し、結果として地域の統括者としての役割を果している者もあったことを明らかにした。それでは、かかる富民層移住者の後裔たちが、その後いかなる軌跡を辿ったかについて節を改めて検討したい。

三 移住者後裔の軌跡

1 富戸の逃亡と国家の対応

初代移住者が付された富戸籍は、他の民籍・軍籍・匠籍などの戸籍と同様に代々世襲され、勝手な変更は許されなかった。しかし永樂年間を過ぎた一四三〇年代になると、早くも過重な徭役負担に堪えかねて、原籍や他処への富戸の逃亡が問題化した。行在戸部尚書を兼官している行在礼部尚書胡・は、宣徳六年（一四三一）の黄冊攢造に際して

次の上書を提出し、裁可された。

一つ、南北二京の富戸・倉脚夫等役の京城において居住せし者、多く原籍に逃回したり及び他處に避くる有り。

應天・順天二府は即ちに査究挨捕せしむ。若し親隣の里老の挙首し及び自首する者は、俱に罪を免ず。或いは知りて不首せず、及び占^{だし}慙^{おしみ}して發せざる者は、速問すること律の如し。正^{とうぼう}逃^{ちゆう}の者は、口外に發して充軍せしむ

〔事故死絶等の項は、各該の官司數に照して僉補せしむ〕⁽⁴⁴⁾

ここでは、南京と北京の富戸及び倉脚夫⁽⁴⁵⁾のことが問題となつてゐるが、特に北京の富戸について見た場合、この上奏が提出された時期は、永樂元年（一四〇三）の強制移住から約三〇年の歳月を経過しており、丁度初代移住者から二代目の世代への交代期にあつてゐる。従つてこの時期に富戸逃亡が表面化しているのは、理由の無いことではなかつた。そのうえ、前節で指摘したように、単婚家族または単身による移住が多かつたことを併せ考慮に入れるならば、世代の交代はかなりの困難を伴つたにちがいない⁽⁴⁶⁾。

かかる事態に対し、明朝国家は廂長充当戸としての富戸を確保するために幾つかの対策を実施した。この問題については、万曆『明会典』卷一九・戸部六・戸口一「富戸」の項に事例がまとめられており、既に倉持氏が分析を行なつてゐる⁽⁴⁷⁾。ここでは、氏の整理を踏まえて明朝の施策を概観し、更に氏が触れていない二、三の問題について考察を加えたい。

まず第一に、富戸の負担の軽減をはかるために宣徳三年（一四二八）に二丁分の雑役を免除し⁽⁴⁸⁾、また十年には原籍での二丁分の雑役を免除した⁽⁴⁹⁾。

第二に、富戸の定数を確保するために二つの対策が取られた。一つは、宣徳六年に逃亡してゐる富戸の連れ戻しと、事故・死絶等によつて欠員が生じた場合の原籍の官司での補充が決定され⁽⁵⁰⁾、次いで、正統十一年（一四四六）には、

十年毎の富戸の調査と補充が制度化された⁽⁵¹⁾。もう一つは、従来指摘されていないが、正統元年に、

河南右參政孫原貞奏するに、「北京富戸は舊江南より起取せし者に係り、多く逃故等項有り、遞年僉補するも完せず。乞らくは法司をして今後死罪を犯す官吏・糧長・大戸有らば、その運磚を免じて富戸に抵て當差せしめ、その數足るを候ち、仍りて原擬に依り發落せしむ」と。これに従う⁽⁵²⁾。

とあるように、死罪を犯した官吏・糧長・大戸⁽⁵³⁾に刑罰として運磚の代りに富戸の役に充てることを命じている。なお、このことが実際に実施されたことについては後述する。

第三に、富戸の定數確保を断念し、富戸の役の銀納化を実施した。天順八年（一四六四）の憲宗即位による大赦の詔の中には、「今後如し事故せしものあらば、必ずしも僉補せざれ⁽⁵⁴⁾」とあり、まず死絶した者の補充を免除したが、逃亡の場合にはその後も連れ戻しと補充が行なわれていた⁽⁵⁵⁾。しかしこうした措置も、いたずらに混乱を増大させるだけであったために、弘治五年（一四九二）に銀納を認め、従来から取られていた富戸の定數確保を断念した。即ち『明孝宗実録』卷六八、弘治五年十月丙辰の条に、

戸部が各處巡撫都御史の陳ぶるところの事宜を會議す。（中略）一つ、順天府より逃回せし富戸については、乞らくは所在の有司をして毎歲銀五兩を徴して部に解り、宛（平）大（興）二縣に給付し、以て原設衙門の雇役の用に備えしむれば、清勾して人を擾すを免るるに庶らん、（中略）議上り、俱にこれに従う⁽⁵⁶⁾。

とあり、逃亡または原籍に戻った富戸から毎年五兩⁽⁵⁷⁾（富戸銀と称す）を徴収し、宛平・大興県の廂長に与えて役を助けさせた。のち弘治七年に三兩に減額、また嘉靖二十九年（一五五〇）には二兩⁽⁵⁸⁾と若干の変化はあるものの、徴収された富戸銀は一財源と化すようになり、更に嘉靖二十八年以降は、その大部分が北辺防衛のための費用に流用されることとなった⁽⁵⁹⁾。

以上、明朝国家の対応を概観したが、これらの一連の過程の中で特に注目しなければならないのは、正統六年（一四三六）と弘治五年（一四九二）の二つの措置である。まず前者であるが、さきに指摘したように移住者の廂長の役への充当は、彼らに対する一方的な物的収奪のみに止まらず、行政機構の末端に位置づけることでもあった。このことを考慮に入れば、この正統六年の段階で官吏・糧長・大戸とはいえ犯罪者を富戸に充てるという措置を取ったことは、富民層移住者の行政機構の末端へ位置づけるという側面が後退したことを示すであろう。これ以後、富戸の役の性格は次第に変質し、国家の直接的な徭役収奪という面をますます強めて行った。加えて廂老（郷村の里老人に相当）や里書の間での不正もあり、富戸の役に充てられた者の多くは、悲惨な境遇に追いやられることとなった。『明憲宗実録』卷二〇六、成化十六年八月庚午の条に見える戸部の上奏は、かかる状況をリアルに伝えている。

重ねて富戸を解るを禁ず。時に戸部の臣奏すらく、近歳天下より順天府の富戸を解補して京に至らしむ。その間多く是れ例として僉補せず勾丁せず、及び放免す該き者なり。蓋し本府造冊の時、廂老・里書姦を懐き作弊し、與に除豁せざるに由り、是れ四方に移文し、一例に勾擾し、遠く數千里餘に至る者有るを致す。文書一たび臨めば、戦いに驅りたてられし卒の如く、妻を携え子を抱き、朝奔夜行す。本府に至るに及び、又た里書に百端需索せられ、厭足して始めて放歸する得れば、則ち囊資すでに罄き、往往乞食して道路に死せり⁽⁶⁰⁾。

なかでも「文書一たび臨めば、戦いに驅りたてられし卒の如し」というあり様は、初代移住者のB 左徳順やD 黄潤玉の移住に際してのエピソード⁽⁶¹⁾と全く様相を異にしていると言わねばならない。

次に弘治五年の逃亡富戸からの銀徴収の開始は、北京に附籍させたうえでの国家による直接的な徭役収奪が放棄されたことを意味し、これを境に北京附籍の富戸数も急速に減少した。因みに『明神宗実録』卷一九、万曆元年十一月甲申の条の順天府府尹施篤臣の上奏によれば、永樂元年（一四〇三）に三〇〇〇戸存在した富戸が、弘治年間（一四

八八〇一五〇五)には二〇〇余戸となり、更に万曆元年(一五七三)には僅か五戸を残すのみであったと報告されている。

ところで、『皇明世法録』卷三四、理財に収録された『天啓年戸部勘定錢糧総冊』(62)には、各地域より太倉銀庫に送られ

た富戸銀額が記載されている(表・5)。本来逃亡した富戸から原籍の官司が徴収したという富戸銀の成立経緯からして、ここに見える各地域の富戸銀額は、永楽初年の各地域からの移住者数がある程度反映していると推察される。これらの銀額により永楽初年の各地域毎の移住者の多寡を推定することも可能である。

2 科挙による官僚化

前項では、初代移住者の後裔の世代になると富戸の逃亡が問題化し、このため、一連の富戸対策が取られたにもかかわらず、北京附籍の富戸は急速に減少したことを明らかにした。このことは、直接的な徭役収奪の面がより強化されたことに起因していた。しかしながら、国家の苛酷な収奪により、移住者の後裔が一樣に没落過程を辿ったかという点もそうとは限らず、富戸籍の進士合格者の例が見い出され、その後官僚身分を獲得している事実を指摘できる。この点は、従来の研究では全く見過ごされてきた。ここでは、富戸の官僚化という事実に着目して考察を進めることにしたい。

前述したように『明清進士歴科題名碑録』により、富戸籍進士合格者を検出すると、表・4の如く北京の場合二三名、南京の場合三名を数えることができる。次に北京の場合のみ各年代ごとに分けたのが表・6であり、合格者の多くは、一四三〇〜一五〇〇年の間に集中している。この時期は、初代移住者から数えて二代目・三代目の子孫の時期

に相当するであろう。かかる推定を裏づけるかの如く、さきに分析を加えた初代移住者A 王肅の場合は子の譲が正統十三年に、B 左徳順の場合は子の賢が天順元年に進士となっている。またC 韓貴の場合も子の雍が正統七年の進士、D 黄潤玉の場合は子の隆が景泰五年の進士である⁽⁶³⁾。これらの富戸籍進士合格者が、その後官僚となったことについては、表・4の「官職」の項に示したとおりである。

次に進士のみならず、郷試合格による官僚化の例も存在する。まず初代移住者ではD 黄潤玉自身が、永楽十八年の順天郷試に合格し、按察使司僉事まで昇進している。E 陳継宗の場合も、孫の翊が郷試に合格し、学生となっている⁽⁶⁴⁾。更に表・1のNo.17 費鑑・No.21・費淵・No.23 費標の三名は、彼らの原籍の地方志である天啓『慈谿県志』巻六選挙、《附、衣冠盛事》によれば、「三世進士」とあり、親子孫の三代にわたって進士となった珍しい例である。この費氏は、他にも費燦（景泰元年）・費沐（正統十一年）・費柱（嘉靖三十四年）の三名の順天郷試合格者を出している⁽⁶⁵⁾。こうした例から見ても、進士合格者以外に郷試合格によって官僚化した例もかなり存在したに違いない。ところで、移住者とその後裔の中から多くの進士や挙人を輩出したことは、移住前の原籍における大土地所有等による財力の豊さと、移住後もそれに支えられていた生活を行っていたことを一面では物語っているが、それに加えて江南から北京への移住自体が、結果として科挙合格に有利に作用したことも考えられる。というのは、首都北京という環境が勉学に好条件を与えたことがまず考えられるが⁽⁶⁶⁾、それ以上に、明代では一般に文詞を善くする南人が北人に比べて科挙に合格しやすかったという趨勢があったからである。例えば洪熙元年（一四二五）のころには、南人と北人の進士合格者の比率が九対一であったという指摘⁽⁶⁷⁾もあるほどである。かかる歴然とした南北隔差を考慮に入れた時、本来本籍地のある布政使司でしか受験できない郷試を、移住者とその後裔の場合には華北の順天郷試に受験できた⁽⁶⁸⁾ということは、彼らの郷試合格に有利に作用したと考えて間違いないであろう。

表6各 地域の富戸銀額

地域	富戸銀額
浙江布政使司	1044両
江西布政使司	969両
湖広布政使司	398両
福建布政使司	○
四川布政使司	64両
広東布政使司	○
広西布政使司	○
陝西布政使司	○
河南布政使司	○
直隸蘇州府	○
直隸松江府	45両
直隸常州府	○
直隸鎮江府	30両
直隸揚州府	100両
直隸淮安府	○
直隸廬州府	98両
直隸太平府	78両
直隸寧国府	46両
直隸安慶府	48両
直隸徽州府	39両
直隸鳳陽府	30両
合 計	2989両

○印は、正徳『大明会典』では富戸が選出された地域であるが、『皇明世法録』には富戸銀額の項目の記載のないものである。

表5 年代別北京の富戸籍進士合格者数

年 代	合格者数
1430～1440	2名
1441～1450	4名
1451～1460	4名
1461～1470	1名
1471～1480	4名
1481～1490	2名
1491～1500	3名
1501～1510	—
1511～1520	—
1521～1530	2名
1531～1580	1名

また、万曆『明会典』卷七八、礼部三六、学校・儒学「選補生員」には、

(洪武)二十五年奏准するに、起取せる富民のもと生員に係る者は、應天府学に送りて讀書せしむ(69)。

と見え、富戸の中で移住前に生員であった者の応天府府学入学を許可している。これは洪武二十五年という時期や応天府府学とあることから明らかなように、南京移住者を対象として、洪武二十四年(一三九一)の南京富民層移住(70)の直後にとられた措置である。北京の富戸に対しても生員である以上は同様な措置が取られたはずで、こうした点から見れば国家の側でも、富民層移住者の官僚化をはかるためにある程度の配慮を行なっていたということが推察できる。

さて次に、移住者が官僚化した場合に富戸層がどうなったかが問題となろう。これについては現在のところ明確な規定を見出しえない。前述した費氏の「三世進士」の例では、三名とも『明清歴科進士題名碑録』には「富戸籍」と明記されていることから、進士となり官僚身分を取得しても、即座に富戸籍をはずされるという特別な規定は無かったようである。がしかし、初代移住者C 韓貴の場合(71)のように子の雍の就官後郷里に戻っている例も見い出される。また、D 黄潤玉も致仕後郷里に戻り、子の隆が進士に合格した際の進士題名碑には「鄞県民籍」(72)と記されており、実際には官僚身分の取得によって富戸籍をはずされる場合も、往々にして存在したようである。

これまで富戸の官僚化を中心に見てきたが、富商化している例も存在する(73)。『皇明経世文論』卷二二、周忱「与行在戸部諸公書」には、蘇松地方の農民逃亡現象をもたらす七つの弊害が指摘されているが、その一つに、

その所謂軍囚牽引せし者。蘇松の奇技工巧の者多く、至るところの處にて屠沽販賣し、これを能くせざる莫し。

故にその爲事の人の中外の衛所に充軍せし者、輒ち郷里貧民を誘いてこれが余丁と爲す。各處の河岸に擺する者、又た郷里の小民を招してこれが使喚と爲す。北京において富戸と作る者、一家數處の開張せる有り。民と爲り河

間等處に種田する者、一人に數丁の子孫有り。(中略)これ由り軍囚の生計日び盛んにして南畝の農夫日び以て消ゆる。(傍点は引用者) (74)

とある。これは、前項で述べた死罪を犯した官吏・糧長・大戸が刑罰として富戸の役に充当した例であるが、彼らは一家で北京に數処の店舗を所有するほどに富商化しており、蘇松地方からの逃亡農民を受け入れていた。彼らの場合、罪囚のため科挙による起家の道は閉ざされていたはずであるから、富商化が残された選択であったのかもしれない。

上述の移住者の後裔に関する考察により明らかになったのは、北京移住後約三〇年を経過すると、国家権力の収奪の下で富戸の没落と逃亡が問題化する一方、他方では科挙制度を媒介として官僚化していくという、没落と上昇との謂わば「両極分解」の過程を辿っていたことである。しかし、こうした「両極分解」の過程も、移住後約一〇〇年の十五世紀までに限られる。**表1**の富戸籍進士合格者名簿は、もとより全ての移住者及びその後裔の進士合格者を網羅しているとは思われないが、この合格者名簿より作成した**表3**の年代別合格者数を見ても明らかのように十六世紀に入ると合格者数は激減した。こうした事態は、富戸の役の性格が次第に変質し、国家の直接的な徭役収奪という面をより強めたために、富戸の没落を速めたことに起因するが、より直接的には、弘治五年(一四九二)の富戸の役の銀納化の開始により、富戸を北京に強制的に附籍して直接的に徭役を収奪するという方針を放棄したためであった。従ってこの段階に至り、富戸の役は全く変質したと言わざるを得ず、これより以後明末にかけては、銀納化した富戸銀が財政上の問題として現われてくることになった。

おわりに

靖難の役により帝位を篡奪した永楽帝は、永楽元年元朝の故都北平を北京と改称し、南京と北京との両京体制を創始する一方で、永楽十八年の北京遷都へ向けての準備を着々と推し進めた。この両京体制創始の直後に、南直隸・浙江・江西など江南の各地から北京へ約三〇〇〇戸の富民の強制移住が実施された。対象となった移住者は、『明会典』に見える規定とは異なり、実際には農業経営による大土地所有者が多く選出された。彼らは移住に際し、一族を挙げての移住が強制されおらず、単婚家族や単身で移住する場合が多かった。彼らの新たな移住地は、北京城北部の徳勝門や安定門周辺の地域であり、そこで農業や商業経営により生計をたてた。国家は、移住者を北京城附郭の宛平・大興両県の富戸籍に付し、廂長として主に官庁の差役や物品負担を課す一方、廂内の行政管理的徭役の担当を通して行政機構の末端に位置づけんとした。しかし現実には、移住者及びその後裔たちの軌跡を辿ることによって明らかのように、国家の苛酷な収奪の下で移住後一世を経るころより富戸の逃亡や没落が問題化した。このために、国家は富戸（廂長担当戸）を確保すべく様々な対策を施したが、その過程で移住当初に込られていた行政機構の末端への位置づけという面が後退し、より直接的な徭役収奪の面を強めていった。更に弘治五年の銀納化の開始は、北京への強制的附籍をも放棄した点で富戸の役の変質化を意味し、以後、北京附籍の戸数は激減した。しかしながら移住後約百年の間を限って言えば、富戸籍の進士合格者の例に見られる如く科挙制度を媒介として官僚化する例も多く、没落と上昇との「両極分解」の過程が進行した。

本章で明らかにしえたことは、以上のように要約されるが、こうした点を踏まえて推察を重ねるならば、かかる「両極分解」の過程は、本来廂長の役に込められていた国家の徭役負担と行政機構の末端への位置づけという二つの側面と密接に対応している。主に江南の地主層から選出された富戸が課された廂長の役の有しているかか二つの側面こそ、同時に初期明朝の地主政策の基本的性格を示すものであった。その意味でも、明初北京への富民層強制移住は、

初期明朝国家と江南地主層との関係を示す象徴的事件であったと言える。

以上で、本章の考察を終えるが、検討すべく残された問題はなお多くあると言わねばならない。まず、富戸移住のみに限らず匠戸・雑役戸を含めた都市プランとしての面から北京への強制移住の全体像の解明が残されている⁽⁷⁵⁾。また、北京にさき立つこと十二年前に、北京以上に大規模な強制移住が実施された南京の場合との比較検討や、さらに初期明朝国家の一連の対地主政策の中に、かかる富民層強制移住を定位する作業も必須であろう。これらの問題については後考に期することにした。

註

- (1) 『明太祖実録』卷二九、洪武元年正月乙亥の条。
- (2) 『明英宗実録』卷八五、正統六年十一月甲午の条。
- (3) 遷都問題をめぐる事実経過については、華絵「明代定都兩京的経過」『禹貢半月刊』二卷一一期、一九三五年、吳晗「明代靖難之役与国都北遷」『清華学報』一〇卷四期、一九三五年、盧秀菊「明代南北兩京建置之経過」『史繹』四、一九六七年などが詳しい。また遷都問題を明朝国家の中央集権的体制確立と江南地主層対策との関連で考察したものに、壇上寛「明王朝成立期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」『東洋史研究』三七卷三号、一九七八年、のちに『明朝専制支配の史的構造』（汲古書院、一九九五年）収録、細野浩二「元・明交代の論理構造——南京京師体制の創出とその態様をめぐって——」（『中国前近代史研究』一九八〇年）所収がある。

- (4) 傅衣凌『明清時代商人及商業資本』（人民出版社、一九五六年）三頁、藤井宏『アジア歴史事典』の「富戸」の項（平凡社、一九六二年）、倉持徳一郎「明朝における富民の京師移住——所謂「富戸」の設定——」、『石田博士頌寿記念東洋史論叢』（同記念事業会、一九六二年）、および夫馬進「明代南京の都市行政」、『前近代における都市と社会層』一九八〇年）。
- なお、『東洋学報』六四卷一・二号掲載の拙論以後にこの問題を扱った研究として、洪沼「明初的遷徙富戸与糧長制」、『中国社会経済史研究』一九八四年一期。李龍潜「明初遷徙富戸考釈——兼論京師坊廂徭役制度」、『明清經濟探微初編』稻郷出版社、二〇〇二年。徐泓「明永樂年間的戸口移徙」、『（台湾）国家科学委員会研究彙刊』人文及社会科学一卷二期、一九九一年がある。
- (5) 南京の場合と北京の場合とをまったく同様なものを見なすことはできない。元末の戦乱を経たとはいえ、元朝の首都であった北京と、元代集慶路が置かれたに過ぎない南京とでは、首都建設の過程で当然差異が生じたと考えられる。また南京への移住の場合、担当官庁が工部である（註(64)参照）のに対し、北京の場合には担当官庁が戸部であったと推定され、この点でも両者の目的の差異が予想される。南京については改めて考察を加えたい。
- (6) 正徳『明会典』卷二一、戸部六・戸口二、「富戸」、「永樂元年令、選浙江・江西・湖広・福建・四川・廣東・廣西・陝西・河南及直隸蘇・松・常・鎮・揚州・淮安・廬州・太平・寧國・安慶・徽州等府無田糧、并有田糧不及五石殷実大戸、充北京富戸、附順天府籍、優免差役五年。」
- (7) 『明太宗実録』卷二二、永樂元年八月甲戌、「簡直隸蘇州等十（十一？）郡浙江等九布政司富民、實北京。」
- (8) 『明太宗実録』卷一六、永樂元年正月辛卯の条。
- (9) 『明太宗実録』卷二二九、永樂十八年九月丁亥の条。

(10) 『明太宗実録』卷一七、永樂元年二月庚戌の条
本書第三章 北京遷都 一。

(11) 貴州に承宣布政司が置かれたのは、永樂十一年(一四一三)である。『明史』卷四六、地理志七、貴州。
(12) 『明史』卷七七、食貨志一・戸口、「成祖時、復選応天・浙江富民三千戸、充北京宛・大二縣廂長、附籍京師。仍應本籍徭役。」

(13) 『明世宗実録』卷三五八、嘉靖二十九年三月辛未、「初永樂間徙浙江南隸富民三千戸、實京師、充宛・大二縣廂長。」(傍点引用者)。

(14) この記述と『明史』との関連については、和田清編『明史食貨志訳註』(東洋文庫、一九五七年)の三六頁参照。
他にも、『明神宗実録』卷一九、万曆元年十一月甲申の条では、同じく「三千戸」とするが、同書卷六九、万曆五年十一月壬戌の条では、「三千八百餘戸」としている。

(15) 「田糧五石」の持つ意味について考察を加える。明初農業経営に頼っている富民の秋糧納入額については、『明太祖実録』卷四九、洪武三年二月庚午の条に、「先是上問戸部、天下民孰富、産孰優。戸部臣對曰、以田税之多寡較之、惟浙西多富民巨室。以蘇州一府計之、民歲輸糧一百已上至四百石者、四百九十戸。五百石至千石者、五十六戸。千石至二千石者、六戸。二千石至三千八百石者、二戸。計五百五十四戸、歲輸糧十五万一百八十四石。」

と見え、経済的先進地帯蘇州の例であるが、富民層は、平均すると田糧約二七〇石を納入していたことになる。また、仮に一畝当りの課税額を五斗として計算した場合でも、田糧五石の耕地面積は十畝に及ばない。これらの点から見ても、田糧五石未満の富民とは、農業経営以外によるものと考えられる。蘇州平野の農業経営の規模に

- (16) ついては、寺田隆信「明代蘇州平野の農家経済について」『東洋史研究』一六卷一号、一九五七年参照。
明代の戸籍については、山根幸夫「十六世紀中国における或る戸口統計について——福建惠安県の場合——」
『東洋大学紀要』六号、一九五四年参照。
- (17) 『明清歴科進士題名碑録』（華文書局、一九六九年）
註(一七)参照。
- (18) 『明太祖実録』卷一三五、洪武十四年正月（是月）の条、また南京の例であるが、顧起元『客座贅語』卷二、坊
廂郷には、「國初徙浙・直人戸、填實京師。凡置之都城之内曰坊、附城郭之外曰廂、而原額圖籍編戸於郊外者曰
郷、坊廂分有圖、郷轄有里。」とあり、城内は坊、城外周辺は廂と区別されていた。
- (20) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』（東京女子大学学会、一九六六年）、小山正明「賦・役制度の变革」『岩波講座
世界歴史』一二卷、一九七一年所収など参照。
- (21) 註(一八)夫馬論文の中で、夫馬氏は、「伝記に見る明初南京移住者」の表を作成しているが、初代移住者の確定と個
々の移住の実態にまで考察が及んでいない。
- (22) 『明清歴科進士題名碑録』（華文書局、一九六九年）
韓雍『襄毅文集』卷一三、「封徵仕郎工科右給事中王公行状」、「公諱肅、字肅斌、姓王氏。始家武進、永樂初以
閩右之役、遂占籍順天之宛平。曾祖諱某、祖諱茂林、世有隱德、父諱志中養素樂施、郷稱長者。母鄒氏有淑行。
公生而凝重簡朴、容止秀整、（中略）比至京、築室於都城之陰、買田殖貨、以爲生業、家日豊裕。（中略）公尚義
自奉、雖儉而於義所當爲、傾囊不惜。嘗有恒産在故郷、既不能自業、或勸公售以取直、公曰、此吾先世産也、何
可售。且有猶子謙在、售之誠非所宜。遂悉歸於謙。（中略）公生於洪武癸亥正月二日、卒於天順庚辰閏十一月十
- (23)

四日、享年七十有八。卜以辛巳八月十七日葬於都城西香山之原。」

沈榜『宛署雜記』卷四、山川・山に「香山、在縣西北三十里」とある。

(25)(24)

「天順元年進士登科錄」『明代登科錄彙編』（学生書局、一九六九年）所収の左賢の項、および韓雍『襄毅文集』卷一四、「故左母孺人曾氏墓誌銘」、「孺人諱玉真、姓曾氏、世家建昌之南豊。（中略）稍長擇配、得南城左君世瑤、遂以歸之。（中略）永樂初朝廷選富民集京師、世瑤在列、而其行在次、所親或疑之。孺人謂世瑤曰、庶人召之役、則往役義也。況家事承緒在長、斯役之往、惟宜。遂相之以行。既至京、占籍順天之宛平、公家之務助而應之、不勞以濟、而樂於施貸。（中略）正統某年適世瑤卒於京、孺人拯哀毀、率諸子歸葬於其鄉、不違礼則。」

(26)

『襄毅文集』卷一四、「故左母孺人曾氏墓誌銘」には、左德順の子の賢が母曾氏の墓誌銘を韓雍に依頼した際に、「不肖辱與執事少同門、且同里巷、先母德善、惟執事知之詳」と述べたとあり、左賢と韓雍と同じ地域に居住していたことが判かる。なお、韓雍の居住地については、註(28)参照。

(28)(27)

初代移住者A 王肃の場合、甥の謙が残っていた事実もかかる推定を傍証する。註(21)参照。

韓雍『襄毅文集』卷一三、「先考行実」、「先考諱貴、字公顯、世家蘇之長洲人。曾祖某・祖彦傑・父舉一俱務農業、德重於一郷、母陳氏有懿行。先考生於洪武乙丑十月十日、（中略）永樂初以富民徙京師、遂占籍順天府宛平縣、卜居於德勝關。時京民徭役繁重、先考極力支持、備嘗艱苦、勤儉治生、用成厥家。先妣淑人實相之、生不肖孤。甫成童、即遣就外傅、弱冠遣入京庠、爲弟子員、膏膳供費罔缺。嘗誨不肖孤曰、吾家祖宗以來累世業農業。吾喬居京師、經營度時、率天性誠實、凡事不解、與人較計、數爲人侮、恒産貨利多被奸謀吞占、家計日衰。爾宜勤力向學圖進身、光顯門戸。不肖孤遵承惟謹。（中略）上谷商人侯信嘗以白金來懋遷、誤計秤權、納金過於貨直之數、而其人已去、先考隨覺悟、即遣家童追其人、回付還之。有比隣李姓者、先考嘗以白金二百兩附合行商。及

歸、其人悉匿其本利、詒以被盜。先考實知其欺蔽、隱忍不言。或勸以訟官、先考太息曰、我之力不能爭、然凡事任天理、吾何訟之有、既而李氏學家隨亦疾滅。(中略) 辛未四月不肖孤蒙恩陞廣東按察司副使、乃迎先考先妣南行、先考以炎荒道遠、不樂就養、遂還居蘇城之第。」

および同書卷一五、「先考通議府君發引告祭文」。ところで、韓貴の子雍は正統七年進士で、前掲の『明清歴科題名碑録』の当該年次の〈賜進士出身第二甲〉には、「韓雍、宛平縣民籍」とあり、富戸籍ではないかの如くであるが、ここに引用した「先考行実」の記述からみて、韓貴が富戸籍であったことはほぼ間違いない。

『明史』卷一六七、韓雍伝。

(30)(29)

『国朝献徵録』卷八八、湖広一、僉事、楊守陳撰「湖広等处提刑按察司僉事南山黄潤玉墓碣銘」、「先生諱潤玉、字孟清、世爲鄞為人。曾祖長卿仕元解浦巡檢、祖啓翁隱鄉授徒。父良以先生貴贈文林郎行在交趾道觀察御史。

(中略) 歲十有三、時改示水樂、命江南富民實北京。其父當行、先生詣官請代、官少之、對曰、父去日益老、兒去日益長。官異而從之。踰年抵京、受廩北城外十里所、沙漠沍茫無人烟。先生與同役築室城北、間傾貲給徭賦、墾圃鬻蔬以爲生。人不堪其劬瘁、先生安之。稍隙、輒肆力於學、以己心爲嚴師、而蘄造於賢聖。(中略) 補郡庠生、京闈鄉試、擢禮經魁、會試授建昌府學訓導。(中略) 家居二十載、壽八十有九而卒、時成化丁酉五月二日也。」

(31)

黄潤玉が安閑に寄寓していたことは、『南山黄先生家伝集』卷五、春帖、「北京安定關富戸寓舎」に「驛梅未報江南信、蓬草先知天下春」と記すことから知られる。

(32)

鄭文康『平橋稿』卷一五、「陳復初墓誌銘」、「公諱善、字復初、陳姓。曾大父正・大父求益世居太倉弗仕、父繼宗承家饒裕、永樂初元朝廷選閩右實京師、繼宗與焉、遂占籍爲宛平人。母顧時留太倉、與兄某竭力侍事、務致其

樂。」

(33)

李賢『古穰集』卷一五、「贈文林郎江西道監察御史鄭君墓表」、「君諱沂、字景元、別號菊軒、高祖季二仕元由省元爲參尉、自浦江遷常山、曾祖朝宗・祖辰表皆含章弗耀、父德傳以才行薦試事地官、出使閩越有能聲、未幾以疾求退。(中略)永樂初家遭多事、計資費不能支、君恐貽親憂、乃極力當之、業以不墜、嘗總理一區租稅、(中略)族落既蕃、一門同居迨二千口、藹然雍睦、無梗訓者。(中略)伯父景範以富室起實京師、君嘗往省焉。及卒曰、母苦其後也、以子佑代。時由已從學日有造、君諭之曰、吾聞獨學無友、則孤陋寡聞、京師文物之淵藪、汝往親之卒業焉。佑承命而往、景泰初遂登進士第、擢監察御史。」(傍点引用者)

引用した史料には、「伯父景範」とあり、鄭沂の伯父であるかのように見えるが、沂の字は「景元」であることから考えて、景範は鄭佑(沂の子)の伯父と考えられる。

(34)

言うまでもなくこれらの数例は、全て移住者乃至はその後裔が官僚化しており、成功した者とも言うべき例である。従って、移住の全体像を構築するにはこの点に留意しなければならない。

(35)

但し、後述する南京の富戸の応天府府学入学許可の例から推測して、生員身分の者が選出されることは存在したと考えられる。

(36)

こうした差異が何に起因するものであるかについて現在のところ明らかにしえない。がしかし、中央政府の方針が十分徹底されなかったことから生じた末端地方官庁の施行上の問題にのみを帰すことはできないと思われる。

『明太祖実録』卷二五二、洪武三十年四月癸巳の条には、「戸部上富民籍名。先是上謂戸部尚書郁新・吏部侍郎長迪等曰、人有恒産、斯有恒心。今天下富民生長田里之間、周知民事、其間豈無才能可用者。其稽諸戸籍、列名以聞、朕將選用焉。於是戸部奏、雲南・兩廣・四川不取、今稽籍得、浙江等九布政司・直隸應天十八府州田贏七頃

者、万四千三百四十一戸、列其戸名以進、命藏于印綬監、以次召至、量才用之。」(傍点引用者)

とあり、北京強制移住の六年前の洪武三十年(一三九七)には、これと類似した形で全国から富民を集め官僚化をはかっている。その際には、田七頃以上とあり、明らかに大土地所有者が対象となっており、この時作成された「富民籍」の名簿と何らかの関連があつたのではないかと推測される。

このことから明かなように、倉持氏は註(上)前掲論文の要約部分で移住の目的の一つとして「地方に根を張って、叛乱などの財政的バックとなるような富民を、その地盤から引抜いて、勢力を削ぐこと」(二五〇頁)を挙げているが、北京移住の場合にそのような目的があつたとは考えられない。

(38) 徳勝門や安定門周辺に指定されていたことについては、『皇明名臣經濟録』卷四、孫原貞「軍民利病奏」に、「一、富戸事。永樂年間營造北京、於浙江・江西・直隸蘇松等府起取富戸、發順天府大興宛平二縣安定・徳勝二關、住座當差。」

とある。実際に、徳勝関周辺には富戸が多く移住したことについては、『明英宗実録』卷九、宣德十年九月庚午の条に、「免徳勝関富戸丁徭役。時耆民翟原奏、本関富戸王禮保等一千四百五十七戸、俱係各布政司府州縣取來填實京師、歳久貧乏、乞免原籍戸下徭役供給。奏下行在戸部議免二丁。從之。」

とあることから窺える。なお、張爵の『京師五城坊巷衙集』によれば、徳勝関には、徳勝門稅務分司が置かれ、安定関には、安定門稅課司が置かれていた。

註(26)参照。

註(28)参照。

註(30)参照。

(41)(40)(39)

- (42) 『明太宗実録』卷二六七、永樂二十二年正月辛卯の条に、「賜文武百官及京民四夷人等元宵節鈔、公・侯・駙馬・伯鈔二十錠、一品二品十錠、三品四品五錠、五品至九品三錠、雜職二錠、京耆廂長一錠、四夷人依例給之。」とあり、廂長が文武百官と俱に賜鈔に与つてゐることは、王朝国家の理念に基づくものとはいへ、廂長が行政機構の末端に位置づけられていたことを象徴的に示している。
- (43) 韓雍『襄毅文集』卷一三、「封徵仕郎工科右給事中王侯行状」、「公賦性剛直、言論英發、爲鄉黨所敬重。鄉黨之間、事有不平、必請平於公、得公一言、是非曲直帖帖信服、不敢復争論。人或庸儒、不能詣公、公亦必爲維持解紛、豪猾強梗俛從化。自京兆尹・縣令以下知公賢、時或礼致、事多咨詢。」
- (44) 『明宣宗実録』卷七七、宣德六年三月丙子、「一、南北二京富戸・倉脚夫等役于京城居住者、多有逃回原籍及避他處。應天・順天二府即查究挨捕。若親隣里老拳首及自首者、俱免罪。或知而不首、及占恠不發者、逮問如律。正逃者、發口外充軍〔事故死絶等項、各該官司照數僉補〕」
- および『皇明経世文編』卷一九、胡・「攢造黄冊事宜疏」。「」内は正徳『明会典』卷二一、戸部・戸口、「富戸」により補う。
- (45) 南京の倉脚夫については、『明太祖実録』卷二四三、洪武二十八年十一月甲子の条。
- (46) 註(33)初代移住者F 鄭景範の場合参照。
- (47) 註(4)倉持前掲論文参照。
- (48) 万曆『明会典』卷一九、戸部・戸口、「富戸」、「宣徳三年令應當富戸之家、所在官司再免二丁雜泛差役、以備供送。」
- (49) 註(38)参照。

註(五)参照。

(51) 万曆『明会典』卷一九、戸部・戸口、「富戸」、「(正統)十一年令順天府每十年一次、委官審勘富戸。若有年老・消乏等項、行移原籍官司僉補。」

こうした対策もある程度は成果を上げたらしく、『明英宗実録』卷一四一、正統十一年五月壬申の条には、「順天府宛平縣富戸聞春等先因避役逃亡、至是自首。上命宥罪充役、再逃不宥。」とあり逃亡した富戸が自首した例が見える。

(52) 『明英宗実録』卷一五、正統元年三月戊子、「河南右參政孫原貞奏、北京富戸舊係江南起取者、多有逃故等項、遞年僉補不完。乞令法司、今後有犯死罪官吏・糧長・大戸免其運磚、令抵富戸當差、候其數足、仍依原擬發落。從之。」

この孫原貞の上奏の全文が『皇明名臣經濟録』卷四、「軍民利病奏」で、その中には、「前件如蒙准言、乞勅法司、將問擬例該充軍犯人、有係官吏・糧長・大戸堪充富戸者、連當房家小、起發安定・德勝二關、終身充軍富戸、以辦糧差。」

とあり、犯罪者の移住の場合にも、一族挙げてではなく単婚家族のみである。またこの場合の北京附籍は、永樂初年の移住とは異なり、一代限りの措置であった。

(53) 「大戸」は華北において税量の収納・解運を担当した徭役である。谷口規矩雄「明代華北の『大戸』について」『東洋史研究』二七卷四号、一九六九年、のちに『明代徭役制度史研究』(同朋舎、一九九八年)収録参照。

(54) 『明憲宗実録』卷一、天順八年正月乙亥の条。

(55) 万曆『明会典』卷一九、戸部・戸口、「富戸」、「成化十四年令順天府查勘在逃富戸、應清勾者、造册送部、發各

該司府州縣拘解補役。」

(56)

『明孝宗実録』卷六八、弘治五年十月丙辰、「戸部會議各處巡撫都御史所陳事宜。(中略)一、順天府逃回富戸、乞令所在有司每歲徵銀五兩解部、給付宛(平)大(興)二縣、以備原設衙門雇役之用、庶免清勾擾人、(中略)議上、俱從之。」

(57)

註(ト)藤井論文および倉持論文で、両氏ともに銀三兩を徵收したとしているが、これは万曆『明会典』卷一九、戸部・戸口、「富戸」の弘治五年の条の誤りを踏襲したものである。本文に引用した『明孝宗実録』の記載の銀五兩が正しく、三兩に減じたのは弘治七年のことである。即ち同書卷九三、弘治七年十月己卯の条に、「先是以在京富戸逃回原籍者、令每歲各徵銀五兩、解順天府雇役、免勾擾之患。至是巡撫都御史唐珣奏、逃回者名雖富戸、其實貧難者十八九、歳復一歳、隣里俱被其擾、乞止徵銀三兩。從之。」(傍点引用者)

とある。このことについては、既に黄雲眉氏も『明史考証』(中華書局、一九八〇年)卷七七考証(六〇四頁)で指摘している。更に、二兩に減じたことについては、註(54)参照。

(58)

二兩に減額されたことについては、『明世宗実録』卷三五八、嘉靖二十九年三月辛未の条、「嘉靖二十八年以虜警轉發助役銀於各邊充餉、後遂爲常。於是御史阮鶚疏請仍舊給民。戸部言、廂民生齒日繁、不必仰給於逃戸、請量發銀四百兩給之。其逃戸故絶者、止行原籍徵銀二兩。未絶者即本戸徵銀、無復累及他甲。詔可。」

(60)(59)

註(58)参照。

『明憲宗実録』卷二〇六、成化十六年八月庚午、「禁重解富戸。時戸部臣奏、近歲天下解補順天府富戸至京。其間多是例不僉補不勾丁、及該放免者。蓋由本府造冊之時、廂老・里書懷姦作弊、不與除豁、是致移文四方、一例勾擾、有遠至數千里餘者。文書一臨、如驅戰卒、携妻抱子、朝奔夜行。及至本府又被里書百端需索、厭足始得放

歸、則囊資已罄、往往乞食、死於道路。」

註(25)、(30)参照。

『皇民世法録』所収の『戸部勘定錢糧総冊』については、滝川政次郎「皇明世法録考」『史学雑誌』五六編二号、一九四五年参照。滝川氏の考証によれば、この錢糧総冊は天啓三年のものであり、官庫に蔵された・案で刊行されなかったという。

註(23)、(25)、(28)および『明清歴科進士題名碑録』の当該年次の項参照。

註(30)、(32)参照。

嘉靖『寧波府志』卷三、選舉表「郷挙・慈谿県」の項参照。これらの三名の合格者の場合は俱に「順天府中式」と明記されている。彼らは原籍が寧波であるにもかかわらず、順天郷試に合格している。

註(33)の初代移住者F 鄭景範の場合、彼の死後弟の沂は、北京に残された家族にこれ以上苦勞させないために、我が子佑を北京に往かせ富戸の役を代らせた。その際、沂は佑に、「吾聞くならく、独学にして友無ければ、即ち孤陋にして寡聞なりと。京師は文物の淵藪なり。汝往いてこれに親しめ」と諭した。このことから、移住する側でも富戸の役のためとはいえ、京師の北京で生活することを科挙合格への捷徑と見なしていたことが伺われる。なお、佑は父の命に従い、北京で代役をつとめると同時に、父の期待どおり景泰二年に進士となった。

『明仁宗実録』卷九下、洪熙元年四月庚戌の条。
註(65)参照。

万曆『明会典』卷七八、礼部三六、学校・儒学「選補生員」、「(洪武)二十五年奏准、起取富民原係生員者、送

應天府学讀書。」

(70)

『明太祖実録』卷二一〇、洪武二十四年七月庚子、「上諭工部臣曰、昔漢高祖徙天下豪富於關中。朕初不取。今思之、京師天下根本、迺知事有當然不得不爾。朕今亦欲令富民入居京師。卿其令有司驗丁産殷富者、分遣其來。於是工部徙天下富民、至者凡五千三百戸。」(傍点引用者)

註(28)参照。

『明清歴科進士題名碑録』の景泰五年の項。

初代移住者C 韓貴の場合も富商化した例と考えられる。註(28)参照。

(74)(73)(72)(71)

『皇明経世文論』卷二二、周忱「与行在戸部諸公書」、「其所謂軍囚牽引者。蘇松奇技工巧者多、所至之處屠沽販賣、莫不能之。故其爲事之人、充軍于中外衛所者、輒誘鄉里貧民爲之余丁。擺站於各處河岸者、又招鄉里之小民爲之使喚。作富戸于北京者、有一家數處之開張。爲民種田于河間等處者、一人有數丁之子侄。(中略)由是軍囚生計日盛、而南畝之農夫日以消矣。」

森正夫「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」『名古屋大学文部研究論集』三八号、一九六五年(のち『明代江南土地制度の研究』同朋舎、一九八八年に収録)で、周忱のこの書を詳細に検討し、書き下し乃至口語訳を行なっており、参考となる。ところで森氏は、この書が「宣徳の後半期、少くとも宣徳十年、一四三五年頃迄に書かれたものである」(七八頁)としている。しかし本文にも引用した部分の中には、罪囚で北京の富戸の役に充てられた者に言及した箇所があり、官吏・糧長・大戸などの罪囚を北京の富戸に補充したのは、前述したように正統元年(一四三六)三月が最初である。従ってこの書が書かれたのは、少なくとも正統元年以降になるのではなからうか。

(75)

夫馬氏は、註(五)の前掲論文の中で太祖朱元璋の都市プランを解消するために、洪武期の南京移住について検討を加え、富民層のみならず下層民をも含めて社会的な各階層が移住政策の対象となったことを明らかにした。

明末清初期の諸史料にみえる燕王府Ⅱ西苑所在説の再検討

はじめに

明朝第三代の皇帝永楽帝は、靖難の役によって帝位を篡奪する以前、かつての元の大都（現在の北京）に燕王として封ぜられていた。その燕王府が置かれた位置については、太液池（現在の北海・中南海）の西側か、東側かで論争が続いている⁽¹⁾。本書第二章では、明初に編纂された史料、なかでも『太祖実録』と高麗使節の燕王府関係記事という二つの方向からの検討によって、燕王府が元朝の大都の蕭牆（明清の皇城に相当）内に置かれ、その宮城は太液池東側の元の大内宮城に置かれていたことを明らかにした（**図 1 2** 燕王府と秦王府 参照）。この結論は、宮城の位置という点では、王璞^{はく}子氏や王劍英氏によって主張された大内宮城所在説の驥尾に付したのものとなっている。ただ従来論争では、燕王府の宮城の位置のみが問題とされ、王府宮城と周垣の二重構造からなる燕王府の構造⁽²⁾自体は意外に看過されてきた。筆者の二重構造の理解に立てば、西苑部分も燕王府の周垣内に含まれていたわけで、通説の西苑説も一概には誤りと言えないことになる。

本章では、第二章で論及できなかった明末清初期に編纂された諸史料を再検討して燕王府Ⅱ西苑所在説の系譜との定着した背景を考察し、前稿で提起した王府宮城と周垣の二重構造からなる燕王府理解を補説することにした。

一 燕王府Ⅱ西苑所在説の系譜

明初に編纂された史料で燕王府の所在地を明記しているのは、『明太祖実録』卷四七、洪武二年十二月丁卯の条である。本書第二章でも引用したが、再度掲げよう。

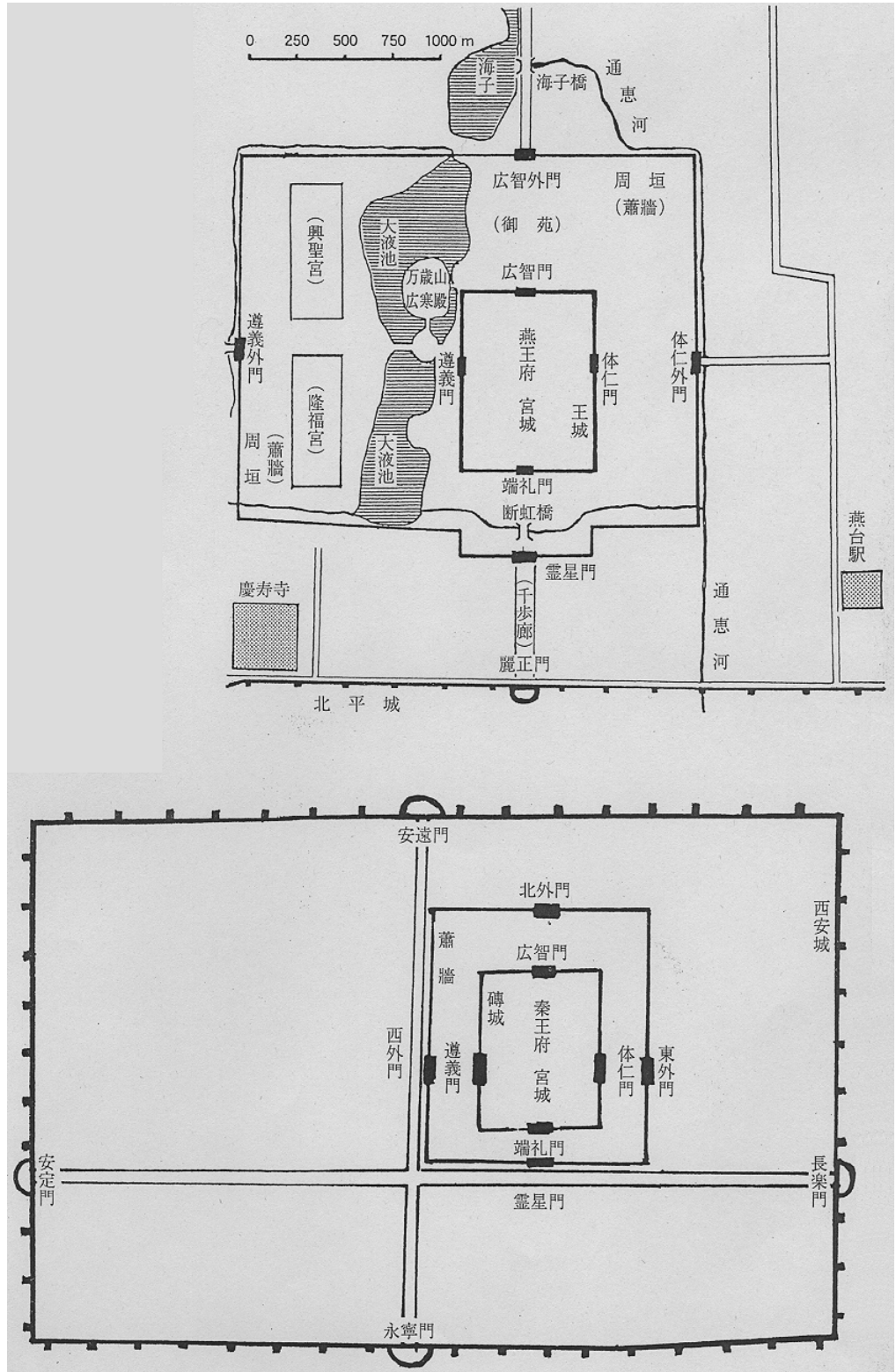
湖廣行省参政趙耀を改めて北平行省参政と爲す。耀は初め湖廣を授かる、既に辭して、復たここに留まる。ここに至り、上は耀嘗て徐達に従い元都を取り、その風土民情・邊事の緩急を習知せるを以て、改めて北平を授け、且つ王府の宮室を守護せしむ。既にして召し入れ、これに諭して曰く、「聞くならく、北口子モンゴルの人の來りて歸附する者多し、と。汝宜しく速かに往くべし、その驍勇にして用うるべき者を選び兵と爲し、月ごとに米を給しこれに贍あたえ、餘は悉くこれを臨清・東昌の地に處し、それをして失所せしむる毋かれ。耀は因りて工部尚書張允の取りしところの北平宮室圖を奏進す。上はこれを見、元の舊皇城基に依りて、王府を改造せしむ。耀は命を受けて即日辭して行く(3)。

これによれば、「元の旧皇城基」を王府に改造するという指示を洪武帝自身が出していたとある。ここにいう元の「皇城」が、後世とは異なり大内の宮殿を囲む宮城を指していたことは、すでに本書第二章で検討を加えたので、ここでは繰り返さない。

この実録の記事以外に、明初の史料で燕王府の所在地まで言及しているものは今のところ見あたらない。しかし、

図・2 燕王府と秦王府

燕王府が置かれた北平城の下図には、侯仁之主編『北京歴史地図集』の「元大都」を、秦王府が置かれた西安城の下図には、史念海主編『西安歴史地図集』「明代西安府城図」を用いた。規模と構造を比較するため同一縮尺とした。



明代後半期になると、これに触れたものが現れるようになる。管見のかぎり最も早い例は、嘉靖三十六年（一五五七）の自序を有する高岱『鴻猷録』巻七、封國燕京の記事である(4)。

成祖文皇帝は、太祖の第四子なり。洪武三年庚戌四月、太祖 詔して諸皇子を封ず。成祖は燕王に封じられ、燕京に國す、即今の京師にして、舊北平布政使司たり。城池・宮殿は元の舊に仍り、惟だ瓦の色を易えるのみ。十一年十一月、諸王の宮城制式を定む。太祖曰く、「燕王宮殿は元の舊に仍るを除き、諸王府の營造、引きて以て式と爲すを得ざれ。」と(5)。

かつての北平に置かれた燕王府の城池や宮殿は「元の旧」により、瓦の色のみを変えたとしている(6)。この記事は、おそらく、洪武六年五月の太祖の序を有する『祖訓録』(7)、或いは、より広く流布した『皇明祖訓』の記述に依拠したものと思われるが、燕王府の所在地については、これらと同様に明確な記述を欠いている。

ところが、万曆四十七年（一六一九）の題記を有する朱国禎(8)『湧幢小品』巻四、宮城には、燕王府が「西苑」に置かれていたという明確な指摘が登場する。

文皇は初め燕に封ぜらる、元の故宮を以て府と爲す、即今の西苑なり。靖難のち、その地に就いてまた奉天諸殿を建てる。十五年改めて大内を東に建て、舊宮を去ること一里ばかり、悉く南京の製の如くして弘敞これを過ぐ。即今の三殿の正朝大内なり(9)。

これによれば、燕王府は、元の故宮内の西苑に設けられたこと、靖難の役後にその地に奉天殿などを建てたこと、永樂十五年にその旧宮から東に一里のところに改建したのが、いまの大内（紫禁城）の三殿であるとしている。ただし、紫禁城建設以前に西苑に建てられた行在所の奉天殿についても触れているが、西宮（後述）とは明記されていない。

同じく朱国禎は、崇禎五年（一六三二）刊の『皇明史概』皇明大政記、巻九、存疑の中で、

文皇の邸を建てたるは元の故宮に因る、即今の西苑なり、朝門を前に開く。元人は佛を重んじ、朝門外に大慈恩寺有り、即今の射所、東は灰廠と爲す、中に夾道有り、故に皇牆西南の一角獨り缺く。(中略) 永樂十五年、海子の東に改建するは、今の正朝たり⁽¹⁰⁾。

と述べ、先の『湧幢小品』巻四で述べた内容と同様な理解を提示している。これに加えて西苑に置かれた燕王府の南には朝門(靈星門)が開けられ、朝門外には金代以来の慶寿寺(のちの大慈恩寺)⁽¹¹⁾が建てられていたことも新たに指摘している。

明・清兩朝に仕え北京の掌故に詳しかった孫承澤⁽¹²⁾も、清初順治(一六四四―六一)刊の『春明夢餘錄』巻六、宮闕で、以下のように記して朱国禎の記述をほぼ踏襲し、西苑説に立っている。

明太宗永樂十四年、車駕 北京を巡幸す、因りて宮城を營建するを議す。初め、燕邸は元の故宮に因る、即今の西苑なり、朝門を前に開く。元人は佛を重んじ、朝門外に大慈恩寺有り、即今の射所、東は灰廠と爲す、中は夾道あり、故に皇牆西南の一角獨り缺く。太宗登極の後、故宮に即いて奉天殿を建て、以て巡幸の受朝に備なう。十五年に至り皇城を東に改建し、舊宮を去ること一里ほどばかり。悉く金陵の制の如く、しかして弘敞これに過ぐ⁽¹³⁾。

ところが、同じく孫承澤は同書同巻の「附載宮殿額名考」の末尾では、次のように附記している⁽¹⁴⁾。

明洪武元年八月、大將軍徐達は指揮張煥を遣わし元の皇城を計度せしむ、周圍一千二十丈あり、宮城を拆燬す。十二年に至り、太宗を封じて燕王と爲す、工部に命じて元の皇城舊基に府を建てしむ。その制、山川二壇は王城南の右に在り。王城四門、(中略)凡そ宮殿室屋を爲ること八百一十一間あり⁽¹⁵⁾。

この記事は、本章註(15)引用史料の傍線部分に示したように、明らかに『太祖実録』巻三四、洪武元年八月癸巳の

条(16)、および卷一二七、洪武十二年十一月甲寅の条(17)からの引用である。このことは、孫承澤が実録乃至はその抄録を見る機会があったことを示している。周知のごとく、明末になると、かつては宮中に秘蔵されていた実録がある程度閲覧できるようになり、その抄本も流布し始めていたからである(18)。附言すれば、後者の卷一二七からの引用部分には、註(15)に「」で示した二十一字の欠落もふくまれている。

それはさておき、傍線を付していない部分は、孫承澤が新たに書き加えたものであるが、近年の研究によって明らかにされているように、洪武初年に元の宮殿の取り壊しが行われたとする点は、重大な事実誤認がある(19)。また二十二年に朱棣を燕王に封じ王府を建造したとする点は、繫年に誤りがある。前稿で考察を加えたように燕王府の建設は、洪武五年末から始まり、洪武十二年十一月には完成し、翌年の北平への就藩が実現しているからである(20)。

さらに問題なのは、「元の皇城舊基」に燕王府を建てたという点である。ここにいう皇城とは、当然のことながら、引用史料前段の大將軍徐達が計測させた「元の皇城」を指している。とすれば、この皇城は本書第二章で考察を加えたように、周囲三キロメートルあまりの大内宮城を意味することになり、同書巻六で西苑にあると説明していたにもかかわらず、ここでは燕王府Ⅱ大内宮城説に立つことになる(21)。孫承澤自身がこうした矛盾に気づくことなく不用意にこの部分を書き足しているのは、極めて問題と言わざるをえない。

とはいえ、老北京人ラオベイジンレンの孫承澤がとなえた西苑説の影響力は大きく、後述する欽定『日下旧聞考』の素本を作った朱彝尊も、康熙二十七年(一六八八)序刊『日下旧聞』巻六、宮室四、明一の中で、『春明夢餘録』の西苑説をそのまま採用している(22)。

さらに乾隆五〇年代(一七八五〜九四)に刊行された、近代以前における北京研究の集大成ともいえるべき『日下旧聞考』巻三三、宮室、明一の冒頭に附された按語には、

臣ら謹しんで按ずるに、明初の燕邸は西宮の舊に仍る、即ち元の隆福・興聖諸宮址に當たり、太液池の西に在り。その後改めて都城を建つれば、則ち燕邸舊宮および太液池東の元の舊内、並に西苑の地と爲す、而して宮城は則ち徙りて又東す⁽²³⁾。

とあり、燕王府は西宮、すなわち元の隆福や興聖宮に置かれたと記している。これによって燕王府＝西苑所在説は「定説」となった。一例を挙げれば、清朝中期の趙翼もまた同様に西苑説を支持している⁽²⁴⁾。さらに、清末光緒年間に至り繆荃孫らによって編纂された『順天府志』卷三、京師志、宮禁下に収める「明故宫考」では、「明成祖初封於燕、其邸即元故宫。」と記したうえで、「春明夢餘録六」と注記していることから孫承澤と同様に西苑説を採っていることは明らかである。

二 永樂帝の西宮と嘉靖年間の西苑再開発

前節では、明代後半に至って朱国禎によって燕王府＝西苑所在説が唱えられて以降、この説が定着した過程を辿ってきた。ただし、朱国禎の『湧幢小品』がまとめられたのは万曆末年のことであり、靖難の役後に燕王が即位して北平を北京に昇格させ、燕王府が皇城に姿を変えた時点から数えても、二百年近く経過している。その所説も、具体的な根拠が提示されていたわけではなかった。

ところで、皇城の西苑、とりわけ太液池の西側部分は、永樂帝が北京遷都を断行するに先立ち「視朝之所」として西宮を建設した場所でもあった。

西宮を作る。初め、上は北京に至り、仍りて舊宮に御す。ここに及びて將に撤してこれを新たにせんとす。乃ち

工部に命じて西宮を作り、視朝の所と爲さしむ⁽²⁵⁾。

この西宮は、北京巡幸中の永楽帝の視朝所として十四年八月に建設されたものである⁽²⁶⁾。帝は、巡幸の当初、洪武年間以来の燕王府（旧宮）を改造した行在所に滞在していた。遷都に向けてこれをいよいよ撤去し、新たに宮殿を建設する必要から一時的な視朝所として建てられたのが、西宮であった⁽²⁷⁾。西宮は、その後十五年四月に完成した。

西宮成る。其の制、中に奉天殿を爲る、殿の側に左右二殿を爲る。奉天の南に奉天門を爲り、左右に東西角門を爲る。奉天門の南に午門を爲り、午門の南に承天門を爲る。奉天殿の北に後殿・涼殿・暖殿、および仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮有り、凡そ屋を爲ること千六百三十餘楹なり⁽²⁸⁾。

西宮には、奉天殿とその左右二殿（おそらく文華殿・武英殿）を中心に、南側に奉天門と東・西角門のほか、午門と承天門が配され、北側には後殿・涼殿・暖殿のほか、仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春宮などが配されていた。西宮の宮殿の名称と配置は、洪武十年十月に改築された南京の大内宮城に準じたものであった⁽²⁹⁾。これ以後永楽十八年末に太液池の東側に新しい宮殿（紫禁城）が完成するまで、西宮は第三次北京巡幸期間の三年ほど用いられた。しかし、遷都後、皇帝が大内紫禁城に居を移すと、爵位を奪われた漢王や廃位された景泰帝、さらには成化帝の廃后呉氏の幽閉の場となり、あまり省みられることはなくなった⁽³⁰⁾。

しかし嘉靖年代に入ると、俄然この地が注目を浴びるようになった。というのは、永楽帝と同様に外藩から即位した嘉靖帝が、大内乾清宮での生活を嫌って西苑に滞在するようになり、この地の再開発を集中的に進めたからである。万暦三十四年の序を有する沈徳符の『万暦野獲編』⁽³¹⁾巻二、列朝、「齋宮」には、そのことを以下のように簡潔に記している。

西苑の宮殿は十年辛卯より漸く興こり、以て壬戌に至るまで凡そ三十餘年、その間創造すること輟まず、名號す

で、書くに勝へず(32)。

西苑の地は、嘉靖十年（一五三一）以来、四十一年までに三〇年あまりのあいだ増改築工事が絶えることなかったため、その名称を一々列記できないとしている。この引用部分のあとには、四十一年の万寿宮再建後に建設された宮殿の一部を掲げている。

さらに、沈徳符はこれに続けて、嘉靖帝がこの地に注目した理由を次のように説明している。

蓋し、この地は文皇帝の潜邸舊宮たり。因りて入り大位を紹ぐ。且つ永樂より以来、升遐ほうぎよは無論、即たい嬪御ひんごも一りとしてここに告殞する者無し、故に上意おもえらく吉地と爲してここに安んず。禁籞の初起するや、命名して仁壽殿と爲す。

この地は、永樂帝の「潜邸旧宮」すなわち即位以前の燕王時代の宮殿であり、ここから南京の宮中に入り帝位を嗣いだこと、永樂年間以来、皇帝はもちろん側室でさえ一人としてここで亡くなった者がいないことから、帝は縁起のよい場所として見なしてここに安住するようになったと推察している。禁苑は最初、仁壽殿（宮）(33)と命名された。

嘉靖二十一年十月、大内の乾清宮で宮女楊金英らが就寝中の皇帝の殺害を謀るといふ未曾有の事件、いわゆる「宮闈の変」が起きた(34)。帝は一命を取り留めたものの、これ以来二十年ほど大内を嫌って西苑の地に移り住み、乾清宮に戻ることにはなかった。皮肉なことに、「吉地」と見なした嘉靖帝自身がここで危篤状態となり、瀕死の帝は急ぎ乾清宮に戻されて、その日のうちに最期を迎えることになった(35)。あと嗣いだ隆慶帝の時代になると、西苑の諸宮殿の取り壊しが議論されたものの、結局は扁額を撤去したに過ぎなかった(36)。

さて、『万曆野獲編』の著者沈徳符も、前節でみた明末清初の諸史料に先立って、西苑の地は燕王府の宮殿であったとしていた。実は、沈徳符以前にも西苑を永樂帝の「潜邸」とする史料が存在している。李黙の『群玉楼稿』卷三

に収める「西内前記」である。この史料は、再開発が盛んに行われていた嘉靖十年代の西苑の様子を伝える貴重なものである。

当時吏部郎中の地位にあった李黙は、太史程敷（子舜）に西内（西苑）の景勝は宮中以外では見られない素晴らしきものだと言われ、一度こっそり見物に出かけることを約束した。嘉靖十年⁽³⁷⁾六月十六日の非番の日に、礼部儀制郎中陸銓らと一行五人で出かけ、馬を下りて西安門から入り太液池西側の南部を中心に巡っている。

順路の概略は、以下のとおりであった。まず西苑内門に至ると、天子がちょうどお出ましになるのところであったので、急ぎ避けて仁寿宮の北門から入った。北側の空き地には新たに築かれたばかり親蚕壇殿⁽³⁸⁾があった。仁寿宮の正殿に達すると、大工や左官などの工匠が集まり、忙しく工事に取りかかっていた。殿の東西には、永寿や万春の諸宮が配され、正面南の仁寿宮門外の西南数歩のところに、神祇壇が築かれていた。東北の無逸殿とその南の翺風亭を見ながら南行し、省耕亭を過ぎて昭光殿（のちの大光明殿）や兔兎山を遠望した。さらに、太液地の東側の西苑門を眺めながら北行して東に釣魚台を望み、内教場を出て石橋（玉河橋）に立ったのち、西に行き惜薪司をへて再び西安門から出てきた。

興味深いのは、その途中で工部郎中の甘爲霖を仁寿宮の直廬（宿直室）に訪ねると、出迎えた甘爲霖が、また仁寿宮のもとの道を出たところで指さしながら「ここが文皇帝の潜邸ですよ」と述べた点である⁽³⁹⁾。その珍羞宮を啓くと、そこには嘉靖帝の御書や亭殿の題額が収蔵されており、しばらくの間、これらをつつしんで拝観したとある。

甘爲霖は、嘉靖二年の進士であり、工部郎中として南郊の天壇などの工事を監督し、十年七月太僕寺少卿に昇進した⁽⁴⁰⁾。李黙が訪れた当時、甘爲霖は工部の官僚として仁寿宮の改修を任されていた。直接工事に関わっていた甘爲霖から、李黙は西苑仁寿宮のあたりがかつての永楽帝の潜邸であったという説明を受けていたことになる。ただし、仁

寿宮の「珍羞宮」には、その当時嘉靖帝の御書や亭殿の題額が収められているだけで、永楽帝の潜邸を裏付ける遺品が残されていたというわけではなかった。とはいえ、李黙が「西内前記」をまとめたのは、西苑に潜入した直後の嘉靖十年ころと時期的に早いことから、燕王府Ⅱ西苑所在説の濫觴と考えられる。

この仁寿宮のあたりが初めて整備されたのは、元の世祖クビライの長子で燕[○]王の地位から至元十年（一二七三）皇太子に封じられた真金^{チンギム}のための隆福宮が建設された時点まで遡ることができる⁽⁴¹⁾。王璞子氏がすでに指摘しているように、あるいはこのことが明の燕王府と混同された理由とも考えられるが、今となつては確かめようもない⁽⁴²⁾。

三 嘉靖帝の西苑万寿宮移居

前節では、沈徳符や李黙が残した記述をもとに、西苑の仁寿宮が永楽帝の「潜邸旧宮」と理解されてきたことを紹介した。ところが、西苑地区の再開発が集中して行われた嘉靖年代の基本資料である『世宗実録』には、従来あまり注目されなかったものの、これと異なった記述が数多く載せられている。例えば、『明世宗実録』卷一二九、嘉靖十年八月丁未の条には、

上 無逸殿の東室に御して曰く、「西苑の宮室はこれ朕の文祖の御たり。近ごろ修葺して告成す。殿中において皇祖の位を設けこれを祭告せんと欲す」と。（尚書李）時曰く、「仁壽殿久しく已に廢圯す。皇上には一旦整飾し、皇祖を追慕せられ、祭告の禮を行い、益ます聖孝を見わす」と⁽⁴³⁾。

とある。改修が終わったばかりの西苑内の無逸殿の東室に御した嘉靖帝が、礼部尚書李時らに対して、西苑の宮室はもともと永楽帝が臨御⁽⁴⁴⁾したゆかりの地であることから、仁寿殿（宮）内に皇祖の神位を設けて祭告したいと述べた

ことを記している。嘉靖帝の永楽帝に対する尊崇ぶり(45)を窺える点でも興味ぶかいエピソードであるが、ここでは、嘉靖帝が、西苑を燕王時代の王府としてではなく、永楽帝が北京に巡幸した際の行在所、すなわち前述した「西宮」として理解している点に注目したい。

また同じく卷五〇三、嘉靖四十年十一月辛亥の条にも、

萬壽宮災す。上は暫く玉熙宮に御す。萬壽宮は西苑にあり、もと成祖文皇帝の舊宮なり。壬寅宮闈の變より、上即ちここに移り御し、復た大内に居せず。この夜火作り、禁衛皆救うに及ばず、乘輿服御および先世寶物ごとごとく燬つ。上は乃ち禮部に諭して曰く、「朕 皇祖の初宮に御すること二十餘祀、大變に恩を蒙むり、久しく玄事に安んず。ここに洪庇を荷ない、益ます眷祐に感ず。(下略)」と(46)。

とある。ここでは、四十年十一月に火災を被った西苑の万寿宮(その前身は仁寿宮)は、もともと永楽帝の旧宮であったと説明している。嘉靖帝自身も、この地を「皇祖の初宮」と述べ、永楽帝の最初の宮殿(47)であったことに注目している。実録以外でも、嘉靖帝に寵用され二十二年に武英殿大学士となり、日夜西苑板房に当直した嚴嵩が、「万寿宮頌有序」(48)の中でこのことに言及している。まず序で、

維^{おも}うに、この宮は乃ち我が成祖文皇帝の基命肇興の地たり。舊名は仁壽と曰い、皇上ここに臨御せらること、既に數載を閱たり(49)。

と述べ、かつて仁寿宮と呼ばれていた万寿宮は、永楽帝が天命をうけて初めて興起した場所と説明する。これに続く頌では、北京に都を建設し王朝の大いなる基礎を開いた永楽帝の肇跡の地がこの万寿宮であり、それから九代を数えて嘉靖帝が再びここを宮殿とするようになったことを讃えている。

洪いに惟みるに、我が成祖文皇帝は、都を燕冀に建て、ここに^お不いなる基を啓き、綏來を征服し、^き綦めて天聲を

隆んにし、以て天に際して丕冒し、地を亘して砥屬するを致す。その肇跡の地を稽みるに、實にこれこの宮なり。九葉龍興し、恭しく我が皇上に遇えり。

また、嘉靖八年己丑科で第一甲第二名に擢じられ翰林院編修となった程文徳⁽⁵⁰⁾も、『程文恭公遺稿』卷二七「西苑和韻」の中で、「登臨するも敢えて謂わん宸遊樂と、開創は猶ほ瞻る文祖の居を（登臨敢謂宸遊樂、開創猶瞻文祖居。）」と詠い、西苑の創建は、永楽帝の居宮に始まるとしている。因みに、この和韻が作られたのは、西苑の工事が完成した嘉靖十年十二月のころであろう⁽⁵¹⁾。

以上に挙げた史料から、西苑は嘉靖帝はもちろん帝の側近くに仕える内閣大学士や翰林院の官によって、永楽帝の西宮の所在地として認識されていたことが明らかとなった。嘉靖年間に入って、西苑がかつて永楽帝の臨御した宮殿であることがことさら強調されるようになったのは、大内乾清宮を嫌って西苑に移り住んだ嘉靖帝の行動を正当化するねらいがあったとも考えられなくもない。とはいえ、「宮闈の変」後に西苑に居を移す以前の嘉靖十年代からこうした指摘がなされており、西苑はこの時期に集中して進められた再開発の当初から、永楽帝の潜邸としてではなく西宮として認識されていたのである。

おわりに

小論で明らかにしたように、西苑の再開発が盛んに行われた嘉靖年間、西苑に居を移した嘉靖帝やそこに当直した内閣大学士嚴嵩などには、西苑の地は巡幸中の永楽帝が視朝所「西宮」を置いた場所であると知られていた。にもかかわらず、在野で著された「野史」の類では、永楽帝の潜邸という理解が生まれ、これが踏襲されていた。清代に

なると、欽定の『日下旧聞考』にも収められ、こうした理解が定着した⁽⁵²⁾。

ただ嘉靖年間に限って言えば、この地が永楽帝の潜邸であったという言及はあまり残されていない。むしろ万暦末年になって、第一節で述べたように朱国禎を初めとして西苑はむしろ燕王の潜邸とする言説が一般化する。その理由は、明らかではないが、一つには、大内紫禁城が完成する以前に永楽帝によって十五年に西宮が建設されたという事実自体、従来忘れ去られていたことが挙げられる。この点は、すでに第一節で見たように、明末清初の野史の中に西宮建設についての言及が全く見られないことから窺える⁽⁵³⁾。野史とは言えないが、唯一の例外と言ってよいのが万暦『大明会典』である。同書卷一八一、工部一、宮繕司清吏司一、营造一、内府には、

永楽十五年、西宮を北京に作る。中に奉天殿を爲り、殿の側に左右二殿を爲る。奉天殿の南に奉天門を爲り、左右に東西角門を爲る。奉天門の南に午門を爲り、午門の南に承天門を爲る。奉天殿の北に後殿・涼殿・暖殿および仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮あり〔割註〕今西城に在り。各殿門は俱に別名に更む⁽⁵⁴⁾。

とある。「中爲奉天殿」以下、「長春等宮」までの本文は、明らかに前掲した『太宗実録』卷一八七、永楽十五年四月癸未の条を踏襲したものである。興味深いのは、この西宮建設の記事が、正徳『大明会典』卷一四七、工部一、营造一、内府造作には収められていない点である。正徳四年十二月に完成した会典の改訂作業は、嘉靖八年に始まり二十八年に一旦終了したが、刊行されなかった。万暦四年に内閣大学士張居正らに重修が命じられ、最終的に刊行されるのは十五年二月のことである⁽⁵⁵⁾。正徳会典の改訂作業が始まった時期は、まさに嘉靖帝が西苑の再開発に着手した時期とも重なっている。このため、『太宗実録』に載せる西宮建設の事実が注目され、改訂された万暦会典には新たに載せられることになったのであろう。

これに対して、在野では実録を閲覧利用することはまだ容易ではなかったために、『太宗実録』に載せる永楽帝の

西宮建設の事実は十分に知られることなく、西苑の地が永楽帝の即位前の潜邸という誤解が踏襲されたのであろう。

嘉靖年間には、永楽帝の廟号「太宗」を「成祖」と変更したことに示されるように、永楽帝への関心が高まった時代であった⁽⁵⁶⁾。この変更は、いわゆる「大礼」問題の中で、嘉靖帝が実父献皇帝に対し「睿宗」の廟号を贈る措置ともに行われたものであるが、前述したような帝自身の永楽帝に対する特別な尊崇とも密接に関係している。その一方で、この時期には、靖難の役からすでに一〇〇年を経過し、役に対するある種のタブー視が次第に弛んできた。とくに正徳年間以来、革除された建文朝に関する史料収集が進められるようになった⁽⁵⁷⁾。嘉靖に入ると、鄭曉・高岱・陳建ら野史の歴史家による野史の撰述が開始された。

しかしながら、在野では実録などに記載された情報のすべてを手に入れる機会はまだ限られていた。このため、歴朝の実録に記載された膨大な史料に裏付けられる「史実」と民間で書き残された「史実」との間には大きな隔たりがあった。こうした状況のもとで、西苑は永楽帝の西宮と潜邸という二つの異なった理解が流布し、時に混同される余地が残されていた。内藤湖南がつとに指摘したように、王世貞や焦竑らによって一変された明末の史学が実録による野史批判として着手された⁽⁵⁸⁾のは、そのためにほかならない。

註

- (1) 通説の燕王府が太液池の西側、明清時代の西苑に置かれていたとする研究（燕王府Ⅱ西苑所在説）として、朱傑『元大都宮殿図考』（原刊一九三六年、北京古籍出版社重印、一九九〇年）、同『明清兩代宮苑建置沿革図考』（原刊一九四七年、北京古籍出版社重印、一九九〇年）。中国社会科学院考古研究所編輯『明清北京城図』（地図出版

社、一九八六年）の附表二「明北京城復原図建置資料表」。果鴻孝「明初燕王府址考」（北京市社会科学学院歴史所編『北京史研究（一）』一九八六年。姜舜源「元明之際北京宮殿沿革考」『故宮博物院院刊』一九九一年四期。李燮平「燕王府所在地考析」『故宮博物院院刊』一九九九年一期などがある。他方、太液池の東側、元代の大内宮城に置かれていたとする研究（燕王府Ⅱ大内宮城所在説）として、王璞子「燕王府与紫禁城」『故宮博物院院刊』一九七九年一期。王劍英「燕王府即元故宮旧内考」北京史研究会編『北京史論文集』第二集、一九八二年。王劍英・王紅「論從元大都到明北京的演變和發展——兼析有関記載的失実」『燕京学報』（燕京研究院）新一期、一九九五年がある。

(2) 燕王府が王府宮城と周垣の二重構造からなっていたことは、『明太祖実録』卷一二七、洪武十二年十一月甲寅の条に見える。

「燕府營造訖工、繪圖以進。其制、社稷・山川二壇在王城南之右。王城四門、東曰體仁、西曰遵義、南曰端禮、北曰廣智。門樓・廊廡二百七十二間。中曰承運殿、十一間、後爲圓殿、次曰存心殿、各九間。承運殿之兩廡爲左右二殿。自存心・承運周迴兩廡至承運門、爲屋一百三十八間。殿之後爲前・中・後三宮、各九間、宮門兩廡等室九十九間。王城之外、周垣四門、其南曰靈星、餘三門同王城門名。周垣之内、堂庫等室一百三十八間。凡爲宮殿室屋八百一十一間。」

西安の秦王府も、同様に周囲約二・八キロメートルの磚城と周囲九里三分約五キロの蕭牆の二重構造であったことは、本書第二章 明初の燕王府をめぐる諸問題 註（一）で指摘した（図 燕王府と秦王府 参照）。嘉靖『陝西通志』卷五、土地三、封建、皇明藩封・宮殿、「蕭牆、周九里三分。磚城、在靈星門内正北、周五里、城下有濠、引龍首渠水入。」そもそも、明清の西安城は周囲約一三・八キロであったから、秦王府だけで城内の約八分の一の面積を占めていたことになる。因みに、史念海主編『西安歴史地図集』（西安地図出版社、一九九六

年)の「明代西安府城図(嘉靖二十一年)」は、こうした二重構造が図示されておらず、再検討の余地が残されている。

- (3) 本書第二章 明初の燕王府をめぐる諸問題 の註(一)に引用。
- (4) 順治十五年(一六五八)の谷応泰の序を有する『明史紀事本末』巻一六、燕王起兵にも、「(洪武)十一年冬十二月、定諸王宮城制式。太祖曰、除燕王宮殿仍元舊、諸王府營造、不得引以爲式。」と同様な記述があるが、おそらくこの『鴻猷録』を踏まえたものであろう。
- (5) 高岱『鴻猷録』巻七、封國燕京、「成祖文皇帝、太祖第四子。洪武三年庚戌四月、太祖詔封諸皇子、成祖封燕王、國燕京、即今京師、舊爲北平布政使司、城池・宮殿仍元舊、惟易瓦色。十一年十一月、定諸王宮城制式。太祖曰、除燕王宮殿仍元舊、諸王府營造、不得引以爲式。」
- (6) 瓦の色は、黄色から青色に変えられた。『明太祖實録』巻一〇三、洪武九年正月己未の条、正徳『大明會典』巻一四七、工部一、親王府制、事例。
- (7) 『祖訓録』營繕、「凡諸王宮室、並依已定格式起蓋、不許犯分。燕因元之舊有。」
- (8) 洪武二十八年に重訂改題して刊行された『皇明祖訓』も、この部分に関しては、『祖訓録』と全く同じである。朱国禎は、湖州府烏程の人。万曆十七年の進士で、国子監祭酒に累官したが、病を理由に郷里に戻り、万曆年間のあいだは出仕しなかった。おそらく、この間に『湧幢小品』が執筆されたのであろう。『明史』巻二四〇、朱国禎伝。
- (9) 朱国禎『湧幢小品』巻四、宮城、「文皇初封於燕、以元故宫爲府、即今之西苑也。靖難後、就其地亦建奉天諸殿。十五年改建大内於東、去舊宮可一里、悉如南京之製而弘敞過之。即今之三殿正朝大内也。」

- (10) 朱国禎『皇明史概』皇明大政記、卷九、存疑、「文皇建邸、因元故宫、即今之西苑、開朝門于前。元人重佛、朝門外有大慈恩寺。即今之射所、東爲灰廠、中有夾道、故皇牆西南一角獨缺。文皇即故宫建奉天三殿受朝。海子水環于東南、汪洋極目、雜以古木樓殿、掩映其間、宛似圖畫。永樂十五年改建于海子之東、爲今正朝。」
- (11) 慶壽寺は、その西南隅にある双塔に因んで双塔寺とも呼ばれた。西側の九層塔には、元代「佑聖國師」に封じられた海雲和尚が葬られていた。明代正統年間、太監王振により改修されて大興隆寺と名を改め、京師「第一叢林」と号した。嘉靖十四年に火災で焼失し、射所（のちの演象所）に改められた。双塔は、西長安街の拡張工事により、一九五四～五年にかけて取り壊された。『明英宗實録』卷一六三、正統十三年二月己未の条。蘇天鈞「燕京双塔寺慶壽寺与海雲和尚」『北京史研究（一）』一九八六年。
- (12) 孫承澤については、『碑伝集』卷一〇、王崇簡「光祿大夫太子太保都察院右都御史吏部左侍郎孫公承澤行狀」参照。
- (13) 孫承澤『春明夢餘録』卷六、宮闕、「明太宗永樂十四年、車駕巡幸北京、因議營建宮城。初、燕邸因元故宫、即今之西苑、開朝門於前。元人重佛、朝門外有大慈恩寺、即今之射所、東爲灰廠、中有夾道、故皇牆西南一角獨缺。太宗登極後、即故宮建奉天殿、以備巡幸受朝。至十五年改建皇城於東、去舊宮可一里許。悉如金陵之制、而弘敞過之。」
- (14) 同じく孫承澤の康熙十年刊『天府広記』卷五、宮殿にも、同様な記事を附載しているが、元の旧宮殿の拆燬を洪武元年ではなく二十二年に繋げている。「附載、燕王舊宮（中略）、至二十二年封太宗爲燕王、命工部於元皇城舊基建府、拆舊宮殿爲之。」
- (15) 孫承澤『春明夢餘録』卷六、宮闕、「附載宮殿額名考」、「明洪武元年八月、大將軍徐達遣指揮張煥計度元皇城、

周圍一千二十丈、將宮殿拆燬。至二十二年、封太宗爲燕王、命工部於元皇城舊基建府。其制、山川二壇在王城南之右。王城四門、東曰體仁、西曰遵義、南曰端禮、北曰廣智。門樓・廊廡二百七十二間。中日承運殿、十一間、後爲圓殿、次日存心殿、各九間。承運殿之兩廡爲左右二殿。自八間殿之後、前・中・後三宮、各九間、宮門兩廡等室九十九間。王城之外、周垣四門、其南曰靈星、餘三門同王城門名。周垣之内、堂庫等室一百三十八間。凡爲宮殿室屋八百一十一間。」

(17)(16)

『明太祖實錄』卷三四、洪武元年八月癸巳、「大將軍徐達遣指揮張煥計度故元皇城、周圍一千二十六丈。」

『明太祖實錄』卷一二七、洪武十二年十一月甲寅、「燕府營造訖工、繪圖以進。其制、〔社稷〕山川二壇在王城南之右。王城四門、東曰體仁、西曰遵義、南曰端禮、北曰廣智。門樓・廊廡二百七十二間。中日承運殿、十一間、後爲圓殿、次日存心殿、各九間。承運殿之兩廡爲左右二殿。自〔存心・承運〕周迴兩廡至承運門爲屋一百三十間。殿之後〔爲〕前・中・後三宮、各九間、宮門兩廡等室九十九間。王城之外、周垣四門、其南曰靈星、餘三門同王城門名。周垣之内、堂庫等室一百三十八間。凡爲宮殿室屋八百一十一間。」

(18)

間野潛龍『明代文化史研究』（同朋舎、一九七九年）第一章第五節「明實錄の伝承」。實錄副本の作成が始まった嘉靖十三年以降、その抄録の一部が宮中外に流布するようになったと推定している。

(19)

王劍英「蕭洵《故宮遺錄》考辨」『北京史研究（一）』一九八六年。および単士元「元宮毀于何時？」『故宮札記』（紫禁城出版社、一九九〇年）。

(21)(20)

本書第二章 明初の燕王府をめぐる諸問題 頁。

この点は、すでに王璞子氏や王劍英氏も指摘している。註（1）前掲の王璞子「燕王府与紫禁城」七三頁、および王劍英「燕王府即元故宮旧内考」一八六頁。

(22) ただし『日下旧聞』の朱彝尊の自序（康熙二十七年）では、「若夫元之宮闕、以地度之、當在今安定門北。明初

即南城故宮、以建燕邸、而非因大都之舊。蓋宮室城市、基凡數易。至琳宮梵舍之建置、沿其舊者十一、更額者十九。故老淪亡、遺書散佚、歷年愈久、陳跡愈不可得而尋矣。」

と述べて、燕王府が金以来の中都城（南城）の故宮に置かれていたとするのは、元の大内宮城が安定門北側に位置したという指摘とともに理解しがたい。なお、金の中都城が大都城建設後も存在していたことは、渡辺健哉「元の大都南城について」『集刊東洋学』八二号、一九九九年に詳しい。

(23) 『日下旧聞考』卷三三、宮室、明一、「臣等謹按、明初燕邸仍西宮之舊、當即元之隆福・興聖諸宮遺址、在太液

池西。其後改建都城、則燕邸舊宮及太液池東之元舊内、並爲西苑地、而宮城則徙而又東。」

(24) 乾隆六十年の小引を有する趙翼『廿二史劄記』卷二七、明南北宮建には、「（帝京）景物略亦謂、燕邸因元故宮、即今之西苑、開朝門於前。永樂登極後、即故宮受朝。至十五年改建皇城於東、去舊宮里許。悉如金陵之制云云。是宮殿亦別建也。」

とあり、劉侗『帝京景物略』からの引用としているが、王樹民『廿二史劄記校證』中華書局、一九八四年がすでに指摘するように、これには見えない。おそらく孫承澤の『春明夢餘錄』または『天府広記』などの誤りであろう。

(25) 『明太宗実録』卷一七九、永樂十四年八月丁亥、「作西宮。初上至北京、仍御舊宮、及是將撤而新之。乃命工部作西宮爲視朝之所。」

詳しくは、本書第三章 北京遷都 四 参照。

(27)(26) 註（1）前掲の王璞子論文や王劍英論文。因みに、第一次・第二次巡幸中の帝の滞在場所として、王璞子や王劍

英および姜舜源「元明之際北京宮殿沿革考」『故宮博物院院刊』一九九三年四期では、太液池の東側であったとするのに対し、李燮平「燕王府所在地考析」『故宮博物院院刊』一九九九年一期は、太液池西側であったとしている。

(28)

『明太宗実録』卷一八七、永樂十五年四月癸未、「西宮成。其制中爲奉天殿、殿之側爲左右二殿。奉天門之南爲奉天門、左右爲東西角門。奉天之南爲午門、午門之南爲承天門。奉天殿之北有後殿・涼殿・暖殿、及仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮、凡爲屋千六百三十餘楹。」

(29)

『明太祖実録』卷一一五、洪武十年十月、「是月改作大内宮殿成。闕門曰午門、翼以兩觀、中三門東西爲左右掖門。午門内曰奉天門、門之左右爲東西角門。内正殿曰奉天殿、上御之以受朝賀。殿之左右有門、左曰中左門、右曰中右門、兩廡之間、左曰文樓、右曰武樓。奉天殿之後曰華蓋殿、華蓋殿之後曰謹身殿、殿後則後宮之正門也。奉天門外兩廡之間、左曰左順門、右曰右順門、左順門之外爲東華門、内有殿曰文華殿、東宮視事之所也。右順門之外爲西華門、内有殿曰武英殿、上齋戒時所居也。」

(30)

ここで、宣徳から正徳年間までの西苑について略述する。宣徳元年（一四二六）九月、漢王高煦が家族とともに、西安門内に新たに築かれた館に幽閉されたことがある（『明史紀事本末』卷二七、高煦之叛）。三年二月には、宣徳帝が、張皇太后を奉じて西苑に幸し万歳山（瓊華島）に登っている。この時、尚書や学士もこれに随従した（『明宣宗実録』卷三六、宣徳三年二月丁卯、楊士奇『東里統集』卷六二、「賜從遊萬歳山詩有序」。八年四月には、内閣大学士楊士奇ら十五名が改修された西苑の巡遊を許された。宦官に案内されて西安門から入り、輿馬に乗り太液池に至り、その東側を巡り、新築の圓殿と改築された清暑殿に立ち寄っているが、西側南部には至っていない（楊士奇『東里統集』卷一五、「賜遊西苑詩序」、『明宣宗実録』卷一〇一、宣徳八年四月丁亥）。土木の変

後、いわゆる「北狩」から戻った英宗正統帝が幽閉されたのは、西宮ではなく南宮（現在の南池子）であった（『明英宗実録』巻一九五、景泰元年八月丙戌）。奪門の変後の天順元年（一四五七）二月には、景泰帝が帝位を廃されて郕王にもどり西宮に移されたことがある。しかしその月のうちに亡くなっているから、そこに幽閉されたのは二十日ほどに過ぎない（高岱『鴻猷録』巻一〇、南内復辟）。

一方、英宗天順帝は復辟後、西苑の改造に取りかかり、四年九月に新たに凝和殿（太液池東側）・迎翠殿（同西側）・太素殿（同西側西南）の三殿が完成した（『明英宗実録』巻三一九、天順四年九月丁丑）。これに先立ち三年四月、翰林官楊鼎らは、侍郎・僉都御史ら若干名と新築中の西苑に遊ぶことを許されている。その記録によれば、西華門をへて西苑門より苑内に入り、太液池の東側の圓殿や万歳山、南台行殿と西側北部の牲口房の虎城や賽瀛洲のあたりを巡っているが、この時も西側南部にまで達していない（葉盛『水東日記』巻四〇、「楊鼎自述栄遇数事」）。また同じ時期に李賢や韓雍、彭時らも、西苑に遊んでいる（李賢『古穰集』巻五、「賜遊西苑記」、韓雍『襄毅文集』巻九、「賜遊西苑記」、彭時『彭文憲公筆記』）。また成化帝の廃后呉氏は、天順八年より正徳四年まで西宮に幽閉されたが、この間に西宮で紀氏が生んだ朱祐・（のちの弘治帝）の養育を手伝っている（『明史』巻一一三、后妃列伝、憲宗廃后呉氏伝および孝穆紀太后伝）。正徳年間には、正徳帝が悪名高い豹房を整備して滞在するようになるが、これは牲口房の置かれていた太液池西側の北部である。

(31) ただし、現行の『万暦野獲編』三〇巻本は、清代康熙年間に錢枋が初編二〇巻本（万暦三十四年の序あり）と続編一二巻本（万暦四十七年小引あり）を三〇巻本に整理したものである。錢枋「野獲編分類小編」参照。

(32) 沈徳符『万暦野獲編』巻二、列朝、「齋宮」、「西苑宮殿自十年辛卯漸興、以至壬戌凡三十餘年、其間創造不輟、名號已不勝書。蓋茲地爲文皇帝潛邸舊宮、因而入紹大位。且自永樂以來、無論升遐、即嬪御無一告殞於此者、故

上意爲吉地而安之。禁籞初起、命名爲仁壽殿。」

(33)

なお、西苑の仁壽宮は、嘉靖年間に帝の皇伯母昭皇太后張氏（孝宗の皇后）の居所として利用されていた奉先殿東側の仁壽宮とは異なるので、注意を要する。奉先殿東側の仁壽宮は、嘉靖四年三月の火災で焼失したものの、再建工事がすぐに行われなかったのは、帝が生母蔣氏の清寧宮の工事を優先して、皇伯母張氏（孝宗の皇后）の居所を重視しなかったからであろう。仁壽宮と清寧宮が十五年に再建されると、それぞれ旧名の慈慶宮と慈寧宮に復した。『明世宗実録』卷四九、嘉靖四年三月壬辰、卷五四、四年八月戊子朔、卷八一、六年十月戊午、卷一三〇、十年九月乙丑の条。万曆『大明会典』卷一八一、工部一、营造一、内府。

(34)

『明世宗実録』卷二六七、嘉靖二十一年十月丁酉の条。卜鍵『嘉靖皇帝伝』（團結出版社、一九九五年）、林延清『嘉靖皇帝大伝』（遼寧教育出版社、一九九三年）。

『明穆宗実録』卷五六五、嘉靖四十五年十二月庚子の条。

『明穆宗実録』卷三、隆慶元年正月戊寅の条。

(37)(36)(35)

李黙が西苑に遊んだ時期を、嘉靖十年と判断したのは、李黙は兵部尚書王憲と朝廷の公宴で口論し、嘉靖十一年五月に外任に調されたこと（『明世宗実録』卷一三八、嘉靖十一年五月戊申朔）、また「西内前記」に「前詹事霍韜丕議也」とあり、霍韜が「母喪」で位を去ったのが嘉靖九年七月であること（同書卷一一二、嘉靖八年三月丁亥、卷一四三、嘉靖十一年十月甲申）、さらに、李黙に西内のたぐい稀な景勝について語った程文徳（字、舜敷）が翰林院編修の官にあったのは、嘉靖八年三月から十一年十月にかけての三年間であったこと（『国朝献徴録』卷一八、羅洪先「程君文徳墓誌銘」、『明世宗実録』卷九九、嘉靖八年三月乙丑）などによる。

(38)

西苑内の親蚕壇殿（先蚕壇）の設置については、小島毅「嘉靖の礼制改革について」『東洋文化研究所紀要』一

○七冊、一九九二年が詳しい。

(39)

李默『群玉樓稿』卷三、「西内前記」、「正南爲門者三、題曰、仁壽宮門。門外西南數十步、築神祇壇、方可十步。蓋倣周禮王社爲之、從新制也。直東爲帝社坊。凡駕臨享、特駐此坊。東北爲無逸殿。殿南爲豳風亭、蓋望見焉。還訪繕部甘子公望于直廬。邀予輩復自宮故道而出、指謂予曰、此文皇帝潛邸也。啓珍羞宮、所藏上御書・亭殿題額、聳觀久之。趨至無逸、恭觀睿皇帝農家忙近體、上爲序述甚備。上又著豳風圖記、並揭亭中、遂步出宮之東門、南行、西望黍菽盈疇。」

『明世宗実録』卷一二八、嘉靖十年七月乙亥、卷三二六、嘉靖二十六年八月庚辰の条。

『元史』卷一一五、裕宗伝。

註(1) 前掲の王璞子論文七三頁。

(43)(42)(41)(40)

『明世宗実録』卷一二九、嘉靖十年八月丁未、「上、御無逸殿之東室曰、西苑宮室是朕文祖之御。近修葺告成、欲於殿中設皇祖之位祭告之。(尚書李)時曰、仁壽殿久已廢圯。皇上一旦整飾、追慕皇祖、行祭告之禮、益見聖孝。」

(44)

「御」一字を臨御と解したのは、『明世宗実録』卷一三〇、嘉靖十年九月乙丑には、「西苑爲文祖臨御之地」とあるのに基づいている。

(45)

『明世宗実録』卷一一一、嘉靖九年三月辛丑の条に、「上復諭(張)璉曰、我太祖高皇帝肇基受命、配天地允當。我太宗文皇帝繼靖内難、功亦甚大。豈不可配天地。實我太祖爲立極創建之君耳。」

とあるように、嘉靖帝も永楽帝の功績を太祖洪武帝と同等と見ていた。その後も、永楽帝への尊崇は深まり、永楽帝の廟号を成祖と改めるのは、嘉靖十七年九月のことである。『明世宗実録』卷二一六、嘉靖十七年九月辛未

朔の条。

(46) 『明世宗実録』卷五〇三、嘉靖四十年十一月辛亥、「萬壽宮災。上暫御玉熙宮。萬壽宮在西苑、本成祖文皇帝舊宮也。自壬寅宮闈之變、上即移御於此、不復居大内。是夜火作、禁衛皆不及救、乘輿服御及先世寶物盡燬。上乃諭禮部曰、朕御皇祖初宮二十餘祀、大變蒙恩、久安玄事。茲荷洪庇、益感眷祐。(下略)」

(47) 最初の宮殿とあるが、註(22)でも触れたように、嚴密に言えば、永樂帝が北京巡幸当初に滞在したのは旧燕王府宮城のあった元の大内宮城であり、西苑ではない。

『明史』卷三〇八、奸臣列伝、嚴嵩伝。

(48)(49) 嚴嵩『鈴山堂集』(嘉靖二十四年刻増修本)卷一八、頌、「万寿宮頌有序」、「維是宮乃我成祖文皇帝基命肇興之地。舊名曰仁壽、皇上臨御于茲、既閱數載。洪惟我成祖文皇帝建都燕冀、適啓丕基、征服綏來、綦隆天聲、以致際天丕冒、亘地砥屬。稽其肇跡之地、實惟茲宮焉。九葉龍興、恭遇我皇上。」

(50) 『明世宗実録』卷九九、嘉靖八年三月乙丑の条。『国朝献徵録』卷一八、羅洪先撰「吏部左侍郎兼翰林院学士掌詹事府事松溪程君文德基誌銘」。

『明世宗実録』卷一三三、嘉靖十年十二月辛卯の条。

(51)(52) 附言すれば、康熙二十三年の自序を有する高士奇『金鼈退食筆記』卷下は、「萬壽宮在西安門内迤内、大光明殿之東、明成祖潛邸也。」とあるように、西苑説を取っている。自序によれば、翰林院侍講学士高士奇は日講官起居注として、西苑に入直居住していた。これに対し、乾隆五十三年刊の呉長元『宸垣識略』卷四、皇城二には、「萬壽宮者、文皇帝舊宮。」と指摘するとともに、西苑について、「西苑在西華門西。創自金而元明遞加増飾。金時祇爲離宮。元建大内於太液池左、隆福・興聖等宮於太液池右。明大内徙而之東、則元故宮盡爲西苑地。舊占皇

城西偏之八、今祇十之三四、門榜曰西苑。」と述べ、金元以来の変遷を簡潔にまとめている。しかし、燕王府についての論及は見られず、「例言」に欽定『日下旧聞考』や朱氏『日下旧聞』に依拠して編輯したというにもかかわらず西苑所在説に立っていない。

(53) 実録乃至その抄録も用いて編集したと推定される陳建の『皇明資治通紀』巻六、成祖文皇帝紀にも、永樂帝の西宮についての言及がない。

(54) 万曆『大明会典』巻一八一、工部一、營繕司清吏司一、營造一、内府、「永樂十五年、作西宮于北京。中爲奉天殿、殿之側爲左右二殿。奉天殿之南爲奉天門、左右爲東西角門。奉天門之南爲午門、午門之南爲承天門。奉天殿之北有後殿・涼殿・暖殿及仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮〔割註〕今在西城。各殿門俱更別名。」

(55) 万曆『大明会典』皇帝敕諭（嘉靖八年四月初六日）、『万曆野獲編』巻一、列朝、「重修会典」。

(56) 『明世宗実録』巻二一六、嘉靖十七年九月辛未朔。萩原淳平「明朝の政治体制」『京都大学文学部紀要』一一、一九六七年。

(57) 牛建強「明代中後期建文朝史籍纂修考述」『史学史研究』一九九六年二期。

(58) 内藤虎次郎『支那史学史』一一 明代の史学（弘文堂、一九四九年）のちに『内藤湖南全集』第一一巻（筑摩書房、一九六九年）に収録。李小林『万曆官修本正史研究』（南開大学出版社、一九九九年）。

18年9月4日	宮殿の完成が近づく 行在欽天監、明年元旦に新殿での朝賀儀式を提案
22日	行在礼部に、翌年元旦を期して北京を「京師」と称し、南京衙門に「南京」を加えることを命じる
10月17日	皇太子を南京から北京に呼び寄せる (→12月25日北京着)
11月4日	翌年元旦奉天殿で朝賀を受けることを内外に通告
11日	皇太孫も北京に呼び寄せる (→12月25日 北京着)
18日	北京官署の改変、北京行部の廃止
19年正月元旦	奉天殿朝賀、宮殿完成の大赦……北京遷都
4月8日	奉天殿・華蓋・謹身三殿火災
10日	政治について奉勅陳言を命じる
12日	翰林院侍讀李時勉、北京建設の不便を述べる 侍講鄒緝、南京帰還を提案 給事中・監察御史らが政治について陳言
17日	万寿聖節の中止
21日	吏部尚書蹇義・給事中ら26人を巡行使として全国に派遣
5月4日	奉勅陳言した言官らを交址布政司知州に左遷
11月17日	親征に反対した戸部尚書夏原吉・刑部尚書呉中の投獄と兵部尚書方賓自殺
22日	李時勉投獄
20年3月21日	モンゴル親征(3) 皇太子監国 (→9月8日 北京帰還)
閏12月25日	乾清宮火災
21年7月22日	李時勉釈放 復官
24日	モンゴル親征(4) 皇太子監国 (→11月7日 北京帰還)
22年4月4日	モンゴル親征(5)
7月18日	永楽帝、親征の帰途病死
8月5日	夏原吉釈放 7日 永楽帝の死去を公表 15日 洪熙帝即位
洪熙元年(1425)	
3月1日	皇太子に南京留守を命じる (→4月13日 北京出発)
28日	北京官庁に「行在」を加える 北京行後軍都督府・行部復活
4月3日	北京行都察院の設置
4日	南京皇城修理 (→宣徳元年11月完成)
5日	来春の南京帰還を南京太監に通告……南京還都
5月12日	洪熙帝の死去
6月12日	皇太子、南京より北京に帰還し即位 (宣徳帝)
7月11日	洪熙帝の陵寢を長陵の側に建設 (献陵)
宣徳3年(1428)	
8月12日	北京行後軍都督府・北京行部の廃止
正統元年(1436)	
10月29日	北京城九門城楼河橋の修理を命じる (→4年4月29日完成)
5年3月6日	三殿二宮の再建 (→6年5月20日完成)
6年11月1日	北京官庁から「行在」をはずす……北京定都

附篇 北京遷都関係年表

洪武元年(1368)	
8月2日	大將軍徐達 大都を攻略する
14日	大都路を北平府と改める
3年4月7日	諸王冊封 第4子棣を燕王に封じる
13年3月11日	燕王 北平に就藩
建文元年(1399)	
7月5日	靖難の役おこる
4年6月13日	南京陥落 17日 永楽帝即位
11月13日	徐皇后冊立
永楽元年(1403)	
正月13日	北平を「北京」と改める…… 両京体制の創始
2月3日	北京留守行後軍都督府・北京行部・北京国子監の設置
11月23日	南京・北京間の駅増設
閏11月20日	皇長孫、北京より南京に至る
2年4月4日	世子たちを南京に呼び寄せ、皇太子・漢王・趙王に冊立
4年7月18日	誹謗の禁を強化
閏7月5日	北京宮殿建設のための木材・磚瓦調達の開始
9月3日	北京の武職・軍士の俸糧加増 30日 匿名文書の禁止
5年7月4日	徐皇后の死去
6年8月1日	明年春の北京巡幸が決定
7年2月9日	第1次北京巡幸出発(→3月19日北京着)、皇太子南京監国
5月8日	山陵(天寿山)宮建開始
7月7日・28日	北京37衛・錦衣中衛・通州衛倉の設置
8年2月10日	モンゴル親征(1)(→7月17日北京帰還)、皇長孫北京留守
10月4日	永楽帝 北京より南京に帰還(→11月12日 南京着)
10年3月30日	順天府、正三品衙門に昇格 応天府と同格となる
11年正月17日	徐皇后の梓宮を長陵埋葬のため発引(天寿山(長陵)完成)
2月16日	第2次北京巡幸、皇太子監国(→4月1日 北京着)
12年3月17日	モンゴル親征(2) 皇太孫随征(→8月1日 北京帰還)
13年2月24日	北京で初めて会試が行われる 3月1日 殿試
14年8月28日	西宮(視朝所)建設(→15年4月27日完成)
9月20日	永楽帝、北京より南京に帰還(→10月25日 南京着)
11月15日	文武の群臣に諮って北京宮建を再度決定
15年2月15日	泰寧侯陳瑋を北京宮建ための繕工官に命じる
3月26日	第3次北京巡幸、皇太子監国(→5月3日 北京着)
11月2日	奉天殿・乾清宮の起工
8日、10日、21日	金水河と太掖池に瑞祥が現れる
17年11月24日	北京南城壁の拡張工事開始

結語

本書を結ぶにあたり、各章で述べてきたことを最初に要約することにした。

序章 「北京遷都研究序説」では、始めに一九三〇年代以来現在にいたるまでの日本および中国を中心とした北京遷都研究の学説史的整理を行い、大きく三つのアプローチに分けて紹介した。

第一の「靖難の役」研究からのアプローチには、呉晗氏の北辺防衛を重視する研究、張奕善氏や朱鴻氏に見られる永楽帝の心理や性格を重視する研究がある。これらの研究には、北京遷都をめぐるさまざまな問題群を永楽帝（燕王）の時代に閉じこめてしまう傾向を持っていた。

第二の初期明朝政権確立過程からのアプローチには、萩原淳平氏の永楽期における政治体制の確立を主張する研究、フアーマー氏の首都の位置選択と王朝の政治体制確立の問題を関連させた地政学的研究、檀上寛氏の洪武から永楽への推移を一貫した専制支配体制の確立過程として捉える研究などがある。これらは、軍事や社会経済、地政学的観点から考慮に入れた広義の政治史として評価することができる。しかし、洪武・建文・永楽と続く初期明王朝の歴史的展開を、断絶と捉えるか連続と捉えるかを判断する一指標として遷都問題が取り上げられたにすぎず、北京遷都の歴史的経過の全体に対して十分な検討がなされてきたわけではなかった。

第三の中国近世社会史や東アジア世界の展開からのアプローチには、北村敬直氏による銀経済の国内的契機として

遷都を位置付ける視点、宮崎市定氏や杉山正明氏の元・明の連続性を重視する視点、閻崇年氏を始めとする中国の研究者に多く見られる多民族国家形成を重視する研究などがある。近年あらためて注目されているこれらの研究は、従来の断代史的研究や一国史的研究の問題性を見直し、漢族中心主義の陥穽にはまりがちな中国史研究を相対化しようとする志向性が見られる。

以上のような研究史の展開を踏まえたうえで、本書では、二つの課題を設定した。第一の課題は、従来一つの政治史的事件として扱われてきた北京遷都を、洪武・建文期から永楽・洪熙・宣徳・正統年間までを視野に入れた初期明朝政権の確立過程の中に位置付けることである。とくに、靖難の役後に成立した永楽政権の下で進められた南京と北京の「両京体制」の創始（一四〇三）から「北京遷都」（一四二一）の実現にいたる過程と、その直後の奉天殿を始めとする三殿の焼失に端を発した首都北京の地位の動揺、永楽帝の死後に洪熙帝によって下された「南京遷都」の決定（一四二五）、さらには宣徳帝のもとで進められ、英宗即位後の正統六年に確定する「北京定都」（一四四一）という、紆余曲折をへた一連の過程に着目して首都北京の成立過程の全体像を実証的に明らかにすること。第二に、これらの作業のうえに、政治はもちろん経済・社会の全般にわたるシステムの変更を引き起こした北京遷都の歴史的意義を、初期明朝政権の確立過程のみならず、元・明の連続性、ひいては中国近世史の展開というような垂直軸と、東アジア世界の展開や諸民族の動向というような水平軸の交差する中に位置付けることである。

上記の課題設定に続いて、考察に用いる実録や正史・野史・地方志・文集など、それぞれのレヴェルの史料の性格について概括した。さらに、永楽初年から正統年間にいたる首都移転の過程を、政治社会史的視点から辿ろうとする場合に、その中心となる永楽遷都プロジェクトに関する根本史料である『太宗実録』の史料的不備という問題について検討を加えた。その結果、『太宗実録』を北京で編纂するにあたって、遷都後もそのまま南京に保管されていた膨

大な奏本その他の官文書からなる・案類を十分利用できなかったことを明らかにした。

第一章 「初期明朝政権の建都問題」では、永楽帝が行った北京遷都の歴史的意義を初期明朝史の中に位置づける前提として、洪武帝晩年のいわゆる「北方遷都計画」について検討を加えた。呉晗氏の研究以来、近年の檀上寛氏にいたるまで、洪武二十四年（一三九一）の皇太子朱標の陝西派遣の事実、洪武帝自身も晩年にいたるまで北方への遷都を企図していたことを示すものと理解されてきた。しかしながら『明史』巻一一五、朱標伝の記述を実録など関連史料により検討した結果、この時期には、西安に王府を与えられた秦王の政治的過失や太原に王府を与えられた晋王の謀反の告発が行われるなど、就藩から一〇年を経過した諸王封建体制にさまざまな問題が生じていたことが明らかとなった。皇太子派遣の目的は、首都を南京に置くことを前提として北辺を中心に配置された諸王封建体制の抱える諸問題の調整と北辺防衛の視察にあった。

また洪武年間における首都南京の建設過程を検討することによって、皇太子が陝西へ派遣された洪武二十四年の段階は、八年に中都（現在の鳳陽）建設が中止された結果、大内宮殿の改建や孝陵の造営などが行われて首都南京全般のインフラ整備が最終段階に達していた時期であり、南京以外の地への遷都が再浮上する可能性も極めて少なかった。そのうえ、皇太子派遣のひと月前の七月には、南京への富民層の強制移住が実施された。移住の担当官庁が工部であったことから知られるように、この強制移住は南京の都市建設と密接に関わるものであった。洪武帝の指示によって決定したこの富民移住は、帝自身が当時、南京建設に全力を傾けていたことを示すものである。以上で明らかにした諸事実から、洪武一一年以降、洪武帝が南京を首都とした国家体制を確立しようとしていたことがあらためて確認できた。

第二章 「明初燕王府をめぐる諸問題」では、洪武年間以来北平（のちの北京）に置かれた燕王府について考察した。太祖の第四子朱棣（のちの永楽帝）は、洪武三年燕王に封じられた。その後、洪武一三年に北平城内に設けられた王府に赴き就藩した。燕王府の所在地については、朱偁氏の研究に代表されるように、紫禁城内の太液池西側、いわゆる「西苑」の地に置かれていたと従来理解されてきた。近年これに対し、王璞子氏および王劍英氏によつて太液池東側にある元朝の大内宮城に置かれていたとする新説が出されて、論争が続いている。

本章では、最初に『太祖実録』所載の関係史料、および高麗末期の権近「奉使録」などの高麗使節が記録した関係記事という二つの方向から検討した。これにより、燕王府が元朝の旧蕭牆内に置かれ、その宮城が太液池東側の大内宮城に建てられていたことを確認した。次に、朱棣の北平分封と燕王府建設過程について考察した。永楽年間に編集し直された現行の三修本『太祖実録』に描かれた燕王朱棣に対する洪武帝の分封当初からの特別な厚遇は、事実とは見なせず、分封から就藩までは、秦王、晋王、燕王の三王ともに同等な扱いがなされていたことを明らかにした。元の故宮が燕王府に利用されたのも、新たな土木工事を極力抑えようとする財政的判断が優先されたためで、護城河は設けられず、太液池東側の元朝の大内宮城を改造した王城と、元朝の蕭牆をそのまま利用した周垣との二重構造からなっていたことを指摘した。

第三章 「北京遷都」では、永楽北京遷都を明朝最大のプロジェクトと位置付け、北京宮建の範囲を狭義の宮殿建設に限定することなく、関連するさまざまな建設工事や政治的事件を総体として捉え、遷都実現に至る過程の全体像を再構成した。その際、〈ひと〉と〈もの〉の移動に注目した。具体的には、〈ひと〉の移動では、工事に動員された

工匠や人夫のみならず、官僚や軍隊、さらにはそれらの頂点に立つ皇帝自身も、遷都以前から「巡狩」という名目で移動していた。(もの)の移動には、大木や磚瓦レンガのような建設資材はもちろん、工匠や軍隊・官僚を養うに足る食糧、さらにはプロジェクトの最中に亡くなった徐皇后の梓宮ひびぎも含まれる。

以下では、永樂遷都プロジェクトの実現に至る全過程を、次の四つの段階に区分し、これに前段階としての靖難の役終結後の戦後復興策が取られた時期を付け加えて考察した。

前段階に位置する靖難の戦後の復興策では、戦後の北平地域における農業生産や社会経済面での荒廃を一瞥したのち、税役免除や耕牛・交鈔の賜給など各種の賑恤政策の検討から、永樂五年ごろまで戦後復興政策がほぼ一段落したことを指摘した。また戦時下体制で肥大化していた軍隊を養う軍餉不足を補うために取られた開中法による北平各倉への米穀納入や罪囚者による輸米贖罪を取り上げた。さらに田土の荒廃を回復するために行われた北平への移民政策として、罪囚者や一般民戸、衛所の屯田について考察した。

第一段階「南北両京体制の施行」(洪武三十五年七月〜永樂四年閏七月)では、永樂元年正月十三日、南郊の儀式を終えたのちに決定した北平の北京への昇格によって開始された両京体制以後の動きを考察した。翌二月には、新たに北京留守行後軍都督府や北京行部が設置された。これらの官庁は、巡幸により帝が北京に滞在するようになる以前にあつて、遷都プロジェクトを推進する最も重量な役割を果たした。また燕王府では、内官系統の王府承奉司を北京内官監に改めるなど、旧王府官の改編が進められた。この時期、燕王府の土地と五穀の神を祀る社稷壇の国社国稷を南京と同様な太社太稷に改変すべきかの検討を帝が早々と命じたのは、両京体制創始後の次のステップとなる北京巡幸に対する帝の強い意志がその背景にあつた。両京体制においては、早い段階から巡幸はすでにそのプログラムに入っていた。にも拘わらず、すぐに実行に移せなかつたのは、南京に新たに乗り込んで即位した永樂帝にとって、その

権力基盤を固めるのに一定の期間を必要としたからであった。帝は即位直後に王妃徐氏を南京に呼び寄せて皇后に冊立し、翌永樂元年には皇長孫瞻基を呼び寄せた。さらに二年には、世子高熾と第二子の郡王高煦を呼び寄せ、世子高熾を皇太子に、高煦を漢王に、第三子高燧を趙王にそれぞれ冊立した。世子を南京に呼び寄せるのが一年以上も遅れたのは、北京の守りを固める必要とともに、永樂帝自身が皇太子の決定に頭を悩ましていたからであった。本来であれば、年長の世子高熾を皇太子に立てて当然であるが、帝には自らに似て軍事的才能のある第二子高煦に期待するところがあつた。結局、世子を皇太子に立てることを決めたのは、帝が世子以上にその息子の皇長孫瞻基（のちの宣徳帝）に期待を寄せていたからであつた。両京体制とは言いながら、世子や皇長孫も南京に呼び寄せられたうえに、帝の巡幸も実現しないままでは、昇格したはずの北京の地位はかえって低下した感を与える。この空白を埋めるために、すでに南京に来朝していた趙王高燧に、三年二月に改めて北京留守を命じる措置を採つた。

第二段階 「北京營建工事の開始と第一次巡幸」（永樂四年閏七月〜十年三月）では、文武群臣の提案により北京の宮殿營建が決定し、木材の調達が始まる以降の動きを辿つた。この時決定した宮殿の建設は、遷都のためではなく、あくまでも帝の巡幸に備えるという名目であつた。木材調達のために派遣された地域は、四川、湖広、江西、浙江、山西などの地域であつた。一〇万人を動員して木材伐採が行われた湖広地方では、弥勒教徒李法良の反乱が発生した。李法良は江西出身で弥勒教を布教していたが、長沙府湘潭県に潜入すると、採木をめぐる民衆の不満を吸収して七年に反乱を起こした。また全国に各種工匠の動員を命じ、翌五年五月を期して北京で工事に従事することになつた。軍政系統では、在京の諸衛および河南・山東・陝西・山西都司と中都留守司・直隸各衛の軍士が、行政系統では、河南・山東・陝西・山西布政司や直隸の鳳陽・淮安・揚州・廬州・安慶・徐州・和州の民丁が動員された。

六年八月には、永樂帝は北京巡幸の時期を明年春と指示し、礼部に対して事前に実施要領を協議するように命じた。

この時期に巡幸の決定が行われたのは、前月四日に徐皇后の一周忌を終えたことが関係している。徐皇后の生前からすでに話題に上っていた巡幸の実現が、徐皇后の死により一周忌を迎えるまで先延ばしになっていた。第一次巡幸における重要な活動として、山陵「天寿山」の造営に着手したことがある。五年七月に徐皇后が死去すると、自らも葬られることになる山陵の地をどこに選定するかが焦眉の課題となった。帝自身は早い段階から北京への遷都を構想していたから、山陵予定地を太祖の陵墓孝陵のある南京ではなく、新しい都北京の周辺に探し求めた。帝が北京に到着したのは七年三月のことで、到着後五〇日あまりで建設に着手したことから、山陵建設は巡幸当初から予定されていた行動であった。

第三段階 「第二次巡幸と西宮建設」（永樂十年三月～十四年九月）では、徐皇后の梓宮の発引後に引き続き行われた第二次巡幸と、皇城牆の整備や西宮建設について取り上げた。天寿山の完成を目前にして、北京順天府を正四品から正三品衛門に昇格した。南京の孝陵とは別に北京に長陵が設けられる以上、北京の地位が南京と肩を並べるのは当然と考えられたのである。また、徐皇后の梓宮を南京から遠く離れた北京近郊の天寿山に葬送する準備が始まった。翌年正月十七日の早朝、南京で徐皇后の梓宮の発引の儀式が始まった。発引から丁度ひと月後に、徐皇后の梓宮は出来上がったばかりの長陵に埋葬された。そのころ南京では、永樂帝が北京に向けて第二次巡幸に出発した。南京から北京にいたる沿線で繰り広げられた皇后の梓宮葬送とこれに続く皇帝巡幸のパレードは、当時の人々に七年以来に始まった北京巡幸が単なる「巡狩」にとどまらないことを印象づけた。皇城牆の建設整備については、実録には明確な記事が残されていないが、この時期に集中して現れる皇城関係の記事を検討することにより、十二年ごろまでに皇城牆の整備がほぼ終了していたことを推定した。

第二次巡幸中の十三年三月に実施された永樂乙未科の科挙は、明朝が北京で挙行した最初の会試と殿試となった。

北京で初めて行われたこの会試と殿試は、とりわけ周到な準備のもとに進められた。実施に先立ち合格者の進士に賜与する冠服五〇〇セットを造らせるなど、当初から合格者の大幅増が計画された。この殿試では、北京が文教の中心としての資格、すなわち文化的威信を十分に有していることを内外に印象づける必要があったからである。合格発表後、帝はこの科の合格者リストを永く後世に伝えるべく「進士題名碑」を北京の国子監に建てるように指示した。ここに題名録が刻石されるのは元の仁宗の時に始まったから、永楽十三年（一四一五）に国子監に進士合格者を刻んだ題名碑が建てられるのは、元末の至正二十六年（一三六六）以来のこと、ちょうど半世紀ぶりのことであった。

永楽帝は、この巡幸で北京に滞在中の十四年八月、行在工部に命じて西宮の建設に着手した。西宮は、一時的な視朝所として建設された。というのは、帝はこれまで洪武年間以来の旧燕王府を行在所に改造して滞在していたが、これを撤去して新たに宮殿を建設しようとしたからである。従って、西宮建設は、その後続く紫禁城建設の序幕となった。翌月、帝は西宮工事が始まったのを見届けると、第二次巡幸を終え南京に帰還した。その間、工事は順調に進み、翌十五年四月に完成した。

第四段階 「紫禁城建設と最後の巡幸」（永楽十四年十月～十八年十二月）では、最後の巡幸となる第三次巡幸との期間に進められた紫禁城建設について考察した。十四年、巡幸中の永楽帝のもとに南京に戻った漢王高煦の不穏な動きの知らせが届けられた。漢王の行動に対し疑念を強めた帝は、南京への帰還を決意した。また半年前の三月には、これまで北京居守の任にあった趙王高燧に対して河南彰徳府への改封を命じられた。十一月に南京に還った帝は、戸部に命じて漢王と趙王の禄米を一万石に減らした。これらの措置は、両王の処遇問題に決着をつけようとする帝の意志の表れであった。同月十五日に朝政の場で北京宮建工事について正式に議論され、宮殿の建設が裁可された。この時点で、あらためて北京宮建のことが議論されたのは、二度目の巡幸が実現し北京の地位は次第に高まっていたとは

いえ、重要な決定は京師の南京でなされるべきとまだ考えられていたからである。翌年十五年二月には、いよいよ宮殿建設を担当する繕工のポストが設けられ、泰寧侯陳珪がその長官に命じられた。陳珪はその後、北京行後軍都督府事の兼掌を命じられており、工事は引き続き北京行後軍都督府を中心に進められた。六月に入ると、いよいよ奉天殿と乾清宮の宮殿建設が始まり、十八年末に至り工事が完成した。宮殿の完成が目前に迫った十八年九月、行在欽天監が明年正月元旦に、新たに完成する宮殿で朝賀の儀式を挙行することを上奏して裁可された。ただちに、行在戸部尚書夏原吉を南京に派遣して皇太子を北京に呼び寄せる措置をとった。十一月には、帝は明年新殿で朝賀を受ける旨の詔を全国に発した。明けて十九年正月元旦、計画どおり朝賀の儀式が完成したばかりの奉天殿で盛大に挙行された。早朝、永楽帝は儀式に先立ち自ら太廟にいたり、徳祖以来太祖までの五廟の太皇と太后の神主を奉安した。皇太子には、天地壇に昊天上帝と厚土皇地祇の神主を、皇太孫には、社稷壇に太社と太稷の神主をそれぞれ奉安させた。

なお、遷都以前の帝の北京滞在期間に注目すると、第一次では天寿山造営、第二次では西宮建設、第三次では奉天殿の完成による朝賀の決定と、遷都が実現する過程でそれぞれ重要な決定が下されていることが判る。巡幸は、単なるパレードとしての意味にとどまらず、帝自らが北京で営建工事を推進していく、いわば「促進剤」としての役割を果たした。巡幸期間中は、帝はこれらの重要な決定を、帝の独断もしくはせいぜい扈從した行在官や近侍の官に謀っただけで進めることができた。従って、両京体制下にあつて北京巡幸という「装置」自体が、遷都プロジェクトのインシアテイヴを帝が確保するうえで、極めて重要な役割を果たしていた。

第四章 「北京巡狩と南京監国」では、北京巡幸中の永楽帝と、南京で監国として留守をまもる皇太子との政治面の権限の分割の実態を考察した。北京巡幸は、第一次（永楽七年二月〜八年十一月）、第二次（十一年二月〜十四年

十月)、第三次(十五年三月、十八年十二月)の三回で、合計すると九年に近くに及んだ。巡幸に際して定められた〈巡狩事宜〉や〈留守事宜〉の検討を通して、権限の分割がどのように規定され、それが回を重ねるごとにどう変化したかについて検討した。その結果、等しく「巡狩」とはいえ第一次・第二次巡幸と第三次とでは、皇太子監国の政治的意味合いが変化していたこと、名称上はまだ北京は行在にとどまっていたものの、遷都を目前にひかえた永楽十五年の〈留守事宜〉では、事後報告を含めて、情報のすべてを巡幸先北京の皇帝のもとに集中させる体制の確立を強く企図していたことを明らかにした。しかしながら、『宣宗実録』に見える十七年に刑科右給事中李能が奏本を勝手に南京に留め置いたかどで処刑された事実は、これらの〈留守事宜〉の規定にもかかわらず第三次巡幸の段階でも、あらゆる奏本を北京にすべて集中する体制がまだ確立していなかったことが確認された。

永楽帝の在位期間の半分を占めた北京巡狩と皇太子の南京監国は、洪武年間以来の南京⇨京師体制を改め、遷都を実現するための必要不可欠な過渡的な措置であった。これにより情報が二元化し権力の分立をもたらし、その結果として、帝と皇太子の間に不和や対立を生じやすかった。この意味において、十九年元旦、奉天殿での朝賀の儀式を挙行するに先立って、皇太子と皇太孫を南京から北京に呼び寄せた措置は、七年以来の北京巡幸と南京監国体制を最終的に清算するものであり、楹円の二焦点の如くに北京と南京とに分立していた権力を新たに北京において統合することを象徴的に示す出来事であった。

第五章 「南京遷都」では、北京遷都から数えて四年後に新たに即位した洪熙帝によって南京遷都の決定が下され、北京の官庁には再び「行在」の名称が附されるに至る歴史的経緯を考察した。ここでは、十九年正月元旦、北京の奉天殿で朝賀の儀式が挙行されて遷都が実現した三ヶ月後の四月八日に発生した三殿焼失の火災から、洪熙元年三月に

洪熙帝が南京遷都を決定するまでの政治過程を一連のものとして分析し、遷都後のこの時期に首都北京をめぐる地位が動揺していた事実を明らかにした。この火災の出火原因については、『太宗実録』をはじめ中国側の編年史料には明確な記述を欠くが、朝鮮の『李朝実録』世宗卷一二の記載によれば、落雷によるものであった。奉天殿は、皇帝の「正朝の殿」であり、群臣に向かって政令を発するところであった。この場所が最初に落雷を被ったのは当時であった。天譴」としてとらえられ、まさに非常事態であった。火災から一日をおいて十日日に、帝は文武の群臣に命じて天意を回すべく、被災の原因となった自らの政治の至らぬ点を逐一条陳するよう勅諭を出した。勅を奉じて官僚たちから出された上奏の多くは、公然と北京遷都の不都合に言及していた。「奉勅陳言」というフォーマルな機会を与えられて、遷都への批判が殺到した。翰林院侍講鄒緝鄒緝の「奉天殿災疏」は、より直截的な表現で北京建設の問題点を摘出し、建設工事の停止、遷都したばかりの北京から一時南京への帰還を求めている。また北京建都の不便を指摘するのに最も過激であったとされる吏部主事蕭儀の上奏も、彼の文集『襍線集』によれば、鄒緝の上奏と同じく帝の南京への帰還を求めるものであった。翌十三日、帝は、天意に依えて二〇項目からなる民の不便や不急の負担を停止する詔を出した。内容を検討すると、その中には鄒緝らの提案の多くが取り入れられている。忽卒に出された感のあるこの詔は、遷都をめぐる論議がこれ以上蒸し返されるのを避け、はやばやと幕引きを図ろうとするものであった。実録等を見る限り、これ以後には遷都に対する批判が上がっていないのは、問題が解消されたわけではなく、永樂帝の在位中は、帝の強権の下で押さえつけられ、深く潜行していたためであった。その後、永樂帝はモンゴル親征を積極的に進め、二十年、二十一年、二十二年と、その死に至るまで連年モンゴル親征を繰り返している。この時期、三殿焼失により遷都をめぐる国内的世論の動揺が表面化する中で、帝が執拗に親征を継続したのは、その成功により、揺るぎ始めた華夷両世界の中心としての北京の地位に対してあらためて確固とした正当性を附与しようとしたため

あった。

はかばかしい戦果を挙げることなく終わった二十二年のモンゴル親征の帰途、楡木川で永楽帝が死去し、代わって洪熙帝が即位すると、事態は急展開を見せた。新しい皇帝の下で、すぐさま政治の刷新が図られ、南京還都が計画されたからである。洪熙元年三月二十八日に、帝は南京還都を正式に決定した。北京の中央官庁には再び「行在」の二字が加えられ、北京行部と北京行後軍都督府も復活した。四月四日には、洪熙帝は遷都以来荒廢の目立ち始めていた南京皇城の修理を命じた。その翌日に南京太監王景弘に対し明年春と南京帰還の具体的時期が示された。しかしそれから数日の十一日、帝の容体が急変して翌日、帝は急逝した。その死は、南京還都の公式決定からわずか四〇日あまりで、遺詔の中にも還都のことが明言されていた。

第六章 「洪熙から宣徳へ」では、洪熙帝の南京還都の決定が、あとを嗣いだ宣徳帝のもとで反故にされ、あらためて北京定都に向けて軌道修正されていく過程を分析した。まず洪熙帝が南京還都を決定するに至る背景として、永楽遷都の時点では漕運など物流面の改善が未解決のままに残されていたことを明らかにした。仁宗洪熙帝は、このために营造と外征に明け暮れた永楽晩年の政治の混乱を調整すべく、即位の詔で、「西洋」下りの宝船や、雲南・交趾での金宝や香料の採辦、各地の閩辦課程の廃止を打ち出した。調整策は功を奏して、これが後世「仁宣の治」と称される理由となった。しかし皮肉なことに、帝が意図していた還都にとつては、調整策はマイナスに作用した。というのは、これらの調整策により、還都を期待する人々の不満が一定程度吸収され、還都を求める世論の物的基礎を足元から切り崩し始めたからである。

洪熙帝の死に際して、南京留守のため不在であった皇太子が急遽北京にもどって、即位した。宣徳帝の即位当初の

政治は、皇太后の後見のもと先帝の遺詔遵守を前面に打ち出したが、南京還都に関しては早い段階から軌道修正が図られていく。当該時期の実録を繙くかぎり、先帝の遺詔である南京還都決定の取扱いをめぐって朝廷で正面から論議がなされた形跡はない。しかし、南京ではなく北京西北の天寿山に洪熙帝の献陵を建設したのは、還都棚上げのための第一段階となった。漢王高煦の「反乱」を平定した宣徳帝は、三年以降南京皇城の修理工事の中止する一方、八月重臣を集めた会議をへて北京行部と行後軍都督府の廃止を決定して、先帝による南京還都の決定の反故を次第に明確にしていく。これに先立ち五月に行在工部尚書らを四川や湖広に木材調達に派遣したのも、焼失した三殿二宮を再建するためであった。

第七章 「北京定都」では、前章に引き続き宣徳から正統年間に至る三殿二宮の再建と、首都空間整備の過程を考察した。宣徳年間に営造工事を再開するにあたって、軍匠の編成方法が問題となり、工事の主要な労働力となる武功三衛が増設整備された。中央官庁では、まず行在礼部が大明門の東側に建設された。最初に行在礼部が建設されたのは、重要な国家祭祀や内外の朝覲に関係するためであった。その後、正統元年末から二年春にかけて、三殿二宮や京城九門の城楼、および中央諸官庁の建設プランが作成された。乾清宮の修復工事に続き五年三月六日には、奉天・華蓋・謹身三殿と坤寧宮の再建工事も始まった。六年九月に三殿二宮が完成し、十月末日に帝は居を大内の乾清宮に移した。翌十一月朔日、帝は再建された奉天殿で初めて群臣の朝賀に臨んだ。奉天殿で朝政が行われるのは、十九年四月の三殿火災以後、「正朝」の場を焼け残った奉天門に移していたから二十一年ぶりのことで、三殿焼失以来の北京の地位をめぐる動揺はこれにより最終的に清算されることとなった。これ以後、北京の諸官庁はもちろん個々人の官名から「行在」の名称が取り除かれ、北京は名実ともに京師となった。

三殿二宮の再建後も、北京では中央官庁の建設ラッシュが続いた。これまで中央官庁は、行在礼部を除いて、永楽年間の巡幸時以来の旧官庁を利用していた。これらの建物の多くは元の大都以来の建物を利用したもので、諸官庁は城内に無秩序に散在していた。これを大明門の左右に集中させ、しかも文武の二大系統に振り分けて配置したので都城の象徴性がより高まった。

十四年（一四四九）にモンゴル親征に出陣した英宗正統帝は、北京の西北にある土木堡でオイラト部の也先軍^{エゼン}の捕虜となった。この知らせが八月十六日夜半に宮中に伝えられると、京師は大混乱に陥った。首都防衛をめぐる朝廷の会議では、翰林院侍講徐理（のちに有貞と改名）のように南遷を提案する者も現れた。しかし人心が動揺する中であつて、南遷の議が大勢とならなかつた背景には、宣徳・正統年間に進められた宮殿や城壁・城濠を始めとする首都空間の整備のもつ意味が大きかつた。この時点では、永楽十九年の北京遷都以来すでに三〇年近い歳月が経過し、北京は首都としての実質を十分に備えつつあつたからである。

附篇第一章 「明初北京への富民層強制移住について」は、永楽帝が北京遷都の準備をすすめる中で実施したいいわゆる「富戸」移徙の問題について考察した。靖難の役により帝位を篡奪した永楽帝は、南京と北京の両京体制創始の直後に、南直隸・浙江・江西など江南各地から北京へ約三〇〇〇戸の富民の強制移住を実施した。進士題名碑録や墓誌銘等の伝記史料によりはじめて個々の移住者の一部を明らかにして分析を加えた結果、対象となつた移住者は、明会典に見える規定とは異なり、実際には農業経営による大土地所有者が多く選出されていたこと、彼らは移住に際し、一族を挙げての移住が強制されておらず、単婚家族や単身で移住する場合が多かつたこと、新たな移住地は、北京城北部の徳勝門や安定門周辺の地域であり、そこで農業や商業経営により生計をたてたこと、国家は、移住者を北京城

附郭の宛平・大興両県の富戸籍に付し、廂長として主に官庁の差役や物品負担を課す一方、廂内の行政管理的徭役の担当を通して行政機構の末端に位置づけようとしたことなどを明らかにした。しかし現実には、移住者及びその後裔たちの軌跡を辿ることによって明らかかなように、国家の苛酷な収奪の下で移住後一世代を経るころより富戸の逃亡や没落が問題化した。移住後約一〇〇年の間を限れば、富戸籍の進士合格者の例に見られるように科挙制度を媒介として官僚化する例も多く、没落と上昇との「両極分解」の過程が進行した。

附篇第二章 「明末清初期の諸史料にみえる燕王府Ⅱ西苑所在説の再検討」では、第二章で十分に論及できなかった明末清初期の諸史料をもとに、燕王府Ⅱ西苑所在説の系譜とその定着した背景を考察した。明代後半に至って朱国禎の『湧幢小品』によって燕王府Ⅱ西苑所在説が唱えられて以降、清代になると欽定の『日下旧聞考』にも収められ、この説が定着した過程を明らかにした。とはいえ、朱国禎がこのことを指摘したのは万暦末年のことであり、その説も具体的な根拠が提示されていたわけではなかった。これに対し、『世宗実録』などの史料によれば、西苑に居を移した嘉靖帝嘉靖帝はもちろん帝の側近くに仕える内閣大学士や翰林院の官によって、西苑は永楽帝の潜邸としてではなく永楽帝の西宮の所在地として認識されていたことを明らかにした。

以上、本書で考察してきたように、明朝における南京から北京への首都移転問題を考えるにあたっては、南京と北京の両京体制の創始 ↓ 北京遷都 ↓ 南京還都 ↓ 北京定都という一連の過程に着目する必要がある。太祖朱元璋が金陵（南京）で政権を樹立し、歴代の王朝では初めてここに国都を置いて全国を統治して以来、靖難の役に勝利した永楽帝による北京昇格による両京体制の創始、これに続く三度の北京巡幸をへて、在位二〇年目にしての北京

遷都の断行、あとを嗣いだ洪熙帝の南京遷都の決定、さらに正統年間の北京定都というように、草創期の明王朝の政治的中心は、振り子のごとく南北に揺り戻しを続けた。かかる揺り戻しの存在は、南京を京師とする体制がすでに固まりつつあったことや、モンゴル勢力を北に追いやった漢族王朝の明朝が元朝の大都（現在の北京）に都を移すことの困難性を示している。従って、両京体制の創始から遷都の断行までの約二〇年と、その直後の三殿焼失によって引き起こされた北京の地位の動揺と南京遷都の決定から北京定都までの約二〇年、あわせて四〇年にわたる長い歲月は、太祖以来の南京＝京師体制を改め、モンゴルのな要素を色濃くもつ大都を明朝社会が受け入れていく過程でもあった。

北京遷都の困難性は、それだけにとどまらなかった。そもそも、古代より黄河流域に統一国家を形成してきた中国では、三国・南北朝時代以降、長江以南の河谷平野やデルタ地域の開発が進み、経済的重心が次第に東南に移動し始めた。五代以降北宋にいたる王朝の多くが、都を開封に定めたのも、こうした経済的重心の変化をふまえたものであった。その後、近世社会をむかえると、長城外の北方民族が軍事的優位のもとに遼・金・元朝を樹立し、農耕地域と遊牧・狩猟地域との境界線上に近い現在の北京に都を移した結果、漢族政権は江南に追いやられた。中華本土は、ちやうど黄河と長江の間を流れる淮河によって、地理的に北と南に分けることができる。年降水量一〇〇〇ミリメートルを境に、これを下まわる淮河以北は粟や小麦を中心とした旱地農法地帯であり、これを上まわる淮河以南は水稻を中心とした稲作地帯が広がる。この地理的差異のほかにも前述した近世以来の歴史的要因も加わって、南北分裂の政局が再現していた。

かくして北方民族の台頭によって分裂の時代を迎えた中国社会は、軍事力にまさる「北」と生産力の「南」というように政治と経済の分離を長期にわたって余儀なくされた。唐王朝滅亡から数えれば、三〇〇年以上にわたって続いたこうした「第二次南北朝」ともいわれる分裂の形勢は、世祖クビライの率いる元朝政権によって領土的統一が成し

遂げられた。しかし、元朝治下の九〇余年間にあっても、社会の底辺ではまだ分裂時代の遺制がなおも温存されていた。これは、元朝が華北の「漢地」に税糧・科差の法、江南に兩税法というような南北で異なった税法を施行したことも端的に示されている。このため、南北に引き裂かれた社会の統一の課題は、モンゴル支配に終止符を打った明朝政権にあらためて引き継がれることになった。南北の境界線上を流れる淮河のほとりで生を享けた朱元璋は、まさにこの課題を引き受けるべき宿命を背負っていたといえよう。

とはいえ「江淮の子弟」とも呼ばれる淮河上中流域の同郷集団とともに南下し、長江をわたって南京に根拠地を置き権力を樹立した朱元璋政権は、当初「南人政権」としての性格を色濃くもっていた。皇帝権力の強化は、専制権力それ自体が要請するものである。これは、建国の功臣や江南の地主層に支えられた南人政権からの脱皮によって可能となる。洪武帝がこの脱皮を正統化するために掲げたのが、前に述べた南北に引き裂かれた社会の統一、すなわち南北一体化という課題であった。郷里の濠州（のちの鳳陽）を「中都」と命名し、洪武二年から始まり八年の突然の中止までつづけられた中都建設は、洪武帝がこうした課題の実現を強く意識していたことを端的に示している。また里甲制の全国的施行とこれを基礎とした夏税・秋糧の徴収も、明朝が元朝より受け継いだ南北一体化という課題を実現するための一つの処方箋であった。

しかしながら、洪武帝が中都を建設しようとした江北地方は、長く続いた南北分裂により社会的に疲弊しており、新たに都を建設するには多大の困難を伴った。洪武帝政権は、さまざま制約から中都建設を途中で断念し、洪武十一年に南京を正式に首都と定めて以降、南京Ⅱ京師体制にあらためて回帰していった。この南京Ⅱ京師体制が十全に機能するためには、北辺への軍事力の配備は不可欠であり、このため晋王や燕王を始めとする諸王の軍事的役割が重要となってきたのであった。ここに洪武帝亡き後の燕王による帝位篡奪劇が胚胎する理由があった。

靖難の役で勝利した永楽帝が進めようとした北京遷都は、かつて燕王府が置かれていた北京を中心にして、洪武帝とは逆に北からの南北の一体化を図るものであった。その結果として、経済的重心の東南移動の趨勢とは逆に、南北分裂時代をへて拡大した中華世界の政治的中心も北徙せざるをえなかったのである。北京は、いうまでもなく南北分裂時代の「北朝」政権の中核都市であった。分裂以前よりさらに北に政治的中心を移す永楽帝の選択は、直接的にはモンゴル皇帝クビライによって建設された元朝の大都を継承したものであった。拡大した中華世界が農耕社会にとどまらず遊牧社会をも包接する以上、両社会の境界上の接点に位置する北京が選ばれたのは、けだし当然の帰結であった。とはいうものの、東南の経済的重心から遠く離れた北方の北京に政治的中心を置くためには、解決すべき困難な課題が残されていた。永楽十九年の遷都の時点でも漕運など物流面の整備は進んでおらず、奉天殿以下三殿の焼失に端を発した北京の地位の動揺と、洪熙帝による南京還都の決定は、そのことを示している。反面、この経済的重心と北辺に近接する政治的中心とを結合させるべく試みられた宣徳年間以降の漕運の整備を始めとする財政システムの確立は、銀の流通など内部経済における発展の契機をもたすことになった。

洪武帝政権が打ち立てた南京Ⅱ京師体制は、政治の中心と経済の重心との一致を特徴としていたのに対し、永楽遷都以後に出来上がった物流や財政などの「北京システム」は、両者の分離を前提にしていた。南北分裂を実質的に統一した明朝政権が、洪武・建文朝の過渡期をへて、永楽年間に自ら選択したこのシステムは、宣徳から正統年間にかけて整備され、国家と社会の乖離を特徴とする中国近世社会の枠組みもここに完成した。これから約二〇〇年後の一六四四年に、中国東北部で抬頭した満洲族が長城を越えて中華本土に進出する。入関以前に満洲族・モンゴル族・漢族からなる複合多民族政権をすでに形成していた清朝も、北京に都を定めて明朝が造り上げたこの北京システムをそっくり受け継いだ結果、中華帝国の繁栄を一八世紀末まで持続させることができたのである。

〔附記〕

前記の全文データは、二〇〇二年五月二一日東北大学に提出し、二〇〇三年三月六日付けで博士（文学）の学位を授与された論文『北京遷都の研究―近世中国の首都移転―』に、学位授与後の同年六月の時点で若干の加筆補訂を加えたものである。

学術的な引用にあたっては、さらに補筆を行ったうえで刊行した『北京遷都の研究』（本文五四一頁、索引等三〇頁、彩色図版一枚、汲古書院、二〇〇四年一月）を参照されることを希望する。

跨越长江，以南京为根据地建立了明朝，当初带有浓厚的“南人王朝”的色彩。皇帝权力的强化，正是专制政权自身所要求的。由建国功臣和地主阶层所支持的南人王朝的转变是可能的。为了使这种转变正统化，洪武帝打着前述的实现被分裂的南北社会的统一，即南北一体化的旗号。把家乡濠州（后为凤阳）命名为“中都”，中都建设从洪武二年开始持续到洪武八年突然中止，洪武帝实现这一课题的强烈愿望显而易见。另外，在全国实行里甲制，并以此为基础征收夏税、秋粮，也是明朝继承元朝而实现南北一体化这一课题的一个步骤。

但是，洪武帝要建设中都的江北地方，因长年持续的南北分裂，社会疲蔽，重新建都遇到很大的困难。洪武帝由于各种限制，中都建设半途而废，洪武十一年正式定都南京以后，重新回归南京—京师体制。为了完善南京—京师体制的机能，加强北部边疆的军事力量是不可缺少的，因此，以晋王和燕王为代表的诸王侯的军事作用十分重要。洪武帝死后，由燕王导演的篡夺皇位剧，其原因就在于此。

靖难之役获胜的永乐帝迁都北京，与洪武帝相反，以燕王府曾经所在的北京为中心，谋求南北的一体化。其结果与经济重心向东南移动的趋势相反，经过南北分裂时代而扩大了中华世界，政治的中心也不得不北移。北京是南北分裂时代“北朝”的中心城市。与分裂以前相比，政治的中心重新北移，永乐帝的选择直接继承了由蒙古皇帝忽必烈所建立的元朝大都。扩大了中华世界既有农业区域，也包括游牧区域，选择位于两者交界处的北京，应该是理所当然的归结。尽管如此，为了将政治的中心置于远离东南经济重心的北京，遗留下许多尚未解决的难题。永乐十九年迁都当时，还没有进行漕运等物资流通方面的整备，奉天殿为主的三殿被烧毁，导致北京地位的动摇和洪熙帝决定还都南京完全说明了这一点。另一方面，宣德年间以后，试图使经济的重心和靠近北部边疆的政治的中心相结合，以漕运整备为主的财政体系的确立，成为银的流通等内部经济发展的契机。

洪武帝建立的南京—京师体制，以政治的中心和经济的重心相一致为特征，而永乐迁都以后所形成的物资流通和财政等“北京体系”，则以两者的分离为前提。实际上实现了南北统一的明朝，经过洪武、建文朝的过渡期，永乐年间亲自选择了这个体系，宣德到正统年间作了完善，从而建立了以国家和社会的背离为特征的中国近代社会的框架。大约二百年后的一六四四年，在中国东北部抬头的满族，跨越长城进入中华本土。入关以前，已经由满族、蒙族、汉族等多民族组成的清朝也定都北京，全面继承了明朝所建立的北京体系，使中华帝国的繁荣一直持续到十八世纪末。

中文提要

北京迁都研究

如本书所述，在考察明朝从南京迁都到北京的问题时，需要着眼于南京和北京两京体制的形成 → 迁都北京 → 还都南京 → 定都北京这一系列过程。

自太祖朱元璋在金陵（南京）建立明朝，历代王朝第一次在这里建都统治全国以来，靖难之役获胜的永乐帝升格北京形成两京体制，其后连续三次巡幸北京，在位第二十年断然迁都北京，继位的洪熙帝决定还都南京，正统年间又定都北京，初创时期明朝的政治中心，一直摇摆于南京与北京两地。这种摇摆的存在，表明南京为京师的体制已经形成，以及汉族王朝的明朝，驱逐了蒙古势力，迁都于元朝大都（现在的北京）的难度。因此，从两京体制的形成到断然迁都大约二十年，随后由于三殿的烧毁而引起了北京地位的动摇，从决定还都南京到定都北京大约二十年，前后经历了四十年的漫长岁月，这也是明朝社会，自太祖以来，改变南京 — 京师体制，接纳带有浓厚的蒙古色彩的大都的过程。

迁都北京的难度，不止于此。本来，自古以来在黄河流域形成的统一国家—中国，在三国、南北朝时代以后，随着长江以南的河谷平原和三角洲地区的开发，经济的重心逐渐开始移向东南。五代以后到北宋的各王朝，大都定都开封，也是由于这种经济重心的变化。到了近代社会，长城之外的北方民族以军事上的优势，建立了辽、金、元朝，迁都于农业区域和游牧、狩猎区域交界的现在的北京，最终使汉族王朝远离江南。中华本土，恰好由奔流于黄河和长江之间的淮河，从地理上划分为北方和南方。以年降水量 1000 毫米为准，低于 1000 毫米的淮河以北，是以谷子、小麦为主的旱地耕作地区，高于 1000 毫米的淮河以南，是以水稻为主的稻作地区。除了地理上的差异之外，加之前述的近代以来历史的原因，重新出现了南北分裂的政局。

于是，由于北方民族的抬头而面临分裂时代的中国社会，军事上强大的“北方”和生产力占优势的“南方”，政治和经济不得不长期分离。从唐朝灭亡算起，持续了三百多年，被认为是“第二次南北朝”的分裂局面，由世祖忽必烈所建立的元朝完成了领土的统一。但是，在元朝统治的九十多年间，社会的底层还存在着分裂时代的残余。其明显地表现是南北实行不同的税法，元朝在华北的“汉地”实行粮税、科差之法，在江南实行两税法。因此，结束了蒙古统治的明朝，重新继承了被分裂的南北社会统一的课题。可以说，出生于南北交界淮河之畔的朱元璋，确实应该肩负使命承担这一任务。

尽管如此，朱元璋和被称为“江淮子弟”的淮河上中流域的同乡集团一起南下，

A Historical Study of the Capital Transfer to Peking in the Ming Dynasty

by ARAMIYA Manabu

Contents

Introduction

Chapter 1 The Dispatch of the Crown Prince to Shan-xi in 1391 (Hong-wu 24)

Chapter 2 Some Problems Concerning the Yan-wang Fu in the Early Ming Dynasty

Chapter 3 A Four-stage Periodization of the Capital Transfer Projects to Peking during the Yong-le period

Chapter 4 The Yong-le Emperor's Stay in Peking and the Crown Prince's Regency in Nanking

Chapter 5 The Destruction of the Feng-tien Pavilions by Fire in April, 1421 (Yong-le 19) and the Decision of the Capital Transfer back to Nanking during the Hong-xi period

Chapter 6 The Nonfulfillment of the Hong-xi Emperor's Decision during the Xuan-de period

Chapter 7 The Re-appointment of Peking as the Capital during the Zheng-tong period

Appendix 1 The Forced Migration of Wealthy People (Fu-hu) to Peking in the Early Ming Dynasty

Appendix 2 A Reinvestigation of the Location of the Yan-wang Fu in the Early Ming Dynasty

Appendix 3 The Chronological Table of the Capital Transfer to Peking

Conclusion

Summary in chinese